

日本隨筆大成

第二期 卷三

日本隨筆大成第二期卷三

收載書目

宮内省御用掛
文學博士 關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士 和田英松先生

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成第二期第三卷

凡例

本集には、兎園小說餘錄、兎園小說拾遺、保敬隨筆、梅園拾葉、新著聞集、雉岡隨筆、三養雜記、淸風瑣言、尤雙紙、近世奇跡考の十種を收む。

兎園小說餘錄　二卷　瀧澤馬琴編

兎園小說拾遺　二卷　同

この兩書は、第二卷所收の兎園小說外集、兎園小說別集と同じく、兎園會斷絕以後、馬琴の編集せしものにて、その內容も、當時の巷談、奇事、異聞を輯めたるものなり。

保敬隨筆　一卷　小泉保敬

伊勢內外宮神職のこと、伏見稻荷社のことを始め、神事、佛事、故實等に亘りたる短篇の漫筆にして、希覯書なり。所收本は當編輯部所藏寫本に據れり。

著者、姓は平。文化、文政頃の人にして京都に住す。その歿年を詳にせず。本書の外に元長神器動座私考の著あり。

梅園拾葉　三卷　三浦梅園

記事、論説、物語、應答等、十餘項の筆札を輯錄せるものにて、その中、戯示學徒の一篇は、洽く世に知られたり。刊本には梅園叢書一名拾葉と題し、本集卷六所收のものを第一集とし、これを第二集とせり。加藤修子睦輯とありて、拾葉の書名その實に稱へり。天明元年秋の自序、翌二年九月小野春樹の跋文あり。浪華書肆文海堂、宋榮堂合梓す。

著者の小傳は、本集第一期卷六所收の「梅園叢書」の解題の下に記せり。

新著聞集　十八卷（八冊）　著者不詳

全卷を、忠孝、慈愛、酬恩、報仇、崇行、勝蹟、勇烈、佞奸、祟厲、奇怪、執心、寃魂、往生、殃禍、才智、淸直、俗談、雜事の十八篇に分ち、古來の珍談奇説、舊事遺聞を蒐錄したるものにて、古今著聞集に倣へるものなり。寛延二年己巳印行す。書林は崇山堂とあり。

雉岡隨筆　二卷　五十嵐篤好

著者の序言に「紫のゆゑある人々のいへりしことなど、をかしとおもひて、書つけおきたるが、きのふけふのやうにおぼゆれど、かぞふればいと遠くなりぬるもあり、かゝることとの葉どものゆかしきにつれ、わがなま／＼なるさへ捨がたくなりて、二ツ三ツ五ツ六ツとつみとるほどに、結るばかりにはあらねど、たゝう紙にはあへずぞなりにける」とありて、讀書見聞の際考へ浮べる、言語、歌文、その他の雜説を記述せるものにて、往々前人未發の創見あり。就中、枕詞の説、戀つゝあらばの解釋、霖禁(ながめいみ)の説は尤も精詳にして、學者の參考に資すること大なり。安政五年三月脫稿す。所收本は無窮會神習文庫本に據り、更に著者の嗣子五十嵐政雄氏の藏本を以て補正せり。玆に記してその厚意を謝す。

著者篤好(あつよし)（一に厚義とも書く）は、幼名小五郎、長じて小豐次、後に父の名を襲ぎ孫作と改む。臥牛齋

と號し、また香々瀬、鳩夢、雉岡、鹿鳴花園號の別號あり。寛政五年十二月十六日越中國礪波郡内島村に生る。文化八年十九歳の時、父の職を襲ぎて十村職を命ぜらる。文政二年父と共に職を免ぜられ、能登國島地に流さる。その謫居中、本居翁の著書を讀みて、初めて國學に志す。是より先、算法を石黒信由に學ぶ。赦免の後、礪波郡惣年寄役を命ぜられ、扶持高十石を給せらる。初め本居大平の門に入り、又富士谷御杖の門に入りて國學を修む。同十二年望月幸智に就いて言靈の奥義を受く、この間常に力を農政に致し、耕作に從ひ、開墾に力め、藩政の諸問に答へ、或は進んで意見を上陳せること多し。晩年に至り戸板組裁許を命ぜらる。文久元年辛酉(二五二一)正月二十四日を以て金澤に病歿す。年六十九。著す所、本書の外に雉岡隨筆續編、歌學初訓、歌學次訓、歌學三訓、富士谷御杖歌文集、湯津爪櫛、伊勢物語披雲、天朝墨談、新器測量法、口米考、高免考、苗代名義考、耕作仕樣考等、其の他農政に關するもの多し。(五十嵐篤好翁年譜を參取す)

二　養雜記　四巻　　山崎美成

博聞多識なる著者の見聞せる珍説異聞、世態人情、音曲遊戲、詩歌俳諧等を記述し、趣味多き隨筆なり。その內容は、巻一元日にハゼをまくより鯨帶に至る三十三項、巻二小唄より四萬六千日に至る三十四項、巻三塙撿挍小傳より三國一の醴に至る三十八項、巻五賴朝卿放ちたまふ鶴より行基菩薩の遺誡に至る三十三項あり。書名の三養は著者の家號を三養居と稱するに據れり。その三養とは、東坡居士の三養說に、一曰、安レ分以養レ福、二曰、寛レ胃以養レ氣、三曰、省レ費以養レ財とあるに基づく。天保十年九月小野那賀伎の序あり。江戸書林下谷御成道靑雲堂英文藏版行なり。

著者の略傳は、本集第一期巻九所收「世事百談」の解題下に記述せり。

淸風瑣言　二巻　　上田秋成

煎茶の普及に盡瘁せる著者が、茶の沿革、品種、製法、煎法、器具等より貯藏法に及び、煎茶の法式要道を説けるものなり。卷頭に、器具十種を掲ぐ、寛政六年七月村瀬栲亭の序及自跋あり。寛政六年甲寅仲冬刊行す。書肆は平安中川藤四郎、鵜鶘惣四郎、小川源兵衞、淺井莊右衞門、浪華澁川清右衞門等なり。

著者秋成、通稱は東作(一に藤作に作る)、初は御園といひたりしが如し。無腸、休西、鶉了等の號あり。家號を餘齋、三餘亭(又三餘齋ともいふ)、鶉居(又鶉廼家ともいふ)等といへり。氏を修して阮といふ。蓋し上田氏は源姓(多田源氏)なれば、その音の同じきを假りしものなるべし。その素姓は明かならず。或は本姓を田中氏といふと雖も、共の據る所を詳にせず。大坂曾根崎の出なることは、世に汎く傳ふる所なり。四歳にして生母を失ひ、堂島の上田氏に養はる。夙に俳諧に遊び、高井几圭に就きて教を受く。漢學は自ら五井の流を汲むといひ、また大坂の儒者都賀庭鐘に學べりといふ。和歌は早くより學びたりしが、契沖の著述を見るに及びて悟る所あり、その學大に進みたりきといふ。偶々縣居門下の加藤宇萬伎の大坂城の定番として下坂するに會し、その門下となる。安永二年(四十歳)村居して醫を學び、三ヶ年にして大坂に歸り、醫業を開きたりき。寛政五年京都に移住し、村瀬栲亭、松村月溪と最も親交あり。殊に煎茶に就きては、栲亭と共に、その普及に努力し、また清水の陶工六兵衞をして、自己の趣味に從ひ、茶垸風爐等を作らしめ、又自己も土を取りて茶器を製したりき。かくの如くにして、數年を出でずして、煎茶の道、都鄙に普及せり。後世秋成を目して、煎茶道の中興となすは故なきに非ず。文化六年己巳(二四六九)伏見稻荷の祠官羽倉信美の家に移り、その六月二十七日遂に歿す。年六十七なり。法諡を三餘齋無腸居士といふ。南禪寺側西福寺に葬る。墓尚儼存す。諸藝聞耳世間猿。世間妾形氣、雨月物語、也哉抄、靈語通、冠辭考續貂、藤簍冊子、膽大小心錄等あり。その他寫本は上田秋成全集に收めたり。(上田秋成全集に據る)

尤雙紙（もつとものさうし）　二巻　　著者不詳

淸少納言の枕草紙に傚へる漫筆にして、その內容は、上卷に、ながきもの、みじかきもの、たかきもの、ひくきものより、ふときもの、ほそきもの、とをるもの、かへるもの等に至る相對の四十項。下卷に、ひくもの、さすもの、物のかしら、用ひらるゝ物等より、名所俳諧、日出度物等に至る四十項あり。書名は、その序に「よろこびながきとしのころかとよ、これかれあつまりて、かの淸少納言が、まくらさうしをまねびてかきたる物あり。その名を犬枕（いぬまくら）といへるなり。○中略。右のまき〳〵にかきもらしぬる、ことそぎてかたはらいたき事どもを、とりあつめ、此狂言となせる物ならし。しかるに今はたしきたへのまくらといふ名をかたどらん事は、神慮もおそろし、さはありといへ共、おもかげのいさゝかかよふなるをとて、尤とよむもじの、一方を殘して、尤のさうしと名付侍りぬ」と見えたり。末尾に、「寬永甲戌六月吉日書舍中野氏道伴刊行」とあり。續群書類從雜部百三十八及び近代文藝叢書第六冊に收めたり。

近世奇跡考　五巻　　山東京傳

市井に傳ふる近古の事物に就き、圖畫を揭げて之を論證し、倂せて畫家俳人を始め、力士俳優等の逸話を輯めたるものにて、骨董集と共に、江戶風俗史硏究の好資料なり。文化元年五月龜田鵬齋の序、及び一枝の題言あり。鵬齋の序言には古今奇跡考とあり。もとの書名ならんか。溫知叢書第八編に收めたり。

著者の略傳は、本集第一期卷八所收「骨董集」の解題下に記述せり。

日本随筆大成

第二期第三巻目次

兎園小説

餘錄

兎園小說餘錄 目次

第一

〔割註〕此小說は、官府の事又は殺伐の事などは、しるすまじきとて、初より社友と定めたれども、別集以下獨撰に至りては、それにしも拘らず。世に殺伐の事なるも、亦勸懲の爲なれば、捨ずして錄したり。されば憚るべきすぢ多かれば、叨に人の見ることをゆるさで、いよゝ帳中の祕となすのみ。あなかしこ〳〵。壬辰閏月中浣、

第二

兎園小說餘錄 第一

○佐州在町孝行奇特者の儀申上候書付

岡松八右衞門
金澤瀨兵衞

佐州加茂郡關村 觀音堂寺 淨 入 當未七十七歲

右淨入儀、奇特成取計有ㇾ之趣相聞候に付、寛政十午年十一月、在勤鈴木新吉相糺候處、近郷道橋等取繕、往來の助に相成候樣心懸候趣、奇特の儀に付、褒美として鳥目七貫文差遣候段、文化四卯年十二月申上置候處、其後、次第に老衰いたし、托鉢も相成兼、致二難儀一候之趣、無二相違一相聞候に付、同五辰年五月、在勤土屋長三郎相糺候處、是迄奇特を盡候も有ㇾ之に付、一生の內爲二手當一、一ケ年鳥目四貫文宛差遣申候。

佐州羽茂郡松ケ崎村 持高十六石七斗餘 久右衞門 當未四十二歲

右久右衞門儀、奇特の取計有ㇾ之相聞候に付、文化六巳年三月、在勤土屋長三郎相糺候處、村方取締其外村用等、名主之差添世話致し、小前の者共、上納米差支候節は、取替爲二相納一、右之分、追々に取立候樣取計、其上困窮の者へは、相當の見繼致遣、文化辰年溝口鈞之助家來の內、松ケ崎へ出張の節、右久右衞門所持の明家、旅宿に申付候間、宿代被ㇾ下候處、右之內村入用に可ㇾ致旨にて、村仲間へ致二配分一候由、其外、是迄奇特の儀有ㇾ之趣相聞候に付、白銀二枚差遣申候。

右久右衞門儀、文化七午年三月、澤崎村一村燒失に付、一統難儀に及び候處、飯米其外器物等、夫々差遣救ひ候趣相聞候に付、同年八月在勤、岡松八右衞門相糺候處相違無ㇾ之、奇特の儀に付褒置申候。

佐州雜太郡竹田村　持高八石一斗餘　又　兵　衛　當未五十五歳

右又兵衛儀、孝行者之由相聞候に付、文化六巳年六月、在勤御澤八郎右衛門相糺候處、又兵衛儀、近年病身に相成、百姓稼いたし兼候に付、石臼の目切を致渡世に候處、父又右衛門儀八十歳に相成、及老衰、行歩不相叶候處、所々見物に參度旨申候間、近邊に候得ば背負罷越、遠方の節は竹にて擔籠を拵乘せ致、雇人兩人にて父望の所へ連行、妻子は雜物等持運び、又兵衛留守の節は、妻子共父望の通致遣候旨、全又兵衛孝心を盡し候故、妻子も右背に仕へ、一同奇特の儀に付、又兵衛へ鳥目五貫文、妻あきへ鳥目二貫文差遣申候。右又右衛門儀は去午年病死仕候。

佐州羽茂郡多田村　甚太郎妻　し　げ　當未五十一歳

右しげ儀、奇特者之由相聞候に付、文化六巳年六月、在勤御澤八郎右衛門相糺候處、夫甚太郎儀、五ヶ年來中風相煩罷在、同人父甚兵衛儀、八十二歳に相成及老衰候處、しげ儀、早朝より極晩迄、日雇稼に罷出、又は紡賃仕事、縫の助稼を以兩人を育、食事には被雇先より隙を貰ひ歸宅いたし、兩人へ食事爲致、右に準じ貞實に仕へ、夫數年の病中、懇に致介抱候段、奇特の儀に付、褒美として鳥目五貫文差遣申候。

佐州加茂郡虫崎村　長吉下男　喜　助　當未六十九歳

右喜助儀、奇特者の由相聞候に付、文化六巳年十一月、在勤御澤八郎右衛門相糺候處、幼年の頃長吉祖父代より當長吉迄三代奉公、實體に相勤候旨、右村方の儀は、小村にて人數少に付、他村より幼年の者貰請養育いたし、年頃に相成候得ば暇を取、他村へ立入候者有之、幼年より養育いたし候詮無之候處、喜助儀は幼少より養育に成候恩分忘却不致、數十年奉公實體に相勤候に付、爲褒美鳥目五貫文差遣。

佐州雜太郡相川一丁目江戸澤金五郎借地長助養子
佐州御雜藏小遣　長　次　當未三十八歳

右長次儀、孝行者の由相聞候に付、文化六巳年、在勤柳澤八郎右衛門相糺候處、十五年以前、長助方へ聟養子に相越、御雜藏小遣相勤候處、養父長助儀、六十一歲に相成、年寄候に付骨折業も致兼、養母さつは六十歲に相成、五年以前丑年以來、鼓腹相煩外病差添、久々快氣不レ致、同人妻儀も出產後肥立かね、殊に幼年の子供二人有レ之、厄介多にて取續致兼候に付、長次夏向は烏賊獵等に罷出、晝夜相働、右體困窮の中にて、兩親の者ども朝暮の食事迄、萬端篤く心を用ひ貞實に仕、其上養母并妻子ども小瘡相煩、至て艱難に相暮候處、兩親の者を實着に相勞り候故、親共儀も長次を慕ひ、家内一同睦敷相交、孝心にいたし、殊に小遣も大切に相勤候趣、無二相違一相聞候に付、爲二褒美一鳥目五貫文差遣申候。

佐州加茂郡馬首村　勘兵衛養子　市　兵　衛　當未五十三歲

右市兵衛儀、孝行者の由相聞候に付、文化七午年二月、在勤柳澤八郎右衛門相糺候處、十三年以前、勘兵衛方へ養子に相越、諸事養父の心に隨ひ、無二油斷一致二渡世一、小身の百姓に候得共、養父へ不口由不二相掛一樣心掛、食物等迄氣を付、孝心に仕へ、家内一同睦敷、村内の者へも柔和に交り候趣に付、褒美として鳥目五貫文差遣申候。

佐州雜太郡河原田本町名主　大坂御廻米世話肝煎
持高九石五斗餘　源　右　衛　門　當未五十五歲

右源右衛門儀、奇特の取計有レ之趣相聞候に付、享和三亥年三月、在勤鈴木新吉相糺候處、前年戌十一月地震の砌、町内一統及二難儀に一候に付、貧窮の者共へ夫々飯米等施し相救候趣、奇特の儀に付、褒美として鳥目五貫文差遣候段、文化四卯年十二月申上置候。然處此者儀、一體大坂御廻米世話肝煎申付置候處、致二出精一候趣相聞候に付、同七午年七月、在勤岡松八右衛門相糺候處、河原田御藏納米の儀は、船廻し少々□半園仲筋より、陸附にて差出候間、俵拵等不レ宜、船積并大坂表にて水揚の節、目溢れ有レ之樣相見候處、手入方俵拵等の儀、年々村方へ申教、實着に致二世話一候に付、近年俵拵宜納方果敢

取、右者全源右衛門出精相勤候故の儀、其上平日、町内取扱等も宜敷、小前の者一統歸伏候趣に付、爲ㇾ褒美ㇾ白銀二枚差遣申候。

佐州加茂郡二方潟村　持高八十六石餘　名主　源　五　郎　當未五十五歳

右源五郎儀、孝行奇特者の由相聞候に付、享和元酉年十月、在勤蜂屋源八郎相糺候處、老父へ孝行に仕へ、寢食等の世話も人手へ不ㇾ懸、都て父の心に叶候樣取計、居村は勿論、隣村迄貧窮の者候得ば、米穀等合力いたし候趣相聞、奇特の事に付、褒美として白銀二枚差遣候後、文化四卯年十二月申上置候處、源五郎儀、彌奇特の取計等有ㇾ之趣相聞候に付、同七午年八月、在勤岡松八右衛門相糺候處、老父儀、子年病死いたし候處、其後、他家に混在候兄五郎右衛門病氣にて、歩行等致兼候に付、源五郎日々相越、給物等は勿論諸事心附、睦敷相勞り候旨、青木村傳吉館燒の節、致ㇾ類燒ㇾ候趣及ㇾ承、右家相續、傳吉住居相成候迄、自分入用差加取賄いたし遣、其外、貧家の者共へ不ㇾ相知ㇾ米穀等遣、合力に取續方貧窮者に世話いたし候旨、奇特の儀に付、佐州御役所扇町人井南替筐中村候。

佐州加茂郡二方潟村　持高三十四石餘　久　右　衛　門　當未三十七歳

右久右衛門儀、孝行者の由相聞候に付、文化七午年七月、在勤岡松八右衛門相糺候處、父甚右衛門儀は、妻二男共召連別宅に罷在候間、日々相越父母の安否を承り、作附其外、何事によらず、兩親の心に不ㇾ背樣いたし、他出等致候節は親共へ申聞、親共久右衛門宅へ相越候節は、農業に出居候ても、夫婦共直に罷歸、睦敷噺合いたし、都て致ㇾ孝心に、奇特の儀に付、爲ㇾ褒美ㇾ鳥目五貫文差遣申候。

佐州加茂郡夷町　清次郎悴家大工　和　吉　當未四十八歳

右和吉儀、孝行者の由相聞候に付、文化七午年七月、在勤岡松八右衛門相糺候處、養父清次郎九十二歳に相成、極老に付耳も遠く、起臥等も不自由の處、和吉夫婦のもの共、厚心附入湯に相越度旨申候處、夫婦の者脊負罷越、諸事養父の心に應じ候樣取計候に付、右に准じ子供迄も祖父を大切に相勞り候趣、

全夫婦の者共年來、孝養を盡候故の儀、奇特の儀に付、爲ニ褒美ト和吉へ鳥目五貫文、妻へ一貫文差遣申候。

佐州雜太郡上相川町　かね養娘　ま　さ　當未四十五歳

右まさ儀、孝行者の由相聞候に付、文化七午年七月、在勤岡松八右衛門相糺候處、まさ儀、かね姪に候處、幼年より養娘に相成、かね倶々銀山鏈石撰立候儀、渡世に致候處、養母七十三歳に相成、寅年以來脚氣相煩候に付、困窮の中種々療治差加、晝夜看病いたし、午年に至、快氣致候故、石撰業に罷越度旨申節は、心に不ㇾ背樣脊負相越、諸事致ニ孝行ニ、奇特の儀に付、爲ニ褒美ト鳥目五貫文差遣申候。

佐州雜太郡相川町　下戸町兩替屋　山形屋與惣左衛門　當未四十歳

同國羽茂郡宿根木村　持高三十五石六斗餘　忠　三　郎　當未十六歳

同二十三石五斗餘　勘　四　郎　當未十八歳

同五石二斗餘　久　兵　衛　當未五十二歳

持高十石四斗餘　庄　兵　衛　當未三十歳

右の者共儀、奇特の取計有ㇾ之趣相聞候に付、文化七午年七月、在勤岡松八右衛門相糺候處、同年三月澤崎村一村燒失に付、一統及ニ難儀ニ候處、飯米共外器物等、夫々差遣相救候趣、奇特の儀に付褒置申候。

佐州雜太郡鹿伏村　吉右衛門二男　竹　次　郎　當未二十七歳

右竹次郎儀、孝行者の由相聞候に付、文化八未年閏二月、在勤岡松八右衛門相糺候處、右之者儀、兩親は勿論家内の者へ、平日柔和に相交り、母は六年以前より病氣にて歩行も致兼候處、百姓稼の疲も不ㇾ厭、夜分は致ニ看病ニ、日雇稼に出候ても、暫隙を乞罷歸り、食物迄も厚く心を用ひ、一體實體の者に付、外より養子に貰ひ請度旨申候ても、母病氣快氣不ㇾ致内は、參候儀も相斷、母の心に叶候樣、實着之致ニ介抱ニ、兩親へ孝心に仕へ候趣に付、爲ニ褒美ト鳥目三貫文差遣申候。

佐州銀山山師　秋田權之助下女　な　つ　當未四十二歳

右なつ儀、奇特者の由相聞候に付、文化八未年閏二月、在勤岡松八右衛門相糺候處、十六年以前、權之助親代より壹ヶ年奉公に罷成、主人困窮に付、給銀等格別請取兼候儀も有之候得共、實儀相働、是迄折々縁邊の儀申寄候得共、權之助其外子共、若年に有之、同人母は老年に及び、家事の世話も行屆兼候故、難見放趣を以、縁邊之儀は相斷、手透の節は外にも賃に相傭ひ針仕事等いたし、先々より穀物貰請候得共、權之助勝手向入用に遣候由、都て厚く心を用ひ、主人を大切に存、奉公相勤候趣、卑賤の身分には奇特の儀に付、爲褒美鳥目五貫文差遣申候。

佐州雜太郡上横山村　持高三石六斗餘　仁　右　衛　門　當未四十八歳

右仁右衛門儀、孝行者の由相聞候に付、文化八未年三月、在勤岡松八右衛門相糺候處、老母へ孝行に仕へ、日々百姓稼の儀をも不怠、農業の世話をも人手へ不懸様取計ひ、夜分も厚く致介抱、小身困窮の中にて、食物等格別心を用ひ、妻子共へも孝心に可盡旨常々申付、家内は勿論村方のものへも、柔和に交り候趣、奇特の儀に付、爲褒美鳥目五貫文差遣申候。

右之通御座候。以上。

未四月　　　　岡松八右衛門
　　　　　　　金澤瀬兵衛

○平井權八刑書寫

延寶七未年十一月三日行、

一、平井權八、〔割註〕年不ㇾ知。是は無宿浪人、

此もの儀、武州於大宮原小刀賣を切殺、金銀取候者、品川において磔、

札文言

此者、追剝の本人、其上、宿次の證文たばかり取、剩手鎖を外し缺落仕候に付、如レ此におこのふもの也。

十一月日

○白子屋熊、忠八等刑書寫

白子屋おくま申渡、

松平左近將監殿御指圖、町奉行大岡越前守掛、

一、新材木町庄三郎下女きく、聟養子又四郎へ手疵爲レ負候一件、

新材木町庄三郎下女　き　く　年十七歲

其方儀、主人庄三郎妻つね、何樣に申付候共、主人の事に候得ば、致方も可レ有レ之處、又四郎に疵付候段、不屆至極に付、死罪申付也、

右庄三郎傍輩下女　ひ　さ　年三十二歲

其方儀、主人庄三郎聟養子又四郎へ、疵付候程たゝき候樣に、傍輩女きくへ申勸め、其上、又四郎妻くまへ、手代忠八密通の取次いたし、旁不屆に付、町中引廻し之上、死罪申ニ付之。

右庄三郎下人　忠　八　年三十七歲

其方儀、主人庄三郎養子又四郎妻くまと密通致候段、不屆至極に付、町中引廻の上、淺草において獄門申ニ付之。

右庄三郎娘　く　ま　年二十二歲

其方儀、手代忠八と致ニ密通一候段、不屆に付、町中引廻の上、死罪申ニ付之。

新材木町庄三郎妻　つ　ね

其方儀、養子又四郎に、きく疵付候儀に付、つね事は母子の儀に候得共、惡心を以、巧候より事起り候。依レ之遠島申ニ付之。

享保十二年未二月廿五日落着、

この一件の趣は、近世江戸著聞集といふ俗書に具に載たり。合せ見るべし。

○(頭イ)巣鷹半七、半吉等刑書寫

依田相模守殿御差圖、土屋越前守掛、

南新町與兵衛店　藤八方に居候　半　七

右同町家持　半　吉

右半七儀、手合の者拵、人々名前を偽り、五ヶ所より小兒五人貰請、右養子證文添書謀判いたし、親金都合五兩三分請取、右小兒五人〆殺し、或は半七半土中へ埋、又は舩に乘、川中へ打込、猶地へ捨候も有之。里子に遣置、病死いたし候死骸請取、川へ投げ捨候儀共、人倫に有之間敷仕業、重々不屆至極に付、爲見懲の町中引廻の上、日本橋に三日晒の上、於淺草磔申付之。

右半吉儀、同町藤八方に居候半七、人の名前を偽り、四ヶ所より小兒貰請候口入、又は世話いたし遣、右小兒を半七殺害におよび、或は捨候儀には、申合は不致候得共、半七儀巧を以、色々方便を拵、全親偽り可取小兒どもを貰請候儀は乍存、半七任頼候に、満氏も不存儀を取拵、先々へ申達、養子證文に、偽りの名前有之をも存罷在、半七より受取候判形押し、其半七、餘人の名前を偽候を先方へ引合、禮貰受候小兒の行先をも不存。其上養育金の内、禮錢等受候段、重々不屆至極に付、町中引廻の上、死罪申付之。

○佐野氏賜死記錄

寶曆五亥年五月廿七年落着、曲淵甲斐守掛、

新御番蜷川相模守組　佐　野　善左衛門　二十八歲

右之者儀、去月廿四日於殿中、田沼山城守へ手疵爲負候。亂心といへ共、山城守右手疵にて致相果、

切腹被レ仰旨、松平周防守殿依二御差圖一、於二評定所一大目付大屋遠江守、町奉行曲淵甲斐守、御目付山川下總守立合申渡候間、檢使可二相渡一もの也。

天明四辰年四月三日夕七時、御揃にて於二評定所一、大目付大屋遠江守殿、町奉行曲淵甲斐守殿、御目付山川下總守殿御立合落着。

切腹　新御番蜷川相模守組　佐野善左衞門　二十八歲

介錯人　北方御組同心　高木伊助　四十一歲

添介錯　同斷　大蘆左郎治

向方同心　原田和多五郎

御目付山川下總守殿　御徒目付　八木岡政七

尾本藤右衞門

御小人目付　二人

御使のもの　二人

牢屋敷へ出役與力　藤田介十郎

同　方　山比忠五郎

出役同心雙方　四人

石出帶刀組同心　杉山幸內

三方持

右佐野善左衞門へ、於二御座敷一被二仰渡一相濟、同所御廊立際介十郎忠左郎罷出候。佐野善左衞門儀、切腹被二仰付一候間、牢屋敷へ出役仕、前々の通、諸事念入相勤可レ申旨、篤二檢使一山川下總守殿御越被レ成候段、御直被二仰渡一候に付、右善左衞門駕籠に乘せ、出役同心雙方四人、牢屋敷同心二人附、介十郎忠左郎儀は御目付へ申談、右駕籠に引續罷越、牢屋敷表門より入、大牢庭へ駕籠の儀差置、出役同心附添、介十

節得令いたし候御證文、石出帶刀へ相渡申候。無之御徒目付も讀越候に付、牢屋見廻り中、讀場所見屆申候。

但揚座敷三の部屋と、四の部屋の番所檢使場に相成、本之役場敷、中之所に屛風を立有ㇾ之。正面庭に屋鋪の疊二疊敷、其外手當の儀、前廉牢屋見廻りへ被仰渡、御徒目付等、用事支度いたし有ㇾ之候。暮時前に相成、既に囚人は、高張挑灯等も差出し、檢使場へは手燭二つ差し出し申候。場所の儀、見合の繪圖前左に記す。〔割註〕圖省略。」

○今日夕方より大雨に付、牢屋敷門內揚座敷前迄、御目付衆乘物乘用有ㇾ之候樣、御目付より御徒目付被ㇾ成、且牢屋敷見廻り并石出帶刀、乘用させ候樣被ㇾ仰渡候旨、見分御目付衆へ被ㇾ成ㇾ御挨拶ㇾ候間、牢屋敷へ罷越候ほど、右之趣、見廻り帶刀へ可ㇾ申聞旨、御談得ㇾ候に付申達。

○帶刀有ㇾ之、下總守殿御出に付、牢屋敷見廻り與力、帶刀、御徒目付門前へ出迎、介十郎、忠左衞門は揚座敷入口に罷在、御挨拶申上、御徒目付御案內いたし、見分場所へ、下總守殿御通り着座有ㇾ之。御徒目付兩人は、右屛風の外、左の方へ上り、介十郎、忠左衞門は同所右之方へ上り、何れも着座帶刀も罷在候。番手外鍵番の方、御小人目付御役の者、つくばい罷在。右の方に牢屋見廻り帶刀罷在。其次に出役同心牢屋同心、つくばい罷在。

○切腹人差出候儀、介十郎御徒目付へ及ㇾ會釋ㇾ候得ば、御徒目付切腹人差出可ㇾ申旨、出役同心へ申達、可ㇾ差出ㇾ旨、下總守殿出役へ〔御書面有ㇾ之〕。牢屋見廻りへ申達、鎰前より出し、添介錯兩人左右に附添、當人眼を押へ、〔割註〕右の方石郎右、左の方和多右衞門。疊の上へ連參、疊一ぱいに蹲の方へ、隨分足をひらかせ座させ申候。伊勢謹出、當人へ對し名乘一禮を致し、當人の後ろ通り左の方へ參り、後へ向につくばい、刀を投捨居候。添介錯のもの手傳候て、肩衣を刎、襟を脫せ、兩輪少後ろの方に控居牢屋同心、三方に九寸五分を〔割註〕但木刀九寸五分にて、紙にて包、こよりにて二所結ㇾ載せ持出、三尺程明け

〔割註〕兩人隨分手を延し。」候程に置、前に置退。五郎治儀、見計三方載之候樣申聞、當人手を懸け候所を、伊助介錯致し、直に五郎治首を揚る。首、〔割註〕檢使方へ顏を向る。」下總守見屆候旨、御徒目付申し、首を死骸に添置、即時に下男薄縁二枚持出し死骸へ懸け、四人にて疊の儘、南の方堀際へ寄せ申候。畢て御目付衆引取、直評定所へ御出被レ成候に付、介十郎、忠五郎は、最初の通、入口迄御送り、牢屋見廻り帶刀は、門內迄御送申候。御徒目付は引續罷越、此節下總守殿麻上下着替檢使御勤、御徒目付も麻上下着替申候。此方出役着替候例も有レ之候得共、御目付衆の外は、御檢使に無レ之候間、着替候には不レ及旨、御頭被ニ仰聞一候に付、介十郎、忠五郎は、平服にて相勤候。介錯の同心は、何れも帶刀袴計着、股立取る。三方持候牢屋同心も、帶刀袴計着、股立取相勤申候。此節牢屋見廻り服部仁左衛門、向方佐野五郎左衛門、囚獄石出帶刀罷出候。但下總守殿供廻りは、中仕切外に差置、長柄持草履取は、入口外の邊に控させ置申候。

○善左衛門死骸の儀、牢屋見廻りより、先格の通被レ伺候に付、牢屋同心一人、評定所まで召連、御目付衆御立戾、御內座へ御着座後、介十郎、忠五郎、御內座へ出、御仕置諸事無レ滯相濟候段、御頭へ申上一旦引退、猶又御徒目付申合、一同に御內座へ罷出、介十郎、右佐野善左衛門死骸の儀、貰人も有レ之候はゞ、差遣可レ申哉之段、御頭へ相伺候處、御目付所へも御談被レ成候上、勝手次第可レ遣旨、被ニ仰渡一候に付、其段、書面にて牢屋敷見廻りへ相達候。右召連候牢屋同心に爲レ持遣す。

但介錯人添介錯は、年番寺田忠藏相調、差人にて申渡、向方添介錯は忠藏より、向方年番へ相達候。

其外、牢屋敷手當等、年番方にて兼て取計有レ之候。

一、添介錯兩人は、直に牢屋敷へ罷越、介錯高木伊助は御番所へ被ニ召呼一、御頭御出懸御直に被ニ仰渡一、牢屋敷へ罷越申候。

右は下總守殿牢屋敷より御歸後、御別座にて、佐野善左衛門切腹被仰付候。頭へ可申達旨被仰渡、相濟申候。

申渡次人　蜷川相模守組　筑山伊右衛門
山下藤左衛門

御詮議掛り　加藤文左衛門
横山彌次右衛門

四にいふ。佐野氏の屋敷は番町御馬屋谷にありけり。今の筒本靱負殿の屋敷是也。谷の方なる塀際に、古木のしだれ櫻兩三株あり。佐野の櫻とて、花の比は往來の人、必見かへりて賞したり。當時佐野氏の墓所へ、貴賤參詣群集したりと云。寺は淺草本願寺地中也。又操狂言にとり組て、三浦義村、佐野當世の義太夫流行せしかば、葺屋町の歌舞伎座にても、この狂言をして大入なりき。これも狂言の名題は忘れたり。初この操狂言は浪花の作者のつくりしを、江戸へとりよせて、そのまゝに興行しつるなり。當時の雜説くさぐ〵なりしを、事繁ければ略之。

此年の春より、「いよさのすいしよで氣はさんざ」といふ小うた流行して、小人はみなうたへり。是は伊勢大神宮御遷宮の材木を曳く節に、山田の町人山原佳木といふ者、作りし音頭たりしを、江戸まで流行したる也。かくて四月に至て、佐野氏の異變ありしかば、いよ佐野すいきよで血は善左と、秀句してうたひし也。童謠の應驗は今にはじめぬことながら、これらは尤奇といふべし。

○奸賊彌左衛門紀事

文政五年冬十二月中旬、芝神明前の地本問屋和泉や何がしが妻、その宵の程より産の氣つきたるか、いと難産にて子は死して生れたるに、幸くして母は恙なかりき。しかるにその夜五ツ時ごろ、いづみやが見世へ、書札一封をもて來て、これは注文の狀也。よくうけおさめ給へといひながら、はるかに投入れ

て去りしものあり。見世なる手代ども、何方よりの注文ならんとて、その上がきを見るに、和泉屋市兵衞樣、松浦彌左衞門とあり。聞しらぬ名なれ共、その儘、封じをひらきてよみて見るに、こは注文にはあらで、浪人の合力を乞ふよし也。こゝろえぬ趣なれば、皆うちよりて評議する折から、あるじの妻、やうやくわらの上をはなれて、産所に着ければ、あるじもやゝこゝろおちつきて、見世のかたへ出たるに、手代ども、かやう〳〵の事こそ候ひつれといふ。あるじ聞て、まづ其狀を取りて見るに、その文面に、拙者事、四五年以前まで、御隣町に罷在り御世話に預り候處、其後、いよ〳〵不如意に罷成り候て、當時は必至と致二難儀一候。最在所表は、身分相應のものどもに候間、右國許へ罷越し、金子才覺いたし度存候へ共、何分路用に指支候。近頃無心の至に候へ共、金子二分借用いたし度候。最當大晦日迄には、無二相違一返濟可レ致候。右の趣、御承知被レ下候はゞ二分也とも小粒也共、この袋へ入れ、御見世の帳柱へ、地より三尺程揚て、御張置可レ被レ下候。今晩深更に及び、猶又罷越候て可レ致二受納一候。扨又拙者事、何がし〔割註〕この師匠の姓名等はくはしく書付たり。」が門人にて、年來劍術柔術等修業いたし、松浦流と申一流を立候へども、諺にいふ生兵法大疵の基にて、先年爲二修業一諸國を歷巡り候節、於二信州一思はずも不覺をとり候事抔有レ之候。乍レ去右體の御恩に預り候儀に候へば、爲二謝禮一、素人衆にても時の間に合ひ、災難を遁れ候こゝろへを傳授可レ致候。別紙をつね〴〵よく御覽被レ成候て、御工夫被レ成候へば、夜中往來抔の時、災難を遁れやすく候云々と。文言甚叮嚀に認め候て、やわら傳授の目錄を添たる事凡十餘條也。その大略は、途中において喧嘩をしかけられ、又は馬鹿もの、醉興人に出あひ、無レ據のがれがたき時、かやう〳〵にして、早く相手の肩を如レ此して打てば、その人、絕死すなどいふ事多く書集たり。すべて素人にもなりやすき趣にて、やわら免許の書ぶりにて、おくに和泉屋何がし殿、松浦彌左衞門と、わが名を大書して書判あり。その手跡拙からず。いか樣にも武士めきたる手筋にて、商人の手風にあらず。本文の狀の內へは、二分判一つ入るべき程の、ちひさなる袋を卷こめてあり。且本文の傍々が

きに、もし此無心、開濟無レ之候はゞ、別封にいたし置候一通を、披見可レ被レ成候。御開封被レ下候はゞ、右の別封は御開封に不レ及。その儘、御返し可レ被レ下候と書そへたり。あるじ讀終りて、げにけしからぬ物乞ひかな。その別封には何事をか書たらん。それをも披きて見よといふに、手代ども大興しておしひらきて、主從みなもろともに、ともし火のふたにうちつどひつゝ見るに、案の外なる文面にて、もしこの無心を聞屆ざるにおいては、遁がらず思ひしらすべし。あるじは勿論家內の小者に至るまで、日くれて門より外へ出たらば、命はなきものと思ふべし。それをおそれて夜中一人も外へ出ずば、火をつけて燒拂ふべしなどいふ。いとおそるべき事どもを書つらねたり。手代どもは、この別封の趣に興さめて、みな〳〵舌をふるひつゝ、かくては子どもたりとも、〔欄註〕丁稚を子どもといふ也。」くれがたに錢湯にも遣しがたし。どしてやよけん。かくやすべきなどいふに、あるじは左のみうちも騷がず。今宵この取込中に、何事をか思案に及ぶべき。又丁稚もあるべきに、その書狀をうしなふべからず。まづ〳〵打捨ておけかしといひさとしつゝ、夜話の事、こゝろもとなければ、あるじはやがて奧に赴きぬ。しかれども手代等は、とにもかくにも心おちつかず、又さま〴〵に詮合するに、あるじの親類にて、芝邊より來あはせしものあり。その人も宵より見世に居て、事の趣をよく知りたれば、しばらく思案して、たとへ捨たりとも、わづかに二分の事也。もしその望みをかなへずば、いかなる意趣をふくみて、わざはひをなすべきか揣りがたし。まづこゝろみに二分判一つ入れて、門の柱へ張おきて見よといふに、手代等一同にしかるべく覺候とて、件の小袋へ金を入れて、渠が望みのまゝに張置たり。さる程に天明てければ、あるじ見世に出て、件の事を問ふに、手代等こたへて、芝なる何がしどの、如レ此々々とのたまふにより、我等とりはからひて、かの袋へ二分判ひとついれて、見世先なる柱へ張て候ひき。この事、その折告げ申すべく思ひしかども、御とりこみの折なれば、申すに及ばざりしといふ。あるじ聞て、その金はいかになりつる。今もありやなしやと問へば、手代等こたへて、今朝夜のあくると、やがて見世の戸をおしひらき

て見候ひしに、金は袋ともになかりき。おもふに夜ふけて、とりに來てもてゆきたるにこそといふ。あるじ聞て、さぞあらん／＼。世にはめづらしき强奪のくせものもあればあるものかな。この事は、家主名ぬしへ、耳うちしておくべしといひながら、物に紛れてその日もはや巳の時とおぼしきころ、同町なる繪草紙問屋の、わかさ屋何がしといふもの、町代のをとこと共に、あはたゞしげに、いづみ屋が見世に來て、若狹屋まづいふやう、いづみ屋ぬし、昨夜ケ様々々にての事はなかりしかと問ふに、あるじ驚きて、げにさることありと答ふ。わかさ屋聞て、さればとよ。我が方にもおなじすぢなる事あり。しかるに今朝未明に、御定まわり方の宅へめされて參りしに、いづみ屋も來つるかと問せ給ひしにより、いまだ參らず候と申せしかば、罷かへりて、いづみやにはやく來べしといへとのたまふにより、はしりかへりて告る也。この事、はやく訴奉らずば、後のおん咎もはかりがたし。とく／＼し給へといはるゝに、あるじは胸とゞろきて、そがまゝに羽織うち着て、八町堀へおもむきければ、定まはりの衆よび入れて、汝が宿に昨夜ケ樣々々の事ありしかと問るゝに、仰のごとく、さることとの候ひきと答へしかば、打うなづきて、その奸賊奴ははや召捕れてこゝにあり。よく面を見よといはるゝに、和泉屋ふたゝび驚きながら、急にかたへを見かへれば、年のころ二十二三歲とおぼしき町人體の男、いたく縛られてをり。昨夜松浦彌左衞門と似せ名して、書狀を投おくりしには似るべくもあらず。いろうす白く靜かたち〔割註◎脫字カ。〕にて、世に小二才といふべき人がらなりければ、ふたゝび心おどろきて、只あきれ果たるのみ。かくて宿所へ立かへりて、若狹屋とゝもに件の事の趣を御番所へ訴奉り畢。〔割註彼なげいれたる手紙も、そのまゝさし出せしなり。〕後にきくに、わかさ屋へ投入れたる封書も、おなじ文言にて一字もかはらず。しかれどもその人一人に、合力を乞ふやうに書なしたれば、合せ見ざる程は、いづれもわれ一人につけられたるなめりと思はざるものはなし。しかるにわかさ屋は、その夜、かのなげ入れたるてがみを見てうち驚き、やがて家主の宅へゆきて由をつげ、又名主の宅へ赴きてよしを告げ、この事、いかゞ

仕るべきと問ひしに、若主こたへて、それはその方の心にあるべき事也。この方より金子を遣せともつかはすなとも、番頭はしがたしといはれたり。これらの往来と問答に小夜ふけて、はや丑三つは過たれども、わづかに二分の金を惜みて、わざはひをうけんより、二分捨てこそ夜のめはやすからめとて、是もおなじやうなる鼓へ入れて、門の柱へ張りおきしに、わかさ屋が張置し金は、夜あけて見しに、そのまゝありけり。是によりわかさ屋は、金をばそのまゝ納めて、番手がみの中へ巻こめて、おくりしふくろをも御番所へさし出しけり。そは何ゆゑに、わかさ屋が張りおきし金はとられざりしとて、後に吟味するに、わかさやはかれ是にひまどりて、その夜八ツすぎて、柱へ金を張りしかば、件の賊はそれより少しはやく、神明まへに来て、まづいづみ屋の手代の張りし金をとり、又わかさやが見世先へ来て、柱を撫て見しに、いまだ張らざる以前の事たれば、そのまゝにゆき過し也。この後、わかさ屋も、金子をかのふくろに入れて、望のまゝに柱へ張りおきし故、とられずと也。さて又、件の賊は、いかにしてはやくも召捕られしと問ふに、芝宇田川町なる桐山何がしなる書林見世へも、またト文字なる封書を投入れしに、桐山、ふかくいぶかりにくみて、家主町代等と相談しつゝ、搦の虎のものゝ、腕立を好むものありければ、その貫のものをやとひて、その夜、ひそかに見世の軒下に覗置しかば、件の賊は神明前より、直ぐに宇田川町へ赴きて、桐山が見世先にしのびより、柱へ手をかけんとする處を、待ぶせしたる者のもの、うしろより抱とめたり。賊はいたく驚きながら、懐に所持の銭四百文もてるを、はやくかいつかみ、ふり捌きまに、宿のものゝ肩間をはたと打しかば、額やぶれて血は流るれども、組たる両手をちつとも放さず。頻りに聲をぞ立たりける。かねて合圖をさだめし事なれば、桐山が手代、小もの等は、見世をひらきて走り出、又向ひ香屋【割註】宇田川町の向ひ香屋は、きり山が見世のすぢ向ふに有】よりも、左右の隣家よりも、人あまた落かさなりて、終に賊をはさみ〳〵まきにしつゝ、途に人を走らせて、定まはりの方に告しによりて、すなはち召捕られたり。但定中廻りの御心にて、捕らせ給へと願ひしかば、桐山が名

は出されず、一旦とらへてつき放すところを、召捕られしとかや。かくて賊は入牢の後も、同類ありやと問れしに、外に同類は候はず。母一人あり。妻も子ども候也。淺草寺のほとりなる飾り師にて候ひしが、近ごろ渡世のわざ、ことの外ひまになりて、渴命にも及ぶべきていたらくになり候により、不圖せし出來ごゝろにて、松浦彌左衛門といふにせ姓名をもて、處々へ封書を投入れて、おどして合力を乞し也。外に舊惡とても候はずと陳じたり。しかれども手がみの文面といひ、すべてのはかりやう、汝一人の胸より出たる事とは思はれず。外に同類あるべしとて、きびしく責問ひ給ひしかども、終に同類をば申さゞりしとぞ。さて又かの賊が、おなじ文言なる手がみを投入れしは、馬喰町より芝宇田川町まで十餘軒あり。みな一件のかゝりあひなるをもて、しば〳〵御番所へ召呼れて、問せ給ふ事あり、かくて去年とくれ今年とたちて、七月〔割註〕文政六年。」に至りて賊は牢死せしにより、事やうやくに落着せり。和泉屋はその事を訴奉るといへども、賊がいふむねにまかせて、金子を遣せし事、不埒也とて叱らせ給ふ。その外、一件のものども、みな訴へ奉らざりし越度によりて、叱りおかせ給ひしとぞ。その中に金もとられず。はやく訴奉りしにより、事なかりしもの、只一人ありしとぞ。金をとられしは和泉屋一人也。手代等がはからひやう、おろかなるに似たれども、捕へてつき出せしも、又出來過ぎたるわざにて、あき人には似つかはしからずなどいひしものもありとぞ。畢竟かざり師にて、劍術やはらもしらぬ賊なればこそよけれ。もし腕に覺あるくせものならば、彼腕立を好みし嶌のものも、あぶなきわざならずやなんど、いふ評判さへ聞えたり。げにかの手がみに、やはら傳授の一書をそへたるは、柔術、劍術にすぐれたるものと、思はせん僞なるべし。されば、かさねて金をとりに來つるとき、下人のおそれて近づかぬやうにはかりしかども、そは小兒をこそおどすべけれ。かく十餘軒なる門々を、夜ふけといふとも、再びとりに來つるといふ案内をさへ書しるせしは、最をろかの至り也。且歷々の町人は、をのづから法度をわきまへ、よろづ了簡あるものなれば、そこらはみなのぞきて、只見世繁昌して、日夜にいそがし

き商人をのみえらみて、手がみを投入れしは、心を用ひしに似たれども、金を張りおきしは、わづかに二軒のみ。又わづかに金二分を乞ひしは、出しやすからん爲なり。もし金一兩ともいはゞ、みだりに遣すものあるべからず。奸賊の計る所、大かたこゝらに過ぎず。いづみ屋が遣せし金は、宇田川町にてとらへられしとき、ふり落しやしけん。その金は終に返らざりしとぞ。もし彼賊、存命に候はゞ、遠流せらるべかりしに、牢死せしにより、死骸はとり捨たるべきむね、一統へ仰わたされしと也。この一件、去年十二月より今年七月八日に至れり。誠にめづらしき賊なれば、公儀も先例まれなりし故にや。八ヶ月に及べりと人のいひしを、げにさも侍りけんと思はざるものはなしとぞ。又世評には、彼賊がおどしの別封に、火災の事なからんには、重追放にもなるべきものか。けしからぬことゝさへ書つられしにより、遠流に定めさせ給ひしなるべしといへり。げにめづらしき奸賊也。おそるべしおそるべし。

右秘説に御座候へ共、爲二御慰一認候て奉レ入二尊覽一候。最他見を憚り候得ば、何とぞ御覽後は、このまま御返し被二成下一候樣、被二仰上一可レ被レ下候。

○日本左衞門人相書

江戸より被レ差遣候御書付寫、

十右衞門事　濱島庄兵衞

一せいの高さ五尺八九寸程、

一年二十九歳、「割註」見かけ三十一歳に相見え申候。」

一鼻筋通り、

一小袖、鯨さしにて三尺九寸、

一月額濃く、引疵一寸五分程、

一目、中細く、貌おも長なる方、

一ゑり、右之方へ常にかたより罷在候、

一びん、中少しそり、もとゆひ十程まき、

一逃去り候節着用の品、

こはく、びんろうじわた入小袖、但紋所丸に橘、下に單物もえぎ色紬、紋所同斷、じゆばん白郡内、

一脇差長二尺五寸、鍔無地ふくりん、金福人模様、さめしんちゆう筋金あり。小柄なゝこ、生物いろ〳〵、からがい赤銅無地、切羽はゞき金、さや黒く、しりに少し銀有。

一はな紙袋もえぎらしや。但〔割註〕うら金入。」

一印籠、鳥のまき繪、

此者、惡黨仲ケ間にては、日本左衞門と申候。其身は曾て左様に名乘不レ申候。

右之通之者於レ有レ之者、其所に留置、御料は御代官、私領は領主地頭へ申出、夫より江戸京大阪向寄の奉行所へ可ニ申達一候。最及レ聞候はゞ、其段可ニ申出一候。隱置、後日に脇より相知候はゞ、可レ爲ニ曲事一候。以上。

延享三寅十月

右御書付、十二月十二日御宿繼奉書にて被ニ仰遣一候。

此一條、佐渡年代記、延享三丙寅年の記に見えたるを抄錄す。

○深川八幡宮祭禮の日、永代橋を踏落して人多く死せし事

文化四丁卯年秋八月、深川富ケ岡八幡宮祭禮あり。〔割註〕三十年餘中絕せしを、今玆興行すと云。」十五日に渡るべかりしを、雨天にて延引、八月十九日に渡りし也。番附左の如し。

△初番〔割註〕れいがん寺門前。」龍宮のだし一本△一番〔割註〕海邊大工町。」神功皇后のだし〔割註〕引物二つあり。」△二番蛤町、波の龍のだし〔割註〕引物あり。」△三番さが町、佐々木四郎のだし△三番の内附祭、〔割註〕おどりやたい、はやし方大ぜい。」引物いろ〳〵△四番相川町、戸がくしのだし一本△五番熊井町、えびすに鯛のだし〔割註〕大たこの引もの。」△六番富吉町、ほうらいのだし△七番もろ町、むさし野のだし△八番大島町、御所車にさくらのだし△九番中島町、辨慶人形のだし△十番〔割註〕北川町、奥川町。」和藤内人形のだし△十一番冬木町、武内すくねのだし△十二番〔割註〕元木場町。」やぶさめのだし△十三番木場町、はりぬき材

木のだし△十四番木場町、附祭大神樂、
△橋前一番〔割註〕箱崎町一丁目二丁目。」武内宿禰のだし、外に引物三本△二番〔割註〕大川端町。」神功皇后のだし、大岩龍神の引物△三番〔割註〕靈岸じま白かね町一丁目二丁目。」白鶴作り物のだし〔割註〕松竹梅引物。」△四番〔割註〕靈岸島四日市町。這より朝のだし、引物あり。△五番〔割註〕れいがん島しほ町。」仁田四郎のだし、〔割註〕大なるゐのしゝ引物。」△六番〔割註〕靈岸島はま町。」かぢ原人形のだし〔割註〕梅にかぶとの引物。」△七番〔割註〕南新堀一丁目二丁目。」天の岩戸のだし一本△八番〔割註〕長崎町一丁目二丁目、」よりよしのだし、外に引物三つ、△九番〔割註〕川口町、東湊町一丁目二丁目、」熊坂人形のだし、月にうさぎの引物、くじらぶね牛若の引物、金賓吉次吉内吉六、組合〔割註〕紅葉がりのをどり、やたいはやし方大ぜい、」神輿二社、

番附板元　本屋しげ藏
京屋宗兵衞

永代橋當時かり橋に付、靈岸島箱崎町南新堀等の九番は、船にて河を渡せり。當日十九日、この祭り二四番渡る折、」巳の中刻、永代橋群集によりて、南の方水際より六七間の處の橋桁踏落して、水溺の老若男女數千人に及べり。〔割註〕翌日までに亡骸を引あげしもの無慮四百八十餘人也。この外は知れず。」折から一ツ橋樣御見物の爲にや。御下やかたへ入らせらるゝ。御船にて御通行ありしかば、巳の時より人の往來を禁めて、橋を渡させず。この故に北の橋詰に、見物の貴賤、雲が上に集合たれば、數萬人に及べり。かくて御通行果てゝ、すは渡れといふ程しもあらず。數萬の群集立騷て、おの／＼先を爭ひしかば、眞先に渡りしものは、恙もなく渡り果しにけり。迹より急ぐ勢ひにて、忽橋を踏落しけり。この立込の人、一坪〔割註〕六尺四方。」に五十人と推積りても、踏落したる十間の內だに、四五百なるべし。況や跡なるものはさりとも知らで、人を推しつ推されて、落るものいくばくなりけん。想像るべ

し。こは橋板をのみ踏折りたるにあらず。橋杭の泥中へめりこみしにより、桁さへ踏折られし也。前に進みしものゝ、橋おちたりと叫ぶをも聞かで、せんかたなかりしに、一個の武士あり、刀を引拔きてさしあげつゝ、うち振りしかば、是には人みな驚怕れて、やうやく跡へ戻りしとぞ。〔割註〕此落たる邊の水底はドロなりければ、群集の人の勢にて、橋梁を泥中へ踏込みしなり。後に橋を掛更らるゝ時、この事聞えて、なほ三四尺も杭のとまらずば、永代橋は、のち〳〵まで船わたしになるべかりしと、この事、よく知れるものゝいひにき。〕通油町なる書肆鶴屋喜右衛門に、年來使れたる飯焚男某、〔割註〕人々、名をいはでおぢひと呼たり。〕三つになりける主の娘に、この祭を見せんとて、背おひつゝ永代橋をなかば渡る程に、前なる人々の俄に叫ぶ聲せしに、五六間先だちて、風車をあきなふものゝ、姿は見えざれども、荷にさしたる風車の見えたるが、よろめくやうにて見えずなりしを、怪しと思ふ程に、橋の落たりと叫ぶ程しもあらず、白刄をうちふるものさへあるにうち驚きつ。人もろともに北のかたへ戻りしかば、主從恙なき事を得たり。〔割註〕この鶴喜が娘は、後妻の初子にて、兩國なる賣藥店稀薟丸の息子に嫁して、いまなほあり。〕

この次の年、〔割註〕文化五年、〕元飯田町中坂下なる湯屋有馬屋與總兵衛に使れたる火たき男某と申も、永代橋の落たるとき、衆人と共に入水せしものなり。こは越後新潟のものにて、海邊にひとゝなりしかば、游ぐわざに熟したれども、入水の女、足にすがりて、思ひのまゝに泳ぐこと得ならず。共に溺死すべかりしを、辛くして水中にて着たる單夜を脫捨、すがるものを蹴返し、拂退けなどしつゝ、やうやく恙なきことを得たるなり。人に携るゝとき、足をそこねて奉公なりがたければ、その九月、故鄉へまかりて養生しつ。病ひ癒たれば、この春又、江戸へ來つといひけり。この男の話に、はじめ先へ落たるものは、續きて落るものに打れて、矢庭に死たるも多かるべし。又おなじ處へいくたりも落累りて、下になりたるは、泥中へ推埋められしも、多かりけんといひにき。

予が妻の所縁ありける山田屋といふ町人、當時深川八幡門前にをり。このもの、かねてより祭りの日には、予達を携て來ませなどいはれしに、富岡の大神は、予が産沙にてをはします。三十餘年前、彼祭りの渡りし折、予は尚總角にて深川に在りしかば、故主の供に立て觀たりき。さしも由縁あるおん神の祭なれば、予どもに觀するもよかるべしと思ひしかば、その前夜、妻に誨へていふやう、翌祭を觀にいなば、朝とくいづべし。いぬる頃永代橋を渡りつる折見たるに、彼橋の欄干の朽たる所あり。安永の末にか有けん。中洲の涼のさかりなりし日、ある夜、仙臺候の花火を立らるゝとて、常にはいやましの人群集せし時に、いと多かる茶店に人、居あまりて、大橋に聚合ふ人、いくらといふ數も知らざりければ、終に橋の欄干を推倒して、入水せし老若多かりき。これを思ふに、翌も亦、永代橋をわたる人多からんには、欄干を推倒すまじきものにもあらず。縱、彼橋に臨むとも、人群集せば引返して、大橋を渡りゆくべし。朝の出立はやからば、さまで群集すべからず。この儀をよく／＼思ふべしと、かねてこゝろを得させしかば、十九日にはまだきより支度して、この朝六ツ半時頃より、妻と予供を出しやりけり。かくて午の初刻の頃、出入の肴あき人の來て、今かた河岸〔割註〕小田原河岸也。にて聞候に、祭見物の群集により、永代橋落たり。さこそ怪我も多からめ。誰なることはいまだ知らずといひ罵る程に、やう／＼この噂高く聞えて、人の驚き大かたならず。近隣のともからおの／＼きて、今朝おん内かたの御子達を供して、祭見にいでませし頃、見かけまゐらせたりき。さぞ御心ぐるしくおぼすらめ。とく人を遣して、安否を問せ給はずやと、いはざるものゝなかりしに、おのれ答へて、いな、かねて思ふよしありければ、知らるゝごとく、今朝いとはやく出しやりたりければ、をんな子どものあしなりとも、五時前後には永代橋を渡りけん。件の橋の落たるは、四時なかばと聞ゆれば、必恙あるべからず。されば迎は未の頃よりつかはすべければ、なほはやかりといふに、人みな、いぶかりて、なほかにかくといふも多かり。かくて未くだる頃、迎の人に挑灯もたして、つかはすときに示すやう、大橋も朽たれば、兩國橋よりかへり

來よ。山王神田の祭禮にはしなかはりて、渡り初るも遲かるべく、祭の果るは夜にも入りなん。かへさばいよ〳〵群集しつべし。足よはどもを扶けひきて、怪我なさせそといひ付たり。これより後、近きわたりの友達より、消息して安否を問はるゝもありしかど、已は件の時刻をはかりて、恙あらじと思ひしかば、初よりして些もさわがず。この年、長女は十四歲、その次は十二歲、孩兒は十歲、季女は八歲なりければ、走りあるきも人なみなり。いかばかりの事あるべしやと思ひつゝ待つ程に、この夜、戌の半頃に、みな恙なくかへり來にけり。扨事のやうを尋るに、かねて云し給ひしよしも侍れば。今朝はことさらみちを急ぎて、まだ五ツにはならじと思ふ頃に、永代橋を渡り果しかば、渡る人も多からざりき。かくて山田屋へいきて棧敷に登り、まつりを觀て侍りけるに、四半時にもやありけん。鶴屋のかよひ伴頭金助夫婦が隣棧敷へ來て、只今永代橋落て候。やつがれらは第一番に渡り果しかば、恙もあらず。遠なるものは入水せしもあるらんといひにき。さばれ驚く程の事とは覺ざりしに、祭りの果る頃より、この噂、大かたならず聞えしに、胸うちさわがれたれど、迎人に仰つけられしよしも來りて、あわたゞしく歸路に赴くに、寺町通りはなほ人稠(ひとごみ)ならんとて、木場にまはり冬木町をよぎり、海運橋又高橋を渡りし頃は、群集にみちをさりあへず。橋はゆら〳〵とゆらめくにぞ、この橋も今落るぞと、人の罵るに胸潰れ、からうじて兩國橋まで來にければ、活たる心地し侍りきといひけり。吾彼橋の落つべしとは思はざりしが、安永の頃、大橋の欄干を推倒せし事もあれば、人多く出ぬ程にとて、今朝はやく出しやりしは、われながらよく量りつるかなと、いひ誇りて笑ひにけり。かくてその次の日、〔割註〕八月廿日。」彼橋の落たる光景を見ばやと思ひて、晝飯をはやく果しつ。孫兒を將て兩國橋をうち渡り、御船藏通り大橋のほとりより、永代橋の南の詰までゆく程に、水死の櫃〔割註〕早桶と唱るものなり。」を舁きつゝ、こなたざまに來るもの引もきらず。そが中には、市ケ谷のものぞとよ。兄弟三人祭見に出て、三人ながら溺死せしなど、呟きつゝゆくもありけり。この日かへさに、大橋のほとりなる茶店に憩ひて、なほきのふの事を

聞に、茶店の女房のいひけるは、きのふこゝより、永代橋の落たる折見けるに、橋のなかばに忽然と白氣立て、煙の如くに見えけり。あれは船火事にあらずやなどいひつゝ、人もわれも眺望して有けるに、しばらくして永代橋の落て、人あまた入水せしよし聞えしかば、さては橋の白氣は、落る人の驚きたる息なりけんと、思ひ合し侍りきといへり。この水没の尸骸に、主ありて引とりしは四百八十餘人、こは町奉行へ訴出たる書あげの趣也とぞ。この後、品川上總房州の浦々へ、流れ寄りしも多くあり。又主ありて尋ねしに、知れざるも多かりといへば、凡二三千人も死したらんか。いまだ知るべからず。むかし貞和年間に、京なる四條河原にて、勸進猿樂の棧敷崩れて、人多く死たるよしは、太平記に見えたれど、此永代橋の落たるは、それにも彌増ぬべき禍にぞ有ける。このところ夜な〳〵、彼橋の邊の水中に、燐火のもゆる事もあり。又鬼哭の聲のせし事もあればとて、南の橋詰に假葺の小屋を造りて、一個の法師鉦うち鳴らし、常念佛を唱へてをり。爾後橋を掛更られて、常念佛はあらずなりにき。又その翌年八月、一周忌を弔ふ豪家の施主ありて、回向院にて大施餓鬼を興行せし事あり。河施餓鬼をしつるもありけり。

永代橋、大橋、新大橋は、〔割註〕一名あづま橋とも云。是まで受負人ありて、橋の南北の詰に、板壁の小屋をしつらひて、番人二人をり、竿に長き竹の柄を付たるを持て、武士、醫師、出家、神主の外は、一人別に橋を渡るものより、錢二文づゝ取けり。人のわたらんとするを見れば、件の笊をさし出すに、その人、錢を笊に投入れて渡りけり。この錢に橋の朽たるも、掛更ることと速ならず。已むことを得ざるときは、假橋を造りて本普請を催したり。こゝをもて、こたびの如き變ありなどいふものも多かりしにや。當時願ひ人ありて以來、海船江戸入の荷物大小により、一個に付永揚運上いかばかりづゝ取、之を御免あらば、右の三大橋の掛更は、公儀は申上るに及ばず、町人百姓より錢二文づゝ取ことなく、破損以前に掛かへ可レ仕と、願ひまうしゝかば、御評議の上、その願ひに任せ給ひしとぞ。とは遠からぬ事にて、只今四十前後の人は、よく知りたるもあらんを、遠きさかひの人の爲、又はわかうまごらのこゝろ得にも

ならんかとて、そゞろにしるしてみづから警め、且人をもいましむるもの也。必人々群集せる見物に、女子どもをつかはすはえうなきこと也。かの日、わがやからの恙なかりしは、幸にして免れたる也。必是、わが智恵のすぐれたるにはあらずかし。

○西丸御書院番衆騒動略記

西丸御書院番松平外記、其相番に遺恨有レ之。文政六年癸未四月廿二日申の時、於二西丸御書院番部屋一及二刃傷一者如レ左。

西丸御書院番　酒井山城守組　高八百石　即死　本多伊織　年五十八歳
高八百石　即死　沼間左京　年二十一歳
式部卿殿用人　戸田司十郎悴　高三百石　即死　戸田彦之丞　年三十二歳
高三百石　手負　間部源十郎　年五十六歳
高千五百石　手負　神尾五郎三郎　年三十歳
西丸御小納戸　松平頼母悴　高三百石　自害　松平外記　年三十三歳

一、右相手五人の内、三人者即死す。二人は手負也。此内、一人は翌日死す。御書院番部屋二階にての事也。逃去者も有レ之。後及二御吟味一云。

其節の外科　天野良節（碩イ）

一、松平外記者即時に自害せし也。右遺恨の趣は、御番所新加入の時、故老のともがら慮外非道の挙動有レ之。依レ之外記、度々恥辱に及びしかば、堪忍なりがたく、今日撃果せし也。懐中に書置有レ之。

一、外記の目ざす相手は、本多伊織と外に一人あり。その人、この日當番ならざりければ、必死を免れしといふ風聞あり。姓名憚あれば略レ之。

當日番頭酒井山城守と、御目附新庄鹿之助と内談して、この儀、内濟にせんと執計ひしに、上より御沙汰

有ㇾ之依ㇾ之内證にて不ㇾ相濟ㇾ御評議の上、酒井山城守、御目附加番新庄鹿之助、本番阿部四郎五郎は御役被ㇾ召放ㇾ訖。この日、相番の御番所も、小普請入被ㇾ仰付ㇾしもの多く有ㇾ之。〔頭註〕阿部は本番なれども、この日、いたはることありとて、新庄をたのみて登城せず。翌日出仕して、新庄ともに御咎を蒙りしとなり。」

一、當日相番の何がし、うろたへて自分の屋敷まで逃かへりしを、所親諫めて推戻したりなどいふ風聞もありけり。彼敵老の輩、非法多かりし中に、外記の着たる肩衣の紋を、墨にてぬり消したることしば〳〵なり。その肩衣は御紋つきもありしを、憚らでぬり消したりとぞ。外記殿の叔母は御本丸の老女なりければ、その前日に件のぬりけされたる、御紋服の肩衣の御紋を、いくつか切ぬきて、よみ袖に收め、叔母御へ委細を消息して、かゝる事も候へば、堪忍なりかたく、覺悟仕りたりなど聞えしかば、その叔母御より、ひそかに上へも聞えあげられしにや。上にははやく知食て、廿二日の騒動の折、西丸へ御たづねの旨あらせられしにより、西舘にも恐れ給ひて、御沙汰ありしかば、頭のはからひ、いたづら事となりて、御咎をかうむりたりなんどいふ。これらは下の風聞なれば、虚實はしらねど、さもあらんかと、ある人いひけり。

一、松平外記、實は二十七歳也。居屋敷は牛込小川町にあり。父松平頼母は御納戸御頭にて、年来奉公の人也。外記自害の上は父に咎めなし。相番ら不勤めらるゝと云　部屋住たるによりて也。

一、外記殿、この日登城の折、用人某、明日おん迎仕候刻に可ㇾ指上ㇾ候と聞えさせしに、否迎は入らず。大かた駕にて退出するならんといはれしを、こゝろ得がたく思ひしに、果してこの凶事ありしとぞ。

一、この年、本多伊織の門松のほとりへ、正月元日の朝、かひ犬が人の首を啣來て捨置たり。未曾有の事なれば、驚きあやしまざるものもなく、主も家來も、いま〳〵しがりて、はやくとり隱せしか、四月に至りてかゝる珍事あり。その身は狂死したりける前兆たりしを、後に知るといふ。ある人の話也。

この頃、例の落頌落首、いくらともなくいでたり。抑この騒動ありしより、御番所の風儀改りて、新加入の人勤易くなりぬ。この外記の恩澤也などいひけり。

按ずるに、寛永五年十一月六日の夜、西丸御番所奈良村孫九郎、その相番鈴木久右衛門、木造三郎左衛門に遺恨ありて撃果したり。是則大猷院様御代にて、今を距ること百九十六年、前後兩度かゝる珍事あり。奈良村氏の事は、寛永年録に見えたるを、左に抄録す。

一、十一月大、云々、同月〔割註〕寛永五戊辰年、」六日夜戌刻、西之丸にて御番所奈良村孫九郎と申人、相番鈴木久右衛門、木造三郎左衛門兩人に、意趣にて切かゝり申候。兩人手負不敗北。倉橋惣三郎と申者、相手には無レ之候へ共、中へ入深手を負、當座に相果申候。曾我又左衛門孫九郎を組留申候。夜中、燈をふみけし、殊の外殿中諍動、諸人多く馳參候。

一、鈴木、木造、日來奈良村をあなどり、堪忍難レ成候得共、相手二人に御座候間、一處に打果し可レ申と存、相待候處、今夕すでに御夜詰過申候時、又慮外の儀候間、孫九郎是をとゞめ切たゝり申候。此節相番所、皆以小脇指相口にて、突留可レ申外無レ之候。孫九郎は心がけ、日暮時分より大脇ざしをつゞらより出し、指替罷在候間、何も刀は手遠に置、小脇指計にてむかひ、夜中の事なれば大脇指にて切たてられ、難儀不レ及二是非一。其後、火をたて幸鎮り、則孫九郎は永井信濃守へ御預け被レ成。十一月十三日に、於二信濃守所一切腹被二仰付一候。廿四歳。信濃守家來鈴木長作介二錯之一。孫九郎辭世、

はたちあまり四ふゆの空の飛鳥川誰わが跡のなきをとはまし

一、其頃歌人の聞えありし信濃守内佐賀和田喜六が、奈良村を追善に詠歌、〔割註〕詞書あり。今略レ之。喜六は、奈良村と竹馬の友なりしよし、詞書に見えたり。」

南　夏さびしわが身ならずば大かたの世のことわりに聞ましものを

無　むら雨のさだめなき世のならひをもしらずがほにてぬるゝ袖かな

阿　あはれてふことのみわびて世の人のわればかりなるなげきせましや

彌　みづくきのあとをとゞむる釉の上はかはくときなきものにぞ有ける

陀　たれか世にあはれをかけぬ人やあるととへばこたへずためしなの身や

佛　ふたつなくみつなき法のちからにてにしにうまれん人をしぞおもふ

寛永五年霜月十六日　　　　　　　　　　高　昌　僕

今の御番所は、かゝる事ありとだに聞もしらぬが多かるか。さればにや前車の轍にうとくして、家をほろぼし身をうしなふに至れり。惜むべし。つゝしむべし。

○鼠小僧次郎吉略記

此もの、元來木挽町の船宿某甲が子なりとぞ。いとはやくより放蕩無頼なりけるにや。家を逐れて武家の足輕奉公などしけり。文化中、御部屋方より司奉行に轉役して、程なく死去せられし荒尾但馬守の供押を勤め、其後、荒尾家を退きて、處々の武家に渡り奉公したり。依て武家の案内に熟したるかといふ一說あり。定に無宿の夜盜にて、この十五ケ年の間、大名屋敷へのみしのび入て、或は長局、或は納戸金をぬすみたりしといふ。その夜盜に入りける大名屋敷、凡七十六軒、しのび入て得ぬすまざりける大名屋敷十二軒、ぬすみとりし金子都合三千百八十三兩二分餘、〈別記〉軒別金額は聞まゝの記にあり。是白狀の趣なりと云傳えける。かくて今茲〈天保三〉壬辰年。五月〈原本脫字〉の夜、濱町なる松平宮内少輔屋敷へしのび入り、納戸金をぬすみとらんとて、主人の臥戸の襖戸をあけし折、宮内殿、目を覺して、頭に宿直の近習を呼覺して、云々の事あり。そこらをよく見よといはれしにより、みな承りて見つるに、戸を引あけたる處あり。さては盜人の入りたらんとて、是より家中騒立て、殘す隈なくあさりしかば、鼠小僧、庭に走出、屏を乘て屋敷外へ撲と飛をりし折、町方定廻り役〔別記〕榊原組同心大谷木七兵衛、夜廻りの爲、はからずもその處へ通りかゝりけり。深夜に武家の屏を乘て、飛おりたるもの

なれば、子細を問ふに及ばず、立處(たちどころ)に搦捕たり。扨宮内殿屋敷へしのび入りしよし、白状に及びしかば、留守居に掛けて掛合に及びしに、途中捕りの趣に取計くれ候樣頼に付、右の趣に執行ひて、向寄の町役人に預け、明朝、町奉行所へ聞えあげて、入牢せられ、度々吟味の上、八月十九日、引廻しの上、鈴森に於て梟首せられけり。このもの惡黨ながら、人の難儀を救ひし事、しば／＼也ければ、恩をうけたる惡黨、おの／＼牢見舞を遣したるも、いく度といふことを知らず。刑せらるゝ日は、紺の越後縮の帷子を着て、下には白練のひとへをかさね、襟に長總の珠數をかけたり。年は三十六、丸顔にて小ぶとり也。馬にのせらるゝときも、役人中へ丁寧に時宜をして、惡びれざりしと、見つるものゝ話也。この日、見物の群集堵の如し。傳馬町より日本橋、京橋邊は、爪もたゝざりし程也しとぞ。鼠小僧の妹は三絃の指南して、中橋邊にをり、召捕られし折まで、妹と同居也しといふ。虚實はしらねど、風聞のまゝを記すのみ。

〇僞男子

麹町十三丁目なる蕎麥屋の下男に、〔割註〕かつぎ男といふものなり。」吉五郎といふものあり。此もの實は女子也。人久しくこれを知らず。年廿七八許、月代を剃り、常に腹掛をかたくかけて乳を顯さず。背中に大きなるほり物あり。俗に金太郎小僧といふものゝかたちを刺りたり」この餘、手足の甲までも、ほり物をせぬところなし。そのほり物にところ／″＼朱をさしたれば、靑紅まじはりてすさまじ。丸顔ふとり肉にて大がら也。そのはたらき、男に異なることなし。はじめは四谷新宿なる引手茶屋にあり。そのゝち件の蕎麥屋に來てつとめたりとぞ。誰いふとなく、渠は僞男子也といふ風聞ありければにや。四谷大宗寺横町なる博奕うち、これと通じて男子をうませけり。是により里の評判甚しかりしかば、蕎麥屋の主人、吉五郎には身のいとまをとらせ、出生の男子は主人引とりて養育す。かくて吉五郎は本挽町のほとりに赴きてありし程、今玆天保三年壬辰秋九月、町奉行所へ召捕られて入牢したり。これが吟味の爲、

奉行所へ召さるゝとて、牢屋敷より引出さるゝ折は、小傳馬町邊群集して、觀るもの堵の如くなりしとぞ。〔割註〕こは十一月の事なり。」或はいふ。此ものは他郷にて良人を殺害して、逃て江戸に來つ。よりて僞男子になりぬ。世をしのぶ僞也など聞えしかども、虚實定かならず。四谷の里人に、此事をたづねしに、何の故に男子になりたるか。その故は詳ならず。四谷には東に似たる異形の人あり。四谷天龍町なる大番與力某甲の弟子に、おかつといふものあり。幼少のときよりその身の好みにやありけん。よろづ女子のごとくにてありしが、成長してもその形貌を更めず。髪も髷を出し、丸髷にして搢笄をさしたり。衣裳は勿論、女のごとくに廣き帶をしたれば、うち見る所、誰も男ならんとは思はれど、心をつけて見れば、あるきざま、女子のごとくならず。今齡は〔割註〕天保三年」四十許歳なるべし。妻もあり子供も幾人かあり。針醫を業とす。四谷にては是をみんな男と唱へて、しらざるものなし。年來かゝる異形の人なれども、惡事は聞えず。且與力の弟なればや、頭より咎もあらであるなれば、惟僞男吉五郎は、此おかつ男をうらやましく思ひて、男の姿になりたるか。いまだ知るべからずといへり。」とされかくまれ。珍説なれば後の話柄になりもやせん。遺忘に備ん爲にして、そゞろに記しおくもの也。

兎園小說餘錄　第二

○小泉兄弟四人幷一媳褒賞之記

品川新宿牛頭天王神主　小泉上總介忰　總領　小泉出雲守　酉三十三歲

二男　小泉大內藏　酉三十歲

三男　小泉覺次　酉二十六歲

四男　小泉淸之助　酉十八歲

出雲守妻　かよ　酉二十七歲

右上總儀は、去る文化八年の頃より、中風にて今以打臥罷在。幷に同人妻伴も、十餘年以前より、持病の血暈、度々差發致ニ難儀一候由、然處右之子供四人、幷出雲妻かよ共孝行にて、晝夜無ニ油斷一看病介抱いたし、猶亦大內藏儀は、芝神明社家相務罷在候に付、社務の暇有レ之候へは、早朝より父母の方に罷越看病いたし、兄弟四人かよ共に孝行大かたならず。凡十三四年の間、異體一心に志を盡し候趣相聞え、請取しらべに相成。今茲文政八年乙酉春三月日、右之者共、寺社御奉行所へ被ニ召出一、御褒美として小泉出雲へ御銀十枚、外四人へ御銀五枚づつ被レ下レ之候由、同年三月下旬、右之趣を印行して賣步行候間、即使ニ買取一、尙亦外も聞合候處、相違無レ之事の由に付、しるしおく。かく一家うち揃ひての孝行は、世に有がたし。こ美談たるべきもの也。〔割註〕乙酉四月廿三日。」

○熱田宮裁讃橋

文政乙酉の首夏、西原梭江、筑後柳川へ移住の後、通(ママ)家關氏へ消息の文中に、熱田の宮裁讃橋の銘を寫しておこしたりしを、その婿關思亮に借抄す。梭江云、四月廿四日云々、宮宿に投宿仕候。宮の宿の入口

に橋御座候。この橋の擬寳珠に何か銘御座候間、すり申度、獨より下り申候。文字もよくわかり申候、（マヽ）誰朽珠四所に御座候。東南の柱に裁讃橋とあり。その外は裁讃橋とあり。西北の柱には六月十八日とあり。其外は六月十二日とあり。西南の柱ばかり假名なり。銘左の如し。

熱田宮裁讃橋
右檀那意趣者、堀尾金助公、去天正十八年六月十二日、於二相州小田原陣中一逝去。其法號逸岩世俊禪定門也。慈母哀憐餘修造也。此橋以充二卅三年忌一、普同二供養之儀一矣。

好和按に、天正十八年より三十三年は、元和八戌年に當るか。

てんしやう十八ねん二月十八日に、をだはらの御ぢん、ほりをきん助と申十八になりたる子をたゝせてより、又ふためとも見ざるかなしさのあまりに、いまこのはしをかける事、はゝの身にはらくるいともなり、そくしんじやうぶつし給へ。いつがんせいしゆんと、後のよの又のちまで、此かきつけを見る人は、念佛申給へや。卅三のくやう也。

解按に、堀尾帶刀先生吉晴、天正十八年の秋、遠江州濱松の城を賜ふて居とぞ。かくて慶長五年の春二月、豊臣家の仰として、越前の府の城に移り、關ヶ原の役果て、出雲、隱岐二州を下されて、廿三萬五千石餘を領したりしに、吉晴の孫山城守忠晴、寛永十九年九月廿日、三十五歳にて卒しぬ。子なければ家絶たり。吉晴の内室、領分にもあらぬ尾州宮驛の橋をかけ給ひしは故あらん。なほ考ふべし。

解云、この裁讃橋の銘は、東海道名所記をはじめとして、近ごろの印本東海道名所圖繪にも漏したれば、人の知ること稀なりしを、棧江老人、とし來、好事の甲斐ありて、よくも見いだしぬるものかな。錄しもて好古の人に示すのみ。

（一）樂翁老侯桑山子の贅

矢引たるは勇なり。はなさゞるは仁なり。智のひとつかけてをかしきかゞしかた。

○筑後稲荷山の石炭

西原老人與ニ闇生一書中云、黒崎よりの道は、深浦、深谷、手鎌、横洲、大ぬた、すは、かなう、早米、磯にて御座候。此出先は四ッ山に御座候。是より大ぬた迄歸り、三池に入、とうか〔稲荷〕山と申所より石炭を出し申候。焼かへ申焼たて候間、近きつもりにて登りかゝり候處、甚遠く御座候。行なやみ候へ共、馬の足跡をしるべに登り申候處、石炭をほり候穴をまぶと申候。今日は朔日故休みにて、穴の内暗く入がたく候よしに付、番人をたのみ松明にて二十間ほど入り申候。去冬も三人、石にうたれ死候由、危き事に御座候。穴の内は外とちがひ、甚冷氣にて汗を入申候。其石を掘り候もの、毎日百人餘づゝ穴に入申候。二三間に燈火をてらし申候。鍬と鶴の嘴にて、外におもしろき道具は無レ之。燈火もかはらけにて御座候。山間に二三間四方程に、かりに屋根を拵へ、一尺ほど生石を敷並べ、火を入候て其宜焼候時「灰をかけ候へば、かたまり候よし、勘解由の領分草野と申山よりも出候。云々。〔割註〕解云、石炭は余も二三種藏弃す。その圖、琵奇漫錄にあり。合せ見るべし。」

○太田氏配流略説

太田波之丞一件、舊冬〔割註〕文政八年。」酉十二月廿五日落着。左の如し。

遠　島、〔割註〕高四百石、當時寄合席、布衣。」　太　田　波　之　丞

波之丞弟某、〔割註〕遠島流罪、用人某、右同斷、同人地借り尺八指南某、右同斷、但このものは牢死いたし候よし、隱賣女はま外六人は新吉原町へ被レ下。右七人の身のしろ、金百八十兩に成り候よし。隱賣女を手引いたし候たばこ賣某は、町預け手鎖にて三日改のよし。此儀、太田の隣家石坂氏の長屋借り何がし、來訪して語次話說せらる。概略ながら聞くまゝに記してもて、後轍のいましめとす。この頃何人かよめる歌、

なみならぬ火の車にて地獄までおもき科に太田か布衣

布衣の寄合席の流罪の先例は、寛政中飯島助市〔頭註〕高五百石、屋敷は本所割下水にあり。安永中西丸の御小納戸たりしが、其後院御側衆後寄合に成りたり。〔頭註〕博奕一件、且人殺しの悪事露顕して、八丈島へ配流せられたり。この飯島助市は左衛門大夫正同の後裔也。享保年間に召出されし家なるに、こゝに至て断絶しぬ。前車後轍相接ぐ、その反覆かくの如し。寔に嘆息に堪ざるものなり。〔頭註〕因にいふ。又、似于年主膳辛十一月落着しぬる、羽太氏並岡氏の罪科も、頗る似たる色慾より事起りし上聞ゆ。おもき御咎に御付らるべきなりしを、家柄の儀により、格別の御宥免をもて、御役御免小普請入仰付られ、この一件に拘りたる岡氏に、おん叱り差控仰付られたるよし。其の仰わたされのおん書付を見たる人のはなし也。いとかろく行れしは、先祖の勲功ゆゑなるべしとぞ。

〇八木八郎墓石

江戸伊皿子〔頭註〕台町の先、大圓寺に、薩藩の大力士八木八郎の墓あり。縮圖左の如し。〔頭註〕図の略なり。竪り高八尺餘、前幅厚一尺二三寸、左幅厚一尺四五寸。

貞享丙寅六月十七日

正山常眞庵主　　薩州生縁　八木八郎　行年十九歳

傳云、八木八郎は多力也。この石、泉岳寺の揚げ場にて、數十人かゝりて、船より引あげんとしつゝ、あげかねたる折、八郎、其處をよぎるとて、見つゝ、頻りに笑ひしかば、船頭、車力等これを怒りて、その笑ふゆゑを問ふに、八郎こたへて、汝等、かばかりの石を、數十人してなほ引あげる事得たらぬか。わが笑ひしはこの故也といふに、衆みないよゝ怒りて、おん身今、この石を引あげて見せ給はゞ、石をまゐらすべしといひけり。折から雨後の事なりければ、八郎、木履をはきながら、件の石を引かつぎ、大圓寺の門前へもて來て、寺へあづけおきけり。この寺は八郎が菩提所なるによりて也。そのゝちに八郎早世しけれ

ば、則その石をもて墓表にしつといひ傳へたり。予この事を聞て、その墓を見ぬるに、享和中の事なりき。大圓寺の墓所に到れば、象墓に極ていと高きをもて、問ずして八郎が墓なりけりと知るに足れり。かくて文政のなかばに至りて、麟齋漫錄といふ寫本を閲せしに、その書に亦、この墓の事を載たり。麟齋云、余が近き邊の伊皿子に、大圓寺といへる薩州の菩提所あり。其墓所に八木八郎といへる士の石碑あり。竪の長さ七八尺、横幅下に至りては三尺程もあるべし。此石、もとは高輪なる薩州の下やしきの庭に、年久しく埋みありしが、其時分の主侯、一時の戯れに、かゝる石を引起す力量の者もあるべきやなど聞えしに、八郎なるもの年十九歳なりしが、たゞちに彼石を掘起し、大きなる井戸綱やうのものにて身にからみ、庭上二三遍負あるき、又もとの所に据置たり。主侯をはじめ其怪力に驚かざる者なし。かゝりし程に彼八郎、其夜總身いたみ、氣息頻りにつまりて、終に十九歳を一期として、なき人の數に入たりし。主侯殊に惜み給ひ、益なき事にあたら若者を失ひしは、我責によれりとて、其跡、念頃に佛事なし。彼大石をとりあへず墓じるしとはなしたり。今其石をはかるに、究竟の舊のもの、手引十四五人ならでは、車にて引くことなしがたしといへり。即ち八郎は延享の頃の人なりし。南史に、羊侃常以只、載石。人八尺大圍者。毎以相擊。悉皆破碎。五雜組に三原王大嫌、以石敲十八人而斃など、昔より怪力のことを、和漢にしるせしもおほければ、疑ふべきことにもあらず。「割註」以上麟齋漫錄の全文なり。この書には、墓石の圖もなく、歳月もしるさず。只延享の比の人といふのみ。延享は貞享のあやまりか。「今按ずるに、漫錄にいふ所、その實を得たるが如し。」とまれかくまれ、八木八郎は、蜀の五丁力士の風あり。もし戰國に生れなば、妻鹿孫三郎と伯仲すべきものなるに、この墓石をだも知るものゝ多からぬは遺憾ならずや。

〔農民文次郎復讐略記

武藏州豐島郡小具村、「割註」里俗おふた村と唱ふ。」王子村近村のよし、

大御番水野伯耆守組　阿部鑑一郎知行所　名主　利右衛門

利右衛門養子　文　次　郎

新御番岡田勝五郎組　朝田鐵之助知行所　名主　次郎右衛門

小貝の渡しは、元來百姓渡しにて、古來よりあげ錢などいふ定めはなかりしに、右の次郎右衛門、近來あげ錢をとりて、私につかひ捨たり。然るにかのわたし船にて、作間者と渡し守と闘諍いで來し折、この湊每は渡し船のあげ錢にて、つぐなふべしといふにより、次郎右衛門が私慾あらはれにけり。よりて名主利右衛門、これを憤りて、次郎右衛門と問答に及び、件のあげ錢は、以來渡し場の入用に充つべしといへども、次郎右衛門したがはず。且年來、つかひ捨たるあげ錢はさらなり。向後も己のみの利得にせんといふをもて、利右衛門、いよいよ怒に堪ず。今茲文政九年春二月十四日、次郎右衛門を擊果さんとて、東が宿所に赴きしに、利右衛門は返て次郎右衛門にきり殺されけり。こゝに利右衛門が養子文次郎といふもの、この日、親の爲體を、心もとなく思ふよしありて、跡よりゆきて見るに、親利右衛門は既に殺されたりければ、即座にかたきの次郎右衛門を討とめしといふ。【割註】或はいふ。利右衛門はその身の脇差を、次郎右衛門に奪ひとられ、その刄にて殺されたり。次郎右衛門は既に利右衛門を殺して、兩手を組み思案して居たる處へ、文次郎走り來て、矢庭に又、その刄を奪て、次郎右衛門を擊とめしとぞ。しかるに次郎右衛門に子供二人あり。此ものども偽りて、わが親をも利右衛門をも殺したるものは文次郎也。次郎右衛門と利右衛門と闘諍の上、組あひたる處へ、文次郎走り來て、次郎右衛門を切るときに、利右衛門をも切殺せし也といふにより、外に證方の證人もなければ、吟味も分明ならず。地頭の下吟味濟りて、埒明かねし故、二月廿三日に至て、やうやく公儀へさし出しになりしかば、御勘定奉行の掛りになりしといふ。裁許の事、いまだ知らず。なほ又幾日に聞くことあらば、追書すべくになん。【割註】この節ちまたを賣ありきしものは、文次郎を文吉とし、且利右衛門と次郎右衛門は、劍術をよくせしより恨み

を結びしなど、書しるせしはそら言也。この小兵の渡しは両村のかゝりにて、この事より利右衛門は、ふかく次郎右衛門を惜みし也。次郎右衛門は元來心ざまよからぬものなりとぞ。」丙戌二月二十七日雨窓に識。

○佐渡州妙法山蓮長寺瘞龜碑

瘞龜碑記、〔割註〕碑自然石、高匠尺四尺一寸餘、横二尺八寸、系闌長與二題額一共二尺七寸二尺三寸、五行一行十八言、字大一寸二分。海之漫々。無レ涯無レ底。其爲レ大也。固勿レ論也已。故水族之怪。出二沒乎其間一者。黿鼉蛟龍。不二一而足一也。予嘗奉二吏職一。從二事佐州一。居二北海之濱一。與二魚鰕一遊久矣。文政二年己卯春。州之南鄙。澁手浦漁夫獲二巨龜一。形狀不レ凡。壯者十數人。舁以過レ市。予諦而奇レ之。後數日。有レ人語曰。前日之龜。已就二屠家一。吾儕食指頗動。予聞レ之憫然曰。君子之於レ物也。見二其生一不レ忍レ見二其死一。況食二其肉一乎。且夫龜者靈物也。而今困二於漁具一。死二於庖刀之手一。何其慘也。於レ是乎倍價以贖二其肉骸一。使二州人島充謹一。瘞二諸妙法山蓮長寺側一。寺僧曰。此寺嘗有二妙見祠一。夫妙見靈捷。崇德北極。耀威一天。或謂元武之神是也。今安二措靈龜於此一。亦如レ有二因緣一。然請立レ石記レ之。充謹亦數爲二之慫慂一。予性不レ嗜二浮華一。懶二於修辭一。經數年。懇請不レ已。遂書二其事一貽レ之云。飯田近義撰。田中淸題額。島邦傚書。

是碑文政十丁亥年落成。同年夏五月廿四日。借二贈其拓本於關濱南父子一。予戲批云。建二是碑一者。初看二其龜一不レ救焉。死後贖二肉與骸一而瘞レ之。則與レ弔二枯魚于市一亦何異焉。仁乎慈乎。其不レ及二齊宣一也遠矣。

○泊船門

白石先生報二安積覺一書に、〔割註〕前文二三條あり。そは詩草の事、金史の事等也。こゝに要なければ略レ之。」泊船門の事、御たづねに候。江城の景境にはたしかに泊船軒とか覺候。門と申事は、ふるき御目付

役所の御掃除にも候とて承候。唯今は櫻田大手御門と申すを、五六十年前迄は清水門と申候き。これは開闢の初迄は、今のヒヽヤ門のほとりより上て、かの西南の丈下迄は、舶入りの入江にて、舶を繋ぎし所なる下のやしき邊に泊め申候。故にヤヨスカなど申すなるを、今に遺り候。西北の方、大路に開き候。よって山王祭禮の一番町より渡し初候も、また元祿に修馬町も候、それ故と申候。幽閑役後上り大名も無く人来られ候よりして、漸々北南の堀の水を埋むる事を聞候て、屋敷にも町にもなり候よし。櫻田の御門なども水の中に候を、陸奥の政宗つきたてられ候と申候。其後、彼れ候て材木を下にし、土留を築きたりとぞ。往昔の淺々に、波邊は他所より推移させ候て、字も損じ候事、すでに二三度に及び候か、唯今見付門の外に、ヒヽヤ町と申すは、ヒヽヤ門のほとりにて候ひし。町のひけたるに候。且老父なり申候にも、ヤヨウスカシの火消やしきは、キリシタンのヤヨウス寺にて有しを、焼き候と申候き。彼時も西の丸坂下御門の内に、大きなる榎の木候。もとの一里塚と申傳候。其北に陸奥守屋敷、前に東海道の道に候。御たづね候其木も凡残候へども、亡父在生の日は、それ〳〵語りつれ候へども、その事も人もなく、榎木のまゝにてもすでに退轉に候。なにしは物もよくかき候ものかきも候はず、つねに二三人も予前比候故に、書記等の事もかきは不候。今は一つになり候て老衰と申し、これらの事心ばかりに候。

一、平野へ御返事遠に請候。一通判東申をし候。いさゝかもやすき事に候。御対面を候、尊々申達候。恐惶謹言。

十一月十九日　　　新井筑後守　君（花押）

安積覺兵衛様

因に云、近ごろ櫻田の御用屋敷を、伊達家へ御住居の爲めに被下ける折、仙臺侯より申出しは、件の御用屋敷は先祖政宗拜領の地に候を、其後御用に付差上候き。しかるを今さら、他家へわたされ候事、本意にあらず候と申されけり。依て之御用屋敷の角の所を稍のこされて、その形を遺し、その餘

を鍋島へ下されしといふ。右の白石の手簡にて、櫻川の御川屋敷は、元来政宗の屋敷なりし事、定かにしられて、こたび仙臺より云々と申出し事も、虚談ならずとしらるゝよし、中村佛庵の話也。白石の手簡も、佛庵の寫しとりて見せられしを借抄録。戊子秋八月十八日。

○墨田川の捨子

文政十二年己丑の冬十一月二日の夜、赤穗侯の家臣大谷儀敎次、墨田川に漂流し來る捨子を拾ひし事あり。當時その紀事を見つるに左の如し。

ことし十一月ふつかの日、牛島なる桐原何がしのいほりをとぶらひて、時のうつるをもしらずものがたりしけるを、淺くさ寺の初夜のかねにおどろき、墨田川のほとりをかへるに、男ふたり川岸にともし火をてらして、つぶやきたてり。いぶかしく思ひて、いかにぞととへば、川なかにをさな子のなくこゑすといふに、はたしてをさなきものゝ聲也。とく〳〵水に入て、たすけよといへば、ふたり聲をひそめて、さすれば後のうれひあり。便なくも見捨んといふに、おのれおもはずこゑをあらゝげて、後のうれひは、なれたちにおよばせめや。わが身にこそうけめといへば、うれしと思ふおもゝちにて、やがて水に入らんとするに、あやしくも流れはやき川の瀬を、横さまにながれよりたり。後におもふに、西風いたくふきたれば、こなたの岸へよせし也。おのれ河にをり立て、刀のさやにてかきよせんとするにとゞかず、ひとりの男いちはやく、長き竹をもて來つゝ、やがてちかく引よせしを、抱とりて見るに男の兒也。あはれむべし玉の緒もたえん〳〵に見えければ、まづふところに入れてあたゝむるに、しばしありて手も足も動き出けり。とせんかくせんと思ひたゆたふほどに、いよ〳〵よみがへりにき。つく〳〵思ふに前の世に、いかなる罪をなしゝ人の、かゝる子をうみたるや。さばれこのちごの命いきて、わがいだきあげぬるも、すぐせありこの故なるべしと、一たびは歡び一たびはかなしきまゝに、かくなん思ひつゞけゝる。

ながれよるこの葉を岸にかきあげて袖もしぐれにそむる夜半かな

わが名はつゝみて、かのはじめ見いだしたる民のひらひしと、うつたへまうさして、おほやけの沙汰さわることもなくてなん。あなかしこ／＼。

閑老先生　百作

百作は大谷生の別號也。このゝち、すて子は百作やしなひとりて、里につかはしけるに、つゝがもなくてそだちぬるよし、おなじ年の十二月八日の朝、閑氏「湖南東陽」より消息して、予が歌さへに求められしかば、その使をまたしてよみてつかはしける。

捨らるゝ藪ならなくにくれ竹のよ川のちごはながらへにけり　傑

このすて子は、昔の陰羽に似たるよしあり。しかれども陰羽は水邊に捨られしのみ。水中に子を投しはいかなる故ぞといふに、これ其親のわざにあらず。かのわたりなる癡鈍のもの、村に捨子ありては費用もおほく、いつ／＼までも煩しのわずらひなれはとて、ひそかにかひさらひて、川へ投捨ることありといふ。そを拾ひとりたりし大谷生の陰徳は、うらやむべきことにぞありける。

○米下鍛錢贈送琉人詩

天保第三壬辰冬。琉月朔會當商量。初之九日入東寓。滿城旗幟風雲色動。驪使此日上東台。虎賁龍刀部伍雄。正使儼其冠且子。白髮正帶錦袍紅。身膺花輪瑞作棒。半斫王笏中山風。殼度殿[illegible]左右使。副使類月翩翩翩。紫袍白馬新肩輿中。驗馬首帕金蟹玉。面裝花轎鼎之金。凉傘轎衬紅映日。剣戟飛向雲微伝。見者滿城群如山。街頭觸地排作幽。樓上簾垂簾下客。朱門粉樓似仙宮。美眉飾鈴作乳。乳紅紛靜間音響。一字彌月中山客。始信扶桑冠百蠻。百蠻若見天子臣。萬里入貢萬里人。萬里波濤南海外。見在世安大孫遠。遠寧何果歸輜日。歲歲海東納楮時。

この詩、よく出來たり。恨らくは始信扶桑冠百蠻二の句あり。前後齟齬し、皇國をもて夷狄に比するもの

往々あり。木下生もその謬妄を受て悟らざるのみ。この頃、諸家の藏板琉球狀、一卷、中山傳信錄、〔割註〕折本一卷。〕琉球年代記一卷、等出たり。當日營中にて諸吏琉球の事を見るには、何の書がよかるべきやなどいへりしを、紹皮君聞て、琉球の事實を知らまくほりせば、弓張月を見給へ。詳にして盡せしものは、彼小說にますことなしと言ひにきと、ある人の話也。この節、弓張月を見るもの尠からずといふ。さもあらんか。

こたび琉球より、大さ九尺まわりある琉球芋を、獻上したりなどいふ風聞ありしを、その筋なる吏職に質問せしに虛談也。あはもりの壺を菰にて包みしを見て、りうきう芋ならんと推量せしもの丶、いひ出ぬるかとなるべしといへり。又正使副使の品川にてよみしといふ歌を、ある人の見せたれど、虛實詳ならざれば寫しとめざる也。

○感冒流行

文政三年壬辰の秋九月より十一月まで、世上一同に感冒流行して、一家十人なれば十人みな免るゝものなし。輕きは四五日にして本復す。大かたは服藥せず。重きは傷寒のごとく、寒熱甚しくて讝語するものもあれども、それも病臥十五六日にして痊可に及べり。この風邪にて病死せしものはなし。江戶は九月下旬より流行して、十月盛りなりき。京大坂伊勢及長崎などは、九月さかりなりしよし、大坂並に伊勢松坂なる友人の消息に聞えたり。前々流行の風邪には、何風など唱へて必苗字ありしが、こたびの風邪には、苗字を唱ることを聞かず。二十餘年前に琉球人來朝の折も、感冒流行したるに、今茲も亦、琉球人の來ぬれば、京大坂にては琉球風といふものもありとぞ。予おもふに、はやり歌、はやり詞の流行せる年は、必感冒流行す。安永のおせ話風、文化のたんほう風など、當時のはやり詞、はやり歌を苗字にして唱へたり。今茲は秋八月の比より、江戶にてかまやせぬといふ小うた流行したり。〔割註〕くもらばくもれ箱根山、はれたとて、お江戶が見ゆるぢやあるまいし、コチヤかまやせぬ。(脫アラン)く名高き團十郎、

あらためて、海老蔵になりたや親の株、こちやかまやせぬ、などいふたぐひあまたありて、小人はをさ〳〵うたへり。此うた、はじめは、よみうりとかいふ、あせある賣人のうたひしものなり。しかるに、こたみ流行の感冒は、中より以下の男女多く、服藥せぬひとゝいへどもかまはやしておこたりにき。童謡は必吉凶の表兆たる事、和漢に例尠からず。さきひはせぬといふ童謡、又是一奇といふべし。しかれども初冬一ヶ月は、江戸中の湯屋も浴るもの多からざりしかば、風邪流行に付、夕七時早仕舞といふ札を出し置たり。この折、窮民御救ひの御沙汰ありて、町會所へ家持借店の町人を召呼れ、人別に御米五升、女は四升、三才以上の童には、三升づゝ下されしよし聞えたり。文化のたんほう風の折には、錢にて一人別に、二百五十文づゝ下されしよしなりしが、こたびは米にて下されたり。借家といへども表店に在りて、渡世しつるものゝ妻に召仕は、男女ともに除れしと云。

○鰻鱺の怪

吾友鈴木有年、名は秀實、俗字は一郎、(割註)東台輪王寺の御家臣。(叔父某乙は、沙弥の勤番也。(割註)有年の養父は、伊勢の龜山侯の家臣にて、下谷の邸にあり。今茲七十二歳にて、十月十四日に歿したり。有年は東台の家臣鈴木宿つ養嗣たり。件の叔父は則養父の弟也。われかゝりし時放蕩なりしかば、浮萍のごとく東西南北して、竟に沙弥になりしといふ。いまだ還俗ならざりし時、某町なるうなぎ屋の養嗣になりて、しばらくその家に在りける程、養父とともに鰻鱺の買出しに千住へもゆき、日本橋なる小田原河岸へゆくこともしば〳〵也。凡鰻鱺は、旅の價、何ほどと定め、手をもてひとつ〳〵に引あげ見て、利の多少を推量ることゝ也とぞ。かくてあるあした、又養父と共にかひ出しに赴きて、かたのごとくうなぎを引あげ見つゝ、損益をはかりて幾荷か買とりしを、籠子に荷なはしてかへり来つ。しばらくして養父なるもの、件のうなぎを生簀桶に入けるに、特に大きなる鰻鱺ふたつありけり。養父いぶかりて、有年の叔父なりける某乙に、かゝる大うなぎあり。今朝買とる折には、かくまで大うなぎはなしと

思ひしが、いかにぞといふに、某乙も亦訝りて、宜ふごとくこはおぼえず候へども、こはめづらしきものにこそ候へ。折々來給ふ得意の何がしどのは、鰻鱺の大きなるを好み給へば、かこひ置て賣ばやといふに、養父うなづきて、寔にさる事あり。かの人にまゐらせなば、價を論ぜずよろこばれん。かこひおくこそよかめれといひけり。かくてその次の日、彼大うなぎを好む得意の町人、ひとりの友とともにうなぎを食んとて來にければ、あるじはしか〳〵と告知らするに、その人歡びて、こはいとめづらかなるもの也。とく燒て出せとて、友人とともに二階に登りたり。その時あるじは、件の大鰻鱺をひとつ生簀より引出して、裂んとしつるに、いかにかしけん。うなぎ錐にて手をしたゝかにつらぬきけり。既にいたみに堪ざれば、有年の叔父某乙を呼びて、われはかゝる怪我をしたり。汝代りて裂くべしとて、左手を抱へて退きければ、某乙やがて立代りて、例のごとく裂んとせしに、その大うなぎ、左の手へきり〳〵とからみ付て、締ること甚しく、既にして動脈の得かよはずなるまでに、痲痺るゝ痛みに堪ざれば、少し手をひかんとせしに、その大うなぎ、頭をそらして、腕をはたと打たりける。是にぞ息も絶るばかりに、痛みをかさねて難儀しつれど、人を呼んはさすがにて、なほも押へて些も緩めず、ひそかにうなぎに打向ひて、汝、われを惱すとても、助かるべき命にあらず。願ふは首尾克裂してくれよ。しからばわれはこの家を立去りて、後々までかゝる渡世をすべからず。思ひ給よとしのびねにかきくどきたりければ、そのこゝろをうけひきけん、からみたる手をまきほぐして、やすらかに裂にけり。扨燒立て出せしに、得意の客もそのたびは、心地例ならずとて、これをたうべず。初かの得意の客は、わづかに半串たうべしに、死人のいきにほひして、いとわろしとて吐きにけり。かくてその夜さり丑三の頃、うなぎの生簀のほとりにて、おびたゞしき音のしてければ、家の内のものみな驚き覺て、何にかあらんと訝る程に、某乙はやく起出て、手燭を秉て生簀箱を見つるに、夜さりは石を蓋におく。その石ももとのまゝにて、異なる事のなけれども、さりともと思ひて、生簀箱の蓋を開きて見ぬるとき、あ

またのうなぎの蛇の如くに頭をもたげてにらむに似たり。只この奇異のみならで、ひとつ殘りし大うなぎは、いづちゆきけんあらずなりけり。甚乙ますく\驚き怕れて、其の日、養家を逐電しつゝ、上國の所親がり赴きて、一年ばかり經るほどに、養父は去歳より大病にて、今はたのみなくなりぬ。とく立かへり給へとて、飛脚到來してけるに、既に退身したれども、いまだ離緣に及ばざれば、已むことを得ずかへり來て、養父の看病せんとしつるに、養母は密夫を引入れて、病蓐にだも身を入れず、病臥したる良人をば、奥なる三疊の間にうち捨て、看とるものもなかりしを、甚乙、その怠りをたしなめて、病人を納戶に臥さしつ。藥をすゝめ粥を薦るに、いさゝかも飲ずくらはず。只好みて水を飲むのみ。ものいふことも得ならずして、鰻鱺のごとく頭をふくよかにして、息をつくもあさましき體たらく、又いふべくもあらざりけり。かゝる奇病也ければ、病むこと稍久しくして、竟にむなしくなりし折、甚乙は夜の事など叮嚀にものしつゝ、又養母と養母の親族に身の暇を乞ひ、離緣の夜、料らず泥匠のわざを習ふて、その世渡りになすよし也。こは天明年間の事なりければ、さすがに叔父のうへながら、有年はかゝる事のありしともしらざりしに、今より六七年以前に、家を作り替ぬる折、その壁一式を叔父にうちまかせしかば、叔父は弟子を日毎に遣し、その身もをりく\來つるにより、ある日の晝食に、鰻鱺の蒲燒を出せしに、叔父はいたく忌嫌ひて、われはうなぎを見んとも思はず、とく退けて給ひねといふ事、頻なりければ、有年夫婦いぶかりて、よのつねなる職人ならぬ叔父なればとそ、心を用ひとりよせたりける物なれども、嫌ひとあるに强かねて、ほいなかりきと呟きしを、叔父はさこそと慰めて、わがうなぎを忌嫌ふは、大かたのことならず。この儀は、和郎が未生以前の事なりければ、しらぬなるべし。懺悔の爲に說示さん。その話は箇樣々々と、彼怪談に及びしとぞ。其叔父の名も養父の家名も、しるすに忌き事なれども、よき事にしもあらざれば、あなぐりもせず。有年の話せるまゝに錄するのみ。彼大うなぎは稀なるものにて、かの折、腕を三まき卷て、尾をもて膝を打たるにて、その長さを推量るべし。打れし迹はう

ち身になりて、今も寒暑の折は發るといふ。うなぎ渡世をするものは、末よからずといふよしは、常に聞くことながら、こは正しき怪談也。浮たる事にはあらずかし。〔割註〕天保壬辰の冬閏十一月十三日の夜、闔濱甫に招れて、彼處に赴きし折、有年はなほ喪中ながら、はからずも來てまとひに入りけり。その折、有年のかゝる事しもありけりとて、話せられしをこゝにしるすもの也。有年は闔の親族也。

○雷　雪

天保三年辛卯冬十二月十八日の朝、伊勢松坂邊、雪中に雷鳴あり。その中に大雷鳴三聲、大坂も亦おなじ。京は雷のみにて雪はふらざりしといふ。この事、松坂なる殿村篠齋の郵書に告らる。篠齋は雷を怕るゝ癖あれば、俄に蚊幬を垂れて籠り居たりしとぞ。江戸もこの日、雪はふりたれども雷鳴はなし。但毎夜、深更に遠電ありしのみ、越後などには雪中の雷も稀にはありと、かねて聞えしかども、そは名におふ雪國なればなん。この例にはなしがたし。按ずるに、宋の周密が癸辛雜識云、「至元庚寅正月二十九日癸酉。是年二月三日春分。送二女子一嫁二吳氏一。至二博陸一。旱雪作。至二未時一電光。繼以二大雷一。雪下如レ傾。而雷不レ止。天地爲レ之晝黑。余生平所二未見一。爲二驚懼一者終日。客云。記得。春秋魯隱公九年三月。三國吳主孫亮太平二年二月。晉安帝元興三年正月。義熙六年正月。皆有二雷雪之變一。未レ及レ考也。〔割註〕見續集第四十八條○周密字公謹。宋末人。至元元世祖號。庚寅當レ作二丙寅一。」草木子云、「雪中雷電。自二至正一〔割註〕元順宗年號。」至二庚寅一。〔割註〕至正十年。」已後屢々見レ之。蓋陰陽差升之氣。異二乎常一也。辛亥〔割註〕明太祖洪武四年。」春正月十一日。雷而大雪者凡三四日。又其甚也。〔割註〕見二卷三克謹篇一。」又按。明錢希言獪園云。萬曆癸丑冬十二月二十六日。立春先一日。夜半子刻忽有二烈風暴雨一。震雷閃電。一時交作。霹靂數聲。擊レ人而死。月鶴園千年怪柏。爲レ風吹斷。遲明乃定。占者謂。冬行夏令。主二其國澇一。至二明年甲寅五月一。果大水。然幸不レ爲レ菑矣。」〔割註〕卷十五妖孽編。」解云。寒中の雷雨は文政九年丁亥十二月中旬。一夕暴雨雷電。〔割註〕丑より曉方に至る。」明年戊子

の秋、西國并に東海道濱松邊大風雨。洪水の菑あり。但書傳の故實は、外朝の先蹤のみ管見をしるす。天朝の故實はいまだ考に及ばず。文政十二年己丑冬十二月十五日、〔頭註〕小寒後四日也。今夜雨ふる。夜中雷三四聲、曉に至て小雪まじり、程なく雨歇。去々年寒中に雷電あり。今茲又、かくのごとき災變の前兆あり。明年の夏、江戸郊外野狐寡ならず。米價も頗のぼりにき。

○目黑魚（まぐろ）

天保三年壬辰の春二月上旬より三月に至て、目黑魚〔頭註〕鮪の類なり。〔最下直也。いづれも中まぐろにて、二尺五六寸或は三尺許のもの、小田原河岸の相場、一尾二百文也など聞えしが、後には彌賤しく片身百文、ちひさきは八十文に賣たり。小商々々にまぐろたず、業をなすもの多くあり。わづかに廿四文許買をば、兩三人、飯のあはせ物にして、なほあまりあり。かくまで、まぐろの多く捕られたる事はおぼえず。さりながら、旬はづれの魚なれば、味ひ可ならず。餘魚最高料にて、河岸にも稀也といふ。さればにや、鯛、平魚、ほうぼう、かながしらなど、春の物ながら、賞めるものはなかりき。一奇といふべし。無益の事ながら、後の話柄の爲にしるしつ。〔頭註〕壬辰三月四日記。」

○蝦蟇靈蛇

東叡山御領根岸の御隱殿に、辨才天の祠あり。祭神は靈蛇也。利益ありとて、その邊の良賤は、常に參詣す。文政三年壬辰の冬十一月中旬、宮様御家來にて、御隱殿の勤役すなる豐田沖見といふものの夫婦、辨天に參詣したるに、その夜、豐田が家僕の夢に、物ありて告るやう、われは宮家の庖廚なる上下流の下に、年來棲る蝦蟇也。けふしも主人夫婦、前面なる辨天の祠に〔頭註〕沖見が宅は御隱殿の邊に在り。辨天の祠と流に向へりといふ。參詣の折、婦人は月の障りありて不淨也。折から御橋の下に靈蛇ありて、行法を修してありしに、件の不淨に觸れて行法破れたり。是により靈蛇は、主人夫婦を恨みぬ。明晩、その怨を復さん爲に、あまたの蛇を驅催して、推よせ來つべし。われ年來の報恩の爲、命を捨て蛇

孽を防んとは思へども、一己の力に及ばずば、われを助けて、かの蛇を逐拂ひ給へといひけり。天明て後、この夢を主人に告るに、半信半疑しつれども、胸心におぼえやありけん。縱實なき夢想也ともとて、その夜は閨毎に燈燭を點じて、主僕おの／＼刀を佩き、鋼棒を引つけて、終夜まちけれども、怪しと思ふこともなくて、既にして天は明けり。さては虚夢にこそありけめ。さりながら彼癩蝦蟇は、とし來、下流邊にありといへば、まづよく、そこらを見よといひつゝ、主僕、流しを引起しつゝ見るに、果して殊に大きなる癩蝦蟇の死して、仰ざまになりたるあり。かゝれば、よしあることにこそと思ふに、胸は安からず。その死したる蝦蟇をば、家棟の内に埋めよと吩咐けるに、この日は、これ彼と事の多くて、いまは埋めざりけるに、この夜々、彼癩蝦蟇が、主人の夢にみえて、某、既に命を捨て、蛇孽を退け候へば、この後、祟りあるべからず。後安く思ひ給へ。又某が亡骸は鼠山にもてゆきて、彼處に埋め給ひねかし。わが命數の盡きたれども、種を當所に遺したれば、なほもおん家を守るべし。疑ひ給ふべからずといひけり。主人は奇異の思をなして、則蝦蟇の亡骸を鼠山に埋めたるに、その夜又、件の蛇が、主人沖見の夢にみえて、嚮には婦人の不淨によりて、わが行法の破れたる怨を復さんと思ひしに、癩蝦蟇に防がれて、宿意をば得果さねども、あるじ夫婦の身代りに立たる蝦蟇を殺したれば、今は怨のはれたる也。されば今より怨を轉じて、われも當家の守護神にならんとばかりにして、驗なくば、なほ疑しく思はれん。翌辨天に參詣し給へ。その折必、見るよしあらん。扨宿所にかへりし折、鞠箱を開きて見給へ。さらば應驗を知るに足らんと、告らるゝと思へば夢さめけり。あるじはいよ／＼怪みおそれて、明の朝、御隱殿なる辨才天に參詣しけるに、社壇の内より忽然と蛇ふたつ走り出で、ひとつは祠の簀子の下に走り隱れ、一蛇は神前なる池の内に走り入て、共にみえずなりにけり。かくて宿所に立かへりて、鞠箱を〔割註〕沖見は蹴鞠を嗜むにより、秘藏の鞠ありと云。則その箱なり。」とりおろし、やがて蓋をひらきて見るに、箱の内にいとちひさなる蝦蟇と小蛇ありけり。こゝに至て、あるじ夫婦は、いよ／＼驚き且歎びて、小蝦蟇をば庖廚なる

上ながしのほとりに放ち、小蛇をば箱子の蓋に沙を敷き、その内に籠めて日々に祭るといふ。この一條は、鈴木有年の話也。昔ばなしにありぬべき、怪談に似たる事ながら、彼豊田生は德ある人にて、常住坐臥に謹慎ならざることなし。かゝれば虚談をいふべくもあらずと云。鈴木生も同家臣にて、家は根津の三島門前にあり。豊田の居宅と相去ること遠からず。正しくその小蛇を見て、いひおこしたる奇事なれば、訓けるまに／＼しるすになん。〔割註〕壬辰冬閏十一月十九日、琴嶺が有年の表ごもりを問ひし折、この事を問る也けり。傳聞のきゝなれば、漏れたる事もたがへることもあらん。そは異日、有年に面會の折たゞすべし。

○雀戰追考

昨の云、左經記に、後一條院長元四年五月二日、宇佐宮神殿にて雀鬪ひ、或は栖を作るといふことと見えたりといへり。左經記は幽齋せざれば、大日本史後一條帝の紀を檢索せしに、日本史には八月四日の下に見えたり。五月にありし事を、八月に至りて言上しつるにや。こゝろ得じ。〔割註〕以上木默老人の説なり。」よりて予も亦、大日本史〔割註〕卷三十八。後一條天皇の紀を閲するに、史に云、「長元四年云々。八月四日己卯。卜宇佐宮事。宇佐宮屋上雀群鬪。〔割註〕記略係十二月十七日。今從左經記。」とばかりありて、雀戰の文なし。註に今從左經記とあれば、昨の五月二日云々といへりしは、轉記の失にはあらずや。なほ考ふべし。〔割註〕扶桑略記、長元四年の條に、雀戰の事漏れたり。」愚按ずるに、雀は栖を守ふことにて、雛を生ぜん爲に、巢をいとなみ作りしにはあらざるか。又八月、巢を作ることの奇異なれは、あんトありしか。不審。○小津桂窓云、〔割註〕伊勢松坂の人。」文政十二三年の頃、遠州秋葉山街道森村といふ所にて、雀戰ありしよし、同輩の何がしいへり。そはその人の正しく見たるにあらず。掛川なる相識より告おこせし事なれど、虚談にあらずといへり。又、一說に、凡春每に雀の雛多く生ずれば、或はいたりてねぐらを守ふて群鬪ふことと、田舍には折々これあり。怪しむに足らずといへり。本集第十八〔割

註」別集下巻〔に收めたる、壬辰の秋、湯島天澤山麟祥院の隣寺にてありし雀戰の條下に、これらのよしを漏したれば追錄す。和漢の故實は、なほ又、異日暇あらん折に、考索して別にしるすべし。〔割註〕又三四年前、伊勢の白子のほとりにて、雀戰ありけるよし、松坂なる殿村篠齋より告らる。かゝることなほあるべし。」

天保四癸巳年春二月下旬、伊勢松坂村篠齋より差越候書付、

覺

凡四十年前

一、津古川と中所え雀夥敷集り候よし、

廿七年前

一、神戸領高岡村え夥敷集り、四五町四方え鳴聲聞え候よし、

五年以前

一、御領分鄕山村

是は雙方藪へ集り、折々食合、少々死鳥も出來候よし、最六七日の間に候由、

去卯六月末より七月初迄、

一、同圓應寺村

畠中又は藪へ夥敷集り、畠場荒し候に付、近村へ毎日人夫十人宛、追人出し候由、是又折々食合、少々づゝは死鳥も出來候て、鳴聲三四町四方へ響候由に御座候。

一、玉垣村の儀者聞合候處、存知候者無ニ御座ー候。

一、江戸當年(マヽ)集り候者、むく鳥に御座候。

右の通、模寄の者に相尋候處、實說に御座候。在中には前段の事共、折々御座候由、不ㇾ珍抔と申居候。

中にも前甲上候者、其内目立候筋にて、見物に罷出候者も御座候也。

辰十二月十八日

佐六様　　　市兵衛

○大窪武左衛門

文政十年丁亥夏五月、江戸に來ぬる大男、大窪武左衛門は、熊本侯の領分肥後州益城郡矢部庄田所村なる農民の子也。今茲二十有五歳になりぬ。身の長左の如し。

一、身長七尺三分　一、掌一尺　一、跖一尺一寸五分

一、身の重さ三十二貫目　一、衣類着丈け五尺一寸　一、身幅〔割註〕前九寸、後一尺。〕

一、袖一尺五寸五分　一、肩行二尺二寸五分

全身痩形にて頭小さく、帶より上いと長く見ゆ。右武左衛門は熊本侯御供にて、當丁亥五月十一日、江戸屋敷へ來着。當時巷街說には、牛をまたぎしにより、牛股と唱するなどいへりしは虛說也。大窪の號は、大坂にて相撲取等が稱出しかば、後より唱ふといふ。是實說也。武左衛門が父母并兄弟は、尋常の身の長け也とぞ。父は既に歿して、今は母のみあり。生來遲鈍にて小心也。力量はいまだためし見たることなしといふ。右は同年の夏六月廿五日、亡友關東陽が柳河侯下谷の邸にて、武左衛門に面話せし折、見聞のまに〳〵書つけたるを寫するもの也。下に粘する武左衛門が指掌の圖は、右の席上にて紙に印したるを模寫す。當時武左衛門が手形也とて、坊賈の刻せしもの兩三枚ありしが、皆これとおなじからず。又武左衛門が肖像の錦畫數十種出たり。〔割註〕手拭にも染出せしもの一二種あり。〕後には春畫めきたる猥褻の畫さへ摺出せしかば、その筋なる役人より、あなぐり禁じて、みだりがはしきものならぬも、彼が姿繪は皆絕板せられにけり。當時、人口に膾炙して、流行甚しかりし事想像るべし。しかれども武左衛門は、只故郷をのみ願ひしたひて、相撲取にならまく欲せず。この故に、江戸に至ること久しから

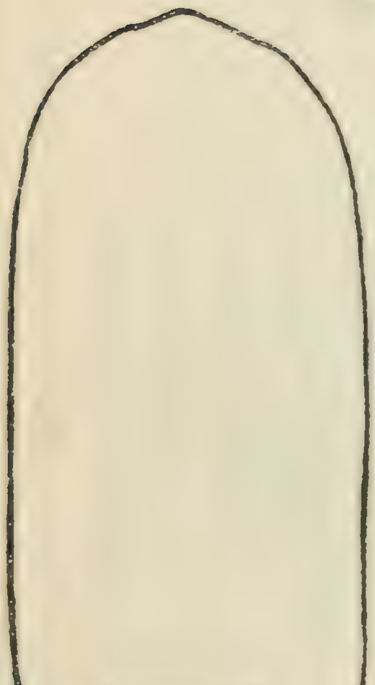
ず、さらに侯に願ひまつりて、肥後の鄕里にかへりゆきにき。當時、この武左衛門を、林祭酒の見そなはさむとて、八代洲河岸の第に招かせ給ひし折、吾友渡邊華山もまゐりて、その席末にあり。則蘭鏡を照らして、武左衛門が全身を圖したる畫幅あり。亡友文寶、携来て予に觀せしかば、予は又、そを文寶に摹寫せしめて、一幅を藏めたり。この肖像は蘭法により、二面の水晶鏡を掛照らして、寫したるものなれば、一毫も差錯あることなし。錦繪に摺り出せしは、似ざるもの多かり。さばれ件の肖像は、大幅なれば掛る處なし。今こそあれ後々には、話柄になるべきものにしあれば、その概略をしるすになん。

大空武左衛門手形（原寸六分の一）

文政十年丁亥夏六月廿五日、柳河侯の邸にて、武左衛門が掌に燕脂を塗りて紙に印したるを摹寫す。當時坊間にて板せし渠が手形はこれと同じからず。合せ見ば玉石立地に分明なるべし。



大空武左衛門所レ穿裏附草履（原寸五分の一）



亡友海棠庵は、その性、好事なりければ、かゝるものすらもらさず、蠟墨にて草履のはしばしを搨りて、その形をとりおきにたるを摹寫す。



肥後國熊本在矢部村出生牛股武左衛門、
亥廿六歲、身丈七尺六寸。

武左衛門人品、幷牛股と名乘る事

一年二十六歲
一身重さ五十二貫目
一身の長七尺六寸
一かほ長二尺二寸
一手首より中指迄一尺二寸
一たび長一尺四寸
一兩手を合せ米一升三合入
一こし巡り八尺一寸

熊本より二十里ほど東の方、矢部むらの出生也。しぜんと太守の御聞にたつし、御らん被遊度との上意に付、衣服上下を下さる。其寸法着丈六尺二寸、袖二尺三寸、酒食をあたへ、酒と飯とは、はかりためすべきよしの上意、まづ酒五升、米五升、其外、種々御料理を給はる。太守御すき見あそばさる。およそ酒三升のむ。飯は五升を半分給べる。一尺五六寸の鯛三まい、二まいをさしみ、一まいをあらともに煮附にしたるを殘らずたべる。御側の衆、いまだ給べる由。武左衛門申上る。ほう食は毒なるよ

し、父母申候へども、珍味御料理ゆゑ、父母にそむきたべすぎ候と申。その後、御狩野の節、武左衛門をつれ行べきとの上意、前々日よびよせ、御ぜん所にて御遠見被遊、にこやかなる奴也との上意、太守の一言捨置ならず。一升ぶち五人扶持給はる、御なぐさみもとて、色々の力業を御覽に入る、中に大なるコトヒウシをひき出したゝせおき、そのうしの脊をまたぎこす。太守不斜くつきやう也と上意なり、名を牛股と名乘べしとの上意、明日刀脇差を給はるべし。

文政十丁亥年五月十八日、市中を賣あるきしを購得たり。このもの、本月江戸に到る。猶道中なりといふ。或は既に到來しつともいへり。到來といへるが實なるべし。

右に貼せしは世にサゲとか唱らるゝゑせ商人の、當時、巷を喚りつゝ賣もてありきし也。かゝる類に三板あり。六七月に至て肖像の錦繪多く出たり。それもはじめは牛股としるせしを、後には皆大空と改めて出せり。身のたけなど或は推量をもてしるし、或は傳聞によれるのみなれば、謬りならざるはなかりき。只上に識すもの實事也。もて標準となすべし。

〇己丑七赤小識

文政十二年己丑春三月廿一日、江戸大火の顚末は、八人抄、薪のけぶりといふ二書にしるしつけられたれば、今亦こゝに具にいふべくもあらず。さばれこの火事の火元の事は、件の二書にも、只風聞によれるのみにて、實說を得ざりければ、予が聞く所をもて詳にす。原ぬるに初この火は、外神田佐久間町河岸なる、材木商人伏見屋と尾張屋が、材木置場の埒垣の邊より出たれど、猛烈風の折なれば、その火、忽に材木に移りしかは、定かに見とめたるものあらず。扨尾張屋の材木河岸には、建揩くところの飼葉小屋あり。この小屋より火が發れりなどいふめり。この日、伏見屋構の河岸にて、津輕侯の普請を受負たる、材木の伐組をすとて、大工等手斧どりしてありしかど、巳の時少し過たる頃なりければ、いまだ煙草休みといふこともせず。かゝれば聊にても、火をとり扱ひたることはあらずとい

ふ。又尾張屋には、このあした材木を買はんとて來ぬる客もなければ、わが構の河岸へ、出入りせしものはなしといひけり。されば飼葉小屋より出火せしならんなど、罵り爭ふのみ。さりとて礎と見たることにはあらで、伏見屋が構の河岸にありける大工等すら、火の起りしをしらでありしに、神田川を溯る艜の艜師が、はやく見いだして、云々と呼りしかば、これにぞ件の大工等も、騒ぎ譟ぎしことなれば、伏見屋と尾張屋と秣商人と、互に相爭ひて果しなかりき。かくて件の三人と、初に火を見出したる艜師をも、町奉行所（割註）榊原主計頭殿御番所。」へ召呼れて吟味ありしに、伏見屋、尾張屋がまうす趣は、右のごとし。又飼葉屋がまうすやうは、やつがれは出入の大名方へ、月々に定日ありて秣を納め候に、居宅より程遠く候へば、尾張屋が構の材木置場の内を、些ばかり借用して小屋をしつらひ、件の秣を入置候のみ。この四五日は、秣納めの定日に候はねば、秣小屋の戸を開きしことなく、勿論件の河岸へ立入りしことは候はず。しかれども、やつがれが秣小屋より出火したるや。この儀は見とめざることなれば、いかにともまうしがたしといひけり。これも亦、まうす所實否に近く、且その理あれば、いづれとも定めかねられて、なほ再三吟味あり。しかるに尾張屋には二軒の後店あり。そは尾張屋佐兵衛、尾張屋德右衛門とか喚るゝものども也。前の德右衛門（割註）イ佐兵衛」は、本店なる尾張屋に、年來仕へたる老手代也ければ、主人の娘を妻あはして、出店にはしたる也。しかるに件の材木置場は、本店なる尾張屋が構の河岸なれども、今の德右衛門が借用して、その身の材木を置くことも久しくなりぬ。かゝりし程に、この年三月廿日に、德右衛門が老母病死してけり。これによりその夜さり、年わかき手代二人、傍に侍る花筒に、竹を伐らんとて、小夜ふけしころ、提灯を引提つゝ、件の材木置場にゆきて、竹を伐りしことあり。この事、主人德右衛門はしらざりければ、はじめ吟味の折、材木置場へ出入せしもの、一人もあらずとまうせしに、再三の吟味に及て、この事ありと聞えしには、德右衛門は知らずといふとも、二人の手代が提灯をともして、材木置場にゆきしことありながら、數度の吟味に及

ぶまで、推默りてありしこと不埒也。定めて隱情あるべしとて、件の手代二人は入牢し、火元は尾張屋德右衞門に定められて、おん咎を蒙りつゝ、件の材木置場は百日許の間、灰だも掻くことを許されざりき。かくて二人の手代等、しば／＼拷問ありしかど、聊も手あやまちせし覺候はずと、いく度もまふすことの違はざりしかば、榊原殿も寛なるべしとおもはれけるにや。秋に至りて評定所へ召出さるゝ、罪人の茶の給仕などにして、苦艱なきやうにものせられしとぞ。この事、多く世の人は知らず。只さき／＼に風聞したる也。これによれば、この火災は、誰があやまちより發りしといふことは詳ならず。實に是天災也。彼尾張やの本店のあるじと親しかりける和泉屋〔割註〕外神田金澤町の髮結の隱居。の源藏といふ老人が、おなじ年の八月、予が爲にいふ所、右のごとし。

按ずるに、この年太歳己丑は、九紫中宮に入れり。九紫は南方火を掌る。この年の月宿春三月は、三碧中宮に入れり。三碧は東方木をつかさどる。されば月宿の三碧木、年宿の九紫火に入りぬ。こゝをもて江戸の中央みな燒けたり。只これのみにあらず。この春三月廿一日乙卯なり。乙は內火を生ず。卯も亦、本に屬す。且この日の巳の時は、五不遇時に値れり。失火は四半時なれば、なほ巳の終り也。乙卯の納音は水なれども、大溪水なれば、火を制するに力なし。又この日は閉也。閉は勾陳也。加るに月宿天吏致死血支の惡殺に値れり。吉星は官日嬰安五合鳴吠對の四星のみ。星殺方位の吉凶も偶然にあらず。恂るべし。

又按ずるに、凡大火に及べるときは、火氣、地中に徹るものなれば、井の水の常のごとくには涌出ず。河水も多く涸れて、潮も常のごとくにさし來らざるもの也。この日、八町堀なる桑名候に給事の女房は、從人はからひて門前より船に乘せて、立退せんとしつるに、水涸れてその船ゆかず。とかくする程に、むかひ河岸より、火焔、船中にふりかゝりて防ぐによしなく、乘船の男女僕、多く怪我ありしと聞えたり。予が少かりし時、一老翁の言に、近火の折は、主人たるもの、はやく臺所なる瓶の水、家のほとりなる溝にも、

手をさし入れて試るべし。その瓶の水、涸の水あたゝかならば、火事はな程遠しといふとも、はやその火氣の地中に入り來ぬる也。さるときは十に八九は免れがたしと知るべし。縱火事は近くとも、瓶の水も涸の水も冷やかなるは、十に八九は變を免るゝものぞといひにき。この儀を思ひ合するに、己丑の大火の日、井の水も常のまゝならず。河の水も涸れて、潮水さへ鹹しかりしこと、亦偶然にあらずかし。又按ずるに、翁のけぶりにしるされし、火災にあへる人々のうへなどは、或は傳聞により、或は見聞のまゝを録たれば、いかにぞやと思ふもまじれり。こゝには親しくその人に聞し事、或はその人の所親の、予が爲にいへりしを、ふたつみつとり出て、しるすもの左の如し。

一、元飯田町なる木具や惣兵衛といふもの、三月廿一日の大火の折、その所親三十間堀なる親戚何かしがり走りゆきて、家財をとり出しつかはしなどしけるに、その家のほとりに、土藏三棟ありて川に臨めり。こはあるじの親方の土藏にて、あるじはこれを守るもの也ければ、家財はこの土藏を片どりて、みな川端へ出しにけり。かゝりし程に、その處も亦風下になりて、火のそう〳〵近づき來にければ、こゝに家財は置がたかり。いづこにまれ風脇へ移せよといふを、あるじは聽かで、この處は藏を背にして前は川也。何事のあるべきとて、さわぎたる氣色なければ、さておきつとてする程に、いよ〳〵火はもえ來にければ、あるじも今さら、おどろき怕れて、かくてはこゝに凌ぎがたし。はやく風わきへ家財を移し給はれといふ。惣兵衛、こゝろえたりとて、數町あなたへ家財を移すことふたゝび、既に三たびに及びし折、件の土藏に火の入りて、火勢熾しくなりしかば、とりもて退かんとしぬる葛籠を、そがまゝ火中へうち棄て、走り去らまくする程に、火ははや川むかひへも移りたり。むかひは薪多く積たる處なるに、その前に火のうつりしかば、いづちゆくべき處もあらず、已むことをえず川へ飛入りたるに、折から潮そこりにて水涸れたれば、火を凌ぐに足らず、只泥水の中へ身をまろばしつゝ、焦されじとしたりとぞ。かゝる處に誰とはしらず、五六人又、この川へ逃入りて、どろ水を身にそゝぐものありければ、惣兵衛は

わがかたはらに、人の來ぬるを見かへりて、聊こゝろづよく覺しとぞ。この折又、三十間堀の橋の下にも五六人居たり。そをこなたより見て、只今、あの橋燒落なば、下なる人は必ず死ん。やよこなたへ來よかしと、聲を限りに呼かくれども、烈しき風の音と、燁燎たる猛火の物をやくひゞきにまぎれて、得聞えざりけん。なほその處にありける程に、果して橋は燒落て、その火、下なる人を打しかば、矢庭に死するもの二人ありけり。殘れる四人は泥の中に、くゞり入りなどしつゝ、からくして死ざりけり。姑くして少し潮のさし來にければ、川中なる人々、これにちからをえて、身に水をそゝぎつゝ、十死の中に一生をなん得たりける。扨惣兵衞は、そこらの火のやけ鎭りて後に、川より出て、その夜、飯田町なる宿所にかへりしと云。〔割註〕己丑四月朔、惣兵衞と同町のもの、予が爲にいひしまゝをしるすものなり。」

一、又元飯田町中坂下なる湯屋惣兵衞が姪名は梅、は、そがおさなかりし折、予も識れるものにて、辨慶橋のほとりなる疊や何がしの妻になりたり。此梅がいふよしを聞しに、かの日、〔割註〕三月廿一日、」神田に火事ありと聞て、風のいと烈しければ、先づ晝飯をたうべてこそ、家財をとり片づけんとて、あるじをはじめ、家の内のものども、飯をたうべてありしに、はや一町さきなる家に、火の飛うつりたりといふに、皆さわぎ立つ程に、火は急にして物を出すいとまもあらず。あるじは錢箱ひとつ引提て、妻もろ共に逃出けり。扨京橋まで來にけるに、此わたりも風下なれば、本所なる所親がりいなんとて引かへすに、京橋を渡る折、稠人に推しもまれて苦しさに堪ざれば、橋の上より錢箱を川へはたと投棄て、からくして兩國橋まで來にけるに、逃まよふもろ人、幾千萬にやありけん。さしも廣大なる兩國橋は、人に人かさなりて、進退自由ならざるに、火焔のそびらの方より降かゝりて、頭の上に落かゝるもあれば、その艱苦、譬るに物もあらず。このとき心に思ふやう、錢財衣裳も何にせん。只この橋を恙なく渡り果なば、生涯の幸ひならんと念ぜしとぞ。さて又、京橋にて棄たる錢箱には、あるじの名も町名も書つけてありければ、二三日を經て京橋なる町役人より、件の錢箱をとりあげ置たるよしを、辨慶橋の町役人に告

おこしにけり。よりて、あるじはその證據を受取にゆきけるに、相違あらじと思へども、後々の爲なれば、家主もろ共に、書付をしたゝめてもて來よといはる。さばれ家主のゆくへ知れざりければ、彼親類加印の證文をもてゆきて、件の證據を受とりしといふ。是より先、廿二日の宵の程、あるじ火事は、當家の燒跡を見んとて、本所よりかへり來にけるに、人ありて灰を掻起しつゝ、火鉢華籠の類の燒たるをとるものあり。あるじ、これを咎めしに、そのもの、聲をふり立て、汝は是何ものぞ。吾燒失ひし物を取るを咎るは誰ならん。近づかば一打ぞと罵りながら、突立たる杓をとり直したる勢ひに、客はそら也。あるじさへ怖れて、ぬめ／＼と取せしとぞ。尋平の時だにも、かゝる折には、人をおそれぬ盗兒の多かるに、亂れたる世は、さぞありけんと、今さら思ひあはせしといへり。此番やが町内の番人は、極大火の折、火の見梯子に登りて、頻りに半鐘を打鳴らしてありけるが、只向ひのみを見て、火の近づき來るを知らず。頃ありける程に、火の見の下なる家に、火はうち移りて、此やぐら「頭註」やぐらといへるは梯子也。寛政の御改正以後、此やぐらはしご、町々にあり。」を燒く程に、くだることを得ざりけん。燒靜りて後に人々、これを見しに、件の番人は燒死したるか。みづから飛おちたるにや。腰を折傷きたるまゝにして、倒れもえせずありけると也。すべて高き上より飛たるものゝ、死するといふとも倒れずといふことは、かねて聞たることながら、此番人の死ざまにて、その事實を知るに足れり。

一、又海賊橋なる牧野佐渡守殿の邸は、市中に近ければ、火災を防ぐ爲にとて、長屋はさら也。既、表屋までも、瓦屋にせられて、柿葺はあることなかりしに、廿一日の大火の折、はやく表側なる板庇に火の燃移りしを、もろ人、防ぎとゞめんとて、なべて其處につどひし程に、火は裏屋にもうち移り、又表裏よりも燃起りし程に、奥長屋にありける人々は、出口を失ひて、せんかたのなきまゝに、川手の小門をひらきて見しに、屋根船・艀ありければ、人みな、これに乗りけれども、艪をするべき棹なければ、箱をもて濟んとするに、風の烈しかりければ、船覆らんとしたりしかば、とく屋根を碎き捨よと罵るに、とみには碎るべ

くもあらねば、手に／＼刀を引ぬきて、からくして桂を伐たふし、舩の屋根をとり棄て、一石橋まで漕退けゝり。このとき危かりし事、述盡しがたしといへり。此折、候の奥方立退後れさせ給ひて、怪我ありしなど風聞ありしは、そら言也。彼藩中には下ざまのものまでも、恙なく立退たり。只土藏は十七棟などりなく燒うせけり。彼藩中の士幾人か。吾婿の同家中〔割註〕宇都宮候。に親族ありて、そが小屋に退き來つる人々の話說、かくのごとしと聞にき。又淀候稲葉の築地の中屋敷の土藏も、十數棟燒たり。そのくらには武具を多く入れ置れしが、みな烏有になりしといふ。是も吾婿の所親あれば實說なり。

一、この日、茅場町にて火に包まれて、鎧の渡の川へ逃のびたる男三人、女一人ありけり。砂場蕎麥のほとり、こなたの河岸の家どもの燒るまに／＼、火の粉、ひまなく降りかゝりて、かくても凌ぎがたかりしかば、その男等が女にむかひて、おん身のもて來ぬる葛籠の内には、衣ものあるべし。とり出してわれらにも貸し給へ。水に浸し頭に被りて、火を防んといへば、女こたへて、問るゝごとくこの葛籠には、きものゝみあり。命だにたすかることならば、何をか惜ん。ともかくもし給へといふ。男等歡びて、葛籠の鎖をこぢひらきつゝ、上なる衣、四つばかり取出すに、みな紬縞紬八丈縞の、まだ巳の時ばかりなりしを、手に／＼わかちとりて、女にもひとつとらせ、各件の衣を水にひたしつゝ、頭にうちいたゞきて、火の粉を防ぐに、火氣にて乾くをいくたびとなく、水にひたしてはうちかむりつゝ、からくして恙なきことを得たり。只この資けあるのみならず。はじめ川へ逃入りし折、水中に大八車二三輛ありけり。これはそのほとりなる車力の、石をおもりにつけて沈め置きし也。件の男女は、この車の上にのぼりをり。よりて水に溺れざりき。女の背負ひ來ぬる衣つゞらも、この車の上に措たれば、身を放ちても流れず。扨火の鎭りて川より出る折、女のゆくてを問ふに、本所なる所親がり赴くよし聞えしかば、濡らせし衣どもは、みなよく絞りて葛籠に收め、此衣のありたればこそ、からくも恙なきことを得たれ　報恩の爲、送りゆかんとて、一人、件の葛籠を背負て、女を本所なる所親がり送りしとぞ。この一條も吾婿湛

見果と趣からざりし、牧野殿の家臣の話にて、実歴あり。浮たることにはあらざる也。又只、この事のみならず。茅場町の向ひ河岸小網町にても、火に包れて川へ進入りつゝ、水火の為に死たるもの少なからず。小網町一丁目なる西野屋といふあき人の組合の家主の子も、死して三日の後、件の川より尸骸を得たり。かゝることゞも、なほ多くあり。焼死の人のうへには、あはれなるもすくなからねど、只風聞のみにして、実麼定かならざるは省きつ。

一、築地なる紀州の御蔵屋敷に、集りて焼死したる男女数、百十数人ありし事は、世の人のしる所也。その中に境の畔を乗越つゝ、他所へ脱れ出て恙なかりしもの一人あり。（割注）名を忘れたり。」そは吾嬬の與と相識るものなりき。凡木挽町、築地わたりにすまひしものゝ、常にいひしは、紀州の御蔵屋敷は、昔より一とたびも類焼せざる所也。前は海にて御蔵多く棟をならべたれば、よしやいかばかりの大火にても、件の御蔵のほとりにあらんには、焼死することなかるべしとて、たのもしく思はぬはなかりき。この故に、築地なる本願寺へのがれゆきしものも、其寺すら危くなりし折、件の御蔵屋敷へ逃籠りしもの多かりしに、倫炎、御蔵にさへかゝりて、多く御蔵焼失ければ、もろ人、逃るゝに路なくて、木石とともに焼れしも尠からず。或は海に遁入らんとして、溺死せしもいくばくなりけん。それにはあらで、深川なる料理酒や平清が娘十九歳、八町堀なる某侯の奥むきに給事してありければ、其親平清、みづから下男三四人を将て、はやく件の屋敷へかけつけしに、騒乱なければ内へ入れがたしとて、門番人許さず。しかるにこの娘も、召仕ふ下女とともに、煙焔中にて焼死したりとて、次の日、深川なる宿へ知せ来つ。尸骸を引とるべしとて呼れしとぞ。親の遺恨はいかばかりならん。この一條は平清としたしきものゝはなしなり。

〇焼死の尸骸の多かりしは、木挽町の橋のほとり、三十間堀の川筋、八町堀桑名侯の長屋の下の溝などには、幾人たりともなくありけり。先堀川口某、次の日、主君の使者に出て、そこらを目撃しけるに、焼ふすぼりたる尸骸は、頭毛衣裳焼うせ黒くふすぼり、いとちいさくなりて、男女を分別しがたし。火か

と思ひてよく見れば、みな是、人の尸骸也といひけり。この他、本町すぢ、日本橋、小田原河岸などにも、燒亡のもの多くあり。吾家へ日毎に來ぬる魚あき人の、四五日の間は、けふも小田原河岸にて、灰を掻くとて、死人をほり出し候ひきなどいふことの、しば〳〵耳に入りたりき。或は稚きものを脊負ひて、七八才なる子の手を挽きながら、倒れ死したる婦人あり。或は妻と子どものゆくへ知れずとて、尋ねあるくものありと聞えしも、日毎のやうなりき。そが中に、吾居宅のほとり近き、あき人伊勢屋、がり脱れ來ぬるものも、妻と子どものゆくへ知れざりしに、二三日を歴て、紀州の御藏屋敷の、夜の中よりほり出せしと聞えけり。こは木挽町にをりしものにぞ有ける。かくてやよひ廿六日は、吾先考の祥月日なれば、菩提所へ詣たるかへるさに、鳶坂なる茶居に憩ひしに、茶店の老婆が問ずがたりに、こたび大火の折、ゆくへしれずなりしものも多かるべし。きのふこゝにいこひ給ひし木挽町なるあき人の、妻と子どもを尋ねて、きのふ迄四五日尋(ママ)あるき候へども、些の便りを得ず。けふは淺草わたりより、山の手を尋んとて出たる也。家を亡ひ本錢をうしなひ、妻と子どもさへ喪ひては、何をよすがに世渡りをせん。せめてかれらが亡骸也とも、見まくほしといはれしといひにき。おもふに、これらも彼御藏屋敷へ火をのがれんとて、共處にて燒死したるにはあらぬか。是も亦、知るべからず。近來は江戸の良賤みな火災に熟れて、進退遅鈍ならざるべきに、こたびは多くうろたへて、死するものゝ千百に及びしは、家財に殉ずると油斷して、火に包まれし故也。日ごろより主人たるもの、火災の折の進退に用心して、其期に及びて愁に惑はずば、かくまでにはあるべからず。吾身は江戸に生れて、ひとたびも類燒しつることなければ、幸にしてこの苦を知らず。明和九年の大火の折は、年甫六歳にて、親はらからと共に深川にありければ、彼災を免れたり。又文化丙寅の大火の折は、飯田町に在りければ、亦免れたり。かくてこたびの大火には、神田明神下に在るをもて、さわぐ程の事もなかりき。生涯かくあらんには、只是人間の一大幸といはまくのみ。

一、三月廿一日の大火に奇なる事あり。本町三丁目〔割註〕一丁目の方より左り側中ほど、」の營業の建看板、火中に燬を免れて儼然たり。こは余も目擊したるに、看板の潜戸はさら也。柱に至るまで毫も焦たる處なし。この邊はみな塗造りにて、向ひも三四軒店藏なればなるべし。さるにても火粉は飛散りたらんに、かくの如きはいと奇也。又和泉橋のあなた南の土手際に、さゝやかなる柿葺屋あり。そのほとりなる茶店は、などりなく燒うせて、〔マヽ〕寸草も遺さゞりしに、此小家のみ燬を免れたり。こゝは火元より第一の火さきにて、風のいと烈しかりければ、火は向ひへ走る勢ひにて、彼家に及ざりしにやあらん。かゝることは折々なきにあらねば、奇とするに足らねども、本町なる建看板は、見る人毎に驚嘆せざるはなかりき。

一、築地なる御救小屋は、後に愛宕下へ移されけり。是は夜中に、燒亡の幽靈あらはれて、怪しき事ありて、其處にをるものすくなくなりしによりてなり。四月中旬、築地の海にて、河邊餓鬼ありけり。しかるに件の幽靈は贋物にて、人を駭かして物を奪ひとらんと欲せし盗賊の所爲なりき。その事露顯して、盗人は搦捕られたるよし、當時風聞あり。虚實詳ならざれども、御救小屋を他所へ移されし事などを思ひ合するに、虚談にはあらざるべし。彼本町なる營業の看板の事と、この幽靈の事は、觜の端に漏らされたれば、後の話柄の爲にもと思ふばかりにしるすのみ。

一、毎年相模より、江戸の武家及市中へ、下女奉公に出るもの八九百人あり。鍋町にはさがみやと唱へて、それらが手引をなし、且請人にもなりて、世渡りにするもの二軒あり。しかるにこたびの火災に、右の下女等、多く燒死したるをもて、怕れて相模より出る下女、稀になりたり。但相模のみならず。江戸近郷よりも、農戸の娘を、江戸へ召仕に出すことを欲せず。この故に、己丑の春より今に至るまで、下女奉公人まれなり。たま／＼ありても、過分の給金をのぞみ、よろづ己がまゝにして、主を主とも思はず、昔ごときわづかに下女一人を使ふものすら、年中、事をかくまでになりたり。實に憾りて產を

吹く人情、かゝる事、世に多かり。

○稻葉小僧

天明のはじめの頃、あだ名を稻葉小僧といふ盜賊ありけり。親は稻葉殿の家臣なりしが、その身、幼少より盜癖ありければ、竟に親に勘當せられて夜盜になりぬ。よりて惡黨仲ケ間にて、稻葉小僧と呼ぶといふ巷說あり。虛實は知らず。かくて此もの、谷中のほとりにて、町方定廻り同心に搦捕られ、向寄の自身番へ預けられしかば、町役人等、索かけられしまゝ具して、町奉行所へ赴く程に、不忍の池ほとりにて、内逼りぬ出恭(だいべん)せまほしといふより、そのほとりなる茶店の雪隱に入れたるに、厠にありし程、窃に縛の索を解はづして、走りて池中に飛入りつゝ、水底をや潛りけん。ゆくへも知れずなりしとぞ。折から薄暮の事なりければ、さわぐのみにて求獵(あさり)かねしといふ風聞、人口に膾炙しけり。この頃、葺屋町の歌舞伎座にて、この事を狂言にとり組て、殊さらに繁昌したりき。世界はお染久松の世話狂言にて、市川門之助はお染が兄の惡黨何がしとお染と、二役の早がはり大當り也。〔割註〕久松は市川高麗藏、是今の松本幸四郎なり。久松の親野崎の久作は大谷廣次にて、淨瑠理あり。」お染が兄縛られて牽るゝ折、索を脫て池中へ飛入ると、やがてお染になりて、花道の切幕より出るはやがはり、惡黨と美女子としわけたる新車〔割註〕門之助が俳名。」を、人みな、うれしがりし也。この狂言は五日も觀たり。今の世ならば、かゝる狂言は必ず禁ぜらるべきに、この比までは、さる沙汰もなかりき。扨彼稻葉小僧は、逃て上毛のかたへ赴きしに、痢病を患ひて病死したりとぞ。程經て同類の盜人の搦捕られし折、白狀、この事に及びしよし、當時風聞ありけり。抑件の稻葉小僧は、前に錄したる鼠小僧と相似たる夜盜にて、しば〱大名がたの屋敷へしのび入りて、金銀衣類器物をぬすみとりしとぞ。かゝる竊盜の病死せしは恨み也。その惡名の當時噪しかりしは、この兩小僧にますものなし。但稻葉小僧は逃たりといふより、その名、世に聞え、鼠小僧は搦捕られてより、その名、俄に聞えけり。無益のことながら、錄してもていましめとなすの

み。

○假男子宇吉

吾友松坂なる篠齋の來書に云、（割註）壬辰冬十二月の來書なり。「京都祇園町に宇吉といふものあり。こは女也。元は曲妓なりしよし、いつの程にか男妾になりてあり。蓋元服天窓也。衣服より立振舞まで、すべて男にかはることなし。但し是は愚事あるものにはあらず。曲妓の時より人知居候へども、男の女にて人々賞し居候様子也。怪しくをかしき事は、やゝもすれば、其晩朋妓抔と情を通じ、いはゆる間夫に成候事、一人二人ならず。當時はある曲妓の動を引たる美婦と、右宇吉夫婦の様子、一つ家に住居候由に御座候。猶くはしく申上度候へども、向後別に紙ぶたき所も有之候故、それらの事は省き候。右兩婦衾中の私語など、密に聞候へば、眞に男女の情に數よし、をかしくいとをかしき事に御座候。右宇吉の噺き、様々の奇物もあるものに御座候。右宇吉を安鼎などは、よく存居候事に御座候。但し曲中などには姉妹分などとて、男女の間より親しき約束も有之ならひに候へば、宇吉はその長じたるものともいふべし。前に仰越され候かの吉左衛門は、今一段、奇怪の結と存候」云々。

この書によりておもふに、件の宇吉は半月なるべし。半月は上半月男體にて、下半月女體なるものあり。又陰門と男根と相具するものもあり。その男根は陰門に隱れてあり、事を行ふとき、發起しぬる事、禽獸の陽物の如しといふ説あり。吾隣宅近邊の商人の兒子に半月ありけり。その幼少の折、母親の許て錢湯に浴するを、洞婦などは折々見きといふ。陰門の中に男根あり。延孔のほとりに鎮頭少許露れたり。なすびといふものゝ如し。母親は人に見られん事を俯も怖く思ひて、下に居よ〱といへども、小兒の事なれば恥もせで、立てありしと也。七八歳までは女子のごとくにして、ありけるが、十歳以上になりてより、名をも男名に改めて男裝に更たり。近ごろ、その父は沒して、親の活業を嗣てあり、小男にして還柔なり。半月は陽なしといふ。宦にしかなり。

按、齋東野語〔割註〕卷第十六。」云、大般若經載ニ五種黃門一云。凡言ニ扇搋半釋迦一、唐言黃門。其類有レ五。一曰ニ半釋迦一。總名也。有ニ男根用一。而不レ生レ子。二曰ニ伊利沙半釋迦一。此云レ嫉謂ニ他行欲一。即發不レ見。即無レ具ニ男根一。而不レ生レ子。三曰ニ扇搋半釋迦一。謂ニ本來男根不滿一。亦不レ能レ生レ子。四曰ニ博叉半釋迦一。謂ニ半月能男一。半月不レ能レ男。五曰ニ留拏半釋迦一。此云レ割。謂下被ニ割刑一者上。此五種黃門名。爲レ人中惡趣受レ身處。然周禮奄人。鄭氏註云。奄ニ眞氣藏一者。謂ニ之宦人一。是皆眞氣不足之所レ致耳。摘要、

この條、黃門の事は、五雜俎などにも見えたり。文多ければ亦贅せず。

兎園小說餘錄 終

兎園小説

拾遺

兎園小說拾遺 目次

著作堂主人輯錄

兎園小説拾遺 第一

○文政十年丁亥閏六月十二日讚岐州阿野郡羽床村復讐之記錄

讚州阿野郡高松領南羽床下ノ村、無宿與之助と申者、年齢三十八歳、先年〔割註〕十六ケ年已前と云。〕江州不動寺へ罷越、家來に成り居候事有レ之。右不動寺は元來羽床村出生之者之由、右之由緣にて與之助罷越、家來に成り候。然處、與之助儀、膳所御城下なる町人方へ壻養子に罷成、養家之女、名は嘉、并に養母と三人暮しにて罷在候處、膳所家中平井市郎二と申者、右嘉女と密通之風聞有レ之に付、與之助殘念に存罷在候內、如何之譯に候哉、養家離緣に相成候。此事、市郎二より養家へ惡く申成し候故、及二離緣一候儀と、與之助致二推量一、遺恨彌增、不レ得二已事一、右市郎二をだまし討にいたし立退候。又一說に、右嘉女をも不動寺へ連行、致二殺害一候とも申候。何れにも與之助儀は、人柄不レ宜者にて、羽床村へ立歸り候ても、諍論出入之取扱ひ、人の腰推し等いたし、鞘棒などもつかひ候て、全體大男の由に御座候。右市郎二弟外記、廿七歳、同人弟九市、廿二歳、此餘、「黑根〔割註〕黑根當レ作二黑杭一」才二郎と申。元來防州家中に候處、樣子有レ之國許を立退、鎗術稽古いたし、鷹僧に成り居候者、敵討場所見屆として同道、都合三人連にて諸國を尋に出、〔割註〕草ざうしなどに有レ之候樣なる難儀の事有レ之候由略す。〕當月中旬、豫州へ致二渡海一、夫より金毘羅へ罷越、羽床村へ入込、漸與之助居所を見付、去る十一日、討留可レ申存候處、居宅を窺ひ候へば、何やらん佛事有レ之樣子にて、大勢集り罷在候に付不レ果。其夜は無常場辻堂に止宿いたし、翌十二日夕七半時頃、敵討留申候。〔割註〕此節危き事有レ之。左の如し。〕羽床下の村百姓傳藏と申者、去る六月廿一日、盜賊の爲に品々被二盜取一候事有レ之。右詮議を如レ例金毘羅源右衞門へ賴候に付、源右衞門手寄りの者六人、外辨當持一人、都合七人連にて村方へ入込、右無常場へ罷越候處、非人居申候。此邊に怪敷者は不レ居候哉と尋候へば、昨夜、此辻堂に非人體之者二人、又一人は鷹僧と見候者、

致二止宿一候由申候付、それこそ必定盜賊にて可レ有レ之候。昨夜の事なれば、遠くは退き申間敷とて、夫より忠々相尋、十二日夕方山之辻より見下し候處、與之助居宅幷に、右三人の者居候樣子に付、早速走着、搦捕べき手段にて、下山いたし候處、與之助被二討果一候折にて、御用と聲をかけ、家内へ入込候處、我等は兄の儀を討留候者にて、江州栗中之山相名乘り、御用の趣相尋、各は何役に候哉と申に付、手寄にて盜賊方之山相替、我々共は御用にて相廻り候由申聞候處、左候はゞ如レ斯敵討留候に付、立て與之助脊族の者、又は百姓中拵も與助者と存、無法之儀有レ之候ては當惑ニ候間、樣子に寄り御討方及二騷動一に二候ては恐入候。宜御守護被レ下度候、是又其樣子を早々庄屋へ相屆申度候間、案内いたしくれ候樣申に付、則致二案内一右者三郎同に罷越、同夜五時過、村役人罷越見分いたし、三人の者へは下宿申付、手寄も右下宿へ相詰させ置候て、庄屋より注進申出候。

敵討場所の大略

九市は表口に脇指を投持罷在、裏口に才二郎、尺八を持罷在、外記一人、内へ入與之助に向ひ、敵討候間致二覺悟一候樣申聞候處、（朱註）此時與之助は江州にて出刃物研職、外に刀脇指賣買を致し、文等渡世にいたし候に付、則脇指をひねくり廻し罷在候。與之助、心得候とて持たる脇指を拔掛候へども、目釘無レ之故、刃は鞘共に飛散り、柄のみ手に殘り候間、外記不レ透切付候。（朱註）鉢捲頭手の由、依レ之與之助、裏口へ逃出候處、才二郎罷在、逃候事不二相成一、散々手負ひ候由、（朱註）又は尺八にて打倒とも申候。表に罷在候九市早速飛込、右之首を切落候（朱註）此時與之助老母、外記に組付候も、もぎ放し候とて、扉時合宜よしなり。外記も赤面村、首半分切ける。同耳の後より切めを刺候由に御座候。（朱註）この時九市、捨の餘り脇指にて與之助の首部へ、横疵を付け候間、從兩親敵使之節、敵の前へ疵付死骸有候と申、外記、弟九市を叱り候よしに御座候。然處手寄の者入込、前條の譯に有レ之、扨又敵討候已後、村内の百姓二十人計、鐵砲等を持參、與助者を打殺せとて入込候を、手寄のもの差留引取せ候、手寄の者

不レ居候はゞ、及ニ騷動ニ可レ申處、無ニ故障ニ相靜り致ニ大慶ニ候旨、右三人の者共、厚く献でを述候由に御座候。

就レ右支配代官中村九兵衞不ニ取敢ニ出郷、檢使には徒目付罷越、御城へ引寄せ候に付、御物頭二人罷越候。始末の儀は御用狀には可ニ申參ニ候間、略文仕候。夫々御引合御覽可レ被レ下候。扨々珍事、是迄有樣之事、御國許には先例無レ之候。當一件、大造成御物入にて、凡三十貫目程も掛り可レ申哉と奉レ存候。御城下へ引寄候節、田中氏居宅表を通り候に付、同所へ打揃罷越透見仕候處、才二郎事實體儀大男にて、きつぱり額の角を拔き、總髮にて罷在候間、別て目立申候。外記、九市兩人は、色白にて中肉、外記は勢高く見え候。且右三人、十二日夜、下宿にて一向眠りも不レ申夜明し仕、依レ之手寄の者も夜明し仕候由に御座候。尤眷屬に返り討の用心も可レ有レ之と、其節人々評判仕候。御城下へ引寄候行列、別紙之通に御座候。

狀中下ケ狀

右三人の者、豫州表にて、是より何方へ可レ行哉と、くぢ取いたゞき候處、高松表に罷越候樣有レ之。是は與之助故鄕故、我等の心より高松へ罷越可レ然存候故、くぢ出候半とて、三度迄取改候得ども同樣に付、其旨早朝咄合、先づ金毘羅を拜し候て立出、途中にて茶店へ腰を掛け休み居候處、旅人兩三人居中、脇指を拔、此研は羽床下村の與之助と申者いたし候。殊の外、能出來候よし申候を承り、夫より急ぎ同村へ罷越候由に御座候。武運の開け、御神の加護も可レ有レ之と奉レ存候。

右丁亥秋八月十三日朝借抄畢

讃州復讐錄追書

此度阿野郡南羽床村にて、敵討有レ之候に付、村方庄屋より注進狀の寫し上申候。

阿野郡南羽床村出生　百姓與太郎悴出奔人無宿　與　之　助

右者、江州膳所本多下總守様御内、平井外記、同九市、見市郎二と申者を、去文政六未年致二殺害一同所を立退候由にて、是迄處々心懸け申候處、今日七半時分、當村方川下中堂〈二〉百姓半九郎持林の内にて出合、敵討取候段、黒根才次郎と申者、右市郎二親友の事故見屆心添、場所爲二立合一罷出候由にて、同人儀、私方へ屆參候。尤右外記、九市者、與之助死骸見守爲レ仕候段申出候に付、私儀組頭召連罷越、見分仕り候處、疵左之通。

一、左之腕切落し御座候、　　一、左之肩切疵一ヶ所、

一、首半分切り下げ、　　一、左之目之下切疵一ヶ所、

一、左之眼疵一ヶ所、　　一、左之耳後突疵一ヶ所、

右之通、裸身にて打捨御座候に付、早速番人付置御座候。外記、九市、才次郎儀は下宿申付、番人等付置御座候。

閏六月十二日　　羽床村庄屋　傳右衞門

右庄屋へ屆參候黒根才次郎と申者は、讃岐國加藤佐渡守様御内、浪人者の由に御座候。右才次郎儀、助太刀仕候者にて御座候。尤右三人共、道路に相成り、廻國六部又は非人同様にて、刀等はとも包に致し、或は金剛杖に仕込罷在候由。

右に付、羽床村より引渡申、物頭中二頭御組二十人、段々袋入籠嚴守爲レ致候、十五日朝七時致二出立一候、右何れも引渡罷歸り、西新通町津輕屋播磨方に引取候、右に付御家中は不レ及レ申、近村共見物に罷出申候儀不二相成一段御觸御座候。

一、去る十六日、無レ滞引渡津輕屋迄引取申候。誠にゝゝ珍敷事にて、御林前より丸龜町、古新町、西新通町迄の群集は、昔聞にも承候にも無レ之程大勢に御座候。津輕屋にても晝夜共、御番者并に物頭中御

組召連、時不明御番にん御座候。右に付三人の衆中へ、御上樣より仕着等被レ下、帷子黒紗綾、帶、じゆばん、下帶、羽織等迄被レ下、膳所へ御差遣し御引渡に相成候由に御座候。皆々大男にて、大力の人物の由に御座候。道行五六町も續、村役人初大庄屋、小庄屋、郡代組、郷方手代、代官、物頭、雨具籠三荷物頭は騎馬箱傘鎗持、先づ是等が先立候分、是より御用の衆、駕籠に乘り、兩脇へ一人に御足輕六人宛立圍ひ、其次へ物頭中郡奉行、右何れも騎馬、大同勢に御座候。先は荒々右之段申上候。

閏六月十九日

助太刀　吉川監物馬廻り相勤四十石取　黒根才次郎

右の樣子有レ之候て岩國を立退、宗役憲顧の弟子に成り、雲龍と申候。

町方與力物書同心津輕屋へ相詰、見聞被レ仰付レ候。右津輕屋内は、此方引請相勤申候。

平井市郎次知行六十石、馬廻り番組相勤候人、右召連候名前左之通り。

木内與惣右衛門
中村茂太夫
小頭二人
仲間五十人

〇おなじ頃、京なる一兩人より申來る風聞

江州膳所家中平井兄弟敵討之事

敵　研師辰藏　當亥四十二三歳

右、生國は讃州高松在阿野(あや)郡羽床(はゆか)下之村の者、十ケ年以前に其地を出奔いたし、當時膳所に來り、町々住宅いたし、研師并に刀脇指の賣買いたし居候。

膳所家中　平井才兵衛實子總領　平井市郎次　其節廿六七歳

右、才兵衛幼少にて家督相續いたし、給人相勤居候處、故障有之其節は致ニ隱居ニ罷在候。

右故障の譯は、平井才兵衛、馬醫の事に疎く候故、格別に加增有レ之、市郎次も其跡相續人の儀候故、爲ニ馬醫の術修行ニ京都へ罷越、其術よき方へ致ニ入門ニ修行中、同門の人才器勝れ候由、早く指傳いたし、市郎次はおくれ候に付、不圖病症差起り、亂妄の事多く有之、依レ之隱居被ニ仰付ニ候由に御座候。

膳所よりの書状のうつし

水口御家中　平井才兵衛二男　竹内作次

當時改名　平井外記　當年廿七歲

平井才兵衛三男　平井九市郎　當年廿一歲

一、五ヶ年已前平井家斷絶に付、主君水口侯へ奉レ願候て暇をとり、弟九市郎と共に膳所に出申候。兄市郎次儀故障有レ之隱居被ニ申付ニ候節、名相續として中小姓組に被ニ申付ニ相勤居候處、市郎次被レ討候節、〔割註〕右九市郎當十六歲、」右に爲ニ居合ニ候得共、不行屆始末有レ之に付暇出申候。其節は思召も有レ之趣にて、改易に成候。其節九市郎並母并に叔母一人有レ之候處、膳所中へ御預被ニ成候。

一、五ヶ年前に隱居市郎次と辰藏と、爭論の儀有レ之候處、其儀も事濟候て、辰藏、其節近邊の通り入込居候處、或日辰藏參り、市郎次へ能き刀出候間、見せ申度由申に付、何心なく出候處、後より声をかけ討に切下げ、又一刀、胸先へ切付、其儘かけ出し候折、其家の叔母、臺所に居合せ、行當り打倒候處を、行懸に一刀切付、直に表へ出、西裏の野道へ出候て、山手へ駈け出を越、京都へ出、丹州路を經て但馬迄は見付候得共、其餘は行方相知不レ申候。其節、直に主人〔割註〕膳所侯也、」家より、諸國へ手當の人數出候得ども、能々忍び候哉相分り不レ申候。其節市郎次は即死。叔母は淺手故、日を經て致ニ平癒ニ候。

此叔母、貝崎藤内預り居申候。此度、平井家出身にて、又元家内にても毎々申出候。此叔母の歡びいかならんと御察し可レ被レ下候。

京の友書狀別紙、內々の事

市郎次事、辰藏に切害せられし譯は、もと色情の事にて、實はあまりよからぬ筋合なり。されども一旦事濟候上は、何にもせよ辰藏あしく候。敵討たるものは子細なく候。

又膳所よりの狀寫し

一、敵打の節、其場に居候目明しの者、則高松侯よりの使の御同心に付添參り、咄いたし候一件、

右兄弟、敵辰藏は、藝州邊に居候樣子承り、早速下り相尋候へども、住宅知れ不レ申候。其節近國にて知己に相成、段々懇意に成候間賴み候也。

周防岩國吉川家浪人　本名黑杭才次郎
當時明闇寺宗派の者　雲　龍　當亥廿六歲

右、出地案內井に見證に相賴申候樣子、其後、讃州高松邊へ致二徘徊一候由、直に四國へ押渡り、右三人、高松在兼て承り居候。辰藏舊里羽床下村邊を相尋候處、彌住居致候樣子承り、〔割註〕先年も辰藏舊里の事故、一度相尋候處、其節は他國に居候哉知不レ申候由、この儀は貝崎の話しに候。〕其家を伺候處、折節、其日は佛事の樣子にて、大勢打寄居候故、無二是非一其夜は野邊へ退き、物靜なる墓所に入一夜を明し、翌閏六月十二日、早天に右家に參り、表口裏口より兄弟相伺候處、辰藏は致二研物一居候樣子故、直に飛込名乘懸け、一刀打懸候處、辰藏、其向に立置候一刀を追取、引拔んとせし處、研刀の事故、目釘無レ之、柄計、手に取候故、直に引返し表口へ逃行候處、庭に九市郞居候故、其儘、一刀切懸候得ども、何を申も短刀故淺手にて、又裏口へ逃出候處、彼雲龍に行當り、裏口外にて倒れ候を、外記、九市追懸出討留致二留を一候由、右三人共、諸國修業者之體にて、平井兄弟は明闇寺宗派をはなれ居候由、三人共、四國遍者の體にて、所持の劍は一尺餘りの短刀を竹に仕込有レ之候由、但三人共、非人同樣に成居申候。

辰藏は、獨身にも無レ之、やとひ女の樣なるもの有レ之候が、其節はやく逃去候とやらん及レ承候。時

に此節高松在々所々、盜賊多く致ニ徘徊一候に付、右三人も怪敷體の者故、可ニ召捕一と段々付廻し、則其朝も三人連にて致ニ徘徊一候故、彌怪く跡を付候處、右宗近邊にて立寄り、何か談合の樣子故、もし付廻し候を、氣取られては六ケ敷と、暫く見合せ候處、殊の外騷敷、人殺しと呼り候故、早速駈付見候へば、敵討の由呼はり候故、尙亦見合せ居候內、討留候て段々譯合を聞、庄家へ連行、其後、御城下へ六里計も有レ之候處、早速致ニ注進一候に付、諸御役人御出候て警固有レ之、則御城下へ御引取にて、當時御城下へ被ニ差置一、殊の外御町噂の御會釋の由、右高松侍町御奉行より、同心二人、下方の者二人、使として鬪所町奉行所へ手前參り候。當所も諸役人評定の上、

物頭一人　榊原新八郎　組子二十人　小頭一人
給人目付　高橋彌八　下役三人
徒士目付　林　吉兵衞　同心二人

右上下總人數七十人計、去月廿九日、高松表へ致ニ出立一候。右敵討の樣子は、高松侍御同心の咄にて承り候。定て右兄弟の者、是迄尋廻り候凡ケ年の內、艱苦可レ有レ之候。此儀は當人面會の上、尙又承り可ニ申上一候。

一、高松侍より大小時服身の廻り一通り、其節、直に御差出しにて、御渡候由、勿論同斷一通りづゝ三人前、此方よりも差出しに相成候。

一、高松侍より此趣いまだ公儀へ此届も無レ之候、御互に先々請取候迄は、國切の取沙汰、外々へ御噂も候はゞ、此儀、御心得可レ被レ下候。〔鬪註〕これは同年七月の書狀也。」

京の友文通

其後、高松と鬪所と段々懸合の譯、其節、高松より出候近江六景の落首、且又鬪所侯在府にて、三人の者御使　東都へ下向の話、〔鬪註〕大公儀へ御届に成り候趣、外記、九市左ケ年の內諸國相尋候事、餘り事長けれ

ば不㆓申上㆒候。御聞可㆑被㆑成思召も候はゞ可㆑被㆓仰下㆒候。

同

一、雲龍本名黒杭才二郎、〔割註〕解云、前書に黒根とあるは誤寫なるべし。」と申候へ共、吉川家中に在㆑之候節も、他家相續いたし候樣子に聞え申候。當時は本姓栗谷才次郎と名乘候。

同

一、平井氏、去冬八十石被㆓宛行㆒候。其節、外記は六兩三人扶持にて、水口侯へ歸參被㆓申付㆒、准給人に被㆑成候。九市は先年中小姓の節、幾人扶持とやらに候處、元の通りにても難㆑有仕合の處、存外高祿被㆑下、新立身無㆓此上㆒候。竹内作次（外記事）も養家を暇を取、敵討に出候故、右養家にては他人致㆓相續㆒候故、新家御取立に候へ共、全體御主君御小身故、外記も右の仕合に候。旧作の一件、御家にも拘らぬ事にて候故、殊なる恩賞は無㆑之かと申候。

又京師友人文通。

一、十二月朔日、栗谷才次郎、膳所へ十五人扶持召出、家作料として金三十兩被㆑下、給人に被㆓召抱㆒候。十二月末より、才次郎疔瘡にて餘程六ケ敷候へ共、無難に致㆓全快㆒候由、去冬は二十歳三十歳の者の疱瘡多く有㆑之、誠に稀成事どもにて御座候。

同

一、爰に又愚妻の親元〔割註〕親は薺藤太と申。今はなし。」吉田平右衛門懇意の家に、三村善五太夫と申者給人に候。右善五太夫女子計り四人有り。總領娘は京都西三條御殿へ宮仕に參り、二女も白川殿へ遣し置候處、善五太夫、全體勤向首尾能、段々出身の處、存外大病にて大に内證手惡敷成候上、長病終に不㆑宜相果候故、後室、大に當惑にて、娘達世話不㆓行屆㆒困り入候處、白川家に居候二女、其娘十三歳、世話人有㆑之、膳所より五里計有㆑之、田上といふ所へ養子に遣し候處、大に不仕合にて、存外幸きめにあ

ひ、其處にては二三を爭ふ商家なれども、片田舍の事故、右樣も日々農業に稼出、一向にならはぬ事共故、大に難儀いたし、彼由臣太夫とやらんに、使れ思ひにて淡暮し居候處、不と計養父入に歸り、一向に打歎き候。何樣人柄も悟り果候故、唐音には有間敷と、縁升に商家の人々にも致二相談一、無理に引取候處、家内に混候でも、日々の事も六ケ敷、奉公に出し候にも衣類無之、大に困り入候に付、平右衞門了簡上にて、相老方へケ樣の譯故、下女の替りにいたし被置候樣被相頼、上村滋家よりも相一被ト相頼、愚妻は元來妾家の事、十五歳の歳暮より此方に罷在候處、至而優生れ付自書にて苦情よく、中分無し之女子にて御座候也。此上村は、平井氏と近隣にて、彼れ申とは幼年の頃より親しく、親ども隠と致二約束たるにもなく候得ども、何れも有之之程の事、此度縁金被仰付、右樣も是方に若物にて、重縁の事と被ニ思候ニ然處、先年姉娘引取相續として養子出來、當時上村喜左太夫と名乘候ニ此人の親家に京都の町人某あり、右娘、右を君と申、妻の從弟と稱し是元に居候時、右の人もとて有之、當今の養子〔割註〕後の善左太夫ニ汝許へ乞ひ度よし、段々かけ合色入組候得共、ふたの叔父もあり、町家へは許容無之とて、段々斷候へ共、何分今の右衞門、是非とも北方へ取戻し度よしに申、當春不と仕候、何分もはや當年十八歳に相成、是元に差置候でも如何、委細の相談は、平近くならではとて相談極り、當春京へ戻候ニ此段如何相成候事故、蛇足小説、何卒今日までのあたりの事と被ニ仕候。

京師友人平篠秋文

愚友は諸所家中、當時吉田平右衞門と申者の娘にて候ニ右吉田氏讃家に貝崎當内と申ニ是も詩人相勤候ニ右貝崎平井氏は親々縁續にて候故、彼等事も縁續きとは申ながら、平井氏とは親しからず候へども、右縁討の來源、當申及承候後、貝崎氏に相したゝめ申候ニ是は右の趣に御座候。

此一枚字りは、其七月頃迄には早く、高松の者共、京へ持上り、大津邊京都は勿論、近國迄町々賣歩行候處、近年歸ひ無之程にのれ申候。

其後、芝居にいたし、初春の雙六の畫にも出來、大に流行いたし候。もし雙六の畫など可レ被レ成ニ御覽ニ候はゞ、取寄入ニ御覽ニ可レ申候。

二月十二日　　角鹿清藏

秀　寫

○文政十年丁亥の秋、谷中瑞林寺の卵塔を穿掘して三千金を得たるものありとて、ゑせあき人が板せしを賣あるきし、その事の實說

瑞林寺卵塔所にて金を掘候と申儀、さぞ御聞及候半。願主は橘樹郡東子安村、百姓孫右衛門祖父維時、同人病氣に付、名代孫右衛門願ひ出、寺社奉行檢使立合之上、先月廿日後より廿九日迄に、廣さ四尺餘四方、深さ二丈餘ほり候處、朽骨左人分出候のみにて、金は更に出不レ申と申、屆書ニ昨朔日出申候。先祖より申傳と申事にて、しかといたし候證據はなきよし申候。三千兩とか出候由、うりあるき候は、全く虛說にて御座候。

維字は散水の誤にも候歟。當人の書面、右之通に御座候。

九月三日

右近隣ニ友翁より告られしまゝを錄す。

丁亥九月四日

この卵塔を掘しもの、諸雜費凡二十金に及びしのみにて、功なかりしと、しれる人云ひけり。おろかにて慾ふかきものゝ所行、かゝる事多かるべし。

文政十一年八月

○京師大佛領阿彌陀が峯南の方地藏山を穿掘して古墳の巣ありし奇談

當所大佛領の山阿彌陀が峯の山添南の方、地藏山〔割註〕この山は、昔總名を鳥部野と申候內也。」と號候。此山は大佛妙法院宮の諸大夫松井大隅守、御先代の宮獅子吼院宮樣より致ニ拜領ニ候山にて御座候由、此松

井大隅守と申者、至て貧家にて、後白河院三十三間堂御建立有之候時、右松井氏を當守に被成置、其後、今以連綿と相續仕、追々分家仕候て、當時三軒に相成、大隅守を本家と致し、無禄にて三十三間堂の貢錢、又は賽錢等有之時、諸侯様方之御付屆收納物等を以、相續罷在候處、近來勝手向、必至と不如意に相成候に付、出入之者共、種々相談の上、此度〔割註〕文政十一年戊子夏六月初旬の事也。」東本願寺再建普請に付、地ならしの土入用の儀承り候間、右地藏山のたを年限にて賣渡候はゞ、相應の徳分も可有之、且諸木伐出し候得者、夥以宜敷に付、大隅守へ右之趣申聞候處、難澁の族の儀に御座候へば、右體之儀出來候者、可然談合いたし與候様申に付、則大佛前に罷在候顏屋彌兵衞、丁子屋善七申合、本願寺へ掛合候處、幸土入用の儀に有之候得者、右山を買取候對談相整、拾ケ年五十金計の定にて、本願寺より役人相詰、當六月頃より〔割註〕文政十一年丁亥六月、」日々人足を以、土を掘取罷在候。然處、右山に松の木三本計有之を、此所を、昔より山の神と申傳有之。此山の神の四方四十間程は、土掘出し候儀除與候様、兼て致示談置、段々掘出候て、最早境目近く相成候に随ひ、至て能土出、境目に至り候得ば、決草に用ひ候土出候。ダイゴに用ひ候土は、容易に得がたき物の由にて、境目より少しづゝ穴となし、掘入候にしたがひ、猶よき土出、中々殺土杯に用ひ候土にては無之故、穴にロクを入、二三人計掘入候處、當八月初旬、大き成壺に掘當、怪敷と存候へ共、追々右之土出候に付、壺之廻り井に底之方へ掘入候得者、猶に土中致鳴動候て、右之壺、すわ落候時に驚き、人足兩人即死仕候。然所、掛請仕候顏屋彌兵衞、井に顏屋彌兵衞悴某、丁子屋善七、松井大隅守、本願寺掛り役人兩人、其節立會候より、俄に大熱病相發、色々祈禱等仕候得共無其驗、四三日の内に追々病死仕候。依之大隅守親類共打寄、右山の神の祟にて可有之候。昔より山神とは承り候へども、何と申事、殘々相分り候儀も無之候へば、何卒祈禱者に相賴、神おろしを致し相尋候様に可致とて、若常々人、出精淨行仕候、當時繩手通り三條下る三軒寺と申内、猿寺と申寺へ祈禱相賴、右寺にて經文を致讀誦候時、其座出居て、當りをかけ候趣に

て、段々修法の內、右老尼、絕入候樣の形に相成候時、幣を爲レ持候へばとくと居直り、右松井氏より參候者をきつとにらみ付、寛太也下れと申聞候。然處、右參り候者の云、寛太なりと申候は何者に有レ之哉、名を名乘可レ申と問かけ候へば、尼答て、我は明智の一類の者也と答。又問、明智の一類と計にては不二相分一。何と申名の人ぞ。尼云、左馬介也。人の情によりて彼山に葬を受、被レ稱二山の神一てありしを、理不盡の振舞、此鬱憤やむ事なし。一々に思ひしらして可レ晴二鬱憤一也。此旨を立歸りて可レ申と也。又問、左馬介は江州坂本にて滅亡と申事は傳聞候へ共、其後、彼山に墳墓有レ之事は思ひもよらず。山の神より四方四十間は相除き、土を掘出候樣申付置候得ども、人足共、慾心にて不法の働をいたし候儀は、大隅守不レ存儀に候へば、先々怒を鎭め、大隅守致二快復一候樣被レ致べし。然ば神に成共佛に成とも、彼山に永く致二尊敬一、且讀經の回向も相營み可レ申候間、何分大隅守致二本復一候樣、相賴候旨申聞候得ば、尼、先此趣を立歸りて、大隅守に申聞べしと答て倒れ候よしなり。右猿寺へ參り候者、松井宅に立歸り候へば、最早大隅守は致二落命一候。右祟にて掛りの者是迄八人、同病にて相果申候。其後、山へ入候者無二御座一候。當時大佛妙法院宮は、閑院の宮より被レ爲レ成候御治定御座候へ共、未御幼稚にて御里御殿に被レ爲レ在候に付、院家金剛院諸事執計ひ候に付、右の始末承り、其儘差置候儀も難二相成一、左馬介は坂本にて致二滅亡一候得ども、誰ぞゆかりの者にても、此鳥部野へ收候事可レ有レ之哉、何分右土中を得と見屆參候樣申付候へ共、可レ參と申者無レ之。依レ之院家配下に功節庵と申寺有レ之。是へ申付、地藏山と號候山に候得ば、地名を以、地藏一體彼穴に收、讀經致二供養一可レ申と申付候。依レ之右法事修行之由御座候。右鍵屋彌兵衞妻も、此節同病にて相煩居候由に御座候。右之沙汰、取々御座候處、一兩日以前、建仁寺町五條下る町たばこ屋の僕童、右山の近邊を通りかゝり、此節評判の山の儀に御座候故、不レ圖存付、彼穴の口へ參り見候處、是も夫より忽大熱出、相果候由に御座候。誠に奇怪大變事に御座候。

右は、近來の珍事に御座候故奉二申上一候。大隅守、右山の土を賣拂ひ候に付ても、聊の德分にて、世話

仕候者共、皆山師共にて、全自分共の邪慾より事起り、彼是三人、命を失候儀無二是非一候得ども、大隅守、未老年にも無レ之、困窮の上、聊の德分にて祟を受、一命に拘り候儀は、誠に微運の至に御座候。尤右山は昔より人のおそれ候地のよしに付、妙法院様より三十三間堂諸佛へ御寄附、日々供し候花筒の眞など、切出候様にとの思召にて被レ下候山に御座候。

右、此頃追々評判高く御座候に付、實説承り合せ奉二申上一候。皆又相違候儀御座候はゞ可二申上一候。以上。

八月廿五日、〔割註〕文政十一戊子年、」この一通、齋藤平角より申來る。同年九月廿三日着。京都に罷在候齋藤平角より來書共寫。

一、先便東本願寺の儀奉二申上一候。定て此程は相屆、御披見被レ下候御儀と奉レ存候。其砌、地藏山土掘出し候儀に付、奇怪御座候故、此節、本願寺より取入置候土、元のごとくに返し廢山に御座候得共、右地藏山へ運送仕候者無レ之由にて、甚迷惑の由に御座候。本願寺當請所ら未取等有レ之候處、色々變有レ之由、且は○印手支等も御座候由にて、暫相休み候由に承り申候。先年本願寺炎上の節、私共見及居候處、風は南より北へ吹候處、出火は北の端よりもえ上り、南へ／＼と火傳ひ、暫時に諸堂大門迄無レ殘燒失仕候。其以前西山御坊と申候所建立の企にて、西山に場所を買取候。其邊至て狐多く住居候て、穴澤山に御座候處、右穴を掘返し地取出來の上、御門主見分に被レ爲レ遊候歸路、一疋、狐にばかされ、尤其砌は門徒の貴賤群集仕候折柄なれば、作觀り形粧美敷有レ之候處、右の狐にたぶらかされ、東へ可レ歸道を北をさして、深田の中を夜明迄行列にて步行、上嵯峨邊の百姓に咎められ、漸々心附、一統、深田の中を步行候儀に御座候得者、泥に染、誠に見苦敷爲體のよし、其砌、大評判に御座候處、引續き右御堂燒失、是全く狐の所爲と申事に御座候。此度の再建も色々惡説有レ之、怪敷事共御座候儀承り申候。猶亦相替候儀御座候はゞ可二申上一候。

九月十五日

此來書二通は、文政十一年十月初旬、老侯の見よとて、御使太田九吉をもて貸し下されしかば、人の手をかりて寫さし置たるが、誤字の多かれば、こたび寫しあらためて、この冊子に收めかきつゝ、けふしもさぬきの復讐錄よりこゝに至て廿七頁、只一と日の程に寫し果しかば、己が筆にもあやまちあるべし。そは又異日、校し正すべきになん。

○伊豆州田方郡年川村の山、同郡田代村へ遷りたる圖說

文政十一年戊子五月

堀田攝津守殿へ御屆覺

私知行所豆州田方郡田代村隣村、寄合小堀織部知行所、同郡年川村地內、當三月廿八日山崩仕、山下田へ崩落、岩土を推出し、村境大見川より田代村地內へ動き出、高さ廿五間程の新山湧出候上に、田代村田畑高木等、其儘に御座候。依レ之流水を堰留候に付、田代村田畑川瀨に相成、深さ一丈四五尺或八九尺の場所御座候由、尤追々田畑崩落、川瀨に相成候由屆出候間、家來差遣し見分の上、猶又追々可二申上一候得共、先此段御屆申上候。以上。

五月六日　　本多修理

同御屆

私知行所豆州八ケ村の內、田方郡年川村地內の山、字おそろと申場所、同郡大城山大見川より、伊東へ往來の道筋に御座候處、去亥六月中、右道上へ、二百間程崩掛候處、當子三月廿八日晝八時頃、右場所、俄に崩出し、高さ一町程奧行二町程、長さ六町程の所、山下の田一面に崩落候、右道の上より山下の田畑、幷に松杉林等は亡所に相成り、右崩落候山土、大見川を堰留水湛、村中麥作苗代共水腐仕候。右川向本多修理知行所、同州同郡田代村田面、川瀨に相成申候。右山中道筋往來留に相成候に付、最寄御代

宮江川太郎左衛門方へ相届候上、不ニ取敢ニ右往来相附罷在候由、尤人馬怪我等は無ニ御座ニ候。委細の儀は家来差出し、見分吟味の上可ニ申上ニ候得共、先此段御届申上候。以上。

五月　　小堀織部

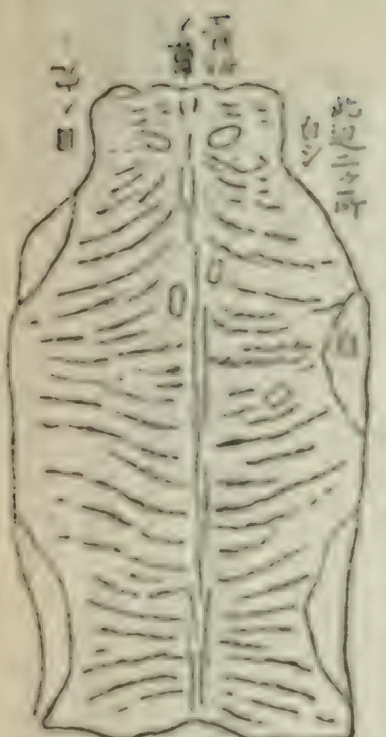
伊豆國田方郡田代村において、當三月廿八日〔割註〕文政十一戊子、」夜、小堀織部〔割註〕寄合席、」知行所に有ㇾ之候由、同郡木多修理〔割註〕火消役、」知行所へうつり候趣御届、〔割註〕○圖省略、」

右子七月二日、御用番林肥後守殿へ御届之處、但當四月、堀田攝津守殿御用番に付相届候處、猶又調之上可ニ申出ニ旨被ニ仰渡ニ候間、此節再度及ニ御届ニ候。

定火消役　本多修理

○肥前大村領にて捕獲たりといふ虎皮の縮圖

文政五年壬午十二月廿日の夜、肥前國彼杵郡大村上総介領分尾和谷村山奥にて、猟師鐵砲にて打捕候獣の皮、是虎なりといふ云評。毛の色、虎より黒しあかく、斑はすこし薄し。



此處鐵砲疵と見ゆ

縦三尺五寸許、横二尺餘、文政十一年七月廿四日戸田勘助より借觀。

右海棠庵より借ニ抄之ニ。按するに、この獣皮は豹なるべし、狼は毛色皆同様なるも、山いぬは大狗のご

とく、種々の雜色あるよし、眞葛が奥州ばなしにもいへり。犬にも虎毛なるものあり。そのたぐひなるべし。

戊子九月　　著作堂老逸

○志賀隨應神書

吾友大鄕信齋云、榊原越中守照祇朝臣は、余が莫逆の友なり。彼家舊傳の書の内に、隨應が神道傳授の一卷あり。書尾に正德四年志賀隨應秀則、駿州府中と見ゆ。彼家に傳寶たりとぞ。かく告られしかば、その神道傳授てふ書を、見まくほしう思ひたりしに、近ごろ越後高田候の家臣田中源治〔割註〕戯號雪麿、〕てふ人、五六ひらの寫本を懷にし來て、こは隨應が神書のうつし卷也。同家臣岡島但馬といふもの、借得て寫しとりたれば、翁に見せまゐらせよとておこしたりといふ。やがてひらき見れば、かねて信齋老人の告られし件の一卷なり。原本は大字にて卷物なるを、借抄只一日と限られたれば、模寫するに遑なかりき。よりて印章をのみ模して、餘は細字に錄したりといふ。いと惜むべし。則季女の舅なりける澡見老人の手をかりて、臨寫せしめたるもの左の如し。

書中に先代舊事本紀を引れしなど、すべてうけがたきものなれど、その故鄕實名などは、この書によりて知らる、とまれかくまれ珍書なり。

天津兒屋根二十世神祇道宗源長組種子命道統、二十世藤原大織冠鎌足公宗流神祇一道相續、三十九世九州志賀島遊人藤原隨應秀則。

讀奉尊紀　　後號大誠教本紀

三社大權現普傳記

葛城草

白於二天祖時一、天祖詔曰、理罪不レ可レ逃、即下二天咒一、

天人熊命化成ニ幡取之則ニ、

天照大神大日孁立天門前、

是兜伏ニ誅邪ニ、其元也。

是食保姫命得ニ五穀一、自在心生ニ慢情一、故遇ニ此難一。

人有ニ慢心一則得ニ天障一、其理元也。

其後此三種者余遂天皇時、化ニ金色狐ニ為ニ福輝ニ。今在ニ山背國伏見山一大神、此神座為レ神。

是天狗亦為ニ障碍ニ根、其元也。

又素戔嗚尊、猛氣滿ニ胸腹一、而吐成ニ吐物一、化成ニ天狗神一、姫神而威強、其貌人身頭獸首也。鼻長耳長、牙長形也。

食保姫神尸、即化ニ白野干一、而化ニ惑國神一。

是狐化ニ惑人一、其元也。

天照大神詔曰、汝食保姫命者、吾分レ靈神、非ニ邪天神一、依ニ意喪中返國一、置ニ其氣ニ為ニ魅。

汝月讀神宜シ禁ニ此神一。時月弓尊誅伏祭レ之。遂成ニ稻田大富貴主一、是狐有富、其元也。

是後大己貴神、惡ニ其妖一、追ニ國中惡一、命詔曰、方使レ顯示レ汝、追レ吾者亦所レ追、謂了西飛、果大己貴神、為ニ天孫ニ西祭。

是御威封內御稻和恩吉其元也。

今在ニ山背國愛宕山ニ大神、使ニ天下狐主一富ニ司福ニ掃ニ災害一。又伏ニ邪天一、至人伏邪同彼還化、其元也。

種子命十八世常盤大連、以ニ神代文字ニ為ニ儒字一、

謹謹ニ於平安城洛外一、奉ニ封藤森大明神一。

唯一神祇道統記

宇加魂神、　　　宇宙曰、
宇所謂天地上下高太也。宙所謂四方四隅廣大也。
加レ當ニ巽斷盈一加ニ不足一故、巽撰而楨益道也。潔齋依レ於レ愛、魂造化萬種之氣、而無休神也。
五世國兩大神宮祭ニ末社地一、社隨一神、而尊體三面之宇加神也。
天狐神、空狐神、白狐神、地狐神、阿紫靈、是則土社神也。號ニ五社大明神一有ニ靈扶一大已貴神追レ之、
故渡ニ于白齊國一乎。其後大已貴神請其歸朝、而任ニ國中一、且四國地不レ足ニ方百里一、不レ如ニ天狐神一、不
レ定下於ニ千歲一死靈之尊號上也。
空狐神歷ニ千歲一、化ニ仙狐神一、則號ニ空狐神一乎。
當ニ三千年一後、身蛻化天遷、則號ニ飯成空狐神一乎。千里通達神也。
白狐神、上九百歲餘、下五百歲餘、號ニ白狐神一乎。
地狐神、上五百歲餘、下百歲餘、號ニ地狐神一乎。是迺地仙神也。人間之一歲當ニ十五年一乎。
阿紫靈、上百歲下一歲迄、號ニ阿紫一乎。
至ニ阿紫五十歲一而移ニ靈山靈地一修行、而學ニ修身仙術道一、凡五十年乎。至ニ百歲一鄉府(マヽ)千古鄉乎。
崇神御宇、請ニ諡改一或有レ告。故至ニ正一位一類多ニ末世一乎。
上古奉ニ封飯繩大權現一。
夫飯者萬像性情、本養育有ニ於穀一乎。繩者心緒而、所謂臍帶氣之繩乎。能結レ之謹、則無爲而無ニ疾
病一、得ニ長生一乎。
或曰、無爲者非ニ無有乃言一、何爲ニ之道一乎。曰、本搖乎爲搖乎、大道一貫、貫ニ自理之明妙一也。
氣緩而解、則身體緩解、而或病或早死。此繩身中十六丈二尺、一晝夜營ニ衞身中一、流行五十度、都
八百十丈、而日出時也。氣血筋骨行ニ內外一乎。故修身長生者、有レ結ニ於心緒一乎。

天體同室孤神、平安城徹成由、年歳臨還之次第、

正月神年壽十二萬七千五百歳餘　　二月神年壽十二萬五千三百歳餘
三月神年壽十二萬三千七百歳餘　　四月神年壽十一萬七千五百歳餘
五月神年壽十一萬五千七百歳餘　　六月神年壽十一萬三千九百歳餘
七月神年壽十一萬二千八百歳餘　　八月神年壽十一萬一千七百歳餘
九月神年壽十一萬七百五十歳餘　　十月神年壽十一萬五百七十歳餘
十一月神年壽十一萬四百九十歳餘　　十二月神年壽十一萬三百七十歳餘

毎年朝午日、時徹成由、而五佛國、並南身海邊拜、總海國戸讀拜、南大神宮禮、社守加神修
歸社語國手未社畢、
讀經奉寶紀五社尊總社、
五社奉向神前五身印業、　　口議、
修五神咒文曰、
恩慈御意有今斐、
用日日奉御意、
　次咒曰
テンダギニ　ギヤベキ　キヤチ　ギヤ、　ニヘヒ　ソワカ、
咒終て五神の尊號申して拜社して、
　五種印にて、　　口議、
東方　南方　西方　北方　中央、
吐吉病身依身多女、

寒言神尊利根陀見、
日本國中小大乃神祇、別而氏神產守名神と念怒、
飯成五社祭、供饌、
花一枝、或は白けいとうの花、かけぼし口議、
赤飯、もち五かざり、あまざけ、香餅五つ、あらひよね五かざり、皆土器にもりて外に菓子有合。
御幣帛三飾、口議、

月次の祭

洗米五そなへ、もち同、さけ二器、又洗米、
たうふ、さかな有合、さけ迄なり。
已上、

正徳四年甲午歳正月吉祥日謹記之、

志賀隨應秀則

駿州府君公

奉呈上

この他、隨應が、牧野新右衛門〔割註〕高田侯家臣、」に與へし自筆の手簡一通あり。そは興繼に摹寫せしめて、返魂餘紙下卷に貼したり。隨應が水馬の術に妙を得たる事、幷に門人上野想信が事も、その書によりて知らる。祕藏すべし。作の老人の事の考は、予が玄同放言に載たれど、なほ引漏せし事あり。近ごろ信齋老人の抄錄して、忠告せられしもの左の如し。

月堂見聞集に、享保八年卯五月、下條長兵衛尙齒會の第一、志賀隨應一百七十七と記したり。又見聞聚雜談、又小野齋宮高尙大御番、の隨筆に、百二十四に作る。

又正徳五年生島氏の會には、百六十七とあり。隨應の年紀諸書に載するもの、等しからざる事斯の如

し。件の翁は年をかくして、人には定かに告ざりしならん。この他なほ考ふべし。

○文政十一年戊子の秋、西國大風洪水幷に越後大地震の風說

文政十一年秋八月、西國筋大風洪水にて屋舍轉倒、人多く死せりといふ。就中肥前長崎、豐前小倉、筑後柳川など尤甚し。柳川の大風洪水は、八月四日、十六日、廿四日三度也とぞ。關東は七月廿九日なりき。柳川侯の家臣西原一甫老人、その愛婿山下彥〔割註〕肅甫の子、號東陽、〕に消息して、これらの事を巨細に告たり。この天災にて柳川領分に、士庶死たるもの五百許人とか聞にき。この餘も千里面讀書、にあり。異日閑を得ば借抄すべし。只これのみにあらずして、東海道遠州濱松領見附邊甚しく、上野は高崎在坂東太郎の河筋、人家の屋根まで水の浸せしといふ。〔割註〕杉浦氏當時高崎近習に在勤して目擊する所、予亦爲にいへり。〕又陸奥は仙臺領、岩城領、下野宇津宮領は洪水によりて、六萬五千石許損毛のよし、公儀へ御屆あり。江戶近鄕は葛西、二合半なども收穫に遑あらず。戶田岩城すべて領分大損毛の諸侯は、十一月に至て評役御免なり。今茲夏より秋冬に至て、米穀高直、金一兩に六七斗を換たり。〔割註〕小賣は百文に八合に至り、〕鹽、蠟燭、燈油、紙、〔割註〕就中半紙高直なり、〕薪炭、五穀、野菜、魚肉類の價、みなとし來に倍したり。今數風水に傷られたる處々多かれども、予が見聞の及ばざるをもて、つばらにせず。よく知れるものは記しおきて、子弟の漏れるをいましめ、荒年の備あらせたき事なりかし。

又文政十一年戊子冬十一月十二日、越後國大地震の風聞あり。その事を板して洪を賣りあるきたり。長岡は城も郭藏損して、死せしもの疵をかうむりし士庶、凡九百九十餘人なりしとぞ。〔割註〕この事、公儀へ御屆の人數也と云。〕この他、三條、村松、新津、燕、今町、與板邊、凡十里四方、この地震によりて屋舍倒れ、人死すること三千餘といふ。〔割註〕三條に本願寺の掛り所あり。〕この邊、殊に甚しく、本堂〔割註〕十二間に八間、〕庫裏轉倒し、剩失火してければ、一宇も殘らずとぞ。予が相識なる鈴木牧之は、越後魚沼郡鹽澤の里長

也。聞くに鹽澤邊は恙なし。當時地震も甚しき事なかりしといへり。

この十一月十二日の地震は、江戸も〔割註〕朝辰中刻、頗震へり。婦幼等が驚き立程に鎭りにき。越後は本月朝辰の比より、未牌まで震ひしといふ。しかのみならで十一月初旬より、折々地震あり。終に十二日に至て甚しかりけるとぞ。

文政十一年戊子冬十一月十二日朝五時、越後長岡領地震之記。

一、長岡町、潰れ家十八軒、半潰廿三軒、横死四人、土藏壁落三百八十宇。

一、長岡北組村々〔三十三ケ村〕、潰れ家千八十五軒、半潰四百十五軒、怪我人百四十五人、横死百八十六人、寺院十一ケ寺、馬五疋、長屋廿四軒、深山御藏。

一、〔長岡栃尾組村々〕、椿澤、家數百三十軒有レ之處、建家纔に六軒殘り、横死二十四人。

一、〔同〕、田井村、同二十軒有レ之處、建家三軒殘り、横死十七人。

一、〔同〕、栩野村、同百三十軒有レ之處、不レ殘潰れ、横死三十七人。

一、〔同〕、太田村、同六十軒有レ之處、建家三軒殘り、横死十七人。

一、〔同〕、栃尾町、此栃尾町は潰家も有レ之候へ共、格別の事無レ之候。乍レ去城山大崩入候間、拔落候はゞ可レ及ニ大變一とて、栃尾總町小家共轉宅大騷動之由。

一、見附町、總潰家の上、失火にて燒亡いたし、やうやく五六軒殘り、横死人、怪我人甚多、未その數を知らず。

一、今町、建家不レ殘潰れ、殘り候家五六軒に不レ過候。是も半潰れ也。

一、三條町、潰家二千九百十八軒、右潰れ候上失火にて大抵燒亡、殘る所二三の町少し殘り候へ共、是も半潰也。但三四十軒殘り候よし。横死八百六十人、怪我人は數を知らず。本願寺掛所、四坊皆潰れ、且燒亡畢。

一、脇野町、潰家五十七軒、横死人は無ㇾ之よし、此處は輕し。

一、與板町、潰家三百五十軒、半潰九十軒、横死三十五人。

右與板より長岡迄在々、潰家無ㇾ之は稀也。枚擧に遑あらず候。

加茂、芝田、新津、水原等は無難の由、乍ㇾ然土藏の壁は大かた揺落し、庇等はいたみ候へ共、他處よりは輕く御座候。

一、搦堂の入魂、三條の小道具屋小高屋宅右衛門と申者の悴、商ひに參居候處、右地震にて早速下敷仕候。然所、同人の家も潰れ且燒亡。土藏も皆落候に付、直に火かゝり、鍋一つ出し不ㇾ得仕合に御座候。此小高屋は北越第一の小道具屋にて、珍數茶器刀劍掛物等致所持候處、不ㇾ殘燒失。其上地震後雨雪に成候故、立ばも無ㇾ之罷在候に付、御堂の潰れかゝる大門先に一夜あかし、寒さに不ㇾ堪候得ども、翌日に至り一飯を惠るものもなく、只尖火の處へ近付候て、火にあたり命からがら凌候よし、三條は當役の中央にて、金銀融通よく、富家多く候處、一時に灰燼となり、貞實の女房、娘、手生之崎嶇に候へば、その細布の上へ雨雪を受、無是非孤寂を身に纏ひ、兩三日路頭にさまよひ候事、古今未曾有の慘事に御座候。家の潰れ候下では、やれ助けてくれくと叫び、或は泣さけび候有様、あはれなりし事のよし、種々承り候事も有ㇾ之候へども、筆紙に盡しがたく候。父子夫婦の間、眼前に横死の有様を見候得ども、いたし方もなく、貴賤となく家毎に、五人三人燒死し候へども、彼を助るものもあらず。諸々燒跡の塲などを穿て、そのまゝ埋め候もあり。或はその死骸知れず、辛じて骨を拾ひ候も多し。家は潰れ候へども、手傳ふて片付るものもなし。土中は大かたわれ候て、泥をふき出し候間、往來も自由ならず。その混雜怨嗟、可ㇾ被ㇾ成御察候。塞澤邊は當時例事も無ㇾ之、無難に候へ共、度々小地震に困り入申候。今朝も一度、晝後も一度地震にて、火事も氣づかはしく、家内のもの一統におそれ申候。亂書御判じ御高覽可ㇾ被ㇾ成下候。

十二月三日　鈴木牧之拜

此狀、[己丑]月廿八日、江戸新大坂町足袋商人一見屋忠兵衛持參被レ惠レ之。依レ之その詳なることを得たり。則こゝに追書す。牧之は予が舊友、越後鹽澤の里長なる事、前にいへるが如し。典物鋪にして且半農なるものなり。

文政十二年端月念九　著作堂主人錄

追加、

越後魚沼郡市の越といふ村の持山に、船山といふ山あり。いかなる故に、この名あるや、知るものなかりしに、右の地震の比、この船山の洞間崩れて、長さ丈許横四尺船石出現しけり。これ自然石にて凹て船の如し。宛も石工の手に成れるに異ならず。この儀、神子の口よせにて、同村なる鎭守の社頭へ曳着たりと云。[割註]壬辰の夏鈴木牧之が狀中にこれを告らる。即便誌二于此一]

〇雷砲同德辨

雷之與二鐵砲一[割註]鐵砲名目非二俗稱一。出二會典一。]其德之等。其用亦同。蓋雷霆者聚散闔闢之師也。是故。仲春月雷有レ聲。則蟄蟲出焉。又彼火銃之發也。轟然有レ聲有レ光。聲則屬レ陽。光亦屬レ陽。光發而聲隨レ之。其理如二雷霆一般一。是以雷霆後。人々鬱氣解散焉。聞二鐵砲響一者。亦與レ此同。此以二理所レ同其用不レ異也。近有レ辨二雷霆一。以爲二造化鐵砲一者。其言與二愚意一暗合。亦可レ喜也。若夫聞二雷聲與二銃響一。如二膽怯戰慄者一。必在二虛陰之症一。其病邪附所レ主也。何則雷霆者。陽氣將レ升而爲二陰氣所一レ蔽。於レ是乎。陽氣鬱而怒。怒則奮擊焉。鐵砲者。以二磺硝一爲二火藥一。硝石陰類也。傳レ之以レ火。則其火鬱而怒。怒則不レ得レ不二奮擊一也。由レ此觀レ之。非三獨雷霆爲二造化鐵砲一已二。鐵砲亦可レ謂二人作雷霆一矣。是故獵戶於二深山中一遭二魑魅一。則發二空丸一以禳レ之。此發陽之氣。其德與レ雷同。人之好惛不レ一。虛症者心惛レ雷。聞二銃響一心怯。是則病所レ致。實症者不レ然也。吾老侯嘗好二騎馬銃一。頃年使二本藩牧士等習一レ之。至二於

今二人爲相熟一。而其術大進。於レ是觀者皆嘆爲二至妙一。老侯以レ此爲レ樂。其意在レ治不レ忘レ亂。亦是論武之一端云。天下靖治二百十數年矣。騎銕之術無レ所レ用。能レ之者殆稀矣。而是事出二於老侯懶虜一。其用心可レ知也。一日某侍二於老侯一。老侯曰。富人須レ聞二銕響一。胸膈豁然。爽然覺二鬱氣解散一。奇爲レ予誌レ之。式銕有二是德一。某固辭。聊レ云レ辱二貴命一。然未レ知レ所レ誌。根然摩レ頂。逡巡困辭。而卜レ見レ許。便是所二以有一是辨一也。昔者孔聖稱二驥德一。今也。老侯好二鉄響一。孔子所レ稱。非二奔騎千里之謂一也。老侯所レ欲。豈能轡二役人一之謂耶。吁長者嗜好。擇レ其美必有レ趣焉。併識二是言一。使三人知二其嗜於レ鉄之深意一。

文政九年丙戌夏六月　　雲嶺源彦宗伯敬識

○浦賀屋六右衛門話記〔頭註〕豪屋島住居、〕

去る十三日〔頭註〕文政元年五月十三日也、〕晝前、相州浦賀へ異國船一艘渡來す。右船、遠州沖にて、伊勢白子の船乘共見掛候に付、遠く逃て乘行候得共、平の跡を追來候様子に相見え候間、定て海賊の船哉と恐怖仕、精以、船を早め行處、彼船に被二追越一候故、又々留めに船を乗り候得ば、又夜彼船相從ひ、留めに相成候を見候に付、彼船の者共驚入仕、彼是と致候内、伊豆沖に相成候へば、此分にては入津仕かたしと存、伊豆相模の間に〔頭註〕其邊の名忘却、〕碇を卸し、日暮を相待、端船を出し役人、浦賀へ入津可レ仕旨、船中相談致し、夜に入、四時頃に碇を揚、浦賀へ着船致し、右之趣を番所へ申上候。

一、此異國船、松平肥後守様御固め場三崎詰を遠見致候處は未の下刻、白子船彼を御見候は申の刻に候。此處〔頭註〕地名忘却、〕國船多く候故、皆々唐人船と申事に候も有し。又おそる〳〵船に近寄候處、さしてかまひ候體も見え不レ申候に付、彼船へ乘移り見候人も有しよし、乍レ去此處の浦人は、頻りに見物事は詞し不レ申候故、御固め御番所の御方は、一同御著船之前に御座候。此船、白子船と同時に浦賀へ着船仕候。右の船、此邦五六百石積の船程に相見え申候。帆三を斜、檣一本、四人乘、何れも六尺位に見え候。中に一人六尺三四寸位、丈衣服、筒袖に候故、大きく見え申候。乍レ去此方御役人と並ばし候處、差て違ひも

無レ之に付、只見大きく見え候歟と存候。船は總黑塗にて、中程に一筋白き所御座候。波付の處は銅にて張つめ有レ之、不レ殘チヤン塗也。

一、船のトモに土藏體の物有レ之。是も圖［割註］◎圖省略、］の如く、總體白きに黑き筋有レ之候。此處は錠おり候間、何故とも（マヽ）相分り不レ申候。又此錠有レ之前に異者一人、是は頭分の者と相見え、小事に一向かまい不レ申、只終日日本物計讀居申候。中に一人、此頭の弟かと申者有レ之。是は顏も外のよりは美敷御座候て、顏も野ならず、髯などもそり候故、格別目立申候。

一、十四日の朝、浦賀船乘共、右船見物に參り申候者の中に一人、彼船に乘移り候處、異人共皆々、顏に風呂敷程の物を覆ひ、熟睡仕候故、試に取はづし見候へば、面體白く眼中赤く、髮毛眉毛赤く鼻筋通り、此邦の人とは相違候故驚き、船より飛おり逃申候。是より浦々のもの共、小船にて見物に參り候處、彼船中へ招き入れ、悉く見物爲レ致候へ共、船底は何程有レ之候哉分り不レ申候。只家猪鷄の類多畜候故、臭氣堪がたく候。又所々見せ候中、錠おろし有レ之所を、見せ候樣子まねいたし候所、異人共、指二本をさし出し見せ、又首のあたりを手にてたゝき申、錠をおさへ候眞似仕候。是は彼國王よりの献上物を入れ候故、首を刎らるゝ共、開き不レ申との事哉と推察仕候。

一、日々兩人づゝ手をこまぬき、右土藏の物の前へ、百度參りやうなる事を仕、終日左右週計りもいたし申候。相濟候へば頭分のもの書を讀立候と、外六人の者前へ並び、禮を盡し候樣子に相見申候。

一、江戸より御通辭御兩人御出被レ成、船の先にて何々と被レ仰候と、異人共、大喜の體にて、彼船へ御招き申、毛氈を敷、菓子などとりそろへ、もてなし候樣子にて、能言語も相通候よし。

一、十四日會津樣御役人中樣、異國船御見分に御出被レ成候節、異人共皆笠をとり、御役人方の前へ差出、其御役人方御冠り被レ成候笠をとり持、おのれが背にて寸尺をとり戻し候よし、何の故とも相分り不レ申候。

一、大筒其外の武器、并に所持の種ケ島、佩劍、乳鉢等、御取上げに相成候よし。〔割註〕但帝劍鞘無レ之、劍之幅二寸ほどと申事に候。
一、右品々御取上の後、又々帆を拵へ掛申候。楫も拵候よし。
一、右帆を拵候節、カンナを取出候處、此邦のよりは大きて、向ふへ〳〵とけづり申候。
一、武器多く貯へ仕入來候事、如何の儀と御尋有レ之候處、海賊の防の爲に候よし申上候とぞ。
一、右大筒御取上の節、異人一人にて差出候處、二人かゝりにて堪かたきよし。
一、異人共、只江戸〻〻と申計相分り候て、外言語一向相通じ不レ申。江戸と申も、此邦へは、イドと計聞え申候。
一、蘭書漢字國字、其外和蘭國王の爲狀持參致候得共、和蘭王の印無レ之よし風聞申候。併圖書の儀なども、下說にては色々申候間、しかと致し候事一向分り不レ申候。
一、御通詞方御出張に成候て、海岸の村に常を被レ下べきよし、御尋有レ之候處、未に五百俵積來候に付、水計被レ下候。外に枇杷被レ下候處、誠に大喜の樣子のよし。
一、十四日の朝、沖に大船相見え候得ども、何船と申事分り兼申候。或は三艘とも申、或は二艘とも申候。又十五日の夕方にも相見え申候。
一、檣の上に二人宛居に拵候物御座候て、是へ梯子かけ有レ之、何か相謀有レ之節、此處にて致し申候よし。
一、異人共、天眼鏡の樣なる物を所持仕候。是は水の淺深を計り申候器のよし。
一、大行燈有レ之、是は硝子にて張詰有レ之候に付、大輪中處一つにて明なるよし。
一、碇、此邦とは相違仕り、如レ此二股たる本の兩端に、鐵をはめ候ものなり。その本計りにても、石よりもおもきよし、右碇二本にて、其大綱をとゞめ申候。右碇、シヤチにて上下仕候。其シヤチの中は

どに穴有り。その穴の中へ木を入れ巻申候。巻こと一廻り仕候時、シヤチの兩方に釣り御座候て、自然と落候へば、碇綱、跡へはもどり不レ申候故、手もなく數百貫目の碇を、容易に二人にて上下仕候。一人は碇の綱を預り候て、世話いたし候由。

一、衣服皆羅紗着用仕居申候。

一、此船、イギリス國の令にて、榜葛羅國より出帆いたし候由。

一、廿一日願の儀、一切御聞届無レ之旨被二仰渡一。即日早々出帆被二仰付一候由。

一、出帆の節、九人の者共、名殘惜き體にて、船の霞候まで遠眼鏡にて見申候。

一、此日又復、沖に船見え候由にて、浦賀騒ぎ候得ども、出船いたし候船の、沖に漂ひ候也とも申候。

右浦、六話記畢、船の圖は左にあり。

此後、文政五年七月又來る。次の巻に載たる船の圖には、檣三本ありて大同小異なり。おもふに次の巻の圖は、五年の七月に來つる船の圖なるべし。これ彼合せ考べし。〔割註〕圖省略。」

〇天保二年辛卯春正月三子出生の事

火消役近藤彦九郎組同心時谷鍛五郎、〔割註〕卯三十六歳、同人妻まし、〔割註〕卯三十四歳。」右出生男子、鍼之助、鋒之助、鎔之助、三子一産也。男子の三生、天下の吉事也。しかれども成長すべくや否難レ計よしにて、頭おさへて未レ及二御届一間、鍛五郎貧にて殆難儀といふ。そののちのことを不レ聞。近藤氏御役屋敷は、飯田町上の火消やしきなり。

〇風聞

寄合伊東主膳罷あり。天保二年辛卯秋七月十八日、裁許落着、〔割註〕舊冬十二月より御詮議と云、」如レ左。

高五千石、居屋敷、本所に在り。被二召上一事。

一、寄合伊東主膳は、本家伊東修理大夫へ御預け。

此外、

中追放　　同人次男　伊東總酒充　　改易　　同人養祖　伊東采女

差控　　　師範方壤借　吉田四方之進　　追放　　伊東主膳家來　横　　島　　輔

江戸拂、主膳家來四人、金子右衞門、同野作平、湯淺內藏助、喜多村友馬。

武家奉公構二人、菊池清右衞門、田崎藏助。

押込二人、大江金右衞門、中西藏助。

右の評定所の觀、御裁この內、伊東氏本家より受取の同勢、その出立、美しかりきといへり。かの罪の趣は、憚あればこゝにもらしつ。

兎園小說拾遺　第二

〇イギリス船圖說

文政元戊寅年五月十三日、相州浦賀湊近邊へ漂着の異國船。〔割註〕即イギリス也。」

一、本船長さ十九間一尺　一、同幅五尋三尺

一、艫表幅三尋許　一、ミヨシ長三尋

一、深さ四尋餘　一、へり幅一尺厚三寸

一、總帆板厚さ九寸四分　一、帆數十七

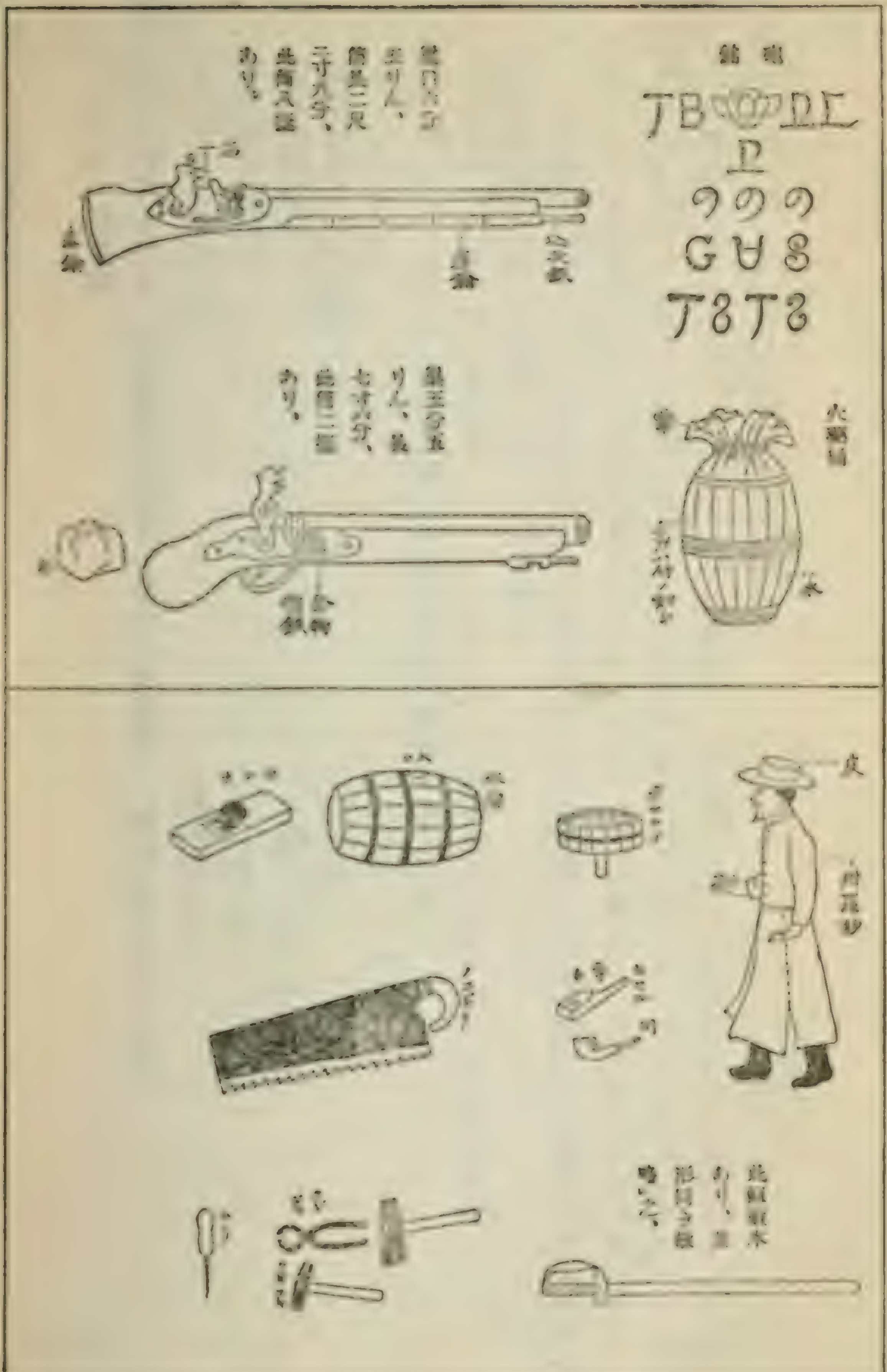
一、乘組人數卅七人

一、船の腹、厚さ凡五六寸、巾一尺許の角木を重ね、總厚さ凡二尺餘

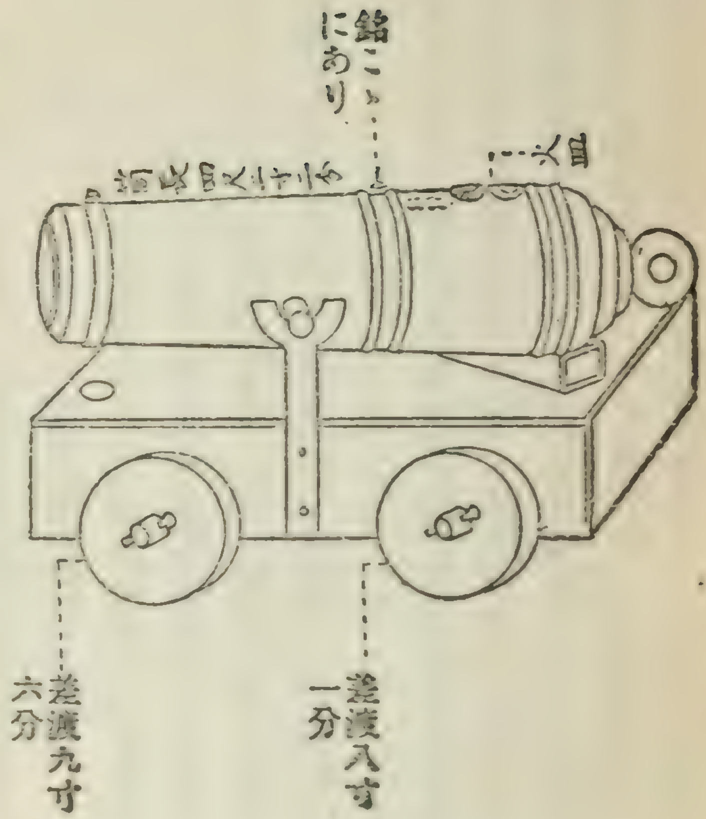
一、短筒臺共に長さ一尺三寸三分　一、同筒長さ七寸六分、筒口五寸五分

一、小筒臺共に四尺二寸三分、筒口六分五厘也

イギリスの浦賀着船せしは、文政元年五月と、同五年七月と兩度也。ある人云、この船中にさせる物なし。但鯨のあぶら許多樽あり。これは彼ともがら滄海の間、鯨を漁獵して、そのあぶらをしぼり貯て、交易の料とす。肉はとらずして皆捨るといふ。又鸚鵡の類の異鳥を養へり。こは船中の慰にかへる也。鯨をとる法術書あり。も精密のものなりとぞ。〔割註〕これは文政五年七月に、來つるときの事なるべし。」右イギリス船の圖、左の如し。〔割註〕この圖省略、」



臺厚五寸、長三尺五寸、横巾一尺四寸
○つく鐵玉徑四寸八分、此筒二挺あり、
巣口五寸、厚七分

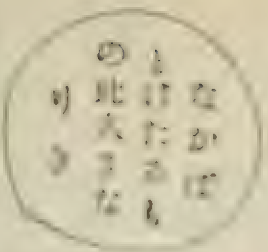


右異國船へ被レ下物、
一、水〔割註〕異國船所持の樽之二十樽。但し一樽二十荷計づゝ入。〔〕 一、山土、右同斷二樽。
一、生魚二十。 一、大根十把。 一、ふき十二把。 一、雞十羽。 一、枇杷二升。
一、梅二升。 一、杏一升。 一、薪三俵。〔割註〕但魚船へ〔〕
右之外に、水三十荷、薪三十把。是は繋船の間、浦賀御役所より日々に遣し候分也。
ある人云。このイギリス船、水をつかひ失ひしかば、潮水を飲たる者皆くふくだみて、病苦に堪ざるあり。土を乞奉りしは、それらを療治の爲也。件の病人を首ばかり出して土中に埋め、一夜を歴るときは、潮毒うせて治するといふ。是鹽藏の魚鳥の鹽をぬく法とおなじ。〔割註〕これもふたゝび來つる文政

五年七月の事蹟。未詳。文政元年五月に来つるときの略記は、浦賀六右衛門話記一編あり。既に十七巻に録したり。「合せ見るべし。」この船、浦賀港を去ること海上二里許、深夜中に繋りしを、その次の早天に、浦賀御番所より見出して、騒動限りなかりしといふ。依て急に江戸より、そのすぢなる役人、并に警固にくはしき者、多く浦賀へゆきたり。はじめ彼船に近づきて、船中を改験せよといふに、誰も怕れて得ゆかざりしに、浦賀の使者、（割註）或は曾根役といふ。小船に乗り、その役四五人と共に漕つけて、船中に乗うつりて様子を見届たりといふ。件の船は、逗留数日の後、狀を受て帰帆せり。（割註）この餘、雑説はた甚多かりしを、ほどなかるよしなきにあらねば、書もとどめずなりにき。

〇江戸大雹

文政十三年庚寅閏三月小廿九日、昨今の風烈しく、温暖五六月の如し。この日晴天、午後俄頃に雷起て風止む。忽大雹降れり。神田明神下お家の邊は、この雹、木犀子の如し。（割註）雹は已に氣に解んとせしを、路にかけて見つるに、一分五分五厘はかりなりき。庭の植の若枝は、大かた打落されたり。松前家下屋敷、千束下谷坂本邊、并に湯島中通り臨前邊は、雹の大さ千顆の如し。地上に落るとき、三つ四つに碎けざるはなし。松前家の近侍某、その碎けたる雹を拾ひて、器へ入れ置しに、長門にみちたり。夕ぐれまで融解ざりしといへり。かゝれば瓦は大かた打碎れざるはなし。鼓動は怕れて閉を緘るものなかりしとぞ。西丸御番衆人中西氏の居宅は、湯島三組門前にあり。こゝらは雹の大さ昔通の菱角の如し。此中西氏の所聞、宿中に樋や門の板屋根は、この雹に打破れしといふ。其大さしるべし。吉原淺草邊は、木犀子の大さたるが降たり。纔に隔りたる所にて、大小あることかくの如し。（割註）中西氏云、此大雹は多くれにまみれ、又背丼の交りたるまかり。思ふに、高山積雪烈風に捲れて、遠く散亂せしにやといへり。此說非なるべし。愚按あり。今こゝに詳ですず。目黒、四ヶ原邊は雹も甚しし。



牛馬犬鷄はさらなり。人にも稀には怪我ありと傳へ聞にき。江戸にては前代未聞の大雹なり。日本橋四日市邊へふりしは、赤小豆の大さなりといふ。京橋より西南、芝麻布邊へは、この雹ふらず。北の方業橋邊を限りとして、下總の中、十八九ケ村、麥をそこなはれたり。當代には障りなしと後に聞り。此日、雹は須臾にして雷鳴あり。未の後より雨ふりて、大雷數十聲、〔割註〕この雷雨、三ケ所へ隕たりといふ。〔未所邊も此雹大きからず。〔割註〕小川町、飯田町邊はいよ／＼ちいさく、四谷邊へはふらざりしなるべし。」

○松坂友人書中御蔭參りの事、〔割註〕文政十三庚寅年三月下旬より、同年五月上旬に至る略記也。」

一、扨前段に申上候おかげまゐりの事、委しく申上んには、殊の外長く相成候。且珍らしき事はめづらしき事ながら、先年もありて、此度とても大かた、その先年のありさまなる事、先年のは御師才なく、何ぞ記し候もの御所藏と奉レ存候故、あら／＼申上候。此度のは、御開板の如く、阿波國よりはじまり候。尤當春は御遷宮翌年故、早春より參宮人おほし。但しいつも三月は、京大坂もつぱら出候事なれども、當春は餘寒長きと閏月との故にや。三月いまだ京大坂はいかふ出不レ申候所、三月廿七八日比、阿波と申し候噂おほく見えかけ、閏月朔日二日、いよ／＼阿波たくさん、其内、大坂へ阿波船日々着候噂なども有レ之、御陰詣がはじまるなど申内、三日四日と續てドヤ／＼いたし、且阿波船、紀州へも着。それにさそはれて紀州も出かけ、泉州もおひ／＼出かけ、六日七日にいたりては、いよ／＼おかげに成たりとて、當地なども町々施行をはじめ候。大坂も其比より施行始候よし、もちろん、其比より大坂も追々出かけ、大和も出かけ、上野街道、阿保街道、田丸街道と三つ有レ之候。上野と阿保は、當地より一里西なる、三渡六軒茶屋と申にて落合候。田丸街道は宮川上之渡へ出候。よつて是は當所は通り不レ申候。此街道も其比より日々大込合、當所は前二街道落合候事故、猶又大込合、宇治山田は右三方入込候事、其大込は申上る迄も無二御座一候。十日比は大坂もつぱら、攝州、阿州、播州追々出候。備中其外石見なども、ちら／＼見え候。され共是等はおかげに出しにはあ

らじ。例のぬけまゐりが、途中からおかげに成候にも有べし。廿日比は、京もつぱら、城州、江州おほく見かけ候。尤阿波、大坂、和泉、攝、河、播州も、やはりうちまじり出候事、右に何日比、は河州と認候は、其比、その州がおもに出盛り候を申上候なり。閏月末四月差入は、丹波、丹後多く候。十日比は尾張、三河、遠江など、船にて多く出かけ候。猶陸路をも尾州、美濃、其内、陸は濃州澤山、廿日頃より尾張又陸を多く出かけ候。此節も尾張不ㇾ絶見かけ候。閏七八日頃がはじめの盛、十五六日比も又一盛り、廿日過が一番大さかりにて、四月に成候ては、そろ〳〵減じかけ、此節はたゞにうすく相成候。されども猶此節とても、地場は三月比のにぎはひほど有ㇾ之候。日によりては、それよりも賑ひ候日有ㇾ之候。東國は遠州まで、その餘は、いかふ見かけず、打まじりはあるべく候へども、目立候ほどにあらぬ成べし。江戸ゃゝといふも、大ぶん有ㇾ之候へども、地場のぬけ參りか。おかげに出かけ候かはかりがたし。此節の噂、まづは末とも見え候へども、植付片付候はゞ、又今一盛りあるべしとも申候へば、そもはかりがたし。先年も一旦薄く成、また出盛候事ありし趣也。何れ少々宛の增減は、かれこれ致迄はおかげのなごりはあるべく存ぜられ候。先年は凡百日餘りに及候よし、此度は此節をまだと見れば、日數はみじかく、但しはじめよりドヤ〳〵と出かけ候模樣、先年とにはげしき樣子なり。猶又、先年のおかげにうたひし唱歌、老人覺ひ候を聞くに、拍子ゆるき者なり。此度のあるきぶりには合不ㇾ申候。されば此度のは、先年にくらべ候へば、はげしくせわしきかたとも申べし。六十年のちがひとぞんじられ候。且京大坂の男女は中に不ㇾ見。其餘も、何れも花やかにて、一むれ〳〵揃の出立なり。勿論着のまゝぬけ出候筋も多く見え候へ共、いさゝおかげ詣せんとて、こしらへて出かけ候輩なるも多く相見え候。老人の中に、すべて此度のは、先年より何事も陽氣花やかなりと申候。さもあるべくぞんじ候。にぎはひは先年より多いと申老人もあり。又先年のかた多かりしといふ老人もあり。定めがたく御座候。廿日頃、宮川の渡し、并に上みの渡しとも、一艘に百人として、一日凡二十四五萬人、左樣の日、前後十日計有ㇾ之候樣にも相聞え候也。又左もなく頂

上の日、凡十四五萬人なりし様に申人もあり。いづれならんや。何にもせよ大そう成事にて、ちよとむかう側へ往來も、おしわけかね候とも、よろしき程の事有レ之候。おかげにつきての奇事、いろ〳〵たくさん、中々、かりそめの筆には盡しがたく御座候。前段人數の事抔も、猶とくと聞定め候はゞ、大體、實に近き所もしれ候はんか。何やかや此度のおかげ、くわしき事、一冊にしるしたく、友達共申合せ居候へば、委敷のかあらきのか。いづれ出來可レ申候へば、追て御目ニかけ候様可レ仕候。先年のは、はなしにのみ聞及居候處、此度のにて實におどろかれ候ほどの賑ひ、閏月一月は唯ざわ〳〵と日を立候事也。宇治山田をはじめ、當所其外往還、いづかたも諸施行、此費用もすくなからぬ事成べく候へ共、又宇治山田は勿論、往還筋へ潤ひ候金銀錢大き成事、何にもせよ、昇平の餘澤結構難レ有き事と奉レ存候。京大坂抔も色々施行、花々敷様子承り申候。すべて見あつめ聞集め、いかで委敷一冊を記したく、心組はいたし居候へ共、例の多用いかゞ御座候はん。無ニ覺束一候。扨閏月十九日夜より廿日朝へかけての宇治橋燒落、御山へ飛火にて燒込、御古殿荒祭宮、其外、いわゆる八十末社抔御炎上、いともかしこく恐入候。しかれども御正殿幷東西寶殿、御饌殿、御神樂殿無ニ御別條一わきて御正殿東西、寶殿は東と御古殿、西は八十末社、實にわづかの隔のみ。その東西は炎上いたし候に、中にありて無ニ御別條一鳥居、玉垣迄、聊の焦も無レ之事、今更申上も無レ之候へ共、神威かしこく難レ有奉レ存候。但しかぐつちの神の御あらびは、大御心にもまかせられざる事なれば、御正殿御炎上ありとて、あやしむべきにあらず。既に昔より萬治年中などにも、御炎上ありし事にはあれど、今年おかげの最中御炎上にては、何とやらん不都合成べきを、三方四方火の中にて、聊の焦も無レ之事、諸人、かんるいを流し、尊く有がたく奉レ存候事也。且風烈急火の處、大勢入込居候土地不案内の諸國人迄、一人も怪我無レ之事、是又有がたく奇妙の至に御座候。火は御山のうしろ磯部山の方へ、凡一里餘小二里も燒行、廿一日の朝、雨にてしづまり候趣に御座候。荒祭宮は御案内の如く、おもき御宮故、右に付閏下旬、禁中五日(イ二三日)の御つゝしみ被レ爲レ在候。此

節、公卿勅使として、葉室左大辨殿、藤波祭主殿參向有レ之候。右火の節、いろ〳〵の奇妙申となへ候事有レ之候へども、蛇と殺し候儀も不レ承候。先頃宮、自然と御扉のひらけたる事は、實正と承り候。閏月上旬外宮玉串、御門内の敷砂に、稻を生じ實を生ず、新瑞有レ之候。是も實正の趣に御座候。前にもおかげに付、例の神載のふり候事杯、又いろ〳〵さま〴〵奇事、ふぎへ談しがたし。先年のおかげの節、京都何某が書し、ぬけ參詣物語てふもの〻如き、いはゆる偏見迂遠にて論ぜんはいかゞ也。されども又、中にはあまり奇怪過、世にいふはやり神さまなどに育そうな容躰にては、御人柄ではたい御神躰には、不似合など惡武等も御座候。あら〳〵と申せど、筆おけ候へば、つい長く相成候。まづ此邊にて差置候。前段申上候如く、小子は多用おぼつかなく候へ共、友人ども申合せ置候へば、友人のにても出來候はゞ、近日入二御覽一候様可レ仕候。此間中は梅雨降つゞき、又おり〳〵は雨間も候へ共、とかく晴かね候。貴地も同様と奉レ存候。もはや植付に十分のよし候へば、早々快晴を祈入候。時下候はゞ、追々暑をもよほし可レ申候。せつかく御自愛被レ成被レ遊候様奉レ存候。恐惶謹言。

五月七日

○伊勢參宮お陰參りの記

来卯のとし、伊勢大神宮六十一ヶ年目、お蔭の年に相當る由にて、當年前年參りと唱、去月廿日過より、此節迄も、同國邊の者は、夥敷當地を相通り候。人數凡一日に六七百人と申事にて、俗に云ふ百度參りとか申如く、殊の外群集の由御座候。堺南北驛中の内にも、參宮の者へ箸手拭の類、又は食物の類、錢或は施し候などもあれども、施し宿等いたし候者は、最前四五ヶ所受持致宿候由、大變の儀に御座候。當地市中家持を始、下女下男に至迄、追々抜出し、當地にて諸商人多く御座候。何も職人を遣ひ罷在候處、右職人共、抜出し參詣に罷越候に付、内は亭主一人に罷成、職分も出來兼致方無之、右亭主一人、内に罷在候儀無之致方、是も跡より參詣いたし候由、中間奉公人も御座候。當地奉公人、暇取り女と唱

候貴女は不二申及一ちもり丼六間町と唱申候けいせい迄も、参宮相願候様子、早に雨を望むが如く、やゝもすれば可二斷出一様子に付、不レ得二止事一亭主家内丼貴女召連、参宮に罷出候者も御座候。右は無理に留置候ては、拾兩と廿兩の代物お蔭で損金致候儀に付、夫よりは廿金も遣捨候はゞ、家内不レ残、丼右の奉公人までも、参宮相成候儀に付、明屋いたし罷在候ものも御座候。扨又當地大坂へ、松平阿波守殿より宿駕籠差出有レ之、何百挺とか申事に御座候。是は老少共に疲候はゞ、時雇かごに無レ之、御救かごの由に御座候。此間も盗物斷御座候處、右は盗賊這入候儀には無レ之、女房が盗出し質入いたし、夫を路用に参宮へ出掛候故意に御座候由、ケ様の心得違も御座候。又は食賜迄と薄く罷越候處、行先施し人も無レ之、旅籠は高く、路用は元より用意無レ之、仕方なく空敷故郷へ立歸候不本意の者も有レ之。又は参宮と唱へ参宮無レ之者、施物を貪候族も有レ之。大坂にては御存の辰巳屋抔にては、施し金壹萬兩差出、鴻の池はいまだ承り不レ申候へ共、其外も施し金錢其外、格別に御座候。堺にても一軒にて、七十兩餘施し候もの有レ之、其外、鐚拾貫拾五貫、日々に施し候者共は、只施し者の數に入候上に御座候由、只おかげおかげ／＼さん抔と計申居候。諸商人旦夕人出入薄く、諸へ公事少しなどと申候へば、是もお蔭故と申居、大神宮へ参り候ものを、おかげ参りと唱申候。御役所四方柄杓持候道者、移敷通り候事、樒の葉を引が如く、當所の蚊よりも多く御座候。四國邊へ劍先御祓降り候抔申觸、此間も風烈の節、揚廻し飛散り、雲空に飛行し、夫より吹下し候へば、それいせ大神宮の御祓ふり候など、大勢騒立候事有レ之。尤何方へか御祓降り候儀に付、伊勢より御迎参り候に付かく申、右様騒立候儀に御座候。右に付同心共へ承合候處、山師の致事にて候哉。伊勢大神宮祓降り申儀にては無レ之儀と存候段申聞候。堺市中も七分通りは、参宮に出かけ候よし申觸候。明屋に仕、表戸へおかげ参り仕候と立紙に認、貴家同樣の有樣に御座候。此節は途中より伊勢迄は、平船へ車を仕懸け、老兒共、疲れ候ものをのせ、大勢にて引船仕候段、此節は誠に人のお蔭にて、参宮仕候儀に御座候。参宮人の隨分身元しかと仕候者罷出、着類うへは太織、

下に島縞縞小袖など着し、笠におかげ参と記、右様の着類仕候者も、是非〳〵柄杓を持参仕候儀に御座候。此間は大坂へ罷出候節、道にて見請候道者の物、男女打交り、若女子十六七歳位の女、五十人計にて揃のゆかたを着し、同音にて伊勢おんどをうたひながらの参宮もいせいよろしく、別儀に御座候。おんど数多く御座候。先一つ申上候。

〽いせさんまへおかげでまゐるヨイ〳〵
みちはてんきのヤンレほどのッよッさ、
ヤアトコナヨンヤナアアリヤリヤコリヤリヤサアヨンヤサア引、

右の通の歌はやしにて、殿の外賑々敷いせいよく、いさましく御座候。堺へ入候所に大和川と申、千住の大橋位の橋有之。此橋の上にて人五六人罷在、参宮道者日柄前にツ特特致、順番参り次第、最早日暮に相成候に付、此所止宿いたし候様申聞、此方より賄候事に御座候。其外、接待し候所に、往来へ二階に三間程の座を仕、其上へ畳を敷、毛氈の上へ銭を積置、参り候人々へ、一人も不残施し候事、施し候方より、路両側ながら御持参被下候へと申、不残施し候事、誠にあきれはて候儀に御座候。大坂表などは市中不残、うか〳〵と住居在候儀にて、大坂へは殿の外、数萬亀岬山出候山に御座候。河内国より出候者凡五十挺ほど差出、駕籠かきの者、何れも揃の羽織仕、縮緬の下帯新着し罷出候事、先申上候所より彩敷御座候。乍増申上候。御文の段御笑留の上、只實事の所を申上候迄に御座候。何も取込早々如斯御座候。以上。

閏三月五日

○駿州沼津本陣清水助左衛門與ゟ貳人ゟ書状〔頭註〕是は七月廿七日認置候得共、彼是世話敷、漸八月六日差出申候間、左様思召可被下候。」

別紙を以、伊勢おかげ参の事申上候。誠に古今珍敷御事に御座候。沼津の内よりも、六月廿日晝時、山王

前と申江戸方宿の入口、山王様御宮と御座候脇へ御祓ふり、其家にては大に相悦、其日かせぎの者に候へ共、三日の間、小豆粥施行いたし、家内にては日待等いたし候處、翌廿一日夜、其家の近所より出火致候得共、となり迄焼、其家は誠にそゝけも不レ致相残り、又其家を飛越家數二軒、是は火消の者、屋根へ上り。屋根等不レ殘むしり取候へ共、中に挟りし御祓のふり候家は少しもいたみ不レ申。皆々あきれ申候。亭主難レ有存候哉。其翌日、直に參宮に参り、最早とうに歸り申候。右家へふり候御はらゐは、私も拜見仕候處―――此位の少き箱の御はらゐにて、能手にて認候はんこうにて、誠に新敷御座候。夫より四五日以前迄、追々當宿内へ十ヶ所程御祓ふり、尤當所に不レ限、吉原、岩ぶち、蒲原、由比、興津、近在へもふり候噂、所々より承り申候。右の次第にて、此節はおかげ參り、誠に澤山に御座候。何方當初夏頃より追々參り候得共、分て盆の十五六日頃は甚敷相成、晝夜のわけなく、子供は九ツ十ヲ位より、十四五迄位の子供、連立組み參申候。女は當才の子供より二三才位迄の子供おぶい、としまの女おてたど數參候程の事故、娘又は下女等は不レ及レ申、夜晝ともくんじゆいたし、驛々在々とも參宮人の數は知れ不レ申。當町内にても、向となり二人づゝ、參り不レ申家一軒も無レ之。其内にてにんしんの婦人抔も參り、向の家抔にては、當才にて漸く百日餘過候計の子供をおぶい參り申候。扨々ヶ様の儀もまれ成事に御座候。松屋よりも下女三人參り、ねのやと申は、きくを遣候家に御座候處、是にても下女三人一同に參り、跡にては誠に困り入申候。私方嫁の里三方の親類には嫁も參り、下女も三人、下男も二人、皆々追々參り、是もこまり入申候。右様のわけにて、扨も／＼道中紡賑やか成御事、最寄々々にいろ／＼有德の者は。施行等いたし、當宿にても、一人へわらんじ一足づゝ、遣し候家も有レ之。又餅一切づゝ遣し候家も有レ之。酒の施たい、茶のせつたいも御座候由、岡崎、吉田邊にては、駕籠二三百挺づゝ出し、いせ參り乗せ候由、其内には、びろうど、緋縮緬等のふとん重て敷き、駕籠をかつぎ候者は、ちりめんのじゆばんなぞ着し候て、かつぎ候由風聞に御座候。當宿にても一夜の內、盆中は二三百人づゝ、毎夜出立いた

し、夫婦に母親下女子供つれ、七八人づゝ参り候家抔も御座候。在方にて百軒家數有之村方にても、二百人三百人づゝ参り候由、何れも一軒より二三人づゝ參り、夫婦かけ向ひのもの、亭主のかせぎに出候留主に、子供をおひ、いせ參り致し候。亭主一人に相成り候者も有之と、又亭主、子を案じ跡より追かけ參り、夫婦共參候者抔も御座候。此分にてはいまだ追々、關東筋も流行可仕と存候。先私方許はいまだ下女、下男等、一人も不參安心仕候。餘り珍敷事故、荒々御しらせ申上候。以上。

七月廿七日　　　　助　右　衞　門

尚々此せつは、とかく女の方多く、當時にては女六七分、男三四分位の事に御座候。女三十人位づゝ組て參り候内にて、十人も共夜も子供をうぶい參り候者多く御座候。少き子供なぞは迷惑の事と存候得共、おかげにて何れも無難に歸り候由に御座候。

追々、未文之通、當才の子供より六十以上迄、老若男女無差別に參宮いたし候事は、誠に珍敷事候と存候。以上。

○伊勢松坂人櫻亭琴魚〔割註〕殿村精吉。より來状、御蔭參りの事

一、當春御蔭參り賑合の儀は、追々御承知と奉存上候。未だ六月七月に至り次第に薄らぎ候處、七月盆前後より、又そろ／＼群集いたし、此節にては最初の十分二とも申べき位に御座候。是御蔭、五月にも至り候ほど、又々一盛いたし候半か。此節は就迄參詣并に信篤者共に及び申候。是亦一奇事、勢州邊ゝ參ゝ存候。右賑合候に付、小子共も申合せ、八郡より施行等取立、自費を振舞申候に、毎日五件も依に及申候。追々依増の様子に候へば、賑幽かるべくと奉存候。此節は俄に朝夕冷氣、病身者の小子杯は、縮入けし候位に御座候。これ共日中は單物にて、丁度宜敷御座候。時候共夢も大様にふたじからんと奉ゝ存候。〔割註〕下略、八月五日。

○享保八癸卯年御蔭參按録

當三月初かたより、諸國伊勢參多く、京都も下々子供迄ぬけ參仕候。大かた先年寶永三年の參宮人程も、可レ有レ之かと噂御座候。依レ之東石垣町の者共申合、男女廿人餘參宮仕、下向に津に一宿仕候處、旅籠屋亭主と石垣町の駕籠の者と喧嘩仕、駕籠の者三人、薄手負せ申候。津よりも京都御町奉行へ申參、種々御穿議之處、手負は所にて養生被レ仰付レ候て事相濟候。旅籠屋は津の桔梗屋と申候由、是の者の所御奉行御かばひ故、樣子知れ不レ申候。右は四月中旬之事也。右の喧嘩に打續、祇園町之者男女三十八人、此外荷持駕籠之者共、大勢召連參宮仕候。のぼり千里安行參と書付、其外に三色染分の吹貫、太鼓笛鼓三味線の類爲レ持、衣服種々異形にて、皆々其樣子立歩行仕候樣子相知れ、四月廿二日御屋敷へ被レ召寄、樣子御聞被レ遊、廿三日又々、不レ殘銘々口書御取可レ被レ成候由、參宮仕候男女下々迄、御呼寄御詮議之最中に、松屋理兵衞儀、年寄故御屋敷へ相詰居候留守の内、悴佐兵衞頓死仕候。若は口寄にも可レ有レ之と御檢使被レ遣候處、病死に極り申候。のぼり吹貫、銘々着仕候衣類、取寄御覽被レ成候。扨被レ仰渡レ候趣は、旅の事故伊達成物を着候儀はさもに候得共、總體の致方よろしからず、道中傍若無人の樣子不埒に候。依レ之、すみ田屋才右衞門、翁屋伊左衞門、すみ田屋庄右衞門、菊吉文字屋庄二郎、四條角屋五郎右衞門、うどんや繩手の水茶屋二人、〔割註〕二人は、かさや平七、平野屋、國太夫、常太夫合九人御預け被レ成候。祇園町南北年寄、繩手新地建仁寺町宮川町、以上拾町の年寄共、遠慮被レ仰付レ候。石垣町祇園町南町共濟候。いまだ得と樣子相知れ不レ申候。以上。〔割註〕右付に少々相違有レ之、過料の所に委し。」

一、五月廿六日、祇園町參宮の出會料上納にて御赦免。

鳥目十貫文　建仁寺北門前上之町　丸屋五郎右衞門

同　參貫文　同所　年寄　勘兵衞

同　五貫文　祇園町　吉文字屋庄次郎

同　五貫文　十文字屋次郎三郎
同　六貫文　翁屋伊左衛門
同　三貫文　松代屋理兵衛
同　六貫文　但三文めづゝ　同所　年寄　理兵衛
同　五兵衛
同　五貫文　祇園新地清水町　宮こ路園太夫
同　三貫文　同所　年寄　喜左衛門
同　三貫文　同新地富永町　同　吉兵衛
同　五貫文　大和大路廿一軒町　若狭屋半右衛門
同　五貫文　一文字屋源助
同　三貫文　同所　年寄　伊兵衛
同　三貫文　建仁寺西門前上之町　大和井常太夫
同　三貫文　同所　年寄　新兵衛
同　三貫文　同北門前南町　同　治兵衛
同　三貫文　大和大路常盤町　同　右兵衛
同　三貫文　同縄弁天町　同　十右衛門
同　三貫文　四条河原　同　新四郎
同　三貫文　宮川筋三町目　同　五郎右衛門

合高目八拾二貫文

すみ田や才右衛門は、元より御構無レ之、依レ之過料も出し不レ申候。

右月堂見聞集卷之十五に出。

按に、世人只寶永二年にお蔭參りの事をのみ知て、享保八年にも又、かくの如くなりしをいふもの稀也。因抄出畢。

○文政十三年庚寅秋七月二日京都地震之事

一、七月二日申の上刻、大地震ゆるぎ出し、尤所々の地さけ、京中の土藏一ヶ所も無難のもの無レ之、大造に倒れ、又は不レ殘土落候て、壁したじ計に成候も有レ之、處々怪我人も多く、別て上京西山邊、嵯峨、桂川つゞき、伏見邊荒れ強く、前代未聞の事にて、何時死命相成候哉と、京中の人々、大道中へ皆々疊等、其外、丈夫成物を拵へ、子供老人病人女共野宿同樣にて、二日より四日朝迄、更に人心地付不レ申不快の由、處々騷敷に付、大工等、呼に遣し候ても、御所方人足にとられ、つぶれのつくろひも出來不レ申、其中に火事をあんじ大心配に御座候。上禁裡御所、仙洞御所、御庭廣き處へ御立退、御所司代、町御奉行御附方、其外、近國の大小名不レ殘御所へ御詰、大變いふばかりなく、一時に大ゆり五六度づゝ、ゆり返しもあり。諸人面色青ざめ、食事もすゝみ不レ申、誠に生たる心地無レ之と申事に御座候。右御知せ申上候。

寅七月　　手利組合飛脚所　　島屋佐右衞門

此一左右を得て、尙亦島屋三度飛脚、當時京都に逗留せし者に聞しに、其者の言、所によりて地の裂たるも有レ之。最初は即死人六百許、怪我人二千餘と風聞御座候へ共、實は其半分位の事のよし。禁裡御所は傾き候處も有レ之。御築地等はたふれざるよし、寺院門跡をはじめ、倒れ候處は無レ之。況山などの崩れ候事は、決して無レ之候。此節、ちまたを賣あるき候者は、多く相違の事に御座候。七月二日申の刻より、翌三日辰の刻迄、ゆりかへしありしといふ。〔割註〕實は酉の刻以來は振動なり。」右京師の大震は、豐太閤の時、伏見大地震の外、實に前代未聞也。

七月朔日、京四條戦屋町失火、牛町四方延焼、家數六十棟許類焼せり。其翌日、此土地震あり。是實說也。

○二條御番内藤豐後守組寄騎伏屋吉十郎より或人へ郵書、

七月四日出、同十二日到着、書簡之寫。

文政十三寅年京都大地震、御城内外騒動之增記し申候。七月二日夕七ツ時打候て程なく地震、最初は少しゆり初め、直に烈敷ゆり出し、中之御小屋に居候、當へはだしにて駈出し候處、屋根より御小屋向瓦前、又は廣き場所へ走出し候處、御本陣前家根瓦、霰の如くに落、尚小屋引出しは、小屋々々住居并下陣、暫時にゆりつよし、走出し候も、間に合かね候ものは、押に打れ申候。損所は高麗御門と申、御本丸へ入候通用の御門、左手へたふれかゝり、續き御上築御天守臺處々損じ、御堀端通り不殘三寸づゝさけ、其外、御城内并御小屋、一めん、網の目のごとくゑみわれ申候。西御門脇御小屋裏高御土居の上、中一尺程ゑみわれ、二十間程の御土居に候得ども、外御堀の方へ、今にも崩れ落候様に、ふら／＼いたし候様に御座候。其外、御玄關棟瓦石壇崩木なぞれ落、上の御土塀も倒れかゝり、中仕切御門臺續き石垣二間程崩落、一二尺の石落候ゆゑ、西御門の御櫓大破、御門臺石垣處々崩れ、御門柱ゆがみ、西御門御櫓もねぢれ、往來危く候著、一人立にて在せ通り、承ばかり、少々づゝ罷候よし、西御門續き小門續き御土居上土塀倒れ、御城外見通し申候。御城下院入口御門、外土塀十間二十間程づゝ崩れ、御殿曲輪通り御鉢、塀不殘崩ひびわれ拔倒れ、東御門大分損うしろ、御土塀大破倒れ御破損、定小屋一ヶ所つぶれ、東御門臺石、所々はらみ押出し候等損所多く、御入物御蔵其外納等不殘とわれ、辰巳、未申御櫓、其外、白土鉢卷等崩落、御城稻荷瓦不殘落、稻荷石鳥居、同燈籠大抵たふれ、但鳥居三本社燈籠十六七本、稻荷曲輪入口御門棒通り落、石垣崩れ落、往來も甚難儀、稻荷曲輪同心は、不殘小屋つぶれ、同心三人程、逃出し候に間に合兼、押に打れ漸動出し候よし、尤一命には拘り申間敷かと申候。七半時より地震

は間違に相成候得共、時々地ひゞきいたし、其度々壁瓦落、つぶれ候程には無レ之候得ども、住居成兼候御小屋も餘程有レ之、上下、身の置處なく、各色を失ひ、十方にくれ候次第にて、御小屋抔に打れ候者、助け出し候へども、歩行不レ叶者兩三人有レ之、是も一命に拘り不レ申、戸板に乘せ舁運び候體、火事場よりも物凄く、此上、いか程強き地震可レ有レ之哉と、心中不レ平、此上もなく覺申候。不レ殘御小屋内空地へ寄集り、高張箱挑灯抔をつけ、寄こぞり申候。六時頃俄に、所司代御見分有レ之、御破損奉行其外在役之者は、持場々々見廻り、東西に駈走り候。兩御番頭御出にて、御殿御金藏其外、御門臺御櫓等不レ殘損所御見分有レ之候に付、御城入有レ之候。六ツの御太鼓打延候間、所司代御城入は、五時過に相成申候。西御小屋内御通りぬけ有レ之候。最所司代御城入に付、地役も不レ殘組之者召連御城入、御門番も御門に相詰候。夜中も度々地ひゞきいたし、上下安き心無レ之、皆々外にて夜を明し、三日に至り、夜中とても今に時々震動いたし、御小屋に相休み兼、寄集り居申候。御殿向御天井并御襖繪、多くさけ損じ候。御襖御欄間彫物等も落損じ候。御金藏御車屋も瓦等落申候。最此六七日は炎暑甚敷、夜中も蒸暑く堪かね申候。大坂御城中抔は、是迄覺なき大暑にて、晝の内は障小屋へも參り兼候程の大暑、上下堪兼候よし、最地震の樣子、いまだ大坂の左右は承り不レ申候。御城外市中は別て土藏多く損じ、怪我人も餘程有レ之候よし噂有レ之候。堀川通り其外、御城下御構内馬場へ、女子共數物出し、三日終日、外にて暮し申候樣子、此上靜にいたし度、夫のみ申くらし候。土御門陰陽師より所司代へ、いまだ此上、強き地震可レ有レ之候間、用心可レ有レ之と申候由にて、上下膽を冷し居申候。御番所は東西とも少しも怪我無二御座一候。

七月四日

○西本願寺觸狀寫

一筆致二啓達一候。先以御門跡樣益御機嫌能被レ爲レ成二御座一候間、可レ爲二御大慶一候。然ば二日申刻より

大地震にて、御眞影様、庭上へ御動座、御門跡様、親敷御守護被レ遊候。且亦京地并諸國詰合之宦中始、一同守護被ニ成上一候。是御殿向所々御破損、誠に以、古来未曾有之大變、今四日に至候ても鳴動不ニ相止一依レ之未御復座不レ被レ爲レ在候得共、御眞影様無ニ御恙一被レ爲レ成ニ御座一候間、恐悦可レ被レ成候。右格別之大變に付、追々此段不ニ取敢一申達候間、夫々通達可レ有レ之候。恐惶謹言。

七月四日

池永主税

島田帯刀

下間刑部卿法橋

下間少進法眼

關東十三ヶ國

觸頭御末寺所中

總門徒所中

猶以、大谷御廟本并山科御坊所、其之外御破損被レ爲レ在候御事、夫是可レ被ニ恐入一候、以上。

○寅七月二日申上刻京師大地震聞書

一、怪我人凡千六十人。

右之内、即死并に養生不ニ相叶一分凡三百餘人。

一、御所并堂上方御殿并兩御門跡等。

右何れも破損、別儀無レ之分は稀にも無レ之。

一、二條御城中大損事、

但外曲輪北之方四十間餘石垣相崩、高塀御堀之中へ崩込、其外所々大破。

一、神社佛閣、

右大小は有レ之候得共、何れも破損、別て愛宕山宿坊大破にて、谷底へ崩込候分も有レ之、漸一軒破損にて相濟、其餘は悉つぶれ、最此度の地震中にて、御城と愛宕山の破損を、東西の大關抔と風評いたし候。

一、市中建家、

右何れも破損、中には潰家も數多有レ之、是か爲に人多痛候。

一、洛中洛外之土藏凡二萬、

大破中には壁左右へ開き、或は鉢卷落、又は潰候方も數多有レ之、依レ之即死怪我人等多有レ之。

一、當二日より同廿四日迄地震數、右大小は有レ之候得共、晝夜にて凡四百二三十遍のよし、去ながら二日の大地震の樣なるは、右以來無レ之。常は餘程の地震と申位の分は、日々一二三度づゝも有レ之候へ共、格別家つぶれ倒候程の儀も無レ之、今以相止不レ申事に候。

一、去る十一日、東山清水寺廻廊の邊欠崩大破、同日音羽川出水、伏見街道五條下る處抔は、床の上水上り、急流にて溺死も四五人有レ之よし。

右荒增、御心得迄申上候。右即死之內家內不レ殘潰れ、親子四五人も一時に死果、或は夫婦兄弟抔も即死御座候て、哀成方も數多有レ之、氣の毒致候。于レ今日々地震は相止不レ申候得共、日々の事故、一統馴候故、大體の地震はさのみ驚不レ申候。〔割註〕以下文略。」

京師には予が相識多かりしに、こゝは大かた鬼籍に入れり。然どもなほ、一條通り千本左へ入處に、角鹿清藏あり。眞葛ケ原近邊に、三藏櫻田鶴丸あり。大佛門前に、櫻井舍人〔割註〕土御門殿家臣、〕あり。七月に至て地震見〔舞脫カ〕の書狀を郵附して遺したれども、今に回報なし。角鹿生の居宅は、嵯峨にも二條へも程遠からねば、いかにありけん心元なし。さばれ千本通りは、空地多かる閑處なれば、大かたは恙なかるべし。異日回報聞えなば、別に謄寫すべくなん。

〇伊勢松坂人殿村精吉來翰中、京師地震聞書并京の人六右衛門の書狀の寫

一、京都大地震の儀者、定て最早御承知可ㇾ被ㇾ有ㇾ之候へ共、此地は當地より程近き儀故、委細に承語も有。また親しくその地震に出合候人にも、面會いたし候へば、荒増承り申上候。此地震は、去七月二日夕七時、初め尋常の地震一つゆり候由、其以前より霧籠もわけて暗かりしゆゑ、人々暑氣に苦しみ候最中にて、是はよろしき地震なり。定めて暑氣も是より立直り、雨にもやなるらん。さあらば凌よかるべし杯いふ程こそあれ。乾の方よりべりべりと響來り、大地は大浪の打ごとく、家居は勿論、土藏其外建物等、或は倒れ或は引裂、鉢具不ㇾ殘ゆりを去して、幾許滅んとす。其中にも土藏割て溜りきびしく、元來貴地とちがひ、火災稀なる土地故に、自然土藏の普請粗略未成故に候哉、十に八九は壁土を不ㇾ殘ふるひ落し候て、鳥籠のごとく成たるが多く候よし。家居は倒候處、千軒が一軒にも不ㇾ當よし。損じ候は十軒が十軒とも、大小餘損せざるはなし。中にも社も不ㇾ損して、三尺寸も隙を退き、丁度引居たるごときもありとぞ承候。此度大地震は、わづか四方二三里の間にも不ㇾ足、東南の方をさしてゆり通り候よし。其地割のゆり通りにも皆有ㇾ之。二條御城などは、余非常と申者にや。南方の高塀十八九間落て、石垣杯も大分御堀へ落崩れ、御城中にも餘程出來のよし、さるが中にも御所樣においては、御築地いさゝか損じ候のみにて、午後即刻無事なしとの儀に御座候。此外、神社佛閣不ㇾ殘損損候様に承候は全虚説にて、八坂、東寺などの塔も、聊損じ無ㇾ之よし。其余市中にては餘程の損毛。三井居たどの內評には、昨春御地の大火に、京々燒失よりも、當年の家宅の損じは、普請の手數多く候由。其外頭支配人より承候。是は其主人々々の居宅、并に土藏の損じ深出成故と聞へ申候。却其地震過て後二日、夜中にも鳴動亦は強震數度ありて、暁に至るまで鳴動六十餘度も有ㇾ之よし。翌三日朝、一天すべて黃色になり、人々の面もみなく、黃疸のごとくに相見え候よし。されども程なく晏容になり、消飛り候よし。三日にも不ㇾ相替鳴動、地震數度御座候よし、四日朝は又、一天すべて相成り、米を洩すがごとく、きのふの黃色より

又、おそろしく覺え候よし。され共是も程なく薄らぎ候て、無難也とぞ。矢張震動は不レ止。夫より日々鳴動震動、時となくいたし、八日夜は又尋常より少々大きなる地震も御座候よし、十八九日に至り大雨降そゝぎ。鴨河大洪水、淸水山の手崩れ出候て、其處より山水を吹出し、其水筋、大佛邊の人家へ突かけ、不時の騷動に御座候よし、され共段々薄らぎ候樣子、〔丕先年、信州淺間山の燒出候時、近國へ響渡り候樣なる音にて、ドン〳〵ビリ〳〵とひゞき候よしに御座候。初は但馬城の崎溫泉吹出したる抔いふ說も御座候が、是も虛說にて、此頃、城崎より消息御座候處有て、慥に相分り申候。何分洛中のみならず。愛宕山いたく荒候趣に御座候。近く伏見も大津の驛も、絕て此難無レ之よし、是亦怪き事と人々噂申候。此餘地震の有樣承り及候事も候へ共、さのみはと文略仕候。京都より來狀、是等は委しきに御座候間、入封仕候。御覽の上御返却に不レ及候書狀に御座候。

八月五日　　　　　　　　　　　　琴　魚

當七日出の御書面相屆拜見仕候。殘暑强御座候處、益御安靜被レ遊ニ御座一、恐悅御儀奉レ存候。然ば當二日の大地震、其御地へ相聞え、わざ〳〵御人被レ下、御懇情の至、千萬難レ有、尙委敷御報候樣被ニ仰下一奉レ畏候。則左に申上候。

一、當二日晝七ツ時大地震、夫より引續翌三日朝迄、九度の地震御座候へ共、左程烈敷地震にも無レ之候處、始終山鳴震動いたし、中々晝夜共不安心に御座候に付、母家幷内ども不レ殘、二日七ツ時より五日迄三日三夜、川原へ住居致し、〔割註〕琴魚云、鴨川東岸の住居なり。」勿論市中此邊の者共殘らず、東西の藪へ逃行、川原りは河原へ立退き、何れも着のみ着の儘にて逃行、誠にあはれ成事共に御座候。五日晝頃より昨夜迄、日々五六度づゝ少々づゝ山鳴地震御座候得共、何れ迚も先づ居宅へ歸り、少々は安心いたし候處、又候昨夜の七ツ時前より五度の地震、中々兩度は嚴敷地震に御座候間、又々大騷動いたし、俄に河原へ立退、一統に夜を明し候事に御座候。日々の地震にて、徹ニ心魂一誠心痛罷在候。乍レ去

御影にて母共始め、家内怪我人は一人も無ニ御座ニ候間、乍ニ恐御心安可ニ被ニ下候。併居宅并に新宅共及ニ大破ニ、崩れ候程の儀は無ニ御座ニ候へ共、壁帶の家藏、東の方へ二寸許倚り申候。右家根并壁の縮み、地面われ候は勿論の事に御座候。母儀は七十六歳に相成候得共、此度の大地震は初てにて、大に驚き候事に御座候。御所樣、仙洞樣御築地は無ニ御別條ニ候、(朝註)琴魚云、此頃、京師の人に承り候へば、御築地いさゝか損じ候由申候。鷹司家方樣、堂上方樣の御築地は、過半崩れ申候。二條御城高塀殘らず損じ又は崩れ、(朝註)琴魚云、南北のみのよし、角櫓一つ崩れ申候由、其外寺社佛閣堂宮共、大小の損じ有レ之。市中此度の土藏は、殘らず大損じ、又は崩れ候處も多く御座候。市中家建はたふれ不ニ申候へ共、端々は家建たふれ、又は半ばにたふれ候家々も多く御座候。即死并に怪我人等は、多分有ニ之由に御座候。人數相知不ニ申候。(朝註)琴魚云、七月二日迄上げ死人三百餘と申事に御座候。右地震の騷動より火難、水難の噂高く、諸方へ荷物等持步行、大さわぎに御座候。中に又盜難のうれひ出來、晝夜共少々も安心いたし不ニ申候。今日迄搖續候得共止不ニ申、心痛罷在候事に御座候。諸方の風聞承り候處、江州湖より宇治伏見、河內攝州播州邊迄、同日同刻の地震御座候。(朝註)琴魚云、勢州も二日同刻、常より少々大きなる地震有ニ之候。若州丹後邊迄但馬邊の山崩れ、大地震にて村々流れ候樣專ら噂御座候へ共、未聢と實說は承り不ニ申候。先年及ニ御聞ニ候通り、佐州小木湊、羽州酒田湊、并キサカタ、近年越後三條、江州の大地震承り居候。右何れも始りは大雨に相成候由、此頃、當地の日和中に、雨より候氣色無ニ之、甚前より八ツ時過迄は晴天、暑さ中々凌兼候。其餘は曇天、夜分も兩三日以前より、月さえ候得共、折々ゑそろしき雲も相見え申候。何分此上は烈敷雨降申候へば、世間一統、人氣も直り靜り候半と、雨を祈入候事に御座候。誠に此度の騷動前代未聞、京都大丈夫の大騷動、家別に大小の失却に御座候。右騷動中にも、銘々うろたへあわて候樣目撃、誠におそろしき中にも、面白おかしき事も御座候。何分最初の大地震にて、魂をつぶし候故、少々の地震にも驚き不ニ申、驚きさわぎ候事に御座候。最比叡山將軍塚鳴、

井に將軍塚の震動と、專ら申居候へ共、何れ東山一帶に山鳴震動に御座候。尙委敷申上度候へ共、未手ふるひ難レ書、書面文略仕候。尙追々、跡より可二申上一候。併追々靜りおだやかにも相成可レ申候間、此段乍レ恐御安心可レ被レ下候。河原納凉も一體不景氣の上、此度の騷動にて見せ物も相止め、ばけ物の出そふな河原にて、さびしき事に御座候。乍二末筆一奥樣始め何れも樣へ、宜敷被二仰上一可レ被レ下候。德事も此頃は病氣差起り、昨今は打臥罷在候。右宜申上與候樣申居候。先は御禮御請迄申上度、不二取敢一如レ此御座候。頓首。

七月九日　　六右衞門

庚寅八月十四日、大阪書林河内屋茂兵衞より到來、當時京都にて寫本にて行はる由也。初めは印行せしを、早く絶板せられしかば、寫本になりたり。

八月六日出の狀中に云、今日京都より參り候人の申候には、今以、振動は不レ止よしに御座候。云々。

○地震奇談平安萬歲樂

比は文政十三庚寅年、七月二日晝七ツ時、京都大地震にて、始めどろ〳〵とゆり出し、其跡引續て大地震となり、やゝしばらく家居倒るゝ計にて、只おもひがけなく、皆地に伏、疊に伏、柱をいだき、垣を杖にするも、みな其身の全き事のみ祈る中に、老人の出て大道へ出よと罵るを聞傳へ、銘々床を並べ疊を敷て、皆大道へ出けり。扨古家、古土藏は皆倒れ、其外、神社佛閣石鳥居石燈籠、或は築地高塀の倒るゝ事夥敷、たとへ丈夫の土藏なりとも、ひゞりの入らぬはなし。棚の諸道具落損じ、竈倒れ襖戸障子は之も更也。家居たわみて戸のしまり惡敷は、みな一統にて、中には地震よりゆがみ戻り、戸のしまりよく有もいとおかし。其物音天地に響き、土ちり宙を曇らす。其中に只どろ〳〵とゆりたえず、心もそゞろに魂をとられ肝を冷し、うろたへるものも有。あはて騷ぐも道理こそ。二日夜は大道にて夜を守らんとするに、夜氣うけん事を思ひ、板をもて屋根となし、又繩を引渡しむしろを覆ひて、洛中洛外皆夜を明

し、町々には厳重に高張を立、家並にかけあんどうを釣りて、身は陣笠をかむり、胸當りゝしく高挑灯をともし、「近き女親族へ見舞に到る事おぼつかなひにて、ところ其の枕元へ、火のはみ來るもいとおかし。」井の水は皆濁れり。少々氣のよきまれる方は、大道にて茶をわかし、飯を焚し酒を改、肴食物、のんどを通るといへ共、心はそゞろに見ども／＼とゆりたえず。町内には金棒、わり竹を引鳴らし、火の用心觸歩行事厳敷、何方よりか老人の來て、まじなひをあたへる有。其歌に、

ゆるぐともよもやぬけじの要石鹿しまの神のあらん限りは

と書て張置して、戸口の柱或は大黒柱に張付、勿體なくも天照大神宮の御祓を頭に戴き、傍にまじなひの縁文をはさみ、殊に老人、病人、子供を擁し居れば、其心配尋常もいへず。中には家におされ倒るゝ有。又は物にはさまれ瑕に押れて、なやみぬる聲かまびすしく、くすしの宅内へ運ぶを間に付見るに随ひ、いと心づかひし二、其夜も東しらみをまち、明日二日にもなりなば、猶ゆるがん事を祈り、人の顔色かはり、俗語に青い顔と云ふなせしもむべ成哉。只火用心昼夜隨分心得て、油断なく日夜心を配りけん。異説浮説を言ふらし、捕らるゝ者も有。中には鯰はたらく騒ようは、天の罪罰期たり。町々家並に水桶両をかまへ、屋根へ水を遣り、常に手焼き事を取あへぬをのとも土足になり、水をくみはこびぬるもいとおかし。病人は蒙へ或は野へ食物をはこび、老人子供の手を引連れ行も有。三日夜もまた／＼明しぬるに、明六ツ時、少々曇りて、雨はら／＼と降出しけるに、漸一天空々けとなりて、一面黄色になり。誠に／＼おそろしきけしきなるを、病人敢々沙汰しける中にも、どろ／＼と時をたがへずゆりたえず。又古家古土蔵のたをれかゝるに、杖をつきつゝはりしてとゞめたるに、諸替餘多有。我の家替へする人、あちこちにかしましくて、四日も程なく、夜はいかなる音も、少し身の弥れ出て、只まどろむうち、五日となり事の街足の踏所もしらず。六日七日八日夜も、空は曇りて雨はゆしもふらず。夜八ツ時七ツ時、大分つよくどろ／＼とゆり來り、皆大道へ又出て、取沙汰も是が七日七夜のはねなるかと、云々咒ひ居るに、九

日になりて、いまだどろ／＼と鳴りやまず。誠に前代未聞の大變にて、只神を祈り佛を信じ、身を慎たより他事なし。心得の歌に、

雷はあたま叩れ地しんとて尻つめらるゝ天のおしかり

其外、洩たるは後篇に出す。此草紙は今度の大變、他國へ文通にてしらせる人、此小冊子にて事足る相分。且又後世まで殘し置なば、其心得にもならん事を、深く思ひ爰に記す。

洛住　東鹿齋達

今廿六日に至りても、いまだどろ／＼と時々ゆりやまず。おそるべし／＼

恐怖齋主人潤色

是は當時大坂市中にて、寫本にて行れし也。いくらもうつして賣ける也。大阪書林河内屋茂兵衛よりおくりこしたり。此書、江戸書林へ狀中に封じ入れて、來つるもの兩三通見しに、みな同文同筆なり。いとまあるものゝわざにて、いさゝか賣得にせしなるべし。庚寅八月六日出にて、同月十四日東着。此書、はじめは板にゑりて賣りしを、いく程なく絕板せられたり。其後は又、寫本にて賣りしもの是也。予はこの印シ本をも藏めたり。

一、土御門殿學頭小島典膳の、當時著せし地震考一卷あり。藏板なれば坊賣にはなし。見て心得になること多かり。

○風怪狀

鹿島常陸神　名代　香取下總神

其方儀、往古より地震押のため、鎭座被仰付候處、一昨年越後國牧野備前守領分大地震有之、老中の領分共摘辨無之、所々猥に震崩候間、人馬數多致死亡、既に公儀より備前守拜借金被仰付候程の儀、乍恐代々勳功被思召、其儘に被指置候處、此度、洛中大地震にて、奉驚帝都、一條御城令破

損候段、御場所柄共不レ辨致方、其方あらん限り、右様の儀有レ之間敷害之處、畢竟、手ゆるく候故の儀、不束の儀に付、依レ之差控被仰付候。

右者、於伊勢神宅に出雲神出座、伊勢神中渡之。　御目付西宮惠比須三郎相越候。

石野要人　　名代　　奈須野伊四郎

其方儀、鹿島常陸神爲配下、地震横行の儀、爲致間敷害の處、中世以來、數多の地震有レ之、其方へ申付置候甲斐無レ之候迚、先年水戸中納言殿掃捨可レ被レ申處、格別の用捨を以、捨置候處、右之儀共致忘却、制捻を弄ゆるし置、越後國并洛中兩度大地震相企候段、畢竟其方、常々押、聞不レ申候よりの儀、畢たん同様の心得方、重々不埒の儀に付、野見源之介を以、とつぽにも可レ爲レ致處、常陸神より申立候筋も有レ之に付、此度も不レ及沙汰、土中へ押込申候。

東井星四郎

其方儀、近來婦衰微制致候に付、諸人怪み、種々の悪説申觸候。上方筋の地震も、都て世上には、右前表の趣に申候。畢竟奢侈に長じ、目立候光り方、明星をも卸し致、竜に相關へ、蛟族不行跡、天文方へ申渡し、糺明可レ被仰付處、高橋作左衛門牢死後、何も星學不案内の趣に付、不レ及其沙汰、依レ之急度光り申付候。

右於評定所、所々夫々へ申渡、此節、地震斎所にをいて寫之者也。

川住実大奈諸務事　　地　雷

其方儀、往古於大海令横行候に付、蒲焼にも可被仰付害の處、御れんみんを以、鹿島常陸神配下に申付、地震鎮居可罷在處、其後、古歌の定をも不相守、制限の無差別も、種々の病等爲致流行、諸人難儀に付、先年水戸家より要人へ糺之上、格別之譯を以、其儘に相成置候得共、尚又相鎮可罷在處、近頃相亂れ、越後國并洛中等及亂暴に、地中より泥砂等吹出し候儀、全く鯰勤出世之年限を

も不二相待一、泥海に可レ致心底に相聞、旁不埒の至に候。依レ之鹿島常陸神へ改て御預け、奈落へ蟄居被二仰付一候。

右、何人の戯作なるをしらず。庚寅九月廿一日、ある人より借謄了。

○駒込追分家主長右衛門御褒美録

文政十三庚寅年閏三月十四日、於二北御番所一被二仰渡一。

駒込追分町家主　江戸一と銘有レ之酒賣出し、家號高崎屋と云　長右衛門

其方儀、當二月廿二日曉、町内に兩度火付有レ之、家根上へ燃抜候處、右長屋の者、其外町内の者共、早速出合打消候に付、右爲二褒美一消留候者共三人へ金二朱宛、燃立候長屋隣地面の者共へ、一長屋に金二朱、酒三升づゝ、四ケ所へ差出し、同町の儀は輕き御家人拜領町屋敷にて、住所に町人共、身元相應の者無レ之、此度出火の儀に付、町觸も有レ之候に付、働候者共へ手當可レ遣程の身分の者無レ之處、其方一人にて手當致し遣し、殊に四ケ年前亥年二月、祖父年回に付、町内井隣町共日稼の者共、二百六十軒へ米五升づゝ、家主共五人へ醬油一樽づゝ配り遣し、在方より出候荷付馬千疋程に、豆一升づゝ飼料(マヽ)與へ、平日宅へ出入候三十人程に、金二朱宛(脱アランノ)差遣し、物貰ひ非人二千人程へ、鳥目十二銅差遣し、常々町隣町困窮の者にて頬候者へ、名住所不レ知承候て罷越施行乞候者には、其人體に寄り、金二朱、鳥目二百文位遣候趣相聞、奇特成儀に付、爲二御褒美一銀三枚被レ下候間、難レ有可レ奉レ存。

右長右衛門父　午　長

其方儀、年來困窮の者共へは、少々づゝ手當致遣し、八ケ年以前未年、町内出火有レ之、自分宅類焼所向類焼致候處、近邊類焼致候者共大勢へ、手宛致し遣し、奇特の儀に付、筒井伊賀守御番所にて、御褒美被レ下候處、又候翌年、町内出火有レ之、居宅不レ殘類焼致候得共、右未年よりは却て餘計に手當差遣し、且次男清太郎儀、小網町三町目兵左衛門店に、酒醬油商賣致し罷在候處、病氣にて在方親類方へ、爲二保

養ニ罷越候處、留守中致ニ留守ニ居候處、去年三月廿一日大火の節、清太郎居宅も類燒致候得共、存寄を以、同町幷に冨町類燒の者、其日稼の者二百八十二軒へ、都合金四十二兩餘差し、寄特至極の儀、悴長右衞門も善事を致候儀、畢竟、教育致方の儀に付、爲ニ御褒美ニ銀三枚被レ下候間、猶ニ有可レ奉ニ存、右之通被ニ仰渡ニ候。

○奥州東礒江村百姓治右衞門娘とめ孝行記事

奥州會津郡東礒江村　御代官池田仙九郎支配所　百姓　治　右　衞　門

娘　と　め　貳十歳

右治右衞門儀、先達て傷寒相煩候處、娘とめ、湯殿山へ立願いたし、父大病平癒致はゞ、賽錢一貫、奉納可レ致旨にて願ニ祈誓ニ候處、無ニ程及ニ全快ニ候間、賽錢奉納致度存候得共、とめ儀、既に治右衞門へ申聞候得共、賽錢難ニ工夫ニ、承合候へば、金九兩相掛り候由にて、貧窮の儀故、致ニ調達ニ兼候段、とめ儀、身を賣候ても、達て賽錢奉納致度、治右衞門へ相歎き候間、所持の田地半分賣拂、代金四兩二分に相成候故、近邊の者共へ頼り、娘を年季奉公に入、九兩致ニ調達ニ、賽錢とこしらへ湯殿山へ致ニ奉納ニ候。但其後とめ儀、某家へ奉公に遣候處、子守致し罷在候處、或日、空より不斗に交り錢降り候。とめ儀、右錢を拾ひ候に、餘人は正錢見候得共、手に入不レ申候。右錢は、主人方へ拾ひ歸り預け置候。又候、兩三日相立候と、如ニ先日ニ錢降り、夫より度々降申候。餘人は拾ひ不レ申候。其中にも降候錢、とめ孝心を天にて感じ、とめへ與へ被レ下候故、餘人拾候ては天罰恐候、手へ入不レ申捨候て、とめへ遣し可レ申との存念の者は、拾ひ候へば入手致候由、右錢、主人方へ預け、追て爲ニ賣用ニ候へば、金子にて九兩二分に相成申候。扨又暫過候て、湯殿山より使僧一人、治右衞門方へ罷越、娘とめ儀、其の孝子故、爲ニ參勞り錢被ニ相勤ニ有レ之旨申聞、菓子折詰等にて、とめへ與へ歸り候由。

一、湯殿山にては、日々參詣有レ之候散錢ニ切紛レ之候間、不レ寄に致ニ居候由、東礒江村へ錢降候と申故承

候處、孝子燈籠奉納の趣迄相知れ候間、御勸と號し使僧遣候由、此段、御代官より御届有レ之候由。
右は珍事にて、例の妄說にも可レ有候哉難レ計候へ共、勸善の一助にも相成候故、認入ニ貴覽一候。
文政十三年庚寅月日。〔割註〕此記、六月三日借抄。今茲春中の事歟。」

○豆腐屋市五郎孤女たか奇談

文政十三寅年四月、

芝土器町瑠璃光寺檀家　元京橋善助子分　豆腐屋
先年死去、　　市　五　郎
文政九戌六月六日死去、法名味艶禪門、　　同　人　妻
同人娘　た　か寅十三歳

兩親引續、右之不仕合故、無ニ餘儀一何者の世話にや。深川賣女屋へ九才より廿七才迄の約束にて、金四兩二分に賣遣候處、當春より座敷へも差出候。其頃より右亡母、每夜、娘を撫さすり、頻りに不便に存る體、其主人を始見受候て、當人は勿論、主人も甚不審に存、氣味わるく相成、證文を相渡暇遣候由にて、右瑠璃光寺へ參り、長男二人女二人附添、段々之次第申述、回向相賴候に付、不便に存、折節、江湖にて出家多く集り居候故、格別の經文讀誦、四月四日法事執行致し、右の證文は、亡母墓所へ納め候。其後は出現不レ致由、和尚直話也。

但賣女屋の家名、隱し呉候樣賴候由にて、和尚噺し不レ申由、實說に御座候。

○一月寺開帳御咎遠慮聞書

文政十三庚寅年春、淺草觀音境内にて、下總國小金村一月寺本尊開帳の節。

似せ虛無僧にて被ニ召捕一候人々の由、衣服改名住所等諱、差返置候者。

寛　傳五郎　靜山

召連候者、

新見十兵衛二男之由　日野吉十郎　秋山

名不レ知　貞學

小普請組　小笠原勝三郎支配　中田鐵五郎　哲麟

長部彌殿見士頭　小島織右衛門組　三浦與五郎　陸樹

淺草新堀東町組屋敷　大御番與力當時浪人　渡邊鷹之助　巳道

從弟　佐野孫十郎住所長崎町　兄加藤常右衛門

上野御殿勤尾井人　加藤中五郎　哲風

下谷坂本入谷村　御掃除頭柳田求右衛門組

西丸表御臺所出役　結城小三郎　貞友

本所御藏前町組屋敷　當時天下揃宿竹屋養子　磯部綱次郎　竹齋

一月寺は遁迹高寮、閉帳場捷草を押し戸しめ、御目見以上のものは、召つれられてそれ〲へあづけらるゝ、九月中旬にいたりてもなほ、落着の事聞えずと云。當時の落首、

小金より大金まうけに來たれども一日ぎりであとは御無用

似せ虚無僧の謫讀に斉出る。馬喰町森屋治兵衛板元也。草紙改名主より穿鑿中有絶板。

○文政十三寅の閏三月十九日伊勢御境内出火

一、富士山自夜丑三刻、宇治新町岩崎大夫より出火、折節西北風強、今在家町へ飛火、夫より新町へ類火、暫時の間に、火一面に相成、新町、中の切町、今在家町、新町通り勘釋明北、不レ殘燒失仕候。夫より御馬屋御燒失、是御宿祠御別條、御神殿少しも御別條無レ之。

一、八十末社不レ殘燒申候。

一、宮中の大木凡廿本計焼申候。其外、焼木數不レ知。
一、御借殿、酒垣殿、御供料御殿、御子良殿、風呂、此邊末社、則像無レ之候。
一、宇治大橋前後鳥居共、燒落申候。
一、卯刻、漸々下火に相成候得共、矢張風强、山々に火移り、廿一日午刻迄、火見へ申候。
一、東は杉坂と申所迄燒申候。内宮より凡一里半計有。最瀧ヶ峠近邊迄燒申候。凡貳里計有。
一、廿一日、晝後より大雨降出し、不レ殘火鎭り申候。
右の通、伊勢より申來候。
　寅閏三月
禁裏三日廢朝、帝奏警蹕止。

○大阪寺院御咎聞書

文政十三庚寅年四月聞書、大阪にて、

上寺町　蓮生寺　宗心寺　淨土宗　竹林寺　一心寺
下寺町　金臺寺　心光寺　日蓮宗千日　自安寺
北の村　圓頓寺　眞言生玉社僧　曼荼羅院

右之寺々、身持不如法に付、被二召捕一候由。
大黒と云人は、一に檀家をふみ付て、二に肉食ならぬ身で、三に肴のかくしぐひ、四つよそから見る時は、五ついつでもお針にて、六つむしように酒をのみ、七つ何から何迄も、八つやたらに世話をやき、九つ公儀の御厄介、十でとう／＼しばられた、よいきみの大黒舞、
　禪宗も法華もまじるその中に何とて淨土すくなかるらん
女房悦べ。門徒はおやくにたゝぬはやい。

○文政十三年庚寅春閏三月廿日、伊勢内宮御山荒祭宮以下炎上の節、傳奏方雑掌覺書

去る廿日、内宮別宮荒祭宮以下炎上の由、依レ之從二今廿六日一至二來朔日一、五日の間廢朝被レ止。帝奏管絃等。仙洞様五ヶ日被レ止二物音一候。此段、爲二御心得一可二申入一旨、兩傳奏へ申付候。以上。

閏三月廿六日　　兩傳奏雑掌

按ずるに、内宮炎上萬治元年十二月廿九日、未終回祿畢。明年遷宮。天和元年十二月十三日、日二内宮寶殿一出火炎上。文政十三年閏三月十九日、内宮御山炎上。荒祭宮、古宮地八十末社回祿畢。新御宮無異。

著作堂追記

是より下缺る所、世にはゞかるべき事もさはにあれば。みだりに人に借て見することをゆるさず。予ないとまなき身の、かく壺にあつめたる者なれば、折々、枕の友となすのみ。子孫初孫も此心もて帳中の秘となすべきもの也。

○宿河原村靈松道しるべ。〔割註〕この一條は追錄也。〕

武藏州橘樹郡宿河原村〔割註〕字綱下ヶといふ。〕の山の上に古松あり。三年以前、庚寅の秋の頃より、枝葉衰へて自然と枯るゝ色見えて、末冬の頃は葉をふるひ、丁とせといへる限りにや。終にはかなく枯たりけるを惜み居たりけるが、當年春の頃二月に至りて、近傍の者ども、かの松の枝をとりて、薪にせんとて、手々に伐とりて、家々に焚たれば、各俄病にして悩亂甚しかりければ、皆恐怖して其枝をとり集め、枯樹の所へ積置、拜謝して鎮めければ、皆々快く成て、何れも恙なかりけり。この事を聞傳て、壬辰三月のはじめより、近村近郷の人々、老若男女に限らず、來り拜する事、蟻の如し。又靈ある事も、神のごとしとて、四月のなかばより、遠方の人まで参詣群集することゝ、日々に市をなせり。是に於て爰に新亭を造り、酒肴茶菓等を設なして、客を待兼し、松の南の方に、鳥居をたて、小宮を置、幣〔割註〕おそなへ五

文どりを十二文にひさぐ。」をそなへ、或は鳥居の小なるものを備るもありけり。

一、松は赤松にて、蟠幹屈曲、高さ丈餘、圍み二人合抱ともいふべし。遠望すれば盆玩の者に髣髴たり。北方に穴ありて、其中に白蛇住りといふ。時ありて形を顯せり。押揚の松にひとし。又傳へ云、萬壽年間のものとぞ。いづくの記錄に見ゆるにや詳ならず。萬壽は今を距ること八百有餘年也。八百年を經たらんとも思はれず。予が園中の松は、予が少年の比、實生を植たるが、今ははや根元にては、二尺餘り周るべし。併土地にもより、松の性にもよるべし。

一、見にゆく人あらば、太子堂より世田谷かたにゆかずして、二子の渡に出で、二子の驛に不レ出して、堤の上を右にゆき、田ばたの道をゆけば、十七八町にして松の側に到る。驛に出ると十町餘りも遠かるべし。

宿河原古松
二子へ二里
二子より二町

太子堂標

圓座松へ十二
町、北北澤、
牡丹江戸道

宇那根の標

宇那根村の標を見れば、常に圓座松と稱せしならん。荏原郡世田ヶ谷へ出てはよほど遠し。

一、牛門より太子堂へ二里にして近し。太子堂より一里半、都て三里半もあるべし。宿河原村の邊は、都て御代官中村八太夫が支配なり。

一、宇那根村は柿樹多し。北見の伊右衛門が家に到りて、蛇の守を受く。

一、地理をわきまへたる者、河原村の大吉といふものありと聞て、その家に不在なれば空しく去りぬ。

○近きみちを傳へたるは漁童にぞ有ける。三軒屋南方新町といふ所にて、十二三才の童、竹の棒を肩にしてゆくあり。これに余は、いづこへゆくにやと問ふに、白金臺まで鮎を送りて、はや歸路也と答ふ。扨鮎はいかにしてとるぞと問へば、蚊針にて釣得、籠に三十尾を收め、六つかさねて棒にくゝり付、二

予の近村より目黒の白金臺まで、二里半餘りの路程を、日々通ふといふ。とろには朝と夕也。風あるときは晝も釣るべしとぞ。家貧なればとてつとめたるもの也。予と一所にあゆみ給はゞ、近き路を傳へ申べしとて、先に立て行。ふたごを渡りて、堤をゆきて一村に出たり。農家を放たる漁人の家也。是こそ予が家也。こゝよりこの幅のひろき路をさへゆけば、違ふことなしと云捨て、漁夫は家に入にけり。をしへのごとくゆきしに、少しもたがはず松に到りぬ。三つ子に聞て淺瀨をわたるたぐひならずや。

牛門の西蛾居士識

天保三年辰四月盡

是書借桐池翁藏本。原本畢有地圖焉。以是卷僅紙無之。故臨寫則未雜記中。時壬辰夏六月上浣。

著作堂主人追錄

○文政十三年横議并狂詩二編

申渡之覺、

御書物奉行天文方兼帶　高橋作左衞門

地誌蘭書和解等の御用相勤罷在候に付、御用立候書籍取出差上候はゞ、御為筋にも可相成と、兼て心掛の由に申立候得共、去る戌年、江戸參府の阿蘭陀人、外科シーボルト儀、右西洋人著述の書籍、阿蘭陀屬國の新圖所持いたし候趣、通詞吉雄忠次郎より承り及、右書籍、手に入、和解致差上度一圖に存込、懇望致し候得ども、容易に不手放候間、忠次郎を以て度々旅宿に罷越、懇意を結び候上、右書籍交易の儀申談候處、シーボルト儀、日本并蝦夷地の官合圖有之候はゞ、取替可申旨申聞、右地圖、異國へ相渡候儀は、御制禁に可有之との儀とは存候得共、右に拘り右書取失ひ候も殘念に存、下河邊林右衞門に申付、先年御用にて仕立置候測量の日本并蝦夷地圖、地名等寫取圖いたし、新規に仕立させ度々差遣り、右書籍買請、并東韃紀行、北夷紀行、九州小倉下の關邊の測量切繪圖等并遣し、其後、シーボルトより日本圖、蝦夷并カラフト、クナシリよりエトロフ、ウルップ邊迄引續候繪圖、仕立與候樣申越候に付、指贈候心得

にて、是又林右衛門に申付、仕立出來致し候得ども、望の書類、手に入候上は、最早差遣候に不レ及儀と追て心付、右繪圖は不ニ差贈一候處、右の次第、及ニ露顯一御詮議の上、シーボルト歸國不レ致內、地圖其他共取上候得共、右體不ニ容易一品、阿蘭陀へ相渡、重き御國禁を冒候段不埒の至、剩平日役所御入用筋の儀、假令私慾は無レ之共、勝手向入用に打込遣拂、紛敷取計、其上、身持不愼の儀も有レ之、旁以、御旗本の身分に有レ之間敷儀、重々不屆の至に付、存命に候得は死罪被ニ仰付一者也。

三月

申渡之覺。

高橋小太郎

其方儀父作左衛門、去る戌年、江戸參府の阿蘭陀人、異國の珍書、繪圖等所持いたし候趣及レ承、右書類、手に入、和解いたし差上候はゞ、御用に可レ立所と存込、懇望の餘り、彼之者望に從ひ、御制禁の儀と乍ニ心付一、日本幷蝦夷地測量の圖、其他品々相贈、右書類、貰請候段、重き御國禁を冒し、不埒の至、剩役所御入用筋の儀、假令私慾無レ之共、勝手向入用と打込遣拂候段、紛敷取計、殊に身持不愼の儀ども有レ之、其方儀は何事も不レ存旨申立候得共、作左衛門右體不屆之始末にも不ニ心付一、殊に身持等の儀は、父の儀に候共、心付異見をも可レ申處無ニ其儀一、畢竟等閑の心得方、不埒の至に付、作左衛門存命に候得ば、死罪被ニ仰付一ものに付、其方儀、遠島被ニ仰付一もの也。

三月

高橋作左衛門二男　高橋作次郎

父作左衛門不屆の所行有レ之に付、存命に候得ば、死罪被ニ仰付一ものに付、其方儀、遠島被ニ申付一者也。

三月

私曰、高橋作左衛門、文政十一年子十月十日に被ニ召出一、御詮議の上、あがり屋へ被レ遣候處、御詮議中、

去丑年病死いたし候間、死骸は鹽詰にいたしおかれ、當寅三月右一件落着。文政十三庚寅年三月也。長崎通詞吉雄忠次郎、何がし爲八外一人、〔何某同名忘却。〕右三人は、一人づゝ大名へ御預け、遠島同様の心得にて、嚴敷押籠置候様被ニ仰付一候由。

奥御醫師土生玄碩は、右におなじ筋の御咎ながら、高橋一件にはあらず。是は以前に落着改易になりし由也。吉雄忠次郎以下の被ニ仰言一の爲しおく見レ之。傳聞のまゝ識レ之。阿蘭陀人シーボルト儀は、高橋作左衞門并に土生玄碩より、交易の禁國并御時服等御取上げ、御詮議中於ニ長崎一入牢、其後赦免歸國。

一、巳丑の春新板、十返舍一九作の草雙紙、神風和國の功し、二冊物、蒙古入寇の事を作るといへども、高橋作左衞門を諷して、蘭學者たる其者の畫に、僅かたばみを上畫の飾にしたれば、いかゞ噂由にて、同年の春二月中、草紙類改、名主より相達しして、絶板せられ畢。此板元は通本町横町戸屋喜三郎也。但し板元作者等御咎なし。

一、今般一件無題　　　陳　漏　仙

萬焦聚獄鳴牙齕、家探尋出臘密文、出楼設置擬季宮、
女婿爵退階級與、妻妾同伴對宣閣、時貼蠻耶本國賦、
誘引煉々不知數、統中軍屬與彎枝、此事顯是非其矣、
大金齎取酒口醸、全處剤修人犢鼻、貞女為顯奇策蕭、
吉利志丹邪天運、爵々擬々意遺味、可有吉門戰熱度、
茫然次第成暗雲、紀行爲閣古邊物、萬里歸乾驛功勳、
飛脚帯状次第走、編同風説爾年間、元是淺心變忽至、
不思罪科設屋筋、縱使官人顧骨肉、安刻累罪各應分、

右戲子多日、或人に借抄す。萬焦は高作の洒號。陳漏仙は本町長崎屋の安號也といふ。按ずるに、右

の長篇腕句あり。別に寫し置たるを失ひたれば、異日尋出たらんとき補ふべし。

爲	利	高	目	合	寄	叱	被	師	木	松	詩
闇	打	尺	亡	咄	本	逃	出	四	人	狩	水
口	惡	三	成	狽	所	判	評	捕	生	牧	好
別	當	六	尺	煙	煙	川	町	大	力	存	斗
玄	殺	松	高	苦	裏	小	蹄	馬	土	祭	仰
闕	小	結	日	口	聲（終）	通（初）	羽	織	償	當	年
峰	雲	慢	日	雑	之	人	薄	薩	主	此	寺
婆	箱	倉	穩	御	咄	小	紋	布	必	節	責
婆	雨	千	上	世	著	藤	布	太	倚	和	亦
古	狸	喰	雨	止	蓬	組	笠	貂	皮	再	來

右流行野馬臺詩。

小川町評判、土浦侯、馬に蹴られし事也。雲峰婆婆古狸に喰る。右記事一篇有錄下。

右庚寅秋八月、ある人に借抄す。

右讀則。

通人小紋薄羽織、　　薩布太布藤組笠、　　貂皮再來亦責寺、

此節和尚必至愼、　當年御祭存外好、　牧狩水滸樓本歸、
四人生捕大力士、　馬蹄小川町評判、　邊川被吃寄合嚊、
本所與燒々裏苦、　高松六尺成三尺、　亡日高利爲閉打、
熊口別當殺玄關、　小結櫻倉千兩箱、　雲峰婆々古提燈、
雨止殘暑世上穩、　日日日暮御晴之壁、

○麻布大番町奇談

文政十一年三月中比、某甲の家に久しく仕し老女有。名をそちといへり。年七十餘りに成ぬれば、名をよぶ人もなく、只婆々とぞいひける。婆々が親族皆たえて、引取養ふ者なく、掛るべき便なければ、子孫を主人の家に過せよとて憐みおきけり。かゝりし程に、この年の二月中頃より、何の病もなきに、俄に氣絶して、暫く息かよはざりしに、一時計ありて、やゝ人心地付にき。さばれ身體自由ならずして、只口にきして食飼すゝみて、常に十倍し、且其間に餅菓子を求めければ、望がまに〳〵與へけり。かゝれば、みたびの食の外、しばしも物たうべぬいとまなかりき。丸に近き者のかく健啖なるを、あやしとおもはざる者なし。扨手足こそ自由ならね。夜毎にいとおもしろげに歌うたひ、或は女來れりとて、高らかに獨ごとなどす。或は又、はやしたてゝ、拍子とるおとなども聞えし事有。或はいたく酒にゑひたる如くにて熟睡し、日の登るまでさめざることも有けり。主人いぶかりて、松本良輔てふくすしに、脈うかゞはせしに、脈は絶てなし。ぬしくあるが如くなれ共、脈にあらず。奇なる病ひなるかな。藥力つかず。全く老耄の致所、心氣を失ひて魂精消せず。只補ふの外なしとて、時々來診してけり。かくて月日をふるまゝに、婆々が中身自然と減じて、後には骨出て穴をなし、その穴の内より、毛の生たるやうの者見ゆるとて、看病せし物、おどろきのゝしりけり。兎角する程に、春(己丑)文政十二年。に成ければ、息氣あるにより腰湯をあみせ、衣物など日々に取替て、いたはらせけるに、婆々よろこびて、しばらく謝すること限りなし。良何な

ど養ひの爲に、主人沙汰して小女を付置つ。とかうする程に又、冬になりければ、きるもの皆、脱かへさせたるに、脱したるきる物に、狸にや毛物の毛、多くつきてあり。又その臭氣高く、鼻をうがつ計成に、人々、いよ／＼あやしみけり。是よりして後、をり／＼狸の、婆々が枕邊を徘徊し、或は婆々が衾の間より、尾抔出すことありとて、彼小女、いたくおそれて、寄も得つかざりしを、主人のねんごろに諭しなどするに、後には馴ておそれずなりぬ。されば夜毎に婆々が唄ふ歌などを聞覺て、こよひは又、何をうたひやするとて、待がほなるもいとおかしかりき。後々に至りては、婆々のふしどに、狸多くつどひたるにや。つづみ笛太鼓三味せんにて、はやすが如き音聞え、婆々は聲高やかに歌うたひけり。又一夜、はやしに合して、をどる足音の聞えし事もありけり。又ある朝、婆々が枕邊に、柿を多くつみおきしこと有よしを、婆々に問へば、こは昨夜の客が、わが身をよくいたはらせ給はするよろこびにとて、まゐらせし也といふ。さばれ皆いぶかりて、くらふものもなし。こゝろみにさきて見るに、澁の柿なり。看病せる小女に皆とらしつ。又一日、切もちひを、多く枕邊におかれしことあり。是も狸のおくりものなるべし。主の淺からずあはれめるを、友狸の感じて、かゝる事をしつるにや。禽獸も亦、感ずるよしありて、仁に報る心にやと人みないひけり。又一夕、火の玉手まりのごとく、婆々の枕邊を飛めぐりたり。彼小女、おそる／＼これを見しに、赤きまりの光り有物にて、手にもとられず、忽消うせてなかりしといふ。つぎの日、婆々に是を問しに、此夜は女客ありて、まりをつきたりと答ふ。又一夜、火の玉精悍せしことあり。これを婆々に問へば、羽子をつきたるなりと答ふ。又一日、婆々歌をよみしとて、紙筆を乞ひつゝ書つくるを見るに、

　朝顏の朝は色よく咲ぬれど夕は濕るものとこそしれ

婆々は無筆にて、歌などよむべき者にあらず。こも又、狸のわざなるべし。又一日、婆々が畫をかきて、彼小女にあたへしを見るに、蝙蝠に旭をゑがきて賛あり。その賛に、

　日にも身をひそめつゝしむかはほりのよをつゝがなくとびかよふなり

と有。婆々、斃を害者にあらず。是も亦、古狸のわざなり。かくてます〳〵ものおほくたうべること、三たび毎に八九椀、その間には吉野團子五六本、ほどもなく金鍔燒餅二三十など、かくのごとく日々健啖なれども、病ひは聊もおきる氣色なし。かくて一夕、婆々がふしどに、光明赫奕として紫雲起り、三尊の彌陀あらはれて、婆々の手を引くがごとく、將てゆき給ふと見えければ、例の小女おどろきおそれ、あはてまどひ走り來りて、あるじ夫婦にしか〳〵と告しかば、あるじ宮峯、その妻と共に走りて、其ふし戸にゆき見れば、婆々はうまいして、目にさえぎる者なし。さる程に、このとし〔割註〕文政十二、十一月二日の朝、宮峯の室、良人に語るやう、昨夜よりたる狸の、婆々のふし戸より出て、庭中をめぐり、戸隙の透より出でゆきにきといふ。婆々は其儘いき絶けり。思ふに始め婆々が頓死せし時、其なきがらに老狸のつきてありしなり。〔割註〕宮は宮峯のしるせしなりと、ある人いひける、さもあらんか。」

〔原本この下に、彼小女の夢に古狸の見えて、金銀を與へし事いふことあれど、こはうけられぬ事なれば、こゝには省きたり。とゝにしるすほどとくにはあらねど、此頃の怪ありし事は、それ言ならずとある人いひけり。原文のくだ〳〵しきを要略の所、筆に任して文を易たる所あり。されば其の事は一つもちらさで、元のまゝにものせしなり。奇を好む者の為には、是も話柄の一つなるべし。〕

庚寅秋九月燈下偕校了。

〇山崎番士發狂刃傷事件狂詩

間瀬市右衛門亂心斬死聞書。

物頭亂心　西丸大手御門番　秋元但馬守家來　間瀬市右衛門

同　即死　岩田源七郎

鐘番即死　戸部孔左衛門

徒目付即死　宇田川萬造
手負　給人　長谷川文十郎
同　同　大瀬源五右衛門
外給人二人
同　下座見足輕　本間源次郎
手負　中川嘉助
番頭無疵　大沼角右衛門

文政十三年庚寅秋八月十三日夜丑中刻、右間瀬市右衛門亂心、同夜番田源七郎并に番頭大沼角右衛門等に遺恨有候哉、夜中窃に起出、支度をいたし、〔割註〕上着に黒き小袖を着し、襷をかけ鉢巻を着し、股立をかけ、馬上挑灯をもちしといふ〕御番所勝手の方、間毎の燈火を打けし、睡り臥たる番士の蚊屋の釣緒を切落し、初太刀に番田源七郎を切殺し、又宇田川萬造を切殺せり。鍵番戸部彦左衛門は逃て、番頭大沼角右衛門の部屋にゆきしに、帯もせず無刀なりしを、角右衛門叱りたりければ、脇差を取らんとて、元の處へ立戻りしを、市右衛門、一刀に切殺せしとぞ。番士蚊屋の釣緒を切落され、且開ければ負損して、手を負せられし者四人に及べり。此時、下座見足輕源次郎走り來て、何事ぞとて挑灯をさし出す處を、手の指を切おとされしといふ。依之、いたく騒動して、市右衛門を捕へんとする者なく、只御門の前後を守て、走出させじとせしのみ也。其時、番頭角右衛門、呉服橋屋敷へ人を走らして、非番なりける小林猪野五郎を招きければ、猪野五郎來れり。時に天明に及びて、市右衛門は蚊帳の内なる、水溜桶を盾にして、刄を青眼に構へて有しを、猪野五郎、もぢりをもつてねらひより、市右衛門の胸へ突かけしを切拂んとして、猪野五郎も右の手を些し傷らる。然共、直に踏込て組留し時、足輕小頭某、六尺棒をもて、市右衛門の足を拂ひ倒し、大勢打かさなりて、縄をかけしといふ。〔割註〕この時、猪野五郎も、足を拂て

共に倒れし故、是をも捕めしとぞ。此間に天は明はなれしかば、暫く御門下の往來留りしとぞ。〔頭註〕兩肚の内、手負の逃出たるもの、血を引たりしと云ふ。市、其に着くもあらねば、則御目付へ屆らる。依て、檢使來て、諸士の口書をとらる。〔割註〕十四日夜五時に、檢使の催やゝをはりしと云ふ。十四日、相番と交代の定日なれども、この故に交代ならず。是より先は數日、秋元勤むる。市右衞門は町奉行所へ引渡され、當番の諸士みな、町奉行所へ呼寄せられて、尋ねの旨あり。〔頭註〕飛手の者は親類にて奉行所へまゐれり。市右衞門は揚り屋へ遣さる。秋元殿は遠慮を伺れしに、先づ其儀に不及旨に付、元のごとく勤められしと云。此後の事未だ聞えず。將追々錄すべし。

當時榊原殿は、御本丸大手の御門番にて、當番なりしに、八月十三日夜の子時計に、西丸の方に當りて、物のさわぎ聞せしを、いまだ歸らざりける番士等あやしみて、彼は何なるべきと、耳を側立つゝ聞しに、夜鳥の塒をはなれて鳴なりけり。常にはあらず、鳥の何におどろきて、木をはなれてさわぐやなどいひつゝ、皆ねぶりしに、天明に及びて、件の騷動の聞えしかば、夜中の鳥はこれが表非になりけんと、思ひ合せしとぞ。〔割註〕八月十七日に、或藩中の士の來訪して、話次の話なり。按ずるに、是は彼切害せらるべき人々の魂の、先だちて出たるを、鳥の見て驚きさわぎたるなるべし。必死人の生前に、其魂のぬけ出る事あり。疑らくはこの故なるべし。

此頃、或人の見せたりし狂詩あり。何人の作なるを知らず。

西域山形番士中。　亂心遺恨詳難糺。　擂ㇾ情即死三同輩。　可ㇾ恥無疵一老翁。
白刄閃時燈影闇。　金屛倒處血眼紅。　主人昇朝妻驚魂。　迷惑青留手負刺。

右檢使書面幷に手負人口書寫。

文政十三寅年八月十四日、西丸大手御門當番秋元但馬守家來亂心一件。

西丸大手御門當番秋元但馬守家來齋田源七郎外二人死體、大瀨織右衞門外三人へ手疵爲ㇾ負候。間瀬

市右衛門見分書。

覺

秋元但馬守家來御番所勝手にて、間瀨市右衛門に被二切殺一候、物頭齋田源七郎死骸見分仕候處、年三十一歳に罷成候由、頬より鼻の下へ掛五寸程、深さ二寸程切下け、頭中切疵三ヶ所有レ之、耳切落し、右之肩より二の腕へかけ、長二尺五寸程、左の足股の下五寸程、右之股に二寸程、左足向脛より足の甲へ掛け、少々宛疵三ヶ所、都合疵所十一ヶ所、淺黄小倉帶仕、懷中物無二御座一候。

一、同人家來鑓番戸部彦左衛門、死骸見分仕候處、年四十一歳に罷成候由、左のちゝの上より脊迄突拔疵一ヶ所、口三四寸程有レ之候。衣類白がすり單物着、淺黄琥珀帶仕、懷中物無二御座一候。

一、同人家來徒目付宇田川萬造、死骸見分仕候處、年五拾八歳に相成候由、左の横腹一尺程深疵、左の肩に八寸程、深さ二寸程、左の肩に四ヶ處切疵有レ之、木綿紺竪島袷着、同芠島單物着、花色太織帶仕、懷中物無二御座一候。

一、同人家來長谷川又十郎見分仕候處、年二十一歳に相成候由、腰に六寸程切疵一ヶ所、衣類木綿藍返し小紋單物着、淺黄琥珀帶仕、懷中物無二御座一候。樣子相尋、別紙口上書取レ之、差上申候。

一、同人家來大瀨源五右衛門見分仕候處、年二十九歳に相成候由、首骨より襟へ掛八寸程、深さ一寸程、脊より肩へ掛五寸程、深さ一寸程、肩より脊へ掛四寸程、深さ□□程、脊より尻へ掛そぎ疵長六寸程、右の小指に切疵少々、衣類木綿中形單物着、藍島糸織帶仕、懷中物無二御座一候、樣子相尋、別紙に口上書取レ之、差上申候。

一、同人家來下座見足輕木間源次郎見分仕候處、歳三十一歳に相成候由、右の耳の下より襟へ掛六寸程、深さ一寸程、左之二の腕六寸程、脊より腰へ掛六寸程、深さ三寸程、右の手指四本切落し、大指計殘居、左の指少々、都合七ヶ所有レ之候。衣類藍竪島單物着、黑なゝこ帶仕、懷中物無二御座一候。樣子

相寄、囲紙口上書取之、差上申候。

一、同人家來中川藤助見分仕候處、年三十八歳に相成候由、右の脇ゟ一尺程、深さ六寸、腰の脇八寸程疵、都合三ヶ所有之候、衣類大縞古袷、懷中紙入御座候、様子相尋、囲紙差出し申候。

一、右豊田彌七郎、戸部儀左衛門、宇田川萬蔵、大瀬藤右衛門、長谷川文十郎、本間源次郎、喜助、七人にて執り擧致候處、宇田川藤市右衛門見分仕候處、年二十五歳に相成候由、頭中打疵少々有之、所有之、衣類大縞小袖、大縞古小紋羽織、花色羅紗脚絆、懷中紙入有之候、及袋入の刀長さ二尺五寸程、無銘血付見ゝ申候有之、抜身にて、金鍔なし、其外の色鞘、目貫赤銅光長、鍔鋳丸にて三寸程の處、切羽金鍍金、鞘に柄巻金鍍金、脇差身一尺七寸程、銘金貫と有之、鞘角象牙、鍔赤銅なとに赤金、目貫赤銅色、系鍔、鋳鐵丸、切羽銀金鍍金、鍔鞘巳、目貫金、下げ緒黒、小柄添之、様子相尋候處、乱心相見候、相守り候、亂心の儀に付、口上書取不申候。

一、川合辰相弟人輪家作の儀、山中銕吉、大津小三郎、矢田藤七郎へも相尋、囲紙口上書取之差上申候。

一、手懸囲本道御改支候、北村安藝守江江戸相尋候處、今晩上水時頃、御番所に手負人有之候處申來候に付、早速罷出様子見候處、豊田彌七郎、戸部儀左衛門、宇田川萬蔵、若に入段、手に御改吟味、要用之立合候内、不相調相果申候、大瀬藤右衛門、長谷川文十郎、本間源次郎、井に喜助儀、疵口疵、脊髓打、並に三ヶ所、要用手當仕候得は、少々快方に趣候得共、疵口の儀は難治仕候申候、右四人疵口容易見分仕候ては、養治に障りを存、疵口其中相断候間、見分不仕候。

一、右喜助大瀬藤右衛門へ様子承り候處、今晩七ッ半時頃、御番所脇手の方物騒敷御座候に付、早速罷出候處、物頭田潮市右衛門亂心の様子にて、抜刀豊田彌七郎、給人戸部儀左衛門、徒目付宇田川萬蔵儀

は深手にて、薬用手當仕候得共、今十四日八時頃相果申候。給人長谷川又十郎、大瀬源五右衛門、下座見足輕木間瀬次郎、中間嘉助に爲レ負ニ手疵ニ候に付、請合の者、組の者共一同罷出捕押、念入番人付置、疵人儀は手醫師呼寄せ、薬用手當仕置、早速但馬守屋敷へ申遣し、勤番人數の儀は、御定の通相揃置申候旨申聞候。

右の外、相替儀無ニ御座ニ候。以上。

寅八月十四日　　御徒目付　黒川伴左衛門

笠原新左衛門

右齋田源七郎、戸部彦左衛門、宇田川萬造死骸、手負長谷川又十郎、大瀬源五右衛門、木間瀬次郎、嘉助、相手間瀬市右衛門、并に及ニ双傷ニ候大小共、追て御差圖有レ之候迄、但馬守屋敷へ、念入番人附置可レ申旨、但馬守家來本田惣右衛門へ申渡候。

一同口上書。

口上覺

今曉七ツ半時頃、私儀不レ寢仕罷在候處、物騷敷御座候間、早速罷出候處、物頭間瀬市右衛門手捕の事申聞候迚、怪我仕候者共有レ之候間、組の者へ差圖仕、爲ニ捕押ニ置、一間に押込置、番人念入付置申候。右手疵の者共七人へ、手醫師呼寄療治差加へ候得共、齋田源七郎、戸部彦左衛門、宇田川萬造儀は深手にて相果、長谷川又十郎、大瀬源五右衛門、下座見足輕木間瀬四郎、中間嘉助儀は、淺疵にて御座候得共、變症の儀は難レ計候旨、今醫師瀬崎玄徹、外科安藤玄忠申聞候。最寄番人數は但馬守屋敷へ申遣し、御定の通人數相揃申置申候。

寅八月十四日

秋元但馬守家來　番頭　大沼角右衛門

口上覺

今曉七半時頃、西丸大手御門秋元但馬守當番中にて、御番所に不ㇾ罷在候處、物頭出淵市右衞門不論の事申聞候間、一同罷出取押申候處、森田源七郎、戸部彌左衞門、宇田川萬造儀は深手、長谷川又十郎、大淵源五右衞門、下宮見本間源次郎、中間惣助儀は、淺手に御座候へ共、手疵受申候。常々實體成者にて、一同心易仕候者に御座候處、如何之譯にて右之始末に及候哉、全亂心仕候族と奉ㇾ存候。亂人は銘々手醫師を近外科呼寄、療治相加へ申候。當人儀も番頭指圖にて、一間に押込置、念入番人付置申候。此外に申上候儀無ㇾ御座ㇾ候。以上。

寅八月十四日

秋元但馬守家來　面番給人　若山彌太郎
田中爲吉
大津小三郎
檜家作兵衞

補押候者

口上覺

今曉七半時頃、私共當番にて、西丸大手御番所に不ㇾ罷在候處、物頭出淵市右衞門亂心の樣子にて、及ニ騷動ニ候に付、檜家作兵衞、大津小三郎、田中爲吉、若山彌太郎、并組の者一同罷出、補押可ㇾ申と存罷出候處、私共兩人數ヶ所手疵負候へ共、漸補押申候。最中目意證立候等覺無ㇾ御座ㇾ候。心障の儀も無ㇾ之、如何の儀にて右之始末ニ候哉、曾て不ㇾ奉ㇾ存候。此外、可ㇾ申上ㇾ儀無ㇾ御座ㇾ候。

寅八月十四日

秋元但馬守家來　面番給人　長谷川又十郎
大淵源五右衞門

口上覺

今曉七半時頃、西丸大手御門秋元但馬守當番中にて、物騷敷御座候間、早速捕押可ㇾ申と存罷在候處、何人共相分不ㇾ申、手疵請、深手にて前後も相辨不ㇾ申候。最早日遣極遺恨等請候覺無ニ御座ニ候。此外可ニ申上ニ候儀無ニ御座ニ候。

寅八月十四日

下座見足輕　本間藤次郎

中間　嘉助

口上書、同斷に付略ㇾ之。

本道外科

本道　菊崎玄藏

外科　安藤文忠

口上書略ㇾ之。

秋元但馬守家來

物頭　間瀨市右衛門

當人

即死

物頭　齋田源七郎

同　鎗番　戸部彥左衛門

徒目付　宇田川萬造

大瀨源左衛門

手負

給人　坂本鐵五郎

長谷川又十郎

安藤金之助

鎗番　小林亥五郎

手負市右衛門を捕押候者是也。

手負　　下座見足輕　（本田嘉次郎
　　　　下番　　　　（嘉助

私に云、公儀御門勤番所にて、かゝる騒動は前代未聞也。當年、何がしの守御門番の時、番士に亂心者ありて、同輩三四人に手疵負せし事ありしが、いづれも薄手なりしかば、ふかく秘して屋敷へ遣し、内分にて事濟しといふ。此度の騒動に比すべくもあらずなりしとなん、其後の事、いまだ聞えず。深手の者は存亡覺束なしとぞ。

○夜分磨古墓石一件

文政十三年庚寅秋九月下旬より、江戸なる寺院の古き石塔を、一夜のうちに磨くものあり。何の所爲といふ事をしらず。此事、初秋の頃、甲斐の國にて處々にありしを、やうやく江戸に移り來つといへり。とかくする程に十月に至りて、此事、いよ／＼甚しと風聞せり。その中に、四谷天龍寺に、戸田因幡守家臣何某の墓有。是もみがゝれし由、寺より墓主某へ報來れり。只石塔の正面を磨くのみ。中には戒名へすみをさし、朱をさして建せしもあり。戸田家が墓石は、只磨きたるのみなれど、文字の内をでよくさらひたりといふ。〔頭註〕同家中瀧見晏門話也。墓目はわかき女婿なり。又我隣舊の組父の墓は、伊皿子臺の寺に有。是磨かれたりといふ。此頃陰陽師の出されしとこ、非常しを見たる一友人より傳聞に、おき斬惑物に石塔磨といふ虫有。かたち泥蟹に類して赤み有。是爲べしといはれし由なれど、虫なとのわざとは思はれず。又小日向邊なる某の寺の本堂の前の日向に、近所の子守女兩三人、主の小兒を脊負ひてあそばせ居たるに、不計墓所の方を見れば、異の法師、石塔を磨居たり。一人の子守、是を見て、坊さま、何をし給ふぞと問ひしに、件の法師、物をもいはず。きとにらみたる面つきの、いとおそろしかりければ、子守等、皆ワッとさけびて、各主の家に逃かへり、只今かゝる事の侍りしとて語るに、たゞ白齒たる子女共の、おはぐろをつけたるごとく、いづれも齒のくろくなりたりといふ。後に思ふに、是等の怪談は、皆そらごと

也。石塔をみがゝれしことは相違なし。其磨さま、石工のなせしとは異にして、スペラカ也とぞ。みがきたる墓のほとりに、朱のこぼれてありしも有。逆朱をさす時に、こぼせしなるべし。是等傳聞ながら正說也。此地、處々の寺々にて、磨れたる石塔枚擧に遑あらず。一夜の中に十も十五も磨くことあり。然れ其皆とび／＼にて、並よくみがくことはなし。寺院よりは施主へ告げ、寺社奉行へ訴へ、町方にては其施主たる者、町奉行所へ訴る者、日々に絕えずとぞ。依レ之佐竹侯は、其菩提所橋場なる總泉寺の墓所へ、假番屋を建て、晝夜番人を付置といふ。かゝる諸侯なほ有べし。いぬる日、今戶なる何某、稻荷の社の屋根なる眞鍮の狐二つの内、一つの狐も磨れたりと聞ぬ。又いぬる夜、淺草なる西福寺の門をたゝく者有。門番人誰ぞと問へば、云々の處より來れり。本堂へとほるといふにより、門をひらきて入れたるに、其人三人也。本堂の方へはゆかで、墓所のかたへゆくにより、門番人、あとより追かけ出て、本堂はそなたにあらず、こなたこそと呼留るとき、襟元ぞつとせしに驚きて、見かへらんとせしに、頭髮を切おとされけり。是にぞいよ／＼驚き惘れて、あと叫て倒れしかば、門番の妻、この聲を聞て走り出つゝ、良人をいたはり、寺よりも法師等出て、彼三人を尋ねしに、ゆくへもしらずなりしとぞ。かゝれば狐の所爲なるべしといふ者有。かゝる事には虛談も多かれば、一向には信じがたけれど、墓石を磨れし事は、人々目擊する所也。此節に至りて彼墓を磨れたる者は、子孫斷絕するなどゝ風聞す。是にて思ひ合すれば、狐を使ふ者の所行にて、墓を磨せ、その怪を攘ふ守札なんどを賣らん爲かも知るべからず。明和中、髮きりの流行せしも、ゑせ山伏のわざにて、狐に人々の髮をきらせ、狐よけの守札を出せしより、其事あらはれて、彼惡山伏は捕れて罪せられにき。かゝる事もあれば、こたびの墓みがきも、狐を使ふ者のわざにはあらずやと己もおもへり。もし然らんには、遠からずしてその事あらはるべし。

庚寅冬十月八日記

○石塔みがき後記

此石塔をみがきしは、癩人の所爲也といへり。その故を尋るに、本所立川邊にひとりの道心者あり。此者、壯年の頃までは豪富なりしに、故ありて發心し、剃髮して道心者となれり。常に頭陀の行ひを旨として、浮圖などあるを見れば、溝に引あげて掃りし事も、幾度にか及べり。又立川邊にひとりの癩病人あり。年來療治に手をつくせしかども驗なし。あるとき、右の道心者、癩病人に敎ていふやう。古き石塔を人にしらさぬやうに、ゝ、手みがくときは、その功德によりて、業症平癒うたがひなし。しかれども人にしられてはしるしなしといひけり。依之、右の癩病人、はじめは甲州街道に至りて、田舍寺の石塔を磨きしが、田舍のみにてははかどらぬ故、又府に江戸中の墓をみがきしとぞ。この事十一月中旬、露顯に及び、右の癩人寺社奉行所へ召捕れ、その口狀によりて、敎たる道心者も捕へられて、今牢中にありと聞えたり。惡心の爲にせし事にもあらねど、御府內をさわがせし罪あり。獄斷いかに定らるゝや。死刑に及ぶまじきかと、此頃の巷說也。この事實說なるべし。十一月下旬より、石塔磨の噂、フツとやみけり。

庚寅十二月上旬追識。

再按ずるに、右後記にしるしたる癩人に、石塔磨の事を諭し道心者は、松島生の梓子顚囘記に見えたる、柳原河岸の癩人にて、後に寂寛念佛者となりて、中の鄉なる稱讚寺に寓居したる顚囘なるべし。所云顚囘記は、文政十三年庚寅仲冬の作、後て聞まゝの記にあり。合せ見るべし。〔割註〕天保三年の秋追記、著作堂。」

兎園小説拾遺　巻

保敬隨筆

保敬隨筆

小泉保敬 著

○宮川日記云、十一日〔割註〕延享三丙寅歳十一月。」度會神主ノ伴ヒニテ、両宮ニマイル。神主ハ狩衣、予ハ袴上下、矢野氏ノ指南ニヨリ、別宮、攝社、末社遥拜ノ方角地理コト〴〵クキヽテ、開蒙ノ悦、何レカ是ニ如ンヤ。往昔内宮ノ神前ヲミクチマツルニ、白布ノ幌ヲカケテ、天照皇大神宮ト墨ブトニ書タリシ式、儀式等ニ宮中ノ事、釘カスガヒノ寸法マデノセラレタリ。カヽルトバリノコトハミヘズ。是ハ近年ノ事ニテ、官幣使ノ時ハハヅストナム。何カトマギルヽ、社ニコソ。カケマクモカタジケナキ皇祖、日月ノ御徳ニマシマス神宮ヲ、誰カ止失センヤ。外宮ト度ヽ諍論有テ、永仁四年ヨリ事起リ、外宮ハ皇大神宮ト書クヨシナシト停ラレン事ヲ奏シケルニ、外宮ヨリ豊受皇大神ト延喜ノ祝詞式ニモノリ、ソノウヘ、延久、承暦、承保、寛治ヨリ正治マデ、内宮ヲ奉納ノ宣命等ヲヒキテ、皇ノ字ノアルカタ、マギルヽ、コトナキ子細ヲ申上テ、外宮申ノマヽニ、今ニ例幣ハ奉ル諸式、豊受皇大神宮ト云フ。遥クハ皇字沙汰文ニミエタリ。ソノトキ外宮ノ禰宜、朝野群載ヲミザルニヤ。件ノ書第十二ニ、皇字ノ論文アリ。

○正員ニ任ズルヲ重代家ト云。外宮ニテハ檜木、稲垣、宮後、川崎、久志本、佐久目。内宮ニテハ薗田、中川、佐八、藤波、世木、澤田、此家々、先權禰宜ニ任ジ、次第ニ正ニ轉ズ。正員ハ内昇殿也。權ハ大床マデ參ズ。度會二百人バカリ、荒木田百人バカリ、地下ノ權禰宜ト稱スルアリ、世ニコレヲワケテ權任ト云。俗ニ誤テ五位人ト稱ス。是ハ正ニ轉ゼズ、大床ニ參セズ、延佳神主ナドモ、コノ列ニアリシ也。又コノ度會、荒木田ノ外ハ、源平藤橘ソノ外何氏ニテモ、宮中ニテハ秦氏ト稱ス。

○惣テ正員、禰宜ノツトメ方ヲキクニ、天下ノ諸社神主ノ及ブ處ニアラズ。至テ己ヲツヽシミ神宮ヲ崇

散シ、スヘニタキタニツケテモ農作ノ事也。故ニ民財ヲカヘリミルイトマナク、長官ニイタルマデハ至テ賤キ方也。世人通ジテ宇治山田ノ師職ヲ、禰宜ノヤウニコヽロユルハ違ノ甚ナルコトカナ。師職ニハ大家豪富モ有。全ク禰宜ト一列ナラズ、禰宜ヨリ賤ク撰リテ師職トナルハ各別ノ義ナリ。他ハ宮中ヘスヽム事アタハズ。

○草薙御由緒ニ、両宮御神楽、正員ノ外ハ上檀ヘノボラズ。大床ニハ權禰宜候ス。神主、宮司、大床ヘモ昇ガタシ。コレ權禰宜ヲカケザル故也。階ノ両方ニ立テ奉行ス。齋木御鎭宮ノ奉行トシテ、大宮司入来ラレ、公儀ノ奉行、何ゾ昇ラザランヤトテ大床ニノボラレシヲ、權任ナラネバ係ナキヨシ、様々申セドモ得心ナク、大床ニノボリ一度ハ對揖アリシニ、二度目ニ階ヨリ落テケガアリシ。改易トナリ、江戸ヘ飼着ノ後死去ト云。平相國ノ遺刀、山田見右衛門方ニアリ、破タレドモ、カタチヲ存スル由、丸岡氏話也ニ見エ、

○太上天皇オム位ノハジメ、惜酒無常木見ヒ紀トイフコトヲ、ロヲウタニヨミテ奉レト仰事アリケレバ、

明ラケキ月ノマヘナル黒雲ヲハラフ程ナル秋風ゾ吹　唐橋右大辨

法花法師功德品云、若説俗間經書治世語言、資生業等、皆順正法、讃ニ諷モ誦モ法ノ聲ト云ゾ同意ナリ。

○東寺私用集　龍頭太事

流記云、古老傳云、龍頭太ハ和銅年中ヨリ以来、既ニ百年ニ及ビテ當山麓ニイホリヲ結テ、晝ハ田ヲタガヤシ、夜ハ薪ヲコルヲ業トス。其面、龍ノ如、顔ノ上ニ光アリテ夜ヲ照スコト、晝ニ似タリ。人コレヲ龍頭太ト云。ソノ姓ヲ荷田氏ト云。稲荷ケル故ナリ。シカルニ弘仁ノコロニヤ、弘法大師、コノ山ヲトシテ難行苦行シタマヒケル。翁来テ申テ曰ク、我ハ是當山ノ山神也。佛法ヲ護持スベキ誓願アリ。ネガハクハ大徳、常ニ眞密ノ法味ヲ授ケ給ベシ。シカレバ愚老忽ニ應化威光ヲカヽヤカシテ、長ク垂迹ノ靈地ヲカザリテ、鎭ニ弘法ノ密字ヲ守ルベシト、大師專服膺セシメ給テ、深ク契ヲ致シタマフ。是

以、其面顔ヲ寫テ彼神體トス。種々ノ利物連々斷絶スル事ナシ。彼大師ノ御作ノ面ハ、當社ノ竈戸殿ニ安置セラル。毎年祭禮ノ時、神輿相共ニイダシタテマツル。仍當社ニ荷田ノ社トテ鎮座シマシマスハ彼社壇也。今ノ神官肥前前司荷田延種ハ、龍頭太ノ餘流也。

〔頭書〕四月朔日神祭、同十一月朔日兩季行之云々。

〔頭書〕大炊於ニ在所一姫形トテ、カミヲ一枚引折テ、ヲリメニ三角ニナルヤウニ十二切アケテ、閏月ノ年ハ十三切アケテ、又裳トテ紙ヲキリツヾケテ、十一サケテ四枚キルコトハ、一幅ノ役也。一ハ八島明神ノ御前ニカケ、一ハ高良メウ神ノオマヘニカク、袋ノヤウナルナカヘ木ヲ削テ入テ、兩方ニ柱ヲ立テ、サヽゲモタスルヤウニ杉ヲ立、續ニアリ、疊二ハ大炊ガ釜ノ背ニ立レ之、土公荒神之祭タルニ依テ申レ之。

〔頭書〕

八幡宮

御幣紙	一結半	藤尖布	半端

八島宮

同

大師御捧物

綾被物	一重	紙	半積

御影供捧物ノ中抄レ之。

○命婦事

或云、昔洛陽城ノ北、船岡山ノホトリニ老狐アリ。夫婦夫ハ身ノ毛白ク銀針ヲナラベ立タルガ如シ。尾ノハシアガリテ秘密ノ五古ヲサシハサミタルニ似タリ。婦ハ鹿ノ首、狐ノ身アリ　又五ノ子ヲタナビ

ク各異相セリ。弘仁年中ノ比、白狐、五ノ子ヲ得キ、稲荷山ニマイリテ、各神前ニモマヰテ、コトバヲ顯シテ白サク、我等畜類ノ身ヲ得タリト雖ドモ、天性トシテ靈智アリナテ世ヲマモリ物ヲ利スル願ヲカシ。シカシテ我等ガ身ニテハコノ、ゾミヲトゲガタシ。仰ギネガハクハ、今日ヨリ當社ノ御眷屬トナリテ、神ノ威アカリテコノ願ヲ果サント、時ニ神壇ニ振動シテ、明神宣勅シテ曰、我和光同塵ノ善巧ヲ備テ、化度利生ノ方便ヲメグラスベシ。汝等ガ本願マサニ不思議也。イマヨリ長ク當社ノ侍者トナリテ、參詣ノ人、信仰ノ輩ヲ扶ケ惠ムベシ。又ハ上ノ宮ニ仕マツレ、ソノ名ヲ小薄トヨブベキ也。雌ハ下ノ宮ニ候ヘシ、其名ヲ阿小町トイハントノ玉フ。是ニ依テ、各十種ノ誓約ヲタテヽ、諸人ノ願望ヲ滿ツ。シカレバ當社ヲ信ゼン人、ユメニモウツヽニモ其姿ヲ見ルヲバ告狐ト云也。

一東寺中門神額之事

西方　四大神　御同社中御前宮殿

中御前　今御前

南　大明神　上御前

大宮御殿下御前　本ニ此社有口傳。

東方　田中御前　宮殿

一敕令院長諸僧正稲荷大明神五座ヲ勸ニ勸請ス。當社代官雙乃至成八所權僧ナル間、長僧正、一心ニ誠ヲイタシテ祈請ノ間、五所御出現也。特ニ奉行殷中也。其行以下ニ並云々。

證大系圖、仁長歟、右中將紀友雅五代孫勘解由師時、熊野山檢校、大僧正。

一稲荷神主事

御山神主ハ秦氏丈夫宮ス。御宿所神主ハ與守長美、號三宿院主。其繼有之。

一寛正七年丙戌、稲荷明神七月二十三日午日御出有之。

保敬、御出ノ事、コレハ御輿迎ノコト也。サテコレヲイマノ京ニテモオイデト云コト、中古ニカハラズ。コノ書、次々ニモミナシカイヘリ。

文明二年庚寅三月十五日、稲荷御出無レ之。四月七日祭禮無レ之。同三年辛卯三月無ニ御出一、四月十二日祭禮無レ之。同四年壬辰三月無ニ御出一之、下略。

稲荷神主方

稲荷祭禮時、當寺中門積錢事、任ニ先例一可レ致ニ其沙汰一之由所レ被レ仰、行事社官也。早可レ被レ成ニ無爲祭禮一之狀、依レ仰執達如レ件。

嘉慶二年四月三日　　左衛門佐　在判

私云勘解由小路殿

東寺別當法印御房

稲荷祭剋限違例事、致ニ興行沙汰一任ニ先例一可ニ遂行一之由、可レ下ニ知社家一被レ仰ニ伯二位一事、可下令ニ存知一給上之由被ニ仰下一候也。

四月十日　　右大辨資定

謹上東寺長者僧正御房

〔頭書〕諸家傳

資定柳原權中納言量光二男

大永四年十二月三十日右大辨、于時藏人頭、正四位上、同五年十二月二十五日轉ニ左大辨一。

○請文案

東寺中當社祭禮剋限事、任ニ綸旨一御施行等之旨、式日卯剋無ニ懈怠一可レ令ニ參勤一之由相ニ觸其所社官以下之職掌人等一候畢、以ニ此旨一可レ有ニ御披露一候、恐々謹言。

ク香異相セリ。弘仁年中ノ比、雨風、五ノ子ヲ信テ、稲荷山ヘマイリテ、各神前ニヒザマヅキテ、コトバヲ繕シテ白サク、我等畜類ノ身ヲ得タリト雖ドモ、天性トシテ靈智ヲソナフ。世ヲ守リ物ヲ利スル願ヲカシ。シカシテ我等ガ身ヲモテ、ソノノゾミヲトゲガタシ。仰ギネガハクハ、今日ヨリ當社ノ眷屬トナリテ、神慮ヲカリテヨノ願ヲ果サント、時ニ神壇ニ感動シテ、明神宣勅シテ曰、我和光同塵ノ善巧ヲ廻シ、化度利生ノ方便ヲメグラス。汝等ガ本誓マタ不思議也。イマヨリ長ク當社ノ使者トナリテ、參詣ノ人、信仰ノ輩ヲ扶ケ憐ムベシト。夫ヨリ上ノ宮ニ住マウシ、ソノ名ヲ小幸トヨブベキ也。雌ハ下ノ宮ニ候ベシ、其名ヲ阿小町トイハントノ玉フ。是ニ依テ、各十説リ誓約ヲタテ、萬人ノ願望ヲ滿ツ。シカレバ當社ヲ信ゼン人、ユメ〳〵コレヲウヤマフベシ。其姿ヲ見ルヲ以テ吉瑞ト云也。

一東寺中門邊南之落

西方　四大神　稲荷百中御前宮殿

　中御前　今御前

南　大明神　上御前

　大多羅姫下御前　右ニ御權經口傳

東方　田中御前　先　觀

一稲荷社長官僧正稲荷大明神五所ヲ據ニ勸請セシ、當社管領男女貴八町移置セル間、社檢非、一心ニ誠ヲイタシテ勸請ノ間、五所御出現也。修正飾行以後專中也。寶社、修正ニ此文ニ。

　按大系圖、仁長撰、右中辨紀友相在代任後總科寺件、稲野山修行、大僧正。

一稲荷神主事

御山神主ハ職鴨太宋云々。御旅所神主ハ樂守長者共、號二階神主、交證有レ之。

一寛正七年丙戌、稲荷明神二月二十三日午日御出現之由。

保敬、御出ノ事、コレハ御輿迎ノコト也。サテコレヲイマノ京ニテモオイデト云コト、中古ニカハラズ。コノ書、次々ニモミナシカイヘリ。

文明二年庚寅三月十五日、稻荷御出無レ之。四月七日祭禮無レ之。同三年辛卯三月無ニ御出一、四月十二日祭禮無レ之。同四年壬辰三月無ニ御出一之、下略。

稻荷神主方

稻荷祭禮時、當寺中門積錢事、任ニ先例一可レ致ニ其沙汰一之由所レ被レ仰、行事社官也、早可レ被レ成ニ無爲祭禮一之狀、依レ仰執達如レ件。

嘉慶二年四月三日　　左衛門佐　在判

私云勘解由小路殿

東寺別當法印御房

稻荷祭刻限違例事、致ニ興行沙汰一任ニ先例一可ニ遂行一之由、可レ下ニ知社家一被レ仰ニ伯二位一事、可レ令ニ存知一給上之由被ニ仰下一候也。

四月十日　　右大辨資定

謹上東寺長者僧正御房

〔頭書〕諸家傳

資定卿原權中納言量光二男

大永四年十二月三十日右大辨、于時藏人頭、正四位上、同五年十二月二十五日轉ニ左大辨一

○請文案

東寺中當社祭禮刻限事、任ニ綸旨一御施行等之旨、式日卯剋無ニ懈怠一可レ令ニ參勤一之由相觸ニ社所社官以下之職掌人等一候畢、以ニ此旨一可レ有ニ御披露一候、恐々謹言。

四月十三日　　稲荷社神主公憲

稲荷祭禮刻限事、神主公憲書狀如レ此候。可レ得ニ御意一候。恐々謹言。

四月十四日　　神祇伯

○一稲荷祭結鎮百貫文　五條以南地口錢

弘安九年四月　日、日ニ社家ニ御供錢ト送文書レ之。到來之時ハ、古ハ御供櫃ニ積レ之テ渡レ之也。依レ之請取ニハ結錢書レ之。

中門御供六處要請支配

大明神御座	十五貫八百文	下御前御座	十八貫八百文
中御前	十五貫八百文	田中御前	十六貫五十文
四大神	十五貫八百文	八幡宮	十貫三百文

都合九十一貫七百五十文

右大略如レ件

弘安九年四月　日

按、コノ結錢ハ、五條以南數坊ノ地口錢ヲ以テ、社家ヨリ東寺僧官ヘ引渡スモノトミエタリ（頭註）社外、僧徒ヘノ分配モアリトミユ。」

○應仁元年ニハ、結錢社家無沙汰ノ間、此由以ニ日安ニ伯殿ヘ被レ申之間、驚之社家ニ被ニ下知一了。仍太刀一振、禮物出レ之。代物百二十文也。

○稲荷御旅所神主榮増ノ幼少ノ時分、應永廿八九年ノ比歟。鹽小路猪熊ト堀川ノアイダ南頬田中御前ノ東ニ五社ノミコシ屋ノ北、鹽小路南ニ在家アリ。ソノ中ニ、二階神主滿次之在處有レ之。滿次死去ノ跡ニ、一ノ子ソクナシ。依レ之本社神主其後ハ兩方取ニ奉行ニ之歟。

○御旅處次第
　梅小路猪熊　　上御前　　中御前　　四大神　　龍頭太
　鹽小路辻子　　大多羅姫〔割註〕又御懐姙、依レ之二前備レ之。口傳事也。」田中
〔頭書〕百練抄、嘉祿二年二月十三日午時、稻荷上中兩社旅所〔割註〕八條坊門猪熊」燒亡。是大行
事則正、〔割註〕旅所神主被ニ改易ニ之間、則正愁望之餘參ニ瀧下殿ニ燒死、云々。御躰同燒失。
山城名勝志洛陽部
　稻荷上中兩社旅所、〔割註〕八條坊門猪熊、今有ニ小祠ニ、俗號ニ稻荷古御旅所ニ」
同
　稻荷旅所、〔割註〕拾芥抄京程圖、稻荷社在ニ梅小路大宮西ニ今按、是古下社御旅所歟。今旅所五座一
　所在ニ針小路南、油小路西、九條坊門北ニ」
○文明十一年四月五日卯、祭禮無レ之。其故ハ地口多少ノ論ト、又輿丁ドモノ家ノ分ハ、社家モ免之、彼
等ガ作畠ハ不レ可レ免ト社家申之、相論風分候。同十一月七日予祭禮アリ。
〔頭書〕
　僧徒積錢分配事
　按、地口錢、時代ニヨリテ少々多少ノ差別アルヤウニミエタリ。上ノ百貫文ノ外ニモ積錢アル歟。マ
　タ百貫文ノ中ヲ分配スルカ。スコシタシカナラズ。獅子舞ナドモタマハルコトミユ。
○祭禮ノ時、職事着ニ黄衣立烏帽子ニ、木枝ヲ持テ成敗仕レ之。一﨟代官、
○御入寺ノ時中綱悉參向、一二﨟ハ袍、白裳、差貫、鼻高、〔割註〕一鉢奏之、二鐃打之。」袈裟、三四ハ
螺吹之、皆重衣モノクサ、袈裟不レ懸レ之。次末ハ小衣、モノクサ、無役之。東ノ夜叉神前ニ立ナラブ。
　南上首、

○鐘楼ノ前ハ白装束、立烏帽子、舗ケヽ、衣々ハ上下モノツテ、西方中綱ノ一ニ相對立ナラブ。南上首、
○師子舞有之。其時ハ中門ノ中間ニ東方東西行ニタヽミ二帳敷之、巳前ニ洋之、兩廊着之、法會ノ間ハ北向、師子ノ時南ニ向之。
○一本社權禰宜ニヲリ、ミコシニムカヒ三禮シテマカリ退ル。
○九月九日御供九前事

八幡三所　二前　稻荷　一前　高良　一前　武内　一前
八島　一前　兩蛭子神　二前　兩石神　二前

以上九前各五十宛折敷之、又平折敷九枚、各二十五宛。
若宮殿　上高良　觀音　御殿（割註二十七數ハ八島ニ）若宮　三輪　龍田　兩石神
○中綱座餅五前　モチイカズ三百三四十バカリアリ。
三種酒肴五前　サツカン　山ノイモ　マメ　モチイ　コブ　タマノコ
二前ハ執行方ヘ取之、一前別當方ヘ、
○鐘楼座餅五前　モチイカズ二百卅バカリ造營、
同上備重、皆ニ二前ヅヽアリ、
五前ノ内、一前執行方ヘ取之、
○御酒座五前
二前執行方ヘ取之、各備重二前アリ。菓子三種有之。酒瓶子入之。御酒瓶子五。
寶德三年四月十一日ヨリ乗珍法橋、太平五寄進之。仍酒入ノ根本ハ末瓶子也。
此ヘイシ五（大カ）文十八、十一、十三總之、
○樽座五前、二前執行方ヘトル。四種有之、ヘイシ一ツ、

酒有之。

○八幡座、粽一前折入之。執行方へ取之、菓子三種。

ヘイシ一ツ酒有之。

自二公文所一預三人、大炊宮仕六人宛積マデノ役、

○赤飯座、五前ノ内、四前鑄子兩大工役取之、殘一前ハ庭案方へ取之、

○積錢十五貫文支配　延久元年四月二十三日

中綱座　二貫五百文　職掌座　一貫百文　寄合座　二貫文

御酒座　二貫文　赤飯座　一貫百文　八幡座　一貫三百文

懸　絎　三貫文　古帳有之。

○同七貫五百文支配、嘉慶二年四月十一日、

三貫文　六座分、　一貫五十文　酒肴分、〔割註〕廿文マツノ分。」

二百文　酒肴分法眼之宿所ニテ公人給之。

以上三貫二百七十一文

三貫二百二十六文此ノ内

一貫文　奉行方　一貫文　別當方　五百文　目代方　四百文　寺家方

三百文　中綱職掌等中　古注有之。

○積錢當時五貫文支配　應永頃

中綱座　三百文　職掌座　二百八十文　寄合座　二百六十文　御酒堂　三百九十一文

八幡座　百三十二文　赤飯座　四百二十三文　膝突布代　百文　一貫文、兩座中貫相寺隆

禪別當ノ時、自分寄進申也。

御雜色酒肴代一貫文

以上三貫八百九十四文　淺之殘分ノ内、執行分一貫百三文取之。

嚴仁ノ頃ヨリ此一貫百三文ノ内、四分ノ一、二百七十三文目代分、殘八百二十七文ノ内、半分四百十四文別當分、四百十三文執行分トシテ取之。別當分ハ既ニ屏座ニ寄進シオキテ、執行分ヲ取ルコトイカガノ由ミエタリ。

鎭守八幡宮遷宮條下

大中臣祭文讀レ之、於二神殿御前一御幣三本持テ讀レ之、(割注)串三尺二寸。已上、散米延蔓ヲ幣串ニハサム。二柄ノ後讀之。

(頭書)文明十一年己亥八月七日夜、當社御正體三面盜取出奉レ之。法印榮增寺代役也。抑御正體寶殿多有レ之。此時、中臣祭文持御幣ヲ不持レ之讀ト云々。

コレヨリサキ、盜神前ノ御正體ヲトリタテマツレルコトミエタリ、

東　寺

補任　夜叉神勝守職事

職掌錦田吉直

右吉直補二任彼職一宜レ勤二仕寺役一以補レ之、

文應元年六月廿五日　　　　　　目代大法師　判

執行法印權大僧都榮增ノ抄也、

私用集四卷ノ中、條々抄之。

法相宗法ハ萬法、相ハスガタ也。唯識論ニトキ又ト瑜伽論ニ、五法三自性八識二無我ノムネヲ談ズ。コレオノ□別ニシテ、シカモ相モ名モトキ空理ヲタヲツトピ、更相應心ヲ離ミツクシテ後、成佛スルト云ガ

宗旨也。三論宗ハ中論、百論、十二門論、コノ三論ヲ以テ、宗義ヲタツルナリ。コノ論ニ、三轉法輪二藏ト云コトヲタテ、、大小權實ノ敎法ヲ攝ルコトヲ談ズ。其一根本法輪華嚴經、其二枝末法輪阿含、方等ノ諸經ヲオサム。三ニハ末皈法輪法花涅槃二藏ノ一乘覺藏モロ〳〵ノ小乘ヲオサム。二ニハ菩薩藏、諸大乘ヲ攝ム。マタ八不中道ヲ以テ宗トス、モノ、一法ニ屈スルトコロヲヤブリテ、マタ別ニワガ一義モタテズ、是非ヲアラソフ處ナシ。俱舍宗ハ俱舍三十卷ニヨル、三生六十劫ノ修行ヲ主トシ、シカモ下根ニハ機ニ應ジテ利益トスト云トモ、至極カタキ趣也。成實宗ハ成實論二十七卷二百六品ニヨリテ宗旨ヲタツ。體空無生ノ觀ニ似テ諸法ヲ空トミルナリ。

〔頭書〕コノ條數ニカヽハルモノ、大乘法數、敎乘法數ナドヲアハセミルベシ。

〔頭書〕大乘ハ華嚴、法相、三論、律小乘ハ俱舍、成實、コレヲ南都ノ六宗トナヅク。ソノヽチイマノ京トナリテハ、天台、眞言ノ二宗オコリテ八宗トナレリ。

〔頭書〕三論、花嚴、法相、天台ヲ四家大乘ト云也。

祖父一敬翁、俗稱ヲ並河鶴左衛門、號ハ惟斎トモイヘリ。門人ハ勝山先生トモヨベリ。儒ヲ西依義卒先生ニマナビ、醫ヲ後藤氏ニトヒ、神學ヲ松岡混成翁ニウケ、天台止觀ヲ山門某僧正ニキヽ、眞言ヲ東寺及ビ藏林寺ノ室ニトブラハル。家ニ在ル時ハ神代紀、中臣祓、サテハ論語、傷寒論、金匱ナドヲツネニ講ゼラル。浮華ヲ好マズ、節儉ノ人也キ。若キトキハ、弓術ヲマナバレタルコトモアリシトゾ。老テハ詩歌ヲ玩ビ、手習ナドヲシタマヒテ、夜ハ謠ナドヲウタハレタリ。酒ト豆腐ヲ嗜レテ、日々ニカクルコトナカリシ。

〔頭書〕翁著述、驛鈴考、傷寒論折義辯講、三稜針經驗考、曼多羅本義、此餘、隨筆、詩歌集、道ノ記ノ類、多ク家ニ藏ス。

祖父翁ノ授幼提錄ハ、日用便利ノ書ニシテ、下學集、マタ和漢名數ニ似タリ。和漢ノ書籍ヲ抄出シテ注

ヲ下ス。右弦ノ書也。童蒙ハ云ニ不レ及、君子座右ニ置テハ、ソノ便、名數ニマサレリ。

御隨身調子武俊守ハ、乙訓郡調子村ニ住ス。先祖下毛野武正以來七百餘年相傳ノ地ニシテ、著聞集ニイハユル山崎是也。イマイハユルヤマザキハ、和名抄ノ下山崎也。右ハ駒岡ヨリ南ヲ山崎トイヒテ、小倉ノ社小泉川モミナ、ソノ中也。サテカノ武正主ガ、宇治殿ノオントモニテ落馬ノ處ハ、イマノ調子ノ町ハヅレ、友岡村ヨリウチ合道ノ旁、小倉明神ノ鳥居ノマヘナル小池ノアル處ト云リ。字ヲ駒込トイヘバ、サモアルベシ。

〔頭書〕著聞集、十訓抄ニモ、コノ落馬ノコトミユ。

同郡鷄冠井村ハ、和名抄ニイハユル長井郷也トゾ。イマモ南北ニナガキ郷ノアトノコレリ。村老ノモノガタリニ云ク、古昔ハコノ井ノホトリニ、鷄冠木アマタアリテ、春秋紅葉ノコロハイトミゴトナリケルヲ、一年御堂關白道長公、コヽニワタラセタマヒテ、ソノアリサマヲ御覽アリテ、ヤガテ鷄冠井ト名ヅケサセタマヒシヨシ、カタリツタヘタリ。此事、イマダモノニハミエザレドモ、希趣アルモノガタリ也。オソラクハ實事ナルベシ。

同郡ニ樋爪村アリ。古ヤ永徳ニハ二十九日村ト書ケリ。南山城綴喜ニアル息子村、月見里村ノ類也。

山崎寶積寺、世ニタカラ寺トイフ。本尊觀音也。昔ハ補陀落山ト號シ趣、縁起ニミエタルニ、イカナル事ニカ。中ゴロヨリ銭原山ト號スル也。スナハチ離宮八幡宮ノスコシ東ニ礎石アリテ、銭原山寶寺トアリ。但コレハ二百年コノカタノモノトミユ。コノ寺ノ鐘ノ銘、

山城國乙訓郡　山崎寶積寺　鐘之再興

永正十八年乙卯□月十八日

字ハ隆起也。コノ餘、文字數多アリテ、大檀那ノ字モミユレドモ、名字ナドハ、スベテ磨滅シテヨムベカラズ。但大檀那ノ字ハ、オホキニシテ、ソノ餘ノ數多ノ文字ハ、ホリツケタル至極ノ細書也。コレハ

永正ノモノニハアラデ、後人ノ所作ニヤアラン。按ルニ、永正十八年ハ大永元年ニシテ、後柏原天皇即位ノ二十一年ニアタル。天保六年ヨリハ三百十年ノ昔也。サシテ古物ト云ニモアラネド、戰場トナレルコトモ度々ニシテ、コトニ天正ノ軍ニハ、双方合戰ノ界トナリテ、大將ノ陣處トモナレルニ、ソヲノガレテ全ク現存セルハメヅラシ。

〔頭書〕按、永正十八年ハ辛巳也。十六年ハ己卯ニテ乙卯ハナシ。乙ハ己ノ書ノカケタルニコソ、八月ノ八、十八日ノ八トモニ、六ノ字ノヤウニモミユ。但十八日觀音ニ緣アレバ、ナホ八ノ字歟。

同寺ニ行基菩作ノビンヅル尊者ノ像アリ。眞僞ハシルベカラズトイヘドモ、頗ル古雅ナルモノ也。八幡極樂寺ノ鐘ハ、治承二年ノ字ミエタリ。宿院ノ左方スコシタカキ處ニアリ。

〔頭書〕文政十年正月十六日、八幡宮及ビ疫神參詣ノ次ニコレヲミル。文字磨滅ノアト多シ。アラハニミユル處、光明眞言ノ四字、北東ノアイダニアリテ、眞言ハ梵字也。東南ノ方ニ、治承二年六月日、西ノ方ニ極樂寺、コレラノミ也。イマノ世ノカネトハ、スコシ長タカシ、高砂尾上ノ古鐘ナドノ體也。

大名ト云文字、東鑑ヲ出處トスル人多シ。神祇伯顯廣王記ニ、安元三年四月二十八日、大極殿燒亡ノ條ニ曰、上略、諸國大名不レ應二國役一、諸庄下司不レ順二領家一、洛中狼藉、外國私務誰加二制斷一哉。故有二此天災一歟トミエクリ。東鑑ヨリハ古ク、公家一統ノコロノ事也。

三寶荒神ノ事、啓運抄、塔婆銘書等ニ、本迹ノ義ヲシルストイヘドモ、支那釋典ニナキコトノ由、修驗故事便覽四ノ二十六丁ニクハシクミエタリ。

〔頭書〕無障碍經ヲ按ルニ、荒神毗那夜迦ノ譯稱障碍神也。如來荒神、鹿亂荒神、分怒荒神ノ三身アリ。コレヲ竈神トシテマツルコトハ、經論ニハスベテナキコト也トイヘリ。

妙見ノ緣日ヲ十五日トスルコトハ、支那ヨリノコトニアラズ。ソノ說、神國決疑編ノ中、伊勢御贄河出現

妙見ノ條下ニクハシ。

諸虫ノ耳ニ入タルニ、猫ノ尿ヲシボリ入レバ即出。ソノ尿ヲトル法ハ、韮マタハ蒜、生薑ノ類ヲ鼻ニサシイルヽトキハ、ソノ猫、ヤガテ尿出ル也。鼻芽ニヌルモヨロシトイヘリ。

四帖半ノ爐、茶人ノ用ル處也。サテ猿樂狂言ヒメノリノ詞ニ、殿サマノイツモ四帖半ノ座敷ヘトリコモタシヤレ（レ騒カ）テヨマセタル、ヒノ、木ノウチニアルカト存ジマスルトアルハ、茶ノタメノモノニハアラデ、書席アルヒハイマノ世ニ、イハユル小座敷ノコト、ミユ。

謠ニ、物アルノニタ、リツケオタブ、イハヘツケルト云コトアリ。出處タシカナラズ。但猿樂ノ狂言トブカツチリノ詞ニ、座頭川ヲタル處、ナイ第一、イマノサヽヘハ流レハセナンダカ、第一、コシニイハヘツケテオキマシタトアリ。室町家治世ノコロヨリノ俗言歟。

○加賀ノ菊酒、越前ノ國侍、保侍ト云ヲ狂言ノコトバニミエタリ。

○天台宗ハ新天台法花宗ト云ガ、アマシキ稱呼也。釋書傳教大師ノ傳ニミエタリ。

○鍛冶ニ同名アマタアリ。父子相承ハツネノ事ニテ、此外ニ宗近ト云モノ三人アリ。ソノウチ三條小鍛冶トイフハ、永延ノ比ノ人ニテコトニ高名也。其餘、一人ハ伊賀國、一人ハ九國ノ人也。正宗八人アリ。高名ナルハ相州山内人行光ノ子五郎入道也。正慶ノ比ノ人也。コノ正宗ノ養子彦四郎貞宗ト云、元弘ノ比ノ人也。コノ外ニ、貞宗ト云人二人アリ。粟田口國友、四代則國ノ子ニ、國吉ト云名人アリ。天福ノ頃ノ人也。ソノヽチ同名十五人アリ。東國光、元德ノ比ノ人ニテ、相模ノ名作トイフ。同名十四人アリ。コレラ皆父子ニモアラズ、師弟ニモアラザルニ、イカナル子細ニヤ。ソノ意ヲシラズ。

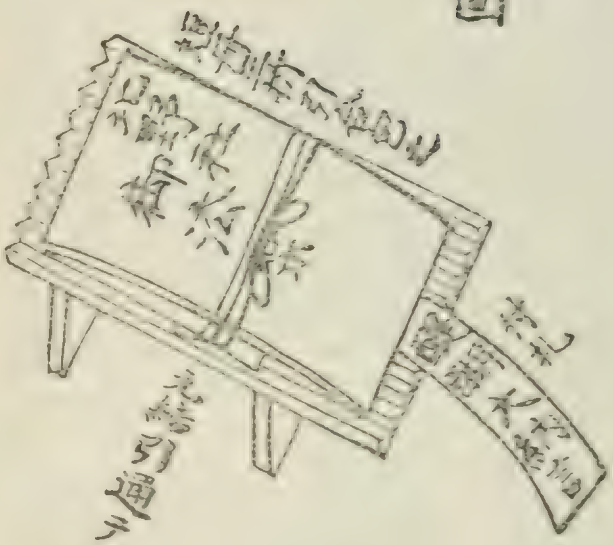
○イマノ仙洞ノ地ハ、貫之朝臣ノ家ノアト櫻町ノ處ナリ。拾芥抄、拾明類名抄ニ考ヘミルベシ。但イマハ廣大ニテ、紀氏ノ家ノアトヨリハヨホド町モ加リタルナルベシ。

○祇園ノ承仕法師ノ、雨夜ニ火トモシニイデヽ、御幸ニアヒ奉リ、忠盛朝臣ニトラヘラレシ人ノ子孫、

イマニカノ社人ニテ江戸丹後トイフ。本居太平翁ノ門人ニテ、予モ相シレル人ナリ。眞葛原ニ住セリ。

○御筥、吉事ニハ半ヲ用ヒ、追善ノ續歌ナドスウルニハ重ヲ用ルト、三條家ノ說ニミユ。シカレドモ冷泉家ニ短冊ヲ居テ進上ノ時、重ニコシラヘラルヽ也。マタ吉凶ノ差別ナキ流モアリ。家々說異ナレバ、

御詠進上圖



包紙付札トモ奉行ノ方ニテ筆セラル。サテ作進ノ人ノ里第マデ配分ス。詠進ハ参内シテ於禁中奉行ヘワタス。

御短冊 柳筥私ニトヽノヘ置クニアラズ。御會奉行ニテ調シテ配分セラルヽ也。柳筥ノ重半ナドハ奉行ノ家說ニマカス。

ムキニハイヒガクシ。

○墓所ヲ野邊ト云コト古歌。後拾遺集雜下

やよひつごもりの日、おやのはかにまかりてよめる

おもひ出ることのみしげき野べに出て又春にこそわかれぬるかな　赤　　風

○後撰集ニ、梅ノ井戸ノ山吹ノ花トヨミタルハ、イマノ烏丸通一條ノ北ニアタル一條殿ノ亭中ニシテ、新政所殿ノ達侍ノ旁、中門ノ脇ニアリテ、石ノ井筒ニ、

、梅

井

戸

ト銘アリ。書者ハイマダキカズ、楷書ニテ八九寸バカリノ文字也。

○神前ニテモノヲカクトキ、上ノ神號ヲタマ「ルニハ、硯ヲ左ニ置ク法也。花山院定輔マタ同レ之。サレバ道風ノ像ニ、左ニ硯筥ヲヱガキタルモ、サル故ニテ カノ像、諱ヲタチタルハ、大字ヲ書トキノ法也ト書博士甲斐守住吉廣正ノ說ノ由、四條中納言隆資卿

〔頭書〕卷物ヲ書スルトキ、硯ヲ左ニオク事アリ。ソレハコ、ノトハ別ニテ口傳アルコト、ナリ。

○内侍所御供ハ朝日朝目、晝御供ニ出テアマヘルオトタ、オマモ卵ヲ、也。オホソノ他、鯛、スズキ、目黑魚ナドヲ供セラル。〔頭註〕内侍所御供ニハモミナレセン。アタ時キノ數ヲモ供セラル。朝日ハ栗ノミヲ備ズ。コレハ田樂貝青ヨリ調進ニ。マタ臣樋ノ時ヨリ申ニ前調進アリ。コレハ北殿ヘ一ツ、南殿ヘ一ツ也。供給ニハ調具、膳具ニトトモトヽタ改ラル。神供ノ具、土器ノ類モ、調獻ナドハ藏人所調也。タトハコトモヽタ爲ステ、、ツモリ一イダスコトナシ。是ハ年ニ内侍ヨリ風居對屋マデ、〔頭書〕鍋屋イカヤ」七百輸アマリ改ラル。〔頭註〕タ、ミノ數モ今ハ異ズベシ、相違アルベシ」神饌ニモミナカハ

ル。内陣ノ御簾ハ一懸ノ下行米十二石五斗ニテ、二カケ都合下行二十五石也。隔年ニ改ル。端ハ赤地錦、コトノホカミゴトナルモノ也。コレモカケカヘタルアトハ、諸役人立合ニテ燒スツル也。以上ハ内侍所雜仕兒島氏ノ話也。

○神社ノ寶前ニ祭文ヲ押コト、藤原爲親記、久壽二年十二月十三日北野詣ノ條ニミエタリ。

〔頭書〕爲親記、日本史ニモ引レザル珍書也。四條家ニ於テコレヲ拜見ス。カノ家ノ藏本也。久壽二年冬部一卷ニテ、脱文、誤字、虫損アレドモ、世ニメヅラシキコト多シ。

楊誠齋ガ詩ニ、羲娥及轉赤白丸トイフハ、日月也。サレバ今日、日ヲ赤丸、月ヲ白丸ト詩ニツクルコト難ナキ歟。

○一絃琴ノ事、藤井高尚ガ彈物ノ定ト云フ書ニイヘルコトオホムネヨロシ。シカレドモ皇朝人ノマサナクツクリイデクルモノトセシハ誤也。事物紀原ニ、通典、晋紀、拾遺記ナドヲヒキ、異朝、古ヨリコレアルコトヲイヘリ。就テミルベシ。

○近衛中少將以下弓箭ヲ帶スル日、弦ヲ袍ニ持コトハ、ソノモト、魏ノ制ヨリイデヽ、コナタニモソレヲマナバレタルナルベシ。紀原三ニ、初丁古今註ヲヒケリ、就テミルベシ。

○乞食法師等ガ勸進場ニ、サマ〳〵ノ佛像ヲ畫キカケテ、米錢ヲ求ル事、イハユル北野、東寺、清水ノ緣日ニ多クミルコトナリ。コレ近俗ニアラズ。源平盛衰記卷三十四、壽永二年法住寺殿合戰ノ條ニアリ。六百年以前スデニソノ事アリシ也。

○南都春日社西ノ廻廊ニ門三ツ有。南ヲ慶賀門トイヒ、中ヲ僧正門トイヒ、北ヲ内侍門トイフ。コノ内侍門ノシキミニ、クリ形アリ。古ヘ春日祭ノトキ、内侍參向ノ節、乘車ナガラ宮中ニ出入アリシ故ニテ、車輪ヲヤスクコヘサセンガ爲ノモノ也。コノ圖、圓光大師繪傳、鳴門中將物語ノ畫ナドニモミエタリ。古ハ所々ニアリシモノヽ、イマタマ〳〵、カノ内侍門ニノミノコレルハ珍シキコト也。

○漆紗冠ハ、天武天皇白鳳年中始レ之。シカルニ異邦ニハ、五代ノ梁ノトキハジマルヨシ、事物紀原卷三〔割註〕十三ウ十四オ」帽ノ條下ニミエタリ。異邦ニノミ心ヒカルヽ人ハ、皇朝ノ制度トイヘバ、何事モ彼邦ニナラヘルゴトクオモヘルハ、イタハシキコト也。白鳳ハ、唐ノ三代高宗ノ末ヨリ四代中宗ノハジメニアタレリ。五代ノ梁太祖即位元〔割註〕開平ト號ス。」年ハ、醍醐天皇延喜七年ニアタレバ、凡二百年餘オクレテ、カノ邦ニモ帽ニ漆コトハジマレル也。コノ類多シ。

○文政四年辛巳八月三日夜、予梓原家ニ宿ス。コノタベ大風吹キヨリ、酉ノ時ヨリ戌亥ニイタリテ、マス〳〵ツヨク、家中、側面ヲハロメ、所家ノ屋根コト〴〵ク吹ヤブリ、町家ニハ瓦ヲ散シ、路上ニハ砂ヲ飛シテ、通行ノ人、路ヲ絶ツ。八幡宮、北野社ナドハジメ、諸社ノ燈籠、鳥居ノ類、オビタヾシクタフレタリトイフ。攝津國住吉社、南都春日社ノ燈籠ナドモ、アマタ、コレ損ジタル由也。京攝大和ノアイダ、大略オナジカリシ趣也。

○六角堂門内大木ノ柳、コノ大風ニ倒レテ、ワヅカニソノ株ノミノコレリ。コノ樹、享保二年再板ノ年代紀、寛政元年四月ノ畫ノ繪ニミエタリ。予幼年ノトキ、ミルトコロトモカハルコトナシ。イマヨリハ凡百四五十年ノ昔、ヤヽ古木トミエタリ。此寺ニ柳ノ木ノ多カリシ趣ハ、本願寺元祖聖人ノ傳記ニモミエタリ。觀音ノ籤ニヨルモノ驗。

〔頭書〕六角堂ノ號、頂法寺トイフハ、イツゴロヨリノ事ニヤ、舊名ハ雲林寺トイヘルヨシ、ソノ縁起ニミユ。

八龍王ノ名、法華經第一序品ニミユ。マタ九龍王トイフコトアリ。淸中書舍人史征東、字中林、錢塘人、淸流船詩十首ノ中ニ、花猪割肉玉如肪、鹽貫河魚一尺強、茶的羅高明月道、睡來先献九龍王。〔割註〕市人專祀九龍王、蓋九龍灘神。」トミエタリ。

○十王經ハ、成都府沙門藏川所撰ト藏經目錄ニモ、釋門正統卷二ニモミエタレバ、僞經ナルコトハウ

タガヒナシ。サテイマ吾邦ニオコナハル、十王經ハ、マタソノ名ヲカリテ、吾邦ノ中古ノ僧ノ撰スルトコロ也。ソノ證、カゾフルニイトマアラズ。彼經ヲ披テイフベシ。

○當世婦女子ノ所二懷中一鏡、大略ミナ方鏡ナリ。皇朝ノ古ニハ、方鏡ノ沙汰ヲキカズ。按、天台止觀第八魔事境下ニ曰、隱士頭陀人、多畜二方鏡一掛二之座後一、媚不レ能レ變、鏡中色像覺レ鐃藏レ之可二以自遣一トアリ。異邦ヨリ起レル歟。嵯峨清涼寺三國傳來ノ釋迦如來、信濃國善光寺彌陀如來、イマノ世ノ佛像ニクラブレバ、ミナ異體ニシテ甚イヤシムベシ。眞ニ西方蕃夷ノ風、サモアルベシ。シカレバ中古以來ハ、佛工ノ私ヨリミダリニ體相ヲト丶ノヘ飾リ、眞ヲ失フナルベシ。彼二佛ノ圖、古板佛像圖彙元祿三梓ニ出タリ。就テミルベシ。

○百和香ハ〔頭書〕百和香方、見二薫集類抄一。可レ考。」古來所見多シ。千和香アリ。宋張綱カ燒香ノ詩ニ、香添細炷禁千和ト云句アリテ、自註ニ、千和香出三洞珠トアレバ、彼邦ニモメヅラシキニヤ。皇朝ニハイマダ曾コレヲキカズ。

○遊仙窟傳授ノ說、カノ書ノ跋文ノ趣ハ、世俗ノ流傳ヲキクマ丶ニカキタルモノトミユ。明文抄ニ、故人傳云、遊仙窟說甚以興、天曆御時有二御談之御志一。而當時傳二其說一之人、只木島神主云々。仍江納言維時卿忽策二疋馬一詣二木島一、神主示下可レ受二此說一之旨上、神主敷二荒蓆於庭上一、其授二其說一。維時卿聽畢參二禁裏一奉レ授レ之トミエタル、是正說ナラン。明文抄ハ隱嗣家本ヲ拜見ス。

〔頭書〕明文抄ハ、中古博士家ノ抄物ニシテ、和漢ノ書、今時ツタハラザルモノ多ク現存セリ。木島ハ葛野郡太秦ニアリ、俗ニ元糺（モトタヽス）ト云。

○白居易、詩人トノミオモフ人多シ。綱目、天和五年李絳上言ニ、居易言雖レ少、思志在レ納レ忠、陛下今日罪レ之。臣恐、天下各思箝レ口トイヒ、通鑑、大中元年德裕ヲ貶シテ潮州司馬トスル處ニ、白居易元和名臣ノ評アリ。

○百味飲食ト云コト、維摩經ニ、作百味飲食之具種々甘美ヲマタ千臂經ニ、具飯百味五菓卡蘇蔬云、百者大數、非七ナ、百ニ云々。ナホ千手等觀經、非實數ニモミエタリ。

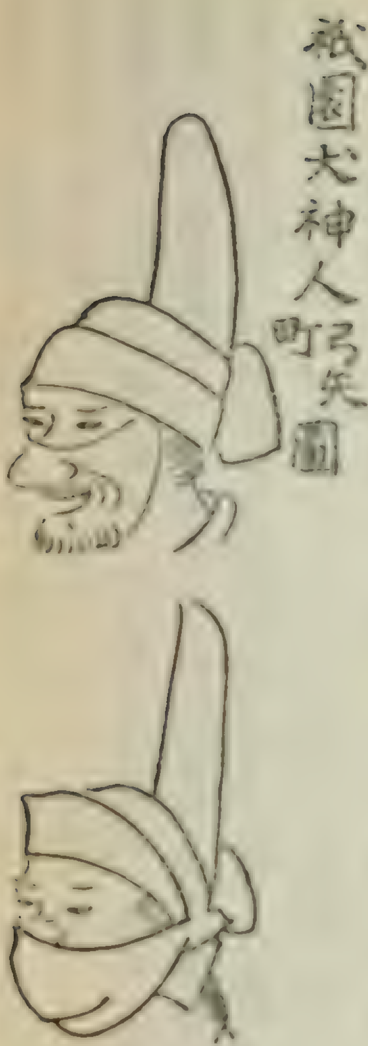
〔補注〕文選曹植求自試表云、身被輕煖口厭百味、註向云、百味、謂調和百種也。

○西家說ニ、觀音千手ノ功德ハ三千世界ヘオヨボサンガタメ也。尋常世界ニテハ四十八臂ノ外要ナシト云々。今按、淸水寺本尊、羽觸寺等ヲハジメ、千手ト稱スレモ、多クハ四十八臂ニワタルハコノ故ナリ。

○聖天ハ自在天ニシテ、イハユル第六天魔王是也。二面六臂トス。本地觀音也。ソノ部下ニ、四種ノ眷屬夜叉アリ。東方使頭人身、南方龍頭、西方象頭、北方猪頭也。象頭中ニモスグレテ人間ノ精氣ヲワカサドリ、色欲心アルモノ、オノ〳〵ソノ眷屬トス。

〔補注〕武藏夜遊トハ鬼神ノ稱也。更科忠子母神ヲ鬼子母夜叉トモ稱スルコト也。

○業眼鏡トナヅタル眼人三萬ノ眼子、近ゴロ世ニ行ヒリ。夏衣以羽結女、畫女、舞女、妓女ノ風俗、ワギ〳〵ニカハリテ、近ゴロニイタリ、濟美ヲキハメタルコトヲ面白クイヘリ、カナラズミルベシ。



○祇園犬神人、六月祇園會ニ、淺紅ノ袍ハ白布ヲ以テ、ソノ首ヲ包ミヽタモノアリ。蓋古雅ノモノニシテ、上古冠帽ノ制、ヤ、コレニチカヽルベシ。

○三條内大臣公忠公記〔割注〕號後愚昧記　應安二年八月朔ノ條ニ、

自日來、祇參諸寺參詣。

イマノ世ニハ、シタルトノミイ

ヘド、古ハウタフトモイヘルニヤ。

○魚鳥ノ肉、眼目ヲ損ス。天台、眞言、禪僧ナドニ、年老ノヽチモ、スグレテ眼ノアキラカナル人アルハ、戒律嚴重ナル故ナリ。重荷ヲ持事、コレニ同ジ、乘馬ニハ盲目ナシ。小荷駄馬ニハ多シ。コノ故ナルベシ。

〔頭書〕蕃椒目ヲ損シ歯ヲソコナフ。多ク食シテ益ナシ。一本堂藥選ノ說ハ僻言也。

○文政十三年寅七月二、予家ニアリテ、同族藤兵衛ノ宅ニ所要アリテユケリ。シバラク物語スルホドニ、酒ヲスヽム。盃ニウケテ既ニノマムトスル時、地一響ヒヾキテ大ニ震フ。須臾ニシテ止ヌ。予ウケタル盃ヲ下ニ置ケルニ、ヤウヤク半コボレタルノミ也キ。サテ春オハリテ、マタ春ムトスル時ニ至リテ、フタヽビ地震ヒイデテオビタヾシクユリ動シ、ミルガ中ニ　コノ家ノマヘナル古キ髮結床ト云モノ一ツ、忽ニ倒レ伏ヌ。シカレドモ此家ノ中ニテハ左マテモ不レ覺。タヾイツモノトハヨホドキビシクヒヾクト云ホドニテアリキ。震リオハリテ後、ワガ家ニ歸リミシニ、ツネニカハレルコトモナシ。イソギ御社ニ詣デミシニ、數アル石灯籠、一ツモ倒レズ。何ノツヽガモナカリキ。御内陣ヲ改メミルニ、御帳ノ内、御簾ノ外ニ立ヨセタル御幣三本ノ中、二本倒レ伏タルノミニテ、スベテツネノマヽナリケレバ、悅ビナヽメナラズシテ退下シテ、家ニカヘリヌ。サテ夜ニ入テ、都ノサマツキ〲ニキコユ。大變ノ趣ナレバ、明日トク殿ノ御モトニトテ、都ニノボレルニ、桂川ノ堤長ク破レ壞レタルニ先驚カレツ。ソレヨリ東シ都ニチカヅクマヽニ、家藏ノツブレシモ多ク、キヽシヨリハオビタヽシキサマニシテ、筆紙モ及ブベカラヌ事也キ。

○同十八日、曉ヨリ小雨フリケルガ、卯辰ノ時ニイタリテ、ヤウヤクキビシク、巳初ニイタリ、マス〱ツヨクフルマヽニ、思ヒモヨラズ西ノ方御茶屋〔頭書〕乙訓郡圓明寺村ノ西山崎ノ北ニアタリテ、九條

殿ノ別館アリ。ソコヲ俗ニ御茶屋山ト云。コレ建久ノ比、實經公〔割註〕圓明寺殿。〔〕コノ處ニオハシマシテ、

カクバカリナキアトシノブ人モアラジツガノチノ世ノ秋ノ山里

トヨマセ玉ヒシ山莊コレ也。〔〕ノ後ノ山ヨリ大水イデキテ、ホト〳〵吉家ノ床ニモツクバカリナレバ、調度ドモ取シタヽメ高キ處ニウツシ、奴僕等ニハ、ソコヽヽノ壁ウチ壊サセテ、家ノ中ニ入クル水ヲサバカセツヽ、ミレバ、瀧ナド門ノワキナル小屋ニタヽハヘタル處ヨリ、流レイデ、大路ニイヅ。アキレテセンカタナクテアルホドニ、午ノ時ニ及デ、スコシ小降トナリ、水モイサヽカヒキヌ。サルホドニ御社ノ後ノ山、クヅレタリト云人アレバ、イツモ宮仕ヲシテミセシムルニ、本社ノ後ノ山、四五十間バカリ直ニクヅレ落テ、アマタノ大木、ミナ地ヨリ一丈バカリ上ヨリ折タルニ、御社ノチカクニナリ、ワヅカニ二間バカリヲヘダテ、檜ノ小木三本ニヨリソヘテ、横ニ斧ノカタヘリタリ、淺川ヲコヘテ、ムカフノ山ノ岸ヘ土砂、オビタヾシク打上ケリ。神境ノホド「カシコヲ悦ニタヘズ。シカレドモカノアトヨリ猶水ヲ吹イダスコトヤマズ。大ナル穴二ツ三ツイデキタレスカト覺ユ。イマスコシキビシク吹イダシナバ、御社イカヾアラント、カシコサニ神輿トリイダサセ、調子村ノ頓宮ヘ遷座ナシ奉ルベキ議ヲナドス。カヽル中ナレバ、遷座モ式ノ如クニハナシ〔頭書云〕遷座ハ束帶ノ上ニ明衣ヲカケテ奉仕ス。供奉ハ明衣ヲ徹シ、半靴馬上ニスルガ例也。二ノトリヰマデハ歩行ス。〔〕奉ガタクテ、予ハ烏帽子直衣ニ野太刀トリハキテ供奉シタリ。シカレドモ竟ニソノ事ナクテ止ヌルハ、イトウレシトモウレシカリキ。昔ヨリ水ノウレヘナキ處ニテ、殊ノ外ノ變儀ナリシ也。シカシ乍、内外事ナカリシハ幸甚ト云ベシ。

保敬

〔頭書〕コノ日、洛東清水寺オビタヾシク、ツレ。津國水無瀬川モ洪水ニテ、イヅクヨリカ小屋ナドノ流レキタルモアリトイヘリ。河内國ナドモ處々出水アリシヨシ也。地震ノ大變ニテ、コノ事ハアマ

リイフ人ナケレドモ、コレモ一大變事也キ。」

○儀式新刊本卷三、十六ウ、纁帶一條〔割註〕八尺廣四寸五寸。」トアル下ノ寸ハ分ノアヤマリ也。同、二十二ウ、部領左右五人、前後ノ例ニヨラバ、五ノ上各字脫ス。又居白管形、次ニ黑木管形トアル例ニヨラバ、木字ヲ脫スル歟。同、二十四オ、入ニ大甞宮共神殿、共ハ幷ノ字ノ誤也、右ノ類ナホアルベシ。

保敬隨筆　終

三浦安貞先生著

梅園叢書

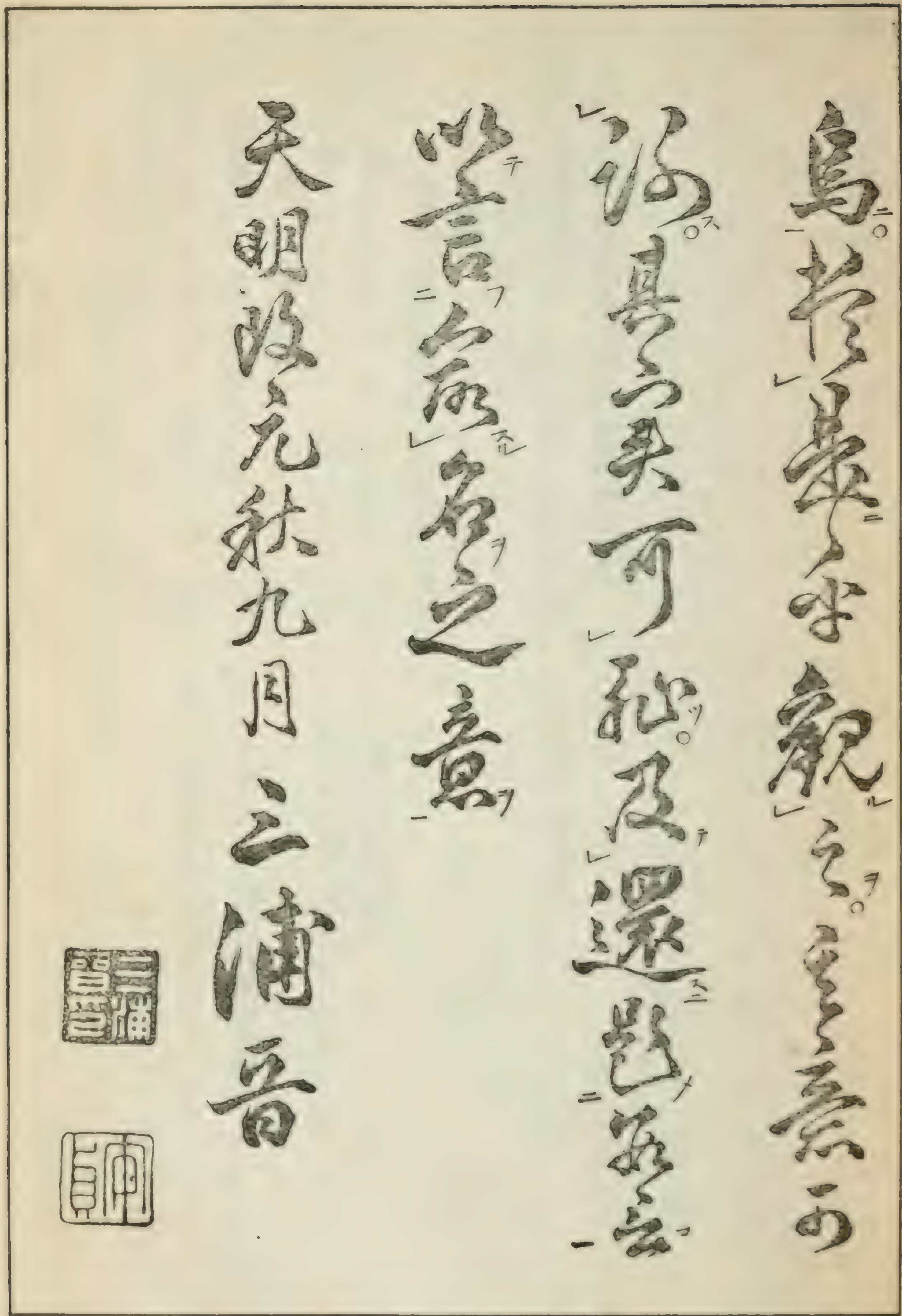
第二集

一名拾葉

全三冊

浪華書肆
文海堂
宋榮堂合梓

梅園拾葉題云
匯萃匯實。翩瀰矣。寧
可供之於人之觀哉。唯予睦
愛我之切。不覺於捨乎。於
而收焉。詩曰。盡貝人及登


天明改元秋九月 三浦晋

梅園拾葉目録

巻之上

巻之中

巻之下

梅園拾葉 巻之上

豊後　三浦晉安貞著
加藤修子睦輯

○答二上田養伯一

賢胤の呑議、御親戚を遣、遠く存問に預り候事、ふして相考候に、今、世態人情の事に候はゞ、うときこなた迄に及候はん出なく候。誠に易にいはゆる、同人于レ野の意にや。君子の貞に利すと申候へば、敢てきける處をのべて、正しく對せずんば有べからず候。嫁娶は人倫の本、夫婦義あつて、父子親むとも、古典に出候。さる程に、妻をめとるは、人に父たるの道をしり、夫に嫁するは、人に母たるの道をしり候て、夫婦なるべく候。依て周公禮を立、男子をして三十にして娶らしめ、女子をして二十にして嫁せしむと定め給へり。されども禮は經にて、經常の義をのべ候。人情世態は常ならぬものに候へば、喪あり、疾あり、百の事故ありて、たしかには定めがたければ、三十、二十は、粗其頃を擧て、準を立候ものにて、窮屈に心得べき事には有まじく候。さればこそ、孔子も十九にして、宋の幵官氏に娶り。二十にして、伯魚を設給へり。又嫁娶の禮、上古は定まりし事もなかりしならん。其後、殷周のたがひ有。聖人の禮をまふけ給へるは、親疎をば服の輕重にわかち給へり。服は大概斬衰齊衰に三年期あり。然して、大功九月、小功五月、緦麻三月、それより遠きは服つくる也。是によりて、禮の喪服小記にも、上殺下殺旁殺して親畢ると有。上殺は、己が身より上父祖曾高、この四を過ては服なく候。下殺は、己が身より下子孫曾玄、是より下又服なし。是より旁とは己と父母を同じふする者は兄弟なり。

父と父母を同じふするの同行は、従父兄弟也。祖父と父母を同じふするの同行は、再従兄弟なり。曾祖父と父母を同じふするの同行は、三従兄弟也。上高祖父にて殺候へば、高祖と父母を同じふするの同行は、服なきの親よりわかれ候ゆへ、服なく候。されども、わかれて遠からぬ故、四従兄弟の死に相値いたし候。高祖の父のわかれ五世は袒免す。その父より分れたるは、六世にして袒免もなし。よりて殷の制は六世になれば、ゆるして婚姻を通じき。周の制は、姓をうごかぬものと定め、世隔れば姓より族を生じ、木に枝の生ずる如く、族はさまざまになれども、姓は決して替らぬものと定めたり。猶こなたにて、新田、足利、逸見、武田など數限なく分れても、同じ清和の源なるが如し。さありて祖をまつるに、族人、昭穆を以て祀りまつる故に、百世經ても、同姓は婚姻を通ぜずと定め給へり。されば我邦は君臣の分正しき事、萬國に類なく、神の御代より今の世にいたる迄、高御座うごきなく、旒を九重の内にたれ、四海波穏に治れる事、實に有がたき例に候。されば社、外より稱して君子國ともいひ、孔子もいやしき事あらじとて、桴を浮めてをらんと欲し給ひし由に候。されども男女の事は、大概いまだ開けず候き。されまく桂相共、世々のふみにも候へば、一二をあげ申候。昔彦火々出見尊、少童命の長女豐玉姫を娶り、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊をうみ給へり。葺不合尊は、豐玉姫の妹玉依姫をめとり給ひて、神日本磐余彦尊をうみ給へり。即ち神武天皇也。是は外祖につきての小母也。さて人皇十二代景行天皇は、垂仁天皇の御子にして、日本武尊をうみ給ふ。此尊、東夷征伐の帰路、伊勢能褒野にしてかんさりましませしかば、一生日嗣をしろしめさず、其御子ぞ成務天皇の嗣をうけ給ひて、帝位にのぼらせ給ひぬ。是即仲哀天皇也。此天皇の御母は、両道入姫と申て、垂仁の御子景行天皇、倭姫命の為にも、おなじく妹にてわたらせ給へば、直に日本武尊の為には、姑君にてましませし也。第三十代欽明天皇に、宣化天皇と同じく、繼體天皇の御はらからにてましましき。然るに宣化帝の皇女、石姫をいれ給ひて、敏達天皇をうみ給へり。其後もかゝる例ども、多く侍りし程にや、源氏物語などの根なし言にも、いろいろの見

ぐるしき事ども、思ひつゞけて書つらねけるに社と、数はしく候。さる程に男女の道、人そろ〳〵としりて、恥らふ様にもなりしは、儒教ひろまり候故と覚候。誠にその後とても、自然と人、その甚しき非を存候迄にて、制作の沙汰もなく候へば、むかしに同準して行なりの風俗に候。聖人の文には、兄弟の子は猶子のごとしとありて、伯叔父母は昔より小父小母の雅行にてあしらひ候程に、うちつけにはかゝる物語りもいむ程にとそ候を、こなたはむかしよりのならはしにて、王公大人よりして、此沙汰はなき事にて、御来書の通、滔々たるもの皆是に候へば、却つて聖人の禮に從はんも、同準して國風に栄はんも、非しる人もほむる人も有まじく候。され共昔が義て存候は、親族はいつ迄も久しく替らずむつはずして叶はぬ物に候。夫婦は禮をもて合ひ、義をもて離るゝ物に候。義をもて離れ候ても、むつはぬむかし程は、心よからぬ物に候。遠き族なければ、必ず近き憂ありと、是等も聖人制作の旨、適度のひとつにて候しかもしらず。よりて昏姻は疎族がよき物と愚て存候。賢風弱冠、足下猶日月に富せられ候。時勢の可否をはかり、義理に斟酌御取はからひ候はゞ、いづれ質庶に違候事有まじく候。不悉。

○同

一檀弓禮不レ下二庶人一といふ句、是は下の刑不レ上二大夫一といふ句と相對したる句也。それを両節にわかちたるは、陳澔の誤と見えたり。禮不レ下二庶人一とは、禮に天子公卿大夫士の禮あり。故に士昏禮、士喪禮、士冠禮、士相見禮、など有て、庶人の昏禮、冠禮、相見禮など云事なし。すべて庶人はそつ〳〵しく、物事そなはらぬものなれば、古の作者士迄の禮を制したり。故に先儒の説にも、庶人事あれば士の禮を假て、これを行ふとあり。刑不レ上二大夫一といふも、刑に大たを刑すると云所を制せず。此故に庶人事あれば、士の禮をかつて行ふ。大夫罪あれは、悪人の刑を以て行ふ也。むかし刑を制する日、大夫を刑する制を立ず。禮を制する日、庶人の行ふ禮を制せざるなり。禮を庶人に行はず。刑を大夫に行はずといふ事にては、あらざるか。

一種と儀と別なりといへども、儀も亦通じて種といふなり。

一左傳、帝龍の事見えたり。管見を以てこれを見るに、蓋し古、帝王の時、雲の瑞あれば、雲にて官名を紀し、龍の瑞あれば、龍にて官名を紀したり。雲とつけ、龍とつけても、雲にも龍にもあづかる事ともみえず。それが時代遙におしうつり、後に豢龍氏、御龍氏、などいふ名のみ殘りたるゆへ、誠にあやしき事、附會したると見えたり。古の龍畜れ候へば、今の龍もかわれ候。末世には、か樣の事とも、附會多く候て、背も見にくき事多く候。たとへば太神の無名雉を、天稚彦に使し給ひし事を、無名雉を鳥といひなしたるの類なるべし。

○天狗說

客來り、天狗をとふもの有。老人こたへていひけるは、我きける出處多し。大炎をとよ星をよばひ是といふ。そのうちに聲なきと、聲あるとのふたつあり、聲なきをば枉矢といひ、聲有をば天狗といふ。舒明天皇の頃、星飛で聲雷の如し、僧旻、天狗なりと奏せし事あり。よばひ星は、呼び星にやあらん。又晁のはしのうちに、非宿の分に一聚七星、南にたれてかゝれるを天狗とよべり。又、天狗は夜をつかさどる。天鷄は晨をつかさどるといふは、斗牛之間天鷄とならべる星にして、非宿の天狗にはあらざるべし。又图といふけだものは、狸の類にして、土に穴をほりすむものなり。蜀の國にては、天狗といふよし。本草にも見えたり。爾雅には、おはぞぼといふ鳥をも、天狗としるせり。又山海經には、陰山に狸に似て首しろきけだもの有。天狗といふよしなり。噂とは別なるにや。又同じ書に、天犬といふも侍り。是は赤して犬の類と見えたり。その下る所に兵有よしなれば、常にあるものにはあらざるべし。又蝦夷より松前の方の海には、いかにも鼻ののびたる魚ありて、處の俗、天狗魚といふよし聞侍る。かゝるたぐひにやといひければ、客、頭をふりて、いな、さにはあらず。俗に天狗とたんいふものは、所々高き山のいたゞきに處をしめ、さえかには人目にもかゝらず。世にかけるかたちを見るに、そのさま、人の如くに

して、面いぶせく、口とく、鼻高く、爪甚長し。肩の後に翅生たり。かしらに頭巾をいたゞき、身に袈裟をまとへり。されば虚空を飛行して、ちさとのくまも、またゝきのひまにかけり。人間をうかゞひては、驕りあなどる心あるをば、ともなひもてゆくなれど、剛なる人をば得をかさず。己が心にさかふものをば、或はつかみ、絶巘喬木の上にかけ、或はもとの所にかえす。風を生じ、火を化し、身を變化して、人ともなり、鳥ともなり。顯ろゝも、かくろゝも自在なり。されど日に三度熱鐵の湯をのみ、苦む事限なし。終に身死して蘇り、又飛行自在なりといへり。造化の間かゝる怪異のものも侍るべきにやといひければ、主人おしまづきをはなれ、我幾度もかうやうのものみつといひければ、客、眉をひそめ、あなあやし。いかで幾度もかうやうのもの見るべきといふにぞ、いざとよ。いかでか欺き申さん。さらばかたり侍らん。それ己たかきに居て、人を見おろすは、高山にすむにあらずや。頭巾は、悪魔降伏の相をあらはし、袈裟まとへるさまは、しめやかにおとなしく見え侍るにあらずや。さあつて物をよくやぶるは、爪のながきにあらずや。己、才にほこり、人をば皆おろかなる様におもひあなどるは、鼻の高きにあらずや。人の耻らひかくす事をばさぐりあばくは、目のときにあらずや。仇をせんとては、徒ながらもみかたと見え、ひが事ながら理と心まどへるは、變化自在にあらずや。導もとめて黨をむすぶは、そのともをかたらふにあらずや。かしこき人をさぐるは、剛なる人をばをかさゞるにあらずや。吾にさかふものをば、さかしらをかまへ、管枝徒流死のかなしみをかけ侍るは、絶巘喬木にかくるにあらずや。されば かゝる身は、もろ人にうとみにくまれ、公につみせられ、いろ〳〵とわざはひにあひ侍るは、熱鐵の湯をのむにあらずや。されどからうじて命たすかれば、こりあらたむる心はなくて、やがて又かれをうらみ、これを猜み、よしなきむかしに立歸るは、又よみかへり飛行自在にあらずや。されば唐の大和の昔の文より。今のうき世の有さまになずらへて、つく〴〵とかうがへ侍れば、唯このものゝ生かへり死かへり、家國こゝろのさまたげをなし侍る社、淺間しけれ。北條高時入道の酒宴の席に、天王寺

のゆられい星とうたひしは、わづかに共あとを、人に見咎られたるなるべし。いでやかゝるおそろしきものをふせがんずる所は、心すなほにして、まされるをうやまひ、おとれるをいとおしみ、かりにもをかしあなどる心なく、物毎に己が爲につとめなば、いづくか鬼のすみかなるべき。究竟なしとな思ひ給ひそと、いひければ、聞ける人も心得て、諾々。この頃の人の心の時雨の空の、照るも曇るも定めなきより、積れる雪のあしたの頼むかたなきも、人の世の中にたとへ侍れば、針鼓の如くおもひなされ侍とてまかりぬ。時は明和改元後の師走十二日、かたれるまゝに、梅園の南の窓にて書つけ侍る。

○津加美佐志の說

花は生るも挿いるゝも、各、その法ありとぞいふめる。されどおたななかなる人はしらず。知らずとて花のめでたからぬかは。軒に小垢つきたる花瓶のかたくなゝるを、心浮そゝもいとにかけて、花のおほかるおほからぬは、室、山畦の手にまかせつゝ、捨やらず、取つくろはず、つかみさせば、おのがまに〳〵亂あひて、抑ぞへきはたれ、ひきあるべきは高く、おもふまゝならねも、人の妻にたすらへておかし。花の若枝はさら也。枝あ宥きなくおれ、葉、良におとろへぬるか。興ふかければ、いつもさゝがにの絲のすみかとなるまで、かへやらで、歳々に新なるをかさぬれば、余所目さぞいぶせからん。隣なる總てふ寮の、此ころ櫻をし瓶なく拆來て、元てふ子にさゝせたるが、風にさそはれ、女のはし硯の前に散かゝりて、人の心をなやませしも、いつかきのふのたかしにて、あとはわが宿の、わづかなる水を命とも知らず、みどりをそへ、花して、腰にのこれり。行春のわたみよ思へば、いかで捨やはやるべき。総や鉢の東なれて、尋ねきよふも心さるしく、怖しやぶよふのもの皆そへぬれば、おれも所得顏に遊びたはむれつゝ、萬物靜に觀れば、皆自得といふ事など思ひ出で口ずさみけり。むの枝をわがね、葉をすかし、花よきをつみ、色うつろへば、やがて惜なくかひやり捨るを口をしとは、あれひとりしておもふ事にぞ。

○寄近文皆。

人の稱に、姓と氏と行第と名との四つ有。氏は族ともいへり。今苗字といふ。行第は呼名なり。假名ともいふ。名は名乘とも實名とも稱する也。夫姓は天子より賜はるものにして、木に幹あるが如し。故に氏は姓より出、又その一族をわかつ程に、時として變化する事もあれども、姓は萬世かはらぬものなり。故に姓につきて重きものは氏に候得ば、敬なく物好によりて他苗を冒す輩、祖先に對し、不敬の至なるべし。いかんとなれば、氏は竪に貫くものにして、是によりて誰が先祖、誰が子孫もわかるゝものなれば也。さて行第のある處、是を苗字にそへて呼名とする也。太郎次郎三郎是なり。藤左將軍維茂とは、將軍の號にあらず。もと十五男なる故に、余五郎と稱せしによりて也。もろこしにても是等の事あり。沈三佺期、杜五審言、などいへる此類なり。されど和漢隔別の事なり。もろこし行第の事は、東涯先生の輩行說に、詳にその事を辨じられたり。幼き時は外に名ありて、元服の時、實名をつくるなり。是は烏帽子親の役也。近頃、通字といふ事をいひならはして、世々かしらの字を通じて用る事あり。僻なる故實なし。祖先より子孫にいたりて、氏、竪につらぬけば、外に通る字意義なし。其上、父の名の字を冒す事、禮にあらず。兄弟は横に貫くもののゆゑに、其字を通す事もあり。今の通字といふもの、兄弟に用るは、然るべきかに候。名乘の事、返し候て歸納もしらべ候への由、此道、小子も學びて、わかき時は人にもかへし遣し候ひしが、大に義理なき事をさとり候て、後はいづかたも需を拒み候也。近古の俗にも、源義朝の名、梟に返り候て、父を害せしなど、音の清濁もしらぬ人のいひ出せし妄言に候。反切と申事も、昔はなき事にて、漢人は韻にくわしく、音にうとく、梵に音にくわしく、韻にうとく候ひしかば、梵漢音韻を合し歸納を得て、聲音をしらべし物に候。すべて世の中の吉凶といふ物をしらんとならば、天爲人爲を辨へ、當遇の天命に達すれば、ケ様の事より生ずる物にあらざる事を、理會いたす事に候。今の名乘を返すと申事は、先易の吉卦を安んじ、音の五行を見て、生克の順逆を定め、字書をかぞへ、歸納の字を撰む事を面と致候。聖人の道の上に、易の六十四卦に、吉卦凶卦と申事なく候。五行生

克は周の末より起り候て、物に配當して造化を論じ候。是又、聖人の學になく、天地自然に織り込ぬ事に候。其上、醫家にて申候得ば、脾は土、肺は金、腎は水と配し候を、音家にては、喉は土、脣は水、牙は木、齒は金と配し候類、五行配當の内にても、日相戾り候事に候。字は世々に變じ候て、むかし夏禹の頃の文字は、岣嶁山の碑とて、今に殘りて、少しも今の文字に似よる事もなく候。周の頃は大篆とて御座候。宣王石鼓の文とて、今にありて讀ぬ物に候。孔子の頃は、蝌斗迹かへる子の形の様なる字行れし也。今の隸字といふものは、やう〳〵秦の始皇の頃、事繁く字むづかしければ、下つかた役人ども手ばしりよき爲に設けた物に候。かゝる事に候へば、今の隸字に限り、其畫、造化の微密に合し候はん様なく候。音に五行を配し候は、もろこしの音に候。今これを呼候に和音に候。和漢の音、唇舌牙齒喉おなじからざるもの有。綏、和はヤと呼び、漢はイヽとよび、鴨、和はヤヤゐとよび、漢はヰヤヰと呼の類に候。さ候へば、支那國の韻鏡は川立まじく候。さり迚、こなたの韻鏡もこれなく候。又文字の音韻をしらべ候には、音を用ひ、名を呼候には和訓を用候はゞ、いづれの音に從ひ候はんや。畢竟技者輩をてらひ、口を餬ふの術と覺候。この故に、名はくらからぬ人により、出處正しき文字をゑらび、もちひ給はん事、尤可ㇾ然奉ㇾ存候也。九月晦。

○千野村貞平行狀を聞し記

我豐國東の郡武藏の鄕千野村に、貞平といへる者あり。ことし四十六、父は又助とて、貧しき暮しけるが、ふたりの子をもてり。田かへし草きる營もつきて、姉なるよしといへるは十九、貞平十四にたりけるを引具し、妻とゝもに、享保の頃、世わたるよすが求めて、筑前の國志摩の郡末岡村といへるに足を止め、十七年經ぬ。其内、又助も身まかり、たのむ木蔭もなき心地して、又故郷にかへりけり。母人あはれがりて、やう〳〵疊五疊ばかり敷ける小家つくりておくり。むかし畑の作りすてし壌の少し有けるをかへし渡しぬ。已もとより啞なれば、物かたり物きく事もかなはず。母は年老ぬ。それさへあるに、姉

なるものゝそめるが上に、口もさやかたらず、朝食、夕食の煙だに有かなきかに、世を過しけり。されども此者、天性至孝にして、こゝろの及ぶ限りは、母姉に志を盡しける。其貧しき事いはん限なし。されども其潔き心からに、菜をつみて飯にかえ、水をわかして湯となし、春はいれる様の袷、諸縫綿を夏、豐後の民、荒年にはくらふ。方言いひらといふ。あされ。飢渇をしのび、夏は口腹たどとりて、人にこひ求むる事をなさず。たま／＼そむ事を得ず、物かる事のあれば、指を出して日をかぞへ、かへすべき期を違へず。さりし安永五年中の霜月、その母死しけり。貞平かなしびにたへず、三日の間、物くらふ事能はず。親族、いろ／＼とすかしすゝめて、漸く食事をすゝみけり。さておふる後なれば、母葬らん事もいかゞあらんと、かたへよりも思ひ煩ひけるに、終焉の設は、とくより秘惜して、貯へし衣、米、味噌様の物まで、隣なる村へ在ける小女にあづけ置き、いかにこしき事有りても、其代りをそなへされば、これを用ひず。其程に、其期に臨みては、終りを送る心遣ひなし。母なくなりて、姉を母の如くいとおしみつかへけり。あまり貧しければ、姉、袖乞せんなど思ひ立けれど、貞平、其氣色見て、殊の外になげき、手をひろげてさへぎりとゞめ、涙をながし、袖をひかへ、己働き養はんずる價質をして出さず。ひそかに聞けば、姉のなからん後のそなへも、母のそなへの如く、いとなみつゝる由なり。去年西の夏、孝狀、國の守にもきこえ、褒美なまし給ひける。貞平、痛く悦べる氣色して拜納し、是にて母の石碑建なん事をはかる。口ものいはざれば、情もそゝに由なしといへども、心にいかばかりか、其の眼を榮とも思ひぬらん。推はかられて哀なり。むかし子路の賢を以ても、親につかふる事の思ふ樣ならざる事を、孔子に對して、いたましきかな貧しき事、生けるには以て養をなす事なく、死せるには以て禮をなしがたしとて歎けり。かくばかり貧しきが中にも、廉潔の志たゆまず、親に孝に、姉に友なる事、松の緑の、霜雪に色かへぬ心地して、我同盟の人に告げ、其涸轍の難を救はん事をこひ願ふ。其ふみはむき左の如し。

人と禽獣との相まる事、いくばくもなし。只義愛廉恥の心をうしなふと、失なはざるとの間なり。義愛廉恥、即ち仁義の心也。この心を存する時は、子としては孝に、臣としては忠に、父としては慈に、君として直に、家にあつては争はず。若此心を失ふ時は、子としては不孝に、臣としては不忠に、父としては不慈に、君としては、下を憐むの志なく、家にあつてはもとりそむく。それのみを惜しみ、死を懼れ、親子の恩愛、夫婦の情愛、生としいけるもの、これなきはなし。されどこれを人にたくらぶるに、只愛を催し、恥をしるの心こそ、彼になくして、我に有するものなれ。其禽獣になくして、人のみ独り有するものをもちながら、其心にすゝみなば、已れ自ら禽獣の域におもいるともいふべし。されば古人の言にも、四体を有す人とも心禽獣なといへり。いかに衣服をつくし着なし、容貌結構をつくせりとも、心の底の曲、ほろはざらんには、いふばかりの心みとりぞあるべき。此等、かく国書の内にありといへども、人に乞ひ求むるの心なし。其儒のことくなり。それと世の人を観るに、爵位のすゝまん事を願ひ、財禄のしげからん事を求むる故に、君をそねみかして、人にへつらひ、又は己を利せんとて、人を苦しめ、直ならず利欲を貪て、外はいかめしく勢ふ色しきを飾るも、いかでこの身の心の曲なく照る月の、秋の夜のいさぎよきが如くなるにはあるべき。されば孝は、百行の本といへり。其者もとより不具の身なれば、賢き人の教を行ふにもあらず。聖に親の恩を報るに、永慕、口にいらざる事三日とあり。已孝心の厚ければ、自然と其本文にもかなふなるべし。此別の愛、讃言として、讒諂うちき、いとあはれなるさまなるも、内には實官にも誌ざる心得けり。人もし、此心につとむらば、官に臨みては貪らず、孝悌忠信の其も立、禮義廉恥の心も休じ。文のはしくれにてものぞき見るもの丶、・・文不通の人に及ばざるは、貪欲執勤の始ともなりぬべし。しからば少しく己が恩愛の心をひらき、力を合せて其恩思をもたすけよと、同憫の人にすゝめ、同襲たらずとも、これをあはれともとめん人は、同じ志をはこぶべかしと、其行状をしるして、此人の志をも助けよかしと、つげ侍る事し

かり。安永戊戌五月日。

其後、その志を感じ、遠近の贈り物多く集れり。殊に久留島侯の上大夫吉滑氏へ、いかゞしてつたへけん。此記いたりて、方金二箇賜りぬ。野人の栄、何れかこれに勝るべき。

梅園拾葉　巻之中

○子嗣の辨

人家不幸にして子なき時、弟あれば其弟を子とし、孫あれば其孫を子とし、女子あれば壻をとりて、其家を續しめ、弟なき時は異姓にもとめ、其家の嗣されば、其家の老や幼を弊も是に歩えり、老はやすく終をとり、幼は孤とならずして、ひとゝなれるなり。もろこしの法は、其血脈をおもんずる事にて、祭祀まさに養ふべきものなければ、其血は斷絶する事なり。女子に有ても家督とせざる風なり。されども他姓より養ふ事も、絶てなきといふにはあらず。ふるを螟蛉といへり。螟はこ虫といふ字にて、こは其身の外に身の枝なる肉を結べるものゆゑに、これより轉じていへると見えたり。戰國の時の呂不韋もとの人なり。漢書賈誼傳に、家貧して子壯ければ、出て贅すといふ語ありし後に變ず。又その古の宦官といふものは、勢をたちて君につかふるものゆゑに子なし。百萬文、人の子を養ひて家を續。其の實子などいへるも、かゝるものゝ末なり。右のごとく、もろこしにては、女子ありてだに、其家につがせずとする風ゆゑに、贅壻に入壻した者と見えたり。我國の風は、是には異なる事あり。血統の続きは格別の事にして、其人ならずして續く者なし。末の人に至りては、其事を得ざる時は、他族をも養ふなり。法は人の立たるものにして、凡は其國のならはしなり。男とは人の陽にして、男は家に居て、他族の女子をむかへて配偶し、女子は父の家を出て、他族に嫁し、其家を家とする事、天地の常理なれば、とかくいふべき事なし。されども不幸にして、男子なきにあひては、女子とても、父母の血脈に相違なければ、女子は家を續ぐから子といふも、人の立たる法なり。女子も其家を續べしと立たるも、人の法なり。男子あらんには男子、家を育ずべし。梅の餘る枝けば梅の木につぎ、橘の餘る枝けば橘の木につぐよりしと見れば、天地に其理なきにしもあらず。さあれば男子なからん日、女子はありても許紙と同じと立

たるも、畢竟、隘なる說なり。今の學者、からの書に見なれ、からの敎にあはざる事をば、嫌ひあやしむも、學習の弊なるべし。徂徠、諸侯の國の事を論じて、子なき時は天これを絕なれば、國除すべしといへり。熊澤子は、人は盡く、天地の子なり。他族もつぐべしといへり。名分になることは、徂徠の說、正しき樣なれども、今一國の業、その君により、老を養ひ、孤をめぐみ、臣下從類を扶助するもの歟ぞや。それを名分に拘り、人の父母妻子を凍餒して、溝壑に轉ぜしむ、天地生々の德に負く、達者の見にあらず。もろこしの事はいざ知らず。我國のならはしより、今の人情に考へ、天地生物の德におし本づけて、これを見るに、なるべき程は、同族親戚に求め、もとめて得ずんば、他に求むるも苦しからじ。熊澤子、人は悉く天地の子なりと觀たるも、止む事を得ざるの上の達見なり。本邦にて、養子の始をいはゞ、太神宮、素盞烏尊の御子天忍穗耳尊を養ひ、天津日嗣となさしめ給ひしぞ、其始なるべからん。女子にして統をたれ給ひしは、是又、太神宮を始とし奉り、推古、欽明の御子として、崇峻帝の讓をうけ給ひ、元正、天武の御孫として、文武の統を嗣給ひし類、その例多し。下つかたにも、おかしさぞ是等に類せる事も多かりしならん。鎌倉の頃、北條、政事を沙汰せしには、寡女子、父の家をつぎ、例も多かりし事なり。さて我百歲の後、託すべき子なければ、我子ならぬ人を養ひて子とする事なり。其子とするにつきては、さま〴〵の難儀あり。難儀といへるは、譬は伯兄なる人に子なく、其仲弟を養ひて子とせんに、猶叔季の弟あり。已、兄の子となれば、叔季の弟、其日より席を改め、藹然として、叔父季父の位に居、其兄退ひて姪の禮をとるべきや。又、孫二人あらんに、弟たるもの故ありて重を承けて、祖父の後たらんに、其兄をして從子の列につかしむべきや。又已、女子あり。他より一人を養ひ得て、配偶せんに、子といへば、同胞相配するに似たり。壻といへば、他族の稱なり。壻養子といへるは、子なきにより、引とりて子として家を讓れるとしたるなるべし。されども、壻といへば子にあらず。子といへば壻とへだてあり。名稱いづれにも穩ならず。此頃或人の問けるは、こゝに人あらんに、其家あるじなくなり、おさな

きなすめのみひとりあらんに、配偶すべきとて、わきよりひとりむかへ置てんもの、いく程なく身まかり、あとつぐべき人なくて、をみなたしよて、又他の子求めて、其家の後と定めなんに、さきの死せるものゝ跡なれば子なり。子たれば其幼きな子は母の列なり。其をさなきを他に嫁せんには、血脈をたつなり。其祀をるを父とせざらんには、其娘をして命をうくる處なからしめん。かゝらんかたに於きなんずる人は、いまゝたづけ、いかゞ閑しく、義理に害なからんやとなり。皆、こたへける段は、是等は誠に世の常法とする處なり。我を以てこれを見れば、これ權儀にあらず。世に名稱の明ならざるよりぞ起れるなり。其所謂名稱とは、人の倫理、子といふあり、嗣といふあり。子、嗣の辨明ならず。乱權儀となれる也。これ子は父の後を續ぐものなれば、父の胤なり。嗣は子なきによりてむるものなれば、子と差別あり。さて子は嗣なりといふ内にも、世の中の事、嫡あり、庶ある習なれば、嫡長必ず其家をつぐにもあらず。嫡長にして其家をつげば、嫡長即ち其家の嗣たり。叔季にして其家をつげば、叔季即ち其嗣たり。嫡長嗣べからずして、庶子つぐ事あれば、庶子即ち父の嗣なり。然れば子即ち嗣なりといへども、嗣並と定れる事なければ、子の父に嗣ぐも亦差別あり。右いへる如く、子なくて嗣を立つれば、其嗣に子なきに起る事なれば、子と嗣を同じふせざる事分明なり。故に嗣伯仲叔季定に立る、兄弟にもとめ、從兄弟從子にもとめ、孫に求め、親族に得ざれば、他姓にも求むる也。後世にてはのつぐはえことい ふ。兄弟といへば、やはりめ、父の家督をつぐ事にして、其父母とは、同じ父母とするよ見えたり。是を見兄終弟及といへり。殷の世には、大抵、兄より位をば次第して弟に及ぼせしなり。さる程に、微子は殷の紂王の兄なり。周に降して、宋國を賜りし後、その嗣を弟仲衍に讓りしも、殷人には珍しき事にもあらず。天下も夏の禹王より後は、子に讓り嗣しむるといふ法たちたれども、五帝の頃は、天下は天下の天下にして、一人の天下にあらずとして、同族の内にて、賢德ある人を撰み拔きて、是に位を讓れり。其故は舜は堯の嗣にして、堯の子にあらず。禹は舜の嗣にして、舜の子にあらず。嗣の字は、堯典に、舜讓

レ子レ徳弗レ嗣として、下に正月上日受ニ終于ニ文祖一とうけたれば、其譲をうくるはつげるなり。是嗣の出處也。謹んで本邦、帝統の序をいふに、神武天皇は、鸕鷀草葺不合尊の御四男にましませしかども、葺不合尊の御跡をば、此帝つぎ給ひ、御子綏靖天皇も、御兄神八井耳、手研耳の二君を措き、神武の嗣となり給へり。白髪（清寧）帝は雄略の御子にて、雄略帝は允恭帝の御子也。白髪（清寧）帝崩じ給ひ、御嗣なかりければ、履仲帝の御孫、弘計、億計の二君を求め得たり。

履仲帝は、允恭帝の御兄にして、共に仁徳帝の御子なれば、此二君は白髪帝の再従兄弟にてましませしが、二君共に位を譲りあひ給ひ、弟億計の君譲りまけさせ給ひ、帝位につき給ふ。是顕宗天皇也。然りしかば、兄弘計の君、儲の宮にまし〳〵、顕宗、ほどなくかくれ給ひ、その跡を嗣給へり。

皇極帝、位を孝徳帝に譲り給ひ、孝徳帝崩御の後、再度位をふませ給ひしが、所謂前の位と同じふしまたきゆゑにや。御一人の御身なれども、諡號も前には皇極と號し奉り、後には斉明と申し奉り、世次も三十六代皇極天皇、三十七代孝徳天皇、三十八代斉明天皇と數へ奉れば、始は孝徳、皇極帝に嗣給ひ、後には、斉明、孝徳帝に嗣給ひし事分明たり。已に後の日嗣となり給ひ、さきの帝、かくれ給はぬ日は、四海父母をうしなひ奉る事、祖宗に對し、天下に對し、御一人のわたくし事にあらざれば、諒闇の儀式、例の如くにぞとり行ひ給ひけん。しかれば、嗣に父子の因み有て、兄も弟に續べく、子も母に讓るべき理にて、嗣子分明は別也。此前に北畠親房の神皇正統記にも、世と代とを分ちて、しるしたる例もあり。これに准じて見る時は、末々にいたりても、其器量たらん人は、子にあらざればあたはずと定めしは、いにしへの道にはあらじとおもはる、まして其實にあらん女子は、猶いとけなき打たれ嬰ならんものならば、此子、年長じたらん上、嫁たちて後、配偶すべきなれば、其子に不信不貞なし。親貞に、婚をいるゝの事ありても、故あればかへすといふ事あり。一旦婚姻の約ありては、婚禮なくても其節を守るべしといへる本文は見あたり侍らず。さて恐こくも、天すべらぎの御事を、賤しき末々の事に引奉る

は、はゞかり多かる事なれども、經書文の中にも、君子動而世爲天下道、行而世爲天下法、言而世爲天下則。とありて、君子の德を風とし、小人の德を草とする事なれば、上の跡をたれ給ふ處、四海の傚ひ法とる事、もとより下の道なり。惜しとはいふべからずと、こたへける。又其人の問けるは、子を嗣とその稱であり。父と嗣を養ふ人といはん、曰、吾人、我子を同姓に遣はしては、かれに養父といひ、これに本生父といへり。嗣たらん人の爲に、兄にもせよ、小父にもせよ、祖父或は他人にもせよ、父の位にをる人なり。此故に、嗣と子と別ありといへども、畢竟これは下の中に、その別を論ずる事にて、嗣即ち子の位なれば、其義、其したしみ即ち父子なり。古人養父嗣父のとなるあり。相通ずるしといへども、嗣父の稱とも稱し。父といへば義といひ、したしみといひ、實の父子にことなるべからず。已に嗣の父といへば、兄を兄とし、小父を小父とし、祖父を祖父とし、他族を他族とするに妨なし。天地は有のまゝなる物なり。有のまゝにすればむづかしからず。しかるを人の智惠にて、有のまゝに細工をまじゆるに、いとむづかしく制をなるなり。此の事に隱れもあるまじ。しかるは、養子といへる者は、あたるべからざるか。いな、子なきによりて、養ないて子とすれば、養子即ち嗣なり。實の子なれば、養の字なし。嗣子といふ字になずみて、家督を譲るものは實の子なりといへる者まどひあり。繼嗣といへるんが罪れりきたりし、其あるまじきを議論にすぎて上し書きぞけ。ひそかに問ふ子嗣の稱と名づけ、其人に送り侍る事しかり。安永戊戌七月

○櫻島火變の記

ことし、安永己亥の九月廿九日の夜より翌十月朔日、西にあたりて雷の音のごとくにして雷にあらず。大砲ともいふべくして更にあらず。石火矢などうつごとく鳴り響に聞ゆ。薩州阿多郡川邊にも知ざりき。既に三日く に、櫻嶋焼たり。此島と云は渡り十里もある所なる島なり。東西凡そ十里を巡り、南北の湖上の火出り。火石を飛す事兒の外也。且又、黒煙り、四時東南に吹覆ひ、人の往来、日数いまだ衰し

れずといへり。門生、其故を問に、こたへける樣、去年以來、伊豆の大島などもやくるよし沙汰せり。是は櫻島よりは大勢ゆるく、久しき樣にきけり。是誠に希代の變なり。されども天地より見れば常理なり。一體、地といふ物は、水燥のふたつの氣にて、種種造化の用をたすものなり。地の中は尚蜂窩の如し。古人もいひて、蘭のうちの理の如く、蜂の窠のあなの如く、窪ばみたる水の如く、諸處あなこちと穴あるものなり。燥とは地の氣なり。故に窮はなし。水の對偶のものなり。我號、もくのごとくねつきつ、膠漆を通ずる處も、其氣のうちなり。地中すべて、此氣と水とふたつあり。水は高きに靜き、卑き處に化する故、地上にうかみ、燥は地下に生じ、天中に化するもの也。よく地中に伏す。水は用谷を道路として、處によりては伏流するもあり。燥は地中の穴を往來して、閉してあつきれば火となる。其氣穴、山岳の間に通ずれば風となるものを風穴とし、火出るものを火穴とし、又時あつて雲霧を起す處となる事、皆燥氣の變なり。燥氣の火となるは、水の氷となると同じ理にて、冬の雨露をむすびて霜雪となるも、夏の濕熱を蒸して雷電となるも一つ事なり。肥後の阿蘇、信濃の淺間などいふも、其氣の外にぬくるなり。其處は地脈とて、硫黄地浸樣の地、あぶらの結ぶ處にあり。さる處は冷水の中にも火もゆるなり。其外、世俗に地獄といふも、ひとつものにして、混濁といふは、其氣脈の上を水の通る所にて、水の煖まりたる也。さる故に其處を流れ過れば、本性に復してひゆるなり。海の底にも其氣通ずる處、いくつともなくあり。此うちに右の陽氣伏し居て月に應れば、其氣、わきへ行ゆゑ潮かれ、月側なれば陽氣、下よりおこり水に入て水漲る也。水本性は下るものなり。陽氣そのうちに入れば、釜の内の水のわく如くのぼりゆくなり。されどその陽氣は客氣ゆゑに、外にぬけ出れば、もとの水となり、又流れて下るなり。右の燥氣、地中の空穴に貯へ、硫黄等の物を釀し、一時に鬱發を致すなり。寶永の頃、富士山のやけしも同じ事なり。其内此度の如きは、尤も大變とみえたり。地震は其鬱氣發する勢なり。右の陽氣地に鬱し、地面を陰に閉られ、無理に其處へ發すれば地震なり。天間の陰氣に閉らるれば雷電なり。秋の初、いなづまとて

ひかるも、夏の地面の陽氣のこれるを、秋陰の氣に遏せらるゝ故に發して散ずるなり。雷の後にして聲なきなり。天雷とて天のなるも、雷の如くして聲ある也。此節櫻島の火も、雷と同一理としるべし。傳へ聞に、櫻島は北極の出地三十一度餘のよし也。此地は三十五度餘りなり。此邊によくその音聞へたれば、中國あたりにも定めて聞へけん。四百里をうごかすとは、唐のみちのりにして、日本の十里にもとゞかぬことなり。誠に雷の音ほどたかきものはなき樣なれども、十里にみたず。此節の鳴動は百里にもおよびぬれば、物の音にかゝる大なるものはあるまじく覺ゆる也。水の流れ、火の起り、土地の出沒するも、世界にたへぬことにして、もろこしの燒石といふは、世に類なき大石にして、むかしは陸なりしが、今は海の中に島の樣に見ゆると聞り。からの西南のはての海に、萬里といひて、東西は二三百里、南北は七八百里も沙石のみ茫々としてあり。そのあたりは、ことの外礁多く、阿蘭陀船など深くつゝしむ所なり。是むかしは陸にてありしが、海に沈みしといひつたへたり。歴史などにも陸沈をといふ事多し。密穴ひしくる故と見えたり。是は遠き事なれば、定かにもさしがたし。出雲の國秋鹿の郡の北なる海黑島といふ有しが、天慶三年十二月上旬、俄に落いりて、今は其跡とて大石など殘れる事、郡開年にも見えたり。又天武天皇の十三年地震あり。伊豫の溫泉つきて閉め、土佐の田苑五十餘萬頃沒して海となり。又おびたゞしく鳴り。伊豆の島の西北二面に、三百餘丈の高山出來たる事、日本紀にも見えたり。さつきたりに此度の怪の變にて山出來たる事、同じ年、ぬにある樣にも覺へたれども詳記せず。もゝく慶長元年の七月、大地震、伏見高楼山なども石崩れ落ち、火出たるよし、府内の記事に見えたり。その時、今のあたり入じ山餘も沈じたりとあり。寛永の頃、八丈が島のあたり、一島を湧出し、年號をとりて寛永島ともいひ、寶永の頃、富士に火起りて一丘を生じ、寶永山ともいふ。水火は時として生る物なれば、むかしは富士の燒とよみしも、今はたゝずなり、下野なるのやしきの燒たとも、今はたへぬ。越後蒲原郡如法寺といへるには、正保二年三月よりあつくたき火燃出て、百有餘年をへて今にたえず。是等の事を思ひ合せ、水

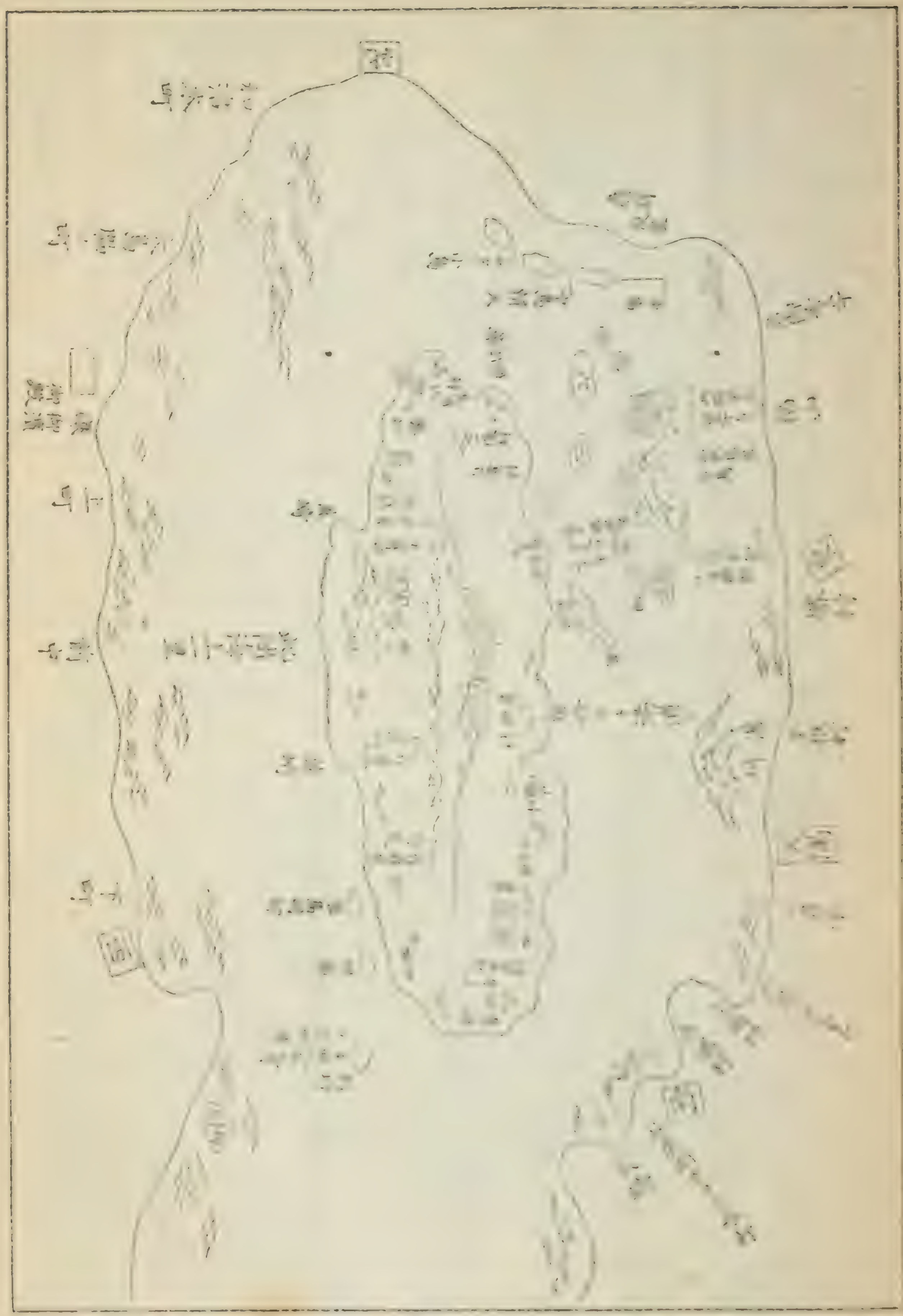
火の用の工夫あるべきなり。霜月望。

一、重記火變

其後、薩藩の知學事山本正誼の櫻島炎上の記を得てよむに、安永八年己亥九月廿九日夜より十月朔日にいたり、薩城及東南北數十里の間、地震ふ事しきりなり。其日、未の刻を過て、城下東方對岸櫻島の上火起る。火もゆれば地震ひ、地ふるへば火もえ、聲、常よりもとゞろき、光、電よりもかゞやく。火騰る事數丈、石を飛して空中に相撃つ。五日を經てその勢漸く衰ふ。されども猶は三四時をわたり、あるひは一二日を隔て、仍發常ならず。又東北五六里の海底より炎上る。其焔暗々として、日夜やまず。既にして海上一洲を出す。火を出ること二丈餘、周り半里なるべし。一月を經て、變動の勢、やうやくふるきに復す。こゝにおいて櫻島の形勢、高低參差舊觀にあらず。石つむもの五六丈に及ぶ有。炎始めて二三十歩にいたるあり。地の下風にあるものは、沙石ふるが如し。藩は上風にあるを以て、甚しきにいたらず。飛鳥走獸は沙石にあたり、魚鼈は海底の炎に傷らる。人、この災にかゝるもの百四十有四人、島に村すべて十八あり。火の起る事、古里村、有村、瀬戸村、黒神村、高免村の上にあたる。是を以て、これらの村民死するもの多し。麋鹿或は海をしのぎて、吉野といふにいたるものありといへり。さきに失記する者、續日本紀曰。廢帝天平寶字八年十二月。西方有レ聲似レ雷非レ雷。時當二大隅薩摩兩國之堺一。烟雲晦冥。奔雷去來。七日之後乃天晴。於二麑島信爾村之海一。沙石自聚化成二三島一。炎氣露見。有レ如二冶鑄之爲一形勢。相連望似二四阿之屋一。爲レ島被レ埋者民屋六十二區。口八十餘人。とあり。薩州にても、其地今は定かならざるにや。正誼もこの島なるべしといへり。その後、文明八年に燒たるよし、福昌寺の舊記に見えたりとあり。その遺跡、今嶋とてあるとなん。我有火變の圖を得て後に出す。正誼の記に、公命じて晝のみる所、夜のみる所の二圖を畫しむとあり。予が得るところは、いかなる人の圖せるものにやしらず。また傳へきゝけるやうは、火變の前、猪、鹿、狸、狐やうのもの、盡く山林を出て村落に群り、田圃をあらしたり



第拾圖



と、火氣、下にうごきて、起居安からざりしゆゑなるべし。

○燒島火變圖說

安永八年己亥十月朔、午時火燃、至十一月朔、火焔不滅、晝夜不止、入夜出燃見島之初、猶見其光。

十一月、前後子島噴土五十里及積言二寸許。日向見木燃。

島嶼湧出左ノ如シ。

〔一〕此島潮滿ニ寸不レ可レ見。

〔二〕此島石多ク、行歩不自由ナリ。巳ノ方高サ七八間ナリ、長九十五間、横五十八間、廻リ四町四十七間。

〔三〕此島土間々有り、回リ八町、高サ七八間計、長三町、横一町。

〔四〕此島石多ク少シテ行歩不自由ニ。過半大小四ク、潮崩レテ流潮相交ル。硫黄多シ。高免邑ヨリ卯ノ方回リ七町三十間、高サ四五間計リ。

〔五〕此島岩多シ。高免邑ヨリ卯ノ方廻リ五十町ニテ一里、凡中四町二十四間、高サ二十間餘、長サ十七町、横三町。

〔六〕此島土間々石アリ。高免村ヨリ巽ノ方回リ二十六町五十六間、高サ十七八間、長五町、横三町餘。

〔七〕此島無平ナリ。濱ニキアリ。小石多シ。高免村ヨリ子ノ方回リ七町五十間、高サ二間餘、長サ一丁四十間、横三丁。

〔八〕此島土石ナシ。高免村ヨリ子ノ方高サ二間計、回リ八十間。

右先日、見分ニ遣ハサレ、於ニ御組所一寫圖。

天明元年辛丑正月廿九日

○再答多賀墨卿

終日驅不得共到處。非馬力之罪。實取途之非也。臓腑之說。漢與西洋。雖有精粗。未得手條理。吾說之數萬言。猶未脫藁。而子問而不已。欲答之。則非短簡之所盡。欲不答。則殆負友誼。託秦伯龍南遷。陳二三以塞其責。夫臓者肉也。腑者皮也。臓以保內。腑以衞外。蓋天地一氣物。物皆有其體以閉天地。氣受其性。以活水火。虛體爲大物之府。實體爲小物之藏。水火圓轉於其間。乃化動與植。是故動植元一之分。雖成意之有無。據之則事俱資之於天地之給。是亦臓腑之理。若近取之譬。則觀之於一顆之粟粒。亦足通之於己也。蓋粟之爲物。稃能保米。米能營稃。稃米相倚。生意通其中。稃米相失。生意絕其間。擬之於其內外。則天轉以衞地。地持以營天。推之於人間。人能營宗而居。宗能保人而立。唯以物分。而異其徒。是以人身一臓一腑。臓則在內之肉。以能藏氣。腑則在外之皮。以能持質。古之人不能取內景以驗之於外體。故歸皮肉於外。歸臓腑於內。畢立言固然。試之於天地。則臓腑與皮肉同一物。以分用有意之文。遂致皮肉臓腑之別。故何則。腸胃之皮面裏而漸踰肛門。與所包身首之皮有。臓者爲骨於皮肉。筋脈以維之。動植已隔意之有無。無意者不用用意之文。有意者不得不用用意之文。於是植無臓腑之目。而動有皮肉之文。蓋人身以類分上下之部。上其耳目鼻舌之文。交彩聲臭味之氣於皮表。下其手足陰乳之文。授醞嗣器地之質於皮裏。內而咽胃腸膀。以皮納蓄收途水穀便溺之質。心肺肝腎。以肉保運化持天地

神木之試。故雖斷木則絲。其不同。而衣與身。故其本一臓一腑。各分內外。爲二臓二腑。各々獨。觀軀之用爲二臓二腑。古之定名者。知臓腑之在內。而不知在外其內者亦變目之所觸而數。不知諸者之所有所以而合之五。其臓一臓。而不名。則又以其說。於是其所可較。而反割之其所可割而合之。其所可謂而合之者何。聊以能納水穀其體常虛。胃以能消水穀。其體常實。其實臓之也。故其實者。論其虛。首以膀胱一條之皮囊。包有膀胱。但各外來之容其。而謂十則一斷相與。精六顏者。其系上屬肝臓。下著胃口。化精微液之氣。轉運之役。與膵之於大小腸之原。下至足之在下。首宮中央臓。腸臓於其中。飲食入于大腸至腸。一管之膜。聚胞以養筋血臓。外露清有。雖待斷一時。與衆成宗。水穀至於大腸。同其已出。則小便清。泄水非常。膜帶口斷。膈。宜於天門地戸。隨嘯已通。欲可下矣。於是以養大之穀。移居後大之空。於是尋養之氣自然通。斷推之氣閉。宜下焉。或以前後。天而臓。前至天之氣。首。宜若取以爲鍼。顚倒滑道。害矣。其腑可較而割之者何。命門。右腎之一片。腎者肝之一片。有臓必有膜。但之何時於之心宜何哉。其目爲宜。苦肝臓之于心。而。是臓者之於五臓。臓。益火蓋腎。腎虛其府。本也。至手足腕乳。則洪而不節。其它若斯本等之者。蓋謂之者。太。肺。腎在內。而謂之在上。臓腑經絡出心。而有較腎之寺。而未論焉。病液而說之體。不可復於觀夫醫者。以血三寸。而自稱。哉觀人之五臓。索之於翻覆。而不能。翻天象識。不知索譬開。実苦安臓。意者。有泣徑者。從之而而自說。並若五十臓富。則。殺勢臓人之耳口。人身爲家養骨肉。何必有父丈主金水者。而。肝腎之四行。則一之於火則分。君

相以爲造化之樞要。無用之辨。不急之察。棄而遠之。吾嚮爲耳。是猶行者問路於越。揭標曰北。於是乎北轅走越。取途愈遠。其進愈深。不亦乖乎。然千古之成說。人皆濡目於茲。染心於茲。未可卒以示蒙。故今唯省乎言。卽道於其人。致他聞。其詳竢所著成。〔明和安永己亥月日〕

梅園拾葉　卷之下

○三答多賀墨卿

神氣本氣の分、並に前胃腸者、其系上屬肝膽。下者胃口、化精於脾、散及之氣、其精之根、通腎、精之散、天氣ニ與ル息之原ト謂の文。かさねて教詩に孰當較、蠶又素轉を常時直錚とし、営衣依り揺て源流を盡き饒冶、其塲心を盛て、物の言簡みえ出皆、像理の所に、天門の眞闘にして、流に出て分れ、事に応つて合し、嘗も應接諸作にて安穏をなすべき物にあらず候。出し大物より萬物に至つて、其物を分子におゐては、氣天物独の中性質といふものを具す。然ふして體よく用を分ち、性よくする分も統ぶ。神本の二氣は、啻人にのみ有る物にはあらず。もと天の有するものを、人資て己が有とするものに候。本氣とは總成でよく其體を用ゆるの氣也。神氣とは性具してよく其作を盡くるの氣なり。故に神氣、人におゐては其有する所の意也。本氣、人におゐてはかく活動する生の氣なり。其中に心性あり。心の心は迹に應ずるなり、知り辨ゆるものを靈智といふ。性の稟にて覺悟統攝するものを精神といふ。即ち靈性にして、これを臨して、守護の節、和液の際、行止千般の事をなすは、其子也。生中に天より得るものあり。天より得るもの、物に依らざれば立難し。其物によるとは、天氣を呼吸して、よく表を偏り、地質を飲食して、よく裏を養す。即ちこれ用にして、これに體して、臓腑の支、筋骨の肉、脊血液動の物をなすは、其間也。人、かゝる身をいかゞして有するぞとおもふに、これもと天の有する處にして、これを人に給し、人、これを天にとりてなるものにして、給養の間に化機の二端あり。資て納むるもの、又保持の端倪なり。資て備もの、營養衛護の要資なり。資て納むるものは、天に得るものにして、資て備ものは、虫に人氣をあり、食に地質を資りて、其資備の氣を營養衛護するものなり。故に精力は營養を以て立つ。營養敗れをうくれば精力困した。精力已に衰れば、營衛用る所なし。故に保持本位、營養賓客して、其本氣全

く、思慮知辨、愛憎欲惡して、その神氣全し。神は神妙不測の靈にして、物混淪として立つの中に活し、物は磅礴無邊にして、神鬱浡として活するの表に立つ。立に就て本氣といひ、活するに就て神氣といふ。萬物に通じて持しかなり。蓋し其本氣の立や、資て始なるものあり。資て成くものある故に候。神氣の活するや、性感ずることあり。才運することある故に候。精、いかんかして此身を保するとなれば、内持するものあり。大物にていへば地なり。外保するものあり。大物にていへば天なり。力いかんかして此神を奉ずるとなれば、物、其神を奉ずるのりあり。人にていへば臣の奉養也。氣、其物を役するの力あり。人にていへば權柄也。性いかんかして感ずるとなれば、情慾好惡するを以てに候。才いかんかして運するとなれば、意智より知運するを以てに候。こゝに於て神氣、神を用ひて思をなし、本氣、物を立てゝ人をなし候。是を以て物を見て善と知り、惡しと知り、愛憎欲惡の感應より、或は爭へ、或は奪ひ、或は活し、或は殺し、譽め毀り、興り亡ぶるも、其に有意の所作にして、思ひに運て、知るに構まへ、好惡に感應いたし候。このゆゑに神氣は君の位にして、本氣は民の位なり。君民の事、位をいへば、君尊く民卑し。事をいへば、民本にして君標なり。其故は人衆ありてこれを治むる爲に、君長たつ。君長たちて後、人衆を設くるにあらず。然れ共、位は君在レ上、尊ふして號令提撕の權をとり、民在レ下、然ふして奔走驅馳の役をとる。故に本氣は民の如く、神氣は君の如し。本氣本にして、神氣標なり。神氣尊ふして、本氣卑し。故に奉ずるは、神氣の爲に本をなして、其神氣を奉ずるなり。役するは、神氣の爲につかはれて、これに奔走驅馳するなり。此故に物混淪として立ものは、本氣の幹するなり。意鬱浡として活するものは、神氣の運するなり。其本氣即ち天にして、神氣即ち人なり。天人の差別は、有意無意の間にて御座候。古來有意無意の辨未レ立候故、先達も是を混淆して、天を觀る事、皆人意の私に落候。此故に天は無意、人は有意と分つて、其人の中にも亦、天人あり。其故は天成レ人人成レ于レ天を以てに候。天の成す處は無意にして、人の成る所は有意に候。是又、人の天人を半分する故に

歟。其天成る人者は、本氣にして、人成る天者は、神氣に歟。此無窮なる者ありて、生の本をなし、有息なる者有て、生の精華を發する事に歟。是此大分と何理會ありて、上天の動靜可有歟。もし文術は天にあるものを悲慨にて、文而を離れ、萬物をよく渉獵し可被成歟。萬物よく前前にあらはれ候へば、禍文に誤謬あらば、淺迷路に御目にかゝるべく歟。大氣は物を離れず、物は氣を離れぬ物に歟。古人、天地未だ成らざる以前は渾沌たる氣のみあり、後に萬物をなせしは、氣を細やかに分けたるに候。故いかにとなれば、物はなく、只氣のみはある事論はざるものに候。火といへば、燒くるもの其中に發し、燃ゆるといへば火其中にあるが如し。故に必竟活せず。前によりて體をなし、前獨立たず、人の體を宅として活し候。人の體は保持奉役、天に出づるものにして、身體四肢の物によりて依て立つ事に候。衞護とは、今提燈に火袋あるも、衞護させんとの謂也。是火袋の用たるや、風吹き雨降りても、これを外より衞護するによりて、よく燈の防ぎをなすなり。營養とは、提燈の蠟燭を具ふるが如し。燭よく火を養ひ、其火に得る處の火の光をよく照とも營み養ひて、ともしなへにあらしむるが如し。火袋よく外來の風雨を防げども、營養の養なき時は火存せず。營養これを養へども、外來風雨の防ぎなき時に火立たず。保持奉役は、人より得ることにしていへども、さとしやすきにしたがひ、提燈の器につひていふに、蠟燭の營養にされども、蠟燭又なければ立たず。蓋また消耗くさる等の保持となり、よく其火を保ちに、火よくこれによりて、光を發す。火は營と心とに養を資り、營心よく養を火に給し、蠟燭との間にあり、光を發し出す。萬物皆しかれば、人身もとより同一體にして、其常に寒暑氣に觸れ、霜露を犯し、風雪を凌げども、これをして發しまざるものは、わが保持奉役するものゝ衞護すればなり。もし外を、其偏りを失へば、萬病百病發るの事、ともども營養の備あるなり。營は、身氣血精神の化出にして、營養を其内に在る處は、男授け女受け、子、その内になり、母乳して子養ひ、實、その內になるも、同じ營養の營みなり。春は花さき夏茂り、秋は實熟し實結ぶも、同じ天地の綱羅なり。故に養は生々を物給し、我資るの間にして、本役陳夜消類

肉味の給する所を資り、我氣液骨肉となし候。此營養に傷れをうけ候へは、氣液骨肉營養の源竭きて、吐瀉閉癃血液涸渇せざれは、乾枯骨立を致し、終に天成の元氣を衰敗す。故に兩備全ふして、稟賦盡るも、稟賦備つて、兩備そこぬるも、提攜の用成ざるにおゐては一に候。其營養といふものは、飲食胃に入り畜ふるに、肝上より還ひ、脾下より撑げ、胃をさしはさみて、鼓動をなし、飲食の精をとり、轉じて氣液骨肉となし、一身に周布して、造化の用をなし、其査滓、腸中に下り肛門に出づ。小便は古說異同ありといへども、其大腸、水穀一所に混入し、蒸して後、便溺泌別すと觀る故に、小便も共に直にてうくる樣に思ひなし、其泌別の處をそれとさし、或は膀胱に上口ありなど、穿鑿し循環の說のみにして、徹見の說なく候。阿蘭陀などにては、奇巧勝れたる國ゆゑ、臟腑の解あり。よて其小絡を導ひて、水を膀胱にうくる隧道を得る術もありと聞り。是は實徵ありや、たとひ然あるも知らず。よし此隧道あるにもせよ。溺の道路、全く其道より洩れ注ぐとせば、造化の用はなし難かるべし。予が觀る所を以てすれは、便溺の事、大に同じからず。大便は名いふ如く其道あり。小便は其口なし。此處よく工夫すべし。人は小天地といふも、造化に異なる事なければなり。易にも雲行き雨施して、品物、形を流くといへり。先造化の用を觀るに、雲、天を覆ひ、雨、上より下るといへども、雲雨は、もと地の濕氣蒸々として騰り、清際に留められて、雲のかたちを顯はし雨を結ぶ事、口より出る氣のたけれは、消て見るべからざれども、鏡を面に寄ときは、曇りとなりて露を結び候。是も小雨露に候也。今雨降らんとして、礎濕ひ襟潤ふも、雨の未た水土にとまりの一候に候。是を以て造化の狀、下に水土の質あり。其もの、氣の鼓舞によりて、氣も蒸騰して雲霧となり、雨、其中に結ぼれ、なすべければ其質、空にとゞまる事能はず。下り濺ひて萬物を潤澤生育し、潤澤生育の餘は、終に川谷に注ぎ海に歸し候。若此地際水土の氣、天間に充溢せず、夫より只下ざまに流れ入らは、萬物を潤澤生育することはあるべからず候。然れは我天地造化の用も知るべく候。水穀の質、胃內に畜へ、其氣、胃外に蒸騰し、肝脾の鼓動によつて、一身に充溢し、潤澤生育、我身に雲霧雨露の用をなし、其査滓、

下に歸し、膀胱に滲入し、用谷の用をなす。かくの如くにして、尾に其口あり。前に其口なきの理、然らざる事を得ず。是を以て營氣は下飲食を胃中に養ふといへども、消化運轉の用は、全く肝脾の鼓動にあり。臟腑といふものは、腑は皮を以て相繼ぎ、納上下を保持す。臟は肉にして齒々別物、孤あつてこれを粉糠す。髓といふものは、骨に結聚り、臂に至り。腰椎を司として、一身いたらざる所なし。故に其の精氣、氣液の運動、みなこゝに導かれて行ふと見えたり。膽は肝葉の内にかくれ、膽汁を蓄はへ怒の根となり、膵外皮膜あり。上、肝葉の内に帶き、下、胃の溢口のさき腸の上頭、西洋の人は、こゝを十二指腸といつて、統轄の要所とする所あり。そのたに云く。是所と腸との接する所にして、是より陰に歸するに依て陰根なり。營養の氣は地獄に表り、衛護の氣は天堂に表る。地獄は口を門とし、天堂は鼻を門とす。それより咽喉に下り肺に入り、その經心に帶き、五大、臍に朝す。臍者に先天後天の氣といへるは、胴たる皆を以ていふものにして、先天とは含て胎なるの謂にして、後天とは含て臟なるの謂たり。それ兒の胎に在る、含て總ての氣を用ひず。故に口鼻の二門倶閉づ。其門、閉るる兒卿も生る。生るゝや呼吸飲食含て臟ての氣を開く。夜、ある人にきく事あり。兒初生にに生ずるが如き者、臍帶を指ずるに、啼々として動氣あるもの、臍帶を留むるもし。之に反るもの臍帶に生ずそし、活する者ありと。我、之試すといへども、亦此理なきにしもあらず。呼吸の事、呼ものは故きを出し、吸ものは新しきを納れ、其事は虛實の精をとり、營降を主ると同じく候。故に經は營元なり。臍は衛元なり。營臟は一身を立るものにして含て臟その用有らざる。精力は一身の立つものにして、含て胎なるの用有と候。精華するとは、物の神を蔵ぐるにて、退陰にていへば、陰陽たてに云神臟。營衛すといふ陰陽もあり、衛護すといふ天堂もあり、無ずてきたあり。てそ、陰陽大ての泰なければ陽陰なるず陰。其陰陽たて、精神に下より相火を帶と僞へば、營養衛護するといふのは、そこにて火の相ずる事明かに、而し卑し、亦あり言ありと見する故、其大に敎へられて、上るとも下るとも、陰とも衰はるとし、其精力、其令に從へは其役をするたり。是を力役すといふ。

故に春は上につかゆるにして、役は上につかはるゝなり。これを以て手まひ足踏み、目見耳聞き、大小便行んと欲すれば其道を開き、忍ばんと欲すれば、まどろみても其守りを失はず。是を力の役といふ。其力役を執らざるに至りては、遺尿遺失、手足攣痪、精神恍惚、百患萌動する事に候。故に精力は、資始の氣にして、營衛を大地にたのむ。營衛は資生の氣にして、精力を天成にたのむ。精力已に離れば、營衛存する事能はずして、我大地閉づ。營衛弱めば精力衰ふ。精力衰ふる所あれば、營衛隨ふべし。思慮知覺愛憎欲惡の神も、これを己が本宅として、用をこの上に施すに候。以上の條理、とくと御考へ候ば、神氣、本氣の別可ㇾ爲ニ判然ㇾ候。未ダ成ㇾ人、人成ㇾ了ㇾ天の故に、有意の神は初生の時は糊混沌として開けず。老後は朦朧たりやすし。壯より向かなりといへども、存は必本氣に歸す。前に申す如く、神本の二氣、天地も萬物も皆これを具へ候。されども物によつて長短有ㇾ之候。天地は神本に優劣なし。故にかくの如く悠久なり。物ふたつながら全ふせざるは二の能に候、故に神氣長ずる者は本氣短し。本氣長ずる者は神氣短し。植物、本氣に長じ、動物、神氣に長ずるは其大分にして、其神氣に長ずるの内又長短あり。又人よりして鳥獸を觀るに、鳥獸、神氣に短し。故に本氣長ず。是を以てその生たる生命堅硬の物を食つて傷られず。雨雪霜露を衝て犯されず。産育困しまず、喜怒相引かず。人は衛營に意を勞し、重綿醇酒に寒をふせげども、風軒水榭にたかく倚り、綿絡水葛に暑を避れども、猶時として時氣に病む。米は穀を去り、肉は骨をさり、猶水火の調熱をかり、妊娠の調護、嬰孩の抱負、本氣の短きことかくの如し。本氣の短きこと如ㇾ此を以て、神氣の長きことと萬物にまさる。是を以て、天の遠きも是を測り、地の厚きも是を察す。羽翮なしといへども、空に翔との鳥を斂し、鱗鬣なしといへども、水に潜むの魚を漁す。肌膚寒暑にたへざれば、麻を績み、繭を繰くり、支體雨雪にたへざれば、傘屐を製し、神氣の有餘を以て、本氣の不足を補ふ。是より猶めて、二氣の物たる所、御考可ㇾ被ㇾ成候。以上。安永庚子蕤賓。

○贈示ニ學徒一

一學問は飯と心得べし。飯にすぐれば毒たり。かけ物などの樣に、人に見せんとする爲にはなさず。
一書物は金かしの質のやうなるもの也。金なき人のもたらねは、鼻紙ふきなどの用にこそ。
一學文はくすりの樣なり。よく〳〵こゝろみされは用ひがたし。少し書を讀めは少し學者めく、餘計書をよめは餘計學者くさし、こまりものなり。
一學文を身の樂におもふべき也。よその見る爲にすれば、惡口をも今はのがれず。
一學文は置所によりて善惡わかる。臍の下よし鼻の先惡し。
一學文は輕業のやうにすべからず。輕業は人の目の下に見おろし、人の天窓をふむものなり。
一衣裳うつくしくかざり、人にすぐれんとするは賣女なり。人の見る時、風儀をたゞし、人に譽られんとするは歌舞妓のものなり。今の學者は、とかく此類似たる樣なり。
一碁のうち樣は、いつにても、先をとれはまけぬものゆゑ、我もしれり。とかく道理はのみこみよし。熊のきも若い衆止なり。
一足の皮はあつきがよし。つらの皮はうすきがよし。大體世に不實とて、口はきけども、行ひは足よりも上に見限らる。さる故、面の皮あつくなり、足の皮うすくなり、恥ぢる事多し。よく心得てつゝしむべし。

○長州赤間關二人のうかれ女

豐前の僧韓海

長州赤間關は、文字の關と相對して、山陽道の終りの關、西海道の咽喉を扼したれば、行かふ舟の泊りする所にいなり町とて、花街ことに賑はひて、晝は客を請ひ、夜は夜に往よふ中に、大坂屋某といへる妓あり。もと同じ國なる橋本といへる里の貧しきものゝ子たり。朝食夕食の料もたえ〴〵なれと、よたりが中にはとゝなりて生計にせまれり。そのとし、齡いまだすゑみける正月の頃、おとしてなりぬ。然きのもとに枕を並べ、世をならしの世を經がたくや思ひけん。父、此子にむかひいひける樣は、家貧しくし

て得たく、霜雪のふせぎも心つきゝたらず。供にはたよりのかたもあり。しばし行てんとて携へて出けるが、娘みちのさあらぬ様なるをあやしみ、供にはさくは行まじきものをといひければ、いたとよ是は國のかたへ通ふ道なり。またたにてすこしの用事とてのへ、夫とも供へ行べしとて、程なくその大坂屋へ行、十年餘にもなり、金とも其身にすかで歸りけり。娘始て其事をしり、唯ふし沈み、なき暮しなき明しけるが、それもたなければ日數程つゝ、やゝ心とり直し、これもさるべきにこそ、なましひに、不幸たらんとおもひなしくつかへて、漸る十四には、うまれたのつとめに出けるが、見ひたすらに放蕩の父こひしく思へども、山川へだてぬれば、便だにおもふまゝならず、色々と心を盡し、やゝかしの者覺し、人して國のかたへ下り給へとすゝめければ、父も世渡る道にくるしみ、殊に我子の招くかたなれば、やがて來り、これをたのみに家かりて住けるにぞ、淺間もなし思ひなる事となりて、主に暇ひ日ごとにとふていたはり、心あしき時つきそふ程の事こそあらね、心つくまゝにつかへける。此處の法に、十年身をうり、期あきて三年の禮奉公つとめ、其給あらつきし日に、いとまとることなり。ふたゝび三月目も、水の流るゝごとく十三年過し、いとまとるべき年きたれり。さあれば、ことし四月、母十三年遠忌にして、いとまとるべきは八月なり。淺間おもひ煩ひける樣は、さいはひ身して母の遠忌つとめんも心やすし。苦しとていかゞせん、只貰くばもとの身となりて、彼岸になかれ子を合せば、草葉の蔭のなき魂も、手むけの水のいさゝに心よからんと思ひ、かつ言葉にもいひけれは、此事、いひ侍ふる人有て、孝女の志とげざらん事を本意なく思ひ、主にかくときこへければ、わきの姉との思ひきかず。これを哀れときく人多くありて、其のみかは女まで、其夫にすゝめ納し金遣し、主に暇とらせぬ。淺間いはんかたなくうれしければ、家にかへり待を請じ、本意のごとく佛事つとめ、終には結末なる伊兵衛といへるをまねき、うら町に此國屋と號し、花しき住居ながら心よく父につかへけり。卽ゝ此伊兵衛といへるもの、いかなる樣にしぞともふに、淺間いとけなき時、大坂屋に同じく在けるが、かりそめの詑かはし馴しを、主のしりて、その身追やられぬ。

夫より身をうき草の根をたえ、難波にさまよひ、長崎におもむき、後はあづまのかたにゆき、からうじて年月を過りける。淺川いときたりて、老たる親も養ひてんと、まさふ水もありしかども、父が心に得ざりければ、おもひとゞまり。手弱女のひとりも過しがたければ、此思ひける程は、かの伊兵衛は誠にかりの契ながら、我ゆゑに世にたよりなき身とはなれり。事とひてみんと、人していひおこせたりければ、これも共志すでかたくや思ひけん。はるばるとくだり、長き縁者となりにけり。世の中の幸不幸運不遇は、誠に人力の及ぶ處にあらず。淺川お松の後をすてたるに、父の罪なり。時めくかたになるかざるは、父の爲に身を鬻したるなり。かりそめの縁に、伊兵衛に信を立しは、遊女の貞といふべし。遊君の貞といふうちに、已に純孝の名たれば、我親にもよくつかへてんは、兼てしれりけるにこそと思ひやられぬ。今は名もかへて行といふましなり。予が友淺吉秀賓、安永乙未、國の事ありて、赤川に行て宿りしに、此女の孝状きゝしかど、紹いそぎければ、つぶさにとふ事なくて識りぬ。しかるに契る中の林、○國の事につき、赤川にとゞまる事數旬、孝女のおぼえわすれ、彼此と物色しける處に、淺川は其國屋の妻となり、猶八人といへる女あり。已が家のまづしければ、これとし頃、我良の中をわかちて是をすしなふよしなり。右淺川が如なる十八歳といふ者にあふて、其一度いかなる事どもなりていひければ、親に孝なるものは他人にも厚し。我同様のもたふたれば、わので訪ひし事有しに、おたへに願行ふしたる則あり。いかなる人にすとといへば、遠き所の人なり。此町某の家に、手代つとめ居れり。然るに其頃忿にかゝり、便あるかたもなきが宿にお蔭ゐ侍る間に病しつる也と語れり。さらば久しく病しれるにすと、かへして問ければ、いな、さにあらず。我つま、ひさしく勝沼し、身病はしき頃は、世に情ある人ありて勝愛うけ、とかくして今日のあるなり。さりとて遊園の花、貧賤ふるほどの事だになし。人の上をあなたの事と思ひなさば、いとゞ歳に覺え、我夫、いためり給ひし方に、報恩を爲する心に思ひ侍るなりといひしよし、前誌で共にはおりこの中に、淺の花見つけたる心地しつ。秀賓、かゝらん人には目のあたり

あひてこそ、家産にもせめとて、やがて北國屋を訪ひけるに、背むつきしげによりつどひて、父は日はさやかならねども猶健にみへ、まらうど來り給ふなど、娘子して酒出し、さかな濟に取つくろひ、しばらく酒くみ、孝女の物語きけるに、娘の己をいとふいとおしみて、心地少しにても何ならねば、神に祈り佛に頼み、寒(かへりまを)のたゆる間もなきなどかたり笑ひ興じ、夫より引手ものどもとらせて、旅舍にかへりぬ。孝子とて世にも聞ゆるは稀なるに、猶彼家には、その人あるよし奇異たる樣に思ひ、又八入が行狀を人に問へば、幼より孤となり、人に養はれ、其父もむなしくなり、母とたのみしもの、已十三の年より病の床にふして、誰たのむべきものもなき程に、主に隨ひ、日ごとに隙こひ、湯水飲食の介抱し、もとより炊ぐべき薪とても貯へなき程に、主より己にあたれる養をなかばわかち、十むのことしに至るまで、養ひ侍るよしなり。秀實、瓜田に履をいるゝと、人も皆あんなれど、みずしてやまんも本意なく、此者をよびて逢ける。このもの、ことし十六、色もことに木にはやりてみへける。酒など出したうべけれども、もとより糸竹のしらべもなく、只しめやかに物語ともしつ。秀實、こゝにはいかにして來たれるぞ。たれが身の上物語せよといひければ、八入、袖かき繕め、さる事に候。我は世にたぐひなき、薄命なるものにて候つ。もと赤間町粟の屋何某と申者の子にて候ひしが、生れてふたつにして、父を失ひ侍り。其時、我にひとりの兄侍り。母なるものも續の小船の楫をたへ、世渡る道のあらざれば、人のはからふにまかせ、兄をも人に遣し、わらはをば外濱町喜三郎といへるものに託し、其身はさるかたに嫁しぬ。それより喜三郎夫婦を父母とたのみ候。頼みし娘も家貧しく、五つといへるに、身をこゝにうられ、春現をもわきまへず、程なく十三といふに成ぬ。然るに此年、父と頼し喜三郎あやまつて井に落入り、人の介抱にて引上たるをみれば、纔に息はありながら、身は只あけになりぬといひけるが、今の樣にや思ひなされけん。たまりかねて泣出せり。暫ありて、心苦しき月日さへ、たてはたつものにて、頼む方も今はなく、八十餘日ながらへて、終にはかなくなり侍りき。それさへあるに、又母と頼みし人も病起りて、身かなは

ず、幼心のするかたな〳〵、人の親は心もとあれば、おすけなしなれかしとすれども、手に川水をせて心地よる。我まだ時ありて、朝夕な□事として、飲食を進められし□、これを□にある人の寄せ□へとも思ふなし居るに、□□□□、今は□□□□□ひ、身にも□□□□□、□りのいとまもある時は、かへりとひいひ思ふなることもあれども、そいとまなき時は、心にとめておもふ計り、母は身のなやましきに他事なければ、今朝は遅かりし、きのふはとはざりしなど、聞え侍るもきくに苦しく、まゝならぬ身をうらみ候。せめて我かたおもんにおとらず、他事なくおもはるゝ方もありて、かゝるうきの便とも頼むべき人にても有侍らば、おもひ慰むかたも候べきに、かたちだに人におとり、よしなき身を恨み侍よて、さめ〴〵と泣ける。寿貞、かさねて君の母の行衛、いかにと問ければ、されば其事にて候。是も今は身を人にまかせ候へば、かゝる賤しきすがたをきたる人にきこえなば、猶うき事のありもやせんと、深く我身をかくし候へば、其の□□□所に□たよし聞しき時は、手を合せこたたこおがみはべりと。又さしうつむきて啼けるにぞ、満寿、岩木にあらざれば、袖しぼらぬものなかりけり。げにや笔には諸共に親に捨られし子なり。孝思深ければ、今ははや親の心にも、我とも往ともいかに他事なくおもふらん。世に不孝の咎なしと、古賢のいひし言葉とも思ひ出て涙に侍りぬ。寿貞もあまりに哀になりて、我も古郷には父母をするのなり。かれが物語聞につけても、たゞつみふかく覚へ侍るなり。よしやとかくてもはつべき、あたら身を立べき日あらん。心ともしくとも時のいたるを待べし。今宵はわれ身は冥官の□□に沈むとも、九原の大赦の御恩をもみまたはし□しぬふべし。□□□□ば、な□□□□□、よく□りて心□に母の安否を□□□。□□□□□□寿貞、□□□□、我を助けて、此事をかたりて哀とも愛し、凡人を□□、国守の□にも□し、□□と□□かしと、ともに□□□□□□、□に世に□を立て、人に品□をすう□□、□中に□□をいたゞ、□に仕□、□□を□てよ仕ひ□□□□へども、其人の□□は、道の□□にまでこ及ぶ□。□の□□によるこ□からず。□□に天地を□□しに過ぎ

時は、君子のをり場に隔なし。其なる處の賤しければとて、其德を仰がずんば天地の心にそむくべし。親の命のそむきがたければ、心にそまざれども遊女の街となり 淺間は遊女たらざることを得ず。誠に女の道は、さなきだにおもきが上の小夫ころも我つまならぬつまなかさねそ」と貞守れども、不幸にして身を落しいるゝ處も、其身のとがにはあらず。かつて人に馴し事なり。京師の遊女三たといへるが、貞女、兩夫にまみえずといへども、我はたらちねのために 身を河竹のうきふしに、けふのつとめを僞とて、と書て、

たゞやたゞ誰かはけふのつまならむ定めなき世にさだめなき身は

と書捨しよし、其情もと憐むべし。日本南京の隱妓林秋香といへるもの 人に嫁して後、むかしおもひしものゝ、入していひ泣りける事の有けるにこたへて、

昔日章臺舞ニ細腰ー 任ニ君攀折ニ嫩枝條ー 如今寫入ニ丹靑裏ー 不レ許ニ春風再動搖ー

これ光武のいはゆる、東隅に失して、桑楡に收むるにて、一旦節を失するも、貞潔の操立ことあり。これを花にみる時は、梅白く桃紅に、薔薇の色の美も、己がいろ／＼を春の風に搓はすぞ、げに天地の心なるらん。これらの事、思ひつゞけてかんがふるに、淨瑠璃のふたゞび遠流の命をめぐらし、淺間がいとまとくとりし、初か夜ふけて親のもとあねたべし、金左衞門が費を得し、事に輕重ありといへども、皆至誠のしたらしむるなり。己意ある心より、かゝる事は及ばじとおもふ物から、かなふべきもとめだに得かなへずして過すなり。豐前中津川は、源豐後山中より出て、羅漢寺の下にそゝぎ、末流を相會し、終に中津の城をめぐり、海にそゝげる大河なり。是にそふて一條の路あり。豐前に通へる往來にて、人馬ひきもなくゆきかふ所なり。しかるにその間、岩尾高くそびへ、激浪岩根にそゝぎ、春雨、五月雨などいとふ降り、または夕立の俄に川上に催せる頃は、人馬行なやみ、あやまつて、水に溺るゝもの年毎の事なり。しかるに享保の頃、江戸より回國の僧禪海といふもの來り、これを見て、誓て此岩をきり開き、後

米浮液の毒を救はんと願を起しける。されども雲霧丹烟を吐納し、仙籙長松うちしげり、寒泉雨なきも、つねに溢ひがちに、苔むし頑滑なれば、世にその名さへ嶮道といひならはして、中々此岩をうがたん事、愚公が山なりと人みなあやしみ笑ひける。されども此僧、屈を顧せず、経営やむことなし。其誠忍らされば、実に人感化し、吏民、力を合する事ともなり。石工の術出来り、既に三十餘尋の岩窟を穿、かの岩をきりうがつこと三所、すべての長さ百間、幅濶二丈四尺、洞中幽邃にして、太陽明通せざれば、処々岩に窓をうがち、これ仙洞にも過ぎたらんと思ふばかりなり。人馬聲はくうちつどひても、何さはる事なき坦途とはなれり。げに空方岩を通すといへる語を、むかしに耳にきく。今は目に見はべり。しかればむの事成ずるは、みな帰の心よりして、人陰をも感動させ、目にみへぬ鬼神をも役するに、誠のやまざるよりなるべし。

二賢の事、秀賢が探り得る所にして、便時なるが文なれば、ふたゝび人に孫する事もかたく、一覧東なき筆の跡ながら、優なる心ばへを幽所に閉さんも罪ふかく、まげてよゝにしるしける。近き説、たよりあるかたの人は、まゝ此賢を得て、ぬりかへ給ふべし。記録は力の及びたずねとひ侍れば、おほかたはたがふ事あらじと、おもひ侍る。

梅園拾葉　終

青柳のいと長くしてことたらざるはなきなる。世にすゝむ大人の槐園拾葉をとゝに見よとあたへ給ふ。條々言葉数なくみじかくて、物よく其理をさとし給ふ。大人は足引の山のふところを立も出ず、窓のもとにかしの實のひとりなり出て、誰を師としつかへず。遠くふるき世のさかしきから書に目を遊しめつゝ、あるに求めずして聞よる人の多きは、たゞ三史五経のかど/\しきのみとおもひをりしに、皇御國の古ことよりも、よくさとり給ふよ。春樹、身をかりのたむしより、今六十年の老にいたるまで、是を國に心ふらずして、我生出し皇御國の體ありしむかしのことのかたはしも知ることのあれかしとおもひをる心、肝にこたへ涙の出くることの多かり、そのしりへに拙き詞してしかいふ。

天明貮つのとしむ月　小のゝはるきしるす

新著聞集

新著聞集總目錄

新著聞集目録

忠孝篇　第一

慈愛篇　第二

酬恩篇　第三

報仇篇　第四

崇行篇　第五

勝蹟篇　第六

奇怪篇　第十

才智篇　第十五

清直篇　第十六

新著聞集第一忠孝篇

著者不詳

○忠臣鐵火手中を燒す

明智日向守殿の頸、晒されしを、何者やらん盜し、その穿議甚しかりし時、江野伊満といふ浪人、たしかに見屆し事有て、「日向守殿の老臣齋藤內藏介が所爲なりと訴へしかば、頓て內藏介を召出され、尋たまふに、內藏介、威儀をたゞし、以の外の氣色をなし、さり共筑前守殿には似合ざる仰なり。亡君本意を達せずして、たゞく成りはてしその印なれば、いく年をも晒し置、諸士の手本ともなすべきに、ぬすみかくして何の益かあらんといひしかば、筑前守殿にも至極の事に思召され、このうへはとて、內藏介と伊満とに、天神の前にて鐵火を握らせしに、伊満はたちまち燒たゞれしに、內藏介は何のかはりし事もなかりければ、つゐに難を遁れしと也。

○兄弟いつはりて吉利支丹に降る

江戸にてある浪人、兄弟して親を孝行せしに、元よりすべき業なければ、只困窮の事のみをなげき暮せし。ある時、兄がいはく、みづからを吉利支丹なりと訴人して、御褒美を拜領し、親を安樂にあらせよと頻りにいひしかば、弟まことに此儀然るべし。しかしながら、兄を訴へては天のおそれもあるべし。只ねがはくば某を訴へたまへよと、一向になげきしかば、親の爲にすてん命、惜むべき事かは。兎も角もよとて、親にはふかく隱し、吉利支丹奉行なりし井の上筑後守どのへ訴へしに、その身も吉利支丹なりしかど、訴人の事なれば、銀百枚褒美たまはり、かの者は則ち禁獄せられし。然るに吉利支丹頭より、此

度の者は、此方の宗徒にては侍らずと訴へしかば、これは不審しき事とて、双方をめし穿鑿ありしに、されば我らが宗門には定りたる明證の候を、此者は曾てしらず。又いかなる手筋より成れるぞと問しに、たしか成る證據も侍らずと拙くいひしかば、此事、さも有べきとて、かの者を責たまひしに、此上はつゝむべきにあらずと、しか〳〵の謀計を以て、御公儀をかすめ奉る段遁れがたし。仰ぎねがはくば、親兄を助たすけ給て、それがし壹人は、何分にも刑罰し給はれと、頭をたゝき席に泣てなげきしかば、暫て高聞に達し、孝道のまれなる者なりとて、町年寄の樽や藤左衛門に預あづけ給て、そのいち命をたすけさせたまふ。鎮撫守殿より金子十兩、町奉行甲斐庄喜右衛門殿より金一枚、能勢出雲守殿より金三兩、樽屋藤左衛門より金三兩合力ありしと也。此事、世にかくれなかりしかば、かの兄弟を保科肥後守殿へ召出されしと也。

○攬轡門外

吉良上野介殿騎に乗ながら、上杉彈正殿屋敷の裏門より、たゞ乘入れられしを、岡田左右衛門といふ者、轡をも高く取て走り出、馬をおさへ、これ上野殿、いかに彈正の實父にておはしませばとて、上杉の家は別方とはかはれり。かゝる振舞は、此家の恥に成候まゝ、すみやかにおきもどし、歩にて入らせたまへと轡をいさゝげていひしかば、げにも誤りたりとて、歩にて入りたまひしとなり。

○主人を追慕して三宅島にいたる

江戸御旗本平野喜四郎は、家來の窮事によつて、伊豆三宅島に配流せられしに、召つかひの彌兵衛といふもの、主人のわかれをかなしみ、いかにもして今一度逢まいらせんと、他方こゝろを碎き、業をめぐらし、船を借ならひ、浦賀方小笠原香太夫殿の組の水主に出て、三宅のたよりの船をまちて渡海し、年來川立せし習りものあきたまいらせ、数年の寂寥を慰侍りしが、そのゝち天和三年に喜四郎赦免を蒙、歸國せし時、彌兵衛、身の有切りの財寶をもつて、主人をたすけ、いと懇に奉公せしと也。

○百姓甚助孝悌にして家富む

備中の國淺口郡柴木村の百姓、子三人に田地を三ツにわけてゆづりしに、兄二人は耕作怠りがちにして、年々未進せしかど、弟の甚助は形のごとく、精出せしゆへ未進などもなくて、母もこれが方にて快くやしなひ、殊が孝行成る事又たぐひなかりし。ある時、二人の兄がいはく、親ながら依怙あり、汝にはよき田地をゆづり、我々にはあしき所をあたへしゆへ、例も未進となれり。汝の所領とかへとらんとあれば、誠に仰のごとくにて、恒々笑止におもひしまゝ、成程左様にめさるべしといへば、いや縦ひ汝か異儀あるとも、とらでは置べきかとて、押て取替しか共、すこしも恨る心なく、かのあしき田をつくりて、尚未進する事もなかりし。兄は次第に未進まさりて、庄やよりとがめにあひしを、甚助なげきて侘言し、負物などやうやくにつぐのひやりしを、庄やも不便の事におもひ、兄共をゆるしけり。ある年の秋、霖雨して洪水あり。田地多くながれて、村々大きに歎く處に、甚助が所分は、すこしも痛む事もなく、穂なみ、いつもよりもよく立しかば、代官中村半兵衛見分ありて、これたゞ事にあらずとて、國司へ訴へたまひしに、目付吟味のうへにて、まことにいみじき事也。急ぎ甚助をよびよせよとありしに、その夜甚助がゆめに、出家四五人、月を拜み居られしそのうしろに、袴着たる人あまたおはして、饗應の體にみへし。翌朝母にも近きものにも、かゝる夢見侍りしと語りあへる處へ、岡山郡の奉行より、いそぎ來れとありしかば、頓て出行しに、母もいぶかしくおもひ、跡より兄を見まいにつかはしける。その日は國司精進日にて、國生寺の僧四五人來れるに、めづらかに孝心のものあり。見たまへとて、殿にも袴を着したまひ、家老のめん〳〵も列座し、末の間へ甚助をよばせたまふ。前夜のゆめにすこしも違はず。扨、汝いやしき身として、年來母兄に孝悌を盡せし事、まことに天の冥助に相かなへり。御褒美としてながく田畑をたまはりし。文にいはく、

備中淺口郡大島柴木村内抱分、田方三反、畠方三反、都合六反、依レ感ニ有ニ孝悌之行一永代與レ之。素

より僻地之民歸レ不レ知レ有二孝悌之教一纔に天質之發妙哉。郡中皆至レ稱二其美一是亦天之靈也。故以二天祿一賞レ之者也。

光政判

承應三年十一月十三日

柴木村　甚助

かくのごとき、廣大の御恩賞を拜せしかど、員斎なしとばかりいひて、きのみ常のけしきにかはる事なし。折紙をきたなき袋に入れしを、郡奉行見たまひて、袷をきゝせとらせんとて、一日宿をかれし。又横目山田市郎右衛門に仰せつけ、母が様子をみせたまふに、年は八旬といへども、甚だわかく見へし。孝子をもてば、何事も心にかゝる事なければ、いかなる大名、高家をもうら山しくはおもひ侍らずと、母がいひしも、まことにさる事にて侍りし。

○存母には孝を盡し亡父には施を行ふ

備中和氣郡そふこう村に、喜十郎といふものあり。ひとりの母に孝道たぐひなし。かれが舎弟弐人あり。これは家などもとみゆたかなり。されども、母それがかたへはゆかず。貧しき喜十郎にやしなはれし。然るに、嫁がこゝろざし疎きとて、子三人ありしを離別す。村のもの共扱せしかど、いやとよ。母に不孝のもの、いかで置べきか、殊にかれ附日も人なみには過たり。今わかき間に、いづちへも行たまひこそ、その身のためもよからめとて、同心せざりし。喜十郎、傭日をかり、代になして母をやしなふ。又父が命日には、柴を寺にもち行き、門に捨をいて歸りしを、住持見て、又喜十郎が所爲なるべしとて聞をいへば、我はしらずといふ。同村のものなど、此師は殊にことかくといへば、そのまゝ柴をもちゆきすて置。例の事とおもひ聞をいへば、ゆめ〳〵しらずとて顔をあかめし。又いにしへは、田畑もひろく持しかど、貧族ちければ、奉行も不便におもひ、歸るやうにしてとらせんとあれば、賣し時はうれしかり

しを、今、人の手に入りしを、かへし中事おもひもよらずとて、却て怨言をせし。かゝる正直孝道なる事、國司光政公にもきこしめして、八木をたまはりし。尚かさねて田地をたまはらんとの事とかや。

○勢州龜山にて父兄の敵をうつ

青山因幡守殿大坂御城代したまふ時、家中に石井宇右衛門といふものは、年ごろ五十ばかりにて、物ごと相心得、人品いみじき振まひなれど、傍輩中までも敬ひけり。然るに西國方に、赤堀源五右衛門といへる浪人、年二十歳あまりにして、日来ありつきをかせげども、思ふしなもなかりし。その知人の何氏にものし、なにとぞ其方親類の宇右衛門殿をたよりとして、青山殿の御家中か。又は東國邊の似合しき事もがなと、しきりにたのみければ、いざよとて消息相そへ、宇右衛門かたへこしけり。宇右衛門、事のよしを聞とゞけ、士はたがひの事なれば、とかく因縁、時節あらんに、先幹三と我方に休息し、たれ〳〵とも隔意あらせなとて、身内同前に介抱せられけり。源五右衛門時なじみ、家中のわかき衆中と出合、鎗の師となし、こゝかしこもて揃されしに、ある時、宇右衛門、ひそかに源五右衛門をまねき、其もわかき時より、武藝にとやかくと心を盡し、冥加に相かなひ、殿にも鎗の御指南を申、家中のたれかれも弟子にてありしが、その方の鎗、此ごろ物かげよりうかゞひ見しに、いかにも未熟にぞみへし。もしは巧者なるものゝ見とがめんも、心憂ければ、やめたまへとありしかば、耐には承引して、さらにやまざりしを、又の時、上・途のかせぎは障りなし、武藝の事は上なきものなれば、却て人の褒貶もなどゝ、事のわけをたてゝ異見せしに、しからば貴殿の御指南に逢たきとて、稽古鎗をとり出し、所望してければ、いや無用の事なり。誰の負ても品悪しと辭しゝかど、達ての請にて、一合せせしに、ヤァといふ聲の下にて、胸したゝか突れければ、今一合せとありしを、一向におしとめしに、氣色かはつてのぞみしを、いなみがたくて又合せしに、其まゝ長鎗をふみおとされてけり。源五右衛門、いかばかり口おしき事におもひ、この意趣はらさんと、隙をうかゞひありしに、頓ての夜、戌の刻ばかりに、宇右衛門城より

歸りし折しも春雨し、雨具とゝのへ、何心なく通りし所を、源左衛門は小藪のかげより飛で出、覺のいしゆ覺へたかとて、小脇にて胴腹をつき通せば、宇右衛門刀拔しかど、末期くじけて打倒れしに、僕はおそろしき事におもひ、そのまゝ宅へ逃もどり、かやう〳〵の事と告ければ、三之丞をはじめ、家來のこらず馳つけ、漸にたすけて歸りしかど、大疵なれば得もたまらず、次男半藏は五歲、三男源藏は二歲、ともに幼稚なれば、伊時分に養育せよ。兄三之丞は十八歲の事なれば、親に胸も入しまゝ、父が敵を討て朝前に備へよといへるを、最期の言として、その夜つゐに空しくなりぬ。三之丞は右の遺言、殿へ言上し、敵討狀をいたゞき、年配の若黨召つれ、いづくともなく出て、廿三歲の春まで、東西南北の國々、山をこえ海をわたりて尋ねしかど、敵、さらにしれざりし。あまりの事に思ひ、源左衛門親父赤堀遊齋といふ醫者、大津にありければ、此ものを討て高札をたて、我在所をうちしものは石井三之丞なり。親の敵をとらんとおもはゞ、美濃國何村の何氏が家へ來れ。赤堀源五右衛門へ告よと書たり。漸夏にあたりしかば、三之丞は美濃の何氏が晴明にて、行水しければ、四五町もつゞきし高藪の内より、源五右衛門かけ出て、親の敵覺へたかとて、肩先より切付けるを、さらぬ體、日ごろ待うけし事なれば、心得たりとて、腰元にもたせし脇指にて、拔うちにしければ、源五右衛門が骨と覺へし所を拂きりにしてけり。三之丞大きずなれば、たまらで即座に死したり。付そひし若黨、なんぼよ口おしき事におもへども、源五右衛門が行方を見うしなひし事なれば、是非なく本國にたちかへり、次男、三男に事のだん〳〵をいひふくめし。兩人も漸く成人して、諸國をかけまはりけるが、源藏二十三歲の時、すこしく事の端をきゝしゆへ、奧州かゐ山の城主、松平周防守殿家中武石五十石とりし、鳥大將下村孫右衛門へ、森平と名をあらため、草履取にすみ、身をつくし、骨をくだきて仕へしゆへ、主人も他事なく不便がりし。同家中のたれ〳〵にも、見しられし中にも、赤堀水右衛門とて、百五十石とりしものゝ方に、森平が家來のもの、若黨奉公にすませし間、一入ねんごろに出入せし。元祿十三年の夏の事にてありし

が、孫左衛門より水右衛門方へ用の事ありて、森平をつかはせし。水右衛門行水してけり。日ごろ愍をくはへし森平なれば、よびよせ背をながさせしに、背より腰にいたり、以の外の疵あとあり。森平がいはく、これはいかやうの疵にておはせしとあれば、されば其方は格別のものなり。かたらん。某わかき時、かやう〳〵の事にて、石井宇右衛門といふものを討し。其悴三之丞といふもの、某を引出さんために、某が親遊斎を討てければ、其の、阿何氏の大藪のうちに、四五十日程かくれ、三之丞行水せし處を窺かゝり、徒に大袈裟にうちしが、さすがの者なれば、懐もとに脇指をもたせて、某透る所をはらひし其疵なり。それが弟兩人ありしが、四五歳の水子の事なれば、活たるも死たるもしらず。縱令活て居るとも見しらざれば、今更討んとおもふ事はかなはじ。然れども、某も敵ある身なれば、いかばかり身を大事におもふ。又殿にも此事を知りたまふゆへ、隨分かこひたまはる。此事、かまへて人に語るなと、ねんごろに制しられし。森平、心のうちには、是ぞ神佛の引合せとおもへども、露も色には出さず。見事に挨拶してさりぬ。爰におゐて、森平、いさゐに文したゝめ、江戸にありし兄半蔵方へいひつかはし、何とぞして此方城中へ來りたまへといひこしければ、半蔵もこゝかしこ聞たて、周防殿ふち人、讃打某八兵衛方へ、吉助と名をあらためありつき、龜山へ供して來りし。翌年三月の出がはりに、逹ていとまをとり、森平、口入にて、七十石とりし近習役鈴木芝右衛門方へ奉公し、これより切々、森平と水右衛門方の若黨と三吟出合、何とぞ殿の江戸參覲の前に、本意を逐べきとて内談きはめけり。水右衛門が若黨申せしは、某親は嫡子三之丞殿に附そひしかど、本意をとげずして、空く國元にて身まかりし時、其方は譜代の者なれば、何とぞして、次男、三男を御見たて申し、親、兄の敵をうたせ申し、此意趣をはらせよ。我はたゞ此事のみ草葉の影までもおもふぞ。相かまへて空くなすなと、遺言しておはりぬ。ねがはくば御兩所の助太刀、ゆるさせたまへとくりかへしいひしかば、兩人のいはく、いや國元に大切の老母あり。急ぎ下り、此よしを申し通ぜよ。萬一仕損じたらば、兩人に成りかはり、母を養育いたせ、もし背

におゐては、じ生までの勘當とありければ、しからば此うへは力なし。さあらば、此所より一里ばかりのその所は、松生茂り、影あらはれがたき事なれば、某、髻をもち行相待んに、其意のうへにて、先其所へ來りたまへ。かならず〳〵と有ければ、此事然るべしとて、主人水右衞門かたを、一兩日の隙をこひて出行けり。吉助は四月九日の子刻に、主人芝右衞門へ、昨晩ねがひ申候通、今朝五ツ時に國方の者、此驛を通りしまゝ、しばしのいとまたまはれとて出しを、主人まだ遠くもあらじ。暫月代をしてゆけといへば、いつものごとくそれ〳〵をとゝのへ、おもひし事少も色に出さず相つとめて、夫より藪の裏、堀のはた松のこかげに、紺の單衣に大脇指にてしのび居、水右衞門通りし處をおそしとまち受たり。森平は主人より、若黨にすべきよしを再三いはれしかど、曾て受ざりしが、何と思ひけるにや。此間はかたじけなきよしを申せば、主人より刀たまはり、名を市右衞門とあらたむ。此事、伯父にきかせしに、いかばかりよろこびて、重代の一腰をくれしを、主人へ見せければ、國和泉守の二尺三寸の、氷のごとくにて、肝をひやし侍りし。扨八日に水右衞門方の下女に、白き下帶二すぢの端縫をたのみ、九日の早朝、主人の御國の湘、乖結などとゝのへんとて出しに、不圖、大手にて水右衞門に逢し。これはいつにかはり小野郎壹人にて、歸さがりいかゞ心もとなしと云しかば、水右衞門がいはく、されば今朝事の外頭痛せしゆへ、五つの番がはりを待かね、同役にことはりをたて、野郎が髻もち來りしを幸の事におもひ、歸るとあれば、しからば某暇いたし、療治まいらせんなど戯れ供せしに、水右衞門のいはく、その方日入レの、芝右衞門家來の吉助は、何とも合點のゆかぬ眼ざしなり。かさねて慮外あらば、討てすてんとあれば、市右衞門いはく、下々は誰しも同じ事なり。只大目に見たまへといふ處へ、吉助、松かげより飛出て、石井宇右衞門が伜半藏なり。親并に兄の敵覺へたかといふまゝに、頭より鼻の下へ、半分に切ておとす。同く源藏殿なりとて、肩さきより大袈裟に切はなす。是兄弟三十三歳と三十歳と、此日に當て、年來の素意を遂せり。これ偏に佛神の御惠、又は亡父、亡兄の草間の念力たりとて、手を合せ四方をは

いし。扨書をきし一封を、水右衛門が袴のこしにゆひつけ、兄弟もろともに、足ばやく城外さして出けり。小野郎はこれにおどろき、園の垣へ落しかど、やうやく匍あがり、事の始終を見たりし。早速殿へ言上し、件の一封をひらけば、大坂以來のだん／＼を書盡し、自分々々假名、實名は申すにおよばず、かたな、脇指の銘までくはしく記してけり。追手には誰か彼かと、二時ばかり案じたまひて、漸く仰出されしとなり。まことにふかき御思慮やと、皆人感じあへり。兩人のものは、兼て云合せし松山の內に、三四日ためらひ居て、往還の人の噂を聞とゞけ、もはや追手の氣づかひなしとて、若黨を本國へ歸し、兩人は先上方の御幟關をけさんとて行しが、坂の下の驛にて、五六百石もとらんとおぼしき武士の、下向せるを見かけ、すこし無心の事あり、かやう／＼の旨趣にて、只今立さりし。此間三夜まどろまず、事の外疲しまゝ、しばし御かこひ有て、やすませてかしといへば、侍はたがひの事なりとて、茶やの奥の間に半日ばかり寢させ、もはや晩におよびしまゝ、ゆかせよとて料理すゝめ、金子十兩ほど取出し、いかゞしく候へども、只不自由をたしたまへよとあれば、近比御こゝろざしはわすれがたし、此方にも貯ものせしとて、百兩ばかりとり出し見すれば、たのもしき御仕かたなり。いざさらば／＼と、たがひに禮儀をのべ、南北へわかれてけり。扨青山因幡守どの、御子息下野守殿は、遠州濱松の城に今ぞかへりければ、兩三人立歸りしを、類すくなき者どもとて、いかばかり視せたまひ、兄半藏に親の本知二百五十石、弟源藏に新知二百石たまはり、屋敷きびしくかこひ、番人それ／＼に仰付られしとなり。まことに未曾有の事とて傳へし。人々感ぜざるはなかりし。世に元祿曾我とてもてはやせしも、いといみじき說なり。

○淺野遺臣本所義討

元祿十四年三月、大內より靑陽の御ことぶきの勅使、武城へ參られし折、御馳走人とて、播州赤穗の城主淺野內匠頭長矩殿へ仰出されし。吉良上野介殿は、公家衆にておはして、日々內匠殿と殿中のまじは

り逃からざりしが、いかなる宿意のありけるにや。同月十四日、松の御廊下にて、上野殿に飛かゝり、しかく\の意趣覺へたかと、只一討にせられしが、長ばかま小刀の懼たれば、眉さきわづかに切付られしを、こゝは殿中なりとて、逃んとし給ひけるを、又後より追うたんとしたまひけるを、御目付梶川與三兵衛抱とめ、双方へひきわけたまひし。此事、すみやかに上聞に達せしに、時節といひ場所といひ、甚だふとゞきのいたれなりと、殊に御氣色よからで、翌日、田村右京大夫殿に御預けありて、すなはち切腹おほせつけられし。四月十八日に脇坂淡路守殿うけたまはりにて、赤穂の城地をめしあげられし。舍弟大學頭とのは、松平安藝守殿へ御預けにてありし。上野介殿はもとより薄疵たれば、療治いみじくて、頓て平復ありし。内匠殿家臣は怜の落着におよびしよりも、數千萬の人々、扇山岡に、雨水いかり流るゝがごとくに、上をすへかへして、末々をうしなひ、腕くらみ身詰まりて、日夜悲歎として復とわすれたるに、同く起居狂騒として、物に狂へるに似たり。誰か其の仕事をとり計むべきものはあらず。然るに家老大石内藏介は、文にうとくして、武に猛きものにてありしが、心をしづめ義をとゝのへ、愼で上使の仰にしたがひ、城郭のとる所なくとり賄ひ具に引わたし、同仕の臣原らを相ともなひ、引退き侍りし。元來さる人にあらざれば、いかなる事の有しやと、人々氣色をうかゞひしに、凡そ徭從の士三百有餘が中に、すぐやかに百十餘人をえらびとり、文中におゐて志ざし鐵石をいだき、義は霜雪を欺き、又俯妻子をも災のために遠離し、必死を一類にきはめし、勇士四十七人迄を出し、左に志を同し詳をめぐらし、自に京都にありながら、前原伊助は絵小をあきなひ、神崎與五郎は扇子をあきなひ、先達て武州にくだりしとき、一類の様子をうかゞひ考へ、深いふたるゆへにや。日ごとにこゝかしこと、堀部彌兵衛を猶倒し、多の金銀をつひやし、世のそしり、人の嘲りをもいとはず、日ごろ放埒の體なれ共、内外しく吉良果しが、其内にも武にくだり、洛にのぼりし事數回度なり。後には、右の四人の者を、上野殿屋敷ちかき本所相生町貳丁目に店を出し、米、塩の雜貨、あるひは茶菓のたぐひあきなはせて、日夜にかのやしきの

有さまを観察せしと也。此時節、岡野次太夫、大岡清九郎、井關德兵衛といへる三人は、事のよしありて、先年浪人したりしが、件の一亂をきくよりも、干戈、物の具を帶して赤穗に來り、舊恩を一死に報ぜんと、強にこひしかど、内藏介、いかなる心にてか許ざりし。また安井彦右衛門は、淺野家の用達にておはせしかど、佞なる本性にて、義臣にしたがひ件で退きぬ。又小山進藤は、内藏介が縁類なりしかど、陰にふけり財をたしみし人にて散ざりし。又糟屋勘左衛門等の三人は、多病薄情にして、身を父母の膝にやしなはんとて閑居せし。又大野九郎兵衛、同﨑子郡右衛門は、邪奸多貪のものにて、みづからの財具百餘荷をあつめとゝのへ、城下の大津や十右衛門、木屋庄兵衛といふ買人の方にかくし置、一生を不義不忠のちまたに優遊せんとはかりしかど、人のとがめ、天の罰すゝ遁しのびがたくて、四月十三日恥辱を負て行方しれず落さりしが、まことに天の覆はず、地の載ざることはりにや。こゝかしこのふるき舊音のかたをもをひ離され、跡をとゞむべき處もなくて、又八月廿六日に赤穗に來り、近藤源八、岡部喜兵衛といふものを賴かたらひ、竊に大津やへしのび入り、件の荷物の封をきり、金子三百兩ぬすみ出し、鰐の口をのがれしごとくに、逃げさらんとせしを、隣家の買人見とがめ、猶家中かくまで流浪てんぺんせし折からに、いかに自分のたからにもせよ。盜りいやしきふるまひ也。兎角に大野父子には宥べからずと、忿りたけつていひしかば、義にあたり理のせめたる處なれば、一言をも出しえず、只わなゝき懼れて、そのまゝ金子をさし出し、沙汰におよばず。是非にゆるしたまへと侘しかど、他の見せしめの爲なりとて、やがて御預りの地頭へ訴へ、父子の者を町中引わたし、つゐに追放せしとなり。その外、義をすて恩をわすれて、散落せしもの六十餘人、又同苗大學頭殿、御出世のことをたのみまちて、身を全せしもの六十餘人とかや。菅野三平、矢頭長助、岡野金右衛門、父はいきほひを内藏介に添しかど、運命のおよばざるにや。遂に病死してけり。橋本平左衛門は强勇のあまりにて、本意を同士とゝもに遂ん事をまち侘て、終に自殺せしとなり。然るに四十七人の義忠の臣は、主君のかたきを討ほろぼし、末後の

遺恨を黄泉の水にそゝがん事、いと安き事に計求めしかど、かの節には、かねて遺臣らが志を達せん事を恐れて要害きびしくて、賣買の者にいたるまで、常に見しらざるものは一人も入れず。猶も門闔念比にかため、殊に實子なりし上杉殿よりは、警固の勇士それ〳〵に添をかれしまゝ、四十七人も時運の日月をおくりかね、とつ〳〵とり〳〵となりし身の、いつの時にかいひ合せけん。元祿十五年極月十四日、今夜こそ目がけし人も館におはして、同役のかた〳〵を饗應あり。謡はやし、われ人をもわすれしほどの酒宴、今はや究竟の時なり。殊に明れば亡君の忌日也。としかた年月の本意を達せんと、有明の月をよる〳〵にて、丑の時ばかりに、本所回向院の裏門ちかく、おの〳〵一所に出合けり。下には着ごみにすね當し、上には白き袖なしの羽おりもすそに、淺黄の水玉、所々にちらしたるを、此度にや揃へけん。皆一樣に赤ながし、親眤の短冊に、假名、實名を書しるし、同じ樣になすぼつけて、鑓、長刀、弓、矢、うち物、かけや、まさかり、おの〳〵携へ、先表門より梯をかけ、忍のもの三四人、難なく門をのりこし、即座に門番を討ころし、内より門を明ければ、みな〳〵おめきて打入ければ、表門にはたれしれず、三百餘人つめおけ、これは内に入んとする氣色もなくて居たりけり。扨内へ入たるものどもは、かけや、かなてこにて、ぎやうさんに敲き立〳〵、暫て玄関より打て入り、且くがほど打合〳〵して、山崎阿竹三左七九よ、ひくものにいひしは、是ぞ相圖のことばならん。良あつて六七人ばかりかけ出て、戦ふしぎなり。上野介殿は見へざりつるに、門外へ人出ざるか。長屋へは入らざるかと、たがひに知り尋ね合けるに、長屋の戸口をかため居たるものども、又門外の大勢も、いやとゝへの遺も見へざりつると、中村居間のあたり、天井、椽の下など、心を付て尋ねよといへば、其も又かけ入かけ出、求めあぐみて支へける。然る處に、ヌレ此稻荷の拜殿の下に、まさしく人聲こそみゆれといへば、それ〳〵といふより早く、拜殿の椽の板二三枚、難なく引放してければ、今まで求めかねたる、上野どのにてこそ有けり。そのかたち、白むくのねまき一ツかされ、三尺手拭帶にして、丸腰にて居られけり。みな〳〵これぞ上野介殿

よ。若その人ならば、故殿の付られたる疵こそあらめ。改めよと引出し、裸をぬがして見たれば、疑ふ事もなかりけり。此人ゆへにこそ、久しく心をつくしつる、いざ今ぞ各本望とげんとて、六七人のものはうれしげにすゝんで、一刀づゝ討付て、つゐに首をおとしける。その中に、三十ばかりなる男、くびを手に持ていふやう、さて／＼をのれゆへにこそ、此年月、大勢のもの共、帥軒を推ける事、いくそばくぞや。憎しといふも餘りあり。そのまゝ庭に打つけゝれば、五十餘とみへし主、目をいからし、官位少將までに經上りたる人の首は、左はせぬものとて、頓てとりあげて、高き所になをしける。サア今こそ相圖の笛をふけやとて、懐中より小笛一管づゝ、取出し吹ければ、爰かしこに群り居たる者どもゝ、一度に笛を吹合せ、皆々一所にあつまる。此笛を聞とひとしく、門外の大勢、しづ／＼と引退き、いづちともなく行方しらずなりにけり。其時、年ごろ三十ばかりなる究竟の武者、大わらわに成て、大長刀を水車にふりまはし出られければ、皆々申すやう、我ら目がくる處は、上野介殿壹人なり。入らぬ手むかひして疵ばし負たまふなと、おとなし氣にいひければ、憎き奴原がいひ事かな。眼前に親を討せ、己等安穩に歸すべきかと、ふり立／＼かゝりければ、寄手、扨は子息左兵衛殿なるぞ。いよ／＼疵をつくるなと互に制しあへば、あまりに強くふりたつれば、捨てもをかれず。三四人ばら／＼と立合て、奥の方へおし入れし。後に聞ば、座敷の柱にゆひ付置しとなん。殘るもの共は落ば落せ。手むかひだにせずば、かまひそと制しけるに、誰あつてむかふものもなかりしとなり。扨次第に列坐して、勝鬨三度あげて、隣りなる屋敷へむかひていふやう、我々は淺野內匠頭家來共にて、中にも我は大石內藏介と申ものなり。上野介殿は主君の敵なれば、今夜推參いたし、御首を賜りぬ。しかしながら、我々は皆園者にて候へば、誰とわきまへず、それゆへに、見しりたるといふ者を同道いたし候へども、共うたがひなきにしもあらず。此後、人たがひの沙汰あらば、右のだんをたのみ奉る。直にこれより內匠頭廟所、芝泉岳寺へ引とり候と、ていねいに斷をとげ、若やあとにて失火などのあればとて、火燵いろりに至るまで、こまかに心

を付、水をかけてぞきよはりける。其内より片岡源五右衛門、堀部安兵衛兩人は、すぐに大目付仙石伯耆守どのへつかはし、申入し口上、淺野內匠頭家來共都合四十七人、昨夜、主人のかたき、吉良上野介殿やしきへ推參いたし本望をとげ候。是までにて君恩の義報し候へば、即ちかの場におゐて、切ふく致すべき義に候へども、御城下さわがせし段、いかさまに存じ奉り候へば、みな〳〵泉岳寺へ引しりぞき、罪科を相まち候。右おことわりのため、兩人參候と申こみ、又一通の書付をぞ出しける。其文いはく、去年三月、內匠儀、傳奏御馳走の儀に付、吉良上野介殿へ宿意をふくみ、殿中におゐて、當座のがれがたき儀御座候か、刃傷におよぶ時節、其場をわきまへざる儀、不調法至極につき、切腹仰付られ、領地赤穂城召上られ候儀、家來ども迄恐入存じ奉り、上使の御下知をうけ、城渡しあげ、家中早速離散つかまつり候。右喧嘩の節、同席御押留の御方これあり、上野介殿うちとめ申さず。內匠末期殘念の心底、家來共しのびがたき仕合に御座候。高家御れき〳〵に對し、家來ども鬱憤をさしはさむの段、はゞかりに存じ奉り候へども、君父の讐、ともに天をいたゞくべからざるの義默止がたく、今日上野介殿へ推參仕候。ひとへに亡主の意趣を繼候志までに御座候。私共死後、若御見分の御方御座候はゞ、御披見ねがひ奉り、かくのごとくに御座候。以上。元祿十五年極月十四日、淺野內匠頭長矩家來。

右は上書、三通したゝめ、一通は上野介殿やしきに殘し置、一通に伯耆守殿へ持參し、一通は泉岳寺へ持參せしとなり。伯耆守殿の仰には、口上の趣聞屆けぬ。追付早速僉議せしむ、神妙なる仕方なり。たゞ今登城し、老中へ申聞すべきまゝ、それまで兩人は、相まつべしと有ければ、ひかへ侍りぬ。又兩人は上野殿の首をもち、しのびて結語を泉岳寺へぞいそぎける。これは若も途中にて、奪れなんもやと思ひし故か。殘る四十三人は、一ツのくびを白き布にまとひて、鎗につらぬき、どよめきわたりて、本所より永代橋にかゝり、滔々たる流水ふたゝび歸る事有ものかなど、口々につぶやきて、鐵砲洲より通り町へ、十五日の朝五ツ過、泉岳寺へとぞつきにけり。裏門とふて門內に入り、直に內匠頭どの廟所に詣

候して、かの船路より着し首を臺にのせ、内匠頭どの重代の長刀一ふり相添て、内藏介これを戴じ、頭を地につけ兩手をつき、定て御遺恨にありつらんとこそ、本望を遂候ひぬ。遙かに照覽したまひて、欝憤をはらしたまへといひもあへず、落涙しければ、四十餘人の者ども、みな一同男泣にぞ泣にける。かくて寒氣はげしくて、堅氷も鬚にむすべる比なるに、素肌に着込の體なれば、寺の大庭にたき火して、車座に居てあたりける。そのうちに粥などまふけてもてなせし。何者かいひ侍りけん、上杉彈正殿こそ實子なれば、首をうばひに來りたまふと、いづくともなく沙汰あれば、みな／＼これを聞より、これぞ望む處なれ。いで最期の一軍して、御僧たちの目をおどろかさんものをと、今や／＼と相待けるが、それは虚說にてありしとなん。仙石どのより返答の、あまり遲かりければ、詩文、和歌、俳諧など、おもひ／＼に云すてぬ。

絶句　序アリ是ヲ略ス　　木村岡右衛門貞行

身寄二寒雲一東海東。命從恩義世塵中。看レ花飲レ酒醉二夢歳一。時哉曉天霜雪風。

武士の外はあらじな千草だにもと吹野邊にかゝると思へば　　茅野和介常成

人の世の道しわかずばおそくとも消る雪にぞふみまよふべき　　神崎則休

そのにほひ雪のあちらの野梅かな　　放水子　岡野包秀

山をさくちからも落て松の雪　　大高源吾忠雄

中にも武林唯七武尭が絶句には、雙親臥病故郷に在、といふ句ありしとかや。前後の句きかまほし。

すでにその日も、山の端にかたぶく比、細川越中守殿、松平隱岐守どの、毛利甲斐守どの、水野監物殿よりとて、むかひの乘もの夥しくもて來りて、其者共御預り申たし。御渡し候へといひ入れければ、住持出むかひ、仰の趣、書付にはあるまじけれど、御公儀よりわたせともなき内は、相かなふまじといへば、様はいまだ仰せわたしのなかりつるか。住持の申さるゝ處も也とて、みな〳〵かへりける。その夜に入、仙石伯耆守殿、泉岳寺へ來りたまひて、みな〳〵いかばかりつかれにてありたん。御仰せわたしの事ありしまゝ、私宅へまいるべきよしのたまひて、徒らや伴ひゆかれし。則ちかの御宅にて、若年寄なりし加藤越中守殿を上使とし、中目付水野小左衛門殿、同役鈴木五左衛門殿、徒目付衆十人、いづれもたゝみ居たまひ、此たび、おの〳〵を先四人の大名家へ、御あづけの仰せわたし有し。夫より又、泉岳寺へ立歸り、明る十六日の未明に、むかひの者あまた警固して、わかれ〳〵になりし。越中守殿へ十七人、

家老　大石内藏介良雄　年四十四、祿千五百石　　郡代　吉田忠左衛門兼亮
物頭　原惣右衛門元辰　　側用人　片岡源五右衛門高房
大目付　間瀬久太夫正明　　京るす居　小野寺十内秀和
物頭並　礒貝十郎左衛門正久　　るすい隱居　堀部彌兵衛金丸
國繪圖役　潮田又之丞高教　　武具役　奥田孫太夫重盛
馬まはり　富森助右衛門正因　　馬まはり　間喜兵衛光延
給人馬まはり　赤埴源藏重賢　　上に同　矢田五郎右衛門助武
同　大石瀬左衛門信清　　同　早水藤左衛門滿堯
近松勘六行重

そのゝ年齢且知行高、これを略す。以下も亦同じ。隱岐守殿へ拾人。

無やく　大石主税良金　十五歳、内藏介嫡也　　馬まはり　堀部安兵衛武庸

馬まはり　中村勘助正辰
給人馬まはり　菅谷半之丞政利
同　岡野金右衛門包秀
藏奉行　貝賀彌左衛門友信
同　不破數右衛門正種
同　千馬三郎兵衛光忠
同　木村岡右衛門貞行
近習　大高源吾忠雄

甲斐守殿へ十人。

勘定方　岡島八十右衛門常樹
金奉行　前原伊助宗房
近習　杉野十平次次房
同　勝田新左衛門武堯
無役　小野寺幸右衛門秀富
庭間役　村松喜兵衛入道隆圓
近習　武林唯七隆重
同　倉橋傳介武幸
無役　吉田澤右衛門兼定
無役　間新六光風

監物殿へ十人。

橫目付　神崎與五郎則休
無やく　奥田貞右衛門行高
同　村松三太夫高直
同　茅野和介常成
同　三村治郎右衛門包常
無役　間十次郎光興
同　矢頭右衛門七教兼
同　間瀬孫九郎正辰
同　橫川勘平宗利
同　寺坂吉右衛門信行

およそむかしより、父子、兄弟の敵うちたる類はあれど、君臣の間にて、かゝる事は前代未聞なりとて、屋敷々々の御馳走は、事の外なる事ときこへし。扨上野どのを討しは、大石父子を初として七人なり。上野殿家來の內、手をひ、死人四十六人なり。內十六人は即座に死す。家老齋藤宮內は、その夜、町屋へ立のき、翌日歸りて公儀の檢使の方々へ對面せしとなり。御公儀にても、十五、六、七日は御淸な

れば、晋上もなかりつるが、十八日にきこしめされて、前日よくいひつけよとの上意なりしとかや。惣中打よらせ、かやうなる事は例もなき事なれば、番頭以上諸役人の、思ひ〳〵の人々礼のありしよしにて、先なにとなくやみぬ。武家はいふにおよばず。寺院、在家迄よしなくて、吉良殿とよしみ有者までも、扨々氣味よき事しけるぞや。誠に武士のためによき氣付など、をもひ〳〵の評議、評定、此人の行すへ、かくこそあらまほしけれと、皆をかへさぬはなかりけり。落首、

あいたいといふとそのまゝとりにけりをとりあげさきにの年の暮

年の年の春の仰出しに、金銀の公事沙汰、去る巳の年迄の事は、御取上げなきまゝ、相對して取べしとありければ、それに事をよそへけり。又、

はどかりてときに甲斐ある大石は細川水のとまりなるらん

句のうちに、隠岐、甲斐、細川、水野をよみ入れて、御預の大名衆へ下さるゝ事もありなんとかや。誠に心ふかし。又八景につくりて、

少將の夜の類、佐平の落涙、諸方の批判、泉岳寺の暮鐘、

などロずさみ、あるひは本所露堂と題しこうたひし。その外、さま〴〵口にまかせし狂句ども、筒にかまびすしくて、皆おかしき事にてありし。事しげくて筆にもらしつ。

まことや。評事門を出ず、惡事千里をはしるならひ、其泉岳寺のひどきに同して、人皆さらに静にわたしとかや。扨此事、四方に沙汰しけるは、かの四十七人は、御預りの大名衆より御ねがひにてもらはるゝ筈じや。イヤ流罪じや。死罪じや。いや皆それは沒なり。安藝にながされ候ます、大學頭殿を召かへされ、みな〳〵御つけなさるゝぞ。さればとぞ正月二日に、月代、水鳥付、御登ありしなどゝ、人々評せしに、殊入れ礼いかにありけん。二月四日の評定に、四人の大名衆をめされ、仙石伯耆守殿、丹羽遠江守殿、長田喜左衛門殿、以上三人仰せわたしの有し。その口上に、淺野內匠家來へ仰せ渡され候上意、內

匠頭儀、勅使御馳走の御用仰せ付をかれし時節、殿中をはゞからず、不届の仕方に付、御仕置仰付られ、吉良上野儀、御かまひなく指をかれ候儀、主人の讐を報ずと申立、内匠頭家來四十七人徒黨仕り、上野宅に押こみ、飛道具など持參し討候始末、公儀をおそれざるのだん、重々言語道斷のいたり、これに依て切腹申付候もの也とて、御檢使に御旗本衆兩人づゝ、四人の御預りの方へつかはされ、又同時に吉良左兵衞どのへ、淺野内匠家來、上野を討候節、左兵衞仕方ふとゞきに付、領地めしあげられ、諏訪安藝守へ御あづけ、上野家來立のきたるはその分にて、殘りたる内、中小姓以上はうたせ首、その外の下々は、みな〳〵のこらず、あほふばらひに仰付させらるゝとなり。然れば、四十七夫の最期、時をうつすべきにあらず。四日の晩景、日も西の端に入相の、此身を野邊の露となし、泉岳寺の森のあらしにおくり侍りき。しるもしらざるも外ながら、あはれさ推はかられて、感涙の袖をしぼらざるはなかりし。されば人は萬物の靈なれば、事にふれて天地の感動も、殊に常ならざりしが、よべの暮つかた、泉岳寺墓所の卒兜婆、木立のかげに、人魂と覺しき光りもの、五六十も次第々々に飛きたりし。すは早とあたりの人々も、眉をひそめしに、又鐵炮のをと、遙に山丘をへだてし程に鳴わたりけり。町人皆さはぎやし、扨は四十七臣の、末期にて有けるやとをもひ曉す。四日の晩刻に、件の仰せ事有來り、昔人、さきるべきとはおもひながら、かく尤感發は、まことに天神地祇も、あはれにおぼしめしたまふやらんと、物うさ偏にそひ侍りき。大石内藏介法名、忠誠院刄空淨劍居士と號し、その外の四十七人一樣に、上に刄の字、下に劍字を付られし。間新六死骸は、秋元但馬守殿家中に、所縁の者ありてもらひけるとなん。内匠頭殿法名、冷光院殿前少府朝散吹毛玄利大居士と號すなり。大居士の石塔を中にたてゝ、四面に四十六塔をたてかこみぬ。それより貴賤聞つたへに、參詣の袂をつらねて、日夜、門內、門外に市をなせり。細川殿より弔料とて白銀三十枚、御あづけのうちの馳走道具、殘らずおくりたまはりけり。内々より銀五十枚寄せられしとなり。餘の三所の大名衆よりは、白銀二十枚、諸道具とりそへ、内々より三十枚な

り。扨四十六人の者、金子五兩づゝ、襟首につけ居けり。是吊料の心にて有ければ、殘らず寺におくりけり。右の金銀とり合せ、末代の印および亡魂のなぐさめに、山門を修復せられけり。追善の詩歌どもあまたありし中に、鳳林、林家の某氏、

去歲季冬、故少府監赤穗城主淺野長矩の舊臣、大石內藏介等四十六人、異レ體同レ志。報二讐高家一。今茲仲春初四日。官裁不レ容、各國レ死刑。其志壯レ途。其性不レ全。天子命乎。皆時運乎。蓋雖二眞情一收レ淚而作。

四門殊入護二刹營一　易レ求風雲壯士情　宮崎野墓追懷譽　蓋歌淚滿搜二山橫一

精誠實レ日死何悔　義氣拔レ山生太輕　四十六人魂伏レ弘　上天難レ奪作二忠貞一

又句頭に、大石良雄忠節名士といふ八字を冠をして、四十六人の義臣等を追悼す。

靈林沙門亡名

大事一謀知レ鬱曉　石堅豈奮丈夫心　良嬰殊俊弊二千里一　雄力拔レ山將二萬騎一

忠仰二君恩一骨捐レ劍　節臨二白殺一血傳レ管　名碑嶋六何富朽　士女口傳遺恨深

號を句頭に冠安して、淺野遺臣等を挽する頌をつく。

沙門亡名

大勳娘二新臣道一　右針豈剸義石心　良謀在レ胸謀將レ難　雄略冥勇血尋

忠宣代レ爵トレ觸己　鶴腹耐レ同骸琴　名馬四常無二魂魄一　士材異與又鶴深

この義臣等、小君におくれしより、このかた、皆にふし山にふさし、武藏にあつまり、或は都にまんじ、ある時は姿をかへ、敵のすがたにしのび入り、事の樣子をうかゞひ、又神仏の冥慮を仰きたため、人をいのり、神佛をたのみ、かく心をつくし、身をくだきし、百千の思いひもつきし、人目をうまたにも、片々にかまびすし。今こゝに記さるゝものは、その大功をひらきし始末をのらはせし畝に、論ん人、勞をいと

ひて略せし。この陽功のはなやかなりし事を見て、かの陰徳の貴なる事を推てしるべし。

○大坂の少年主にしたひ自滅す

大坂安土町の、永森彦兵衛子彦太郎三歳の時、小者に勘太郎とて、十一歳なるを遣しが、朝夕なれしたしみけるが、彦太郎八歳の時、不圖わづらひつきて、次第にたのみなくなりて、勘太郎を近付て、親達、乳母にさきだつ事、是非もなしと思へども、只汝にわかれん事のかなしさよといへば、勘太郎がいはく、若木よくもおはせずば、冥途黄泉の供しなん。御心やすかれと、ふかくいひおはせしに、程なくつゐにはかなくなりし。勘太郎は、主人の一家中へくやみ言ありきて、中一日をきて、二階にあがり、おし肌ぬぎ左の脇に脇指をつきたてゝ、右のわきへ引まはし、鳩尾より臍の下まで、十文字に切て吭をかきしに、骨も切れて、うしろの方皮少しかゝりし。その脇指を杖につき、壁にもたれて死す。脇指の切先四五分ばかり折たりし。家内おどろき、公儀へ訴へしかば、検使来りて、我等いくたびか自害せしを見しに、かゝるけなげなるふるまひ、聞もおよばずと感じける。和州におやのありしが、此體をみて、日来の御ねんごろに、かゝる心ばせなくてはと、いさぎよく申せし。傍に一通の書をきありしが、御奉行石丸石見どの披見したまふに、文體もおとなしく、主人の冥途の供せるよしの文なりければ、殿も涙にむせたまひて、アナ不便や。今時は武士にも、かゝるものは稀なるぞや。まして町人の下々といひ、若年にてさりとは希代の者かな。跡より弔てとらせと仰られし。即ち道頓堀千日寺に、主従の石塔一所に立しとぞ。此事、延寶五年四月廿四日にてありし。

○母をいさめ水に入る

江戸小あみ町のほとりに、ある者の後室、年三十七八計なりしが、朝な夕べに粉をぬり、紅をいろへ、衣裳に至るまで、今やうの風流をつくし、あるひは芝居見物、あるひは神社詣で、寺まいりなどゝ、毎日出る事、年月かさなりければ、世のそしり、人の嘲聞にくき事どもにてありし。二十歳ばかりなる男

子ありしが、此事をふかく歎ひかなしみて、さすがに親子の中、いひがたくて、人をたのみてさま〲にいさめ共、更に承引もせざりければ、せんかたなくや思ひけん。我死ねんごろに調へ、両國橋の上より、身を千仞の水底に投しが、何とかしつらん。沈み得で川上に流れ行く、駒形堂の邊にて人々引上げしに、死にもやらで、親本にかへりければ、母、あがあやまちゆへ、かくこそあれと、ふつに世をなきものにして、髪をきり、様をかへ、後世三昧の人となり侍りき。

○極貧の臣時をまち財を獻す

松平相模守殿、内證不如意につき、郡家中申合せ、知行高に應じて、金子それ〲に指上しに、竹村甚五左衞門とて、二百石たまはり、極めて貧しき人にて、朝夕貢米あしに、纔に金子の外、給米金の殘をもしらざりし故にて、人まじはりもし向になかりしが、此度、訴へしは、某が祿十年拜領いたさず。其間、軍役又は諸式等、ことん〲く相つとめ、殊に自服三十貫目さし上申度と、ひとへにねがひしかば、殿をはじめ、群臣みな感じたまへり。しかれども件のねがひは、諸士の例にもれけるとて、うけたまはざりしとなり。

○釋尊に亡父母に見ん事を祈す

江戸四谷に、誉田比右衛門とて、郡郷の禅南公人有。幼年の時、父母におくれ、顔色を覺へざる事を、ふかく歎きしに、元祿十二年の夏、洛西嵯峨の釋尊、護國寺にて八十日の開帳有しに、毎日参籠の願を發し、なき父母に一たび逢せ、顔色見まいらせ、詞をかはさせたまへよと、一心に念永せしかば、五日にあたる夜のゆめに、釋尊の御前に、老僧あまた有し中に、十徳きたる翁門有。うしろを見をはし、我は汝が父なり。能こそ毎日参詣せしよ、たしかに詞をかはせし。夫より彌信心いさみて祈りければ、二十日にあたる夜のゆめに、まのあたり母にまみへ侍りし。その貴さ身にしみて、一里あまりへだてし處へ、都合三百度参詣したりし。

新著聞集第二慈愛篇

○鶏雄を烹るをなげく

越前の福井、松木の藤屋といふ旗籠屋にて、ある夜、飼おきし鶏の雄を殺し料理しけるに、雌、にはかに竈のまへに飛来りしを、捕へて塒にとまらせしが、程なく又とびおりて、よわたゞしく鳴けり。これ只事にあらず、雄をしたひけるにやと、人々、只あきれて喰ざりしとなり。

○母燕雛を愛して雛を追ふ

大坂道頓堀、鍋屋道味といふ者の宅に、燕の巣を作事三年におよびし。ある朝、雛はやく巣を出しかど、いまだ戸をあけざりしかば、かなたこなたとして、猫にとられし。四ツの雛ありしが、母鳥漸くに養育しけり。或日、一ツの雛燕いづくよりか来りけん。日ごとに巣によらんとせしかど、母鳥、いなむけしきにてよせざりしが、廿日ばかり過て、漸く一所に成り、たがひに雛を養けるが、母鳥の見ざる間に、其の針をくわへ来り、子二羽に喫せて殺しけり。母鳥、この事をしりけるにや。それより険しく翼を搏て　件の雛を追やり、残る雛を育ひしと也。貞享三年の事なり。

○母猿子をうしなふて水に没す

信州下伊那郡毀島の百姓、猿を親子飼けり。或時、夫は野に出て、妻は洗濯せんとて、灰汁を焼、熱灰ともに桶に湛へおきしに、かの子猿、桶のうちを窺ひ見るとて、桶のふちにあがり、熱湯の中にはまりて死しけり。親猿、これをみて、甚泣かなしみける所へ、夫、歸みて、汝が子を蕣ふ不便なれ共、人の所爲ならねば、是非なき事とおもふべしと教訓しければ、親猿、そのまゝ鍋の蓋をもち来り、桶に蓋してけり。かくすれば、はまらぬ物をよと敎ゆる心にや。亭主わまりに哀に覺へ、今より後、いとまとらすぞ。

山に歸れと云しかば、恨しげに死たる子猿を抱きて、出行しを、不審くおもひ、跡より見おくりければ、山のかたへはゆかで、殿島河原にゆき、橋の中にいたりて、子を抱ながら身を投て死けり。畜類として、かく迄子を思ふ道に迷ひけるとて、猿のぬしをはじめ聞人ごとに、袖をぬらさざるはなかりし。

○窮民を賑し救ひ賞に値ふ

備中國矢田村洪水して、田畠悉く損亡せしかば、百姓既に餓死におよびぬ。庄屋見るに堪かたく思ひて、米穀の有餘をとり出し、各々に借與へ、又藁餘をとらせて、草履わらじなど作せて賑せしかば、人々悅であへる事限りなし。このころ、國司より福嶋民部を奉行として、所々の困窮をたづね給ひしに、村々より濟恤助の扶持をこひし事數をしらず。その中に、水につよくあてられし矢田村よりは、何の願もせざれば、不審の事たりとて、いみじく詮議したまひければ、庄屋の計として、小百姓は死失事とおもひけるにや。只今此事申べきは、本意にもあらず。又隱すべきにも侍らざればとて、有のまゝに云しかば、奉行手を拍て驚き、かばかり奇特の事とこそあれと、すみやかに太守へ訴へたまひしに、感心斜ならずおはして、八木を賜りしとなり。

○無緣病を三十三所に祈る

大坂長堀中橋の茶屋賀仁兵衛が門に、行脚の僧、腰かけ茶を乞はれしかば、見ぐるしくは候へども、これへいらせよとて、茶湯あらためすゝめけり。仁兵衛が兄なりし、市兵衛といふ者居合せて、今日は志の日にて侍り、貧しき里なれ共、麁相なる非時をいらせたしといへば、奇特の事なり。行てたべんとて伴れ行し。僧のいはく、爰には眼のあしきにや。さればこの眼病ゆへ、いとゞ身貧せまりたるに、又もすべき樣なしとなげきければ、しからば三十三所の順禮をせよとすゝめたまひしかど、路錢もなく、妻子のやしなひもなく、嘆歎ばかりにて、おもひたちもがたしとあれば、我しも笑止の事を聞物かな。みづからもし命あらば、來年、汝のために順禮すべしと云はれしかど、誠しからざる事におもひしに、明年三

月に來り、やくそくの顯穩し侍りなんとあれば、市兵衞うちおどろき、賞さる事にてありしかよと、歡喜の涙を流し、いと有がたくはおぼえしかど、元より貧しき我なれば、すべき樣も侍らず。これなん親より傳りし守地藏尊にておはせし。貴ての事に施しまいらせんとあれば、頓て襟にかけ、念ごろに暇乞し出てゆきたまひし。程なく六月廿一日に下向有りて、それの眼治しがたくば、目盲て、汝いとこゝろえからん樣にと願たてしかど、佛力にも叶でや、このうへは、おもひ明らむべし。かく身檐もいと〱おとろへ、妻子も離別し、弟が介抱にあはんもいと心うかるべし。吾は高野山阿谷蓮華院の隱居にて侍り。汝一人のありても、さのみ難儀にも侍らじ。いざこよとて、翌日、同道して登山したまひし。元祿三年の事なり。見ずしらずの人を、かばかりいたはりたまひしは、まことに貴きひじりにておはしますと人々感涙せし。

○猿子親を療して人心を感發す

信州下伊奈郡入野谷村の者、冬の日、獵に出、不仕合にて歸る道の大木に、大猿の居たりしを、これ究竟の事なりとて討けり。夜に入、宿につき、明日皮を剝なん。凍ては剝がたしとて、圍爐裏のうへに釣おきぬ。深更に目をさましみれば、いけておきし火影、みへつ隱れつするを不審しくおもひ、能そうかゞひみれば、子猿、親の腋下にとりつき居けるが、一匹づゝかはる〲おりて、火にて手をあぶり、親猿の鐵炮疵をあたゝめしを見るより、哀さ〻ぎりなくて、我いかなれば、身一ッたてんとて、かゝる情なき事をなしつと、先非を悔て、翌日、頓て女房にいとまとらせて、頭をそり世をのがれ、一心不亂の念佛者となり、諸國行脚に出しとなん。

○宥免譏者先非を後悔す

戶川肥後守殿家來、杉山茂右衞門といふもの、主人の惡事十三ケ條、公儀へ訴へしかば、まことなき事にて、不屆申したりとて、則茂右衞門を主人に下されたり。家老の面々、相議して首を刎んといふ。主

人聞たまひて、いやそれには及ばじとて許したまひしかば、家中の者ども、眼前をもみて怒をおさへたり。そのゝち、池田宮内殿へ身體すみて、國役に彦右衞門來りしに、惜き侍人こそ來れりと、侍人にらみしに、肥後守殿、そのものこれへとてよび出し、汝に久しく逢ず、身體有りつけるよな。宮内殿に誇なば、とり合せ云べきぞとありしかば、彦右衞門、頻に感涙にむせび、ありがたき御心かな。我あやまり至極仕りぬ。生々世々、わすれがたき御厚恩なりとて悅しと也。これを以前にとゐしなば、なにとてかほかり我あやまりとはおもふべきぞと、殿にもさや／＼しとよろこびたまへりとかや。

○紀州幼君臣を誡す

紀州中納言殿、十二歳の御とき、稽古と小姓をと御目近にて、さゝやきあらひたまひしを、御覽じたまひ、御傍の石川李左衞門を召て、只今かくこそ有そ。此ごろ召出せし大沢主膳も、自分の身によりては、もし以不調法のありけるにやと、心遣かゝふ事もありなん。かゝる無禮なる事、向後中村主と仰られしとなり。また十四歳の御時、庭の高枝をおろせしを御覽じて、心しづかにとりよ。油斷するなとたび／＼仰ありて、庭奉行某左衞門をめして、庭本の枝は、更ありても向ありてもくるしからず。下人達であやまちもあらば、殘念、我にあり。汝が所存とは曾上にいふべからず。今よりのち堅く停むべしと仰られしとなり。

○神君敵兵首塚を回向す

東照權現宮、關ヶ原御發向の道にて、首塚を見たまふて、いかなる人ぞと尋させたまふに、淨土宗の所化なりとありしかば、則ち御そば近く召れて、合戰の吉凶をとはせたまへば、かならず勝させたまふべし。その故は、敵を目に掛や御氣色あらはれさせ侍りぬ。とありでは、勝利たりがたしと答ふ。重て問せけるは、いかんと勝利を得べき。僧のいはく、御心ひとへに天下を治平にし、萬民を安穩ならしめ、神社佛閣の破損を再興せん。とふく大悲の誓を召させ、敵一人を討ては、佛經一巻をこそ降伏せしとお

ぼしめし候へかしと、くはしく示し申されければ、大ひに御感有て、まことに此義、道理にあたれり。いざさせとて關ケ原に誘引したまひ、自他の戰死の者を、過去帳に載させ、いみじく弔たまひし後、三州大樹寺にて、淨土相承五重血脈等、のこらず受得したまひ、稱名六萬遍の日課、戰場にても尙おこたりたまはざりしとかや。かの僧は、後に觀智國師と申せし。

○身をすてゝ人を救ふ

永井信濃守殿、江戸の屋しきにて、家來傍輩を討、むかひの谷六左衛門殿にかけ入りし。六左衛門殿は日ごろ信濃守殿と心やすき中なりしまゝ、かゝる者、人を討まいりし間、出したまはれと使をつかはされしに心得たり。先、我かたに預り申と答て、熨斗目に麻上下をちやくし、例にかはり、玄關より入り、家老中にあひ、御內の何がしこそ、已方へ來りし。他家よりまいりたらんには、八幡も照覽したまへ。出すべきとは思はざれ共、左ありては、年來の懇意をわするゝに似たり。去ながら、武士の一道立ざる事はなりがたし。所詮、此者をさし出し、自は髮を切て立退かんとおもひきわめ、これによつて暇乞にまいりたり。疾々、人をつかはされ、召捕たまへとありしかば、軈て信濃守殿に告しかば、さほどにおもひ定めたまふうへは、是非に及びがたし。それにまいらする也。他所にてもし見付たらんには討捨べし。その方にあらんには、別儀あるべからずと宣ひしかば、六左衛門殿も悅淺からずして、抱へおかれしとなり。

新著聞集第三　酬恩篇

○犬險難を救ふ

寛文三年に駿府の在番に、酒井伊豫守殿おはせし。小屋に白犬のありしが、常に豫州殿の前に出るを、小坊主に仰て物を喰せたまひし。ある時、豫州殿、遠回りにとうめといふ所に出たまふ。小坊主も供にまいりしが、過て谷に落たりしに、いづくより來りしやらん。件の白犬、走より帶のむすびめを啣へ、曳て岡をみあげて吠ければ、各これに驚き、引あげて助けてけり。

○蛇密符を傳ふ

上杉彈正大弼殿の家に、鷲田彥兵衛といふ人ありし。先祖、ある時他行せしに、童のあつまりて、白蛇を殺さんとせしを、やう〳〵にもらひ求めて放てやりぬ。その歸りし路にて、夫婦、供を誘ひつれ、兒ある様にて出むかひ、今日は御なさけにより、此子が命助け、有がたふこそ候へと懇に物せし。彥兵衛おどろき、こはおもひよらぬ事也。人たがひならん。全くおぼえ侍らず。されば白蛇を助けたまへる、それなん此子にておはしき。此悦びには、蛇の見入しある障を、除くすべ敎へ奉ん。此咒文を守り袋に入てかけさせたまへ。立所に驗あるべし。一子相傳にせられよとて別にけり。それより今に家につたへられし。女の子もちたる人々は、件の符をこひ、袋にいれてかけさせ侍りける。

○溺鼠金を奉す

寛文六年の事にてありしが、江戸新材町四丁目、香具屋九郎左衛門宅にて、鼠あまりに溢ければ、桝落しにてとり、家來に殺せよといひつけしを、不便の事におもひ、助け放ちし。その夜の夢に、兒一人來り、宵には命たまはり忝こそ候へ。酒一ツきこしめし候へとすゝめ、金魚をさかなに出しけるを、戴き

食ふとおもひ、口さめて、なにやらん口に物のありしを、吐出しみれば、金子一歩なり。これは奇特の事なりとて、それより九郎左衛門宅にて、鼠を殺さゞりし。

○猫舌を嚙斃す

大坂博勞の内菜山町、鍛冶屋八兵衛が妻、かぎりにわづらひて、死すべき程ちかづきし比、久しく飼おきし猫、床のあたりを離ずありしに、病人の曰、我は頓て死するなり。なきあとにては、汝を可愛がる人もあらじ。いづくへなりとも行よと口説しかば、打しほれてかたはらに居たりしが、病人はかなく成て、野おくりに件の猫、輿の跡につき、一町ばかり行しを追反しければ、宅に歸り舌をくひ切て死したりし。貞享二年十月廿八日の事にて侍りし。

○鷄をいかして賞にあふ

相馬出羽守殿家中富田作兵衛、在江戸にて、二階に住居せし。ある宵の程、うたゝ寢したる夢に、美女一人來りて、只今我は殺されしまゝ御助け下され候へ。さもあらば、末々御守りともならんと、いふとおもへば夢覺ぬ。頓て起、二階をおりてみれば、傍輩あまた寄合、鷄のかしわ雖を、しむると云ヒ合へりしかば、扨は夢の告これ也とおもひ、只今かゝる夢を見侍りし。此鳥、我に賜れと、頻ちにを乞、日比谷の神明に放ちけるをば、殿の御母公きこしめし、やさしき事なりとて、作兵衛に樽肴を賜りし。そのゝち、かわりたる奉公の所もなきに、二百五十石新恩を拜領せしは、寛文年中の事なり。

新著聞集 第四 報仇篇

○猿恨怖をなす

梅尚殿、北山大原の知行所にて、鳥銃を持、大猿の見えしをねらひたまふ。猿、おのれが腹を鼓て、手を合せたりしを打殺されし。その日より心地あしきとて、都に帰りたまふに、常に啼ける聲のみへし程に、頓て醫をみせたまへば、これは常の病にはかはれり。猿を用ひたまはゞ、立所に験ありなん。さらばそれを求めよといふ所へ、大原の庄屋来りしかば、只今、彼方にて、猿を求てまいらせよと使をつかはす所なり。庄屋がいはく、幸ひ人にたのまれて、猿をもち来り候。急たる御事に候はゞ、先これを御用べしとて取出しけるを、頓て醫師の教しまゝに、調てまいらせけるに、熱湿気になつて譫言を云、おそろしかりければ、且ゝ醫師の宿に人をやりけるに、漸く醫師も来りしに、猿を食いらせてより、かくこそおはすれと語る。醫師おどろき、某は此ごろ、江州に罷り、只今帰りし所に、使者ひん〳〵に召しと承りてまいり候と答。各これを聞、不思議の事なり。いかにも故あるべしとて、大原に人つかはして聞せけるに、庄屋、此間は京都に出候はずといふ。是たゞ事にあらずとて、梅尚殿の遠侍にておはしける若王子僧正と、六角の正仙院僧正へ、相共に壇を立てゝいのらせたまふに、壇の上に、大猿一ツあらはれしを、僧正頓て引組、壇より下にころびまろび、猿をおさへんとせられしに、猿は逃て門外にて、行方なく成りしかば、僧正も、扨は此いのり叶ずと、壇をくだられし。此時に病者息たへけるとかや。

○殺害の僧子となつて家をほろぼす

江戸にて、ある家中の、岩間勘左衛門といふ者の子八十郎、同六十郎、博奕に溺れり。夜ふけては辻、嶋なども出て、作法見ぐるしき聞えありしかば、親は切腹、子二人は千住にて首を切られし。親切腹の

時、検使にむかひ、しばらく待たまへ。申置たき事あり。我若年のころ、ある商ひ男と、日来云かわせし事のありて、念比浅からず。折には我部屋に来り泊りし。ある時、金子三百両餘り持来り、今度は仕合よくて、近日京へ上るとて、その夜も同じ床に寝たりしが、つく〴〵とおもひけるは、此人を殺し金をとり、おもふまゝにつかひ侍らば、快よからんと、悪念おこりしま、出家といひ、親しき友といひ、士の似合ざる事、いかで有べきと、身をかへりみて案れ共、更に堪がたくて、終に晩方に刺殺し、死骸をふかく隠し、件の金をつかふに、物ごと不足なかりしかば、後には、いみじくもしたりとおもひし事も侍りし。そのゝち、妻をむかへて、八十郎産れしやいなや、寝屋の内に閉て見るに、かの聖にすこしも違はず。あまり不思議さに、聖の腰下にはほくろありし。是にはなきかとみれば、あざやかにあり。扨は聖のわが子に産れたるよと、恐しくおもひしが、いつしか長となりぬ。今かゝる憂目にあひ、武士の道にあらざる終をとりし事、是全く八十郎が科にあらず。吾積悪、今こゝに報ひ来れり。これを懺悔し、後生を助かる便りにもなれかしと、耻をも顧ずして申せしなり。あの〳〵一途の回向たむけさせたまへ。わかき方々は、是を見おきたまへ。かならず邪なる事したまふな。今これまで也とて、切腹せしとなり。

○怨念忽ち巫女に附て敵を害す

江戸、御茶の水の山口彌五左衛門殿、家来を非道に殺されし。靈魂、主人に附、あらぬ事口ばしりしかば、神子を招き、よりを立させ祈りけるに、新念所に、救刃を立おきたるに、其刀をおつとり、彌五左衛門殿を只一討に切殺したる間、則神子、評定所に引出し、穿議きし〳〵けるに、神子が曰く、更におぼえ侍らず。我女の身にて、何の遺恨もなきに、あやめ申さんやと言ひしを、さもありぬべき事と、開刷けたまひ、神子は難をのがれにけり。

○験士を殺して後刑戮せらる

京、八幡の橋本に、物屋與右衞門といふ者を定宿にしける山伏、ある時、來てかたりしは、年久しく來りしかども、さのみの事もなかりしに、今度道にて新婦をたのまれ、布施に、銀子六枚うけし。其夜に酒まいらせんとありければ、それは珍重の事なり。我もあやかりなんとて、肴をとゝのへ、たがひに呑けり。山ぶし、醉ふして寐たる所を刺殺してけり。其比、京に奉公させける娘來り居て、此ありさまをみて、親ながらもおそろしき事する物かなと、守り居けるが、俄に亂心して口ばしり、情なや、纔の金に我を殺す。此恨のがらさず。見よ〳〵汝安穩にはおくまじきぞ。あら口惜やと罵り喚ぶほどに、親の首に繩を付べきもの也とて、これも刺殺し、川に流しけり。妻がいはく、娘が胎子は割て流しけるかといへば、よく云ひたりと、遙かに流れし死骸を追かけ、裸になしてやりけり。かくばかり大惡人ゆへ、追つけ盗の宿をせし科にて、羅に掛れり。その時、何とおもひけるにや、だん〳〵の惡事を懺悔してけり。

○佛財を掠奪ひ一族悉く滅す

奧州葛田郡下河村の江尻與右衞門といふ者、子どもあまたありし中に、平四郎と云しを、羽黒權現の社僧長明寺へあづけ置て、懇意なりし中たれば、寺の金をかり、親平四郎に云含て、手形を盗ませたり。住持はふかくともしらで、程經て金を返せと云ふ。それは返濟したりといふほどに、遂に公事になりぬ。守護の內藤帶刀殿の前にて、對決におよびし時、證文出せと宣ひけれども、元來證文なければ、出家の似合ざる事申すとて負になり、在所へ歸るみちに、八幡の祠あり。長明寺のいはく、此神前にて誓詞を書、灰になし酒に呑んとあれば、與右衞門、身の毛よだちけれど、いなみがたくて、神水にて呑ぬ。それより、里のさし入の十王堂へ立より、長明寺偈頌二枚うちかき、堂內に投入れ、偽りなき冥途の證據にたちたまへと誓ひ寺へ歸り、口おしや。我は理をしながら、守護の前にて面目をうしなふ。この上は、出て人に面をむかふべきにあらず。死して恨をはらすべしとて、斷食して空しくなりぬ。しかるに與右

衛門は、次第に家とみて、程經て後死す。早晩月日回りて、かの僧の三十三回忌すぎて、子惣右衛門、こゝちあしき時、いにしへの長明寺、笠打かぶり杖をつき、來れるとて、身を縮めておそれわなゝく程に、長明寺當住を招きて祈念加持しけり。又神子に蔽ひきせけるに、様々の事をいはしり、不圖立あがり、長明寺の前に走りより、汝は無道の者かな、我祟をなす處へ、弟子の身として祈禱は何事ぞ。眞あらば、此家には來るべからず。師恩をわすれし汝を先とり殺さん。疾にも此一族、ことごとく滅さんとおもひしかど、富貴になして後、蟹の足をもぐやうに、とりひしぎなば、一入恨も深からんと、年をかさね今までは許しつ。兄弟ともに追付とり殺さん。平四郎は手がた遂し科はあれど、そのころ、思慮もなからん。ことにむかしの好身はへ、不便におもふ也。されども、科を許す事なりがたければ、病身になしおくべしと、其嗔り罵るおそろしさに、長明寺は祈をやめて逃かへり。俄に心地あしきとて死しけり。惣右衛門、長右衛門、八兵衛、忠左衛門兄弟四人、同じ枕に死しぬ。それが後家、子どもなども、皆追々に死しぬ。惠日寺の圓智は、眞言宗の名匠なれば、たのみて七日の護摩を修せしに、六日にあたる日、檀那死しけるとて、夜かけて日數を合せて成就してより、かの靈、平四郎に付ていはく、我祟をなす所に、圓智來て礙をなす。見よ／＼かの法師、頓て憂目に逢せんと罵る所に、惠日寺に、新しき卒都婆立たりしを、その梵字、何者やらん削り捨たり。圓智これをみて、かゝる狼藉は、俗人のすべき事にあらず。近所なる山崎の淨土宗の僧どもの所爲なるべしとて、使をたてける。これは以の外の無實なり。指證がたしとて、守護へ訴へけるを、寺社の事は私になりがたしとて、江戸の評定所にて對決せられしに、圓智、不屆申たりとて、追放せられしを、圓智がいはく、守護の淨土宗なるまゝに贔負おはして、我負たりと大に憤り、江戸の駒込に隱れ、甥の法師、その外大勢をあつめ、帶刀殿を調伏しけり。この事、訴人有てからめられ、穿鑿の上にて、餘人は許され、圓智と甥坊主とは守護に下され、梟首せられし。これらを後におもひ合せば、皆これ長明寺が怨魂のいたす所なり。惣右衛門一人が邪道ゆへ、か

ゝる伎量の人をおかりけるよと、おそれざるはなかりし。

○舅を殺して網を捨つ

相州未日浦に、大三八郎兵衛といふものゝ舅に、悪人あつて、もてあつかひしが、終にからめて海に沈め殺しけるは、延寶七年の夏の事なりし。翌年の夏、妻、男子を産む。取揚てみれば、額に角あり。上下の歯そなはり、其顔ばかり、舅に似たりしを、おそろしとて、細工の道具箱の上に置て、押殺しけるに、目はたらく／＼と持上しとかや。夫を障子の桁にかけて聞けるに、我を海に沈し恨ふかくて、子と産れ、仇をなさんとせしかど、また殺されぬればかなし。この上は、火難に逢すべしといひしが、そのゝち程なく、浦のものと一所に、網を干ふきしに、八郎兵衛が網のみ、俄に燃えふきて、やけ侍りしとかや。

○非理に奴を殺し二子狂病す

摂州、遠山掃部といふ人、持弁家来を手討に成敗せらるゝ事、その數をしらず。掃部、二人の子あり。兄を彦之助、弟を角之助といふ。ともに癡心してけり。その發る時は、獨言に、我は何右衛門、何左衛門、何介、何蔵にて候ぞ。我々は少しの科にて侍るに、命の儀、御ゆるし御助けたまはれやと、つぶやきては、又眼をいからかし、歯を噛かみ。それぞれの事をいぞや。何條おのれを助けんと云ては、ふつと立て、柱にて頭をうちつけ／＼、うちやまり。癲死しけるを、そのまゝにすておけば、又よみがへりて正氣になり、身のうへをかなしびなげく事、兄弟ともに同じかりしとなん。

○馬を詐て狂死す

松平阿波守殿、馬をせめさせんとて、飼をしたるやと尋たまひしに、少し飼つれども、若しおちじとおもひ、いまだ飼侍らずと申たりしかば、その馬を責たまふ。然しより、その馬わづらひて終に死けり。そのゝち、馬屋の者狂氣してはしるそうは、殿のおゝせにも、飼をせずば乗じとて侍りしに、おのれ

詐りしゆへ、かく病づき死たれば、この恨、汝にありと云て、つひに狂ひ死けり。

〇奴婢を禁獄し蛇に變じて命を奪ふ

江戸久右衛門町に、緒屋作太郎といふ者あり。或夜、ぬす人に逢、家内の寶藏いみじかりしに、下女が密夫、その夜、來りしをしるべに、奉行所に訴へしかば、間狀にかゝる。此男は、佐久間町三丁目金兵衛といふものなり。これが主人、此ものは、さある事、する者には侍らずと、かたく申たてゝ預りぬ。件の女のみ、拷問にかゝり、つらき責、たび／＼に重り煩ひしを、主人に看病すべしと宣ひしかど、作太郎が妻、以のほかに嗔罵り、盗人に負とは此事也。死なば死ねと取り合ざりしに、終に籠死したりしを、死骸をとりおくべしやと仰られしかど、猶もその事いま／＼しとて、耳にも聞入ざりしかば、囚獄司より、寺に送りし。その比、作太郎が妻いたはりしが、夜々、行灯のうへに、蛇蟠まりし。その時は殊にくるしみけり。蛇を殺して捨れども、又次の夜は來り居るなり。すべき事なくもて換しが、終に身まかりし死骸を沐浴させけるに、首に蛇のまとひたりしを、夫見るより、身の毛堅て憂事におもひ、家を出、發心修行の身となりぬ。

〇馬の筋骨をいためて神前に血を見る

武藏の八王子千人衆頭原半左衛門殿、つねに馬の尾筋、前すじを切、蹄鐵を當る事を好まれし。ある年の元日に、子息權十郎、氏神へ社參せんとて、鳥居の前までゆかれしが、あた汚の馬の血や、こは何といふ事ぞ。神前まで漫々たり。參詣はなるべからず。供の侍ども、いかなる事在ぞや。血は曾てみへ侍らずといへども、自が目には皆血にて、踏所なしとて、鳥居の外にてぬかづき、歸りけるより煩ひつき、馬のいなゝく眞似をし、七日にあたりし日、正氣になりて云く、無念や。親のよからぬ事をして、馬をくるしめたまふ罪障、われに報ひ、畜生道に墮する事のかなしさよとて、後悔せられ、其夜、むなしくなられき。

○大蛇を殺害して後同日に死す

藤堂和泉守殿内、若原伊豫といふ人の家來甚平といふもの、伊勢の貧間を舟にて通る時、岩に當るとおもひしに、夥しくひゞきて大蛇飜き出たり。甚平、すこしも騒がず。刀をぬき大蛇の頭を討おとせし。其長十三間ありし。かゝるものは、蹤に祟をなすといふ故實ありとて、胴を三ツにきり、首と一所に葬て弔ひしに、十三年目の同月同日同刻に、水をのむとて咽んで死けり。いかなる事の怪き事のありけるにや。さだめて蛇のゆへなるべしと、人々申しあへりき。

○米を奪ひ脛をきり七代足を病む

關ヶ原陣に、三明才三郎といふ人、山伏の米簏をもちて通りけるを、兵粮の爲にとて、山伏の右の高股を切ておとし、米を奪ひとりければ、山伏、大に怒て、七代は祟をなさんと、おめき死けり。それゆへにや。才三郎、右の方捻足になり、隱居して家督をわたせば足なほりて、家督の子又、捻足になる事、今にいたりて同じ。牧野駿河守殿家老となん申傳へし。

○虎皮牛をまとひ牛の鳴をなして死す

江戸尾張町一丁目の扇子や、牛の子をもとめ、首より足まで、虎の皮にてぬひふくみ、堺町の芝居に出し、大分のあたひをとりし。然も鳴せじとて、口をぬひとめしゆへに、食物を斷て、六七日過れば死けるを、取かへ〳〵、五六匹に及べり。その比より、かの者、心あしくて病し。後にはひたすらに、牛の啼くまねをして死しとなん。

○鼠指を噛いたむ

江戸小石川傳通院に、利傑といふ所化あり。此僧、若年の時、ある日の申の刻ばかりに、鼠をとらへんとて追まはし、右の手にて掴殺されしに、鼠、頭をふりかへし、指をくらひて死けり。當分にすこし痛しかど、早速こゝろよくなり侍りしが、そのゝち日ごとに、暮七ツ比には、件の指、しく〳〵といたみて、

一生が間同じ事なり。かの鼠、いかれる最期の一念にや。まことに怖しき執心なりと、つねに語れし。

新著聞集第五崇行篇

○歌才少女みづから松雪と號す

伊勢の國、何氏の娘に、夫といへる者あり。本性すなほにして、和歌を好めり。殊に娘の聞といへる聞して、十三歳の齢ひ、元祿十年正月に身まかりけるが、いと上て後世のいとなみをも悟りて、みる筆を抑き、我亡名を松雪と賜はれ。まりし比、松の雪といへる題にて、歌よみ侍りけるとて、

きぬ〴〵のわかれの程の思ひでゝいまだにつらき鳥のこゑかな

さゞ浪や志賀の濱松いつよりも今ぞしほの雪の明ぼの

死出路の糧に、十念を授け得させたまへとて、念比に念佛し、

もろともに朽なば朽よたがらへて殘るもつらしあだしうき名の

と讀ておはりしとなり。程へて後、この娘のふるゝ者のありし邸、いかなる便ありてか。大内にきこしめされ、あまたの歌の中に、五首御とめさせけるとかや。猶の一首はもらしつ。松の雪といへる題を案じわづらひて、死せる人の、ふたゝび來れるにやと、人々云あへり。

○了然禪尼面を燒て法を求む

了然禪尼は、都の人にて、大内に仕へ侍りしが、新朝の事、人の惜しけるに、子三四人もうみたれば、寂たまはれと契約して嫁して行けり。三十餘歳の時まで、男女三人設け、夫にしかく〳〵の事をふひ、つゐに髪をそり、衣をそめ、臨濟、黄檗の諸禪林に入り、參直隙なく拘けり。天和元年の冬、飢寒のためにとて江戸に下り、井上大和守殿の屋しきにありし白翁和尚に見へ、法を發んとせしかど、顏かたち美し

きには、人口おそれありと宣ひしかば、頓て立帰り火熨を焼、額より両の頬に至るまで焼爛し、和尚に参りしかば、その烈志をふかく感じ、大法のこりなく附受ありし時、詩歌を賦して呈しけり。

昔遊宮裡焼蘭麝。今入禅林焼面皮。四序流行更無跡。不知誰是箇中移。

いける世に捨てゝたく身やうからまし終の薪と思はざりせば

爛れたる疵、頓て愈て、すこしも痕つかざりしも、亦奇特の事也。江戸ちかき落合といふ所に、自ら精舎を建立し、一乗院と號し、尼衆を集め法を説しと也。

○禅尼面を焼詠歌法を示く

むかし、甲州塩山に法身和尚とて、高僧の妹なりし禅尼おはしけるに、才智人に超、節操たぐひなかりしかど、美麗のきこえ有て、世の譏避けがたしと、師の宣し事を聞たまひて、鐵火を面にあてて、和歌を詠じて、

我面恨みてやくぞ鹽の山海士のたく火と人やみるらん

かくて師のもとへ至りたまへば、頓て奥義を傾け盡して、授けたまひしとなり。

○洛陽高誉上人

洛陽大雲院の高誉上人は、説法の大導師にて、世に名高き人にておはしき。幼き時より書を讀たまふて、時の黄僧鎮儒達にも、稱嘆ありしとかや。浄土の典儀をきわめたまふ事は云もさら也。天台、眞言、倶舎、唯識の精き事まで探求め、内外の群典残らず獵渉したまひぬ。三十餘歳の時より、偏に説法利生を業とし、聲うるはしく辨美しくて、一度、法の席に列する輩は、邪を摧き信を起さざるはなかりし。向阿上人の三部假名抄を演べられし時は、化人の老婆、向阿の手から、書したまひける往生至要訣とて、めでたき文を持ちまいらせけり。後、九條の里に菴を結び、閑居したまひし時、和州當麻寺の曼荼羅は、年千霜に及びければ、いかばかり損壊して、末の世の結縁も、久しかるまじき事を憂悲みて、いかにも

して詣ひまいらせ度とて、延寶五年五月、人々を伴て、當嶺にいたりぬ。中古、源の頼朝公の寄附ありし御厨子に、蓮糸の大曼荼羅を張置て、四百有餘の春秋を經ぬれば、板を剝して、往古のごとく軸をなし、猶おさめん事の工も、一向に叶ひがたくて、此ねがひ、既に止なんとせし時、變相の上に帋を張、柴井の水を注ぎかけ、單心無二に祈願あられしに、一夜、響數とゝありて、翌朝、自然に板を離れて落下り、一點も違つきたまはざりし。板及び裏に張し帋ともに、本曼荼羅のごとくに、こま〳〵の莊嚴に至るまで、明らかに移りあらはれさせたまふ。遂て別增に寫具それ〳〵に調へ揃へ、かの缺そんじたまふ所を、補はんとせしに、何としても色合似ざりし。是たゞ事にあらずと案じ煩ふ折節、徒弟・兩人、二上が嶺にのぼりしに、綺を織へる一人の老夫に行あへり。語て曰、このごろ、大曼荼羅修復の事承し。もし彌の其望む事あらば、いざ來らせたまへとて、一群の森に導き、是ぞ熊野新宮勸請しありし御社なりとて、そのうしろなる方をほりて、粘りの塊を擔させけり。みな〳〵よろこびて、時請を遂んと老夫を尋しに、今までこゝにありしが、何地へゆきさりしか。つゐにみへざりし。餘りに不思議の事にありしとて、村里のそれ〳〵の人に問求しかど、老人は曾てしる事なしと云ひし。さればいにしへより、熊野權現は、この曼荼羅を本地として、毎日この地に、來臨したまふと傳へきけば、これぞ誠に權現の助力せさせたまふものかなと、いと喜かりし。かの粘の似ざりし色は、もしこれにてはなきやと、件の塊をあてゝ見るに、少しも違はざりし。前つかた、寶御所の叶はざりしは　この冥助を施したまふ御はかり事ならんと、各の〳〵力を得て、同年閏十二月十五日に、修復ことゞ〳〵く成就し、文龜年中の、發願比丘尼の願主として、後柏原院の宸翰たまはりし、當曼荼羅縁の再修は　同年十月十五日に事初て、永の午の年二月十五日事畢ぬ。又あらたに一丈五尺の大變相をうつし、末代の副寶にとて寄附ありし。これを貞享曼荼羅と申しき。然るにかゝる變相は、勅文、古例のありて、いともかしこき當今の帝の御手自、御染させたまふ事なれば、上人、このよしを朝廷へ訴へたまふに、有がたくも勅許まし〳〵て、宸翰

の銘文成下され、又もやさも貴かりき。賢聖の臺に、古雙相及び作の新圖兩幅かけまいらせ、王の御冠傾けさせたまひぬ。近衛の左大臣をはじめとして、諸寮百官、おの〳〵拜せたまふとなり。天和のはじめ、洛重（マヽ）山科の郷に、空也上人の舊跡、竹葎茂り刹亂れ埋みて、たれしる事もなき様をみて、本朝第二の導師といひ、殊には東山西光寺におゐて入滅すと、廿一代集の中の拾遺集にありしかど、かくまで年久しくあれはてぬる事よと哀に痛て、衆緣をつのり、再び念佛清淨の道場を、建立したまひぬ。此時、空也上人の石碑、門境の所あしゝとて、かたはらに移さんとせしに、郷の老若、口々にこの御石塔は、むかしより、近付しものに祟らせたまひて、發熱、頭痛、狂亂せし事たび〳〵なれば、一人もいらへ申す者は有べからずといなみければ、頓て上人、念佛三昧の密室にこもらせ、空也上人の御心を得させたまふにや。おの〳〵の云ひし事さる事なれ共、此土中よりとり出す物あり。若も御祟おはさん時は、我身にかへ救ひ得させんとありしかば、群居士民、こは貴き御事とて、手に〳〵ほりければ、大さ一尺餘の唐壺出しを、地境の宜所に移したまひぬ。一人も、痛しき事とてはなかりし。壺の内には舍利のおはしきとかや。この時節、天下大きに飢饉しければ、殊に都は人多き故にや、道路に袖をひろげてこひ求め、つゐには塊を枕として、餓死するもの二萬餘人に及びしかば、かく淺間しく世のなり行事を、上人、身に染かなしみたまひて、大雲院におゐて、天和二年正月八日より、諸人のすゝめ、四十九日が間、非人ひとりに鳥目十二錢づゝ、施行したまひしに、日ごとの人數積りて、二十六萬六千二十九人におよびけり。世人、その志の堪なる事を感じ、金子五兩、十兩はかずならず。ある時、百兩の金を白紙につゝみて施入しけり。貞享三年の暮、齢五十八歳にして、つねならぬ病に寢、ありがたき、來迎の瑞相を得たまひ、三月九日、數返の稱名漸々にこゑかじけて、西にむかひ安坐し、大往生をとげ給ひぬ。

○音譽上人目粟ニ火車

増上寺第三世、音譽上人は、智道兼備の高僧にて、世擧て崇敬しける。ある時、大衆をあつめ告て曰、

我今日遷化するなり。疑事あらば、替連に出て決を取るべしと、則ち法問を宣たまひ、已に時至れりとて、看々天地清濁の色、五趣境界浄利の斎、三悪火坑阿鼻の底、一機不轉古今の事といへる頌を書して、筆をなげすて、山門に出たまへるを、大衆、不審におもひて見送りけるに、火車の炎の熾然たるが、雲の中よりおち来る。上人、手にもてる團扇にて招きよせ、そのまゝのり移り、又大衆に向て、火宅には又も出まじ小車ののり得てみれば我あらばこそ。と吟詠して、西方へ飛去たまふと也。

○壯女法をきゝ頓に安養をしたふ

京三條から寺丸四へ入ゝ町、榊原兵衛といふ者の所へ、元祿十年の頃、東より上りし天敎とて學僧の宿しけるに、きさといふ下女、こざかしき者にて、何角佛道の事尋しに、後の世の至るべき當座おはするやと問せければ、女おどろき、我、日蓮宗にて、只題目のみ唱し。さる事おもひあたらずと打しほれ泣き、其の夜、天敎へ向ひ、昨夜仰聞りし事に、胸ふさがり寝も寝ず。もし今にも死の來りなば、いかにもやせんと案じわづらひ、またまた父母のいたらせたまふ所、覺束なくてかなしく侍り。願くはいみじく御しめしあれと、しみじみと拜しければ、天敎、いとあはれみて、されば安養世界は、彌陀如來の願心より建立まし／＼て、成ふ所の衆生を、ひきとらせたまふ淨土也。汝の宗旨、題目を崇し事なれば、本、吾宗の觀經にも、廣開大衆十二部觀音勢至と說たまひぬ。其功徳を以て、淨土にまいらんと、ありのまゝにねがひたまへよと、細かに宣へられしかば、實に閑夜に燈と申す事、今おもひあたりたりと、隨喜の涙をしぼりぬ。年二十六にて、今を盛りに麗容に、心を盡せし事を引かへて、はやく安養にまいりてんやと、いさみたる大信者となれり。その五六日過て、天敎へかたりしは、餘りのうれしさに、我ばかりかく貴き事、しりぬる事ありはてんやとおもひ、丹富園部の椅なりし者に、かくと告きかせしに、いかばかり尊くおもひ染て侍りしとなり。

○寅蔵和尚金をすて經を修む

增上寺の寅歳和尚といへる人へ、學文領とて、金子二百兩、人の得させけるを、我願ありとて、增上寺の一切經の、蟲に損じたるを裏うちし、散雜して見わけがたきを、ことゞゝく繕ひあらため、延寶四年より同八年に至るまでに、漸く願みちぬ。同九年、伊勢の蓮華谷に、引こもり隱遁せられし。和尚は、寅の歳寅の月寅の日寅の時に生れたまへば、おさなきより、此名を付たまふとなり。

○善貞法師榮をきらひ乞食す

善貞法師は、鎌倉光明寺の學侶なりしに、後に、洛陽知恩院に寓居せられし。勝れたるを猜む世のならひなれば、むつかしき事ども多かりしを、憂事におもへる比、山主より、寺賜はんとありしかば、かくうとましき世に何かせん。はやく名利を棄んにはしかじとおもひ定めて、餘財をすてをき、たゞ金三兩をもち、是は昔年よりねがひありて、伊勢太神宮に奉納し、それより、信州善光寺にさすらひ行て、乞食せられしを、所の人々、情ふかくまじはりて、齋などまいらせ、布施物を備れども、ふつに受得たまはざりし。齋米とてまいらすれば、一度の用ほど殘して、外は乞食にとらせられぬ。その様、いやしからぬ人なりと、いと惜みて誼をむすび参らせし。同國松本より舊友の、とある僧來り訪ひ侍りしに、語りていはく、むかし我を妬し人や。有がたき善知識にておはせし。その人なかりせば、かく計り世はすてまじと、涙を拭て悦ばれしと也。延寶年中の事にてありし。

○幡隨和尚邪宗を教化す

九州吉利支丹の宗門蔓向して、政道の妨となる事甚しかりければ、將軍、佛法を以て治せずんばなるましき事と思召て、增上寺の國師と御内談ありて、凡そ此事仕遂なんは、諸宗の中に、幡隨に過たるはあらじとて、上使を以て御たのみありしに、和尚、かたく辭せられしかども、上使三度におよびて、若此惡黨、退治したまはゞ、いかなる事也とも、望にまかすべしと有ければ、此上は是非におよばず、さあらば下向しなん。かしこに假の堂を作らせたまへとありければ、則ち日向國におゐて、一宇を造立ありけ

り。今の白道寺これ也。それよりおもふ所あればとて、伊勢、熊野へ詣んとて、まづ太神宮を祈り奉んと、山田に至りたまふ。其夜の夢、忝も皇神まくらに立せ、此たびの下向尤も殊勝也。我も力を添んとの告ありしかば、特に貴くおもひ、其翌朝、佛像を賣者來れり。いざとて拜せたまふに、其たふとさいふも更なりければ、正しく皇神のもから合させたまふ驗しならんとて歡喜し、頓て請じたまひける。去程に、汝、いづくの人ぞとあれば、さだかに云はず。跡を慕て見たまふに、熊野路山に入とひとしく、行方しらずなりにし。それより熊野は陽るさにせばやと、日向國に下り着て、正法を弘通、邪法を斥け排きたまひければ、かの邪徒、皆々改悔歸伏して、淨土門に入ル者凡そ千萬人といふ事をしらず。その中に、三十餘人は、正法にあへるうれしさのあまりとて、立處に捨身しけるとかや。和尚、おもひの儘に、弘通利益して、かの靈像をば、白道寺の本尊とあがめ奉り、又熊野へ赴きたまひて、四十七日こもりて法施したまひけるに、第七日、命おはりたまひしを、隨侍の大通法師、火葬になしけるが。骨はすこしもなくて、平生所持の念珠、決擇とてのりかへやける。舍利となりて、つなぎながらに火中より出ければ、これを江戸へ守り奉て、今時常陸の在宜にてぞありけり。

○乞食自害して歌をのこす

寛文十二年四月上旬に、洛東三條橋の下に、廿歳あまりの乞食の女、自害してけり。かたはらに書殘せし一首あり、

ながらへばありつる程のうき世ぞとおもへば殘る言の葉もなし

とありし由、都にかくれなき事にて、有りがたくも、天上の御沙汰にまで及びて、有る貴き御方和せさせたまひて、

言の葉は長し短し身のほどをおもへばぬるゝ袖の白妙

又、

なきと侘るその青の葉の殘るさへ聞に泪の袖にあまれる

さり共和歌の徳、いふも更なりと、聞人ごとに泪せきあへず侍りき。

○靈谷山閑唱阿闍梨

閑唱阿闍梨は、信州綿内村の人也。母懐胎のとき、魚肉、五辛の類を食しぬれば、何となく胸あしくて吐ぬ。兒生れてより、母、肉類を食して乳を與れば、曾て飲ざりければ、此兒、直人にてはあらじとぞ申しき。四歳の時、父、月代をせんといへば、我はさおるたちは望じとて、三里ばかり隔し村にかけ行て、自ら童頭を剃ければ、父母も爲方なくて、次の年の春、同國の歸命山但唱とて、貴き上人の許につれ行、しかじかと語りて剃髪し、受號し侍りぬ。それより師に從ふて、江戸芝の如來寺に越て、多の年月を經しに、師の上人はいつしか遷化したまひて、卅一歳にてみづから思ひし事の有。とかく繁華の地を離れ、名利の便をまぬかればやとて、濃州笠原村の、眞性寺にこもり居て、手づから千體の佛像を刻み、又品野の八幡院にも、千佛をきざみおさめぬ。三十六歳にて、妻木の內間の山といふ所に、蝸廬をむすび、靈谷山と名づけ閑居したまひぬ。持る一物もなくて、嚴き寒風の時も、唯單なるもの一衣着て、念々餘事をくわへず。一向に念佛のみしたまひき。歸依の人々、珍味美物を上人の爲にとて物せしかば、胸にさゝはるとて、一匙も食したまはず。復、亡者のためにとて、すゝめければ、何程もまいられず。ある時、男女五十人あまり寄あつまり、聖靈の爲にとて、水をまいらせければ、大きなる桶に七荷までのみたまひしとかや。上人は、一切の善惡の境、禪定の中に見そなはしたまひけるにや。何事も見ざるまへつ方に宣ふに、露たがひ侍らず。邊國のならはしとて、當歳子の死せるは、馬屋のかたはらに埋めおきし事あるに、上人、村々のその家、かしこの家と語りたまふに、少しも違はざりし。あるとき、靈谷山に石塔を建んとて、笠原村横井伊左衞門を伴ひ見まはり、十餘町山の奥に、よき石有てしるしつけたまふに、人夫、三四十人もかゝり候はん。四五日過て村の者をあつめて、出さんと領狀しければ、

その翌日、俄に大雨して、件の大石、伊左衛門が家の前たる川に流れ來りぬ。人々、奇異のおもひをなし、頓て石塔になしてけり。尾州の鳥頭納四郎といふ人の妻子、鷲合山に詣で、貴きしめし有しかば、一日逗留せしに、納四郎いたく怒て、閑唱とそらん野干の出て、人の妻子を誑らかせしぞといへるを、上人、其時刻に女にむかひ、汝が夫、祟をしかん〳〵と悪口しけり。はやく歸れよのたまふ。女かへりて後、あらましを語れば、納四郎、大きにおどろき、鷲合山に詣で懺悔し、それより大信者となりぬ。三河國のある者、會比に饗應せしかど、茶一服も飲で出たまふを、主、袖にすがり、名號をこひければ、次郎入たまはず。餘りの事にて跡をし慕ひ、おくり行ければ、五六町過て畑の畔に立たまひ、こゝを掘れ、汝が罪の程をしらせんと宣へば、これは某が地也と云しかど、強ちにほらせて、六尺計の下に、死骸の燒はひたるが、少しも損せず、指揃、半ほ朽たるがありし。これ見よとありしに、私すこしも覺なく候とて、上人を家に伴ひ歸りて妻を上で、かゝる事あり。汝すこしもつゝまず懺悔せよと、猛に責ければ、妻、泪にむせびて、さては三十年ばかり前、其召仕の女に、主のあだし心ありしかば、妬の嫉邪へがたくて、密にくびり殺し、かの所に埋みかくせしとて、地に倒れ悲しみけり。上人、さる事よとて、いと細かに說化し、血脈を與へたまひし。江戸にてある晩方、貴き學者で招きたまへば、上人いたりて、弔ふべき僧はこゝなりとて、とある所を掘らせたまへば、小さき白骨の出たりしかば、出むかへし局涕泣して、かけこもりしを、上人みとがめたまへば、上人、我尋べしとて、部屋に行給ふに、局、泣しほれ、今は何をかつゝみ侍らん。常若殿御誕生の時、一腹の三子おはしき。さりともと思ひ定め、ひそかに殺し奉りて、其所に埋みかくせし此事、火難にいたゞ中侍んと、かきくどきしかば、上人、我にまかせよとて、火罪を救化し、かの白骨を弔ひ侍りし其後、十二歳なりし若殿のほめに、少人來て、我はそれと見ゆなり。有がたくも、今度、閑唱の弔を得て、久しき黄泉の苦患を、まぬがれ侍りしと、告ると見てさめしと也。又ある人の子、死して中陰に、母の夢に閑唱といふ僧、わが寺の隣におはしますゝ、御弔をうけ得させよと

告しかば、頓て如來寺に使を立て招請し、さま〴〵もてなし、われはいか成ゆへにや。子孫侍らじといへば、先祖の靈、よく〳〵まつらせよとしめしたまふにまかせ、眞をつくして、三寶を恭敬しければ、やがて妻懐胎しぬ。二月めに此事を上人にかたりしに、此兒の名、孫之丞とたまはりしが、月うちて男子をうみ侍りし。此ころ如來寺にて、勸化の席をひらきたまへば、晝夜貴賤市をなせし中に、四歳ばかりの子、七歳ばかりの兒とおぼしきを取てふせ、馬のりにし、ヤヽ汝、これ我が泥になりたり。馬印が血に染たりと詈るを、上人、聞たまひて、抱たりし人にむかひ、汝が先祖、討死せられけるやとゝはせたまへば、されば、曰が祖父、大坂陣に討死せしと承り傳へしといへば、頓て血脈をたまはりたりと也。又ある人の娘、十六歳まで啞りけるに、上人の名號血脈をうけて、香華淸水をねんごろに營み、靈魂を弔ひしかば、七日にあたる日より、南無阿彌陀佛父母と云を初めとして、常人の言語にかはらず侍りし。又ある人、屋しきを買求めける。その夜夢に、かの家に、首なく手なく足なく胴斗なりし樣の異類異形のもの共むらがれ居て、われら、聞唱上人の弔を得させたまへ。もしさもなくては、此家へ移し申事なりがたしと見てさめぬ。翌日、上人をむかへ、法會をうけ移りしに、何のさゝはりもなかりし。後に屋敷の來由をきゝしに、むかし、罪人をためしける場所にてありしとなり。ある人の男子二人、闇にやみふしゝが、隙なく門外にかけ出し、怪しき事とて、いかばかり加持、祈禱しけれど、更にやむ事なかりし。親、悲しみて、上人の許に至り、しか〴〵とかたりければ、祖父母の戒名はと問せたまへば、更に覺侍らずと答しかは、さる事よ。祖父母、中有にまよひしかど、汝が家に戒名なき故、内に入り弔を請くる便りなし。その兩人は、祖父母のくるしみの眞似するにこそとて、戒名たまはりしより、教のごとくに信心をつくしければ、其夜より、件の病人、ふつに門外へ出る事なかりぬ。相州の百姓、勸化に歸伏し、至誠に先靈をまつりしかば、其比旱魃して、近邊の田畠に、こと〴〵く虫つきしかど、それが領地には、すこしもさゝはりなかりし。又其隣の兒、夜ごとに泣入りて、動もすれば、何者の所爲と

もしれず、かまへの外へつれ行く。父母嘆て、上人の名號をうけ、守にしてければ、件の事やみぬ。延寶三年の冬、相州大山へまいらせたまふに、稗谷へ一里ばかりにて日くれ、洪水しけるに、上人の頭上二丈ばかりたかく、二筋の光ありて、闇夜をてらせしが、驛の入口の國末に、かゝりとゞまりぬ。良ありて大山の方へ飛さりけり。始め信州に幽居をしめたまふ菴にて、ある夜、長安へ出て行せしに、跡に村人二三輩語り居けるが、夜半過て窓の外に、いとあはれに泣聲あり。初のほどは、友どもの來り戯れしかとおもひしが、何となく物すごくなりしかば、戸の隙より窺ふに、裸形なりし男二人、おそろしく立て居たり。みな〳〵やれとて念佛しければ消うせぬ。上人、曉ごろかへらせたまふ。村人、しか〳〵と語りしに、そのものは、その所の屠者の亡魂也。佛菩薩に慚し故、内に入り得で、只外より血脈をねがふ事の不便さよとて、血脈二通相とゝのへ、其所にとゞけよとて遣はされしに、村人、陸多村にゆきて、くはしく尋ければ、三日以前に、川流の馬の夜を渡ぐとて、兩人、水に溺れて死せりといへば、扨はとて件のあらましを語、血脈をたまはり、既に屍身にて、來りし事の不思議さよと語り合て歸し。その夜、村人の夢に、兩人來り、貴き血脈得させたまひて、苦患をのがれ侍りぬと告たりとなり。鹽谷山より十二里隔し東下と云所に、彌助とて、わづかの貯にてさもしき者、上人へ詣で、敎化に逢へ、貪りもなくして、只あけ暮ふかくかなしみて、ある日、山にて木を伐けるが、何となく眠りにたへなくて、斧を枕として臥ければ、上人、血脈をもたせ來りたまひ、汝が志、いと殊なる事なり。これを與ふよと宣ふとおもへば、夢さめぬ。彌助かぎりなく有がたくおもひて、家に歸り、せめてこれより拜し奉らんとて、垢離をとり居ける所へ、村の者來り、昨日、鹽谷山へまゐりしに、上人机に倚、しばしまどろませ、汝が村に彌助といふ貧人ありやと問はせ、その者にこれを與へけん。たしかに屆よと仰せられしとて、血脈をもて彌介に渡しけるなり。菴室の下に二丈計の大蛇住し、參詣のともから怖るゝとて、出るを禁したまひしが、ゑたき時には、上人の膝を枕として臥けるとなり。ある時のたまひしは、我、墓所を通るに死人見へり。男

女ともに老若は、それ／＼なりしが、長一尺に過ぬ幼稚のものは、その姿にてありしと。貞享元年正月に、梵網経を演られ、二月二日に講おはり、三日には禁門を開く閉、参詣の人々もとゞめ、沐浴剃髪し、威儀ことに正くて、佛にむかひ端坐し、弟子欣心に只今往生なりと告、高声に念佛し、回向の偈を唱へおはりて、欣心に十念をさづけ、息たへたまひぬ。村人うかゞひて、八幡院壽唱にかくりと告ければ、壽唱おどろき走り来り、壽唱にてありしが、御心にたがひしや、御臨終にあひ奉らざる事のかなしさよと泣しほれしに、上人、たちまち眼をひらき、前に来れとのたまひて、十念を三度授けて合掌の手をとき、定印をむすびて、寂をしめさせたまひぬ。春秋五十九歳なり。

○願西身を責香烟佛を現ず

常州江戸崎、大念寺のちかき所に住し、願西といへる法師は、生れつき究て正直なるものにて、人情を飾し事とては、露ばかりもなかりし。平生丑寅の刻ばかりに起て、念佛を勇猛につとめし。もし起ざる前に、鶏の鳴わたれば、みづから身をせめて曰く、沙門の身として、かくまで寐て、大切の勤行を怠りし事の不屆よ。是に依て今日は、食事を停止せんとて、翌日まで断食しけり。夏日他出の時は、かならず扇子二本もちし。一本は清浄扇とて、禮佛の時ならでは用ひず。又いかばかりの雨雪の時にも、蓑笠なくて歩きし。人訝りて問ば、されぱこそ、天より濡してよければこそ、雨雪を降らせたまふ。照してよければこそ晴させたまふ。しかるを私の了簡を以、蓑笠を着てよしと云事は、大なる僻事にて侍りしとて、一しぼりに成て往来せし。本より六月の炎天にも、つゐに笠着ざりしも同じ謂なり。遠近の諸人をすゝめて、丈六の彌陀尊を造立して、常香を薫きけるに、その側なる障子に、いつとなく香烟かほりかゝりて、自然に彌陀尊影出来させたまふ。又程ちかき金井戸といふ村の百姓の家に至り、通夜念佛せしに、襖障子に忽然と、丈六の尊影あらはれさせ給ふて今にあり。ある時、願西が左りの耳、俄に鳴て、良ありて頻りに鳴しとて扣きけれど、何やらん、物の出たりしを見しに、小さき臥形の佛像に似たる舎利

にておはしき。

○三海上人雩を祈り雷を鎭す

下總木與猿、行念寺の開山三海上人は、木食にて竹林の中に三年が間、組立の行をつとめ、湯殿山に年詣でして、いみじき高德にておはしき。下野の壬生の邊、三年うちつゞき旱して、里人甚だくるしみしある時、上人を招き、雨のいのりを請ひけるに、我祈るならば、いかなる旱魃たりとも、雨降らずといふ事なしと宣ひしを、頼しくおもへる僧多かりし。上人、七日斷食し、丹心を抽でたまふに、第七日におよべしかど、何のしるしもみへざりしかば、かの祈僧ども、傘をさし、木履をはき、いさみ來りて、さまざまに嘲哢しけるに、未の刻ばかりに、晴天にはかに黑雲おこり、雨、車軸を流しければ、彼僧共、おもてぶせにて歸りける。又、寺の跡に故ありて、雷神を勸したまひ、社を造營あられし。との道筋、はじめは幅ひろかりしを、庄屋より年々に侵畧しければ、上人、聞たまひて、いかでかくはせしぞ。地を復すべし。若さなくば雷の爆りに合せんと示されしかど、すこしもおそるゝ氣色もなかりしかば、後におもひしらせんとて祈られしに、たちまち雷電、庄屋が家におち、雷はためく事七日七夜也。庄屋、十方なくて身をくだき、嘆きかなしみて、一向にたのみ先非を悔しかば、此上はとて、祈り鎭られしとなり。

○父誦經娘味歡

遠州中泉より一里ばかりの南、岡田村の鈴木四右衛門は、三十有餘歲の比より、阿彌陀經を讀誦して、日夜おこたる事なく、常に砂を以て數をとれり。修練しての後は、睡眠の時といへども、喉吻の動く事止まざりし。黃檗山先住獨湛和尚、初山に閑居しいませし時、此人を祖嗣の決定、西方往生の人たる事をゆるしたまふ。六十歲の秋、いたはる事少しもなくて、我は只今往生するとて、床に登り安坐し、怡然として遷れけり。法名を大含と號す。生前、誦經の數四十萬卷也とかや。二男、二女あり。おの／＼拔群の才智藝能ありし。第四の娘、たれ教へざるに、幼稚の時より佛菩薩を崇、常に妙法華經をよめり。

又和歌を好めり。大内の竹内三位惟常卿、たび／＼稱美したまふとかや。亡父の追善に、

いとせめて手向る水にうつれかし心はかりにうかぶ面影

○武夫姓を重んず

水戸の家臣中山備前守の從者に、扇谷八兵衞といへるあり。その所持の刀を、主人、不圖目にとまりて、强に望まれし事、三四度におよびしかど、承引せざりしかば、自分の刀をたまはり、金十兩禮物にせんとてありしかど、たとひ命は失ふとも、ゆるさせたまへと辭しゝかど、主人、立腹甚しくて、閉門させられしに、心やすき傍輩とぶらひて、かほどまでの粗增は、いかさま故あらんと、詞をちかひてたづねければ、左あらば語らん。自は上杉憲政の嫡孫にして、この刀は四代持傳へし。扇谷の姓號は、鎌倉に假住せし在名なりと、くはしくいひし。此事、主人もひそかに聞たまひて、八兵衞をよび出し、事の子細を問たまへども、頭をさげいらへず。その趣き、宰相公きこしめして、八兵衞を下座に置けるぞ(がう)、上座にむかへ、問よと仰られし。その趣にもてなしければ、八兵衞、なにの辭退もなく、上座になほり、委細に申侍りしとなん。宰相公も、對座にて御逢有て、御懇の仰共にて、わが領地の內に、在宅あられよとて、御城下近き處にて、二百石たまはりしとなん。

○超譽松を植蛙の喧く鳴を咒す

大坂谷町すじ八町目、願生寺超譽は、隨分の念佛の導師なりし。此寺、本は草庵にて、わづかに三間四面のわらぶきの一字ばかり也しを、今は佛殿、方丈、庫裡まで、悉く成辨してけり。この修營のはじめに、根なき松を二葉門境に植、もし寺門繁榮せば、この松、盛長すべしと白祝せられしに、果して鬱茂して、今大木となれり。又寶町に、閑居の菴を占たまひしに、庭の池の中に、蛙群鳴て喧しかりければ、十念をさづけて停止せられしに、生涯のうちは曾て鳴ざりし。元祿九年八月十七日、七十二歲にて豫め滅後の葬式を營み、前十一日より、安養の聖衆の數に入し事を覺て、貴く念佛してをはりぬ。

○安藝叟八和尚

藝州宮島光明院の開山叟八和尚は、奥州磐城の人なり。その母、子のなき事を憂て、辨財天女に祈誓して、桶に水を入れて頭に戴き、足を翹て丶月影をうつし宿し、あらたに奇端を得て、誕生したまふ。後に出家したまひて、德行今そかりけり。加藤式部大輔どのは、不信の人なりければ、いざ其術を試んとて、招請ありて齋を設けて、家老二人相伴にして、その饗膳に、ことごとく魚鳥を料理し、顏色ある女子五六人、只單なる服を着せて、給仕に出し、物の隙より伺見たまふに、和尚自若として、しばらく眼を閉たまふに、料理せる魚鳥は、たちまちに飛躍り、給仕せる女子は、看々骸骨となりぬ。大輔殿、大いにおどろきおそれ、即座に改悔發心したまへば、みな本のごとくになりし。和尚、教化念比にしたまひて、夫より安藝の國に入たまひて、宮島に住居を占らる。常に美麗なる女、十餘人隨仕しければ、誹謗をなしけるを聞たまひて、法談の席へよび出し、汝らゆへ、他にそしりの罪をおかさしむるもの、又我かなしみなり。急ぎ住所を立退べしとありしかば、海上にわかに波風おこりて、碎風すさまじかりければ、總門の人々、肝をひやす傍に、さしも美麗なりし女、たちまち鮫鰐となりて、黑雲とひとしく、海底に入れば、まことに天女の十五童子をつかはして、給仕せしめたまひし事、此時初てしりしとかや。其後、一千日の別時念佛を修し玉ふ。八百日も過ぬるところ、嚴島の社人たれかれ數人、一夜に夢の告ありて、殘る所の二百日は、社内にてつとむべきよし、示現あるたに、兩度までにおよびしかば、此上はとて、かの別時念佛を、社内にうつしてつとめらる。又百五十日程經て、和尚、たつとき靈夢のありて、我此回向の日にあたり、往生すべきとのたまひしかば、遠近にきこへ、道俗群千萬あつまりし。その日の日中に、群集の者に、高らかに十念授けて、大往生をとげたまひし。紫雲西方より靉靆、天樂妙香微妙なる事ども也。老少、隨喜の涙ほしあへず、御骨をひろひ取て、結緣せんと待かけたるに、俄に潮みなぎり來て、一點の灰燼もなく、皆海中に流れ入りしとなん。實に龍神の供養せし事よと、おぼへて稀貴

し。

○伊豆即往法師

伊豆即往法師は、勢州の濱邊にて長となり、名を久五郎と申しき。いつの比よりか。伊豆の國にまかり、眞鶴の五味甚左衛門といふものゝ船頭となり。つねに海上を宿として、世をおくれり。二十五歳の時、常ならず風雨して、すでに船を破却せしを、漸にうかびあがり、辛き命を免れぬ。この時、ひそかにおもひしは、この身一つ養んとて、かゝるいぶせき業をなす事、まことに拙き心にあらずや。今よりして、縱ひ立所に飢渇斬害におよぶとも、この身の爲とては、心をつかふまじきと自誓を立、たゞちに念佛門に入り、偏に西方をねがひし。鵜が岩屋とて、海邊にこつねに波うち入りしかば、人のかよひもなき所を見立て、是こそ究竟の道場なりと、一艘の舩をもゝたで引籠りぬ。甚左衛門は、かくとしらで、久五郎こそ、いづちへ行しやと尋もとめしかど、つゐに行方しれざりしかば、いかなる海底の藻にもやと不便の事にのみおもひ過しに、程經て後、鵜の者共の物語せしは、去ル頃、岩屋の入口に、それこれの物ありしゆへ、いぶかしくて尋しに、さる人おはして、かぎりに念佛しけり。あたりに貴くて、里人、かはる〴〵食物はこびてまいらせしが、つねに念佛のこゑ、絶る間なかりしとなり。六七年の後、二千日の回向をつとめられしに、毎夜、龍燈三ツ四ツあがりしかば、あまりに事ゝしき事にて、濱人、後の恐をおもひて、守護の小田原の奉行へ訴へ侍りし。其頃、小田原より二三里過て、飯田の淨願寺とて、禪寺に惠心の作の彌陀尊あり。住持の夢に、如來いらせ、われは鵜が岩屋、即往が許へゆかんと告たまひし事、數度におよびしかば、指置がたくて、檀那の面々にかくとかたれば、又それ〴〵の人も、件の御夢想ありとて、頓てかの所をたづねもとめ、如來を贈り奉りしに、船頭久五郎と答ければ、さては靈夢なりと云あへるに、濱人出合過し事共、詳にかたりて、つゐに安置しけり。此とき、始て如來より御名たまはりしとて、即往とよびけり。三十五歳のとき、不圖岩屋を出て、赤澤の海邊に至り、わづかなる

庵をむすび、西念をあらためず念佛しけり。村人達てきゝおよび、貴き大法師とて、日々食事をおくりぬ。岩屋の本尊ならびに佛具等は、商人のはからひとして、ほとり近き、淨土宗の西念寺に、おさめけり。ある時、赤澤の半井といふ所に、熊野權現宮立せたまふ。本地阿彌陀佛にてましまし〳〵けるが、しきりに里人のゆめに告させける事、默止がたくて、つゐに即社の毛にいらせたまふ。あるとき、社前をもとめければ、内に鐘の管の様なる物あり。永く寺と心得、うちやりければ、いくたびも、物に當りかへりたまふ。取あげみれば、黒ぬりの筒あり。内に玉の管ありて、觀音の靈像ましまし〳〵けり。法師、是も有がたき事と思ひて居けるに、或朝、一人の沙門來り、我は伊勢よりの使僧也。昨夜の物ありやと言ひて、行方なくうせさせたまふ。又ある時、何者ともしれず、善光寺の供物まいらせんとて、持參りしを、何心なく受置て、程經てひらきみれば、悉く舎利にてありけり。或夏、相模の關留の高僧、たび〳〵訪ひて、そこ〳〵の法論したまひけるに、いづれも、舌をふるひて歸れり。元祿十年に、箱根早雲寺の福壽上人來りて、念佛の正秘を、懇に語りあへり。今に至り、二萬日ほど相勤しと云し故、齢を尋ねしに、八十有餘にもあらんに、五十歳ばかりの面相なりし。此後一兩年經て、いと貴く往生せられしと也。

○山崎宗鑑

宗鑑法師は、近江源氏にて、佐々木の一族也。本名彌三郎範重といひし。延德の比、六角高頼、甲賀山に籠り居しに、將軍義尚公、軍勢を引率し責廻、鈎里の陣中にて、薨じたまひける時、範重も供奉せられしが、此時はじめて、浮世のあだなる事を悟て、頓て髻を切り、武門を出、攝州尼が崎に閑居せられしが、後に、山崎邊に處り、歴堅の中に風月を弄び、滑稽の道に富けり。俳道は一流の祖となり。唐土の人、手蹟を看て、瓊瑚の然に、金沸を置たるがごとしと賛しとかや。常に油單を纏て、使わたる書とし、朝げ夕げには、鳥目十錢ずゝはたごに拵行しと也。室には、棚一ツより外は置る物なし。額に掛られしは、上客立歸り、中客日歸り、下客泊りがけと書れし。

○戯僧遺書

泉州境の眞言宗の僧、常に酒を嗜て、曾しも醉の醒る事なくて、只戯れ言のみにて世をおくられし。然れ共、消然といさぎよくて、祈禱今そかりければ、人々崇みし。此僧、身まかりて後、遺財をひらきみるに、寺と書籍とは甥の僧におくる。金三百兩は草履取に得さす。出家の財寶は禍の基也。衣服はそれ〴〵にあたへよ。辭世に、

世の中はしやの〳〵衣つゝてん〳〵でくる坊主に殘る松風

○木村長門最期の雪操

大坂の城、今を限りにみへし處に、木村長門守、風呂に入り髮をあらひて、伽羅をたかせられし時、江口の曲舞、紅花の春の朝と謡ひ、餘念なく小鼓をうたれしとぞ。その次の日、花やかなる討死せられし。印を大將軍家康公御覽有て、淚流させたまひ、此若者、討死を極め、髮に香をとめながら、月代を糊ざりしと仰られしとかや。其時、髮をすき香を燒し女は、江戸にて木原意運といふ、外科の伯母にてありし。老後まで、常にかたられし。

○不破萬作戀情

關白秀次公御寵愛の御扈從不破萬作殿は、容顏端麗にして、ならびなかりし。一度の笑に、百の媚ありとは、實にこの御方にてか有らん。殿下、伏見の御城より御參内ごとに、供奉したまはざる事はなかりき。しかるにある時、とある武士、威儀をとゝのへ、深草の前に出て、萬作殿の馬前にむかひ、様子あるらん體にて、禮をなせし事、たび〳〵におよびしかば、萬作殿ふしぎに思召、普代の從者をめし、さりし比より、しか〴〵の者侍りし。いか様ゆへあらん。汝行て聞まいれとありしかば、重ての上洛の節に、件の者をねんごろに見屆け、跡を追、深草鄕、かやぶきの賤が家にいたりぬ。案内してひそかに對談しければ、かの者、思ひよらざる事かと、さらぬ體に物せしかど、推て問しかば、實に左ある事に

で侍りしやと、涙袖をしぼりながら、此上は何をかつゝみ申さん。自らは、西國の何氏に仕へし、隱き武士にて侍りしが、去る比、洛陽に用の事ありて、上りし折しも、殿下の行啓を拜せしに、不圖、それの殿を見そめまいらせ、つゐにおもひの種となり、夢現にもわすれがたく、せめては、御顏なりとも見まいらせて、しばしの思をはらし申さんとて、わりなく主人のいとまを乞、かくまで多日月をおくり侍りしと、うらなくかたりつゞけし事を、御前に萬作殿へ告侍りしかば、萬作殿、懇情の隔なく、流れにあはれにやおぼしめされけん。平野の御詣ありと聞たば、其夜、勢田の橋ちかくに、轎をかへ出よと、ねんごろに玉章御したゝめ有て、又かのさゝへつかはされしに、かの者、拜し見るより、有がたさ骨に透り、一夜を千夜とも待わびしに、翌の日、御詣の事定りて、殿下出御あらせ、萬作殿も例にかはらず、供奉したまひ、既におよび還御の時、萬作殿、彼に拜いたさせて、石山寺のある房にうらせ、針をしば〳〵時をうつし、とゝみよくならせ、いざ御祝儀の無酬とて、曲舞かれこれ有まじへ、衣數献に及、おの〳〵いたく醉よしけるに、萬作殿は、かねての知境にて、殿下を伺ひ、轎に潜まる忍出て、勢田の橋に行たまへば、かの者、馬を牽り欄干に隱居けるに、間もなくよるせ、いと靜やかに情あらせけり。殿下には御歸城したまひて、御近臣の上田主水正に仰を付られ、萬作殿分ぬかとるりたん。見届け參れとの御上意にて、勢田の橋に馬を飛ばせけるに、待しを。両者侍のかはりしけり。此者は、外人の用る事かなはじいかにも御思案の萬作殿こそ、由あるらんとおもひ、數千の櫻者を路にのとし、一騎にて、聲に晴ひいたりたまへば、欄干のかたはらに人影みへければ、主水正、たからかに呼ていはく、それなるは萬作殿ならん。上田主水正、御上使にまいりたり。いかにも由あらんと覺え侍りし。御前はよろしく申べしとて、直に馬を歸されし。萬作殿のたまひしは、汝が志の程ふかく感じ、かくまで契りしが、君の御心いかゞありたん。これにて心殘よみて、其の白小袖を與へ、石山に歸へりたまひぬ。かの者、生前の本望、今こそ滿足せり。もはや活て何かせんとて、殿千文字にかき切り、身を蒼海にしづめしが、ふしぎ

や。死骸水上に流れ、志賀のほとりにつきしかば、浦人出あひ、異なる薫しけるとて、伴の死骸をひきあげ、年壯なる男の、大ふり袖の白衣着けるこそいぶかしとて、さま〴〵にもてはやせし。此事、萬作聞きこしめし、急ぎ從者に仰せつけ、かの死骸を乞得させ、志賀の里寺にて葬らせたまひぬ。後文祿四年に、秀次公、御養父秀吉公と不和にならせ、高野山にて御生害遂げられし時、寵臣の面々、死出の御供申さんとて並居けるに、汝らおもひし事あらば、只今のこりなく申せとの上意なりしかば、おの〳〵歎しけるに、萬作すゝみ出、つゝみなく上意に任せんとて、しか〳〵のあらましを言上し、只今まで、恩君の罰眼をくらまかしけるこそかなしゝと、涙に咽びければ、殿下も御袖しぼらせけり。此事、宿房の僧、御次にありて、委細を聞侍りて、世に漏れしとなむ。

新著聞集　第六　勝蹟篇

○江戸櫻川

江戸さくら川は、虎の門より愛宕の邊りまで田地にて、畔には、櫻の木、いく千萬本も植ありし。田の中の流をさくら川といひし。今の源助橋、其印とて殘りたるとかや。

○信州洗馬藥師長廊

信州筑摩郡、洗馬の光輪寺の藥師如來を、今井四郎兼平、ふかく信仰し三日參せられしが、風雨を凌んとて、居住より道一里の間、廊下を造りつゞけしとかや。礎のあと、今にありしとかや。

○文覺舊蹟

信州高遠の文明寺、今峯山寺といふ。此寺の不動尊は、文覺上人の自作なりといへり。延福寺には、獨鈷水といへる井あり。これも上人のほりたまひしとかや。常照寺、今は鹿苑寺といふ。これには上人の塚ありし。此所にて身まかりたまひしにや。

○紀州車塚

紀州わか山より、熊野道岩手村の禪宮寺は、往昔、大磯の虎、足に痛て熊野詣でせしに、車を曳、岩手村にいたり、頻りに煩ひしを、邊ちかき發心者、此有様をみて、今は權現への詣も叶はじ。いと哀の事とて、熊野三山の尊相を畫て、拜せたりしに、有がたき結縁に拜奉りけるよとて、手を合せ打涙ぐみ、經を誦し念佛して、程なく空しくなりし。そのなきがらも車も共に、其ところに、塚につき込しより車塚といひし。里人もろともに、哀におもひしより、三熊野を此所にうつし奉り、件の發心者の庵を、禪宮寺と號けぬ。かの車には、妻の十郎が形見の太刀、その外の物など侍りしを、寶物にして、今にあり

しとなん。

○尾州生死川讃談橋

秀吉公、小田原北條退治の時、堀尾銀助とて、生年十七歳になる人、かの手に向かひ、討死しける。その母、獨の子を前立て、かなしみの餘に、菩提の爲とて、尾州熱田の町の中に流るゝ川に、橋をわたしける。是を生死川讃談橋といふなり。

○出羽霧山嵓中大蛇

出羽の國きり山の嶽は、大蛇巻居て守護せしと、むかしよりいひつたへし。されば、巨巌の眞中に橋長く、竪て四寸ばかりわれたる所あり。そのまへに垣をゆひ、注連を引たり。そのわれめより内をうかゞへば、黄色にて石疊のごとくなる、鱗の生たる蛇、つねに隙なく回りけり。首と尾とをみし人はなし。鳥井左京亮殿、かの所領地したまひしとき、家臣高津九郎兵衛といふ人、在番に越せし時、たび／＼見侍りぬとかたられし。

○奥州蛇塚

奥州二本松領、[illegible]川郡宮本といふ所の明神の前にて、ある人、三四尺ばかりの蛇を殺しける。夫より蛇群り來り、おのれと腹を喰破り、凡そ一萬ばかり、いやが上に重り死しける。これは只事にあらずとて、つき込蛇塚とて今にあり。かの役せし者は、程なく一家こと／＼くほろびにけり。いかなる故にか侍りけん。

○甲州補處寺の來由

ある族僧、獨一の境界にて、複子を肩にかけ、相州箱根山をこしけるに、日景、いまだ午の刻ならんとおぼしきに、俄に日くれ黒暗となり、目指もしらぬ程にて、一足もひかれざりしかば、あやしくおもひながら、是非なくて、とある木陰の石上に坐し、心をこらし佛名を唱ながら、峠の方をみやるに、究竟

の壯夫、太刀をはき手づから馬のくつ草鞋をとり、松明ふり立て、一文字に馳くだる。跡につゞき若き女おくれじとまかれり。おそしく守り居るに。壯夫のいはく、法師は甲斐國にゆきたまふな。われ、信玄に傳言すべし。通じたまはれ。某は曾我祐成にてありし。これなるは妻の虎、信玄は我弟の時宗なり。かれは、若年より北山にあつて、佛經をよみ、佛名を唱ゐの功おぼろげにあらずして、今名將となり。あまたの人に崇敬せられ、又佛道にたよりて、いみじきあり樣にておはせし。某は愛着の纏縛にひかされ　今に黃泉にたゞよひ、三途のちまた出やらで、ある時は修羅鬪諍の苦患いふばかりなり。願くば我爲に、精舍一宇造營して、菩提の手向たまはれよと、いとけだかく聞えしかば、僧のいはく、安き御事に侍ひしかど、證據なくては、承引いかゞあらんとありければ。其元の事也とて、目貫片しをはづし、これを持參したまへと、いひもあへぬに、晴天に白日かゝり、人馬きへうせてけり。僧思ひきはめて、甲陽に越て、それ〴〵の便をえて、信玄へかくと申入れしかば、件の目貫見たまふて、不審き事かなとて、祕藏の鐔物をめされ見たまへば、片方の目貫にて有しかば、是奇特の事とて　僧に褒美たまはり、頓て一宇をいとなみ、祐成寺と號たまへり。しかしより星霜良吉て、破滅におよびしかば、元祿十一年に、其住持、しか〴〵の樣趣いひ連ね、武江へ再興の願たてし事、松平播磨守殿きこしめされ、武田越前守殿へ、其事、いかゞぞと尋たまひしかば、その目貫こそ、只今某が腰の物にものせしとて、みせたまふに、金の蟋蟀にてありし。

○伊賀國兼好法師の塚

伊賀の國阿拜郡多賀尾村の内國見山に、吉田の兼好塚あり。そのしるしに松のありし。寛文七年に、土民ども塚をほりくずしてみれば、四面六尺ばかりに、石をひしとつめ、其下に大小の瓶二つありて、中に鏡をおさめし。此ころ、村中多く煩しき、神子をよせてきゝしに、塚を崩せし咎めにてありしと云しを、地頭の藤堂玄蕃殿聞たまひ、かばかりの舊跡を、容易に崩べき事かはとて、本のごとくにおさめお

かれしと也。洛西の双丘に、無常所をかまへしと、みづからの家の集に記されしかど、もしその比、亂世にて、かゝる所へさそう(マヽ)へ行れしやらん。いと不審き事なり。

○下野古河頼政神祠

源三位入道自害の時、郎等にいはれけるは、我首をとつて隠し、いづくへも持行べし。我あらんとおもふ所にて、骸をみせんとて自害せられしを、遺言にまかせ、壺に入れて諸國修行せしに、下野國古河にて、休み立んとしけるが、件の壺あがらざりしかば、則ちその所に葬り。社を作りて頼政明神と崇め、今にあり。社の額を、蜷川彦左衛門殿書れしに、明神の明の字の月の筆を、半月にかゝれし意は、弓はり月の射なにまかせてといふ、名何をおもひ出て書しと、自讃せられしとかや。

○判官屋敷若野の淵

奥州磐城領菊田郡泉村に、判官屋敷とて、百間四面ばかりの築地の跡あり。その内に耕作すれば、祟をなす。往古、磐城判官正氏といふ人、住居せしと也。また召仕に若野といふ女、身を投し淵あり。その女の名によせて、若野が淵といふ。此所は潮のさしひきあり。干時、淵の底をみれば、石の上に石の沓あり。若野身を投し時、はき捨し沓、石になりたるといひ傳ふ。

○奥州信夫文字摺石

奥州信夫郡に、信夫文字摺の石あり。福島より貳里ばかり行て、瀬の上といふ所の山の下の畠にあり。此石の面を摺てみれば、死せる親族の形あらはるゝとて、人々あつまりて、田畠の損亡多かりければ、今はその畠の中に埋みおきし。

○信州七島犬房丸塚

むかし、曾我兄弟夜討の時、五郎時宗生捕れしに、祐恒が子、犬房丸、扇にて五郎が面をうちける事を、右大將きこしめされ、誠にかの兄弟が振まひ、程こそあるまじきに、犬房が十歳にあまり、親の敵とあ

らん者つ、面を掃といふ事や。武士の道に疎かなり。かゝる不覺の者、我召つかふ事叶はじ。いづくにても、七島あらん所へ遣流せよとの、御氣色しきりなりし。七島とありしは、故ある事にや。幸ひ信州伊奈郡にこそ。大島、狐島、鍛島、小出島、福島、飯島、松島とて、一所に候と申たりしかば、上伊奈郡の内、小出、宮田、諏訪、赤木、中越、これを治親有朝といふを、所領にたまはり左遷せられ、宮来、常木、城氏二人つきそひ奉りてありし。大坊つゐに赦免なくして、身まかりしを、小出島の上なる山際に葬る。その墓、夜ごとに燃る事、むかしより今に至て絶侍らず。大坊の末葉は、近比たへしかど、常木氏は今にありし。城氏の跡も、亦此ころ残りなく侍りしとなり。

○信州諏訪七不思議

信州諏訪は、無双の靈社にて、いと貴き事多かりし。中におゐて七の日でし事、むかしより七不思議と云傳へし。

一御占の祭といふは、正月元日に、神前の御手洗の氷を砕に、蛙二ツ三ツ出るを、加榮といふ。禰宜の役にて、これを取板にのせ、神前に備へ奉り、扱蓮を白羽の矢に作りて、これを射る事なり。長官出たまひ、蛙は國家の怨靈なれば、降伏すとて、件の矢を切て捨る也。

一三月酉日、二ツあれば初、三ツあれば中の日にあたり、凡十五前に、鹿頭七十五備へ奉るなり。其中に、左の耳割たる頭のかならずありければ、是を別の俎に備る事也。

一七月廿七日、御狭山祭には、必ず三光の拜れさせたまふ事也。

一御渡りといふは、湖水一面に氷て、四日めに、下宮の禰宜見にゆくに、氷の上に一筋の道みゆる。此時を御渡りといふなり。この道、冬中かはる事なし。武居庄と栗林庄との、此二ケ所の内より御渡り有て、上の諏訪の内、衣襲ケ崎と、衣ケ崎と、龍穴との三所の内へ、いづれの所にても、年により御渡り有し。扱下の諏訪の内、竹が鼻と、四王ケ崎と、南吉との三所の内へ、いづれにても御

あがり有し事也。衣裏ケ崎より竹が鼻へ御あがりは、國土安全なり。衣ケ崎より四王が崎へ御上りは中年也。熊穴より南古へ御上りは大凶なり。

一御狭山又は原山ともいふ所に、種なしの瓜の生ずるなり。

一葛井の池の魚、何れも片目にてありし。名は何共しらず、件の七不思議の内に、又おの／＼に七不思議の有事にてありし。又八石七木とて、靈物のあり。八石といふは、踏石、硯石、尾懸石、此三石は社内にあり。腰石は千野にあり。御座石は矢ケ崎にあり。滿珠石は大和の濱にあり。蛙石は有賀峠にあり。干珠石は磯並邊にあり。七木といふは、榛木前宮にあり。楢木磯並邊にあり。柏木前宮にあり。檀木社前にあり。辛夷木前宮にあり。根入杉と神とは、大祝の小路にあり。

○奥州外濱鷹風呂由

秋、鷹のわたる時、含み來る木を、奥州外ケ濱に落しをき、又春になりて、その木を含てかへるに、殘りたる木多くありし。これを拾ひあつめて、風呂を燒て、法華に諸人を沐浴せしむる事は、かの歸らずして捕られ、又は死せし鷹の、弔にてある事なり。

○尾州琵琶島土器里

太政大臣師長公、尾州熱田の東井戸田に左遷し、歸洛の時、契りたまひし遊君名殘を惜み、土器の果までおくりしを、哀れとや思召れけん。手なれさせたまふ、琵琶を形見に殘し置たまふ。遊君猶こひしたひ奉りしが、世をうき事とおもひつゞけて、

四つの緒のしらべにかけて三途川しづみ果しと君に傳へよ

一首の歌を琵琶の甲に書付て、あたりちかき川に、身を投空しくなりし。なきがらを尋もとめて、琵琶とゝもに塚につきこめしより、琵琶島と名づけし。又土器里といひしは、むかし紅葉といふ人、土器を

作りし所にて、國の名物、貢物に具へし所とかや。

○奥州靈池示斷成不

奥州南部領奥瀬郡登和田池には、南祖坊といふ大蛇すみけり。何事にても、宿願の事あれば、此池に刀脇指小刀などを投入るゝに、成就するには、そのまゝしづみ、中分の時は水面を流れゆき、一向叶はざるには、水上より飛かへるなり。むかしより今に至りて猶かくのごとし。

○伊豆洞中佛像放光

伊豆浦の下田より、一里ばかり隔てし、手石村の海邊に、大なる岩窟ありし。三四月の比、潮の干を待て船を六七間も奥に、のり入る事なり。その奥を又横に五六間も過て、三尊の如來たゝせたまふ。上大闇所なれ共、光明かゞやき、鮮に尊容おがまれさせたまふとなり。

○日向釋帝石の文字

日向の國八幡といふ所に、八幡の社あり。社前に釋帝石とて、竪三丈ばかり、横六七丈の大石あり。上より下まで、筋じ八分ほど破し。その中に朝日さし入し時、望みゝれば文字あり。昔者靈鷲山之高祖法華今在正宮要顯大菩薩となり。三分ばかり文字くぼみ入る。舊識には、昔在といひしかども、儘に昔者とありし。

○菖蒲の前伊豆舊跡

伊豆國産部河内の山の堂といひしは、三位入道と菖蒲の前との木像を崇めし所也。頼政討れたまひて後、菖蒲のまへ尼になりて、此所に引籠り行ひけるとなり。

○阿闍梨化さくら池棲蟒

肥後の阿闍梨皇圓坊と申すは、ゆゝしき天台の學匠なりしが、宜師の直決定したまはずして、とかく彌勒の會上に詣ではやとて、長壽の蛇身を得たまひ、遠州笠原の庄櫻が池に栖たまふ。其のち源空上人、

哀の事におぼしめして、櫻が池にこしたまひ、信州善光寺に、詣でさせたまへと誘しより、彼に詣でさせたまふにや。彼の佛殿のまへ俄に池出來、常に水なきに、毎年〔割註〕正月十九日より同廿五日、二月十五日より同廿一日まで。〕は、水滔々ふき涌けり。此七日が間は、寺内、門前まで阿闍梨詣でとて、門戸を閉、つゝしみ居けるとなり。又同國坂本の内、ひぶといふ所に、大なる井あり。四面嵯々たる岩そびへ立、やう〳〵に望み見れば、遙の底にありしに、件の時節には、水湧び出て、冷しかりしなり。是を阿闍梨善光寺詣での、休み所と申つたへし。俗呼で阿闍梨池とも申すなり。又櫻が池の祭とて、古來よりなし來りしは、八月彼岸の中日にてありし。若所願ある者は、精進潔齋して、八升ほど入る曲物に、强飯を握り盛り二ツ持て、漫々としてうづまひ上る、千仭の池に泳ぎ入る。諸人かたはらの山に立ならび、これをみて、眞中とおぼしき所に至れば、そこよ〳〵とこゑ〳〵に呼はれば、曲物二ツながらつき出し、逃て歸るなり。三日經て、曲物一ツはかならず浮上り。今一ツは善光寺へ贈りたまふとかや。

○錦織寺號由錦織事

むかし親鸞上人、江州行脚の時、湖水に光物出て、漁者いとひ悲しむを聞たまひて、船にのり、一心に稱名して、光の出る所を、袈裟にてすくはれければ、彌陀の尊像飛うつりたまふ。上人、その像のために、木部村といふ所に一宇をかまへ、木部寺となづけ侍りし。代々一向宗にてありしが、いつの比よりか、淨土宗となりぬ。文祿四年ある夜、佛殿何となく人音しければ、住持仁譽和尚、燭を乘て行て見たまふに、光明かゞやき、此土の人ともみへぬ、容儀けだかき女人、あまたなみ居て、糸を卷き、杼を弄し、機を鳴してけり。和尚おどろき、是はいづかたよりぞとあれば、中にも年がさなる女の申す様、われ〳〵こゝに來る事は、餘の儀にあらず。龍宮よりあがらせたまふ、此寺の御佛に、斗帳を織て奉れとの佛勅をうけて、天上より來りたりとて、織たる錦を、和尚にあたへて、瓔珞四方にかゞやき、天衣なびき翻りて、空たかく上りたまふ。仁譽、これは希代の事なりとて、後陽成院の御宇に、廣橋殿を以て

奏聞を経たりしかば、奇特の事也とて、是も勅許ありて、寺號を錦織寺とあらため賜はりぬ。今に至て住職の時には、鷹司殿の奏にて参内せしむ。此錦に織れり。其鳴峯佛眼院の存命といふ僧、天女錦を織有さま、慥にみたりしと、寛文九年、齢八十六の時かたられし。

○天狗一夜に法灯寺をつくる

紀州有田郡由良の法灯寺は、七堂伽藍の地なりしが、回祿たび／＼に及びしかば、取立べき便もなくて、草庵にて、假り庵のありしに、或時、僧一人來て、住持と物語するつゐでに、此寺は度たび建立あるとも、火災あるべし。其故は、開山法燈國師の文字、火去り火登と書ばなり。但し此寺、一度造營の志あらば、我造立してまゐらせん。さりながら、夫もつゐには燒失すべし。但し、護摩堂・守は殘りなん。住持の日、それより已來、我同宿これにあり。晝夜心をさしおく事なし。假ひ燒失す共、修造せん事、偏に番とあれば、しからばいと易き事也と、領状せられし。去ほどに、御坊はいづくの人ぞと、問れければ、我は、上州赤木山の杉の坊と申もの也とて、いとまごひして歸られし。さらばこれ程の大儀を造營有べきと宣ひしに、瞬調にとて、同伴をはる／＼と、上州につかはしける。赤木山にいたり、里人に杉の坊はとゝへば、その時かたは、大天狗にておはしますとて、舌をふるひて怖れし。されども、使をつとめずしては歸りがたしとて、巍々たる峨をつたひ、蒼松の根にとり付て、岑によぢ登りし。九折なる險難より、山伏二人出來り、法燈寺の使僧、これへ御入候へ。我々に案内せよと、杉の坊申されしとて、先立てゆくに、金銀珠玉の宮殿樓閣、いふさま淨土の莊嚴も、かくやと目をおどろかし、肝をひやすに、瑠璃の錦をわたり、瑪瑙の階を上りて、杉の坊の御前に、戰慄として出たりしに、使僧遠境をしのぎ、能來れり。寺堂建立の事は、來年いつ／＼の比、住持も里へ下り、里人も暮より火を滅し、人おとすべからずと、悉くいひ含られし。その眼さし金色のひかりあり。鼻高ふして怖しさ云ばかりなし。先の山伏二人來りて、送り參らせよと申さるゝ也。わが肩にとりつき、目をとぢてものみる事有べから

ずと教しまゝに、取つき、二時ばかり、虚空を飛行する様におぼえし。足の地につく所にて、目をひらきみれば、山伏はなくて、法燈寺の庭にぞ立たりける。頓て返事のあらましを申て、そのゝち約束の月日になりしかば、急ぎ里にくだり、所の者にもいひ聞せ、静りかへりてありしに、數十萬人の聲して、宮木挽く音、手斧、槌音とりどりにせしが、夜あけてみれば、七堂伽藍残る所なく、金銀をゑり、珠玉をみがきて立られしかど、云しに違はず、やがて又回祿におよびしが、護摩堂は恙なく、今に殘りてありとなん。

○信州駒が嶽馬化して雲に入る

寛文四年に、尾州より木曾路巡見の事ありし。大目付佐藤半太夫、勘定方天野四郎兵衛、金役天野孫作、村木役都築彌兵衛、小目付眞鍋茂太夫等なり。木曾案内とて、前の日に山村甚兵衛殿家來二人、所の百姓を召つれ、駒が嶽の麓より、道筋をふみわけしに、峨々たる嶮巖、やうやくに蘿葛をよぢてのぼるべき、大なる芦毛馬の、首の毛も尾も地にたれひき、眼のひかりは鏡をかくるがごとく、其形相、見る人身の毛竪ておそろし。然るにかの馬、人影を見て、岑の中央までしづかに登りしが、劇に雲たち覆ひ、行方しれずなりし。その蹄のあとを見けるに、尺にあまりしと也。此山の東の方に、駒のかたちしたる大石あり。春に至て、雪のきゆる事、此石よりはじまるとなり。

○芹川千代の古道本説

行平卿の、

　嵯峨の山みゆきふりにし芹川の千代の古道跡はありけり

此歌に付て、嵯峨に芹川千代の古道などいふ、名所ありなんとて、こゝよかしこよといふ人、世に多かりし。されば芹川の行幸は、嵯峨天皇の初てなさせたまひしが、そのゝち淳和、仁明、文徳の三帝をこして、光孝天皇の御代に、むかしの例にて、再び芹川の行幸ありし時の歌なり。嵯峨天皇の例なれば、

伏見竹田の芹川にて、嵯峨の山といひ、むかしを慕はせたまふ行幸なれば、千代の古道とは讀し。御門を田にたとへて申せし事は、いかばかり謂ある事にて侍りし。

○九百年來寶家

能登國鵜島といふ所の、酒屋與三兵衞といふ者の家は、むかし、弘法大師の時代に、建しよりこのかた、つゐに改め侍らずといひ傳へし。されば或時、家の造作をしけるに、棟札をおろしみければ、歌あり、

霜往來のたゝき宿のけたする隙までも、下の七字はちらし

この手跡、あまりいみじきふり樣なれば、人々より合、穿鑿しけるに、弘法大師の御手に紛れなかりしとなり。

新著聞集第七　勇烈篇

○凶年を厭ひ苦みて親子水に沒す

天和のはじめ、打つゞき飢饉して、餓死する者、都鄙に多し。こゝに、江戸兩國橋のほとりを、時々徘徊せし、浪人とおぼしき男、幼き子を伴ひ、橋つめにて、袴をとゝのへもたせ置、こゝに暫く待べしとて、その身は橋の上に至り、かなたこなたゝち廻りて、手を合せ、滔々たる波浪の中に飛入りしを、往來の人、これは／＼と云しかど、誰有て、引揚るまでもなかりしかば、遂に、水底のみくづとなりし。良ありて、年高たる翁の、頭は雪を戴き、腰は弓を張り、色くろく、痩おとろへ、右の手には、數珠をかけ、左の手には杖をつき、よろぼひ來りて、かの幼きものを見て、ヤレ親父は、いづく／＼へ行しぞといひ／＼、橋に赴き、往來の人々に、しか／＼を聞て、ナフそれは自が子にて候。さりとも昔時は、貴なれ此なれ。世を憂しともおもはで暮せしが、いつか我身八旬に至り、かく辛き世にたゝずみ、かたくなりしを、朝暮嘆しに、けふしもあれなる孫を連出し、而ぶり不審氣におもひて、跡を追々これまで來りしに、扨はさにて有しか。暫く待てよ。冥途黄泉まで、親子の契、爭でかおくれめやといひも果ず。漫々たる中に飛こみしを、見し人々、いとゞ袖をぞしぼりけり。凡そ此ころは、様々の哀は多かりしが、かばかりの事は、類ひ待らじと也。

○佛船和尚句を吐て賊をうつ

上州大久保村の龍雲寺へ、天和三年十月に、盗賊入りし時、佛船和尚、頓て起出たまひ、竹篦を持、偈を說て、

今朝起出小龍窟。脚下分明十月天。凡俗不レ知之一句。白雲不レ礙四禪天。

と云もあへず、賊徒を、無二無三に打れしかば、一人は即座に死す。残黨は、鉄いきほひに恐れ、ちり〲に逃去し。和尚、則ち竹箆を死骸に挾み、出院したまふ。此事、奉行所へ聞え、殊勝の働なり。歸寺あられよとて、再住なりしと也。

○孝子狼を害す

武州榛澤郡今村の、庄左衛門といふ者、耕作に出て、狼にくひ殺されしを、二十歳ばかりの實、いか計口惜き事におもひ、いかにもして狼をうちとらんと、九尺柄の手鎗を提げ、處々と尋求めしに、ある岬に、大なる狼ふし居たるを、これぞ父のかたきぞと、悦びいさみ、件の鎗をとりなをし、峨より上につき立しに、狼飛ひ懸て、起あがらんとせしかど、中々鎗を抜たゝずして、勢またでければ、人あまた馳來り、つゐに打殺してけり。領、その志の貴篤なるを感じ、卑を取て、家をつがせけるとなり。

○女夜盗を捕る

江戸堀江町の米やへ、夜盗入り、亭主を切り殺しけるに、妻、起出て聲を立しかば、盗人逃出、中戸をくゞる處を追かけ、足を捕へて引けるに、戸はづれて盗人の上に倒れしかば、頓て跡へなを、大背して生捕たりと呼はりしに、人々あつまりて搦ける。此ものは、王子の與樂寺の什物を盜せし、了ゐ長左衛門といふ强盗なり。與樂寺は、此女の伯父なり。夫と、伯父との讐を、女の身として生捕しは、因果のがれがたき道理にや。さも男なき振まひやと、嘆感ぜざるはなかりし。

○貞伴婦に逼て自害す

神保左京亮殿の家来、黒柳仁右衛門といふ人の、相部屋の何氏、物失はれしを、いたく寛慮あられて、詮義の間、召仕の小野郎に、縄をかけられしが、丹ョりぬす人あらはれて後、小野郎がいはく、我軽しき身にして、ことに若年なればとて、かく、縄めの恥に逢ぬる事の口おしさよと、獨り言して哭しを、傍聞るつまりて、少も恥辱にはならじと、様々に教訓しけれど、ひたすらにおもひ究めしや、つゐに自

害しけり。かく計の猛き志、いさゝか先祖を想やられしと、聞人ごとに、おしまざるはなかりしとなん。

○寡婦夫の梟首を奪ふ

大坂上八町目札の辻の町に、錦權藏とて强者有し。博奕又は人請にたちしが、その奉公人欠落しけるを、主人より棄られ、かれこれの罪科きはまりて禁獄し、つゐに梟首せられし。それが妻、奉公せさせし彼人の子を喚よせ、汝が實父にてはなきしかど、我かくてある上は、誠にあらずや。しかれば、頭を晒し置ん事甚心憂し。いざ今宵、頭を盗みなんやとありければ、子が曰、尤も、道理はさる事なれ共、御公儀の忘れ有る事なれば、叶ふまじきと、一向にとゞめしかど、夜、漸く更て、子をおこし、宵にかたりし事、白はひとへにおもひきわめしとて、目指もしらぬ黒暗に、只一人、すご／＼と獄門場に至り、あまた懸りし頭を探、わが夫の頭は、與人よりも大きなるを印として、難なく持かへり、小橋の寺町の菩提所を、わりなく頼て火葬しけり。其後、かの欠落せし奉公人を、鹽町にて見付て、汝ゆへ、わが夫、刑罰にあひし事なれば、夫の敵、のがさじと云ければ、かの者、心得たりと脇指をぬく所を、誰かゝり捕へて、公儀にめしつれ訴へしに、つゐに頭刎られしとなり。

○美麗の少年義をおもひ自殺す

武府東叡山の青龍院の扈從喜平とて、十六歳なりしが、容儀艶麗にして、心ざまいとやさしかりし。しかるに、御本坊杢之助ふかく願戀し、正三位といふ僧をたのみて、たび／＼云やりしかど、主人の意淺からざるに、いかでか不義の道に入ルべきとて、更に心をよせざりしかば、杢之助、あまりに堪かね、我部屋にて股を突ぬきて、喜平をひそかに招き、かくばかり思ひもとめ候と、かきくどきければ、頓てふり袖の裏をきり破り、綿をとり出し、流るゝ血を拭ひさり、藥ものして、これより、晝夜人めを忍び看病し、疵やう／＼愈て後、ある朝喜平、部屋の戸、日高るまで明ざりしかば、玉泉坊といふ納所、行

てたゝきしかど、答もせず。あやしとて戸を破りてみれば、机にもたれ、眼の居ける様にみへしを、立より起さんとするに、目も眠ず、腹一文字に切り通し、その刀をつき立ながら死しぬ。かたはらに、書置の一巻、あでやかなる筆して、

朝がほのもろき命ともろともにあはれとおもへ露の身の上

とありし。某之助此事を聞、曉に堪かね、西園寺に走り入て、我心より出し事のある故と云置、自害せんとしけるを、寺僧及び親族きゝつけ、さまぐ\いひなだめ止めしかば、力なくて髪を剃、高野山に登り、なき跡をぞ弔ひける。寛永十八年秋の事なり

○過失實を述して解レ疑

大坂に、獄門の頭あまたかゝりし時、伊藤丹後守殿、膽をこゝろみん爲とて、少年の者をあつめ、誰かかの獄門場に行べきぞと、のたまひしかば、十二歳になる茶坊主すゝみ出て、腰の物拝領したらば、まいりなんと云しかば、さらばとて、一腰たまはりしをよこたへ、かの所にゆき、其の證據にと云ければ、獄卒、頭どもの口にいれしに、一ツの頭、兵と嚙しけるを、すこしもさわがず、立かへらんとする處に、いま一口くはれたしと云を、いで食はせんと云まゝに、脇指をぬきうちにしてかへれり。主人、何事もなかりしかと問たまへば、かゝる事侍りしといふを、聞たまひて、動轉したまへり。はじめ思召そうは、若年の事なれば、しどけなく侍しかど、定ておそれなんとて、年積の者に密に云ふくめ、待ひかへれとて、先へつかはされしに、かの者、おとなげなく、己が背を盗にのせ、おどさんとせしに、案に相違して、結間したゝか疵を蒙るのみか、後の笑草となりしと也。かの若年は、安藤の刀鍛冶多賀が子也。大坂陣の後、父兄が輩く斬を遁しかど、終にしれざりし。さだめて討死しけるこそと云あへり。

○強力重く捻ひ耳力得レ金

駿州松坂の鎌田又八、江戸本町より、國許へ上るとて、のり掛ものして、小田原に至るに、馬人の荷物

は増駄賃なくては、馬出さじと云。又八が曰、われらは、利潤を見る商人なれば、武士よりも負てもほしき事なれ共、その義はちからなし。定の通りにてやられよ。左もなくば乗まじきと云ければ、馬方ども乗らでいかでか行たまふやと、笑ひ嘲しに、是非に馬出さずんば、自ら負て行べしとて、同道の者の荷物とり合せ、其外、品々をゆひつけ、蒲團張二筋もて輕々と負たり。馬どもおどろき、よしや力まさりてかくはする共、嶮難の處にかゝりなば、かなふまじきぞ。その時、おもふ程駄賃とらんとて、馬の轡をひき、跡につき行ほどに、いつしか峠に至りしかば、人々あきれはて、人間の所爲にはあらじと、恐れしとなり。又江戸にありし時、幅一間に、奥へ三尺の戸棚をこしらへ、太き綱と、一握ある柏の棒をそへをきし。明暦三年正月の回祿の時、件の戸棚に、絹類をかぎりにつめ、着物いれし葛籠二ツ、うへにゆひつけ、連雀にて背負、柏の棒をつき、道の妨なる者あれば、左右へたげやり、群集を押わけ、淺草に出しとなり。森四郎左衛門と云ルは、勢州一身田の者なりしが、江戸にて、鎌田又八と同所に居けり。ある時、四郎左衛門がいはく、その方、いかに強力なり共、自が耳には及ぶまじとあれば、これぞゆゝしき力角（すまふくらべ）見んとて、人々取はやし、耳を柱におしあて、中間に小判一兩はさみ、片耳をひき、若小判おとしたらんには、曳手に與へ、又曳えずんば、一兩出すべしとの約束にて、さしもの又八、今をかぎりの力を出し曳しに、少しも動かず。後には、又八が腰に綱をつけ、二十人あまりとり付ひきしかど、更にゆるがざりしかば、又八負て、金を出しけるとなり。

〇信州高遠斬二害大蛇一

信州高遠に、保科肥後守殿おはせし時、伊奈郡蓑輪の中大茅原に、大蛇蟠居けるよし、鷹匠頭井深九郎兵衛に組下より告ければ、さるもの、見とゞけ置べしとて、草むら深くわけ入りしに、大蛇眠り入り、鼾の音は臼をひくがごとく、ちか〳〵と忍びより、雜作なく首をうち落しければ、頭たちまち地にかぶりつき、胴のうごく事、地震のごとくにて、切口より、白き氣の立けるが、俄かに天かき曇り、雷電四方

にひらめき、雨、大河をうつすがごとし。九郎兵衛も、すはや身の大事ぞとおもひ、急ぎ立かへり、小澤の坂を下る所に、大蛇、跡より一さんに追かけ来れり。今は遁れじとおもひ、拔設けたる刀を以て、ひらひて切倒す。その身も絶死しけるを、人々あつまり、漸くに連かへれり。百日ばかりやみて快氣しけり。雨雲やみ、間もなく三日ふりしかば、信州一國は洪水にて、所々損亡せり。晴てのち、かの地に往てみれば、頭は茅原にあり、胴は小澤にありし。見る人ごとに、身の毛竪だちて恐れり。

○童子狼を害す

丹後岑山領の内にて、子ども草をかりに行しに、狼の出しかば、みな〳〵逃さりしに、八歳になる女の子逃かねて、狼にとられしを、十一歳になる兄竹職、逃ながらこれをみて、取てかへし、持たる鎌を、狼の眉間にうちこみ、引けるに、鼻目かけて切さきし。狼は、喰へし子を一ふり振てすて、竹職が頭さきにくらひ付し時、鎌をとりなをし、咽にうちこみ引しかば、狼たちまち死す。竹職、絶死し居けるを、人々走り来て、藥を與へしかば蘇りし。疵平愈して後、守護の京極主膳正殿きこしめして、奇特の者なりとて召出されしとなり。

○老父聞恭二子の死をきく

藤堂殿の内に、山岸宮太郎、同弟庄三郎とて、勇士ありしが、大坂陣に、兄弟ともにうちむかふ。父岩之助は老躰にて、伊賀の上野にありし。ある日、宮太郎くみ討し、敵の首はとりしかど、鐵炮にあたつて死しけるよし、親のもとにきこへし。折ふし父は、碁をうち居たりしが、扨、たく〳〵かくこそ申来りしと、飛つく様に父にかたれば、岩之助聞て、不仕合是非なき事とばかり云て、碁をかたみけり。相手の人、先碁をやめたまへといへば、くるしからず、たとひ止たりとも、蘇もせまじ。母のいはく、庄三郎は何となりつらんと口説ければ、一昨日討死したるよし、今朝、城にて聞侍りしと云しかば、扨きゝ、たよ情なき事いふ人かなと、聲のかぎりに泣ければ、岩之助のいはく、いかに女なればと

て、士の家に生れて、かくゝらき事云べきかは。戰場のうち死は、定りたる事なり。活てかへるは、能仕合なり。若死すべき場にて、逃てかへらば、なげくべき事なりとて、すこしも噪ぐけしきなかりし。此岩之助は、一生に鎧十七兩まで、着やぶりし勇者にて侍ふとなり。

○虎勇威を畏る

大坂の城に、能を催されし日にてありしが、おりに込置し虎、放れてかけ出しかば、諸人魂をひやし、四角八方へ逃ちりける。秀吉公も、御座をたゝせたまふ。大名、小名も周章したまふ事かぎりなし。しかるに、上座に秀吉公、御次に伊達正宗、加藤清正おはしけるに、虎はいきほひかゝり、秀忠公を目にかけ、御前の椽に翔あがりしを、はたとにらませたまへば、しばらく御顏をまもりけるが、椽がはを廻り、正宗、清正の御方にむかひけるに、兩人膝をたてなをし、刀に手をかけたまへば、勢出し虎、すご〳〵と庭へおりける也。實に大勇の威には、かゝる猛獸すら、おそれけるよと、おの〳〵感伏せしとかや。

○讒を討ち身をたつ

田中筑後守殿、能をしたまふ時、中小姓行くとて、傍輩の袴に足かゝりければ、主人の用事つとめおはりて、只今の事、御免あれと慇懃に申せば、すこしもくるしからずと答へし。側なる人の云しは、御免とだに申せば、踏でも蹴てもくるしからぬかと云しほどに、堪忍なりがたく、相手の方へゆき、加樣〳〵の事なり。討果すべし。覺悟あれとものせしかば、何分にも相心得候。まづかへりたまへ。此方より左右すべしとて、あまた書狀調へ置て、かの讒者の部屋にゆき、不屆のおもむきを云立切殺し、首をとり、相手の方へゆき、これ見たまへ。能さかな設たり。末期に酒たべんとて、三獻かたぶけし處へ、大勢かけつけ、委細をきゝ屆け、主人に訴へ申せば、大に感じたまひ、相かまへて果すべからず。左樣の者は、家の騷動の本なり。一族ども、意趣を存すべからずと仰られしとかや。

○幼年人を討ち蒿死す

田中筑後守殿家中の子どもより合、穴市をしてあらそひ、十五歳になる者、七歳の者の頭をはりけるに、何條、幼きとて主の顔をはるといふ事や有べきと、詞をつがひ、そのゝち四五日經て、十五歳の者、何心もなく遊び居けるを、するすると走りよりて、只一討にきり殺し、わが家に歸り、かゝる事の侍りしと、親に告ければ、親、大におどろき、相手の方に斷しに、かの親、わが子の不覺なる事をくやむのみならず、われに男子なし。この子を得て、家をつがせたくこそ侍れと、一向に云しを、彼子、きゝ届け、われを養子にせんとあるは、悅あさからざれども、善につけ惡につけ、實子の事をおもひ出さぬ事はよもあらじ。且士の義理にとそいへるならん。しかれば、人をうちて活ては居られじとて、つゐに自害せしとなり。

○乞人理に伏して火に入る

美濃郡上郡、遠藤備前守殿城下の、寺澤寄間といひし浪人相果て、雪の日、火葬しける。葬場に、乞丐人來り、供物をかすめとりしを、同行の式部右衞門見付て、汝いかにいやしき者なればとて、その供物を奪ひ、いくばくの齡をかたもたんや。まことに、高きもいやしきも、遁れざるは死の道なり。その中にも、ことに汝が命は、はかなきぞと、しみじみあはれに示されければ、乞丐、たちまち發起し、まことに仰こそさにて候へ。ありがたき教化かなといひもあへず、衣を脱、手を合せ、たからかに念佛し、燃あがる火葬の内にとび入りしとなり。

○樵夫梢に上り大なる蟒を殺害す

泉州谷の輪の居守山の榎の根に洞あり。その穴に、蟒蛇の栖むとて、人おそれて行事なし。ある時、與惣といふ者、その榎の枝をおろして、薪にせんと出ゆくを、無益なりととめしかど、何條事のあるべきやとて、木にのぼり、枝を切に、件の穴より、蟒、のたり出て、與惣を目にかけ、木に上る處を待うけ、

鎌をとり直し、蝮の眉間の正中にうちこみ引ければ、さすがの蝮、倒とおち、其ほとりをうねり倒れし程に、草も木も偃たり。され共、與惣はすこしも騒がず、おもふ程、枝をおろしてもち歸り、友達にかくと語れば、皆々行て見しに、身の毛竪だちて、おそろしかりけり。與惣も頓て煩つき、二十日ばかり經て終に死けり。深き毒氣にあたりけるにや。

○望レ死熟レ睡肝臓に毛を生ず

蒲生下野守殿家來の士、由ありて切腹するに、行水をしまい、検使に向て、われは常に湯あがりには、寢癖のある也。この世のおもひ出に、ねさせてたべよと、高鼾かきて、良久しく寢て目をさまし、起あがり、また檢使にむかひ、われらが様なる強勢の者には、肝に毛の生ると、むかしより申すなり。さる事實ならば、恐らくは某が肝にも、毛生てあらん。かならず見たまへ。たのむ也とて切腹せしを、やくそくのごとく、おの／＼立よりて、これを見るに、云しにたがはず、毛生てありしよし、傍輩にてありし町野倫菴といへる醫師のかたりし。

○大鎗を扇のごとく弄ぶ

松平さつまの守殿に、戸田五郎兵衛とて大力あり。常のもち鎗、幅四寸五分、長さ四尺五分の身に、樫の木の二間柄の、一握あるを、強力の男にかたげさせて行ぬ。そのゝち、前田見次といへる人あり。日來五郎兵衛と出合度と心がけられしに、ある時、道に行あひ。件の鎗を見て、あた靜しのありさまや。何かせんとの事よと笑れし。五郎兵衛聞て、士の手に覺へなき道具、何の益かあらん。これ見たまへと云まゝに、右突取て扇子をつかふやうに、ふり廻しければ、見次もおどろき、今の世に、かくばかりの業すべきは、若戸田五郎兵衛にてはなきか、我は前田見次なりと、名のりて知人になり、後には親しかりしとなん。

○犬虎ともに噬ふ

秀吉公、大坂の城に虎をかはせたまふ。其餌に、近國の村里より、犬をめされしに、津の國丹生の山田より、白黒斑の犬、つら長く、眼大に、胸の太り、逞しきをぞ曳來りける。實も、尋常の形には異なりたり。件の犬、虎の檻に入と齊く、隅をかたどり、毛をさかしまにたてゝ、虎を睨む。虎、日來は犬をみて尾をふり、踊上てよろこびいさみけるが、この犬をみて、日月のごとくかゞやく眼に尾をたて、さうなく喰かゝらんともせず、嘯りをなゝく氣色、おそろしなどいふばかりなし。すはや、珍しき事のあるは、あれ見よとて、走りあつまり、息をつめて見る處に、虎は、さすがに猛き物にて、飛かゝる處を、犬は飛ちがへて、虎の咽に喰つきしを、左右の爪にて、分々に引さきしかど、犬はなを咽つきし處をはなたずして、共に死けり。此事、御所にきこしめされて、其犬の出所をたづねさせたまふに、丹生山田に夫婦の獵者あり。朝夕に、能物くはせて、はやく歸れよといへば、尾をふりて、猿山に行く。主は犬の歸るべき時をはかりて、鐵炮を提げゆくに、近きあたりまで、猪、鹿を逐去はして、主にわたして打せける。しかるを、庄屋よりしきりに所望せしかど、この犬は、われ〳〵をやしなひければ、いかに申さるゝとて、つかはす事なりがたきとて、すらざりしを、ふかくうらみけるにや。此たびの犬監に、此犬の代りを出さんと、しきりに願ひしかど、此儀なりがたしとて、かの犬をわたしけるほどに、夫婦、犬にむかひ淚を流し、汝いかなる宿緣によりてか。今までの夫婦をやしなひつらん。今度、庄屋が所爲にて、非道に虎の餌になす事、口惜くおもへども、力におよばず。我々を恨みそ。敵を取て死すべしと、かき口說しかば、能言をや聞しりつらん。しほ〳〵として出行しと、一々上聞に達しければ、御所にも哀れがらせたまひ、庄屋が心根、ふとどきなりとて、刑罰に仰付られ、犬の跡弔へとて、庄屋が財寶のこりなく、夫婦の者に賜ひけるとなり。

○至心の火室身偏不レ氣

池上意三は、大信の譽れ世に聞え、十六歳にて、水戸黃門公へ召出され、和漢の萬卷に眼を曝し、いと

いみじき人にておはしき。さる佛緣のありけるにや。ある時、延命地藏經を拜見して、たちまち世の無常をさとり、菩提心强くおこりて、大守へ御いとまをこひ、世をなきものになし、骨節と名をあらため、形を桑門(に擬カ)かへてけり。都方に上りて、童の風車を弄ぶをみて、

舞は舞ふまはねばまはぬ風車これや我身のゆくへなるらん

と讀てけり。風車軒と申けり。その後、勝尾山二階堂にこもられしが、九日めにおよび、思ひよりし事有て、火定に入るべしとて、薪あまた積せ、我中より香烟を出すを相圖に、火をかけよと約束し、辭世の詞とて、

世のちりをはらひてのぼる勝尾山法の爲には又かへりこん

と讀て入りぬ。しばしがほど、念佛誦經の聲きこへしが、人々烟をみて、火をかけしに、山々谷々に充て、參詣のともがら、同音に念佛し、漸々事しづまりて、おの／＼寄て見しに、左の手に香爐をさゝげ、右の手に念珠をもたれし行儀、すこしも亂れずおはせしとなり。

○壯夫自殺遺書詩歌

貞享二年十月に、兵庫湊川廣嚴寺へ、その樣賤しからぬ若士一人來りて、楠正成の塚など尋ね、こゝかしこ見歩きて歸りしが、翌朝、佛殿の側なる林中の、少したかき所にて、腹一文字にさし通し、俯伏して死けり。傍に金子千匹、香奠と書つけ、扇子にのせ、又一封の書あり。披きみるに、野夫が遺骸、この故院に葬りなば、多生の鴻恩なり。唯是を希ふのみ。末期に臨み、謾りに口ずさみて、廣嚴寺方丈に呈す。

橘　成信

昔日義將戰死阡。　芳名堆塚舊湊川。　誰知月下默然意。　霜葉隨レ風松籠レ煙。

露霜のしろきをおのが心にて今朝くれなゐに染るもみち葉

とありしをみて、これ只人にあらずとて、守護の尼ヶ崎へ訴へられしかば、検使来りて、ねんごろに葬禮行ひたまひし。この人、もとは長門国毛利家の人にて、島澤丹弁といひしが、名を意白とあらためさせし。そのゝち、舎兄なりし、黒澤七郎兵衛といひし人より、慶巌寺へ使者到来せしと也。

○高屋權太夫佞者を討つ

濃州郡上遠藤右衛門佐殿家来、高屋權太夫といひし人、事の由ありて、浪人の身となり、江戸にて、松平和泉守殿の明番、堀左衛門介抱にて、家臣鈴木七兵衛に見へ、すでに身持済べき様子にて、帰に月日をかさねて待しかど、さらに埒明ざりければ、權太夫も、あまりに退屈し、竊友の縁にて、牧野備後守殿へ召出さるべき事に極りし故、七兵衛にかくと断しかば、このかた先約たりとて、ふしぎと、さゝ事の埒明ざりにて打過しまゝ、程へて君陸のありて、鵜澤出羽守殿へ、相済べきに極りて、七兵衛に告ければ、七兵衛内證より出羽守殿へ、その者には様子ありと断りし事、權太夫伝へ聞て、これ安からざる事とて、元禄三年卯月六日に、七兵衛かたに行、事の委細を述、堪忍も是までなりとて、頭を二ッに討わり、留二刀さし、玄関に出て、近侍に血の付たるとて、咎とところへ、若黨二人かけ出、留さじと刀ふり上ければ、鴨居に切りあてしを、權太夫とゝゑへたりと突かへり、只一討にたふし、今一人はいたく手を負ぞしかば、跡をも見ず逃さりし。權太夫は、ゆる／＼と裏門を出て、跡さりて使を述せし所へ、七兵衛が子藤左衛門、あわたゞしてかけ出、南北とゝかしことたる息つきしに、權太夫はとゝにありと名乗もあへず、藤左衛門を只一討に切り伏し。すはやと家中の面々、左右にとり巻しかど、追つかへしつ一足もためず、長道具の柄まで切りをり、手の下に死するもの六人、手負し者十余人に及びし。自分にも多く疵を被り、門番を招き、しか／＼の事、本左衛門に告たまはれといひてそはりぬ。かゝる武勇、いかなる人の末葉ぞと尋しかば、可児才蔵四代の孫にて侍りしかば、いとゆゝしき振舞也。ことわりなりと、聞人ことにおしみあへり。

○積聚を截長壽を獲る

阿州安東利左衛門といへる人の祖母、三十三歳の時、甚だ積聚にいためられしが、看病の者の隙をうかゞひ、守り刀を以て、いたむ所を切り破り、腸を引出し、人々を呼、しか〳〵を告しかば、皆人驚顚し、頓て外醫を招き、腸に付し積をきり捨て、則ち腸をおしこみ、療治をくはへしに、つゐに平愈ありて、八十八歳まで無病にてありし。かの積は、七日が間びく〳〵動きて、後には、蒟蒻のごとくになりしとぞ。

○少年矢數

石川備中守殿家臣の子、梶川勝藏十二歳にて、元祿十六年四月廿一日の暮がたより、翌日午の刻までに、江戸深川三十三間堂にて、半堂を射けり、總數一萬二千二百餘本、通り矢一萬十一本なり。此うへ、いかばかりも射ぬらん氣色なりしかど、矢師より、か樣に數のかさなりては、已後に射手あるまじ。左ありては、我等が家職なかりしとて、强ちに押へしかば、是非なくてやみし。暫く有て、主人の若殿、見物に來りたまひしに、旣に事畢しを、念なくおぼしめされしとて、又取掛り百餘本射通しけると也。主人斜ならず悦びたまひて、即坐に百石の恩祿たまはりしとかや。

新著聞集第八　佞奸篇

○機嫉妄語

奥州松平陸奥守殿の近習の士、初て子を設けたりしをきこしめされ、汝は子を持たるよ。嘸可愛からんと仰られし。かの人畏り、全く左は候はずと申上しを、何條かはゆくなくてやはと、再三のたまひしを、誓言を立たりしかば、以の外に御氣色かはらせたまひ、子をかはゆく思はぬ程の、邪見の心にて、主人に忠節いかで盡すべき。わが家には叶まじとて、御改易ありし。誠に、殿のきびしくわたらせたまふ程に、かひがひしき者と、おぼしめされんとおもひたりしかども、案に相違して、身の災となり侍りし。

○不貞の寡婦ふたゝび盛えふたゝび衰ふ

信州下伊奈郡下瀬村の、庄屋七右衛門といふ者の、家來の市といふ女、顔かたちあてやかなりしかば、誰人の媒にてや、藤堂大學頭殿に見えてしに、寵愛双ぶ方なくして、手爪足よりはじめ、衣裳の品々に至り、美首を盡しけり。宿世つたなきにしにや。終にふりさるゝ中となりて、古郷にかへりしを、又いかなる緣やひきつらん、原半左衛門殿といふ代官より、妻にとり迎へられ、淺からざる中に、獨り娘を設けしが、夫、重き刑をうけたまひて、獄より下部みちて、終に身まかり、後家になりしを、玄川村の百姓に誘はれ、貞女の心もなくて、諂び侍りしに、いつか美々敷物共も、皆代になし、つゞれを肩にかけ、春は蕨薇をとりて鬻し、秋は鎌を携へ稲を刈、あらぬ卑き業に身をやつしけると也。

○金を僞り人を欺し自ら禍害をうけしなふ

伏見の両替屋、毎日京へ上るに、ある時、道にて老人、後より呼かけ、其方は落しはせぬかとて、黄金一枚みせけるを、過分なりとて、頓て取てゆかんとするに、老人が曰、大分のものを、拾ひまゐらする

に、せめて酒ばかりを得させよ、若し欲をおもふ某ならば、返さぬとてもいかゞせんと、理を盡して云しかば、誤りたりとて、金一分あたへし。同類の者ども、往來の人のごとくにもてなし、一枚の金を、わづか一分には誰も買ひたきものと、口々に云しかば、金一兩とらせて、互にわかれにけり。兩替屋、件の判金をとり出しみれば、贋金なり。扨はだしぬかれたり。いかにもして、かの者をとらへんと心掛けるに、頃の程、道にて行合しかば、捕へて遁さじと云、彼者、こは思ひがけなき事かな、先度の金は、其方が落したるにはあらずや、汝こそ贋金つかひよと、かゝぐり付ければ、兩替屋、理につまり、後には却て侘言せし。剰へ金を出して、やう／＼埓明侍りしなり。盗人に負をうつとは、かやうの事にこそと、人いひあへり。

○狸人を妖し却て取レ死

下總國私法寺（弘カ）の日蓮の木像、毎夜、讀誦したまふとて、近邊の男女擧て詣でける。住持日堪上人、心得がたくて、ある夜、参詣の人をとめ、かの木像にむかひ、法問の奥儀をたづねて、若此返答なくば、只今打くだき捨んと責しかば、何の答へもなかりし。上人、頓て斧をとりなをし、木像を引おろしければ、後の方より、古狸逃出けるを、追つめて討殺されしとなん。

○輕蔑の少年即殺害せらる

天和三年の秋、吉良上野介殿子息三郎殿、五歳にて近習の侍、小坊主などあつめて、人形あそびを仕たまふ。奥方より機嫌よくて、悦びたりとて、重の内に酒など取そへ、出されしを、關彌兵衛といふ者、小坊主にむかひ、汝は卑しき者かな。芝居の者の眞似をして賜はりし酒肴、何の悉事ありや。武士たらん者の喰べきかは。某は、人形など手にもとらじと、散々に詈りけるを、怪からずの狼藉やと、おの／＼思ひしかど、聞ぬ顔して、誰とがむる人なかりし。翌日の夜に彌兵衛、隣の部屋にゆき、餘の者も來り、酒のみけるに、件の小坊主をも呼て、一盃吞せて、又一盃とすゝめければ、イヤ御前、いまだ終

らじ。酔ては出がたし。免したまへと手を摺しに、彌兵衛が曰、人がましき事いふ奴かなとて、紛がたく耳を捩、これにても呑まじきかと責ければ、力なく二三獻傾けし。餘の者は殊に醉たりとて、門に出しに、えも云れぬ事、仕散す音の聞へしかば、亭主驚、頓て走り出、心のあしく侍るやなどゝ、介抱をしける。その隙に、小坊主、彌兵衛が後にまはり、九寸ばかりの鵜指にて突けるを、こゝろえたりと云こゑの聞えしかば、亭主立戻り、双の中を押分し。其間に、人々あまた出合取扱しかば、本意は遂され共、手を負せし事なれば、奥方の親里、上杉殿より役人来り、たがひに立合、小坊主が口書をしけるに、過し日の惡口、又□年以前より、頭をはり、手を捏ちなどせしを、口惜くおもひしかど、若年又は坊主にてありしかば、只今まで堪忍し侍りし。然るに、今夜もかくありしかど、隣の人、又亭主もおはせば、詮なき事に、餘人に難をかけんもいかゞと、ためらひしに、隣の人、痛く醉て歸りしを、亭主送り出ぬ。爰こそ究竟の時と思ひ定て、仕り侍りしと、本意を遂ず、殘多しと委しく書のせたりし。先、手負の療養せしける間に、米澤へ飛脚を立、殿へかの一々を告たりしに、彌兵衛、不作法者なりとて、切腹仰付られ、小坊主事は、神妙の者なりとて、舊地に召くだしたまひしと也。

○無根の冒言たちまち身命を出す

江戸下谷にて、ある浪人、醉りて小便せしを、侍二人通りて、刀にあたりしかど、さらぬ體にて過行し。浪人おもひしは、此人見しらざれば、意恨なるべき理なしとは、自分の料簡也とて、跡より走り付、只今かゝる事候ひしが、定めて御心のある事にはあらじ。但しいかなる事もやと尋ければ、誠にこまやかなる仰せ詞や、只に御免あれと、互に慇懃に禮を述て別れてけり。彼連人は、一町ばかり過て、相まつ處へ追付、件の荒増を語れば、連人、以の外の氣色をなし、それさまの事云せて聞しや。何條討すてざるや。汝は腰のぬけしと、散々に詈りければ、これは何事ぞや、たがひに意恨のなき事なれば、討果すべき謂なし。それに、我を腰ぬけと云し。堪忍なりがたしとて、切りかゝりしをこそとて、火花を

ちらして討たゝかひ、たがひに手を負し所へ、浪人、町中の騒ぎを聞、馳つけ、うかゞひ見しに、件の人、血刀にすがり有ければ、コハいかなる故にやと、近より、事の要を問ば、しか〳〵と答ふ。それ遁さじと追かけ、詞をかけ、造作もなく切伏せ、首を提げ立かへり。これ見たまへと有ければ、斜ならずよろこび、懇に禮をつくし、我は喧嘩の相手なれば、切腹すべしといへば、浪人が曰、その本は某なり。然らばたがひに刺違んとありしに、町人、打より推とめ、奉行所にまかり、一々の事訴へしかば、委しく聞得させ、上へ御うかゞひ有しにぞ。是は喧嘩にはあらず、亂心なり。何も神妙の事なりと、仰せありて濟けりとなり。

○佐土原の城暴逆殺傷

日向佐土原の城、島津右馬頭殿、今そかりし舍弟主膳殿は、不悌の心おはして、兄右馬頭殿に、鴆毒をすゝめまいらせて、遂に逝去まし〳〵き。嫡子飛驒守殿、家督受させたまひしに、又延寶六年に、毒をまいらせて卒したまひぬ。飛驒守殿の嫡子又吉郎殿は、三歳にておはせしゆへ、十五歳までの家督を主膳殿の子息式部殿あづかりたまひて、二三年經て、ある時、主膳殿、家臣の松木左門をめされて、又吉郎殿事は、祖父たりし、薩州の大隅殿の介抱然るべし。式部少輔後見は、末々、詮なき事也と有ければ、左門、早速領掌し、又吉郎殿家老松木惣右衛門を招き、汝いかゞおもひしにや。祖父、先考の兩君は既に失せさせたまふ。今五六歳の君を國守と仰ぎ奉る事、いかにも頼みすくなし。主膳殿、式部殿、心ひろく國をおさめ給ひなば、千秋萬歳の壽をなし、われ〳〵、汝の子孫までも、ゆゝしかるべしと、いと濃やかに、詞を綺て述しかば、惣右衛門、以の外に顏色をかへ、その事、實に申されしにや。汝に似合ざるいひ事かな。去りとも、天罰の逃れざる所、必々さなる心強て止たまへ。我も一族のゆかり故、かゝる密事かたりし上は、口外せまじと、堅く誓言して立さりぬ。そのゝち、主膳殿の悪心猶も止ず。左門は、又吉郎殿を失はんとおもひしかど、惣右衛門ありては、本意遂がたし。先かれをなき物に

せんと、方便をめぐらし、又吉郎殿の母儀と、惣右衛門と密事のありしと、跡形なき事を実々しく結ひなし、此事、薩州に訴へしかば、大守、大にいかりたまひ、則ち検使をさしこされ、何の穿議もなくて、惣右衛門に切腹せよとありければ、御意の上は、何分にも畏まり入り候。併ながら、此事、申わけ致さゞる事是非に及ばずとて、又吉郎殿の振守を招き、我今度、讒者の為に身を亡すのみならず、名を殁後まで汚す事、いかばかり、口おしき事に侍りし。随分に若殿の御介抱、大切にあられよ。朝夕物ごとに念を入れ、食物など、卒爾に上られそ、必々と、くどく云置し、此節に臨みしかば、申たき事も包み侍りし。後々におもひ合させとて、終に切腹し侍りし。左門は、思ひのまゝに取計ひ、村上三太夫とて、先主の時、浪人したりし者を帰参させ、諸事、此者に任せし事、憤るべき事におもひし者、數多ありしかど、各々口を閉てやみぬ。左門は、猶も又吉郎殿を、失はん事をためらひしかど、用心きびしくて、本意今に遂ざりしかば、祈願所の國貫寺にまかり、思ひきはめたる庭にて、又吉郎殿を調伏の事頼みしかば、主の僧、その氣色を見とり、いかにも安き事と、快く領掌して、則ち其夜、ひそかに薩摩にこし、間々の崇增訴へしに、而かに聞屆させ、抑いかなる思召にや。彼僧を止めたまひ、とある寺を與へさせ、さらぬ咸（體カ）にておかせたまふ。そのゝち御朱印改の節、式部殿あて名を願ひ奉りしかば、公儀より此事不審とて、大隅殿へ御尋ありしかば、大隅殿より、此ねがひ、誰が申上しぞと密議あらせしに、左門が所爲なりしかば、貞享元年、江戸にて座敷籠に入れさせ、同三年の春、父子三人、薩州にくだし禁獄し、拷問せさせければ、前表の積惡、のこりなく白狀のうへにて、首刎られし。同年二月に、薩州より佐土原へ、何となく諸士あまた來りし。翌朝、主馬殿、書野に出られしを、諸士取卷て、つめ腹切らせ、世間へは頓死と披露せし。式部殿の近從六人、これも薩州にめされて、首刎られし。佐土原にて左門が嫡三郎五郎及び三太夫を、城中へめされしかど、參らずして、左門が館に籠りしかば、足輕三人に、急ぎかの者どもを討取れとの仰を蒙り、城より下る處を、左門が籠込の中より、矢にて壹人を

射殺し、鐵炮にて、又壹人の胴中を打ぬき、後なる僕從にあたりて共に死ぬ。すはやと、數多の勢ども取かけしかど、戶板、疊等を以て、嚴しくかこひ、命をかぎりに防ぎ戰しかば、容易に責がたくて、火矢を放ち燃あがりしかば、防ぐべき便りなくて、各々猛焰の中に倒れ死す。男子廿七人、女子七人、出家二人、尼一人、都合三十七人、同じ煙となりにし。大阪天滿のさん場に、大記といへる僧あり。本佐土原の住にて、件の惡逆、委くしりたる人にてありしを、左門、いぶせくや思ひけん。頓ちにかの地に呼下し、いみじく菴室をいとなみ、安穩にくらさせ、程なく、毒をすゝめて殺してけり。又洛東南禪寺に、左門が弟の僧ありしが、大阪薩摩の藏屋敷にまかりて、見なりし者の重逆にて、類族こと〴〵く滅ぼしたまひしうへは、某も遁るべき道なし。いかやうにも、介錯あらせよとありければ、留守居のいはく、夫には沙門の事なれば、指て構ふべき事には侍らざれども、一往、國方へ相たづね、此方より左右すべきとありしかば、その夜、邊ちかき納屋下にて、自害せしかども、死せざれば、京都に送り侍りしと也。

○尾州廣澤親王

尾州松平出雲守殿屋敷の留守居廣澤角兵衛は、貞享元年の春卒しぬ。息平九郎は、十三歲にて、儒を學び、歌を讀、手跡拙からず。物ごと俊逸に有しかど、事の障る事有りて、親の忌中より、一族と不通なりしを、却て幸の事におもひ、若き同胞をあつめ、酒宴、歌舞に月日をおくりし。十五歲にて、身の長五尺八寸、その粧ひ、無双の美男にして、大人の相あり。然るに茶道浪人の萩野御意と云者、日ごろ出入せしが、ある時、竊かに乳母に語りしは、平九郎事は、正しく新院樣の若宮にてぞわたらせたまふ。御母は、院の官女にて、御懷胎ありしより、御暇たまはりて、此許に越、角兵衛と夫婦になりたまひぬと、委細に聞せければ、平九郎、本より高ぶりし事なれば、此事を聞より、いかにも左あるべき事よと、いよ〳〵物事けだかくものし。事々美麗を好みけり。御意、頓て竹腰龍之介の茶道青木宗智をか

たらひ、追付、大内より御むかひ有しと披露し、預じめ道具を拵し品々は、金銀の茶碗、同く真宮盆、黒ぬり四足の長柄挟箱、梨地の長刀、あの／＼菊桐の紋を付し、冠、装衣、その外、諸色品をこしらへ、下々の器物、衣類に至るまで美々しかりし。平九郎を元仁親王と號し、宗智が娘の十歳になるを静宮様とて、輝の前と名づけ、宗智が弟、門前町の古着賣七右衛門を、桃園中納言民輔と名づけ、乳母が所縁の者の伏見にありしを、御後見摘大納言とし、輝意を正三位中納言行輔と名づけ、宗智を三位法印安齋と名づけ、宗智弟青木惣十郎を左少将とし、宗智妹聟の上槇町の鍛冶藤屋平兵衛を、右少将とし、そのほか北面等以下、諸役人もそれ／＼にありし。かゝる企を、伯父の芦谷道左衛門聞付、遁れ不詳の事なれども、捨置がたしとて、盗詞を老中へ訴へしかば、宮部甚之介、永井讃岐守左衛門方へ行向ひて、いみじき驚せしところへ、足軽大勢踏込み、各々を生捕り、親王を甚之介に御あづけあつて、夜がこひに柴の幕を張り、きびしく番人を付たまひし。その時の歌に、

思ひきや八重たつ雲の山こへて今九重の君を見んとは

輝意、宗智は手鎖にて、残るものどもは、その町／＼に御預けありし。與山外記におほせて、京都へ尋らかに御尋ありて、委く穿鑿したまふに、元みな輝意が謀計に究り、親王は、山村甚兵衛宅にて切腹、輝意、宗智その餘の者ども、車舎して首を刎ねられ、弓鑓はそれ／＼にふへ下されし。宇左衛門も切腹、介伝兵衛といへる者も、取持しゆへ閉門せし。などもほのとふ子細なりし。

○寶塔九輪下つて鍵子となる

石川玄蕃殿、信州松本にたして、王子の宮、濃州の宮崎所に建し寶塔の九輪をおろし、鍵子に鋳させられしより、塔はつゐに破壊してけり。かゝる無道の振舞あられし故にこそ、ほどなく家ほろび、断絶へ侍りし。

○佐渡海中題目靈說

日蓮上人、佐渡流刑の時、かの國松が崎といへる浦にて、妙法蓮華經の五字を、浪に書たまひしが、今に水の面に殘りて有しと、かの宗の徒俗、つねにいへるを、不審くおもひしが、ある時、國の奉行にておはせし曾根五郎兵衛殿に尋ねしかば、その事、我も聞及しまゝ、委しく詮議を遂しかど、更にさる事の侍らず。宗旨の輩、あまり奇特を云んとての、虚せつならんと答へたまひし。

○鄙悋命を損す

江戸材木町に、五助といふ者は、甚悋くありしが、長病にて不食せしかど、焼鯛の外は更に何も喰はざりしを、妻、あまりに悲みて、鯛を調へて料理せしを、五助見て、それなん何國より來れ〻ぞ。七十文にて求しといへば、かほどの事、我に斷らざる〻と散々に罵りしを、隣の妻聞かれて、件の魚を買取て、五助が子どもに喰せてしとて、一切れおくりけるを、五助自ら喰けるが、何とかして、甚だあてられ、絕死するやうに見えしかば、醫師來て、氣付を口に入るれども、歯を喰しばりて明かず、脉をうかゞへば、憔にして、日の中も涼しかりし。いかなる事にやと思案しけるに、妻、こゝろへて、病人の耳に口をよせ、此くすりは、振まひたまふぞと云しかば、其まゝ、口をあきて呑みしとなり。然れども、かされて藥用ひざれば終に死しぬ。跡に金三百兩ありしを、後家、子をつれて緣に付けるとぞ。

○本滿寺像諍論異師

洛陽本滿寺の日蓮の像は、靈驗ことにあらたにて、同宗の輩、崇敬淺からず。ある時、像すこし損じたまふて、佛師を呼しに、佛師がいはく、此像を日蓮の像に、改めよとの事に侍ふやと問へば、住持は留守にて、弟子、同宿の若法師あまた寄合、さても文盲なる佛師の云事かな。辱も此尊影は、北山芹生の里の土中に、久しく法華經讀誦の御聲ありしかば、此寺の開山、聲をしるべに掘たまへば、ありがたや大聖人の尊像にておはせし。知らざるをしり顔になせる大惡人やと、散々に罵りければ、佛師、堪かたくて、それは各々の僻事にておはせし。是はまぎれもなき、元三大師の影也と、互に口論せしあまり

に、餘多の法師、佛師が頭をはり損ぜしければ、内證にて事おさめがたくて、所司牧野佐渡守殿に、しかぐの事訴へしに、佛師が申す處、證據ありやと宣へば、佛師がいはく、影の御首を破りて見たまへ。良顏とか、眞惠とか記しあるべし、若日蓮とあらば、某が首刎たまへと申せば、又住持に、いかにと問せたまへば、一言の返答なかりしゆゑ、其方より醫師をかけ、能養生させよ。職人の事たれば、其日數を積り、手間代、急度わたされよと捌きたまひしまゝ、内證より侘言し、白銀二十枚おくられしと也。

新著聞集第九 崇厲篇

○龍宮城を語て喑啞の子を産む

遠州天龍の川筋に、鹿島村しんかはきの明神の前の船わたしを、同じ郷の賀茂村の平野六太夫といふ者乘しに、川中にて、船動かざりしかば、各々色をうしなひ居けるに、何としけるにや。六太夫、船より飛をり、水底に沈しより、船はやす／＼と、向の岸に着ぬ。此事、六太夫が宿に聞て、甚だ嘆きしかど、すべき樣なくて、月日を送り、既に三回忌の追善せし時、何となく、かの六太夫歸りしかば、こはいかにと人々驚き、若、狐狸の妖怪にやとためらひしかど、何の不審しき事もなかりしかば、皆々安堵しけり。その由を問しに、されば、某何心もなく、船より落ちて、龍宮界に入りぬ。龍神のわが力を頻りに望まれしかど、樣々に論じ合て、渡さゞりしが、彼にては、一兩日とおもひしに、扨は三年經たりけるにやと、手を拍けり。龍宮の事、いかばかり人の問とも、かならず語る事勿れと、堅く制せられしとて、初は云ざりしが、遁れがたき事にて、かくありしと語りしと也。そのゝち産れし子ども、兄弟ながら啞にてありしは、かの界の事語れる故にや。その六太夫は、七十歳ばかりにて、天和二年の今に存命なりし。

○慈眼大師恭敬あらざる事を罰る

江府東叡山にて、兩大師の像、天和三年五月に、等覺院にいらせたまひしに、住持の心等閑にて、恭敬等もまめやかならずして、二三日も過しに、召仕の僕に、物つき狂ひ出で、我は是慈眼大師也。此たび、當院にて、元三大師御膳きこしめさず。そのゆへは、院主粗略にもてなし、殊に何の辨へもなき小僧どもに、御鬮などとらせしまゝ、諸人の信心もうすくなりぬ。かれこれ御意に叶はざれ共、大師には何の

御丸もおはせず。然れ共、自ら見遁しには成がたしと、祟りたまへば、各々怖れつゝしみ、早く御諦をあらため、御園寺も老輩を出して、それ〴〵に叮嚀に恭敬せしかば、物のつきは、夢の醒たるごとくに本性になりぬ。

○安宅丸の精魂はしき人の踏む事を嘗る

天和年中に、安宅丸の御船を、由有て解ひらきて、それ〴〵に御物になしたまひし。然るに御厩和泉殿橋の酒屋市兵衛といふ者、板を買求めて、穴藏のふたにしけるに、其比、めしつかひの女に物つきて、我はこれ、安宅丸の魂たり。懼りもなく、是を穴藏の蓋とし、穢はしき賤人原に、踏せぬることそ遺恨なれ。・々に取殺さんと言りけり。亭主おどろき、いそぎ作りかへ申さんと、頭をたゝきて、侘言せしかば、物附はさめ侍りし。

○柳津の池の魚を盡殺す

出羽の國柳津の虚空藏の池に、鮮魚おびたゞしくありし。蒲生下野守どの見たまひて、いかなるゆへにや。毒を流し入れ殺すべしとありければ、是は往古より、殺生禁斷の地なりしよし、達ていさめしかど、終に承引したまはず。悉く殺されし。その日より十四日が間、大地震止ざりしかば、山は崩れて淵となり、河はうづみて陸となり、城中をはじめ、民屋こと〴〵く顛倒して、人多く死したり。是より程なく、下野殿家ほろびたまひしは、かゝる御とがめにや。

○祭酒に醉狂す

江戸下谷の者、上野の大師に日參し、ある日、三寸をいたゞくとて、三四盃もこゝろよきだけ、呑てかへりしが、俄に狂亂し、大師のわれにつかせたまへるなど、さま〴〵に、口ばしりけるとなん。延寶八年の事也。

○佛像の釘をかすめ忽ち四の指を損ず

延寳八年八月廿八日、江戸芝の大佛の入佛供養有りしに、大日如來のうしろの釘、くつろぎしを、宗心といへる道心者、像の腹内にしのび入り、釘のかしら四ツ出たるを、鐵槌にてうち曲げ、拔とらんとせしかど、叶はざりしかば、腹を立て出しに、堂の上より、不圖材木落かゝり、指二本、左右ともにうちひしぎたり。尤も怪我は常にありし事なれども、釘四本なるに、指また四本也しも不思議なり。

○佐介谷の稻荷の神木を伐る

かまくら佐介谷のいなりの別當は、扇が谷の佐治右衞門といふ者の弟なりしかば、社内の神木の、老しげりたるを、標もなく多く切りとりて、身の助としけるに、頓て御とがめあらたにして、妻子ともに狂氣しけり。それだに憂事なるに、老年の母、つね〴〵邪見放逸にして、後世の事、夢にもしらざりしが、ある時、三歳になる孫を切て見せよと、わりなく責たりしを、佐治右衞門、何と思ひけるにや。心得てこそとて、無情に孫を切て、これ見たまへとありければ、老母、あら心よや。我もむかしは、人の下には立ざりし。角かい〳〵しき心なくては、勇士とは云がたしとて、返す〴〵悦けり。そのゝち、延寳八年十月廿日、俄に大雨し、雷落かゝり、かの婆を二ツ三ツに引さきけり。佐治右衞門も、程なく自害して死しけり。

○神木を商んと欲して材沒し人死す

常陸國久慈郡、眞弓權現の山は、大木稻麻のごとく、生しげりしかど、權現おしみたまへるとて、木の葉一ツだに取事をおそれし。然る所に、代官より、宰相殿の諸役人に訴へ、此山の木を伐て、江府に出しなば、ゆゝしき利倍ならんといひしに、此事、まことに忠義を申たりとて、頓て奉行など指添、杣あまた入れ、里川といふ所まで伐出し、船につまんとせし。その夜、雨風烈しくして、材木悉く流れ、行方なくなりし。大分の金銀をいれ、由なき事したりし。何を面目にせんと、代官、自殺せしかど、指置べき事ならねば、又山入りして木を伐るに、一夜、何となく山鳴り、谷響し事夥しかりければ、いかなる

事ぞと、方々、百餘ケ所に懸させし、木屋の人々おどろき嘆き、これ只事にあらじ。とかく神異のおとがめ有もの也といひしを、何條さる事あるべきやとて、後にかゝれる杣十餘人、たち處に死す。これを見し杣ども、おそれわなゝき、各々逃かへりしかば、誰有て伐んと云ものもなかりし。山は一里ばかり焦れ、詮なき事になり侍りし。

○愛宕を凌蔑して横死す

大坂の玉造專卜といふ人の借屋の鍛冶や長兵衞は、日蓮宗なりしが、ある時、他所より愛宕の札と樒とを土產におくりし。妻、よろこび戴しを、長兵衞、以の外に嗔り、樒を抑折、札を引さき溝にすて、細工所になをり、ふゐご吹しに、右の手に飛火せしを、打拂ひしあと、痛いたむ事堪がたくて、何の所作もなく、日をかさね、月を送りしかば、朝夕の煙たへ〴〵にて、妻も離別し、其身もつゐに乞食となり。則ち其町の辻にて、餓死せしと也。鞴の飛火は、常に有し事なれども、かゝる凄事になり果し事は、偏に神異を欺きし罰にや。

○釋迦の像を嘗て蔀格子に附く

京百萬遍回祿して後、其地を東河原に移されし時、釋迦の像大佛なれば、御身をとり放ち、御首を車にて舁けるに、日野大納言殿、折しも格子より、顔指出し見たまひ、只今、釋迦の首を引は、いかなる咎めされしぞと仰られしに、そのまゝ、頓、格子にとり付て離れざれば、大におどろき、さま〴〵侘言したまひて、漸々離れし。頓ち日蓮宗をあらため、百萬遍の中、養存院の檀那となりたまひし。釋迦堂はすなはち大納言殿より、建立したまひしと也。

○蛇を殺して忽ち死す

出羽の國最上源五郎殿の菩提所、龍門寺の鎮守は、龍にて侍るよし、古より云つたへし。ある時、鎮守の石垣崩れければ、人あまた集りものして、石をたゞ見ける所に、六七寸ばかりの蛇の出たりしを、追

まはして殺しけるに、殺せし者ども、たちまち眼くらみ、立所に死しぬ。其外の追たる輩は、五六十日ばかり煩しと也。其かたち、胴太くして四足あり。面は全く繪に寫せる蛇形にてありし。その死蛇、今に、江戸淺草の向の慶養寺に傳へありしとなり。

○天滿宮を廢し七代早逝す

八條宮の桂川の別業といへるは、西岡海田村にあり。御殿のうしろなる丘林の中に、むかしより天滿宮の祠たゝせたまふ。然るに、宮のいかなるものにや。日蓮宗に傾きたまひて、彼祠を破りて、その跡に、三十番神堂を建立したまひしかば、天滿宮此に立ゝせ、かく廢社せしにより、祟りあらせんと示したまふに驚き、早速本のごとくに、造營まし／＼けれど、更に神慮しづまりたまはざりしかば、御佗言の爲とて、家名を、常磐井又は京極と、あらためたまひしかど、猶も止ざりし。都合七代まで早逝したまひき。

○祇園御葭の祟

尾州津島、戸邊兩所の天王の祭に、御葭といふ事あり。八萬八千の疫神を、葭の中に封じて、川へ流すに、其とゞまる處に、疫病はやるとて、神をすゞしめの爲に、御葭躍とて、其村、其里にて踊る事なり。延寶二年、戸邊の御葭熱田へ寄たまふ。其比、白鳥の犬山や仁左衛門といふ者、新き幕を拵へしを、みな人相談し、幸の事なりとて、借につかはしけるに、亭主は、犬山へ行て、手代兩人が返答に、此方の用に一度もつかはず、殊に主人も留守にてあれば、貸申事成りがたしと有しに、その夜より、かの兩人、大熱おこり、狂ひ出て、放逸の奴原かな。わが神力をしらせんと、さま／＼に罵り荒れ、終に五六日の程に死けり。又名古屋に、今村六郎兵衛といふ者身まかり、八月五日は初七日とて、米野村長性寺にて弔の齋ありしに、妻の伯父中村彌右衛門、聟の叔父服部與三兵衛もまかりて、夫より二人伴ひて、御葭へまいらんと有りければ、下人、御葭は荒神にてましますに、無用にしたまへと、强にいさ

めしかど、更に用ひで、聖に拜しかへるに、兩人ともに、俄に寒戰し、足なへ身重りて、やう／＼宅にかゝぐり着やいなや、大熱發病し、たわ言止む事なく、彌右衛門は六日めに死しぬ。與三兵衛は半年ばかり惱みて後、すこし閑居しけれど、たどうか／＼と、たわ言して、一年程へて死せり。

○古碑を礎となし靈魂夢に入る

奧州二本松の藥研や久心といふ者、庭をつくりて、同所の正念寺の山に、苔生古びたる石塔を見立て、踏石になしけるが、其比より、怪しき夢を見る事たび／＼なりし。ある時、晝寢せしに、若き女、いみじき姿にて來り、我久しく住なれし所を引放ち、是へは何とて連來れるぞと、恨れる眼ざしのすさまじきに、胸うち噪せ、茫然として、良あつて人心になりぬ。此事恐しくて、たれかれに語りけるに、ある老人のいはく、此ふみ石は、八十年以前に、高山亦式と云し人の娘、十七八にて身まかりしを、葬りし石塔なりと傳へきゝし。かゝる凶夢は、その故にて侍りなん。早く本のところに返されよとありしまゝ、其趣にせしより夢止し。延寶年中の事也。

○蛇童子をくらひ家族悉く滅す

伊豫國宇田郡龍の池の邊や龍池忠右衛門が屋敷は、昔へ龍の住みし淵たりとかや。されば、庭に四方三四尺の池、常に水湛て、旱にも乾く事なし。寛永十六年七月十五日に、一在所の者とも、嘉例なりとて、忠右衛門が庭にて、踊を催しけるに、いかなる事か有けん。忠右衛門夫婦、いさかひ仕出し腹たてゝ、宵より奥の間に入り、八歳になる子を抱て寐たりしに、かの子、アツト泣しかば、忠右衛門おどろき、何者とはしらず、子が片腕を呑ける。賊とおぼしき所を、ひしと握り、聲を立しかど、踊の最中なれば、暫が程は誰もしらざりしが、漸して、人々かけ入りて、さん／＼に斬りければ、件の者、次第にひろごりて、後には、廣敷一ぱいになりしを、燈ともしてみれば、大蛇にてありし。此程に、かゝる者はいづくより來りしぞと尋ねしに、床のおきに鼬の出入ほどの穴あり。又溜り水の砂の上に、鱗出たる跡

にや。細き筋あり。さだめて是ならんと覺へし。頓ての程に、忠右衛門も頓て死ぬ。それより兄弟、その子供、伯父、伯母、從弟に至るまで、一族七十餘人、をひ〳〵に死たり。類葉たりし此都といふ座頭は、其比、十八歳にて死を遁れ、阿州に來てかたりし。

○天神の池魚をとらへ發熱して死す

江戸本所新安樂寺へ、東條武兵衛といふ人、遊びに來りて、池の魚をとりしを、社僧の信敲より使を立て、神前の池魚を、狼藉したまふ事いかにぞや。心有る人は、放生だにしたまふなど、理をつくして云やりしかど、殺生禁斷の掟だにおはせずば、許したまへとて、思ふ程網を引て、晩に及び歸りしに、網曳し若黨、俄に狂はしくなりて、神前の魚とる事惜しや。きたなしやなど、さま〴〵に罵りける所に、武兵衛も大いに發熱し、あら熱や堪がたやともだへて、終に身まかりし。

○庚申祭の夜幼熱に入て死す

江戸木挽町二丁目にありし、狂言師の姥彌兵衛が宅に、庚申待しけるに、店の者の妻、四歳になる子を連て來り、夜食の手傳などせし。傍らに大なる鍋に、茶を煎じてありしに、彼子、その鍋のなかへ、わりなく匍入て死しぬ。いかに〳〵と喚げども、すべき樣もなし。されば彼女、その宵に、近所に流産せし者の助して歸りに來り、かくのごとくの難にあひ侍りしとなん。寛文年中の事なり。

○日待に僞り誓て子熱を被りて死す

江戸内屋敷の木原兵藏と云し人、日待せられしに、下女、髮を洗はんとしければ、それが子、母を慕て泣けるに、主人聞て、泣ざる樣にせよと云れしかば、下女、腹を立て扨も因果や。死失よとさん〴〵に詈る程に、主人聞て、憎き云ざまなり。いかなれば、子を死ねとおもふべきと、推かへし叱りしを、下女がいはく、今晩は御日まち也。日天かけて死なせ度候といふ處に、件の子、湯玉のあがる程たぎらせ置たる鍋の湯を、己とかぶりて燒死ける。さこそ云へ。誠はいかでか殺したくおもはん。情なき事い

ふて、子を殺せし事よと、主人にもうとまれ、終に家をも追出されし。

○參宮の者鹿をくらひ身を終るまで肉食す

江戸より伊勢へ參宮し侍りけるもの、下向に、三州岡崎にて鹿を喰ひ、江戸にかへりて、四五日經て飯を喰はず、竹の籠にて、穢土より虫を掘出して喰ひし。人々疎んじて、後には、御原の堤に捨られ、猫、犬、鼠などの死たるを喰けり。寛文元年の事なり。

○惠美酒宮居をしたひ竹を枯す

阿州和食に、往古より惠美酒の祠ありしを、別所に移し奉りて、城を築れしに、天下一國一城の御定にて、後に破却あられ、阿州殿の老臣山田織部領地にて、家來岡作兵衞、その所に居住せし。ある時、それが下人に物つき、我はむかし、此所に住し夷神なり。社を取除し事は、城主の意なれば許しつ。今は城もなければ、本の所に社を移すべし。作兵衞聞て、怖き云やうかなとて、痛く打擲してければ、以の外に氣色變じ、汝愚人なり。わが云し事疑はしくば、三日の中に、竹の林枯らすべしと云しに違はで、夥しき高藪、悉く枯れ侍りしかば、皆人、大に畏ておそれて、頓て本の所に神社をうつし營みければ、物つきもさめて、恙なく侍りしとなり。

○高野大師の命にそむき火災す

高野山の麓、天野のむかひ、奈倉の者、伊勢、高野を心ざして、百日、紀州にて垢離をとる。日數もやうやく重りしに、僅かに垢離をとり、狂氣して走りさはり、吾は山の大師なり。此在所の者、あまり邪見放逸にして、佛法をしらず。麓に有ながら、わが山に歩を運ぶ事もなく、只朝暮利欲の事にのみ心をさし置事、哀に思ひ侍り。今より後、ふかく信をとれと云しかば、村の者どもあつまりて、是は狐か狸の付たるべし。鼻をくすべよ。犬に嚙よと、とり〳〵に云罵りける。かの者、大に嗔て汝ら誠に大愚人なり。かほどまでに、大悲を垂給ひしに、心得ざるはいかんぞや。いで其儀ならば、來月中旬に、此所を

黒土になして、思ひしらせん。その時、悔ゆ共甲斐あるまじぞと云て、在所のはづれに出し。人々、跡に付て笑ひもて行に、俯伏に倒れ絶死しけるが、良ありて蘇れり。さてもいか計の事の有つるぞと尋しに、例の垢離をとりしに、高野路より若き僧の、水を越し來りたまふを、怪しくおもふ處に、我にひしと抱つかれし後は、覺へずと語る。これまでのあらたなる御しめしにも、猶おどろく事侍らでありし。その次の月十六日に、一村悉く燒失し侍り。彼垢離とりの男が家ばかり、何の障りなかりき。寛永十三年十月の事也。

○曾我の神祠を輕蔑して狂亂す

曾我兄弟の祠は、富士の下野(すその)にありし。此神體は、兄弟の守り本尊の彌陀の三尊なり。兄弟の影像は、前立にてありしを、むかし上杉の家臣直江山城守、濫妨して奪ひとられし。今は米澤の彌封院にあり。然るに近比、かの寺の住持、不圖狂氣して、弓を射る眞似して、その鹿のがすなどゝ、さまぐ\にひしめきけるを、いかなる事にやと、御湯をすゝめて、託宣をきけば、かく大切なる神祠を輕んじ、蔑にするにより、祟りいましめたまふとなり。人々おどろき、懇にまつりしかば、正氣になり侍りき。

○愛宕の境内を横領して火災す

愛宕山のかなた、水尾村より堺杭を愛宕領に打けるを、折しも愛宕の僧、通り合て見て、寺にかへり、かくと語れば、惣坊寄合て、かの村に使を遣しけれど、承引せざれば、所司板倉周防守殿に訴へ、いみじく穿議あられし時、かの村の張本の家より、火おこり出て、同意せし人々の家を、かなたこなたへ飛火して燒失せし。同じ軒ならびにも、不同意の者の家には、何の恙なかりしと也。村の者ども、此事に貪著(でんぢゃく)し、件の公事は、たゞ何となく、ひらに侘言して止みにし。

○問者の役を拒で脊に腫を患へて死す

高野山西南院良尊は、博學弘才の人にておはしき。ある時、勸學院の僉議の節に及び、此人、問者に當

りけるに、わが學僧は、公方まできこしめされけるとて、此たびの問者をいたくいなまれけり。このころ、專修院有範が夢に、良尊臥居られけるに、高野明神來臨したまひ、又大師もおはして、此ものは、近代の學匠にて候ぞ、命助けさせたまへと有れば、明神の宣く、實坊と相談して、問者にあてしを、背くのみにあらず。京都より兒小姓をめし來り、日本國よりあつまる大切の山の根、をいたづらに費す事、其非道の至りなり。命助けがたしとて、大ゆり引つゞひ、射させたまふと思へば夢覺ぬ。然聽も驚きかなしみて、良尊を訪れけるに、俄かに背中に腫物いできて、二三日の程に遷化せられし。

(一)女人高野山に詣で害せらる

寛文六年六月廿日、越前より女罷り、高野山に登りしを、奧の院の者見とがめ、爰は女の來る所にあらず。とく／＼歸られよと追やりしかど、立歸る事三度におよびし。終に夜に入り、登山しけるにとぞ、谷二ツ隔てし向ひの嶺の松の枝に、かの女を引さきて懸をきし。次の日見出し、頓ておろし葬りしに、三度まで、同所にかけたりしを、法性院聞たまひて、哀の事なりとて、念比にとぶらひたまひしより、何のさはりもなかりし。その比、風雨はげしく、道すじしば／＼損じけるとなん。

新著聞集第十奇怪篇

○病床に猫來る

江戸中橋牧町の中島五兵衛といふ者の召仕の五十餘歲の下女、いたく病みしに、何國ともなく、老たる猫來り、枕に倚居けるを、人々、いぶせく打てどもさらに離れず、病人死すとひとしく、行方しらず失せ侍りし。

○祖母孫を啖ふ

上州厩橋より二里ばかり隔てし、大胡村の名主、大塚七之助といふ者の母、七十餘歲なるが、三歲になる孫を抱きて、晝夜寵愛せし。ある夜、われ孫を啖ひたり。手ばかり殘りたるとて見せければ、七之助、興をさまし、頓てとらへて牢へ入れしとなり。

○伽藍滅沒す

薩州白鳥山の麓に、眞言宗の大寺ありし。天和三年七月上旬に、佛殿の方、一夜夥しく震動せしを、不審しく思ひて見ければ、十五間に七間の大伽藍、いづ地へかうせて、跡だもなく、村木一本ものこらざりし。堂中に寐たる者、六人の死尸、泥にまみれてありし。太守の書寫し納めたまふ法花經八軸のみ、土中にありし。その跡は、土龍のもちたる樣にて侍りしが、もし地の底にゆりしづめしにや。

○妖猫友をいざなふ

淀の城下の清養院の住持、天和三年の夏、痢病わづらゐ、晩方に便にゆかれけるに、椽の切戸をたゝき、これ〳〵と呼こゑきこへしに、七八年も飼をきし猫、火燵の上にありしが、頓てはしり出て、鑰をはづしけるに、外より、大猫一匹來りしを內に入れ、鑰をかけ、火燵の上に伴ひしに、外の猫がいは

く、今夜納屋町に師あり。いざ行んと有ければ、されば此ごろ、住持の病みたまふて、御をするまゝ、行事は成がたしといへば、しからば、手紙を借せ、それも住持のひきなく違ひたまふて、叶はじとておくりかへし、本のごとくに掛かけたり。住持、件のあらましをうかゞひ見たまふて、立かへり猫をなで、我御はせぬと云もくるしからず、語ひに來る所へはやく行け。手紙も得さするぞといはれしかば、猫はしり出て、後又も歸らざりしと也。

○四子を同產す

備後神石郡樋迫町、油や久兵衛といふ者の妻、四子を產めり。二子は男、二子は女なり。諸人めに帝れしは、髮くろく生ひ、齒ことごとく生じ、額に角二本ありしかば、おそろしくて捨やりしに、少しも泣事もなかりし。かく四子をうめる事は、和漢ともにたぐひある事とかや。

○異形の赤子

延寶六年に、泉州さかひの濱島に、面三ツ、手足六ツある、赤子をすて置たりしを、大坂道頓堀の芝居に出して、諸人に見せ侍りし。かゝる異形の者、いにしへも、折には有しとかや。

○山伏夢に入り子死す

信州高遠に、山邊八郎兵衛といふ人、あまた有し子ども、痛くわづらひ、死すべきかと思ふ折ふし、親が夢うつゝの樣に、山伏來て、煩ふ子を引立て行を、やらじとて、互に引あふて、山伏に引とらるゝと思ひて、夢覺め侍るに、翌日はかならず其子死けり。かゝる事たびたびに及び、今獨のこりし子も、限りに煩しに、例の山ぶし、うつゝにみへて、連ゆかんとするを、さり共、今度はやるまじと、身の限り力を出して引とめしに、終に山ぶし負けて歸りし。夢さめて、次の日より、その子快くて、平復してけり。そのゝちは夢も見ず、煩ふ事もなかりしとなり。

○頓切名劍

毛利元就殿へ陰夜におよび、吉川元春まいられしに、跡より元春の嫗來られしかば、頓て拔討に切られければ、足ばやゝ逃さりし。其血をしたひて見けるに、遙の途をこへて、岩穴の中に入り、地を掘崩して見るに、女死してありし。夫より脇指を嫗切と名づけ所持ありしを、吉川監物遺物とて、毛利元千代殿へ贈られしとなり。

○化生夢に入る

加賀の鐵炮組中村平左衞門が子、夜寢るとひとしく、何者やらん、來りて灯を消し、寢たる上より押へ、篦にて胸より下へこそげける。其苦しさ喩ていはん物なし。起あがらんとするに、其重き事、大磐石にて壓ゆるがごとし。かく苦む事、夜々に及びしかば、次第に氣力もおとろへぬ。又次の間に、僕を寢させけるも、同じく惱みし。ある時、夜伽に人々來り、語り居けるに、庭のむかふの草村の中に、物の影ちら〳〵としけるを怪しみ、鐵炮にてねらひすまして打ければ、猫か狐か聞分がたきこゑにて、鳴すてゝ高塀の上に飛上り逃去ける。その跡を見れば、篦と小石と捨をきたり。其後はまたも來らずとなん、

○形ち有り體なき妖者

薩州の家中の竹内市助といふ者、延寶六年の冬、夜ふけて、他所より歸りしに、向ふより貝をふく音して來り、額にあたると覺えしに。アツトいふて後へ倒れしかど、さのみ痛む事もなかりし。訝りて行くに、又同じ樣にて來れり。頓て刀をぬき額にあてしかば、刀にや恐れけん。脇へそれて通り、恙なく宅に歸り、伯父なりし者にかくとかたれば、伯母、さある事に逢ては、今一度ゆかれよ。後に災なき物と傳へ聞たりと有れば、頓て取て返しける印にとて、しれる者の門を敲き、夜更ぬれど、かゝる事有て來りしと、證據にして歸りぬ。扨翌年の春、江戸參覲の用意せし比、友多く來り、亥の刻ばかりに歸れる跡、淋しく居けるに、座敷の戸、半ば明てありしが、面三尺ばかりの大法師、さしのぞきしを、何物ぞとて脇指をぬき飛かゝる處に、箕のごとくなる大手をのべて、肩をひしと掴しかど、事ともせず、たゝみかけ截

けるに、何共、正體なく、綿など切る樣に覺えし。妖者しとめたりと聲を立しかど、かの者、かきけす樣にうせしとなん。

○猫ばけて女となる

ある領主の息女の後見に、然るべき女を尋ね給しに、谷中法恩寺の内、教圓坊所縁にて、年倍の局をかゝへ、手跡など拙からず、歌の道をも少し心得、物ごと賤しからざれば、年を經て仕し。ある夜、主人、息女の寢閨をのぞかれしに、息女は寢て、局、獨り目をつけて居けるが、口は耳の根まできれて、耳をそらしてけり。いかゞせんとおもはれしかど、若仕そんじては、惡かりなんと思ひ、明るをまちて局をよび出し、おもふ子細あれば、暇とらするなりとありし時、ヨヽ思ひよらずの事かな。今彼にたゞかくは宜ぞといふ顏色、おそろしかりければ、頓て殺さむに切れしに、大なる古猫にて侍りし。そのねこのかきし和歌懷紙、その外、草紙ども多く、今にありしとなん。

○精魂勘定

讃前寺田野の代官野末彌次右衞門、身まかりし後、子供共、身が在へし物をとり集ひ、勘定立がたきといふて、金銀、諸道具殘る所なくとりた、妻子は田舍に逐りしに、召つかひの下女に物狂て、我は彌次右衞門なり。子供の貧窮、流浪に身をわすれ、此家を取倒し、我儘をふるまはんとせし事無念なり。只今、すみやかに勘定すべきぞ。目付役人、社役を呼べとて、そのゝ人を招きあつめて、年々の帳、そのほか、用ある書物など取出させ、勘定したてけるに、露も違はざりし。我は是までなり。いざ歸るぞとて、枕引よせ、一二日寢て、物託さめにけり。其間、物いふこと手跡まで、彌次右衞門存生に、すこしも替る事なかりし。此よし、宰相殿きこしめし、奇特の事なりとて、跡を立て、のちのち加增下されしとかや。

○河柏の穗を生す

天和三年の秋、伏見の京橋、酢や與右衞門といふ者の庭の溝に、稻の穗を生じけり。人々見てめづらしき事と

申せし。

〇壯士童を引て谷に入る

江戶本町一町目の横、吹や町にて、十三歲になるある者の子、時は霜月なかば、常盤橋にて、中小姓と見えし者二人、此袴を横山町の先まで持くれよ、さもあらばとて、金壹歩とらせしかば、兩國橋まで持行くに、今少し持てこよとて、又壹分くれし。やう〳〵行て、もはやかへらんといふ。今しばし行けとて、又壹分くれし。本庄の家ばなれに至て、頓て刹刀を出し、前髮をきり、月代をそりさげしを、泣呼へは頭をはり、引立て行ほどに、力なく連られて、なく〳〵三日經て、谷間の奧より奧にわけいりて、賤しき家居あり。五六十人ほど男の住居けり。唯朝夕に、血の付たる葛籠、漉紙包など多くもち運ぶ、其おそろしさ云ばかりなし。左はあれど、さるべき方もしらざれば、恐し〳〵に其年も暮ぬ、明る三月に成て、下につかへる男、件の童に、汝は不便の事かな。爰に有るだに物憂かるべきに、明日はこれより奧に買れて行くなり。故鄉に歸りたくば、今日の暮方、そとの藪の內にかくれいよ。追手にかゝる由にて、江戶に返しとらせんと聞えしより、胸うち噪ぎ、暮を遲しと待、件の處に隱れしかば、スハ此童欠落したるは、追手かけよと、本道に誰々二人、濱手には件の男をつかはす。頓て云かはせし藪の中に行、召つれ、海邊に出て、鯛釣舟の有しをかたらひ乘せ、若干引かづけ、夜の明方より推出し、日本橋に來り、是より疾々歸れよ。某送り度はおもへども、左あれば、跡に六ケ敷事のあるとて、船は出しつ。かの童は宿に歸りける。親も初こそ尋もしけれ、後には、物にさそはれ死けるならんと泣しほれ、失せし日を命日に、さだめ弔ひけるに、思の外に歸りけるとて、悅びあへる事限りなし。寬文十年の事にて侍りし。

〇婆に妖け呼に來り忽死す

江戶八町堀二丁目、ねぢがねや甚兵衛といふ者、ある時、客と語り居ける處に、六十計の姥、置手拭して、中戶の口にたゝずみ。いかに甚兵衛、むかひに來りたり。これへ出よと招くを、下人共見て、コハ

何者ぞ。狂人にこそとて、引立追放つ處に、甚兵衛、にはかに心地あしゝとて、頓死しけるを、藥、針など、かはるがはる用ひけるに、更に驗なくして、其暮方に身まかりし。其姥は、何地いかなる者といふ事をしらず。延寶五年の事にて侍りし。

○火車の來るを見て腰脚爛れ壞る

武州綱西のあたり近き妙願寺村に、酒や安兵衛といふ者あり。ある時、不圖、大道へ飛出、それ火車が來るはと、高聲に呼て倒れし。家内、周章て出みれば、正體なく物をも得いはで、それより煩つき、腰より下腐れたゞれ、十日計して死けり。二三軒となりの者は、炎の燃上るをみて、安兵衛方に、火事ありけるやとて來りしに、しかじかの事を見て、身の毛を立てゝ、舌をふるひけるとなり。

○人活ながら狐となる

勢州二見浦の近き所に、鹽川といふ浦あり。此所の者、鹽、煙草を商買して、常に都方へ行けり。ある時、京の稻荷の前にて、しばらく休み居ければ、老たる狐一匹出、大鳥居を、あなたこなたへ飛こへけり。此者、おもしろく思ひ、見ほれ居ければ、かの狐、汝もこへよとありしに、中々我はなりがたしといふに、左あらば我敎へんとて、着たる衣裳をぬがせ、尾を長くつけて、鳥居の上へ打かけ、あなたこなたへ引ければ、その者も飛越るこゝちして、忽然と成たり。扨、本國へかへりて、只今歸りたりとて、我宿の戸を敲けば、妻子、戸をきびしく立て、扨もおそろしき古狐なり。内へ入らすなといふ。イヤ我は亭主なり。親なりといへば、中々わめき喚きて、入れざれば、自らも件の事をおもひ出し、さめざめと泣、我は活ながら、畜生道に墮けるよとて、それより是非なくたち去、濱邊の住居をなし、煙草、鹽などをのみ食しくらしけり。其後、人に託して、我子ども待たれ共、定りたる栖居なきゆへ、迷惑せしまゝ、相應のすまいを、定めくれたまへとはしりければ、所の者どもゝ、年比、馴染の者の事なれば、一入あはれに不便におもひ、小さき祠を立て、鹽川の稻荷と祝ひけるとなり。

○三子を同產す

江戸西の久保、天德寺門前に、日傭を業とする、吉兵衛といふ者の妻、二十三歳にて、元祿十六年三月廿七日に、同時に三子を產り。おの〳〵生れおちに、健かなる男子にてありけり。中の子は、双の耳をされたるにや。少しひしげたり。名をば三人つがねて、三平惣と付たり。三子を產る事は、むかしより天下の吉事にてありし事とて、御公儀より、役人に仰付られ、いみじく御穿議あられ、鳥目五十貫たまはりしと也。內壹人は同く夏死けり。

○高野の別院に天狗僕となる

高野山金剛三昧院の下人、三年奉公をつとめし。或時、住持の僧、他出ありしに雨風はげしかりし。かの下人、むかひに來るとて、挑灯ばかりにて、雨具もたざれば、いかゞせんとありしに、苦しからず。いざさせたまへと、一向に開えし程に、よしや濡れば濡れよとて出られしに、風雨すこしも障らざりし。主の僧、下人にむかひ、その方は直人にはあらじ。隱されなと有れば、今は何をかつゝみなん、我は門前の杉と楓とに住し天狗なり。御坊の行跡、貴くありしゆへ、仕へ侍りし。今より此寺に火難あらせじと、云て飛さりぬ。

○眞名古村蛇孫髮粘る

紀伊國日高郡眞名古村は、眞名古の庄司が住し所なり。この村は、蛇の子孫なりとて、隣鄉、隣村に婚姻を結ばざれば、在所の外には、緣の道求る事はなし。其中に往古より、蛇身の女一人づゝ、かならず生るゝ事、今に至りてたゆる事なし。其容貌、千人にすぐれ、髮は身の長にあまりて地を曳く、五月の陰栗花に入れば、件の女の髮、殊に粘りて、とりもちなど塗たる樣に、もつれ合て、櫛の齒もたゝず。陰栗花あきて、あたりの川にて洗ふに、忽さわやかに成りて、はら〳〵と解るなり。此女は同村にても、連値男なきとぞ。

〇葬所に雲中の鬼の手を捕とる

松平左左衛門殿従弟の葬儀に、雷電四方に閃き、龕の上に、黒雲かゝりしを、左左衛門殿、龕に手を掛うかゞひ見たまふに、鬼の手のごとくなる成もの、雲の中より指出す處を、捩らかにしたまへば、手答へして雲はれぬ。跡を見れば、血おびたゞしく流れたり。其中に、怖ろしき爪三つ付、その本に、銀の針をすりならべたる様の、毛生ひたる物切おとしたり。それよりこの刀を、火車切と名づけ所持ありしを、諏訪圖書を聟にとりて、其引出物にせられしを、諏訪若狭守殿、強らに所望、默止がたくて、つかはしけるとぞ。

〇夜陰茶亭外首出没す

能勢日向守殿、京都の在役に、松平越前守殿へ、饗應したまひしに、夜に入て、手燭を立て用事に行、歸りに、弓手を見たまへば、茶亭の有しが、内に火燃し、四枚障子、間もなく明つ立つするをみれば、禿の首と、坊主の首と出ツ入ツするを、不審におもひ、子息番左衛門殿を呼、あれを見よとありし。誠に異様成ものにて候とて、則二人行たまふに、障子の前近くなると消しく、内に見えし火も消、首の首も見へず。内に入て、隈々まで尋ねさがされ共、あやしき物も見へず。立歸り、緣の近くになりて、ふりかへり見たまへば、又前のごとし。狐狸の所爲ならば、さがせし時、物音もすべきが、さもなかりし。いかなる物にか侍りけんと、かたりたまひし。

〇死骸雲に入り雨足をたれ出す

寛文七年閏二月六日、俄かに雷ふり、雷さはがしき折ふし、江戸牛込の者死て、高田の鷺宮の葬場に送りしに、黒雲一むらまひ下り、龕の上にかゝると思へば、死骸を其中に提げ入たり。雨の足、雲の中より、ぶら／＼とさがりしを、諸人見侍りし。

〇茶店の水鉢若年の面を現す

天和四年正月四日に、中川佐渡守殿、年禮におはせし供に、堀田小三郎といふ人まいり、本鄕の白山の茶店に立より、休らひしに、召仕の關內といふ者、水を飲けるが、茶碗の中に、最麗しき若年の顏うつりしかば、いぶせくおもひ、水をすてゝ又汲むに、顏の見えしかば、是非なく飲てし。其夜、關內が部屋へ若衆來り、晝は初て逢まいらせつ。式部平內といふ者なり。關內おどろき、全く我は覺え侍らず。扨表の門をば、何として通り來れるぞや。不審き物なり。人にはあらじとおもひ、抜うちに切ければ、逃出たりしを、嚴しく追かくるに、隣の境まで行て見うしなひし。人々出合ひ其由を問ひ、心得がたしとて扨やみぬ。翌晩、關內に逢んとて人來る。誰と問ば、式部平內が使ひ、松岡平藏、岡村平六、土橋久藏といふ者なり。思ひよりてまいりしものを、いたはるまでこそなくとも、手を負せるはいかゞぞや。疵の養生に湯治したり。來る十六日には歸りなん。其時、恨をなすべしといふを見れば、中々あらけなき形なり。關內、心得たりとて脇指をぬき、きりかくれば、逃て件の境めまで行、隣の壁に飛あがりて失侍りし。後又も來らず。

〇熊野嵓洞大猫久しく棲む

紀州熊野の山奥の洞に、虎のごとくなる獸住て、里の犬、狐、狸などを捕る事、數年におよび、又人をも追ければ、里人、鐵炮にて打てば、足疾く、嵓窟に隠れぬ。或者、竹の串と餉とを拵へ、とりもちをぬりて、穴の前に掛をきし。これにかゝり、倒れて騷ぎしに、指置る竹串のもち、こと〳〵く取つきしかば、大なる聲して鳴くに、五六町もひゞきしかば、人あまた出合、打殺しけり。猪ほどありし大猫にて侍りし。貞享二年五月の事なり。

〇蛇變じて人に交り懐胎して初て知る

豫州宇和郡藤田村の庄屋六左衞門、未進の事に付て、一里半隔てし城下に來りて、心ならず逗留せしに、宿へは夜ごとに夫歸りて、女房と同じ床に臥ぬ。女、はじめは實の男なりとおもひしに、後懐胎し

て、妹に悩みしに、傍らに蛇来りて守り居けるを、人々、おどろき追ちらせば、病人、それ殺すな。由あるぞといふ。やうやく産をせしに、種の様につゞきて、蛙の子に斉しき物を、一斗ばかり産で死けり。かの女、病中に下女にかたりしは、吾夫、夜な／＼帰るとおもひしに、夫にはあらで、蛇にてありしをしらざる事のかなしさよ。我は活ながら畜生道に堕なんとて、泣けるとかや。

○異形の二子を同産す

奥州南部盛岡の妙泉寺の門前の百姓の妻、延宝八年の夏の頃、二子を産む。壹人は、片手長く足かゞまり、身に毛生て、さながら猿猴のごとし。壹人は、目鼻なくして、手七ツ、足四十三本ありし。かゝる異様なるものは、恥をさらせば、跡の爲よきとて捨やりしを、或人、養ひ見んとて、乳を飲せけるに、五六日經て、二人共に死けり。

○二蛇頸をまとひ人家淵に變ず

阿州の二宮久太夫といふ人、薩摩へ使者に行けるに、日向の國にて行暮し。宿をかりけるに、國の法令なりとて、借ざりしかば、爲方なくて、よしや一夜は、野原にも臥んとて行を、ある家よりよび返し、餘り笑止にこそ候へ。一夜をあかさせたまへとて内にいれぬ。亭主、使を出していはく、罷出見参に入たく候得共、重病にかゝりて力なし。これへ入らせたまへかし。御物語をも聞まほしと、頻に云しかば、寝室に入て見るに、色青ざめたる男、敷物厚くかさね、夜の物身にまとひ、苦しげに息をつき、こよひの御宿は、先づは御身の為、又は身の為をもおもひ侍るなり。我病の様見せまいらせん。かゝる病氣、療治せし例もおはせしや承度候とて、首筋に卷たる衣をとれば、細き蛇二ツ、頸をそろへてまとひ、目をぼそ／＼とせし。其いふせさ、又たぐひなし。かゝる病は、聞だに及ばずと云しに、かたはらに、十八九の女二人、双六をうち居たりし。この蛇は、これなる女の執心にや。壹人晴る事あれば、一すじの蛇しむる。二人ともに晴れば、二ツながらしむる。其時は息をつきあへず。これにて終に果て申べし。今

よひは不思議の御物語しつる物かなとて、翁をとりよせ、是は代々持つたへて、手柄をあらはしたる道具也。そこに懸申なり。形見とおぼしめされよと、何角睦しくて、翌朝わかれぬ。久太夫、使者をつとめて歸るさに、一禮をもいはんとて、かの在所に至りて、その家とおぼしき所を見れば、大きなる淵となりぬ。不審におもひて、里人に問しかば、されば、御宿めされし後三日經て、この所、地震風雨大かたならぬ難儀にて、今は世もこれまでとおもひしに、雨もやみ、夜も明てみれば、夫がやしき、在る所なく淵となり、家にありし男女、壹人ものこらず失候とかたりし。

○古狼婦となりて子孫毛を被る

越前の國大野郡菖蒲池のほとりに、ある時、狼群出て、日くれては、人のかよひ絶侍りし。ある俗、菖蒲池の孫右衛門が方を、心ざして行に、おもひの外に狼はやく出て、行事かなひがたかりしかば、高く大きなる木に上りて、一夜をあかさんとしけるに、狼共、木の下にあつまりて、面うちあげて守り居けるが、一ッの狼がいはく、菖蒲池の孫右衛門がかゝをよびなん。此儀、尤なりとて行きし。程なく大なる狼來りて、つく〴〵と見あげ、我を肩車に上げよといへば、コソあれと、我もわれもと、股に首をさし入れ、次第に上げける。既に俗の側ちかく成しかば、身も縮り、心も消入る餘りに、さすが小刀を拔、狼の正中をつきければ、同時にくずれ落て、みな〳〵歸りにけり。夜も漸く明て、かの俗、孫右衛門が許にゆくに、妻、昨夜死けるとて騷ぎあへる。死骸をみれば、大なる狼にてぞ有ける。その狼が、子孫に至るまで、背筋に狼の毛、ひしと生てありしとなり。又土佐岡崎が濱の鍛冶がかゝとて、是に露たがはざる事あり。

○面火車を見る

一雪、親の下女に、西京の者ありしが、夫が伯父、永々死すべき七日前より、青き赤き鬼形の者來る。ハやれ怖ろしやなど云て、泣叫ぶ事晝夜やむ事なし。七日にあたる日、あなくるしや。其火車に乘れとや。

アラかなしや。免したまへと、手を合せ、足ずりをせしが、更角まいらでは叶まじきとや、是非もなき事かなとて、久しく膝の立ざりしが、不圖、立て走り出、門口の敷居に、つまづき倒れて死たりし。

○幽靈袖を引く

江戸柳原の酒や市兵衛といふ者の妻、天和三年の夏、身まかりしに、其比のおさな娘に、幽靈あらはれて、下女が袖をひきしかば、あなかなしやと、伏倒れ呼びしに驚き、人寄りて見れば、絶死せり。顔に水をそゝぎ呼けるに、やうやう蘇りし。然るにかれが片袖、引切てなかりしかば、不審くて翌の朝、亡妻の塚に詣で見れば、かの袖、石塔の上にかゝりてありしとなり。

○僧尸肉を喰ふ

増上寺寮中の徳水院へ、ある時、亡者をつれ來り、沐浴剃髮までもたのみしに、同宿の僧、髮を剃、何とかあやまりて、頭一寸ばかりきり掃して、甚だ赤面し、此事、庵主に見とがめられんも口惜とおもひ、自ら口の内へ入れ、隱さんとしけるに、その味、得もいへずして膓にくらひけり。それより、かの風味、しばらくも忘れがたくて、夜に入、餘りに堪かね、葬なる墓所に忍び出て、土をほりかへし、葬りし尸の肉を切りとり喰し事、夜々に及びければ、住持の僧、墓所の發し事を聞り、一夜、深更までうかゞひ見しに、發て案ぜし所、其の所爲にはあらで、同宿の僧なれば、興さめ肝ひへて、ひそかに其僧を招き、兩々の事尋られしに、僧、泪を流し、されば我いかなる病役にや。いか計ひと押へしかど、餘りに堪かね、かくはいたせしと懺悔し、此うへは、人中の交も止なんとて、わりなく暇を乞、出さりしと也。元祿年中の事なり。

○土竈内に墮つ

大阪立賣堀中橋町玉置字兵衛といふ者の借店に、檜物屋あり。承應年中の、ある月の朝六つ時に、震動しばしばして後、海土ともおぼしき土、二十荷ほど、何國ともなく、臺所の竈中に涌出たり。人々寄

合、裏なる空地へかきのけしが、又五ツ時分に、右の分量ほど出現しけり。やゝしばし程は、天井の方より、すこしづゝ粉土ふりし。相店に婆のありしが、六ツ前に、布衣のごとくなる物一ツ、何地ともなく飛來りて、檜物屋の屋ねにおちしと見へしと、語りけるとなり。

○和泉小山所を更ゆ

泉州日根郡をぶといふ所に、周り三四町の小山有り。元祿はじめの比、正月十五日より、何となく鳴ひゞきて、十七日に至り、山の上の松、栗などの諸木、又平らなる處に、麥畑ありしが、これら少しも損ずる事なく、三町ばかりの脇へ、さりうつりしとなり。

新著聞集第十一　執心篇

○妬女鬼となる

江戸中橋に高野庄左衛門とて、有りし妻の、夫を妬む事の積りて、いつとなく煩ひ、日々におとろへ、死すべき樣に見へしかば、夫も側を離れず、守り居けり。夜の事なりしが、病人俄しく起あがり、あら腹立やと云もあへず、双の指を口に入レ引ければ、耳の根までさけ、髮たちて、夜叉のごとく成を闘し、夫に飛かゝる處を、前なるふとんをつ取て投かけ、むずと組、よれや若共と、こゑを立ければ、下人も、隣の者も走りより、夜の物、蒲團など、手に〳〵打きせ、六七人打かさなり、ゑいやごゑを出し、終に推殺してけり。され共、夜の物など、取のくる事のいぶせかりければ、そのまゝ、深き長櫃におし入て、寺におくりしと也。これより、夫もうつゝ心になりて、煩ひしが、百日ばかりの後に、身まかりけり。

○僧の遺財を貪り炎となりて家をやく

江戸の雜司谷の名主、子を四人もちし。嫡子は出家にて、眞言宗の導師なり。此寺に夜盜入て、住持を殺害し、其跡に多くの金銀財寶ありしを、代官の計ひとして、俗緣の兄弟に、分散してとらせし。ある朝、弟が馬屋の內悉く火になりしを、細見て親に告ぐ、驚き見れば、早、軒に炎うつりて燒失してけり。其次の弟が家には、晝夜火の玉とびめぐるを、隨分に防ぎぬれば、壁の間より燃出る。これを消す事、夜のうちに八九度なりしが、つゐに炎もへ上りて、又燒侍りし。又末の弟が家にも、火の玉とびしを、とらゆるに、手の內を洩出て、熱き事さらになし。更やせん拘やせんとて、あたりに有し神社佛閣に願を立て、かの僧の跡を、念ごろに弔しかば、終に恙なく侍りし。寬文元年の事なり。彼僧、財寶に甚だ

執着せられし一念、火災となり、かく業有し事とて、人々かなしみあへり。

〇惜夫財を貪りたちまち蛇となる

江戸小傳馬町本誓寺住持妹聟の與左衞門は、寺の門前にて、呑茶屋をしけり。寺に客ある時は、勝手に居てせわせしが、餘り身の見ぐるしさに、寺より小袖はかまなど賜れば、頓て賣て代になすを、人々しりて、爭で角はするぞと問へば、われにきらはいらぬ也。只今こそ能れと答へし。さて召つかひの者には、朝夕も春米のめんさいとて、たゞ糠米なりしを食はせ、少き價の外は、自分にも食せず。かく辛く、あたれども、年を定め金をかりし故、是非なく、年季の間つとめし。かくはかり、情くせし程に、富裕になり、銀二十貫目箱を、寺の土藏にあづけをく。其志のあさましきを、住持も笑止におもひ、時々教化せられしかども、佛道におもむくの心は、露ばかりもなかりし。いつしか口中いたみ出、苦しさやる方なかりしかば、養生の爲とて、妻子を引つれ、寺に行て看病せしに、朝より夕に及ぶまで、障子を明、土藏のかたを見居て、口をしや。あの内の金をすてゝ、死すべきかと涙をながし、われ死たりとも、供佛、施僧もなすべからず。只棺前に、金銀を置べしと云しが、既に臨終に近附て、枕元にとき置し帶、たちまちに蛇と成て匍歩しを、長老、誰祇に包み、念佛を書て、川へ流されて、それより臨終をすゝむれども、耳にも聞入ずして、只金の事のみを云て、つゐに墓なくなりし。沐浴させんとて、裸になして見れば、下帶、蛇になりて腰をまとひしを、漸々に放て葬りしける。かゝる惡人は、自他懺悔の爲にとて、住持、談義の時に語られしを、まのあたり聞侍りし。

〇亡魂蠅となる

洛陽寺町通松原下ル町に、飾屋九兵衛といふ者の召つかひに、玉といふ女あり。生國は若狭の者なり。四五ケ年も、奉公つとめしに、しれ〳〵衣類など持ざりければ、主人も心にくゝおもひ、ある時、尋しに、されば、幼年のころ、父母ともにはかなく成けるが、我身より外、跡弔ふべき人もなければ、此邊

なる、常樂寺に位牌を立、忌日ごとに供養をなしたき志願有て、何事も心にまかせずくらし候ひしが、最早、百日ほどの銀を、用意せしと申ければ、主人も、下賤の身として、奇特なる志かなとて隨喜し、扨かの寺へ、二靈の位牌をたて、養常軒とて、銀七十目おさめぬ。殘りし銀をば、主人の方にあづけ置し。かくて玉、過し冬のころより惱みけるが、何もおもりければ、宇治の邊に、伯母なりし者の方へ引こし、醫療を加へしかども叶はで、元祿十五年正月十一日に身まかりし。主人のもとへも、此よし通じければ、不便の事におもひし。然るに二月へ入り、いまだ時節もいたらず、殊にいつもよりも、餘寒つよきに、螢常見なれしよりも、ひときは大なる螢、一ツ飛來り、九兵衛夫婦があたりをのみ、飛まはりければ、うるさく覺え、痛まぬやうに捕へて、他へはなちやるに、中二日程すぎて、歸りければ、かさねては、裏なる高瀨川のあなたへ放しけるに、又歸りぬ。されば、家内の者ども、これは玉が亡魂ならんと口ずさみければ、主人もあやしき事におもひ、心ためしにせんとて、羽先を少し切て、所を隔て放しやるに、此螢、又歸りけり。あまりの不思議さに、此たびは、かたもを紅に染て放ちけるに、印きへずして、又歸りければ、今は夫婦の者も興さめて、とやかく思ひはかるに、日外、あづけし銀の事をおもひ出し、是に執着せしものか。亦は追善などうけんが爲か。兎に角不便におもひ、いかゞせんと思慮するに、伯母は、後世の道には疎き者の様に、常々語りしかば、その者の爲なれば、右の銀をば、貴き寺へもたげ、回向をこひ、然るべしとて、日頃歸依し奉る事なれば、深草の瑞西軒日宗上人と、又は亡者の宗門なれば、同じ山の瑞光寺照明上人と、此兩寺へおさめ奉り、事の子細を具に申上よとて、二月廿八日、九兵衛が弟、勘右衛門へ申ふくめ、幸、明日は四十九日にあたりければ、たゞ今まいれとて、申渡しける處に、今まで飛まはりける螢、何としてかは、目前にて自滅しければ、みな一同におどろき、いよ／＼奇異のおもひをなし、これをも箱に入れて、瑞西軒へ持參し、始終を語れば、律師もあはれに思し召、螢に加持土砂をふりかけさせたまひ、鳥部山など、ねんごろに葬し、右の信女は、永々の養堂に

ぞ入れさせけり。扨瑞光寺の上人へは、法義異なれ共、年來の親切なれば、この棺をつかはし、供養をうけさせ、然るべしとて、淨人惠空法師承り、持參申されければ、法典八軸讀誦したまひ、則、山上へ法のごとくに葬らせたまひ、卒都婆など立てさせ、翌日も又回向の爲にとて、此所へ來たまふに、塔婆の邊に深ふして細き穴ありければ、上人も不思議に覺え、掘らせらるゝに、昨日埋させられし棺、無りけり。實に雨大德の追善により、速疾生天せしものと、有がたくこそ侍りし。其後、九兵衛、深草へ來り、廿八日以來蠅來らず。かへすぐ\も希有の事にてありしと、語りけるとなり。

○妬女妻を惱し念佛たちまち治す

寛文のころ、阿州美馬郡貞光といふ所の、しづらや某氏の家來七兵衛といふ者と、傍輩の栗といふ女と、夫婦の約束せしに、又其隣の娘を、人の媒にて、七兵衛妻になかへし。栗、此事を深く憤り、村つゞきの井の脇村の藥師を祈り、佛の眼耳胸三所まで釘を打けり。然るに七兵衛は恙なくて、妻に、かの栗の生靈付て、さまぐ\惱しける程に、山伏しあまた集りて、祈り加持すれ共、さらに驗しなかりし。三年を經て、既に死すべき様にみへし比、脇村の東林寺閑譽に、此事を語りしかば、夫こそいと安き事とて、病人の枕に依て、わが聲に付て念佛せよとて、十念授けたまへば、即座に心かるくなりしとて、手を合せ、よろこびし。さらば三日の間精進して、隨分念佛せよとて、血脈授けたまひしに、終に快氣せり。

○後母娘の爲に家を執る

洛陽一條に、備後といふ藥人の子に、左近といふ者あり。繼母の腹に、娘二人ありしが、母、常に謂へらく、左近だにあらざれば、此跡は二人の娘、取物と嫉みしに、母煩ひて死ける三日めに、左近は、繼母の來りたまへるはと云て、絶入て、終に身まかりし。又三日めに、左近が妻わづらひ付、やれかなしや。姑の縄を以て、我首をしめんとするは、いかゞせん。情なや。堪へがたやと叫しを、其伯父なる五條の

宗仙寺の東堂、血脈を調へ、姑が塚におさめて、弔ありしかば、たちまちに、結願こゝろよくなりし。

新著聞集 第十二 寃魂篇

○幽影屢あらはれ數人悉く見る

久保吉左衞門殿召仕の兒小姓、さまでもなき科に、殺害せられしかば、かれが母、此事を聞、若輩のものを、かほどまでの事に及ぶべきかはと、畳に口說、この恨をやがて思ひしらせんと、嗔り罵る氣色、すさまじかりし。其後、かの小姓が幽靈あらはれ、あまたの人の目に見へしかば、男女ともに恐れあへり。かゝる所に、嫡子求馬殿、いたはる事有しに、件の幽靈、毎夜出て、夜伽の多く居る中をも通りしを、捕へんとすれば、雲烟のごとくにて消うせぬ。人々肝を冷しけり。佛神を一向に祈りし驗にや。病は漸く快なりしかど、幽靈の出る事は、猶やまざりしとなり。然るに三年過て、公儀の御制札に、自分の了簡をくはへし科により、其身は、越後の長岡、牧野駿河守殿に御預け、子息求馬殿は、奥州棚倉、内藤紀伊守殿に御預け有て、終に家ほろびしは、件のいはれにやと覺へし。

○炒芥葉を生じ菊寺懸レ燈

小畑孫市殿奥がたに、召仕の菊といふ女は、膳部の役なりしが、ある時、物縫おはりて膳をとゝのへ、何としけるにや、飯椀の中に、針の有しを、奥方見たまひ、大きに怒りたけりて、日來、主の心疑敷おもひしが、自らを殺し、己がまゝにあらんとて、かゝるおそろしき巧せし憎さよとて、髻をつかみ、引立て、庭の井筒に、落し入れて殺されけり。されば母も家にありしが、此事を聞、情けなき事とて、炒芥子を井の端に行、いかに菊よ。若心あてしけるにや。左もなくば、今蒔く處の炒芥子を、生て見せよ。此恨を返なんとて、井のほとりに蒔ければ、ふしぎや。此芥子、見るうちに悉く生出たり。奥方、これを見たまひて、憎きしわざや。我をのらふはとて、母をも又、井の底に落して殺されし。夫より、兩

人が怨靈、時ならずあらはれ出て、孫市殿夫婦を初め、その類葉のかた〲を、次第に取殺しけるまゝ、諸寺に祝願し、大法秘法を修しけれど、更に驗なくて、あまりの事に、甲州の私行所に、菊寺とて一字建立したまひて、さま〲に弔ひありしかど、猶も止ざりし。病人あらんとては、彼寺に灯多くかゝりぬ。病人死すべき時至れば、彼の油を乞て、燈補に二ツ三ツ脊燈て、忽ち死する事たり。どれ〲も同じさま也。詮方なくて、出家したまひしも有しかど、逃れやらで、程なくの一ぞく、こと〲く滅び果て、今は他家より、名跡をつぎたまひしとなり。

○息女ひとり幽像を見て驚き死す

戸川肥後守の四五歳の、息女の乳母と、料理人と、密通の事あらはれて、まづ料理人を討せ、又乳母を呼出されしが、いかなる故にや。心得たりといひも果ず、男の血をすゝり、天井に吐かけし處を、遁じとて討とめたまひし。其夜より、兩人の幽靈出、只息女の目にのみ見へし。一兩月の後、殿、息女をさそひ、庭の池のあたりへ出たまふに、又乳母が來るは、おそろしやと喚伏し、倒れ失たまひぬ。其後、猶おそろしき事共多かりし。三年經てある夜、殿、綸帳をつりて寢たまひしに、只何となく、身の毛立すさまじかりければ、ひそかに閨を出て、別の間に隱れ居て、うかゞひ見たまふに、彼方にねやの戸を明け、件の夫婦、山ぶしあまた伴ひ來り、各々、いかれる氣色にて立たりし。頓て山ぶし走り寄り、綸帳の四方を切り落して、その上より散々に討けるを、夫婦の者は、うれしげに眺め、打笑て歸りし。其後は又も見え侍らずとなり。

○懇念ト鷲おはりて脊上に被ㇾ乘

岩城忠次郎殿家來、阿彌陀寺隼人といふ者を、故ありて、主人より討せられし。そのゝち、討手にむかひし者、友を誘て、松原といふ所の湯に入とて、野道を行きしに、むかふの方に高き塚あり。あれなるは隼人がしるし也。むかし、討手にむかひし事共、語りもて行に、塚の前に至り、あはたゞしく馬上より飛

おり、心得たりと刀を拔き、何條、汝世にありし時だに、討たりしものをと、獨り言して切はらひし。連の人おどろき、コハいかに、狂氣しけるにやと制しければ、頓て伏倒れ絶死しけり。藥與へやう〳〵に蘇て曰、只今、此塚より隼人あらはれ出て、互に切結びて、我は背を切れしとて、袈裟がけに黑血染て、甚だ痛み惱しが、此疵にて終に死しけるとなん。

○夫妬む妻の怨影を見て終に死す

井伊掃部頭殿の家臣、西郷伊豫の內室、嫉妬深して、つゐに病となり、身まかりしより、幽影、每夜戌の刻ばかりに來る事、一家を初め、組下の諸士迄聞つたへて、代る〳〵夜伽に來れり。その人々は、大坂陣に名をあらはせし勇士にて、いか成天魔をも、擒んとおもひし勢なれ共、幽靈來るとひとしく、五體なへ、目くろめき、覺えずアツトいふて俯伏に成りし。ある時、岡本半介來り居けるに、件の物見へしかば、半介の云く、士の妻たらん人の、はしたなき姿を見せたまふ事、比興至極なりと、詞を掛けられしかば、振かへり見て、につと笑しと也。そのうち、件の事はやみしかど、伊豫、やみつかれ、終に果てゆかれしと也。かの半介は、軍法の達人なりと人々感じあへり。

○死尸人に附て念を告ぐ

松平土佐守殿、江戸の上屋敷の、ある長屋に住る人は、かならず病、或は死する人もあり。夫ゆへ各々いぶせくおもひしかども、部屋つまりしかば、詮方なくて、藤山喜三郎といふ人住しが、家來に物つきて、さま〳〵口ばしり、我は國澤十右衛門が妻なり。夫の事は科有て、刑罰に値し事なれば力なし。自は女の事にて、何の子細をもしらざりし者を、同罪におこなひたまひ、殊に、頭を竹につらぬき、磐石を上にをかれし苦しさ、いか計りなり。此部屋に栖人に、恨みはなけれども、我苦患の氣、上にのぼりて、かく惱みたまふぞかし。哀れ願ば、死骸をほり出し、跡を弔ひたまはれとて、さめ〳〵と泣きける。その十右衛門は、いかなる者ぞと、家中の上下をたづねたまひしに、門番の隱居、八十あまりの老

人足を明、その者は、元和年中に、米穀の役にて、私欲の事ありて、夫婦ともに首を刎られ、死骸は、その部屋の下にうづみしといふ。いざとて、池上久蔵といふ目付下知して、天和三年六月廿三日に、部屋の根太を取らほらせければ、漆のごとく、大石ありしを、引のけて見れば、髑髏二つあり。一つは女の頭、髪長く生て、色もかはらざる青竹にて、つらぬきありし。かの物附は、一町ばかり隔て居しに、から〳〵と打笑ひ、只今、我尸を見らるゝよ。早く葬たまはれよといふ。亜の回向をのぞむぞと問ば、增上寺の結人和尚の引導こそ、望ましといふ。頓てつゐひをもて、回向せけるに、夫婦歡おはしで二人の尸をおくられ、書き申ひありてより、かの部屋に栖む人、何のさゝはりもなかりし。

○勇士の亡魂、從人の讎を怨む

下総岩ヶ崎の城主、長尾若狭守殿、伏見籠城の時、家来の原田孫平次は、いみじき武勇にてありしかど、終に落城の時、討死しけるとかや。子息左京殿、奥州岩城に今ぞおはりし時、ある夜の若がりに、孫平次が勲功、出て花やかなるんに、口のみ言ざるは、いかにぞやと有しに、濱島与右衛門といふ人のいはく、いや〳〵、殿の果報の事はあるまじ。出て溝到などには參りて、死つらぬと嘲り笑て、結にふへるとひとしく、病發之効、顏色俄にかはり、殿をはたと睨み、我を誹とかおもふ。原田孫平次なり。東武道は日來しりながら、殿の前にて佞なる讒構、卑怯なりかたし。汝をもとり殺さんに、先、某者を殺し、物思ひさせんと、樣々口ばしる。無手右衛門、大におどろきおそれ、是誤り奉候せりと、手を摺佗言し、祈祷の爲とて、日蓮宗の大法寺をそねきしかば、物附、顏をいからし、いかに上人、汝よく聞け、高田備助は、某とは年來不知なりしかど、目が無緣なる事をあはれみ、弔ひ置とて白米三俵おくれり。まことに道しれる士は、かくこそありし。然るに其方は、昔の料をとりながら、佞持をかたはらに物置、一夜をも俯へず、酒肴とても侍らで、剩へ他の贈物にて、布施物を買求め置つかふ。かゝる邪欲不道のものゝ祈り、いかでか神慮にかなふべきぞ。今いふ所たがひあらば、返答せよと罵りければ、

上人大きに面目をうしなひ、ほう／＼にて歸りし。登之助も死し、無手右衞門を初め、かれこれ皆亂心して跡たへしとなり。

○亡妻姿を現ず

京都の狂言役者古今新左衞門は、本は江戸にありしが、事のゆへ有て、妻子引具し、都の住居をなしけり。然るに好色の淺ましき、心に亂され、ある遊女と、ふかく馴みてのあまりに、子三人までありし妹背の中を、遠離しければ、妻、無念や、くやしやと思ふ、ほむらの消やらで、終に身まかりけり。然るに、元祿十六年八月中旬、新左衞門、大阪へ引越んとて用意し、先立て同職の者、伏見の、のり合に乘下りしに、かの妻も同船しけり。その者も、死せし人のありしは、殊ふしぎと思ひながら、なにか物語し。頓て大阪につかんと覺しき時、件のすがた、何地へか消失し。余の同船の者も、共に手をうち肝をひやしけり。其者おもひしは、此事を、とかくに新左衞門に聞せてんとて、京都へ引かへしけるに、其あらはれし時刻を違へず、新左衞門、以の外に發熱して、程なく死けるとなん。

○活靈明を占む

江戸靈巖島瀨戸物棚、喜兵衞が家の出居衆に、六兵衞といふ者、年久しくありて、同じ家の店をかり、大阪より猶子を呼下しけるが、其者は、利根才覺にて、商をもよくせしが、いつとなく煩しを、六兵衞も不審げにおもひ、若き者の事なれば、何にても思ふ事の有にや。假令金銀をつかふとても苦からず、何とぞ、氣色も取なをすやうにせよかしといひしかば、我わづらひは別儀にあらず。家主の妻、晝夜傍を離れず、寢入んとすれば明をしめ、さま／＼にくるしむる也と語りければ、六兵衞おどろき、五十にあまる女の、戀慕にてはよもあらじ。いか樣子細有べしとて、ひそかに事の由を、喜兵衞に告ければ、大に肝を消、妻をよび、かゝる事あり。いかに思ふ事の有にや。包ず語れと責しかば、妻色をかへ、今は何をか隱さん。かの者は、商ひよくして、物ごと利發才覺なり。かれ此家にありなば、我子は不調法

ものなれば、終にあきなひ仕損、家をもとられんと、思ふが口惜さに、殺したし／＼とおもふ一念、かくこそと云ければ、夫聞、それは以の外の僻事かな。はやく心をあらためよ。六兵衛には、店を持させんとなだめしかば、さもあらば、心を飜すべしと云けり。そのおもむき、病家につたへて、店をかへさせしより、病氣は快なり侍りし。

○先夫招き呼つゐに死す

江戸境町にありし、箔打五郎兵衛といふ者の妻は、本は風呂屋の遊女なりしが、事の由有て、むかへいれし。五郎兵衛かぎりに煩し時、たとひ若もの事ありとも、後つれ持まじきなど、睦しく聞へしかば、五郎兵衛も、かばかりの志しやと悦びて、終に身まかりし。程へて、年わかき事なれば、人々のはからひに、遁れがたくて、神田鍋町丸屋吉兵衛と、いふ者のかたへ嫁しけり。五郎兵衛、三回忌の時節來りしとて、妻、追善など催しける夜、不圖をきたり、いかにもそれへ參るぞと云ければ、吉兵衛聞て、何事を云にや、夢にても見しやと問ば、されば、只今先夫の五郎兵衛來りて、早くきたれ／＼と呼招かれしと夢見しが、それにてありしや。扨も胸くるしとて病つき、大熱おこり、たは言いひて、三日めに終りし。寛文年中の事なり。

○先妻魂をいふらす

常州高さきの城主、安藤つしまの守殿に、仕へ侍りし鍼夫なりし。後に名を横田保菴とあらため、醫師となれり。事のすべきありて、江戸に罷り居住をしめ、國もとに、年ごろつれたりし、妻のありしが、いつか心變り、人の様も默止がたくて、又新妻をむかへし。かく捨かりし事を、かの國の妻聞よりも、いか計嫉妬の焔もへあがり。せめては今一たび逢て、鬱をはらさんとて、女の身として、遥ばくの山川をこへ來りしを、保菴もうるさき事におもひ、さま／＼に辭を繕へてもてなし、扨はそれに暇の狀を相したゝめ、密に國元へ歸してけり。後の妻に、子三人まで設しかど、みな／＼宜しからざる様にて、死

ければ、保養も、かの嫉妬の所爲にやと、心おとりせらるゝ折からに、國元の妻、その事かの事を思ひ煩て、身まかりしと告しかば、あまり不便の事にて、能隙をかんがへ、國元へ越、せめては無跡のしるしに詣て、一ぺんの手向もやとて、家中の一兩輩さそひて、城下より二里ばかりも隔てたる寺まうでして、かの墓前にて、ねんごろに弔ありしに、不思議や。傍に固め置し石の率兜婆、俄に打倒れ、忽地音有て、二つに破るゝと覺へしやいなや、保養、顔色かはりて、アナうらめしや。能こそ我を捨たるぞ、汝をいかして置べきやと、おそろしげに詈、又やゝしづまりて、やれ痛やくるしや。助てくれよなど、さま〳〵に狂ければ、連の人々、これぞ妻の怨靈ぞと心得、怨靈にむかひ、いやとよ。妻にて保養を殺しては、我々一分立ず。先高崎へかへりての事にせられよと、理を盡してなだめしかば、靈も心とけしか。たちまち人心になりぬ。高崎へつれ歸るやいなや、又かの靈とりつき、日夜に狂ひ暴れてけり。此事江戸へ告こしければ、懇志の者見廻しに、かの靈、その人々にむかひ、能こそ保養に同心し、妻の嫉せしぞ。汝らもいけては置まじと、詈りかゝりければ、みな〳〵おそれ合て、早々江戸へ歸りしに、別條はなかりしと也。保養は、程なく狂ひ死に死してけり。此事、元祿十年ばかりの比にてありしとぞ。

○恨婦蛇となる并妾家を去る

江戸芝田町八丁目紙屋太兵衛妻、夫を恨むる事のつもり煩て、終に身まかりしを、そのまゝ、むかひの成覺寺におくりつかはし、跡の諸道具を取除しかば、蒲團の下に、六七尺ばかりの黑蛇、死て有しを、おそろしと思ひながら、熊手にかけて、瀨戸の海に棄させければ、蛇たちまち生かへりて、棄し男より先へ家に入しを見て、噪ぎ合りしかど、家の內迄は、その形見へざりし。四十九日過るとひとしく、異方におもひて、置し女を呼入れしに、翌朝、女逃かへりしを、さま〳〵言とめしかど、戻らざりしは、定ておそろしき事も有けるにやと申あへり。

○繼子母にさかひ恨靈子を惱す

下野國河野の内下鉢田村の助八といふ者、父は死亡て、繼母のありしに、つね〴〵不孝なりし。母のいはく、汝なからのごとく、いはせを目に遭すとも、物には報ひあるぞ。因ておもひしらせんと、罵し自の擧しかりし。其比より、母わづらひつきて、終に死けるが、歸後、幽靈來りて惱せける。おそろしさ限りなく、あまりに術方なくて、後には妻子をすてゝ、髮をおろし、湯殿山の行人になり、母が菩提を弔ひける。それより幽靈も見えざりしとなり。

○妻の魂追來りて國に歸る

伊豫國宇和郡伊達宮内殿家士しばり某、江戸にて妻、身まかりて後、三十日ばかり經て後、妻をむかへし其後より、前妻の幽靈來り、聞より不足あらしめけるに、口に言なるはおかりしが、而月のわれて、本國に歸り度と願ひ、幽靈のたよりに憂て、旧行返來りしに、群の前に賜前に見へて、ひざ我をすてゝ、下向したきふぞ。我はに戸に用有てかそなはり、今歸に歸りしといふ。歸人の耳には入らざりしかど、船中何となく、上より押やうにおぼえし。其者、國に着しに、時々蛍の來り、終に取殺してけると也。

新著聞集 第十三 往生篇

○念力日光山に詣す

成瀬隼人正殿、尾張にて病ひにかゝり、我此たびは限りならん。年來の志、日光山にありて、終をとらんとおもひしとて、先江戸に下向し、日光山の準備されし時、一族の衆中、あつまりたまひて、かゝる重病に、旅行の事無用なりと有しかば、其事は止ぬ。我宿意は遂させされども、御忌日を待奉りて、終なんとて、十七日に至り行水し、衣服あらため、それ／＼にいとまごひし、灯の消るがごとくに息たへたまひし。そのころ、清光坊には、日光山におはせしが、その日、その時にあたり、東照宮の御廟前へ、隼人のみ參詣あられしを見て、扨は今こそ世を去給ふとて、ふかく感慨し、頓て江戸に飛脚をたてゝ、一族の御方へ、悔み遣たまひしと也。此事、かの家の記録及上野二大師の雜記にのせ侍りし。

○斧を二子に囑す

大坂前垂島の吉兵衛といふ者、本は武士にて、人多く切たりしが、浪人して、此所に引こもり。先非をくひ、一向の念佛者となりし。病氣の重き事を聞て、輕若のあこや六太夫、同苦兵衛、行とぶらひし吉兵衛、我は今暮に往生するなり。おの／＼も、此一大事忘たまふなと、懇にいとまごひして、兒弱の子供をちかづけ、われ貧しければ、遣るべき物なしとて、斧一挺づゝ與へ、是にて薪を割り、世を安く渡れよ。我死後のとり置の爲にとて、敷莚の下より、錢二貫文とり出し、もはや時刻來りたり。桶に入り安き樣にとて、みづから手足かゞめ、一心不亂に稱名して往生しけり。

○網曳利兵衛水に立終る

阿州中郡黒土村に、手ぐり網曳利兵衛といふ者は、平生狂人の樣にて、單心無二の念佛者なり。網を引

にも日の隙なく稱名しけり。かゝる故にや。異人よりも、魚多くとりける程に、年をかさねて身體も能なり侍りし。寛文七年六月十五日に、親類をまねき、自は今日往生するなり。此世の名殘に、會せんとあれば、聞人、例の狂氣とおもひながら、盃とりかはしけり。念の〳〵かならず念佛わすれたまふな、大事にて侍るぞ。さらば〳〵とて歸り、それより濱に至り、腰限り水に浸り、西にむかひ合掌し、念佛高らかに唱へて、立て居けるに、時やうやう移りければ、人々あやしみ見るに、いつか往生を遂はべりし。いとまごの時云しは、我往生するとひとしく、雷電有べしとありしかど、人々聞すてけるが、まことにそのころは大旱魃なりしに、晴天にはかに曇り、雷とゞろき、電ひらめき、一刻ばかりのほど、雨車軸を流しつ。村々の老若、ふしぎにも有がたくも、肝に染み感じけり。

○化人夢に入り詩を賦して終を告ぐ

江戸品川伯蟠寺住持、延寶七年十一月二十四日のゆめに、高僧來らせ、汝は來年二月廿四日に身をかるなり。その心得あれとて、詩を賦してしめしたまふ。

六十四年混二俗塵一。　夢中不レ覺養二斯身一。　不レ來不レ去是何者。　二月花開南谷春。

翌朝より、此事を口癖の樣に云れし。明る庚申の年の元日の發句に。

見し聞しいはぬがましじや申の年

といひ戲れて、二月中旬より、違例の心地にて、さのみ惱む氣もなく、廿四日に、六十四歳にて正念に臨終せられし。この人は、常に大酒を好み、佛道におろかに見へければ、他の嘲りも多かりしかど、心中にいかなる目出たき事ありしやと、人々慚愧しけり。

○紫雲彩花諸人擧て拜す

寛永三年九月十五日に、崇源院殿、違例おもらせたまひて、一心に稱名おこたらせたまはざりしとかや。西の脊より紫雲三すじ、御城中にたなびき、五色の花、空中に繽紛せし事、江戸中の貴賤擧て拜み

奉りし。中にも、三尊の如來を拜し輩も侍るとなり。常に日課六萬べん、御つとめなされけるとかや。

○大坂妙喜別時念佛

大坂に伊賀屋妙喜といふ尼あり。信心堅固の念佛者なり。ある時、道頓堀の千日寺の專念を招き、我は明廿二日に往生するなり。別時つとめてたまはれとあれば、いぶかしくおもひながら、妙喜と、かはる〴〵通夜申し明しつ。妙喜いはく、我往生、明日はのびて、來月廿二日也。かならず來られよと賴み、齋設てかへしける。次の月廿一日に、契約のごとく待はべるとて、使をつかはしければ、專念も、かねての有增ゆへ、來りてつとめ明し、東白みに回向し、專念は、次に出て茶を呑居けるに、隣の夫婦來りて、妙喜の往生はいかゞぞや、只今えもいへぬ目出たき香ひし、此ねやに紫雲たなびきしといへば、今夜は別時念佛し、妙喜は佛前に回向し居られし。例の事ながら、あまりに長き回向や。よべの勞れもあらんにと呼ば、いつか呼吸の音たへ侍りしとなり。

○終をひらいて神祇に供物を備へ奉る

大坂手島町十一屋宗佐といふ者の妻、若き比より、書典をこのみ、佛法を信仰し、本性やさしくて、慈愛ことに深かりし。延寶八年四月十五日、高野山に詣けるに、前百日潔齋して、道伴し尼を、女人堂に殘し置、自はかねて齒を白くし、股引、脚半、鉢卷までものし、二尺あまりの大脇指をよこたへ、奧の院壇上、谷々院々殘りなく順禮し、恙なく下向せしと也。天和二年に時疫を煩ひ、旣に臨終も遠からず見へし時、此世の御いとまごひとて、洗米神酒淸らかにとゝのへ、日本國の神祇に備へたてまつりて、純一に稱名し、往生とげしとなり。

○姉の魂夢に入り念佛の勝る事を告ぐ

江戸尾張町、淸水兵左衞門といふ者の後室智月は、年來のいたはりにて、天和三年五月三日に、念佛の聲と共に大往生せし。翌年三月三日に、智月の妹は、黑松源五郎が妻なりしが、そのゆめに智月來て、

我は安養にありて、微妙の快楽を極めし。それには、我がすゝめとて、光明真言を唱られし。尤も貴き事なれ共、同じくは念仏申てたまはれと、願に告て夢さめ侍りし。

○絹川の二靈念佛往生を得す

下總岡田郡羽丹生村の與右衛門といふ者は、入り聟にてありしが、妻のかさねの姿、甚だ醜きのみにあらず、心ばへまでかたましき、まゝ若なれば、絹川にさそひ行、突おとし沈め殺し、同村の法蔵寺にて妙林と法名し弔ひしは、正保四年八月十一日なり。そのゝち、與右衛門妻を迎ゆれども、死せる事六人なり。六人めの妻、むすめ菊を産。菊十三歳の寛文十一年八月中旬に、母は身まかりし。翌年正月四日より、菊いたく煩、日々におもり、同く廿三日に、口より泡を吐、眼をいからし、父をにらみ、我は二十五年以前に、絹川にて殺されし累なり。我最期の事は、法蔵寺村の、清右衛門もたしかに見たりと、さまざまの恐しき事共云し。人々恐れ騒、村のもの共来て問ば、しかじかと答ふ。頭に僧かたこれを招き、祈禱せしかど、更に験なかりし。然るに三月十日、飯沼弘経寺の所化祐天、同侶二三人倶に来りて見たまふに、件のくるしみにて有ければ、同音に聲高念仏して、菊を問へば、怨霊、今までは胸の上に居てくるしかりしが、今は傍に居て、我手を放たずといふ。祐天名号を書、四方の壁に張て、一向に念仏せよとすゝめたまへば、怨霊、胸をおさへて唱へがたしといへども、強くせめたまへば、漸く二三ぺん唱へ、菊につゞきて、十念を授け畢て、いかゞと問へば、手を放ち退く。又十念すれば、いよいよ退て、西の窓にむかふて居る。又十念すれば、何方へか去て見へざりし、又東の方に居けり。時に守り本尊をおがませければ、有がたく随喜しけり。しばし有りて、本尊をとらんとしたまふに、目に付て慕ふ様子なれば、扨は此尊を慕ひ奉るにこそあらめ。然らば、これにて念仏せよとて、持る珠数をあたへて、おのおの帰りけり。翌日又来り、いかにととひたまへば、地獄極楽をまのあたり見侍りぬ。極楽の門前に僧おはして、此所の来訪るなと、固く制したまひぬ。その僧、珠数をあたへて、我名を妙誉と付

たまひし。又累、その門外にて、汝は定業來らねば歸るべしとて、衣の半を我に推ひて、こゝは地獄なるぞと云て去りにき。我衣のひまよりうかゞひしに、白き途ありて、累その方へ至るとおもへば、夢のさめたる心地しけりと語れり。最前與へし珠數を見せければ、それなん我得たりし珠數なりといへり。累が法名を、理屋照貞と改め、菊を不生妙榮と名づけて、一夜念佛して、絹川の邊に、石塔をたてしと也。同四月十九日の早朝に、又菊、俄にくるしむ事前のごとし。村人あつまり問ば、物いはず。新天來りたまひて、汝は累にてはなし。かれは、決定往生せし事なれば、再び來る事有じ。虎狼野干の所爲ならんと責しかば、我は左ある者にてはなし。助といふ者なり。慶長年中に、絹川にて沈め殺されしが、此たび累が往生せし事を、うら山しく思ひて來れりといへば、村の老年がいはく、それは累が見なり。その者の母、助を他所にて産、六歳の時この村に連來れり。然るに繼父、助が生れ附あしきをいなみて、他に育はせよと、一向に云しかは、母、この子醜く生れ、我だにいぶせく思ふに、誰人かやしなひ侍らんとて、絹川につれ行て、終に沈め殺しつ。其後、川のほとりにて、雨の夕暮などには、左六歳の童を見し人多かりしは、此助が亡魂ならん。新天くはしく聞得させて、十念を授け、菊か、助かとゝへば、菊也といふ。助はとあれば、かたはらに居るといふ。頓て單到直入と法名書たまひて、佛壇にはらせければ、菊、指ざしゝて、あれ〳〵只今助が佛道へ行くといへば、かたはらの人々も、雲間のやうに稚き者の形を見るとおもへば、忽ち光明かくやくとして、家内を照しけり。與右衞門も甚だ慚愧懺悔して、髮をそり、西入と改名し、單直に念佛し、延寶四年六月廿三日に終りしが、七日前より、死をしりて、稱號おこたらず、聖相拜せし事共、くはしく語りて往生せしとなり。

○妬魂頭を抱て念佛往生す

常州松原村の嘉左衞門といふ、百姓の妻は美女にて、夫婦の中も、殊にむつまじかりし。然るに妻、病て死すべき時に、我亡あとにて、後妻をむかへたまふな。何條さる事あらんと言を誓、互に涙をしぼり

かき口說、つゐに身まかりし。漸く月日も過去て、代官より、妻なくてはかなはじとありけるを、樣々にいなみしが、遁れがたくて、後づれをとりむかへし。その夜より、亡妻の怨靈來りて、夫の首すじに抱きつき、顏をさしのぞきける。その恨めしげなる體ひ、えも云がたしと、身ふるひし恐れてより、正氣をうしなひ侍りし。天台宗の事なれば、護摩を修し、大般若をよみ、さま〴〵の祈禱をつくしけれ共、さらにしるしなし。いざや祐天和尙をたのまんとて、村井生村の三郎左衞門、正右衞門を以て招きしかど、夏中法問の折なれば、かなひがたくて、其方兩人行て、懇篤一挺切に念佛せよと傳へしかば、我々が念佛にて、いかでかかゝる怨靈退くべきやと云へば、祐天、汝が念佛と、我念佛すこしもかはらず。疑事なかれと、しめしたまひければ、兩人とくと得悟し、在所より、同行十四五人いざなひ、かの村の者共相まじへ、五十人ばかり打より、數のごとく、一挺切の念佛勤てかへりしに、その曉、兩人の方へ病家より、只今病人をきあがり、いか計の想をもなさんとおもひしに、圖らざる貴き御弔にて、成佛を遂侍りしと云より、本心になりしと云こしけり。

○亡魂回向親しからざるを拒難す

江戸久保町、いせや七郎右衞門といふ者の娘の乳母、死で妙信と法名す。後にかゝへし乳母、はなはだわづらひ、心得がたきさまにてありしかば、祈加持すれ共、驗しなかりし。增上寺の祐天和尙をむかへんとて、使をこしけるに、法問の節にて、いとまなし、近邊の信者をあつめ、念佛せよとありしゆへ、數にまかせ、たれかれを催し勤めけるに、病人すこし快く見へしかば、いかにと問ふ。されば、只今の念佛は貴き事に侍れど、おの〳〵他法の爲にのみ回向して、我事をかたはらにしたまふゆへ、往生遂がたし。迚もの事に、我爲に勤めたまはれと云。此妙信は、七郎右衞門姉娘にて、まき立しが、その位牌を正面に押、妹に娘の事なれば、親をはじめ、人々も愛念ふかくして、回向も念比なりし。妙信、位牌は戸びらに張り、回向もをのづから疎かなりし。此事聞よりもおどろき慚、妙信、位牌を正面にをき、念

比に勸しかば、病臍そのまゝ快くなりぬとなり。

○若女聖號をとなへ畢

大坂上町のさくら町、いとや四郎兵衛といふ者の下女夏十八歳、貞享五年八月廿日より腹痛おこり。廿四日の晝に至り、掌を合せ、南無西方極樂世界、阿彌陀如來現在の本願にて、我等をすくひたまへと、念佛二三十遍高聲に唱てをはりし。

○足をつまだて念佛して母聖讚を夢る

下總岡田郡羽丹生村の、庄右衛門といふ者の子五郎は、一心不亂に念佛し、常に足をつまだて歩くを、いか成事ぞといふに、若あやまりて、虫など踏殺ん事をおそれ、かくはする也。五歳の極月廿七日に、姉に負れて、弘經寺祐天和尚の許に來りて、十念を受、名號をこひ求て歸り、其夜より熱さし出しに、苦しき事すこしも云ず、唯一向に念佛し、父母にも、側の人にも、勸めて勤させけり。正月十一日に至り、母が夢に、異香四方に薫じ、花空に降、西の方より白裝束したる人、輿をこぎ來り、貴なる裝束掛たる僧、五郎が手をとりて、輿に乘たまひし。母夢心に、これぞ弘誓の輿ならん。我も同じく乘たくおもへども叶ずして、ら山しく見居たるに、音樂空にきこへて夢さめぬ。扨は五郎は、本服なりがたしと覺て、いよ／＼念佛しけるに、翌日正念にして往生せしとなり。

○幼女兒をよび佛名をとなふ

阿州阿波郡郷が原聖輪寺の家來、利助がむすめ、三歳の極月六日に、母に抱かれ居て、光明眞言二三十遍、隨求陀羅尼二三十遍、念佛二三十遍唱て後、母が乳くびをとらへながら、天へあがる／＼と三度いひて、寢入がごとくに息たへしに、異香家内に薫じわたりけり。延寶八年の事なり。

○八歳の童子兒をすて念佛す

大坂道頓堀竹田近江といふ、芝居の笛吹半兵衛が子、八歳なりしが、瘡をわづらひ、次第に弱り、たの

みなとたりし時、親、兄弟ならに依て、眞宗宗たれば、光明寶言をとなへけるに、かの子剛毅二、そ
れはまはり遠しと云て、手を合せ、念佛十返ばかり唱へて、目をふさげ侍りしとかや。

一）百子の宗門參に臨み誓善す

越前百子の八助は、貧窮の者にて、無もなき女にて、に篤ありて、殊めたる後世ねがひなり。子なくて、常に世を渡りは、出精して宗門を尊し、世にとて家業をつとめ、人々の信心のほどを聞び、念佛をすゝめけり。ある時、隣の妻、上田村なる三、あびたゞしく病ひこり、ある度しや〳〵三時計て、物うちふるひ給けるが、目をふりて彼をみたれば、高聲の十念をさづけきといふ。宗門も、最早所の身たればとて、高聲をば〳〵せしかど、詞にのぞみしかば、情ある御法にかゝる事ありしに、真宗宗の人たれば、くるしからずと許され、直て十念をさづけしむ。病人、あな有がたや〳〵。最早かへるぞとて、表に走り出、門口に二倒れ、そのまゝ病人、二時ばかりして、本のごとくになり侍りし。三百ヶ年が間、臨終にみまかり、一族を寄て賞する時、みの〳〵正重時節そよ、世はあはれいふ事なしとて、正念に終し。此一言を聞に付て、隣の妻に、十念さづけられし事、いふばかり尊き事やと、人々このもしく覺へし。

一）臨終の席に入れ終に念に至つ

上田の細流に、ともやく〳〵往在衛門とて、大力量者有しが、いかなる因縁やありけん、一心不亂の念佛者となり、ふ多くの人を勸めさせけり。少しの何ごとも在りしが、後で死をしり、一族朋友の人、悉くいふことひに歩き、此の三日まへさり。日來たのみし大悲をにのきて、本堂の御佛のまへに端座合掌し、念佛間なく申、鰹おどとて仕取かへ待りしを、今來の信者、既に往生のそぐず、たゞ人ならずして、七日が間、死骸をすせけるに、燒窑に五色の花ふり、夜は光燭あまりて、寺門に入りしをおし人多かりし。

○大津の樵夫つねに化佛を見る

大津の黒木うりに、專修の念佛者あり。いつとなく、虚空に小き佛を拜む。年月ふるまゝに、丈數に拜れさせたまふ。此事を百萬遍の萬靈和尙に告ければ、以の外の事なり。相かまへて人に語るなと、制したまひけるとかや。ある時、すこし心地あしきと云しが、聖衆來迎有がたくも、眼前に拜し奉ると、人々に告、大往生を遂侍りし。

○死て行く寺をしる

江戸通町中橋に宗樹といふ者、頓ふ事ありしが、寛文七年二月七日に、一族の面々をあつめて、我明日臨終す。靈巖寺にゆきて終んとて、念佛にいとまごひして、轎にのりて、かの寺中の清忍所が寮に入り、珂山和尙を招き、十念を授けられ、八日に至り、今日しも彼岸なり、我又彼岸に至るぞと戯れたがら、

かの岸にいたり安きはろく路かな

と吟じ、念佛のこゑとゝもにをはりぬ。

○高諦衣を捲ふ

土佐高知の城下水道町、池邊兵衞といふ者廿二歲、延寶二年の夏のころより、少し病しが、七月廿九日に親にむかひ、年來勸當したまひし弟を、許したまはれ。これのみ冥期の願なり。這様は本同根にて、中あしくては、冥途のさゝはり共なりなんと、涙をしぼり云しかば、親、その篤なる志を感じけるにや。堅く誡めをきし弟を、よびかへしければ、病人、淺からずよろこび、むねんごろにとりかはし、我つねにすきたりとて、東北を一番、背面うるはしく論ひて後、人の死面は見にくき物なりとて、衣ひきおほひ、念佛數聲して逝しとぞ。

○和州顯西日を期し西にむかふ

和州新庄に、冂の日切の甚七といふ者は、かたのごとく律儀なりし。六十歲の比、妻子は跡に置、八十

餘歳の母をともなひ、宇多郡茂地村の、伯樂の惣右衛門が、山の端をかり。六疊敷の庵をむすび、西向に戸口を明たり。隣郷の、澤村の木暮和尚をたのみ、母子とも剃髪し、母は妙意、自分は願西と號し、一心不亂に念佛せし。願西常に云しは、我は八月十五日に、往生を遂るとありしに、果して八十一歳の八月十五日に、門の戸口に腰かけ、西にむかひ、高聲に五體をゆすつて念佛し、午の刻に臨終し侍りし。

○恆式にたがはず

大坂天滿の典樂町に、秋岸といふ禪門あり。心きわめて直なりし人なり。七十二歳、貞享四年六月に、こゝち常ならざれども、殊に惱事なくて、廿八日に佛にむかひ、光明遍照の文を唱へ、念佛數十遍のうへにて、回向の偈をよみ、俯伏になりおはりぬ。

○書をのこして終をとる

京室町山王町に、岡部藤左衛門といふ者あり。性、柔和にして、才智人に勝れり。明暦二年病にふし、霜月朔日、一通の書をのこしぬ。

年來予が友たる人、念佛の勝事をいとなみて、十五日ごとに、かゝる貴き業を勵みぬる事、實に唐土の琴を斷、蘭に喩しよりも勝れり。我亡跡も、一音のすゝめあられよ、芳しき一葉を、まち侍りぬとしらべて、口の隙なく持名しておはりぬ。

○預め葬所を見る

尾州相應寺の中、東月院の僕小三郎、十六歳の時、墓所の空地を見立て、是なん我葬所なりとて、日々みづから行て掃除せしが、翌年貞享四年九月十五日に、念佛し死す。

○誓願寺へ四十二年詣づ

京祇園町に、理西とてきわめたる信者あり。誓願寺に日參する事四十二年なり。暴風洪雨の日といへど

も、更におこたらず。天和二年九月、常ならざる脈通なれども、さのみ苦しむ事なく、十七日に、同行あまたあつめ、我は明後日往生せんまゝ、二夜三日の別時つとめ給はれとて、自ら發願の文を誦し、かはる〴〵念佛し、十九日辰の刻に息たへ侍りぬ。七十四歳なり。

○臥ながら蓮臺を擁す

江戸日本橋二丁目の、吉野や七郎右衛門といふ者の母清純は、年來の信心なりしが、元祿十二年十月廿三日に、病の床に臥ながら、畫ける來迎の像ををがみ、我は、下品の往生なり。臥るをゆるさせたまへと念佛數十遍となへ、觀音の蓮臺を、手にとらゆる勢ひして息たへ侍りぬ。

○生魂寺に詣づ

武州熊谷ちかき上吉見村の、龍梅院の檀那坂田喜兵衛、久々煩ひしを、寺よりも、折々見まひにつかはしけるに、ある雨ふりに、雨具とゝのへ寺に詣で、佛前を拜してかへるを、住持見てよびかへし、扨々それには快氣して、めでたしと悦てかへりし。跡より又、祝の使をつかはしければ、喜兵衛はかぎりに相見へ、時を待のみと申しければ、扨は魄の先立て來るにこそとおもひし。その翌日、つゐに身まかりけるとなん。

○六歳の童子地藏尊にたはむる

江戸京橋四丁目、いせや利右衛門が子又太郎、六歳にて、元祿七年の春遠例し、二月十八日、たのみなく見へしに、舍利水を請て呑み、地藏菩薩の像を拜し、我は此薩埵の弄び物なりとたはむれ、ほゝへみて、口の隙なく念佛し、往生とげしとなり。

○四歳の童子預め死期を知る

京都波屋九郎左衛門が子菊次郎、三歳の時より念佛し、四歳の七月、聖靈會に、小挑灯あまた調よといふ。いかで、かく澤山にものするぞと問ば。されば、來年の今ころに死するなれば、先燈明を佛に奉る

なりと答し。翌年、元祿二年七月に、去年此秋は死すると侍りしに、恙なくおはして嬉しやと、人々いへば、いや頓ての事なりと云しが、八月中比、すこしいたはる樣にて、廿八日に乳母に懷かれ、佛前に詣で、燈明あきらかに挑げさせ、手を合せ念佛し、往生してけり。

○知還和尙怨靈と問答す

常州飯沼弘經寺の香頭知還和尙、甚だいたはりたまひし比、長八尺あまりの大法師、刀を提げて來る。知還、屹と見て、汝何ものぞ。法師のいはく、我是汝が智慧にほとりて、所化を擯所の所化の怨靈なり。隠領なればとて、鋒をぬき討てかゝる。知還すこしも騒ずして。心法性本清、妄念依何來る。法師曰。法性本清、依汝心濁來る。知還。清濁俱本無也。法師曰。法性本無也。審昧無風波起。知還。法性不生非起滅。こゝにおゐて、法師閉口し消失ぬ。それより知還、心いさぎよく成て、我往生ちかしとて、彌陀の像前にむかひ、結跏趺坐し、念佛のみして、延寶三年九月廿八日に、大往生をとげられし。此時紫雲三道、堂のうへにをゝひ、種色の花ふり、異香四方に薫じける。隣邦洋謄、集て拜し奉りけるとかや。

○七歲の童子まのあたり來迎を拜す

大坂松屋町通り北町二丁目、本屋の治兵衞が子徳之助、七歲、元祿五年の夏より煩いたはり、九月廿一日の朝、父家職にゆきしを、病人寐ながらみて、今日は宿におはせよと、宿にとゞむるに、何とて左は云ぞとあれば、されば今日我は死する也といふ。末よの長病の事なれども、いまだ死すべき體にも見へざりしかど、いふにまかせて宿に侍りし。午の刻ばかりに、夕顏いそがれよ。我往生ちかしとて、佛前に香花とゝのへ、親兄弟にむかひ、みな〳〵も念佛して、あとから追付來りたまへ。我は善き所へまいるなり。たゞ今、如來御むかひに來りたまへりとて、同音に念佛して、往生をとげ侍りし。

○非婦まのあたり佛衆を拜す

大坂思案橋一丁目、淨珍法師が娘、十五歳にて京都へ縁付し。翌年元祿四年の夏より、違例して、本復しがたくみへしゆへ、それ／＼の出家をまねきしかど、すこしも、後世の營なくてやみしに、十月のすへに、去善知識のすゝめにより、念佛し、懈怠なくして、霜月二日に文を詠、此間へ人々を入れたまふな。聖衆菩薩みち／＼ておはしませし。あな有がたやとて、高聲に念佛し、願以此功德の文を唱へ、手を合せ、俯伏に成て息たへ侍りし

○如來降臨したまひ勢至摩頂したまふ

阿州德島通町一丁目、いとや長兵衛が娘いし、心ざま優にやさしくて、無雙の孝行ものにてありしが、病魔のさわりは、防ぎがたくて、命、今にせまりし比までも、一人もてる子の事は、露ばかり辭に出さず。只父母の年老て、後世の心がけなきをみたらず、報の住家に、飽まで苦しみ、我後地獄の苦患にまよひし事を嘆きかなしみ侍りき。貞享五年八月廿日に、菩提所の、圓同寺の主を招き、十念ねんごろに授かり、二親と夫と姉との十念をも受け、家願の夫々には、みづから十念を授け、親しくいとまごひし、わが命、今日までなり、有がたくも西方の如來、昨前よりあれに立せたまひ、勢至菩薩、只今顔を摩させたまひぬ。病苦すこしもをかす事なしとて、念佛三昧に入り、二十五歳にて、往生めでたかりしとなり。

○魚賣九兵衛西に倒れ卒す

奥州牡鹿郡小竹濱の、魚賣九兵衛は、律儀第一の者なれば、人々本手を與へ、松島へ商賣に遣しける道にて、日中のつとめの念佛申居て、その間に、餘の賣人とも、殘らず前へ行て、損をせし事、たび／＼なれば、是を面目なき事におもひ、江戸に來り、二三年して、大なる蔵き鐘を、二兩もちかへり、をの／＼に大分の損を掛しかど、又來り、その恩報に、鐘をまいらせん。さりとも、念佛したまへとすゝめけり。自は魚うりながら、行住座臥、稱名おこたらず。ある時、我明後日往生せんまゝ、いとまごひに

來りたりとて、越方の友の家をまはり、それより程ちかき、川にて水をあび、身を清め念佛申し、明し暮して、その日の、午の刻ばかりに、もはや死ちかづきけるにやとて、門に出、空を詠め、內に入り、我往生せば、西の方に倒れなんとて、高聲に念佛し、鐘たゝきしに、次第にこゑ衰へ、云しに違はず、西に倒れ往生せしとぞ。

○佐久間の竹黃金宮に生ず

江戶大傳馬町、佐久間勘解由殿つかひの下女竹は、天性仁慈の志ふかくて、朝夕の飯、我分は乞丐人にほどこし、その身は、あがり膳のくひ殘し、又は流しの網に網をあて置、そのたまりし物を食し、つねに口にまかせて、稍者しでけり。ある時、煩死せしに、身も溫なりしかば、若干ほど、人々、守り居たるに、蘧に蘇生したり。いかに冥途の事はと問ば、されば、いづくともなく曠野を往しに、黃金の宮殿あり。佛ましく〳〵て、これは汝が來る處なりと、しめしたまへりとなり。扨そのゝち、念佛いよ〳〵精進にして、大往生をとげし。近所のもの、湯殿山に詣て、竹に逢たり。竹が曰、我は安養世界に住侍りし。おの〳〵もかならず念佛したまへ。又穢をそめぞな心あらせよと云て、うせしとかや。竹、つねに網をあてし流しは、今增上寺念佛堂心光院の門の天井にかけ有りけり。

○二通和尚法座入滅す

常州瓜連常福寺二通和尚は、寬文八年四月十七日に、安居の法問、選擇集の第五章にて、拔ひ了て、大衆に向て十念を授け、直に眼をとぢたまふ。いつよりも時うつりぬれば、こはいかにぞと立寄て、見まいらするに、合掌の手を亂れず、結跏の足もほぐれずして、安然として入寂したまひき。

○靈光堂にみつ

洛陽西園寺玉譽和尚は、平生自利利他して、念佛懈怠なかりし。病中の時、本堂の內、しきりに光の輝突たりしかば、怪しみおもひてうかゞひみるに、本尊の彌陀佛の未使なる、その白毫より放ち給ふ光り

にてぞありける。堂の内外、光明充満しぬれば、遠目には火事の様に見へて、皆々驚きよりあつまる。此時、和尚、正念にして終を取たまふ。佛光、半時ばかりもありしとなん。その光、河合橋が崎までも見えし。

○遺骨念珠ともに舎利となる

三縁山増上寺了學上人は、寛永十一年正月十五日、念佛三昧にして、臨終したまふ。荼毘の後に、身骨悉く舎利となり、手に掛させたまふ水晶の珠數、五色燦然として、さながら又舎利となりし。

○預め蓮臺をはいし異香室に薫ず

如幻律師は、攝州住吉の快圓比丘の上足なり。病痾身を侵しければ、大坂上尾町義雲軒といふ菴にて、保養せられし。延寶六年霜月十五日の曉天、彌陀尊、眼前に來りたまひて、汝が年來の願望は、明後日こそ成就すれ。則この蓮花は、汝が託生の臺なりとて、指しめしたまひし。餘りに勸喜熾盛にして、こゑのかぎりに念佛しけるまゝ、同房驚て問ければ、しかじかと答ふ。實もさる事ありと覺へて、異香室内に薫じけり。その十七日に至りて、合掌稱名して、こゑとゝもに氣たへぬ。平生少欲知足にして、嚫施などを、その内、少しばかりのこして、餘はみなかへさしき。

○念佛法師三たび好相を感ず

證譽念信は、いづれの所の人といふ事をしらず。病中、七月十一日未の刻ばかりに、先立たる母を、ゆめみしにいはく、我は今、上品生なるぞ。念信いはく、さもあらば、菩薩のかたちたるべきに、むかしにかわらざるは、いかゞぞや。さらば、いざ菩薩の正相拜まさんと、伴ひゆくに、忽然として瑠璃地に至る。その所に池あり。玉の橋をかけたり。池に大さ五尺ばかりの蓮花四葉あり、託生の人を問、母のいはく、婆婆の同行、誰々三人なるぞ。殘る一葉は、汝が蓮臺なりとて醒ぬ。翌十二日、又同時に夢みらく、西天に白雲一村かゝりたり。紫雲ならざるはいかに。不審とみるに、忽ち紫の色と變ず。そ

の雲に乘じて、淨土に至りぬとおもへば、菩薩かつ〳〵充滿す。中に大蓮臺ありて、佛いまさず。此事、如何なんとおもふ内に、忽ち丈餘なる坐像の如來、金色のひかりを放て、行者の身を照したまふ。即頭をたれて拜奉る所に、如來、もろ〳〵の菩薩にむかつて、空無我の法門をときたまふ。所謂空無我とは、但信の稱名これ也と。說法をはりて、菩薩、衆に告たまはく、それなるは當生の行者なり。結緣せよと。諸の菩薩衆信にむかひ、頭をかたむけたまふと見て、夢さめぬ。同十七日の同じ時節に、夢ともなく、さむるともなく、目前に白蓮四莖、空の四方の幽にかゝりて、半時ばかりが間、閉目にも、開目にも見えたり。又異香、室内に薰ず。つゐに八月二日に、光明遍照の文を唱へ、念佛七八十ぺん高聲に申、來迎〳〵と三たび告て、微笑しておはりき。

○利春法師友に辭して即ち往く

勢州鳥羽土井周防守殿菩提所に、利春といふ僧あり。日來、信心堅固の念佛者にて侍りし。ある時、少し煩はる事有しかど、さのみ聲音に替る事も見へざりしが、その覺へやありけん。相しれる所々に行て、我は頓て身まかるなり。暇乞に來りたりと云ありきて、寺へ歸るとそのまゝ、我はたゞ今往生するぞとて、日中に本堂に行、端坐合掌し、高聲に念佛しける。人々不審くおもひながら、後に居て、同音に申たりしに、だん〳〵に聲弱りて、眠るがごとくに往生しける。

○骨舍利に化し灰紫色に變ず

播州東坂部敬山なら、出田寺の宗因和尚は、道德いみじくて、人多く歸依せり。往生の前、二三日が程、しる人のあたりを、こと〳〵く尋ねまはり、歸て快くいね、その翌夜に、僕をおこし、早く行水をわかすべし。我は今日往生するなりとて、其間に佛前を莊嚴し、香花燈明をそなへ、徐かに行水したまひ、僕に向て、今臨終の念佛を助なるぞ。汝うしろに有て助音せよ。若わがこゑ弱るとも、汝高聲にとなふべし。回向の文をはりなば、十念を授なん。汝慥に受べしと契約し、善導の發願文を誦し、光明遍

照の偈をとなへ、高聲念佛禮讚をせめて、願以此功德の文高らかに誦し了り、念佛漸七遍めに、暴然として息たへぬ。火葬の後、骨は舍利となり、灰は紫色になりし。寛文十一年五月十一日也。世壽七十歳とかや。

○夢中に三たび靈告を蒙る

濃州海西郡小深井村に、發念といへる道心者有き。正直にして念佛の外、他事をしらず。寛文六年八月十五夜に、彌陀の三尊來迎ましまし／＼て、汝來年の今日、往生を遂るなり。その用意せよと、あらたなる靈夢をかふむりしかど、只有がたき事とのみおもひて過し、その翌年正月十五日、又同じき夢を見る。頃は御告なるぞとて、いよ／＼信心をはげまして、人々にも、かくこそあれと語る。月日の車めぐりきて、八月十三日の夜、明後十五日午の刻、決定往生するなりと、又夢の告を得たりければ、十四日に、新に剃髮し、十五日には門宿をこしらへ、朝たきても住置て、行水清らかにして、里人に語りしは、御告既に三度におよびしかば、定めて今日臨終にてこそあらめ。去ながら、少しも心くるしき事もなければ、如何ならんと戯れし。近隣の者ども、今日は發念の往生なりとて、しるもしらぬも來り湊し。巳の刻に至て、發念開白の鐘うちならし、念佛を申しかば、數百の道俗、異口同音に、高聲に念佛申程に、物のあやめも聞へがたかりし。發念は鐘うちやめて、左に數珠をかけ、手を指あげ、右の手には撞木をもちながら、いつかはや、安座の體にて臨終しき。鐘の音久しく鳴ざりしかば、怪しくてみるに、煖氣こと〴〵くつきぬ。人々、あまりに貴く覺えて、三日諸人に拜ませける。

○異香四方に薫じ華ふる事多時

阿州阿波郡鏡原の妙西尼は、何の許の人といふ事をしらず。その父、幸西とゝもに此所に來りて、乞食念佛す。その様、いやしからざれば、皆人貴び合り。ある時、幸西正念にして往生す。妙西、かなしく／＼しく薪をあつめて、煨となす。そのゝち、二年ばかりすぎて、少し氣色のあしゝと見へたりしが、前方

より。死期をさして、即日西方にむかひ、端坐合掌し、念佛のこゑ相續して、眠がごとく臨終す。異香室内に充もれて、近隣までに薫りわたりて、紫雲空にたなびき、五色の花ふる事、一日一夜なりしとかや。

○無智の信男天樂來迎

關戸加右衞門は、尾州名古屋中下町の人也。少年より善心ふかく、後世の道も疎からざりし。二十二の歳、妻におくれて、その歎きわすれがたく、兩親に辭して、家を弟にゆづり、十餘町へだてゝ、花の木村に草堂をしつらひ、手づから朝夕の儲して、只佛道のみ修行せし。又日本の諸名山、のこりなく囘國す。人の頭をおろし、書をよめと、すゝむる事有ければ、答ていはく、修行は何ぞ、頭髮の有無によらんや。又學問しぬれば、他の非みへて、後世のさまたげとやならん。只無智なるこそよからめとて、一向に念佛せし。延寶七年の春より、心地例ならず。同夏四月廿六日、かねて死期をや知けん。此日、頭をそりて、自ら南無阿彌入と名をつきて、心安かりし、僧徒四五人も呼あつめ、少時西にむかひて、鐃打ならし、同音に念佛せしが、頓て四邊をかへりみて、あな有がたや。笙歌の響聞ゆるぞや。聖衆の形見ゆるぞや。あれ拜みたまへとて、莞爾としておはりけり。三十八歳にて侍りしとなり。

○珂軟和尚荼毘瑞祥

江州錦織寺珂軟和尚は、もと錦織寺の九老なりし。後に此寺に住したまひ、病氣頗に重かりける時、ある人に告ていはく、我十六の歳より、願かねがふ事あり、若我所願成就して、此たび決定往生せば、火葬の時、臭氣すこしもなかるまじ。若さもあらば、いよ／＼信をおこすべしとて、念佛懈怠なくして、臨終せられける。荼毘の時、件の詞にすこしも違はず。ゑもいへぬ、めでたき香のみして、遺骨もみな悉く舍利とならせたまふ。

○積愛信女聖相現前

妙成は、伊賀の國上野の住人、山岸岩之助といふ武士の女なり。少年の時より、慈愛の心殊にふかく、天性正直にして、人のいふ事、露うたがふ事なく、一生諍ふ事をしらず。唯貧者をあはれみて、乞食を見ては、空しく過す事なし。下人に、それ〴〵といはんも、狼がしくおもふ事もやとて、自ら飯米のたぐひを袂の下に忍もて、雨の日、雪の朝などは、分て施をせられける。常に稱名專一にして、佛の目前に出現したまひ、又淨土の七寶、莊嚴の具、照かゞやきて、親りにありし。たび〳〵感見す。行年八十六、寛文二年六月廿四日、頭北面西にして、正念に往生とげられし。

○壇通和尙遺骨舍利

かまくら光明寺壇通和尙、命終におよび、大衆をめされ、我只今臨終なり。同音に念佛せよとありしかば、數百人の學徒、こゑを限りに申せし間に、息おはらせたまふ。山上にて火葬せしに、異香自然に薫じわたりて、遺骨こと〴〵く舍利となり。念珠も五六十粒ばかり、光を放ちけるとなり。病中に、弟子祐天和尙、新講堂に籠り、快復をいのられけるに、數日を經て、何のしるしもなかりければ、いかばかりかなしき事におもひ、一きは、力をくはへられしに、晴天白日の時、道場にはかに雨ふりしと也。

○屋上紫雲灰裏舍利

江州彥根國常寺寶譽上人、十年ばかり病はりて、寛永十九年八月十三日に、わが臨終は、十五日とかねておもひしが、命、今日にかぎれりとて、安座し、西にむかひ、念佛のこゑとゝもに、眠るがごとく逝たまひぬ。その時節にあたり、佛殿の上に、紫雲靉靆たり。焚葬の後、遺灰に舍利を得たりと也。

○亡父母往生の勝相を告ぐ

椋梨一雪が父幸温は、寛永十七年四月廿九日に身罷しに、妻の妙安、嫡子成田淸閑、甚だ憂しづみし。中陰に、亡父まくらに來り、汝達いたく嘆事なかれ。我は貴くも、安養にいたりぬ。疑しくもありなん、これ見よとて、袖をひるがへしけるに、鼠いろの樣に見へしが、何となく光りかゞやきて、黃金の

色に變じてけり。此者、妙安も清閑も、同じやうに見て、有がたくも尊くも覺へて、いよ／＼同宿一通の信心を増けり。妙安は、寛文八年十月十八日身まかりしに、一寄つねに、父は決定往生したまひしが、母は、いかゞありとおもひ居せしに、貞享元年三月十五日の夢に、兄の清閑、卷る一書を持て、これは母妙安を、觀音大士になりかへさせたまふ有さまを記せし文なり。これ見よとて、與へしとみて醒ぬ。

〇幼女遺骨端嚴合掌す

江戸日本橋大船町の倉橋傳兵衞といふ者の娘、二歳のころより、佛にむかひ念佛せしが、四歳にて、母におくれけるか、幼稚の時なれば、誰おしゆることもなきに、母の命日には、かたらず、佛前に香花を備へ、ねんごろに念佛してけり。六歳の元祿十二年十一月廿六日に、怪しげなる夢をみんとて、病にかゝり、日々におとろへて、十二月廿日の夜、父にむかひ、我は極樂國參するぞ。二階の如來を、これへ迎へたまへよといへば、父、顏色のかはりたるを見て、頓て尊像をかざりしかば、うれしげに、高聲に念佛唱へつゞけ、日の出るころ、尊像にいだきつく樣に、仆れ伏せしが、そのまゝ息たへ侍りぬ。それより寺に送り、火葬せしに、骨佛體にあり、長二寸ばかりにて、其形兒の跪居せるに似て、片足を立て膝を組て手を合せり。見さながら、端嚴合掌の相ともおぼしくて、故鄕の菩提所なる、遠州濱松法林寺に贈り侍りし。

〇蘇生して冥途の舍利を持歸す

丹波市井郡笹田村の、山田茂七といふ者は、無二の念佛者にて、仁義第一の者なりし。元祿二年極月廿日に、二十七歳にて身まかりしが、翌日蘇生して、我冥途にて、有がたき事共ありて、此佛舍利頂戴せしとて、左の掌の中に、大明網現たる一粒を握り居たり。村人奇異の結緣とて、禮拜し念佛したり。同三日の午の刻ばかりに、臨終正念に大往生を遂侍りし。然後に件の舍利、おほせしやと尋求めしかど、

つゐに見へ侍らず。此人、持しさられけるにや。

○川崎教俊高曲終をとる

江州栗太郡蔵石村に、川崎教俊とて、武藝を好む人あり。清く老ても、猶後世のいとなみなかりしが、成身の子を失て、はじめて世の無常をしり、是より行住坐臥、一向專修の念佛者となりぬ。八十七歳、延寶三年極月廿三日に、家類をよび、我明日は世をさるなり。例年は廿七日に、餅をつきしかど、明日にせよと云付て、廿四日に一族を招き、ねんごろに饗應し、我今日世をさりしさゝ、各と縁切の盃せんとて、數獻とりかはし、老の肴一曲きこしめせとて、高らかに、

唱ふれば佛も我もなかりけり南無阿彌陀佛の聲計して

至誠心深心回向發願の鐘の聲、耳に逢てぞありがたや。まことに妙なる此ましへ、十聲、一聲、數おかで、悟るをもまよふをも、迎へたまふぞありがたき。

と謡ひ終て、佛にむかひ合掌し、數遍念佛し、次第に息おとろへて、西の刻に、眠るがごとくに氣やみ侍りし。

○大坂の專西法語して終をとる

大坂阿波座伊達町、久寶寺屋專西は、齢ひ六十七歳まで無病にて、本願寺日參せし、一向の信者にてありし。貞享二年九月十六日に、我極樂詣の用意せしとて、堺筋にて、十德をとゝのへ來り、十八日に、念佛同行の衆中殘らず招き、いみじき後世物がたりして、知死期を問ひ、時至れりといへば、我往生は只今なり。その／＼さらば／＼と云、念佛となへて往生し侍りぬ。

○徳島の梅心臨レ末書レ句

阿州德島に梅心とて、連歌、俳諧など嗜し人あり。八十二歳になりしまで、心身まめやかにありしが、貞享四年六月九日に、かたはらなる懐紙に、

世は夢と見しまも夏の一夜かな

となふれば心すゞしや南無阿彌陀

と二句書のこして、一向に念佛しおはりぬ。

○頭上に光をはなつ

京の六條坊門新町東に入る町に、祐喜といへる禪門あり。むかしは武士たりしが、世におちぶれて、兩なる住居せしが、流石の本性にて、心ざまいやしからず。正直第一にして、假にも僞事はあらず。偏に彌陀の本願に歸依し、みづから鉦をたゝき、暮のかぎり念佛せしときは、頭上より光明を放ちけるを、拜し聚は、まことに生身の、阿彌陀佛やと感涙しけり。若後後の心用もやせんと、人々云合せ、常人にはかくせしと也。寛永の末のころ、七十餘歳にして、靜かにおはりを遂げられしと也。

新著聞集 第十四 殃禍篇

○慳貪老婆火車つかみ去る

大村因幡守殿、備前の浦邊を船にて通りたまふに、むかふの方より、黒雲一むら立來り、其中にて、嗚呼かなしやと、呼こゑのしけるを、怪しくおもひみる程に、船のうへ間ちかく來る雲の中より、足のさがりしを、近從の者飛つきて引おろし、是をみれば、姥の死たるなり。不審におもふ處に、浦里に、人をほく立さはぎしかば、足輕二人、船より出だし、其故をたづねさせたまふに、所にては、歴々の者なりし材木屋が母、つね〱、慳貪放逸の者なり。只今がた、便に行とて外へ出し處を、黒雲たち來り、連行しといふを、頓てそれが子なりしものを誘ひ、船につれ來りて見せしに、是こそ、某が母にて候とて、泣々死骸をもらひて歸れり。寛文十年の事なり。世に火車といへる者の、悪人を摑とるといふ事のありしが、これも、それが所爲なるべしと、人々、舌をふるひし。

○妙嚴寺の僧馬となる

三河豐河の妙嚴寺の僧、つね〱伯樂を仕けるに、いつとなく、物くふ事も、手にはとらで、口をつけしが、後には豆をのみ喰ふ。馬のいなゝく眞似して、舌内通ぜず。手足の働きも、馬にひとし。天和三年の今にありしと、他宗の事ならば、佛祖かけて語るまじきと、同宗の僧申されし。沙門のなすまじきわざにて、現在より、かゝるおそろしき、業報こそかなしきにあらずや。聞も身の毛よだちぬ。

○日蓮學僧活ながら天狗となる

洛陽の東松が崎に、日蓮宗の寺あり。此上人、高才の人にて、門弟にも、上人分の聚あまたありし。師頃て遷化遠からず見へし比より、何となく、面像のあたり物すごくて、看病の面々、心もとなく思ひし

に、不圖をきあがり、只今臨終ぞとて、四方を蛇と見たる眼かどそき、見る〳〵鼻高くなり、左右に、羽がひ生て、閨より走り出て、怪げなに行とみへしが、むかふの如意が嶽に飛さり、行方なく成し。弟子の主人五人、みな〳〵宗旨をあらためし中に、淨土宗に歸り成て、名を了長坊とあらため、東山におはして、多くの人に念佛をすゝめたまひし。此人の、くはしく語りて、今に猶ておそれあへり。まことに其上人の日來の行跡樣、おもひやられて哀なり。

(一)邪見の繼母不孝の二娘

武州板橋より一里あまり、西片田村に繼の女有り。娘二人もてり。姉は廿歲あまりにて聟をとり。妹は十八歲なり。正保四年六月廿八日に、繼母、妹をさん〳〵に打擲し、卒試たりとて、納戸の内に押籠したりしに、天俄にかきくもり、大雨しきりに降、雷おちかゝり、かの女をつかみ、行方なくなりにき。かゝる事見ながら、繼おそれもなくて、姉も不孝にて、朝夕食物も心まゝに喫せず、つらくあたりしを、聟かなしくて、下人は、野に出して、妻に酒をとてこよとて遣し、その隙に、姑に物くはせし。折設び喫處へ、繼歸り見て、悩き事なりとて、走りかゝり蹈とり、けちらしけり。母は狂ひ狂けるが、泣く〳〵ねぐまりはひ出、井戸に身を投し。聟驚き、頓て姉子をふろさんとする處へ、娘、何としけるぞとて、井のうちをのぞき、誤て落たりし。母は、半身蛇に成て、頓て娘にまとひ付しを、聟、泪を流して、さま〴〵花言せしかば、汝が志わすれがたく、やさしきに免て、ゆるすなりとてはなしけり。母は頓死ぬ。娘も程なく失侍りしと也。

(一)慳貪富人死して蛙報をうく

室町通出水上ル町に、大文字や代宗とて、大福長者あり。かね〴〵慳貪無慚にして、世人別をひそめけり。ある時、他所行しに、召使數十人ありたけり呼び、さゝせし處へ、手ずから、器に飯を盛て、もたせ出て、家のまゝなる、其湯ゝなる時、お下へかへさせて、かくにすれ共、汝らには與へぬぞ。我かへれ

といふ。乞食どもあきれにあきれて、つぶやきながら、をのがさま〴〵にかへりける。日限りありて、彼者、身まかりし中陰に、近き一類のゆめに、嵯峨の廣澤に来るべしと、彼これの枕上に立しかば、ふぎの事におもひ、打つれ行て、池のみぎりになみ居、語り合けるに、池より蛇、ざは〳〵とあがり、車座の中に御入て、くる〳〵と圓座になり、泪を流すをみれば、小き蛇、背を著たる頸に取付たり。おそろしとおもひながら、蛇を器にいれて歸り、やう〳〵に弔ひけるとなん。甚だかなしき事にて有けり。

〇犬をころし報を現ず

蒲生下野守殿家来、堀下大夫召仕の助兵衛と、鷹匠の市左衛門と云合せ、主人の秘蔵しける、犬を殺してくらひし。其二日めより、飯を地にあけてくらひ、夜は縁の下に寐て、往来の人あれば、犬のごとくしておどしけり。助兵衛は、終に狂死にしけり。市左衛門は、さま〴〵祈禱して後、快氣したりとなん。

〇人を殺し年を經て報にあふ

京大宮通り中堂寺といふ傾城町にて、何國の者やらん。辻切に逢けり。そのゝち十四年經て、丹波の篠山にて、人々あつまり、刀、脇指の善悪を云し中に、ある人、我刀は覺えあり。其比、京の其所にてかやうの男を、こゝろみに切けるが、かたのごとく切れたりといふ。その座に、かの討れし者の従弟あり合せ、委く聞とゞけ、頓て奉行所へ訴へ、終に首を刎られしとなり。

〇惰慢の織屋機糸斷殺

京かまや下立賣下ル町、丹後屋佐兵衛といへる者、絹屋にてありしが、訳ありて、きぬや仲間よりにくみ、絹をりせまじきと内談するを、作兵衛聞遣て、丹後に人をつかはし、前金をわたし、糸を買あげければ、仲間の者ども、却て佐兵衛に迫られ、手をうしなひし。その比、佐兵衛方には、機二十四たてける。ある時、機の鳥居に鴟とまり居けり。その翌朝より、一機の糸、何となく切れたり。誰かれが業ぞと穿議しけれ共、更に證據もなくて、かくのごとく、毎日々々切ほどに、後には、廿四機残らず切しか

に、不圖をきあがり、只今臨終ぞとて、四方を睨と見たる眼かゞやき、見る／＼鼻高くなり、左右に、羽がひ生て、間より走り出て、我はなに行とみへしが、むかふの細敷が縁に飛まり、行方なく成し。弟子の土人五人、みな／＼宗旨をあらためし中に、浄土宗に歸り成て、名も了長坊とあらため、東山におはして、多くの人に念佛をすゝめたまひし。此人の、くはしく語りて、今を恥ておそれあへり。まことに其上人の日來の行跡、おもひやられて哀なり。

○邪見の舞母不孝の二盲

武州板橋より一里あまり、西方田村に賤の女有。娘二人もてり。姉は廿歳あまりにて聟をとり。妹は十八歳なり。正徳四年五月廿八日に、姉妹、母をさん／＼に打擲し、草臥たりとて、穀物の内に押籠したりしに、天俄にかきくもり、大雨しきりに降、雷おちかゝり、かの女をつかみ、行方なくなりにき。かゝる事見ながら、姉おそれもやらで、姉も不孝にて、朝夕食物も心まゝに喫せず、つらくあたりしを、聟あたしるて、下人は、野に出して、妻に酒まゐらせよとて遣し、その隙に、姑に物くはせし。嫂聞び喰迄へ、娘隔り見て、悩き事なりとて、些りかゝり事とり、けちらしけり。母は頻ひ居けるが、泣く／＼ねやより這ひ出、井戸に身を投し。聟驚き、頓て綱子をおろさんとする處へ、娘、何としけるぞとて、井のうちをのぞき、誤て落たりし。母は、半身蛇に成て、頓て娘にまとひ付しを、聟、泪を流して、さま／＼に賓せしかば、汝が志めずれずなく、やさしきに恥て、ゆるすなりとてはなしけり。母は則死ぬ。娘も程なく失侍りしと也。

○慳貪富人死して惡報をうく

京新町通出水上る町に、大文字や代屋とて、大福長者あり。かね／＼慳貪無慚にして、世人肩をひそめけり。ある時、飾車行しに、乞食數十人集りたけり。呼び、よび出せし處へ、非人、鍋に飯を盛て、もたせ出て、一家のまゝたる、大溝へなげ捨、上を下へかへさせて、かくはすれ共、汝らには與へぬぞ。我かへれ

といふ。乞食どもあきれにあきれて、つぶやきながら、をのがさま〴〵にかへりける。程限りありて、彼者、身まかりし中陰に、近き一類のゆめに、嵯峨の広沢に来るべしと、彼これの枕上に立しかば、ふしぎの事におもひ、打つれ行て、池のみぎりにたゝみ居、語り合けるに、池より蛇、ざは〳〵とあがり、車座の中に這入て、くる〳〵と円座になり、泪を流すをみれば、小き蛇、蛙を着たる様に取付たり。おそろしとおもひながら、蛇を器にいれて帰り、やう〳〵に弔ひけるとなん。甚だかなしき事にて有けり。

○犬をころし報を現ず

蒲生下野守殿家来、堀ト太夫召仕の助兵衛と、鷹匠の市左衛門と云合せ、主人の秘蔵しける、犬を殺してくらひし。其二日めより、飯を場にあけてくらひ、夜は竈の下に寐て、往来の人あれば、犬のこゑしておどしけり。助兵衛は、終に狂死にしけり。市左衛門は、さま〴〵祈禱して後、快気したりとなん。

○人を殺し年を経て斬にあふ

京大宮通り中堂寺といふ傾城町にて、何国の者やらん。辻切に逢けり。そのゝち十四年経て、丹波の篠山にて、人々あつまり、刀、脇指の善悪を云し中に、ある人、我刀は覚えあり。其比、京の其所にてかやうの男を、こゝろみに切けるが、かたのごとく切れたりといふ。その座に、かの討れし者の従弟あり合せ、委く聞とゞけ、頓て奉行所へ訴へ、終に首を刎られしとなり。

○惰慢の織屋機糸盗截

京かまや下立売下ル町、丹後屋佐兵衛といへる者、絹屋にてありしが、故ありて、きぬや仲間よりにくみ、絹をりせまじきと内談するを、佐兵衛聞違て、丹後に人をつかはし、前金をわたし、糸を買あげければ、仲間の者ども、却て佐兵衛に追られ、手をうしなひし。その比、佐兵衛方には、機二十四たてける。ある時、機の鳥居に鵄とまり居けり。その翌朝より、一機の糸、何となく切れたり。誰かれが業ぞと穿議しけれ共、更に證據もなくて、かくのごとく、毎日々々切ほどに、後には、廿四機残らず切しか

ば、松が崎より、日蓮宗の上人來りて、さま／＼に祈禱しけれ共、何の驗もなかりし。かゝる折は天台眞言こそしかるべしとて、因幡堂薄の御房をたのみて、七日加持しければ、件の切し事やみぬ。扨八日して祈禱怠りければ、又切そめける。ある人のいはく、今度の妖怪をおもふに、法華憍慢の心より、かゝる災のあるにや。最初の祈の來りしも、日蓮ならず、愛宕信仰然るべしと有しかば、實に其の事とて、やがて嫡子五兵衞を、祖母の一向宗にあらため、正月九日に、愛宕山に青味をたてまつり、月まうですべきよし立願せしかば、災なんたちまちにやみにけり。

○瞋火災となる

大坂天滿四丁目、あぶらや五郎右衞門は、日來放逸無慚にして、慳貪強欲の者にて、人をいぢはりもなく、下人をせめつかふ事は、獄卒のごとくなりし。されば近所のもの共、異名を山椒太夫と付しと也。貞享三年二月すへに、不圖、家内の柱やけあがりしかば、漸に消ける。それより、おもひの外なる所々燃立ほどに、此事、奉行所にきこへ、下人共穿議あれ共、怪き事もなくとて、晝二人、夜五人、番を置けり。五郎右衞門も、とやかくと人のいひしに恥て、すこし心をあらためければ、件の災もしづまりたりし。

○慳貪夫婦ともに火となりて吠ゆ

南都の三條に、いづみや四郎左衞門とて、有徳の酒屋あり。夫婦相ともに、慳貪放逸なること、其のたぐひなかりし。貞享三年四月末旬に、旅僧來りて、錢を乞しに、本より無慈悲の者なれば、一日の中に四たびまで來りしかど、一度のいらへもせざりし。既に暮におよびしかば、一夜の明させたまへと有しに、以てのほかに罵りはづかしめて、遂に追やりし。旅僧、せん方なくて行しが、酒やが家は、一町ばかり隔て住し。それが許にて、宿かりしかば、此者は、後世の心もありしゆへ、頓て留宿して、存生の徳がおに語らせしに、旅僧のいはく、其家の、主人の見たりし夫婦は、放逸無慚の者ゆへ、あはれや、今宵

生道におち侍りしとあれば。姥聞てあきれたる顔色しければ、不審くおもひなば、行て見よとあれば、姥、やがて行しに、さる事もなかりしまゝ立かへり、由なき旅僧の物語に、驚顔せしなどつぶやきければ、今一度行て見よと、強に云れし、まことならずおもひしが、又行しに、不思議や、夫婦ともに言舌通ぜずして、たゞ犬の吠る聲して、おそろしき有さまなり。姥、おどろきかへりしに、僧は何地へかさられけん。跡方もなかりし。それより、遠近の人々聞傳へ、毎夜門にたち、かのこゑを聞侍りしとなん。

○非道姪暴親子夫婦

大坂上町のさくら町に、後家の女ありし。ある寺の隠居したる僧、いつしか還俗して、彼と馴みなれて夫婦となりし。後家がひとり娘に、吉とてありしが、容儀たぐひなかりしかば、又もや、かの繼父、心をうつし、さま〴〵云わたりしかど、假にも親と名の付たる人、殊に六十歳にあまる、古入道のその身をかへりみざる程こそ、心憂けれとて、取もあへざりしが、その家の借屋に、空月といふ道心者の有しに、久しく心をかよはし、親のかくこそ申すとて、かづ〳〵の文など見せて、とかく家を立のき、何地にも有果んと云かはし、長堀の上三軒やといふ所に、宿をかりて住けるを、繼父、いきどほりて、公儀へ訴へ、對決におよびしに、親の不義まぎれなくて、大坂を追放あり。空月は出家の不義、女は出家をおとせし科、のがれがたくて、夫婦ともに首を刎られ、道頓堀の、千日寺の前に晒されしを、見物の中より、扨も美女かな。口を吸べしと云。希しける乞食ども、吸すべしとあらそひしが、頓てその者からめて公儀に出しければ、則牢舎せしとかや。此吉が實父も、出家にて、かくし女に出來たる娘なり。空月も、親は出家にてありしと也。まことに、互の因果の程、おそろしき事にあらずやと、人々忌侍りし。

○劫盗遠く去途に刑をのがれず

元祿元年、京二條御城鐵炮頭都筑惣兵衛どの、御預の鐵炮壹挺并に給、そのほかいろ〴〵盗みとりしゆ

へ、いみじく密議ありければ、輪は質やにあり。質主は、三條通り小橋の袂にて、伊勢ぬけ參りの者、路銀につまり、質に置くれよと頼みし故、首代の代はしくて、かく仕り候。その人は、何地の者やらんしらずといふ。その言分たゝずして、來會せし。然るに、伏見の者、邪心を發し、我同をおなぞるとて、越前の國にて、山賊にとりこまれける時に、我は臆怯ゆゑ、親の勘當にて、身の置所なきまゝに、頭をおろせし。この上は、みな〳〵の同類に入れたまはれといふ。盜賊も納得して、その儀ならば、我前にとて誓ひける。ある夜、強々の手柄ばたしをする。その中に、一人、我も亦京に一、先後の貢物を奪ひすみし。日本國の騒動におよびけり。これほどの手柄は、強り者なしきと自慢せし。五六日の後、好心者がいはく、ききしるとをり、京伏見の衣食は、物ごと貧るし。我はのぼりてよき事に逢ん、だんあらば各の爲にもなるらん。いかゞおもへると云ば、此儀然るべしとて、京に上り、奉行所に出て、右のだん〳〵訴へしかば、對ならず褒美したまひ、越前におほせつかはされ、悉くからめ捕、惡黨は百餘人に、牢に入れ、滅數變は、京都にて成敗せられけり。兎角ひも對決の上にて、御免ありしとなり。

○鷄の毛頭に生ず

美濃の國御嵩村の土屋善右衛門、日來、鷄のたまごを好みて喰しが、早晩頭痛くはげて、後、鷄の毛、一面に生じたり。寛文の比なりし。

○頭に鳥の嘴を生ず

江戸通新石町二丁目に、喜助といふ商家あり。八王子山家の、餌指の子を年季につかひけるが、はやり病大熱病をうけて、つひに死けり。沐浴して、剃髪しけるに、剃刀少もたゝず、不思議の事におもひ、髪の根をみれば、頭一面に、鳥の嘴生て、虫のごとくにてありし。延寶の比にてたゞ侍りし。

○殺生の現業無根の形となる

上總國臨市の妙覺寺門前に、人數あらたむる事ありしに。拾百餘、十六人となり共、十七人となり共書

たまへといふ。奉行久保田平右衛門どの云く、心得ざる事いふ者かなと、其故を問たまへば、さらば、先づ見せまいらせて定むべきとて、別に作りし小屋に個ひゆき、戸をひらけば、耳、目、鼻、口ともになくて、形ち瓢簞のごとくなるもの、蟄然として居る。これは某が父にてありし。若き時に、鳥をさし網をはり、あらゆる殺生せしゆへ報にや。俄に煩ひ、かく成り侍る。物喰をみせんとて、粥を頭にそゝぎかくれば、鳥の嘴いくらも出て、少し啼ごゑして、喰ひけるとなり。

○楊枝咽に入りたちまち死す

寛文七年に、越前の高畠甚五左衛門といふ人、或朝、手水つかふとて、楊枝にて舌をかき、くさめ〳〵しけるに、件の楊枝咽に入り、終に死しけり。此人つねに、魚釣事に術を得て、主人もしろし召、留河をゆるしたまひし。かほどまで練磨して、多くの魚の、咽に針を指しゝに、果しこそ、みづからの終こそ、ためしすくなき事にて侍りし。

○貧姥縊る事を教て卻て死す

寛文元年、江戸八丁堀に、六十餘歳の醫師、妻をむかへけるに、媒の虚言にや有けん。十六歳の女なり。此女、隣の姥にかたりしは、我加様々の事なり。されぱとて、親の方へもかへりがたし。此上は、首をくゝりて死なん。我死たらば、手箱に金子二十両あり。これを參らするぞ。又首のくゝり様をしらず。教てたべといふ。姥、初のほどは、是皆むすびの神の御引合などゝ、おとなしやかに問へしが、金の事を聞て、それほどにおもひ定めたまはゞ、我申さんとて、天井より縄をさげ、桶をつみかさねて、かう〳〵くゝるもの也と、仕形をしけるが、桶をふみはづし、ぶら〳〵とさがりしまゝ、かの女おどろき聲を立ければ、近所出合、頓て縄をきりけれ共、姥は息たへぬ。姥が子供、敵を取てたまはれと、奉行所に出ければ、只堪忍せよと仰られしかど、頻に訴訟せしゆへ、汝が母は、大欲不道の者なり。金をとり、首くゝる様おしへし罪軽からず。活て居らばすべき様もあり、死たれば力なし。その子なれば、科の

かれがたしとて、百日牢舍せられし。醫師は法橋と云、年ごろと云、段々不屆の事なり。はや〳〵妻を親のもとに歸せよと、さん〴〵にしかりたまひしと也。

○犬打久六あやまつて娘を打殺す

丹後宮津の、犬うちの久六は、京極丹後守殿の扶持人なり。ある時、犬二疋殺せと云來りしかば、その夜、流しのもとにて、水をのむ音のしける。ねがふ所の幸とて、ひそかに覗ひけるに、月かげに、頭のみへしを、尋ね打にて打し。我娘の七歳なるが、あかつき起て、水をのむ所を、たゞ一うちに、頭を打わり、即座に死けるとなり。

○逆風家に入り貧姥首をうしなふ

信州松本領の、栄育といふ所に、善浩といふ者あり。近郷の土民、樵夫などに、今年穀物を一升かし、明年二升にて取戻す。これを家職として世をわたりけり。老年の母ありけるが、日來、大欲邪見の者にて、つねに二升をつかひしかば、山里の、窮民の事なれば、此事をしりつゝ、借をのみ能事におもひ、辭いなむ者もなくて過しに、穀實の初比にてありしが、老姥、心地あしくて、爐に生木をたき、家内あつまり、打語りありしに、俄に大風おこり、入口の大戸を、爐の上に吹おとす。爐もたき火も消、おそろしきさまにてありし。みな〳〵周章ふためきて、しばしありて、大戸を動しみれば、老姥が首をぬき、胴ばかり殘し置けり。まことにおそろしき事にて侍りし。

○賊夫鬼と化つて首をぬく

信州松本領平田村に、渡世とては、商買、農業、獵師等のわざもなくて、しかも人なみに世を送りし者あり。同所近郷の人々も、偏に此者を不審げにおもひ、こゝかしこと心を付ければ、夜更て、田畠に忍び行き、穀物、雜物を掠め來て、朝夕のいとなみになしてけり。此事、村中の者、甚だいなみて、遂に其所を追放しければ、二里ばかり隔たる、山河といふ所に家をかり、わら沓を作り、往來しけるが、ある時、

雷雨おびたゞしくて、晴て後、村中たがひに見廻けるに、此者、いつものごとく、わらぢを作る體ながら、首なくて、胴ばかりありけるとなん。寛永年中の事なり。

○産婦恩をわすれ熊のために害せらる

江州甲賀郡の山中にて、ある女、産月に木の葉かきに出けるに、ことの外に痛み、岩のうへにふして居けるを、熊來りて、女を岩穴にひきこみ、子を産しむ。一七日過て、里に歸りたき由をいへば、熊うなづくに依て、子をかゝへ歸りし。十左衛門といふ狩人、その熊の居所はと尋しかど、始は云ざりしを、漸々にすかしければ、女、狩人をつれて行き、熊の居所ををしへけるに、件の熊、穴よりかけ出、女をす々に引さき、ゆくかたしらず逃うせけり。恩をわすれし報ぞと、聞人、ことに心地よしと云あへり。

○梅澁吉兵衛の積悪

大坂聚樂町に、梅澁吉兵衛と云もの、胡椒頭巾といふ事を、始て仕出す程の大悪黨なり。大坂中の兩替やの、手代、小者の親兄弟、在所のあらましをも、能覺へたり。皆これ盗の方便りにてありし。丁銀枚を兩替やへ持行、子銀にかへ、今一度見せよとて、丁銀を手にとるとおもへば、すりかゆる事神變を得て、兩替やごとに、兩三度これに逢ざるはなし。因て異名を、枚替の吉兵衛とて恐れしが、博奕の事につき牢舎せし。元祿二年四月十九日の大赦に、獄を出て、その五月十九日、天王寺や久左衛門、小者長吉、金子百兩かへにゆくを、何としてかしりけん。途にて長吉を呼かけ、その方、在所より親來りたり、云度事あるにより、早く逢たきよし、いざ來よとて誘なふ。長吉聞き、我は大切の用事なれば參るまじ、心得てたまへ。扨汝は誰ぞと問ふ。其方在所の者にて、親とは入魂するなり。當地に久しく住て、其方は我を見しらねど、我はよく見しりたり。是非來よ、さなくば親恨みなんと云ければ、しからば立ながらまいらんと、吉兵衛がもとに行ける。吉兵衛が妻に小むめとて、十五六の年增りを、博奕の上手故妻にせし。それに云置て、長吉がうしろより、蒲團を打かぶせければ、ヤレ人ごろしよと、聲をたてし

歯を、吉兵衛さし殺してけり。隣の者、壁の破れよりうかゞひみれば、早や臨終の色をあらはし。外の相借やかれこれ出合、家主與治右衛門にかくと云ば、口の外なる事をいふ人かな、あれは夫婦いさかひなり。傍相なる沙汰あらせなと、各をかへしけり。吉兵衛、その金を奪ひ、新堀寺島北町にて、花房をせんと借宅し、出立せし比、十内といふ三右衛門、いかなる者にや、妻を離別しけるに、その女、天王寺やに落し文して、長吉は、松浦吉兵衛夫婦しで殺し、死骸は、三右衛門が手より捨たりしかば、頓て公儀へ訴へしに、吉兵衛の心を、さまざま新堀につかはしたるに、吉兵衛は、舟をかり両国へ行ければ、六月十九日の夜なりしが、川にて吉兵衛を捕ふ。小姓、三右衛門、與治右衛門、相借屋召出されしに、相借屋はしかじかの旨、ことごとく陳て、別儀なかりき。餘人は出しにければ、以合しけり。扨、死骸はたづねたまへば、小利都の邊の、古井にすてしと云しを、頓てさがしたまふに、色も變ぜずありし。金の御穿鑿ありしに、數合せ八十両ばかり出し、扨、吉兵衛は獄にかゝり、餘の三人は大坂追放侍りしに、與治右衛門は、ある宇部にかくれ居たりしを、訴人ありて首を斬られし。小姓はそのいち、子殺しをして獄にかゝりし。

○狐の耳口をきり報國の子を産む

駿河目ゑ村の、六左衛門といふ者、狐をとらへしかど、明日は親の忌日なりとて助けるを、庄三郎といふ者、我にくれよとて、頓て、耳と口とを切わりて殺しける。その比、庄三郎が妻、産をせしに、女子の耳さけ、口ゆがみしを産たり。寛文十二年の事也。

○鶉の羽毛をぬき羽なき子を産む

是明越田ちかき山崎村の者、鶉を籠に入れ置しに、夫、他出のあとにて、鶉の羽をぬき捨出たるを、妻とらへて、憎きやつかなとて、羽をぬき、料合計にたしたりし。この女、程なく産せしに、羽骨はありながら、羽毛なき子をうみ侍りし。

○野間三竹口舌身を害す

江戸に野間三竹とて、儒醫の高名、世に聞へし人ありしが。悪き癖ありて、側にある者を、すこしの事にも、齒、鼻毛、はなだら、たはけ、あほうなどゝ、數へたてゝ、顔出しもならぬやうに、大なる聲して叱られ侍りし。後、京都にて、少年の小姓を、例の悪口にて叱られければ、その者短慮にて、即座に三竹をさし殺しけれど、世間へは、頓死と披露せられしと也。

○非理に牛をつかひ抵觸せられて死す

京荒神河原の牛屋、ある時、大津へ荷物をとりに、牛かひともにつかはしけるに、荷物これなくて、たゞ戻りせしを、主人いかりて、彼へはゆかで、道より歸りたるべし。今一度ゆきて、問屋より、しるしを取て來れよとあれば、牧童、牛にむかひ、かく有ければ是非なき事なり。いざとて、かの地にゆき、件の帖をとりてかへり、主人にわたせしに、牛、大に荒いかり、部屋のかこひもたまらじと荒ほしければ、主人、何としたりやとてゆきしかば、そのまゝ牛飛出て、主人を角に引かけて突殺してけり。

○不孝の男士死尸厠に至る

和州高市郡鳥や村に、甚七といふ百姓、つねに母に不孝なりしが、ある時、耕作より歸りしに、母、茶を煎じ居たりしをみて、顔をばせずして、かゝる事したまふ者かなと、大にいかりたけりて、沸たる茶釜を引出し、紙袋にて、傍にありし茶とをともに持行て、厠に投捨たり。かゝる悪心、日々夜々に積りしかば、熱病を煩ひて身まかりしに、死體を仕よせ置しに、其間、起あがり走り出、厠の方に行ければ、人々、おどろきゆきて見るに、厠の隅にうづくまり居たりしを、引出して、葬禮を催しけるに、天晴しづかなりしかば、かゝる大悪人の死せしに、これ又不思議なりと云もあへぬに、天俄にかき曇り、雷電天地をひゞかし、雨うつすがごとし。時刻をまち居たりしに、戌の時ばかりに、空はれしかば、いざとよ云しに、又洪水ふり來り、雷いかれる音、前よりもすさまじかりしかど、待もそらで、漸くに葬送に

おくり、火をかけかへりしに、翌日、妹よせにとてゆき見るに、髪かしらのごとくにて、穴の中に起あがり居たりしを、見る人、身の毛よだちて、斬、犬にとり捨て、やう〳〵に、二日へて灰となしけりとなん。

○他財を横取して後悶害して死す

江戸尾張町一丁目、よかいや喜兵衛といふ者、明暦二年に、金七十兩の無盡をはじめけるが、翌年の酉の年の大火につき、無盡停止の仰せ出しのありしを、これ究竟の幸なりとて、件の金子を横領し、それを本手として、千兩あまりの富貴となれり。寛文八年の、八朔の禮をつとめかへり、氣色つねにかわりてみへしが、そのまゝ二階にあがり、我以前に、人の財寶をうばひとりしを、今懺悔するなりと。たかく呼て、左右の腋腹を、刀にて二ツ三ツ刺通しけるを、人々おどろき倚て、刀をもぎとりしかど、終たまらで、八九日過て死けり。

○貪財の嫁娶類族刑をかふむる

京油小路の、脇部屋善左といふ者、財富、家ゆたかにして、嫡子に嫁をむかへしに、嫁が粧ひ領として金二百兩もち來りしに、其後、異方より、金五百兩持來るべしといふ人のありしを聞きて、先嫁をくやみ、叔もとより此善左は、大欲無道の心ざまなりしかば、頓て此ものをむかへかへんと謀りて、ひそかに婚禮の事を究めやりし。しかれ共、今の嫁の二百兩をかへさん事、流石に惜かりければ、嫁の乳母と下男とをまねき、いかにもして、嫁にぬれ衣の無名をたてよ。左もあらば、それ〳〵に褒美を得させんと、しめやかに云含ければ、かなしきかな。賤しき性のならひたれば、賤の欲に心ひかされ、後の異をもかへりみず、領狀しけり。樣本、中居の女まで、かれこれ密かにしめし合せて、ある時、乳母、嫁の部屋に至り、さゝやきて、下男のそれとぞ、武藏野の尾花が末の穂に出て、おもひそめまいらせしあたり、見るめも稀はしふとぞ侍ふ。一夜、二夜のかたらひは、誰かはしりもやるべき。女は只明暮ふかき

に、男のおもひかけし事は、彌々來世おそろしくこそ候へと、笑の中に針を含、實に〳〵しふ聞ければ、嫁は顏をあかめ、あら思ひよらずのさがなき事や。自を抱きやしなひし昔は、只一すじに、夫のほかに心亂したまふなと云教しに、今何事により、かゝる道ならぬ事云やるぞや。たとひ、身は八割にせられ、來世は阿鼻にしづむとも、不義のうき名は流すまじきと云しに、黄昏時に、かの男、しのび來り、隙をうかゞふ氣色を、かねての有增なれば、女ども見とがめ、壽幸に角と告しに、何事なく嫁が不義也とて、鼻を剪りて歸しける。親おどろき、意趣をくはしく尋ね求め、頓て御奉行板倉周防守殿へ訴へしかば、乳母と下男とを、拷問にかけたまひしに、有のまゝに白狀しければ、則、壽幸夫婦、嫡子、乳母、下男、腰もと、中居の女まで、殘らず都の上中下をひきわたし、磔に行ひたまひし。家は闕所し、財寶はのこりなく、彼嫁に賜はりしと也。

○父を弑し屬滅す

尾州清水春樂といふ者の子、與治兵衞は、小池惣太夫が娘を、妻にむかへんとありしを、親をはじめとして、一族口をそろへ無用と云しかど、更に用る事なくて、むかへしまゝ、各と不和になりし。親子も中あしき事なれば、夫婦心を合せ、朝夕の食事、自は美味を嗜みて、親は下人にひとしくなせし。父も堪忍たへがたくて、かゝる惡人は、世上の見ごらしにせんとおもひ、ひそかに訴帖をしたゝめしを、夫婦のものしりて、舅の惣太夫と相談して、竊に父を弑しけり。深くかくすといへども、皇天覆はざれば、一類の者聞つけ、與治兵衞に詰腹をきらせ、世間へは自害と披露し、高岳院におくりしを、住持より、かゝるもの楚忽にはとて、寺社奉行所へことはりしかば、則、檢使來り、自害にはあらずと、僉義決定し、舅も同心したる事あらはれて、惣太夫父子を、寺尾內匠と成瀨吉左衞門とに、しばらく御預け有て、かゝるものどもは、侍の手にかけ、きるべきにあらずとて、穢多に仰て首を刎させ、與治兵衞が妻は土器野におゐて磔にあがり、與治兵衞が死骸も、ともに傑にかけよと仰付られけれど、高岳院より、一

たび寺に入りし者、出し申事は叶ざる法式なりと、偈を誦へられしかば、其聴きこしめされ、沙門の道はさもあるべしとて、そのまゝに指置たまひし、一紙見たん〳〵、此事をしらず顔にて、只與吉兵衛一人に、覗きられし事不屆なりとて、己等に御預られし。寛政七年の事也。

新著聞集 第十五 才智篇

○途を印し難を救ひ藥を携て急を待す

武府大火の時、猛烟すでに御城内へ、おゝひかゝりしかば、幾多の女中、途にまよひ、出行べきかたをしらざりし處に、松平伊豆の守どの、疊にかけ入りたまひ、疊をうらがへし敷て、これをしるべに出たまへと教られし程に、一人もあやまたずして逃出、急難をのがれたまふとぞ。又大樹公、御灸治の事仰ありし時、醫師玄冶、灸點を奉られしに、艾を忘れしかども、刻時うつりしかば、伊豆の守どの、御前を立、御次の疊をうらがへし切破り、拔出して、たてまつられけるとなん。

○句を厭ぎ時を祝す

一條攝政兼良公、十二歳にて御元服ありし時、座客に何ともしれず、怪しきこゑ有て、

猿のかしらにゑぼしきせけり

と聞へしかば、頓て緣の方に走り出させたまふて、

元服は未の時のかたむきて

と附させたまへるとなん。此公の御顔のかゝり、猿に似させたまへる故なりとかや。幼き時より、かゝる俊才ゆへにこそ、著したまふ書籍、世におゝく傳へり。

○春日野の鹿の角をきる

奈良の春日野の鹿は、古より年々、人を損ずる事にて、其の患にて侍りし。寛文十三年に、奉行溝口豐前守殿御はからひとして、角を切べしと有ければ。東大寺、興福寺の僧徒、神獸を損ずる事、然るべからずと難澁せられしに、豐前守殿いはく、角ある者は角を切り、人喰ふ馬は耳を割といふ事、聖賢の捉

なりとて、八九月に至て、穢多に仰せて切らせられし。此角を切に、うしろの方へ引仰け、鋸にて切に雑作なし。若前より切らんには、強力もおよびがたしとなん。今に至りては僧俗とも、いかばかり悦申事にて侍りし。

○若年人を討の方便

松平下總守殿の家中櫻井七之丞、實子なくして、半三郎といふ養子をせし。此人、心ざま然にやさしく、何ごと神妙にて、奥昆從にめされし。又成田吉十郎といふ近從ありし。異人よりは、念比に物しけるに、いかなる故かありけん。半三郎、身のうへを、親の七之丞に、時々ぬれぎぬの無名をたて、らうがはしくさゝやけるを、ほのかに傳へ聞、聞の日よりも、おそろしくおもひながら、色にも出さず、打過侍りし。半三郎、江戸在番にてとり、吉十郎は山形にありしが、時を得たりと、いよ／＼聞ぐるしう、はしたなき事云習りけるほどに、親の心も、今は一向によろしからずなりもて行に、惡事千里をはしる習ひなれば、その事、委しく半三郎かたに聞えし。そのゝち、吉十郎も在番にのぼりしを、前よりも向むつまじふかたらひしかば、人目には、親子兄弟とても有まじと云し。兎や角に親みし事、半年ばかり經て、主君、他出したまひし隙に、いざとよ、寺院に行て遊びてんやと伴ひ、大寺院の門を明出しが、いや庭までは遣し。刀を指てゆかんと、それに待たまへ。是よりてまいらんとて、番所にをきし刀を、とりに歸りける。番人見とがめしを、吉十郎と庭にゆく也。あれまでは、遠き故にとことわりて、二人の刀を提げ、一腰を吉十郎へ渡し、闇のうしろへまはる所にて、日來の意趣をいひ立しかば、吉十郎も、刀は拔しか共、終に切ころされし。刀を拭ひ、番所に歸り、本のごとくに刀をかけ置、臺所より表門に出、なぐさみに、これより裏門にまはるぞと、ことわりて出るを、脇指ばかりなれば、何心なふして通しけり。番所にゆき、裏門より出て、裏門より入りたれば、本に歸るぞと断り、刀をとりて裏門に至り、番人に、表門より入るよしを云届け、頓て近所たりし、松平相模守殿にはしり入けり。下總守殿も

夜に入て歸宅したまひ、いかで二人は、出ざるぞと尋ねられて、部屋に人をつかはしけるに、今朝よりかへらずといひしかば、屋敷中、くま〴〵までたづね求めければ、吉十郎死骸を見出し、扨は半三郎が所爲なりとて、方々穿議ありしに、番所、門々、いづれも云わけ分明なれば、かゝりたまふべき様もなし。いづく〳〵か行つらんとたづねしに、相模守殿方へかけ入しよし、隱れなかりしかば、主人より、たび〳〵使を立られしに、いかなる故か有けん。出したまひしかば、終に切腹したりしとなん。かゝる神妙なるふるまひ、若年の人には又有べきかは。

○龜死活をしる

本多隱岐守殿家來、渡部源兵衛、妻のいたはりに、沼龜を喰せば、然るべき事にてと有ければ、龜六十ばかり取もとめ、庭の池に放ち入れ、用の時、とり出すに、己々が穴をほり、深く隱れ居ければ、人を多く池に入れ、方々搜りまはして、やう〳〵一ツ二ツとり出し、既に殺して與へけるに、されども、病人、つゐにはかなくなりしに、その次の日より、龜ども、池の汀にこと〴〵出て、甲をさらしけり。まことに思ひ考るに、己々殺さるべき事を知てかくれ、又病人果て、殺さるまじき事をしりて、出ぬる事こそ、奇特なりと云あへり。

○盜賊別才

伏見木幡のあたりちかき村々、夜ごとに、馬盜人有しを、程へて捕へしに、その盜人、白木綿、黒木綿一匹づゝ持たりしかば、いかなる故ぞと問に、されば、黒、赤、栗毛には白きもめん、白馬には、黒もめんを、胴中より足までも卷也。たとひ馬主、追かけ來りても、夜目には斑と見ゆるまゝ、我馬とはしらざるなりと云しとかや、

○巧智に言類族の難をすくふ

尾州黄門公の納戸の金二百兩、其外、品々うせしかば、かれこれ穿議あれ共しれざりし。中間共の、つ

ども、牢ひつをあらたむるに、似合ざるいろ〳〵有ければ、いかにして持たるぞとゝへば、小納戸の下方、助十郎よりたまはりしといふ。其外、怪しき事多かりしかば、今度の科人にまぎれて、志水右衛門殿に御預け有しに、寺尾土佐守捕さして、右衛門に永く御預け給るべしとて、則ち下屋敷にうつされし。土佐、下々の一族の面々に書て、下方に、名高きに太縞の其末たり。いかばかり尖正と思へども、其役人なれば力なし。さだめて、生ては居られまじと侍りしかば、頓て内證よりすゝめて、自害せられしにぞ、夫婦の一家は、安堵せられしとなん。かく役得有しこゝろは、かゝる武勇あるんに、悪名をたてゝは、一國の士のつらよごしなり。仍て、みつ〳〵の沙汰に、せまくほしくての事とかや。寛文十二年の夏の事なり。

○牛死をしつて泣く

阿部の蘇別有殿人の方に、用事有て、長谷川鉄蔵行て、あん内せられし間に、門のかたはらをみれば、あめ牛繋て有し。牛繋しくおもひ、側によりて見られしに、かの牛、つゐを垂て、つく〳〵とながめ、涙をながしけるまゝ、いよ〳〵變異なくて、門番をよび出し、たづぬれば、されば今日ばかり。胡麻をかふて、且暮、秣喰にあされ候と云。燧前、此事を聞、譬にてつし、宮の事におもひ、用の事有て來りしかど、其事を次になし、蔵人に請ひ、我先づ、無心の事有り。只今、かれ〳〵の事を見侍りし。さだめてかれが心、我に助けくれまじとおもふなるらん。不便の事なりと有ければ、蔵人も、深く感心して、件の牛を、越前の方へつかはしけるとなり。

○巣鶯蛇をふせぐ

下京にて、ある人の庭木に、鶯巣をつくり、子をやしなひけるに、蛇來り、木にのぼり、子をとらんとす。親鶯、けしから事鳴音。一羽のおそ鳥は、そのまゝ飛さりしが、頓て歸りたり。そのうち蛇來り、巣の口につらをさしこまんすれば、親どり、何そらん口にくわへて、巣の口に出れば、そのまゝ蛇逃て事

たび／＼に及びしを、見し人、あまりに惜き事におもひ、蛇を殺せしに、鶯巣より物をおとせしまゝ、これをみれば、蚰蜒なり。延寳元年の事にて侍りし。まことに、蛇の蚰蜒をいぶせがる事、いかにしてかしりたりけん。いとふしぎの事にてなんありし。

○感随和尚悪人の終を化す

江戸日本橋ちかくに、有福のもの、後世といふ事をしらずして、末期ちかづきしかど、更に称名などせし事もなかりし。播磨院感随和尚を招き、病者をすゝめたまはん事、一家挙つてねがひしまゝ、和尚、来りたまふに、病人は、只妻子の事、財宝の事をのみ云けり。和尚のいはく、我は帰るとて座をたち、別の所にかくれ居、病人の寝入をまちて、側の有ほどの物を取のけ、腰にある鍵までも取り、妻子をもかくし置けり。病人、目をさましみれば、燭てゝあまた燃し、屏風ごしに光りかゞやき、香のかほり満みたり。病人おどろき、そのゆへを問に、されはその方、妻子は頓死して、只今、三尊来迎ましまし／＼ける光明なり。すでに財寳も、忽然として消失たり。汝久し、寐て、此世の事をしらず。はやく念佛して、追つかれよと、さま／＼有がたき事を、説たまふてすゝめたまへば、病人いみじくも得悟し、餘念なく、ひとへに西方を願じて、往生をとげしと也。和尚の方便、賢かりしと皆人感ぜし。

○詠歌心をやはらぐ

将軍家光公の、中院通村卿をめして、古今傳授ありたきよし、仰られしかど、此義は、公家の祕する處にて、容易に、武家にわたしがたき道なり。おぼしめしとまらせたまへとて、傳へおはさゞりしかば、御心よからで、三年歸洛御ゆるしなかりしに、

　行方に身をばさそはで夜な／＼の袖に露とふむさしのゝ月

と詠じたまへるをきこしめして、いと賞みうつくしみたまひて、都に歸したまへるとかや。

○巧智爭を解く

ある浪人、具足を質物にをき、質やが許にて、鼠の損ひけるを、持主に侘すれど、承引せざりしかば、頓て鼠を生捕て、その主にわたしければ、これは、我をうつけにするか。[illegible]是非ならずとて、公儀へ訴へしかば、相手より、件の鼠をもち出し、板倉伊賀守殿、此公事を聞たまひしに、質や、かく鼠らものをとらへ来りたり。されば、その方、かゝる者の宿せし咎のがれがたしとて、数日籠獄せられて、さて鼠のおどしを替てわたせと捌かれしを、世の人、かんじけるとなん。

〇官宗獄中の死尸を糺明す

尾州の町奉行林一郎左衛門、天野孫七、ある時、小尾土佐守殿に来りて、牢死の者あり。これは、先規より当職にたまはりて、ためす事に候。いかゞ仕らんと伺はれしを、土佐守どの、つくづくと聞て、先例の國法、兎角におよばず。但し其者、科の治定したるにや。たとひ科極りたり共、命生てだにあらば、助かる道もありなん。又は其身不調法ゆへ、罪おけならずして、非分におつる事もあるべし。然らば罪科をゐをりたる者すら、此道理あるうへは、科未定の者を、ためすといふ事は、不便の事なり。その身は死しての事たれば、苦しからざる事ながら、其一家の者の心にしては、死骸を弄ると、ためさるゝとは、外聞、實儀はるかに違ひあり。國法なれば是非なき事とあれば、兩葬行かん心して、まことに此事至極に候。死骸を、一門の者にとらせ候らはんと申されければ、いや、それは古例をそむくに似たれば、此方より申付る事にはあらず。兩人の心にまかせられよと仰しかば、其趣を得て、ためさざりし。誠にこれ義理にあたれりと云々。今は此例を引事に侍るとかや。

〇兄弟山をあらそひ巧言の僻をきく

伊勢ふた見が浦の百姓兄弟、山をあらそひて、九鬼長門守殿に訴へ侍りしに、いかに下々なればとて、兄弟づから、かゝる非義なる公事をする、ふとどきなり。往邪有べしとて、年経しかど時節たまはず。其間に、奴方より賄をはこぶ事数をしらず。あるとき、兄が方より、物もち来りしを、長門守殿、これ

が聞やうに、此公事にて、我は大いなる德付たり。只いつまでも辨すまじきぞと、のたまひしを、かの者、物ごしに聞て立歸り、弟をよび、汝、山にのぞみあらば取べし。殿の心、かくにそあれ。然らばあらそひて何の益あらんといふ。弟、實にもと思ひ、その事をやめ侍りし。

○念佛繩の謀老父を敎化す

攝州池田ちかき榮根村の、新右衛門が父善齋、年老いて、別屋に隱居せしかど、後世の道は遠くうち過ぎ、只本家にのみ來り、世わたる邪路に心をよせ、下人をかりつかひし事を、新右衛門、つねに心にかなしみ、ある時、かたりけるは、京都黑谷にて念佛繩とて、藁一束を能く念佛して、細繩になせば、錢一貫文たまはる也とあれば、それはよき隱居のたぐさみ也。今よりは、綯てのぼすべしとて、念佛し、又はせわの事ども取まじへ、綯てつかはしけるに、右の代八百文まいりけり。此繩もよけれども、せわまじりしゆへ、八百文まいりしといへば、善齋、手をうち、扨も〳〵おそろしき知識にておはせしぞ。よくも〳〵かくまで、しらせたもふものかなとて、今度は、餘念なく、純一に念佛し、それより次第に念佛の貴き味をしり、つゐに大信者となりけり。これは、新右衛門が、孝心より出たる、知謀やと人々かんじけり。

○釣針の咽に入るを治す

ある童子、あやまつて釣針、咽に入てぬけざりし。次第々々に腫れける處に、ある人來り、筆の軸をこまかに割、口に入れ、糸をまき、本をゞて拔ければ、そのまゝ拔けて命助かりぬ。

○穗の咽に入るを治す

ある者、麥の穗の咽に立けるを、眞綿を口に入　、やうやくにとりしとなり。

○胡椒にむせぶを治す

佐久間勘右衛門殿子息、ある時、胡椒の粉鼻に入り、むせんで絶死せられしに、ある人、口より油をな

がし入ければ、蘇生ありしとなん。

○碁石鼻に入る

ある人、たはむれに碁石二ツ鼻の孔に入しが、何としても出ざりしに、紙よりをして、一方の孔に入ければ、くさめ〳〵して石出たりとなん。

○尾州の眞市餅の食傷を治す

尾州名古屋にて、ある人、いも油あげを喰て、食傷、以の外なりしかば、醫療かはる〳〵手を盡せしかど、しるしなかりしに、高田と云し唐人ありしが、來り見て、頓て乳柑子を碎き、しぼり汁を口に入れしかば、立處に快氣したりしとぞ。

新著聞集第十六　清直篇

○繼子嫡となる

阿州家中に、三浦次郎右衛門といふ人、養子しての後、實子を設け、すでに年も長けしに、養子與茂太郎がいはく、實子の孫助なき時は、某を養子したまふ事勿論なり。今すでに成人せしうへは、かれを惣領にたてん事こそ、本意ならめ。某事は、所存ありと强に云ければ、次郎右衛門、やがて一族のこらず集て、自が心、實子、養子の隔てなかりしに、與茂太郎かく云し事、さらに心得がたし。孫助に愛をふかくたれし事、外に見へ侍る社口おしき事なり。士たらん者、一たび親子の契約をなし、外に心をうつすべきかは。さるいやしきふるまひ、全く存念にあらざる處なり。かく申に、與茂太郎いなみ申さんには、八幡も照覽あれ。孫助を勘當すべきと、心すゞしく聞へしかば、此上は、とかく申すべきにあらずと、與茂太郎領掌し、親屬みな〳〵よろこび感ぜしと也。

○狐君命をおそる

尾張大納言殿、津島にて鷹野あそばせし時に、鳥屋岡合させたまはんに、狐の活膽をとらせよと、加島道圓に仰せられしかば、餌さし市兵衛承て、狐をとらへしかど、私用の事有て、歸り度とおもひしに、生肝をぬくべき人、外にあらざれば、是非なく、しばらくありし。御臺所の中間がいはく、その事、某し致すべきまゝ、肉と皮とをたまはれと云しかば、御用の外なれば安き事なり。偏に汝をたのむぞとてかへりし。かの者、やがて生肝をとりし。その時節にあたり、淸洲にありしかれが妻、俄に物にくるひ、其役人にもあらずして、某を殺す事、そのいはれなし。これによつて、此者を取殺し、件の恨をはらさんと罵りければ、人々おどろき、それは、汝がひが事なり。さあらば、何ぞ殺せし者には附もせで、子

細もしらざる妻を、かく惱しけるぞと云ければ、いや、かれがごとき、某を殺すのみか。肉まで喰ふやうなる頑敵の者なれば、其附事もなりがたし。夫婦の中なるまゝ、此ものを殺さんと、さま〴〵に狂ひし。此事、御前にて沙汰ありしを、大守きこしめされ、狐は靈なるものなれば、道理をせめて云きかさば、定て聞わくる事もありなんとて、眞鍋補左衛門をめし、汝ゆきて、何條其者を惱すぞ。此方よりいひ付て殺させたり。又我屋にも、狐がゝりして殺さんに、此たびの事は、誠に理を合させん事なれば、同じ死すべき命を、人の爲にたゞし事は、悦しきにあらずや。道に出でしと、御のおもむきを申聞せしに、物つき涙をながし、何事により、われらごときの畜類、大君の厳命を、かくばかり承る事、有がたく候へと、云もはてず、たちまちに物の氣はさりにき。

○浪人切腹

水戸の御屋敷の砂川に、人來りて、取次に對面し、某は、小川三左衛門と申浪人にて候。身不肖には候へ共、當時、主君にたのみ奉りたくとねがひしは、外にこれなく候。當世は僞り者多く、物に紛ぎれ候へば、御承引有べきとも存ぜず。然ればとて、誰をたのむべき便りもなく候。此一義をきこしめし、情みをたれさせたまふならば、身の悦びなり。さもなくば、八幡も照覽をしませ。存命すべき心、いさゝかもなくおはしまし候とぞ申ける。取次の、了簡におよぶべき事にあらざれば、家臣のかた〴〵に云入れしを、殿にもきこしめし、誠こそ思ひよりこそあれ。去りながら、譜代のともがら多ければ、他所より呼出さん事はなりがたきなり。他方をのぞき候へ。浪人の事なれば、わづかの指合にもせよ。又時節もありなん。その聞を待べしとて、白銀三十枚下されたまはりし。三左衛門畏ていはく、私の儀、全く金銀の望み侍らずといへども、御こゝろざしの、有がたき事は、身に餘りて畏み候。所詮はじめより申すごとく、本懐相かなひ、世にある時は、金銀はたから也。命捨る時は、たゞ塊にひとし。受奉る儀御免下され候へ。これまでに候。御前よろしくたのみ上げ候。御いとま申とて、式臺にをり、袴をぬぎ、腹

一文字にかく切て伏たり。玄關の人々、おどろき騒しかど、爲べき樣なし。殿にもきこしめし、世の中の人の心の濁りたることそうたてけれ。それ程に、おもひきはめし者としらましかば、いかばかり召出されんものをと、いくたびもくやませ給ひしとかや。

○高價の革嚢本に復る

京室町由玉町の、加右衛門といふ者、家おとろへて、古道具店を出しけるに、伯父の方より、古き皮巾着を、棚のにぎはひとて置ける。加右衛門、他出のとき、母、何のわけもしらずして、巾着を賣て、價を伯父の方につかはしけるに、かく下直に賣ものにはあらざれども、是非なき事、くるしからずとて、さてやみぬ。二日過て、ある人來り。我は此ごろ、愛にて巾着を求し。則人に見せければ、高直なるもの也。さだめて、女儀のしらずして、賣りつらんとおもひ、持來りたり。かならず下直にものしたまふなと云ければ、亭主、かぎりなくよろこび、去ほどに、いづくの人にておはするぞとゝへば、小川通り一條上ル町西がわの北かどにて、利兵衛といふ者なり。このゝちは、たがひに念頃にすべしとて、他事なくかたりしとなり。

○阿州の大守賣紙を禁制す

阿州海部郡のもの、土佐の國にこへて、紙をすきならひ、阿州にかへり、土佐の藥袋紙、すくべきよし申しければ、代官より家老中に告たりしを、阿波守殿きこしめし、其紙の事の、土佐の名物なり。この方にて漉事然るべからず。密々にすきたりとも、曲事たるべきと、堅く仰せられしとかや。

○二狐命にふくし盜狐を縛り來る

丹波龜山の城主松平伊賀守殿、ある時、御佛殿を見たまへば、すつぽんをてらひちらし置けり。守護のうへにて、狐の所爲なりければ、いかに畜生なればとて、御代々の御牌前に、かゝる事、堪忍なりがたし。明日は、早々狐がりせよと、いかりたまひし。その夜、殿の居間の前に、物音しけるを怪しとて、

戸をあけ見たまへば、狐を葛にて縛り、女狐二ひき、そのかづらの端を、くわへて居たりしを、能こそ連て來りたれ。それをとらするぞとありしかば、則そこにて、くらひ殺し侍りしとかや。

○臨終改宗

松平阿波守殿家來、岩井與市郎は、代々日蓮宗にて、殊に我は堅固の信者なり。江戸谷中に、歸依の上人より、末期におよばゞ、決定成佛の一句傳へ申べしと、つねゞゝ云れしゆへ。臨終のとき、上人をまねきければ、上人のいはく、その一句といふは、念佛を眞實心に申したまへ、大切の念佛を、淨土宗は疎略に申すゆへ、念佛無間といふなり。決定して申せば、往生はうたがひなしと、すゝめられし時、病人、子息をよび、我此年まで、日蓮宗のつとめを、眞とおもひし悔しさよ。今現に死門にのぞんで、偏に彌陀如來をたのむとも、何條御めぐみあらん。因こそかくはありとも、汝らははやく淨土宗になれ。上人も今はいらず、疾歸りたまへ。情なくたぶらかされしかなしさよと、さんゞゝに云れて、早々歸りし跡にて、深川靈巌寺の和尚を招請しければ、一念十念佛來迎の御勸化にて、一向に念佛し、正念に往生をとげられしとなり。與市郎、早速宗旨をあらため侍りければ、阿州にて、傍輩八人ともに、淨智寺といふ淨土宗の旦那となりしとなり。

○二夫義に伏し死をのがれ祿に仕ふ

紀伊國池祇村の百姓、猪子を打んとて、鐵砲放つて、同村の者の胸をうちぬき、頓てはしり寄看病し、宿につれ行き、妻を歎き、腹を切らんといふ。討れし者、わが親類と、討し者の一族とをあつめて云しは、某かくありし事は、不運是非におよばず。あやまりは、誰のうへにも有事也。腹切べきといへる事、更に心得がたし。みなゞゝ申して腹きらせば、生々世々の恨なりと、堅く云わたす。討し者のいはく、かくのたふ事、身にあまり情くは侍れども、活ては居られずと、たがひに涙を流しに、おもひの外に狹牢意せしかば、もろともに悦びぬ。此事、國主公きこしめし、神妙の者どもかな。下々にはめづ

らしきとて、早速めし出され、十人衆の内に、入させたまひけるとなり。

○正直彌六郎田地をうく

南部大膳大夫殿家臣八戸彌六郎、領地の百姓に、正直のものあり。則ち此ものゝ異名を正直とよびしかば、彌六郎も、淺からぬ事におもひて、諸役をゆるしければ、こはおもひよらずの御恩や。しかしながらわが役の分、諸百姓にかゝりては、却て他の迷惑になりし。只それがしは、只今までのごとくこそ、よけれといふ。彌六郎、いよ／＼感じ、荒野に出し次に、正直をよび出し、汝はやさしき者なり。今までつくりし高二十五石の田地、向後取らすぞ。作りどりにせよ。役は公用なればつとめよとなり。

○人才を枉げず

中根大隅守殿の組に、久世三十郎殿おはせし時、御小納戸に撰ばれて、つとめられしに、御意にかなはで、本組にかへさせたまひ、又人を撰びたまふに、大隅守殿よりは、同人を書出したられし。御老中よりこれは何事により、かくは有ぞと、せめたまひしに、されば、我らに御あづけの人の中には、是程の人は候はず、幾たび御詫ましますとても、能人を指進て、則人を、申上べきもおはしまさずと答へられし。そのおもむき高聞有て、しからば今一度御つかひ有べしとて、召出されより、出頭、日々にいやまさり、大和守に任じ、御老中迄昇進したまふ。まことに、有がたき組頭にておはせしとぞ。

○賄物によらずして境の爭を批判す

京左條松ばら東洞院の角やしき、境目論の事ありし。板倉伊賀守殿、日来しろしめしたる者にやありけん、卯月のはじめ頃に、見事なる、淺瓜をものしすゝめし返事に、ちかき内、見にゆかんとて、頓ての程に、伏見にゆき、立よりたまひて見分あり。町中まかり出て、かしこまり居る處にて、過にし比は、めづらしき瓜を送りくれて、滿悦におもひし。扨此地の事は、隣のなれば返すべしと云わたし、歸りたまふ。誠に明白なる事かなと、京童も感じあへり。

○柿菓を賣易てたがひに轉養をつくす

備中山手村に、加兵衛といふ百姓あり。九月十七日、東照權現の御祭に、屋敷の柿を、宮のうちの茶やに、柿百を銀五匁にうり、それより岡山にゆきて、歸をあつらへ居けり。そのむかふの店にて、茶や、件の柿を、銀一匁に二十づゝ賣し。加兵衛あやしくおもひ、そのゆへをとへば、されば、おもひの外に損をするなりとこたへしかば、是はうたてき事かな。見ざる時は是非もなし。かくばかり見て、損はさせがたき事なりとて悔しを、いや、商の道は、損も徳もなくてはとて、更に請むけしきもなかりし。加兵衛、鳥目百五十文かへさばやと思ふに、とてもとるまじきと遠慮し、茶やが娘、あそこに居けるにとらせて行に、親聞付、いそぎその錢かへすべしといふ。娘あとより追かけ、錢をすてゝ泣ける程に、加兵衛も、力なくたちかへりて錢をとり、宿にかへりて妻にかたれば、それはいとをしき事也とて、便りに、せんじ茶と蜜柑とを、妻のおよりおくりしに、茶や、そのいも、肴を持て禮に來りしかば、その肴を料理して、振舞て歸しける。たがひに律儀なる志なりとて、聞人感じけり。

○貧尼疑はれて己が錢を出す

大坂備後町にて、たれかれあつまりて、念佛講をむすびて、掛錢五百文づゝに定めたりし。その内、一人分うせたる事のありし。此講中に、妙昌といふ土尼、もとは身代よろしかりし、いつしかおとろへて、乏しかりしかば、此人、取たるならんと皆人いふて、妙昌にしかじかとへば、いかにも。我入用の事ありて借しとて、翌日、五百文もたせつかはしける。その年の暮に、ゝ原や助右衛門、宿のすゝ掃に、長持のさきに、念佛講錢と札の付たる錢あり。亭主おどろき、妙昌に告しかば、さぞあらん。我は今許しければ、人々取たりとおもひたまひしは、ことはりなれ。佛こそ證據なれ。なんぞ我が童候べき。我は罪かくる身なれば、かへしたまはれとて、少しもうらむるけしきなかりしかば、講中も、貴き人と感じあへり。

○雲居從僕つねに師の履を帶ぶ

いよの國越智郡の內、白河の酒や宗齋が處へ、遍路の僧來りて、一夜の宿をかしけるに、いづくの人ぞとゝへば、奧州松しまより、行脚に出しと答ふ。然らば雲居和尙をしれりや。和尙此所におはせし時、手ならひの師と仰ぎしまゝ、ゆかしき事に侍る。かの僧のいはく、われは和尙の小者にて、草履取して年久しかりし。遷化二三年まへに頭をおろし、法衣をちやくし、出家の眞似する事も、ひとへに草履の高恩なりとおもふに付ても、つねにめされし草履、木履、冥加のために身をはなさず、見せまいらせんとて、一ツの包物をあけて、うつくしき箱より、古き草履、木履をとり出しける。宗齋、その貞實なる志を、ふかくかんじて、よもすがら語りあかし、翌日出ゆくに、齋米を送りしかど受ず、酒をすゝむれども、禁戒也とて呑ず。門のほとりまで、出しが立かへり、御志のあまりうれしきに、酒一つ下されんとて、少し飮ていとまごひしさりぬ。

○夢中に狐來り自ら誤らさる事を訴ふ

藤堂大學頭殿かひおかれし孔雀を、安藤對馬守殿かりたまひて、蠣がら町のやしきに、籠に込をかれしを、ある時、狐がとりて、頭と尾とを殘し置し。對馬守殿、立腹淺からずして、そのまゝ屋敷にありしいなりのやしろを、破却したまひし。其夜、對馬守殿ゆめに狐來りて、今度の儀、全くわがしらざる所也。さだめて、他方の狐の所爲ならん。三日の中に、證據見すべしと云て覺させたまふに、三日めのゆめに、件の狐きたり、さる程に、穿議とげして、刑罰せしと云と見て、おどろき樣に出たまへば、大きなる老狐を殺してありし。殿にも、ふかくかん心有て、やがてやしろを造營したまひし。

○財をのこして跡をかくす

尾州の佐藤半太夫といひし人は、才智群を出、武藝たぐひなかりしかば、小十人より次第に昇進して、七百石たまはりて、國奉行となりし。いかなる故か有けん。役義と、知行四百石とを召上られしかば、半

太夫おもひしは、我役儀にゐて、心術虚妄なく、又武道にも油断あらじ。かく横轄をかまふるは、これ大守の御心より出るには侍らじ。いかさま、邊侯の所為にもやありなんとて、挟箱に、切腹の道具それ／＼を用意して、時の執權職の評議前後にまかり、かく御を尋りし事は、いかにも故のありなん。わがはくは、委細に語られたまはれと、數度ゆきしかど、とかふのいらへも侍らざりければ、とかくに詮なき月日をおくらんよりはと、おもひきはめ、玄関に、弓、鉄炮、武具、馬具、ゆゝしくかざり立、馬やに馬をつなぎたらせ、臺には、八木數百俵つみかさね、金銀、鳥目又は一閑々々のそれ／＼の道具まで調へをき、自らには、行方しれず立さられしとなり。

○靈符利を顯し卽て宗旨をあらたむ

京からす丸長者町のさめや三郎右衛門といふ者、代々日蓮宗にてありし。ある時、娘狐が憑りたる煩ひ、非大をつにおよびしは、本願寺の上人来訪して、ねんごろに加持し、認符をあたへられしに、たちまち狐離され、正氣になられし。最早やめん事なしと、ありがたく貴みて、いかなる無上の陰字かまはせるやと、ひそかに秘符をひらき見しに、六字の名號にてありし。これより、ふつにおもひきはめ、宗旨をあらため、淨圓寺の檀那になりしと也。

新著聞集　第十七　俗談篇

○鈍狐害をかふむる

筑前福岡の城下より、一里あまり過て、岡崎村に、馬乗の高橋彌左衛門といふ者あり。用事有て、入相のころより、城下に出ゆきしが、夜に入とひとしく歸りしかば、いかで早く歸りたまふと、妻のとひしに、されば、道今すこしになりて、かの方より、用も足れりとてとゞめ侍りし。餘りにつかれたるとて、閨に入り、供の僕は物くふて臥りぬ。此家に、年おひたる婆ありけるが、妻の袖をひき、主人、常は右の目、盲たまへるに、只今は、左の目、盲たるこそいぶかしと告ければ、妻おどろき、さらば、少し出し見んとて、姥が俄に腹痛しぬ。藥をあたへられよといひしかば、かく疲れていねたるにとつぶやき、漸くに出しをみれば、左の目盲たり。さては疑ひなき妖ものなりしかば、妻かい〲しくも、最早藥も快く侍りしまゝ、いねさせよとて、ねやの戸をしめ、四方のかこみを、嚴しくたてこめ、脇指を、臥たる上より咽にあて、姥は後より、たゝみかけ打ければ、こん〳〵くわい〳〵と鳴し所を、つき殺しける。又家來の者共は、供の狐をたゝき殺しけり。未熟の狐にや。妖け損じけるこそおかしかりし。

○隣屋四人二死二活

大坂八けんやの荒ものや、菅笠を買出しに、深江村にゆかんとて、隣の亭主と約束し、朝とく出るを、妻、今日は親の命日にて、茶を煎じしまゝ、明日ゆきたまへと留しかば、そのこゝろにまかせて、ゆかざりし。隣の者も、獨りゆくまじとて、宿にかへりしを、妻、腹をたて、つれのなければ、商はせぬものにや、心得がたき事共かな、疾々行たまへと責はたりければ、つぶやきながら出し。妻は茶を設けて後墓詣でせし跡にて、俄に雨、車軸をなし、雷電とゞろき閃き、雷は両どなりの境にをち、留守せし夫と

隣の妻とは、たちまち死けり。出ゆきし二人は、恙なかりけり。まことに天命はかりがたしと、人々評しぬ。

○悪馬徳になる

三州猿投山のふもとに、人喰馬ありしを、ある時、鼎山和尚よし、ありて乞たまひ、美濃につき行をつかひたまひしに、一年ばかり経て後には、人のいふまゝになり、文の使などしけりと也。

○会面拝首

大坂対陣の時、蜂須賀阿波守殿の陣へ夜討入しに、稲田主水下知にて、敵一人を橋の欄干にて、首を突立しに、かの者、味方見あやまりけるに今といふ。其味方より、同志討するなとこゑをかけしまゝ、首を引ければ、頓て城内へにげ入り、顔まむかへて、只今の士は何と云しぞ。まことに若者なり。我は今よひの大将、塙団右衛門なりと名のりすてゝ、内に入りし。主水、老後まで、此事を云出して、頻に落涙せられし。

○愚者叮嚀

西尾因幡守殿、遠行のいとまごひに、坂崎出羽守殿方へ行たまへば、いと懇に饗応ありて、腰物を取出し、これは能々ためしたるものにて、覚えこそ候へ、首途の餞別にまいらせんとて、座頭をよび出し、隙もとめおく来る所を、只一うちにせられし。因州殿おどろき、これはいかなる罪のものにおわすると、とひたまへば、いや何の科もなきものに候へども、此の事に目のまへにて、切れあぢをみせ申さんと仕りしよと、答へられしより、笑止におもひ、そのゝちは、不通したまへるとなん。

○夢中に妻を害す

京都に、西谷四郎兵衛といふ者の手代、ある夜のゆめに、妻を切殺して夢さめおどろき、あたりの人々一族のそれ〴〵をあつめ、なげきかなしみしかど、措しをくべき事ならねば、牧野佐渡守殿へ訴へ、それ

がし恐しき夢を見候て切申候。全く妻に恨み候はず、殊更子共も候へば、一入不便に存候。御はからひを待つばかりに候と申せば、先獄舍に入たまふ。三日經て、男まかり出、しかじかの事申上げ、殊には孫ども、父母をたづね戀したひ申所、目もあてられず候。某娘の事は不仕合、是非におよばず。此うへは責て父が生て、孫をやしなひ、父は女の跡をとぶらひ申、便りも候はんまゝ、この者の命、御たすけたまはれと、ひたすらに歎きしかば、聞届けたまひて、まことに、子供あまたを養ふ事さもありなん。しからば、一族まで連判をせよとて、一札をとりたまひ、そのうへにて、牢舍をゆるしたまひけり。

○吉祥寺村異獸

京の南吉祥寺村に、吉祥天女の開帳ありて、人あまたまいりけり。西の岡の村々より、六齋念佛を法樂につとめける。鐘、太鼓をひたゞし〱、敲きたてし。其響にや、おそれけん、怪しき獸かけ出、ある百姓の椽の下にかけ入しを、頓て諸方の口々をしめて、生捕にけり。其かたち、顔は狸に似て、鼻より額まで黒く、項は白し。背は黒く、腹白し。尾丸くして徳利に似たり。足はなくして、前足は土龍のごとく、後足は長くて穴にひとし。飼には、串柿をのみくらひし。何といふものと、見しれる人、さらになかりし。延寶年中の事なり。

○洛陽小左衞門狂人

洛陽長刀鉾の町に、小左衞門といふ絹うり有。日來、刀の目利をしけり。ある時、正宗を一腰もとめえて、本阿彌に見せければ、よろしからざるよしにて、返しければ、小左衞門大きにいかり、情なき事いふものかな。いで其儀ならば、證據を見せんといふまゝに、門に立をきし石をきり、扨刀をさんざんに折てけり。そのゝち、本阿彌より、今一度見せよといひ越けれ共、狂しくなり、家を出、京中にて袖をひろげ、あらぬ口をきく。年經てをはりぬ。

○卒爾のわざはひ

江戸八町堀、茂右衛門店の六兵衛が佛檀に、加留多の札一枚ありしを、茂右衛門、ひそかに取てかへり、下人どもを呼びあつめ、店の六兵衛をからめとるべし。大事出来たりといふ。若きもの共、何の辨もなく、我さきにと押こみ、高手こてに縄をかけし、町中出行、こは何事ぞとゝへば、六兵衛は、切支丹なり。證據分明なりとて、件の札をとり出せば、五人ぐみの誰彼揃手を拍ち、これはかるさんといふものなり。我子供も持たりといふ。茂右衛門おどろき、急ぎ縄をときゆるしたきへと、詫言すれども、六兵衛中々堪忍せずとて、奉行所に出けるに、島田彈正殿きこしめし、六兵衛がいふ處至極せり。しかはあれど、かるたをしらで、切支丹の佛といひ、又はかるさんといふをしらねば、是非なき事なり。され共只こらへよとばかりも片落也。店代は、一月にいか程ぞと尋たまへば、金三歩也と申すを、向後は二歩にせよ。是は汝も痛むべけれど、無實なる事せし過代にこそあれ。かまへて、意趣に存ずべからずとありしと也。

〇不運の財かへつて凶となる

寛文八年二月に、江戸小傳馬町往還物店にて、ある人、古き車長持をもとめ、二重底なりしを、とり放ちみれば、金子四百兩あり。よろこびてとりをきしを、鍵の者見とがめ、このよし若主に告げ、すたはち奉行所に訴へければ、訴人に五十兩、若主に三十兩、町中へ二十兩たまはり、殘金は公儀へめしあげさせられし。本人は、此事を訴へざる科のがれがたしとて、その町追放すべし。若主と訴人とに、意趣のこすべからず。若左もあらば、急度曲事に仰付べきとありしと也。不運の程こそかなしけれ。

〇東行法師回國

ちかごろ、東行といふ僧、青屋隆岐守といふ人の孫のよしを云て、傳馬にて回國せられし。此たび奥州松島におもむくといへり。此事、寺社奉行所へ相聞え、則ちめし出され、くはしく穿議有しかど、不分明の事なり。東行は西行に准て云ならん。然らば歌よむべしと有ければ、

亂れたる世には姿をあらはさぬその名もゆかし網に栖鳥

とかくに事いぶかしとて、守獄司に仰せて、禁獄せられしと也。

〇妙法蓮華經をたまはる勅書

洛陽龍本寺日進上人、御宸筆の題目を、八條殿によつて、ねがひ奉られしに、かたじけなくも、仙洞後水尾院、妙法蓮華經の五字、御宸筆そめさせたまへり。日進かさねて、南無の二字を添させてと、ねがひ奉りしと有ければ、五字の宸筆めしかへさせたまひて、すた／＼にきらせ、御前の火鉢にてやかせたまひぬ。五字のかしらに、南無の二字を置たる事、いづれの經に有證文奏聞申せと詔ありければ、祖師日蓮はじめて、此字をくわへられしと勅答ありしかば、此事、かなはじとて止にき。

〇痴人文をこのむ

江戸に、材木商賣の伏見や才次郎といふ者あり。つね／＼學文だてせられし。ある時、手代に物云付るとて、深川松丸太長短不撰下直調といひしを、手代は聞なれぬ詞にて、心得ざりしを、汝文盲なりとて、大きにしかりしと也。かばかりの心ゆへ、材木や仲間、および隣家の人とも、不和にてありしとなり。

〇猫人のためにかたる

江戸増上寺の脇寺の德水院に、久しく飼れし赤猫あり。ある時、梁の上にて、鼠をおひまはしけるに、何としたるにや取はづし、梁の下へおち、南無三寶と大ごゑして云しかば、人々聞つけ、扨は猫またぞや。粗相なる化やうぞと云ければ、それより、いづくへ迯さりしか。ふつに見へざりし。元祿年中の事なり。

〇祖父の埋む所の雲母をほり出す

大坂さかひすじ安道寺町のかど、布や九郎兵衛方へ、江州のもの來り、某甲祖父は、むかしこの地の主

なり。當地御陣の時分のき、大分のものを、此地に埋み置しと申つたへ候。何とぞ、今ほり出し、其を半分の主になしてたまはれと宥ければ、いざとて堀しに、雲母にて侍りし。下直のものにて、何の便にもならざりしとなん。

○祖父の埋し金掘得て難にあふ

信州伊奈郡殿島の佐衞門といふ者、山に金を埋み、しるしに木をうへ置しとて、孫の代に至り、これをほり出し、守護の保科肥後守どの家老の爾々に、かくこそ候へとて、鳥目を送りしかば、かばかりの事を、先達てことはりおざりし時、聞れかたしとて、蟄居せられしと也。

○宗祇螢を咏す

宗祇法師、洛西廣澤の邊に行きくれて、螢のひかりを見て、

うき草に火をいけ水のほたる哉

そのまゝ水鈴躰にて、いけではかげの見ゆべきかや。

浮草に火をうづまみのほたる哉

○賤婦歌を以て西行を嘲謔す

信州上田といふ驛のちかくに、田中といふ所あり。むかし西行法師、此さとを托鉢したまふとき、髪うるはしき女出て、鉢米をいらせしに、西行の、

さても髪よき鉢の米かな

とロずさみたまひければ、この女、

髪よくば帰をすてゝ禰宜になれ田中のとめの殿にめぐれば

かく答しとなり。

○野馬嵐におそれて轍をかへす

尾州竹腰山城守殿の飼はれし鷲を、狐のとりけるに、茶坊主にをゝせて、狐の穴ごとにて、急ぎ鷲をかへすべし。さもなくば、狐狩せんと云はせけるに、翌朝庭の籠に鷲あり。ふしぎの事也。其程に、これはいづ方より取來りしぞと、僉議したまへば、そのころ、遠山彦左衛門の飼れし鷲失せしかば、いぶかしとて、それをみすれば、その鳥にてこそありしとなん。

○歸惰の沙門遺書

阿州吉成村の隨泉院は、日來殊に惰僻にて、銀子百貫目餘たくはへもちし。貞享元年秋のころ、やまひづきて、城下に出て療養せし。此間に、高野山にありし弟子をよびくだし、又德島助任町の萬福寺をまねきて、燒香導師にぞたのみける。萬福寺は若輩にて、おもひがけもあらざれども、定て、わが老僧懇志の故なるべしとて領掌し、それより、よろづに心をそへて、贈りものなど念比にせられし。次第にたのみなくなり行けば、寺にかへり、遺書狀を調へ封じ置、白銀十枚、臺に押し形を附け、床にあげ置、いさゐは遺書にありとて、身まかりぬ。弟子、俗緣のともがらあつまりて、死後に、かの一封をひらき見れば、葬禮場は、わが田地の內、藍刈りし跡にて火葬にすべし。かならず桁をふむべからず。導師へ布施には、銀十枚の臺ばかりつかはすべし。萬福、先住の代に、銀子五百目かし置たり。十枚の布施にてさしつぎ、殘る七十目を、この方へ急度受取べし。猥りに竹木を切らすべからず。我事の齋非事とて、むざと人を呼べからずなどゝ、さまざまの事ども書れけり。藍の刈跡の火葬は、來年のこやしの爲なるべしと、其從弟なる瀧佐五右衛門かたられし。

○貧人金をひろひ却て横難にあふ

江戸表門跡のまへに、表具や久兵衛といふものは、極めたる貧しきうき世にて、物うさいふばかり也。ある夜、他所より歸るとて、小判を數十兩ひろひて家に入り、急ぎ相借屋をよびあつめ、祝ひ事せし。元來すこしの蓄なければ、先何か取あつめ、質草にして、酒肴を物して、人々を饗應し、翌日兩がへや

へ行て、銀と錢とにかへんといへば、あらぬ質錢小判なりしかば、假金づかひなりとて、とらへしまゝ、有のまゝにいへども聞入れず。それが町に連行き預けるを、家ぬし、五人組など出合、日ごろ左ある者にては侍らず。過し夜、かゝる事侍りしと云しをゝ、質してけり。さればいとゞ害しき身躰に、かゝる事出來しかば、質など受べき便りもなくて、夫婦も離別して、行方なくなり侍りし。

○古代質朴

成瀬隼人正殿、幼名を小吉と申て、大將軍家康公に、兒小姓つとめたまひし時、泊り番に、もめん夜具の表はかちん小もんに、かのこもんを付、裏は絹ぞめにてありしを、もた世出られしに、余の相番の兒小姓、いかばかり美しと申合へり。又駿府の御城修營の時、虹梁のうへにて下知したまひしを、大將軍御覽じたまひて、隼人が下帶せざるは、あれとらせよと宣ひしかば、頓て御納戸より、紬肉色の二ツ割を二筋たまはりしを、今に持傳へて、かの家にありしとなり。

○同越の名同く越遠島

尾州の淵宮大膳といふ人、上へうかゞはずして、他國の縁組をせられしかば、黄門公御意あしくて、改易に仰付られし。此縁組のはじめ、鵜川大學入道、同越前に内談せしゆへ、同じ越度のよしにて、これも同じく遠けり。此文字なくとも、かゝる難儀は、人のうへには有べき事なれ共、同越と名付しは、いかにも文字のつゞきよろしからずぞ侍りしと人々評けりき。

○鳳來寺堺夜叉髑髏

三州設樂郡、煙巖山鳳來寺の開山を、利修仙人と申しき。常に鬼神をめし仕へるとかや。ある時、仙人、鬼に告たまはく、我往て後、汝かくてあらんには、人々おそれて、此山の詣もおのづからやみなん。疾く我に先だちて、成佛せよと、愍にすゝめさせ、則手づから鬼の首を切て、葬りたまひしと也。さればむかしの伽藍は、元和六年に回祿せしを、假堂にて年經たりし。慶安二年に、武江より御建立ありし。惣奉行には太田備中守殿、副司には江原與右衛門どの、甲斐庄喜右衛門どの、おの／＼越たまひて、扨伽藍の地形をつきいとなみけるに、ゆゝしき石の函をほり出したり。披て見れば、さしわたし、一尺ばかりの髑髏にてありし。皆人おどろき、あやしみけるに、寺僧のいはく、これなん緣起にしるす處の鬼の首にておはしきと、くはしく語りしかば、本のごとくに埋みをきし。

○冬の日木中に杜鵑の尸を見る

信州高遠の藤澤作右衛門といふ者の下人、冬の日、薪を切りけるに、節木の中に、郭公の死たるを見出し、これは藥種にも、なるべき物なりとて、箱に入れ置しが、其後はふつに忘れて、翌年の三月の末比に、かの箱をひらきしに、件の郭公飛出てさりにき。されば古歌に、

　おく山の朽木にこもる郭公夏をまちてや子には鳴らん

とよみしは、秋より後春までは、朽木などの中に隱れ居るにや。又冥途の鳥といひしも、ふたゝび蘇り來るにやとおぼへし。

○弘法大師遺訓

弘法大師、まさに入滅したまはんとせし時の御ことばに曰、我山は、これ眞言成就の地にして、更に餘宗を建立すべからず。但し念佛は制の外なり。空海は、承和二年三月廿一日に入定す。眞言の行人、念佛の行者におゐて、淺略の志を生ずべからず。この六字の名號は、三在諸佛の深祕にして、眞言の衆生の成佛の直道なりと。

○深澤の髑髏

延寶三年、かまくら深澤洪水して、所々の山くずれて、さしわたし三尺ばかりの髑髏あらはれ出し、齒の大さ一寸八分あまりなり。若宮小路の、淺倉小右衛門といふもの、排齒一枚ぬき取て、髑髏は本の所に埋めし。江の島の緣起に、深澤に大蛇すみしとありしは、これにや有けん。

○阿波二大髑髏をほり出す

阿波那賀郡大はら浦、千代が丸觀音堂の修復の事ありしに、地より、長ケ九尺八寸、深サ二尺五寸、さしわたし三尺あまりの、石のかろうとを掘出せり。ひらきみれば、髑髏二ツあり。頭のまはり三尺七寸、額より頤まで一尺四寸、齒の長サ八分、鼻高の長サ一寸五分、左のおく齒より、右のおく齒に至るまで一尺四寸なり。劍二ふりあり。一ふりは長サ五尺五寸、幅三寸、又の一ふりは一尺五寸なり。刀一腰あり。長サ六尺八寸、幅二寸五分なり。鋒一本あり。長サ二尺、幅七寸、石鏃八寸、矢の根二十五本、おの〳〵長一尺二寸となり。元祿十五年四月廿四日の事にてありけり。人々希有のおもひをなしけり。風來寺の舊事におもひ擬ふに、これも、緣起の文ありなば、いかなるいみじき事にやありなんものを、と、いと本意なし。

○十八檀林

關東十八檀林は、それ〴〵の所に、伽藍を造營ましまして、人々相知れる事なり。これは東照大權現の御慮にて、松平の松の字を、彌陀の十八の願にかたどり、十八ケ寺とさだめさせたまひ、松は十八公な

れば、御子孫の松平の源家を、淨家の白旗流儀より、千代萬代まで守護すべきよしとの御事となり。

○大蛇光をはなつ

寛文五年、房州平群郡の内、鑓崎の海中、俄に光りかゞやきて、海士の仕業もやみて、いかゞすべきと歎きしに、老たるものゝ云しは、若き輩はせん方しるまじ、いで某、見とゞけんとて、その光り二町ばかり隔て海に入り、かの邊をうかゞひみれば、七八間ほどの蛇なり。すさまじなどいふばかりなし。あたり近くは中々、よりがたしとて歸りしが、其後、行方しれずなりし。

○牛前生を知り夢に入り死を告ぐ

京かはら町牛屋にて、ある時、牛、主人の夢に入て、我明日はやすめてたまはれ。明後日死するなり。死なばその寺に葬りたまはれ、某は、その寺の三代前の住持なり。異なる惡心ゆへに、今かくありしと見て、恠しく思ひ、妻にしか〴〵と語れば、我も同じ夢見しとて、翌日やすめ置しに、又次の日、夢にたがはず死しける處に、一人の出家來りて、もしこなたの牛死けるにや。我は其寺の當住にてありし。その死がいたまはれとあれば、亭主おどろき、委く事のよしを尋しかば、出家、しか〴〵の事ありとて、同じさまの夢をかたれば、さてはとて、その寺におくりつかはしけるとなり。

○非人詠歌

元祿はじめの比、みやこの非人、よみ侍りけるとなん。まことの非人にや、いぶかし。

ぬるまのみ人にかはらぬ身なれ共浮世にかへす曉のかね

さむしろにをく露の身はきえやらで夜半の嵐の吹かひもなし

○安土問答

江州安土問答の事は、世にかくれなき事にて、今更記さんも詮なきわざなれども、その時の批判者に、定めたまひし、八宗兼學因果居士の自筆の一軸、唐紙一枚、堅物にいみじく書くだしたまひしを、まの

あたり見侍りしまゝ、もやうかはりたれ共、文章をありのまゝに、一字も落さず寫しぬ。
江州安土におゐて、淨土宗と日蓮宗と論議の次第、淨土宗の貞安問ていはく、法華八軸の中に、念佛の義ありや。日蓮答ていはく、念佛あり。貞安、又とふていはく、若念佛の義あらば、何ぞ無間におつる。念佛を法華に說や。早こゝにおゐて、日蓮等負義する處を、又わきより、日蓮方の日光聖人、やうやく、貞安へかへしとふていはく、法華の彌陀と、淨土の彌陀と一體か別體か。貞安こたへていはく、彌陀はいづくに有るも一體よ。日光聖人又とふていはく、さらば、何ぞ法花の彌陀捨閉閣抛と云て捨るや。貞安こたへていはく、捨閉閣抛といふに、念佛をすてよといふにはあらず。念佛を修する機のまへには、念佛の外の諸法を、捨閉閣抛といふ也。日光聖人又とふていはく、念佛を修する機のまへには、法華をすてよといふ證文ありや。貞安こたへていはく、法華をすつるの證文有。淨土の三經に、善立方便顯示三乘、そのうへ、一向專念無量壽佛と云々。日光聖人又とふて曰く、法華の序分無量義經にいはく、以方便力四十餘年、未顯眞實といふて、示前の諸經はすつるなり。こゝにをゐて、淨土宗貞安すこし負義におよぶを、同宗の知恩上人、わき拔話せんと、貞安と內證のあらそひ有て、しばらく油斷する處をみて、日蓮等、勝鬨をつくりて立んとするを、因果大居士、批判していはく、法華以前の經には、成佛はなきやと、日光聖人にとへば、こたへていはく、たとひ成佛の文句ありとも、皆方便といふ。大居士いはく、方便を離れて、眞實の成佛ありやといへば、日光聖人のいはく、何の文ぞや。大居士答ていはく、先於初華嚴經に曰く、三界唯一心心外無別法心佛及衆生是三無差別ととききたまへども、此體證にもるゝ衆生を、佛善巧方便して、二乘三乘の經論を說たまふて、法華經にて、又十方佛土中唯有一乘法無二亦無三としめして、佛又方便說をのぞきたまふ。其うへ花嚴と法華とは、同意別名の經なり。しかれば、日本大祖王聖德太子、說法明眼論にいはく、速欲出生死、須憑根本一乘。當知一乘正意佛心是也。若不憑一乘而出生死者、無有是處。然

に朕是法華持者也。まさにしるべし。法華の實義は、まさに華嚴にありと矣。これ太子大法王の僞りならんやと批判して、座敷を立ざる時、貞安又、日光へとふていはく、四十餘年未顯眞實の文を以て、示前の諸經をすてば、方座第四の妙の一字をば、捨るかすてざるか。又こゝにおゐて、日蓮等第四の妙を聞うけずして、我いはん人いはんと、四人してあらそふ時、又大居士、批判していはく、これ眞實の妙より來る文何なるほどに、答話あるまじきと判ずれば。この時、日光立腹して、何ぞ答話なしとはと嗔るとき、又大居士いはく、法華をしらずや、止々不須説我法妙難思、心におもへども、妙は不干舌なれば、なんとかいはんや。又この時、日蓮等の筆とり書出す。妙に四妙あり。いづれの妙ぞ。又此時、大居士批判していはく、四妙とわけて出すは何ぞや。沙汰の妙ならば、十妙二十妙六十妙、すべて百廿妙なり。これは眞實の妙なれば、心行所滅の法なりといふ。かくのごとくなる時、日蓮等閉口すれば、貞安、座を立て、法華の妙よ。汝しらずやと云て、日光聖人をはじめとして、袈裟、衣裳を剝とるなり。此時の批判者は、南禪寺の住持秀長老、ならびに十界因果大居士、たゞ兩人までなり。その外、又兩人ありし。一人は和州法隆寺の仙學坊、法相宗の學匠にて、大居士、維摩經學する時の師匠なり。又一人は秀長老伴僧にて西堂分なり。しかれ共、秀長老は、我は老耳なる間、筆とりを置て書出させ、紙面にて批判せんとて、默然せられしを、あまりに笑止なる有さまをみて、大居士一人して判ずるなり。天道々々うたがふべからず。かくのごときなり。これ信長將軍の、御內義ふかきによりて、有さまの批判をするなり。全くわたくしの義にあらず。その座にありし人々、みな以てしるべし／＼。上位より御名代は、織田七兵衞どの、并に御奉行三人、その名かくれなし。時に天正七年五月廿七日巳午兩刻なり。筆者因果判あり。その餘のくはしき有さまは、信長記、洛陽大雲院の記錄等に侍りしとなり。

○佛種圓を製す

智識和尙、川越蓮馨寺に住職したまふ時、近き村に、惠心の作の彌陀の尊像の、甚だ破損におよび侍りしを、和尙、ひたすら乞うけ給ひて、修營まし〳〵き。其削り屑のありしを、少しもちらさず、淸淨に製し、丸になしたまひて、佛餘圓と號したまふ。眞つき、祠殿の壁に塗籠したまふに、立處に貴きしるし侍りし。かの如來は、今ひがし山智積院の來迎堂に安置まし〳〵き。

○燒香錦丸

延寶年中に、大念院高譽上人、富藏吉きんだら修夜の時、久年諷誦する齒の、齒の糸の根朽及積る齒の香煙の蘂燻、ことく〳〵く拂ひ下しとり拾ふに、殆ど數升あり。上人おもひし事有て、ねんごろに消製し粘して丸となし、名を燒香錦丸とす。これを有緣の道俗に施與し給ふに、その示信の人は、數日に光明かゞやき、あるひは轉じて五色となり、あるひは增長して大粒となり、あるひは分散して小舍利を現す。もし妖怪ありて持亂し、或病せし人など、一たび是を頂戴し、少しばかりも口に含み入るときは、たちまち不祥をのぞき、正念に住し、あるひは快氣し〳〵者となり、あるひは稱名して終りをとる。かくのごときの大利益にあふ者世に多し。

○土蜂頭陀羅字流布

元祿十年あまりの比、みやこにて、何れの胡亂人の所爲ともなく、土蜂頭陀羅尼の文字をかき、門戸にはりなば、一切の災難をはらひ、殊に疫病の類、入れざる事にて侍ると、京都のくせとして、もてはやしければ、さある事は、皆これ時の御ゐしへにてありなんとて、家ごとにものせずといふ事なかりき。しかれ共、文字皆誤にて、唐土の書々にも、記し侍らされば、學べる人は、さある事は覺束なく、不審き事などゝいへり。文證とて、其の所據ともなく、字ごとに一音の和歌をそへられし。

埴　あらかねの土をかされし土の戸にならふる土や神のたまがき

蜷　かのよのはなしのつりをきりとりて巳のことしより後のあまりなり

宣　いせ路よりしるしくる日は久かたのあまてる神のめぐみなりけり

狂　ちはやふる神樂の岡のひめ小松君につかへていく世守らん

邸　君が代の戸ざゝぬ御代のあづさ弓門にたてゝも弦かけぬなり

この詠にて、文字心あらはれて、いと美しく侍りき。

○熊坂の長範高野詠歌

くまさかの長範、盗賊のためとて、高野山にのぼりしに、おもひの外に菩提心おこり、いととふとく覺えければ、後世のしるしにとて、向齒うちかき、骨堂になげ入れて、一首詠すとなん。

高野山峯の嵐ははげしくと此齒はのこれ跡のかたみに

かゝる强勢の惡黨ものなりしかど、尊き山の驗にて、かくやさしき心おこりけるよと、聞人感じあへり。

○雨頭の小龜

延寶五年十二月、大久保加賀守殿領地より、雨頭の龜出たりしを、照覽の後、加州へ下されし。其長け一寸四方ばかりありし。

○明人の子孫

ながさき紙屋町、田中七左衛門といふものは、大明の鄭一官が子、國姓爺が爲には弟、錦舍が爲には伯父なり。父母ともに異朝にて、韃靼人にころされしにより、渡海の訴狀たてまつりて、來朝せしは延寶七年八月の事なり。

○圓光大師石面名號

土佐の國相間の浦、世に野根といふ。その水底に、圓光大師御筆の、六字の名號、石にかきたまへる。むかしはありしと、其所にいひつたへしに、近年高砂の中より、ほり出しけるに、南無の二字はきへてなしとぞ。

○富士の雪今古異説

貞徳のいはく、ふじの雪、近年の連歌に、常のごとく消るを春とし、初春を冬とするはあやまり也。俳諧には、ふじの雪雑なり。消るも初雪も、ともに夏なり。宗祇、宗長も雑にせられし。然るに、赤人の田子の浦の歌を、新古今の冬の部に入たれば、宗養、宗碩の時、萬葉の歌用ひられしやと推量して、冬にあらため定むといへり。是和歌撰者の意思をしらざるがゆへか。撰集には種々のならひあるとかや。新古今の部立を信じて、萬葉卷三に、

　ふじの根に降つむ雪は水無月のもちの日消て其夜ふりけり

との歌を、虚言にすべき道理はあるべからず。一書が曰、廿燈笹の袖下抄にいはく、ふじの雪雑なり。

又歌截式の百四十六首の中に、

　四方山の雪は冬にてふじの根に降るは雑とぞ知べかりける

ふじの雪消るといふも、初雪も夏なりけりとかねてしるべし。この兩首を出されたり。又新撰菟玖波集夏の部に、宗伊法師、

　年を経ば山さへたかくなりやせんけぬが上なるふじの初雪

この集は、後柏原院御宇、宗祇法師に詔ありて、撰まれたるなり。されども、紹巴、昌叱などの新古今を見あやまりたるにや。

○毒草人を惑はす

寛文七年閏三月すへの八日に、信州諏訪のもの、野に出て草をつみ、あつものにして喰しより、譫語をいひ、物つきの様にて、十日ばかり過て本復しぬ。ある者のいはく、八年以前に、同所の芹が澤にて、雪わりといへる草を食して、酒に醉たるがごとくありしとぞ。その草しらまほし。

○猫轉生をつぐ

大坂の北に、大運といへる禪僧ありし。日來飼しねこ、寛文十年九月廿二日に、犬に喰殺されしを、不便の事におもひ、汝畜生の事なれば、成佛はかたし。獸中の第一なれば、虎に生れよと告示して葬られし。そのゝち十三年へて、同月同日のゆめに、猫きたりて御しめしにより、我は虎に生れて侍りしと告しとなり。

○大小男子

南部信濃守殿、國方より石力雲藏とて、たけ七尺五寸、杉森右衛門とて、長三尺一寸ある男を、めづらしとて連れたまひし。雲藏が右の袖口より、森右衛門匍入て、左の方へぬけ出し。誠に過不及のたがひなり。在江戸の中、人々に見せたまひし。

○幡隨和尙葛衣名號

幡隨和尙、館林善導寺に住職したまふとき、門前の老婆、つねに衣服をあらひまいらせしを、感じたまひて、帷子に名號をかき與へさせたまふ。そのゝち、壇通和尙住職したまふに、又手づから、名號を帷子にかきたまひて、老姥にあたへ、幡隨和尙の帷子を受得させ給ふ。それを切たちて、諸人に施したまひぬ。これを世に帷子名號といひし。

○土佐高知大龍家を破る

土佐の國は日本の南極にて、つねに風烈しきが、元祿十四年六月晦日、高知の城の番所に、諸士列座してありしに、俄に空のいろかはり、風猛くおこりて、滿天に、朱を流したるがごとくにみへしかば、すはや火事とて、噪ぎあへるに、黑田又市といふ人、椽にたち、空を見あげしに、長三丈ばかりもあらんとおぼしき大龍、かたち眞黑にて、鱗白銀のごとし、眼金色のひかり有て、日の影に映じかゞやき、四の足をのべて、雲中に泳ぎけり。番所のうしろなる、池をのぞみしと覺しき眼ざし、其おそろしさえもいへず。そのいきほひに、風おこりけるにや。さしも丈夫成番所、一時にくずれかゝり、小松猪右衛門といへる人は、虹梁に打れて死しけり。又市は板じきやぶれて、手足をそんじけり。

○御製の和歌

元祿十六年秋のすへ、仙洞の御所、わらはやみせさせたまひけるに、醫方、巫方もさらにしるしなかりしかば、みづから御製の一首あそばして、御こゝろよくならせたまふとかや。

まくさかる野邊のわらはやみら遠き我住里にかへりゆくらん

○一口殘翁

日光山のふもとに、百餘歳の老翁あり。みづから一口殘と名つき侍り。人々聞て、この所にありながらこの名は、何にも言のひゞきあしゝといへば、いやとよ。文字かはりしゆへ苦しからず。されば此名にて、此年まで生侍りし。そのゆへは、つねに食物を、一口づゝのこせしといふ心なればなり。

○腹中に蛇を生じ言をいひて物を食ふ

京あぶら小路二條上ル町、婦風や長右衞門といふ者の子、長三郎とて十二歳になりし、元祿十六年五月上旬に、夥しく發熱し、中旬にいたり、腹中に腫物の口あきて、其口より、音便あざやかに、本人の言にしたがひて、ものをいひ、又食事、何によらずくらひけり。若食過ていかゞやとて、押へて喰さゞりければ、大熱おこり、さまざまに惡口し、罵り辱しめたり。醫師、代るがはる來りて、方をつくしゝかど、何のしるしなかりしが、七月におよび、菱玄隆とて、博識の高醫、懇に見とゞけて、かゝる病人、本朝にはいまだつたへ侍らず。異朝の書典にみへ侍りしとて、種々の藥味を、件の口にくはせ試て、かれがいなみて喰はざるものを、五七種あつめ服用し、さだめてかれ、いよいよおもひて、いかばかり惡口せんずれ共、すこしもいとひなく服用したまへとて、本人にたてかけ吞せければ、一兩日にぜんぜんに件の口のこゑかれ、食物もやうやくに減少し、十日ばかりして、糞門より、長一尺二寸、頭に角一本ありて、その形、雨龍のごとくなる者飛出しを、即時に打殺してけり。

新著聞集 終

雉園隨筆

雉岡隨筆序

我きゞしの岡をあさるうなゐら、なにあさるらむ。雲雀の床なあらしそ。子を思ふきゞすなおどろかしそといへば、ちゝこ、はゝこ、うはぎ、つく〳〵し、むらさきすみれたどつまとりもたり。われ、此頃のつれ〴〵なるすさびに、年ごろ筆のまに〳〵かき捨しほぐどもの中をあされば、ちゝこ草父のことの葉、はゝこ草母のうたなどあるを、つく〴〵しつく〴〵みれば、むかし戀しきに、紫のゆゑある人々のいへりしことなど、をかしとおもひて、書つけおきたるが、きのふけふのやうにおぼゆれど、かぞふればいと遠くなりぬるもあり。かゝることの葉どものゆかしきにつれ、わがなき〳〵なるさへ捨がたくなりて、二ツ三ツ五ツ六ツとつみとるほどに、積るばかりにはあらねど、たゝう紙にはあへずなりにける。いでうなゐら、翁がすさびもおなじすさびぞかし。いましらが文にをしてよ。おかししのぶのくさもつみてむもの、わすれぐさもつみてましといふほどに、ゆふきゞし井もとに鳴けば、いざあすもとてあかれにけり。

安政五年三月　篤好

雅岡隨筆目次

巻之上

雉岡隨筆 巻之上

越中　五十嵐篤好　著

（序　語

世中うつり來て、人のこゝろのかはらふを見れば、こゝろうくわびしきことぞおほかる。しかはあれど、世はたゞさるものぞかし。便りなき所にさどひあるきし花の盛りも、やう／＼うつろひて、若葉しげりぬれば、山ほとゝぎす今も鳴かなむと、いをやすくねて待明し、秋さり來れば月にうかれて、闇にさへたどりつゝ、有明になりゆくを、あかずくちをしとおもへるも、山の端白う降そむれば、雪にまたうつろひぬるは、人のこゝろのならはしならずや。時鳥をおもふとて、冬の夜を起明し、雪をこふとて夏の山の端を詠くらす人はよにあらじ。時々のうつりゆくまに／＼、過にしかたは疎くなり、目のまへのしたしまるゝにまぎれてぞ、世の中は過ぬべかめる。さればつく／＼と過來しかたをおもへば、一夜の夢のこゝちすれど、久いとはるかなり。今は老ぬめり。ゆくさきも遠からじを、さらばとはおもへど、猶多かるほだしにひきとめられて、おもふ人こそといひたりし、むかしの人の心さへぞあはれにおもひ知らるゝ也。かくあぢきなき中にも、筆とりて書すさへは、いと心ゆきて、何事もうち忘らるゝぞかし。さるは後の世に傳へてと思ふにもあらず。又世の人にとにもあらず。只心なぐさみにおもひうるまに／＼書つらね、さて立かへり見れば、われながら、これはいひえたりとおもふもあり。又をさなきことゞもの多かるもをかしうて、つれ／＼なる日を過すには、何事かしかむ。誰もかゝりやあらずや。此隨筆といふもの、今世に多かるを、さるは一部の書を、始より終りまで註解するは難きわざなれば、彼も

是も一口づゝ取いでゝ、われかしこくいふめり。まづは名を賣るわざぞなどゝ、あかめいふ人もあれど、それはかたはらより見る人の、さしておもふ心にこそあれ。珍しき事ふと見つけては、人にも聞せまほしうおもはれ、又おのれ思ひ得たる事あれば、人に語り合せて、よしやあしや問極めまほしうおもはるゝは、人の情の常ならずや。さるゆゑに、まづものに書つけて見るに、よしとおもふもあり、まだしき事もあるにぞ、なぐさむわざなる。

○かはたれ時、たそがれ時

黄昏をたそがれ時といひ、曉をかはたれ時といふこと、かはたれとは、彼は誰ぞといへる也。たそかれとは、誰ぞ彼はといへるにて、いづれも人面のさだかに見えざるをいへる同詞なるを、たゞ順にいふと、逆にいふとの違にて、曉と黄昏とになれり。是は情の緩急にて、自然しかいはるゝゆゑ也。曉は明くなりゆく時ゆゑ情緩也。ゆゑに彼は誰ぞと徐にゆるやかに問也。黄昏は闇くなりゆく時故情急也。故にまづ誰ぞとゝとがめて、さて彼はと逆にいふ也。是等にても情の緩急によりて、詞に順逆ある事を知るべき也。

○情の緩急、詞の前後

本居大人、情の緩急によりて、詞の前後する事あるに心付給はず。誤り給へる事、歌學文調にしるしたれど、此大人は唐土と我國とは詞遣ひ違ひて、たとへば我國にては、何々の事を知らずといふを、うちかへして知らず、何々の事といふは、もはら唐土の詞遣ひなりと、うつたへにおもはれけむ。古事記傳の總論の所をみれば、さるさまに聞えたり。さて其誤れりと見ゆる所を一ツいはゞ、帶中日子天皇、熊曾國を討給はむとて、御琴ひかして神の命をこひ給ふ所に、神、大后にかゝりて、西の方に珍寶多き國ありとつげ給へるを、天皇、詐りとおもほして、御琴をおし退けてひき給はざりしかば、其神忿りまして、汝は一道に向ひませとの給ひし時、建内宿禰申ける詞、恐我天皇猶阿蘇婆勢其大御琴」と書たるを、古事

記傳に、かしこしわが天皇、猶その大御琴あそばせと訓れたるはわろし。是はまづひき給へといふが、情の急なる處なれば、本文に書下したるまゝに、猶あそばせ。其大御琴と訓べきなり。又此上文、種々珍寶多在其國」とあるを、くさ〴〵の寶、其國にさはなるをと訓れたるも、さはあるまじき也。是は延佳本によめる如く、くさ〴〵の寶、さはに其國にありといふべき語勢なり。古事記の訓、猶かゝる所多く見ゆめり。いとまのひまあらば、こと〴〵く論ひ定て改めてむ。

○古歌をとく風三ツ

古歌をとく事、本居ぬしの說は古言を正し、代々によりて違ひあることをくはしくとかれ、てにをはに定れる格あることを見出て正されたり。契沖、長流等古學の魁といへども、此の本居翁にて世の眼を覺したり。其功大なることといふもさらなり。富士谷御杖ぬしは、其詞の遣ひざまにこと〴〵く意味ありて、情の緩急によりて詞に前後あり。又本情の所は詞に出さず。右をいひて左を思はする味ひ、てにをはも、一ツ〳〵に其味ひある事を解れたり。實におもしろし。古歌を說にも、おのれ歌よむにも、此味ひを知らではかなふべからざる事どもなり。こゝに香川景樹ぬしは、古歌をとかるゝに、其歌の調子合にて、其情をとかれたり。其說を考へ見るに、いはゞ其歌を聲にあげていはせて聞て、其聲の調子にて、其情を聞知る味ひにとかれたり。げに聲にあげていへば、同言にても、其情の淺深聞知らるゝものにて、たとへばおもしろしといふ詞にても、聲にいへば其調子にて、誠にいとも〳〵おもしろくおもへる情にも聞え、又只一わたりおもしろき意にも聞え、又心にはさも思はざれども、其場の取合にておもしろしといへる意味にも聞え、猶さま〴〵に聞ゆる事也。是は聲にあげざれば知りがたき所なれども、一首の體てにをはの置所にて、其調子合をおもひ見て、其意をとかれたり。是又おもしろき說ざまなり。此三ツの說ざまを兼て、さて我師の傳へ給ふ言靈をもて、今一きは深き味ひをとかば、至れり盡せりともいふべきか。猶おもひよらざることゞもゝあるべし。廣く聞て學ぶべき事になむ。

○近來著述國學の書

國學の書、近ごろ著述せるものいと〳〵多く、人々きそひて、わが發明せる事どもをいへり。いと〳〵めでたく、御代の御めぐみになむ。その書どもに先達の說を誤り也とてそしる人多し。誤を見出て正すはよし。夫につきて、その人をさへにそしるは、なか〳〵輕く聞ゆ。誤りたる說にても、それを見るにつけて、我發明も出來るものなれば、誤れる說もそ、我爲には師なるが如し。我發明したる說も、おのれは動かざる說とおもへど、又他人誤りなりとせんも知るべからず。しかるをわれのみのやうにほこりがにいへるは、見るにいと〳〵歎しくなむ。

○同其さま十あり

近世國學諸大人の著述ものを見るに、そのさま十あり。其一は、廣く見、深く考へて丁寧に說ける也。拙く見ゆる所もあれど、其人がらも見聞にみゆ。其二は、自らの考發明はなくて、只引書のみ多きあり。拙きが如くなれども、是又人の爲、動たりといふべし。其三は、我立たる所ありて、事をのみ高遠にいひて、たしかなる上の何もなく、ひげかき捨て、われをえきてとかいふやうに見ゆるあり。其四は、我發明したる所ありて、其說古人未發の事多く、いと〳〵おもしろけれども、何事もそれにておしして、しひごとも又おほくするあり。是は其人の才力おもひしられていとおかし。其五は、何事も解得ざるはなしと立て、かなかへし疑詞などゝいひて、しひごと多きあり。是もまけじ魂しひいとおかし。其六は、何事もたらはぬ如くにて、只何となく心高く聞ゆるあり。ゆかしきことゝもす。其七は、飾りにうがち過して、本文を強かへ、或は改めなど、ひがごと多くするあり。力あるわざなれども、よしとはいひがたし。其八は、發明多く、こと〳〵にめづらしく見ゆるものゝ、何となくいぶしききさまなるあり。其九は、先達の說をわろしといふをのみたけき事におもひて、爭ひを好めるが如く見ゆるあり。其十は、本文になき事をさへ作りそへて、わが說に引つけむとするあり。かくさま〳〵なるにて、學行の道廣くなり、やう

〳〵にくはしくなりもてゆくぞかし。されば十ながらとり〴〵にをかし。

○心とわざと具すべし

近來一見識ありて、實學をとなふる人、心を誠一にする事をのみよしとして、文章に心を用るは。無用の事のやうにいへるもあり。是又かたをちなり。詞花を弄ば、うはべに惑へるは愚なれど、古人の文章を見ては、詞の遣ひざまに心を用ひし深き味ひある所を考へ、古書の意を能く解し、自らも學びいふべきなり。君たる人は下を治め、臣たる人は君に仕ふるにも、農夫商人の人に交り、世を渡るにも、日々用る所のものは詞也。其詞則心より出るものなれば、心だに正しく直ければ、詞も夫にかなふべきはづなれども、その遣ひざま拙くてづゝにては、事とゝのはず。たとへば心武く剛なる人にても、兵法を知らざれば、軍に勝事あたはず。終には怒り齒ぎしみし、自ら劒をくひて、高き所より倒に飛び落て死などするより外なし、剛氣なるかなと感ぜられても、其事ならざる所、かひなきが如し。大石内藏助は心忠義にして、山鹿氏に兵法をまなび、大星の傳を受たる人なればこそ、いとも難き敵を討取られたれ。もし兵法に疎からば、敵を討もらし、空しく腹切て死たらば、忠義とはいふべけれど、亡君の鬱憤を晴す事能ず。其かひなかるべし。世中は天地相結びて、萬物を生育し給ふものなれば、心と業と相具せざれば、物事ならざる也。神典岩窟の段に、此頃人多に申といへども、いふ事のかくうるはしきはあらずと、天照大御神のめで給ひしも、其詞、其業のうるはしかりしなり。心誠にして其詞うるはしく、其業妙なれば、天地を動し鬼神をも感ぜしむべし。此所、よく〳〵味ふべし。唯心をのみいふは、法師或は隱者などの世に交らぬものゝ心得也。世にある人、いかでか心のみを煉りて、詞の遣ひざまは知らずともよしとせむ。

○觀經にいへる明光聰明

觀經に、阿闍世王怒て母を害せむとする時、其臣月光といふ人諫止むる詞に、臣聞。毗陀論經說。劫初

已來有諸惡王。貪國位故殺害其父一萬八千。未曾聞有無道害母。とあるを見て、近來國學者、彼土風をそしるとては、此文をひき出て、一萬八千といへるを、證うけにしたる説あり。なか〳〵におのれはづかしきこゝちす。元より彼土さる無道なる事も多かる風にてはあるべけれど、こゝにいへるほどにはあるべからず。是は阿闍世王の母を害せむとするをとゞめむために、月光が設け出たる詞と見ゆ。しか聞ゆるわけは、前に時有一臣。名曰月光。聰明多智。といひたり。是則王を諫る詞を、即時に作り出たる才智をほめたる也。如斯聞ざるときは、聰明多智といへる詞、此所に何の用もなきにておもふべし。さて父彼土國王といへるも數多かるべく、劫初已來も久しき事なるべけれど、王のことごと〳〵惡王にて、代々父を殺すものにてもあるまじく、一萬八千は餘り過て覺ゆ。又しか父を多く殺すほどならば、母を殺す人も少しはあるべきに、一人もなしといへるも、都合せざるこゝちす。是は一時の作りことゆゑ、かく都合せざれども、母を害させじとて、ことさらに甚しくいへるならむ。彼をあしくいはむとても、かゝる所をつばらに考へていはざれば、文章を見る事の拙き事しられて、なか〳〵に恥かしき事ぞかし。

○新月といふ詩句

三五夜中新月色といふ詩句の新月とは、いかなる月の事ぞと、一儒生に問ひしかば、山端より今さし出たる月をいふ也といへり。さもある事かは知らねど、鵞軒がおもふ所はこと也。此次句二千里外故人心といへるは、今山端より出たるを見ての情とは聞えず。月大空に照りわたりて、一天に塵ばかりの雲もなく、澄渡りたる深夜のさま、身にしみて二千里外の人も、此月を見るらむと思ひ出られたる情に聞ゆる也。されば新月とは、今夜の月のさやけさたぐひなければ、昨日まで見し月にはあらで、今夜新に出來たる月なりと思ふ情を、おもはせたる詞なるべし。さるは消しともさやけしともいひては、尋常の事になりて、今夜の月のさやけさはいはむ方のなければ、新月といはれたる、實に妙といふべし。古歌に、

きくたびにめづらしければ時鳥いつも初音のこゝちこそすれ

といへるに同じ心ばへなるべし。されど此うたには聞たびにめづらしければと斷りたるを、此詩なるは、さしつけて新月といへるぞいと勝れたる。

○主人不相識といふ詩

唐詩袁氏が別業に題すとて、主人不相識云々といへる詩は、いとしたしき友なる故、かくいへるなるべし。其別業の庭のやり水、築山などのおもしろき、こと〴〵ほめていひては、なか〳〵なるべければ、ことさらに不相識といひて、謾に酒を沽ふ事、愁ことなかれなどいひなして、其興の盛なるをおもはせたるなるべし。いはずしてほめたる詞作りいとをかし。

○毛詩野有死麕章

或人詩經の說約といふものをもて來て見せたり。かゝる漢籍は見もしらねど、始のかたを打ひらきて見るに、召南野有死麕章に、舒而脫々兮。無レ感ニ我帨一兮。無レ使ニ尨一也吠一。といふ詩ありて、註曰、此章乃述ニ女子拒レ之之辭一。言姑徐々而來。毋レ動ニ我之帨一。毋レ驚ニ我之犬一。以其言ニ其不レ能ニ相及一也。其凜然不レ可レ犯之意。蓋可レ見矣とあり。此註、篤好がおもふとは、いたくたがひてうらうへなり。此詩の意は、男のこゝろすゝむにまかせて、倉忽に來りなば、犬吠帨動て人知りぬべければ、其心して來れといへるにて、舒而脫々兮とは、心いそがずゆるやかにして、犬にとがめられぬやう、帨を動さぬやう、身をはづしのがるゝやうにして來よといふ意なるべし。此詩初章に、有レ女懷レ春。吉士誘レ之。とありて、懷春とは男にあはむ事をおもふにて、春情などいへるにおなじ。女に此情あるゆゑ、男是を誘ふ也。されば人に見とがめられぬやうに、忍びて來れといふことをいへるならずや。かくいへば全く淫奔の詩になるをいとひ、註者、文王の化といふに縛せられて、此わたりすべて說ひがめたりとおもはるゝ事多し。我國の古歌を見るに、戀のうたにていとたはれたりと見ゆるが、さはなくて世を憤り身を歎たる情をかくしたるなど、さま〴〵にて、詞の表にのみ眼を奪はれては、作者の心底にこめたる情は見え

がたきものなり。詩とても同事なるべきを、かゝる註解何事ぞや。篤好が學ぶ筋にあらねば、かくいふはおふけなけれど、あまりあやしうてなむ。

〇史記律書

史記律書黄鐘より始て十二律を生る所、評林にある數八寸七分一とある七分は十分の誤なる事、頭書にいへるごとくにて、其外太簇、姑洗、林鐘、南呂、いづれも七分とあるは、十分の誤なり。さて姑洗まで五ツは、分位以下を分母子に命じたるに、蕤賓より末は、分位まで本數に記し、釐位以下を分母子に命じたるは一例ならず。しかのみならず、其分母子共一差一の術を以て試るに、悉くたがへり。いかなることとも知るべからず。もしくは寫誤ならむ。

〇俳諧古池やの句

池をいけといふは生活の儀なるべし。魚鳥を活ておく所也。古書に、園池とつゞけていへるは、園は菜類を植る所、池は魚鳥を畜ふる所なれば也。火をいけておくといふも、消さゞるやうにしておく事也。芋大根をいけておくといふも、腐らざるやうにしておくこと也。桃青翁の古池や蛙飛こむ水の音、といへる句は、我友石雲法師閑宅の跡を見て、懷古の情をのべたる句也といへり。此說、池といふによくかなひておもしろし。昔何がし此所に住て、人多く往來りし時は歌舞の聲も絶ざりしが、今は只此池のみ其跡とて殘りたるに、それもかき拂ふ人なければ、草おひ茂りて、いたく荒たるに、只蛙の飛こむ音ばかりする也といへる、懷古の情言外に溢たり。さるは古池といへるにて、閑宅の昔年經たる事を知らせ、又池といへるにて、賤しき人にてはあらざりしさまをおもはせたり。說唐詩に、只今惟有鷓鴣飛。といへるに同じ意なり。かれは越王句踐破呉歸。義士還家盡錦衣。宮女如花滿春殿。とあらはにいひたてたるを、是は只池とばかりいへるにて、その人不賤して富饒たりしとおもはれ、さて古池やといへるやの一聲にて、その昔を懷ふれども、過しことのかへらざる歎、深く聞ゆるぞかし。此句、世に稱するもうべな

るかな。

○萬葉集

幾度よみても、よむたびごとにめづらしくおもしろく、所々にて淚もさしぐまるゝは萬葉集なり。さるはさきに見したびは、さばかりにおもはざりし歌、此度はいたく感ぜられて、淚も落るなるあり。是は今わが心におもふ事あるに、その歌の意よくかなひたれば、心裏に感じて、淚おのづから落る也。かく感ぜらるゝ歌は、其意よく解し得られて、てにをはの深き味ひも心得らるゝものぞかし。されば只幾度も〳〵よみかへし見べき事也。物語にては伊勢物語はいふもさら也。源氏物語、かげろふ日記、土佐日記なり。

○かたちよみ

伊勢物語に、むかし男ありけり。いとまめにしちようにて、あだなるこゝろなかりけり云々とあるを、闕疑抄に、まめも實要も同事を重ねてかけり。訓釋していへり。文選のかたちよみの如しとあり。文選の古本を見れば、左右にかなをつけたり。西都賦に、逴躒などあるは、音をさきによみて、タクレキトコヱスグレテとよむことゝ見えたり。是をかたちよみといひし事と聞ゆ。かたちよみといふ名の意解しがたし。試にいはゞ、タクレキトハコヱスグレタルカタチヲ云フ。とをしへ來りしものにて、是をかたちよみといひならひたるか。猶考ふべし。

○雜話二條

萬葉集なるかしこしと物いふよりは、酒のみてゑひ泣するしまさりたるらし。といふうたを、いとをかしく覺て、ある人に書せて掛物にしたるを、我居間にかけて、われ上戶ならましかば、いよ〳〵をかしからましと、獨り心をやりてありけるに、世に時めく人の入り來りければ、きゝおひもぞすると卷かくしたり。いとわづらはし。只花鳥などのうるはしき繪こそよけれ。しかはあれど、心しれる友どちしめ

がたきものなり。詩とても同事なるべきを、かゝる註解何事ぞや。篤好が學ぶ筋にあらねば、かくいふはおふけなけれど、あまりあやしうてなむ。

○史記律書

史記律書黄鐘より始て十二律を生る所、評林にある數八寸七分一とある七分は十分の誤なる事、頭書にいへるごとくにて、其外太簇、姑洗、林鐘、南呂、いづれも七分とあるは、十分の誤なり。さて姑洗まで五ツは、分位以下を分母子に命じたるに、蕤賓より末は、分位まで本數に記し、釐位以下を分母子に命じたるは一例ならず。しかのみならず、其分母子共一盆一の術を以て試るに、悉くたがへり。いかなることゝも知るべからず。もしくは寫誤ならむ。

○俳諧古池やの句

池をいけといふは俗語の俤なるべし。魚鳥を活ておく所也。古書に、園池とつゞけていへるは、園は菜類を植る所、池は魚鳥を活る所なれば也。火をいけておくといふも、消ざるやうにしておく事也。芋大根をいけておくといふも、腐ざるやうにしておくこと也。彼芭蕉翁の古池や蛙飛こむ水の音、といへる句は、我友有鄰法師舊宅の跡を見て、懷古の情をのべたる句也といへり。此說、池といふによくかなひておもしろし。昔何がし此所に住て、人多く往來ありし時は眺望の興も絕ざりしが、今は只此池のみ其跡とて殘りたるに、それもかき掃ふ人なければ、草おひ茂りて、いたく荒たるに、只蛙の飛こむ音ばかりする也といへる、懷古の情言外に溢たり。さるは古池といへるにて、舊宅の多年荒たる事を知らせ、又池といへるにて、賑しき人にてはあらざりしさまをおもはせたり。彼唐詩に、只今惟有鷓鴣飛。といへるに同じ意なり。かれは越王句踐破吳歸。義士還家盡錦衣。宮女如花滿春殿。とあらはにいひたてたるを、是は只池とばかりいへるにて、その人不レ殘して富優たりしとおもはれ、さて古池やといへるやの一聲にて、その昔を戀ふれども、過しことのかへらざる歎、深く聞ゆるぞかし。此句、世に稱するもうべな

るかな。

○萬葉集

幾度よみても、よむたびごとにめづらしくおもしろく、所々にて涙もさしぐまるゝは萬葉集なり。まるはさきに見したびは、さばかりにおもはざりし歌、此度はいたく感ぜられて、涙も落ぬなるあり。是は今わが心におもふ事あるに、その歌の意よくかなひたれば、心裏に感じて、涙おのづから落る也。かく感ぜらるゝ歌は、其意よく解し得られて、てにをはの深き味ひも心得らるゝものぞかし。されば只幾度も〳〵よみかへし見べき事也。物語にては伊勢物語はいふもさら也。源氏物語、かげろふ日記、土佐日記なり。

○かたちよみ

伊勢物語に、むかし男ありけり。いとまめにしちようにて、あだなるこゝろなかりけり云々とあるを、闕疑抄に、まめも實要も同事を重ねてかけり。訓釋していへり。文選のかたちよみの如しとあり。文選の古本を見れば、左右にかなをつけたり。西都賦に、逴躒（タクラク / コヱスグレ）などあるは、音をさきによみて、タキレキトコヱスグレテとよむことゝ見えたり。是をかたちよみといひし事と聞ゆ。かたちよみといふ名の意解しがたし。試にいはゞ、タクレキトハコヱスグレタルカタチヲ云フ。とをしへ来りしものにて、是をかたちよみといひならひたるか。猶考ふべし。

○雜話二條

萬葉集なるかしこしと物いふよりは、酒のみてゑひ泣するしまさりたるらし。といふうたを、いとをかしく覺て、ある人に書せて掛物にしたるを、我居間にかけて、われ上戸ならましかば、いよ〳〵をかしからましと、獨り心をやりてありけるに、世に時めく人の入り来りければ、きゝおひもぞするとて卷かくしたり。いとわづらはし。只花鳥などのうるはしき繪こそよけれ。しかはあれど、心しれる友どちしめ

やかに物語る時は、志にかなひたる古語、よき手して書たるをかけたらむも、また心ゆくわざになむ。
かゝるさかひの味ひも、おもふ事なき人はえしらじかし。
穎彌太郎春水先生と稱せしは、安藝の儒官たり。出羽米澤の藩士丸山氏、若年の時、春水先生につきて物學びせられし時、先生の事を稱しかゝれたるものありて見しかば、其中に前作に似たる事あり。其文に曰、

去年中私下り前先生之書を願被顧、使我有身後之名。不如即時一杯酒。といふ二句を、夫手に書て貰ひ與候へと人に被ﾚ頼、何心なく其旨申候所、自分之望かと被ﾚ問候間、人に被ﾚ頼候と答もいかゞと存、左樣のよし申候へば、都而人に書たどとには、常に座間にかけ置、心掛にもする爲に候。又當り障りのなき詩句などもよし。如ﾚ此語、好事の隱居ものかならば夫まで也。今當に學立書生が、此語ごとき、人にかゝせて可ﾚ持は、決而不ﾚ可ﾚ然とて延引被ﾚ致候。其時、恥入候おもひ、忘れがたく覺候故、筆の夫手に相記申候。

とあり。われも此先生にむづからるべかりけり。あなかしこ。

○源氏物語

われ源氏物語を始て見し時、好色なるものかなとおもひて、おのれさへ心あだ／＼しくなるやうに覺えき。さて打かへし／＼見るに、十かへり餘に及びてより、さらに好色なる事を覺えず。時世によりてうつりかはる人情、さて人々のうまれえたる所ありて、取かへがたきさまなどのみ見えて、見るたびに歎息せられ、さてもよく人情を書盡したるかなと、うめかるゝばかり也。是をおもへば、何事も、わたり見て、さこそとはおもひ定がたきものになむ。

○雜話

ある所にて、いとうるはしくものいふ人と同じやどりして、いと恥しく物いひにくゝさへ覺たりしを、

其夜、かたはらに寐たるに、高やかに寐言いひたるこそ、いとあさましく、こゝろおとりせられしか。

○碁將棊

萩原氏曰、碁將棊は旅にて川留にあひたる時のもの也といへり。余曰、碁將棊はいろはもよめぬ隱居のするもの也といひてうち笑ひぬ。萩原氏の說は滑稽也。わが說はねぢけたり。まめやかには、これも又をかしきわざ也かし。世中おもふにかなはず、心結ぼゝれたる時など、何をしても忘られがたく慰めざるに、よき敵出來て盤にむかへば、よろづうちわすられて、日のくるゝをも知らぬぞかし。わきてよわきどちなるをかし。まていなまたじなどあらそひて、はて〳〵は腹だちあひ、ふたゝび打たじなどいひちらして立ぬめり。さすがにいにもせで、しばしありて、又いかにとて盤にさしよりたるなど、つみなくてをかし。よきめもちたりとおもへるも、ともすればあらずなりなど、思ひの外なる事どもぞ多かる。一日、安宅何がしとうちたりけるに、闕とおもへるが、劫によりて破れければ、

今は只噫き濱とぞなれりける安宅の闕はあとかたもなく、と

○雜話二條

久しく訪ざりし人がりいきけるに、あるじ悅びて、茶くだものなど出しものがたりして、さても久しう對面給はらざりしかな。今は益御風流あるべし、さきつとし給はりし貴詠の短冊、おもしろき事にて、今も毎日取出して、拜吟いたし樂しみ侍る也といへるに、またしきほどいかなる歌書ておくりけむと愧しう覺て、其うたは何と侍るにやと問ひければ、あるじゝかり何とかうたは覺侍らずといひたりしかば、伴ひいきける男たへず吹出して迯にけり。此あるじ、常にかく心になきことをも、つき〳〵しくいふ人なりけり。丹羽何がしの家にて鷄を見て、ある人、あの鳥は君がやからにやといひたりしかば、あるじさらば雉子は、貫之のしそくにやといひたりしぞをかしかりし。此事、人に語りしかば、それと同じさまなる事、世說といふものにぞあなるといへり。

○世說のうち賢媛

此頃ある所にて、世說新語補のありけるをとりて見ければ、賢媛と標したる部に曰、

王公淵娶‾諸葛誕女‾。入レ室言語始交。王謂レ婦曰、新婦神色卑下、殊不レ似‾公休‾。婦曰、大丈夫不レ能レ彷‾彿彦雲‾、而令‾婦人比‾蹤英傑‾。

といへる一條あり。からやまといくまでも人氣たがへるものか。紫式部が、屛風に書たるもじをだによまざりし心もちひより見れば、清少納言が、眞名の端さへふさはしからずと覺ゆるに、此女がはじめてあひたる夫をはしたなくいひふせたる、いとも／＼なめしくむくつけく、爪はじきせらる。此男はた神色卑下などいへるいとなさけなし。さてまた、此女を賢媛としたるにて見れば、此女一人のわろきにはあらで、彼國なべての風俗と見えて、あなあさまし。

○駿臺雜話のうち

名高かりしものしり人のいひ置れしものを見て、たゞ一ふし、さはあるまじきことなど見出て、あなづりにいふは、諺にいへる牛角を蜂がさすといふもの也と、或人のいへるはさる事なりと、いとをかし。しかはあれど、其人をそしるにあらで、只その一ふしの誤れるを正すは、その人に忠なる志といふべし。駿臺雜話といふものを見しに、徂徠に感興の詩ありといふ所に付、[illegible]暗、詩は一首にて詞理ともに具足して、曲盡人情たれば、もとより二十字の及べきにあらず。余若き時より盛唐の詩を好て、前二云々といひて詩をあげ、杜甫が遲遲日暖蛇動云々といへる詩をあげて賦するを見るに、文彩の妙麗たるのみにあらず、開元泰平の氣象、目中にあるがごとし。かやうの所に至りて、徂徠の風情は、[illegible]の目におけるやうに覺え侍る。たゞその情に發する一ふしは、おのづから詩にかなふ所ありて、人心を動す務なきにあらず。國風芣苢の詩に、采々芣苢薄言采之、采々芣苢薄言有之といふがごとし。是は婦人のよ目はこを采て日をおくるを自賦したる也。なにのをかしきふしもなけれども、其時代泰平にして、婦

人までも此事をたのしむの情、言外にあらはる。それにはからずしてかなひたるは、

　　もゝしきの大宮人はいとまあれや櫻かざしてけふもくらしつ

とよめるにぞ、我朝も延喜、天暦のころは、朝廷和平群臣閑暇なりし事おもひやられて、いと感深し。茉苢の詩によくかなひ侍るとあり。かゝる事を見てはえあるまじくなむ。此もゝしきのうたは、其頃、萬葉集の歌なるを、延喜、天暦のころといへるにて、萬葉集を見ざる事知られたり。萬葉を見ぬもの、歌のうへをかれこれといふべき事ならず。されば三十一字の及所にあらずなどいはれたるは、我國の聲微妙なれば、言少くして感深き味ひある事をしらざれは也。螢蟲の日におけるやうに覺えられしは、我闇きにこそあれ。是等は國風の論なれば、朝廷へもはゞかる論なるを、いかゞおもはれけむ。いといぶかし。さて又茉苢の詩も、泰平にして婦人までも無事を樂しむ情とは聞えず。此詩は物おもひありてなぐさめに、草つみけるさまに見ゆ。試にいはゞ、夫の遠き所へゆきて久しくかへらざるを、待わびて野邊に出て、すさみにおほばこをつめるならむ。薄言の二字を發語辭也として、遺ておく說は竟也。古板の本に、此二字をしばらくこゝにと訓たり。此意なるべし。厚に對したる字なれば、しばらくの意にかなふべし。さて只しばしの手すさびにつみたるが、さばかり多くつみて用なきものを、いつの間にか、結レ之、襭レ之といふほどになりたりといへるにて、物おもひあるさましられたり。太平を樂しみ、野遊に出たるさまとは見えぬ事也。前にもいへるごとく、文王の化といふに縛せられて、古來よりの註は、說ひがめたる事多し。よく活眼をひらきて見べき也。詩の事は、我あづからざる事なれば、しひてはいはず。

　　○北窓瑣談のうち

北窓瑣談に曰、萬葉集に、

　　樂しみは夕顏棚の下すゞみ爺はてゝらに妻はふたのして

此歌、誠にたのしみの眞境を得たり。とあり。此歌、萬葉になし。もとより其體も後世風なるを、何とてかくいはれけむ。かつ此歌の情をも聞知られざりけり。是は試にいはゞ、高官にある人、公事につきて何事か我おもふやうにならぬ事ありて、夫を憤り心に辛苦多かるにつきて、高官にあるは却而辛苦多し。彼賤しき人の思ふ事なきにはしかずといはれたるにて、かくいひてしばし憤りを忍められたるなるべし。是猶公事に心を用ひられしよりの事にて、夕顔棚の下涼みを、我境界として樂しといへるにはあらずかし。さて又、夕顔棚の下涼みを、其の眞境を得たりといへるも、いかゞあらむ。樂みは人々其身の分に應じたるものなるべし。官人は政を樂みとすべし。武士は國を守護するを樂みとすべし。農は田地作るを樂みとし、匠は實作るを樂しとし、醫は病を療するを樂しとすべし。普く天下のものへかけて、人も鳥獸も虫も草木も樂しとすべしといふべきは、古語拾遺に、天照大御神の岩屋戸より出給ふ所に、あな樂しとある是也。今毎日、朝日の出給ふに對ふばかり樂しき事はあらじ。夕顔棚の下涼みを樂しとするは、猶彼道家などの意をまぬかれずかし。

○俗にいふ掘出し

よき物を下直に買出して、掘出ししたりとて悅ぶは恥べき事なり。體源抄に曰、時元語て云、武吉が許へ下女笙の管舌なきを持來りてうる。武吉問て曰、其直、いかばかりぞや。女の云、直法をしらず。只給はらむにしたがはむと云。凡絹二疋をあたふ。女悅びて是を取て去る。武吉是を見るに、誠に無双の笙也。仍其直法を加へむために件の女をよぶ。女、笙を返さむとするものと心得て、身命をすてゝ逃るを、とかくして召返たり。女の云く、上臈は思かへしせぬものといひて痛に恨む。武吉が曰、かへさむとにはあらず。直をまさむとてなりといひて、今三疋をあたふ。又女悅て去。とあり。かくこそありたけれ。

○三ツわぐむ

後撰集雜の部に曰、

つくしのしら川といふ所にすみ侍けるに、大貳藤原興範朝臣のまかりわたるついでに、水たべむとてうちよりてこひ侍りければ、水をもていでゝよみ侍ける。

檜垣嫗

年ふれば我黑髮も白川のみつはくむまで老にけるかな

とある、歌のみつはくむといふこと、舊說老かゞまりて頭膝を額と三ツ一所に集ひたるをいふ。三輪組の義也と說來りしを、近來水著酌といひかけたるに、者輪かな違へり。いかゞと人々いへるを、橘守部ぬし著、山彥冊子に、若齒組の義なり。みづ齒といふは、老人齒落盡して後、再齒の生ることあるをいふ也とて、漢籍をさへ引出ていはれたり。此頃、大平ぬしの家集藉葉集といふものを見しに、賀の所に曰、湯淺の濱屋幸章年六十七にて、近き比、あらたに齒の生ぬる事をよろこびて、

年も今六十七ツの老の身にかはり齒はゆることぞ樂しき

とて、此事をよめる歌數首あり。〔割註〕此歌の中に、ミツハとよめるはなし。大平ぬしもミツハといふべき事、心付れざりしにや。〕されば老て後、再齒生る事、今もある事也けり。守部ぬしの說いとめづらしといふべし。しかはあれど、此若齒の說に極りたりとはいひがたくやあらむ。今くはしく論はむ。まづ者輪かな違へるに泥むべからず。是は聞く所の聲ひとしければ、かなにかゝはらずいへるなるべし。〔割註〕此事は歌學初訓に論ひおきたり。〕さて此事、嫗の家集にては、「老に極りて住ところもなくなりて、手づから水汲むきはになりて、おけひきさげていづるにしも、國の守、神拜に出らるゝ道にさしあひたれば、目さとなるもの見つけて、かくはと見とがむれば、守、何ぞととひたまへば、名高きひがきなりと人のいへば、前によびいづるにはづかしけれど、かくれところもなくて、おけをきしに置て居たれば、いかでかくなりしぞ、あはれなどあれば、

老はてゝかしらのかみは白川のみづはくむまでなりにけるかな

とあり。大和物語にも此事出たり。家集と同じさまにて、歌は初二の句うば玉の我黒髪はとあり。此三ツのうちにて、家集にいへるぞ歌によくかなひたる。さて是は我身のいたく老おとろへたるさまを歎きたる意にて、かしらは白くなり、腰はかゞまりて、三輪組(シツワクム)までになりぬといへるにて、哀もふかく、又はづかしと思ひてかゞまり居けむにも、よくかなひて聞ゆ。若齒組にては、猶壯健なるさまに聞えて、かしらの髪は白くなりて衰へたるさまをいへるつゞきには、ふさはしからずかし。源氏夕顔の巻に、夕顔の君のなきがらを東山の邊にうつし奉らむとて、惟光の朝臣の詞に、これみつが父の朝臣のめのとにはべりしものゝみつわくみてすみ侍るなり云々。とあり。是も若齒にしては、此處にふさはしからず。三輪組の意に聞えたり。かゝれば、われは猶舊說にしたがはまほし。世人定てよ。

○よそにのみ見てややみなむの歌

古歌の情を解くはかりがたき事はあらじ。さるはたとへば、芳野の花を見ておもしろさのあまりによめるなどは、誰もきゝしるべけれど、(割註)其花を見でよめりと見ゆる中にも、言を花に托したるにて、實はおもふ事ありてよめる歌もあるべけれど、是は其一わたり花のうへをのみよめる歌をいふなり。」人に隱し忍ぶ情を諷じ、あるは世に憤る事あるを歎とよみ出て、心を述るなどの歌は、その人より外には人におそりたるうたなれば、其歌を得たる人、獨言にいへる歌なれば、「天地の神たらでは、其歌の情をきゝ知るものはあらざるべき也。しからばうつたへに、さる古歌の情はきゝ知るべからざるかといへば、さにあらず。其人の身のうへ、その歌よめる時は、かく／＼の時よめりといふ事を、くはしく知り。さて、てにをは一聲々々の義理をよく辨へて見れば、かゝる情なるべしと、凡の事はおしはかられ知らるべき也。ある人曰、梧窓漫筆に、

よそにのみ見てややみなむかつらぎや高間の山のみねのしら雲

といふ古歌をあげて、是は自ら足れりとして、渫事なき意と心得られたるさまに記されたり。おのれ思ふに、是は、てにをはにかなはずうらうへなり。此うたは彼峰にえ登らずして止まむはくちをしき事かな。一度は登らむとおもふ情よりしていへる歌と聞えたり。いかゞあらむといへり。篤好曰、しかり。詞の表は君が說の通りなり。さてその高間の山いかなる山なりとも、登らずして止まむ事を、さばかり歎くべきにもあらず。是は實は我おもふ事のかなはざる歎を、高間山に托して悶をやられたる歌なるべし。その歌の時を知らねば、その思ひ事は何事ともおしはかるべからず。新古今集に戀の部に入られたれば、まづ戀の情とすべし。猶其實は知るべからざる也。

〇朝になりてこよひ

朝になりて昨夜の事をいふに、今夜といへる事、古事記海神宮の所に、火遠理命歎じ給ひしを、聟翁豐玉毘賣命、父大神に申給ふ詞に、今夜爲大一歎云々とあり。源氏野分卷に、野分せし夜のあした、源氏の君、六條院のかたがたを見めぐり給ふ所に、玉かつらの君の詞に、こよひの風にもあくがれなまほしく侍りつれ」とあるもおなじ。

〇清濁音便

清濁音便の事、久老ぬしの信濃漫錄に、濁音は音便なりとて、ふたぢやわんよつばしといへるをあげ、又筋向をすぢむかひと、ちを清音にとなへ、ひを火のごとくいふを正しといはれたるは、諾がたし。蓋茶碗、四橋などゝ二音を一熟していふ時は、必下の言の頭濁るべきにて、是を清て云ふ時は、物二ツ別々になりて、一熟せざるなり。又筋のちは必濁る詞なるべし。正しくいふ時は、すべて濁音は無もの也とおもへるは、ひがことなるべし。天地間清濁相行れて萬物成るものなれば、詞にも必清濁はあるべき事也。世中に清ばかりなる事はあるべからず。濁音はもの二ツ交る味ひあり。又清音とはうらうへになる意あり。散らずと濁れば不レ散となり。散らすと清は令レ散となる也。かくうらうへになる味ひある

ものを、濁音はふつになきものといかでかせむ。清濁音のことは委說あり。別に記す。さて又、詞の下にあるいひを、あとにたふる事は、常便にはあらず。是は假名と常とたがへる也。所謂ある事也。詞の義理は、常のまゝならでは解すべからず。かたはかりものとしるべし。

○船よりあがる

篤好、先年假初に筆記したるものゝ中に、小矢部川を舟にて下りて、何といふ所にて舟よりあがりてゆくと書たりけるを、ある人、見咎て曰、舟には乘るといひ、おるといふべき事也。然るを陸は高く、舟は低ければ、今人は舟よりあがるといふは心得たがひ也。竹取物語に、車持御子、蓬萊山の事を語る所に、船よりおりてとあり。又大伴大納言船路したる所に、濱邊に御倉でおろし奉るとあり。土佐日記正月十三日の條にも、便よろしき所におりてゆくとあり。又源氏物語椎本卷にも、匂宮長谷詣のついで、宇治の宮を訪給ふ所に、人々心して船より下り給ふとあり。又玉勝間に引たる中右記に、寛治八年八月十五夜。鳥羽殿月見御遊の條に、寄御船於東渡殿。上皇令乘御給云々。夜及三更、從御船令下給了。とあるは、御船を下りて御殿に上り給ふ事なれども、おるといふ事を忌て昇給るにて、格別の事なるべしといへり。篤好答曰、船には乘るおるといふべき事、本居大人の說にて、それ見ぬにはあらず。此大人の時は、何事も俗人誤れる事多きによりて、先づ古書の例を引て、例なき事はいふべからずとをしへられたるはうべなり。今は古學ひらけて、いよ〳〵くはしくなりたれば、今一きざみそのうへを考へて、古書に例はなくとも、いふべき事はいふべきなり。然るを舊例をのみ守りて、其義理をくはしくせざるは難しといふべし。此船にのるおるといふ事、船を主にしていふ時は、必乘る下るといふべき也。又道を主にして語る時、是まで船路より來たるが、今此處よりは陸よりゆく時、舟は低く、陸は高からば、舟より上りてといはむ。何の難かあるべき。是は只其情と其所のさまとによる事にて、うつたへに、のる、おるをのみいふ事とおもふはまだしき也。竹取物語に二所いへるも、土佐日記なるも、皆海舟に

て、船は高く、陸は低ければ、梯さして下りしものなれば、おるといふ事勿論なり。匂宮の宇治川船も、下り給ふ所低かりしさまに見え、又もとより船にて遊び給ひし事のつゞきゆえ、船を主にして語る所なれば、おるといふべき事勿論也。中右記なるは、船を主とせず。上皇を主として記たるものゆゑ、令レ上給と書たるなり。舟と陸との高低による事は、宇治拾遺(巻六)に曰、上臈、こゝに舟にのりたる叟のほうしゝたるが、船を芦につなぎて、くがにのぼり杖をつきて云々。同次下の條に曰、上臈、五百人の商人を舟にのせて、かねの津へ行くに云々、しらぬ世界に吹よせられて、くがによりたるをかしこき事にして、左右なくみなまとひおりぬ。とあり。始のは芦につなぐばかりの小舟ゆゑ、くがにのぼりといひ、次なるは海わたる船故、おりぬといへるを見べし。是は舟の大小によりてかくいへる事、何の論もなき事也。又其主とする所にて違ふ事、俗事をもていはゞ、商人の荷物を積たる船、潮かゝりして在る時、荷を積て居ては、船のためあしかりなむと思ふ事ある時は、荷をおろしておくべしといひ、又荷のためあしかりなむと思ふ時は、荷をあげておくべしといふ。濱上、水上などいふも、荷を主にしていふ詞也。詞は情より出るものなれば、只おろすといふとあぐるといふにて、船のためにすると、荷物のためにするとの情きゝわかる也。鶴好、小矢部川を舟にて下りしは、只かりそめにそこにありける小舟にうちのりて下りしにて、すべて道のほどをかたるにて、舟を主としていふにあらず。故に高き岸にあがりてゆく所なる故、あがりてゆくと書たるなり。わづか竹取、源氏、土佐日記四所にあるばかりを例としていはむは僻也といふべし。漢文なれども、名文と世に賞する水滸傳第十回、朱貴水亭施二號箭一の條に、(割註)出像本四巻三十五頁ウ。」曰。只見對二過芦葦泊裏一云々。揺二着一隻快船一過來。徑到二水亭下一。朱貴當時引二了林冲一。取二了刀杖行李一下レ船。小嘍囉把レ船揺開。望二泊子裏一去。奔二金沙灘一來。到二得岸邊一。朱貴同二林冲一上二了岸一云々とあり。こゝに船に下るといへるは、山寨水亭の下に来る小舟に、眞率に乗りて出し所ゆゑ、下船と書たるにて、其風情、見ゆるやうに覺る也。又末にて岸へ上りと書たるは、

舟は低く岸は高きをおもはせたり。且此所、舟に用なく、朱買臣金沙灘に走り、岸に上りしわけをかたる所ゆゑ也。又同書十八回（割註）六卷四十二頁ゥ、に日、嵩峯中鐵出四五箇打魚的人來、都上了船、阮小二阮小七各撐了一隻船出來とあり。こゝに上とも爬ともかけるは、此時のさまによるなるべし。又飲中八仙歌に、天子呼來不上船とあるは、玄宗皇帝白蓮池に泛べ、李白を召したりし時の事ゆゑ、乗るといはずして不上船といへるなり。土佐日記九日の條に、みな人、舟のとまる所に子をいだきつゝおりのぼりす。これを見て云々。とあり。是も舟に用なく、その人どものさまをいへる所ゆゑ、のぼるといへる也。是船は高く、陸は低く、棹さしておりのぼりする也。是等乗るといはず、のぼるといへるに心をつくべし。又李頎泛舟詩に、登岸還入舟ともいへり。猶さま〲あるべし。其所其時其情によりては、さま〲にいふべき事なり。されば書を見ても、其所其時其人から、其情を考へて、例にひくべきを、船としいへば、宮、大納言、國守など貴人のものし給ふと、鶴好如き一農夫が、かりそめにさゝ舟に乗りてゆくと同事におもへるは、いと〱疵ならずや。

○名所

古歌によめる名所といふもの、今もそのまゝにてかはることなきは、いとめでたくあらぬさまになりはてたるも、又いにしへしたはしくあはれなるものになむ。今は名のみにて、何國なりけむともしられぬは、いとくちをしきものから、こゝならむとおし考へてあかしとすべきもの見出したるなどもいとをかし。又まさしくこゝなりとはいへど、それは古書にいへるさまとはたがへる所もあれば、此所ぞむかしの跡なるとあらそひ果ざるも又をかし。

○歌の新古

近來歌のことをいふ人、詞古きを用るときはこゝろも古かるべし。詞のみ古くて、こゝろ新しきはよからずといへり。詞に新古ありといふも、よくいへばあたらぬ事なれども、それはまづおきて、こゝろに

新古ありといふ事いと心得がたし。こゝろは其人其時の情なれば、此情は古人の情に非ずとて、とりかふべきにあらず。然はこゝろを古くとはいふべからず。古人の詞の遣ひざま、一首の作りざまにならふべしといふべきなり。

○古人のうへを論ずる

古人のふるまひの企及べからざるを感じおもふに、たとへば二人同じふるまひありとも、其人父母のあしなしにて、大にたがふ事也。妻子の有無にてもたがふ所あるべし。世中は若きほどは、何の心もなく過ぎ、年たけて志をおこすほどには、父母年老ていませば、それをとりみ家の業にかゝづらひて、いつしかと過し、またをさなき子どもなど出来ては、ほだし多くなりて、つひにいたづらに我身も老はて、犬猫とひとしく此世を辭し去りぬべきに至るは、いとも〳〵くちをしきわざなれど、かゝるにて世中はあるべきものと慰めては、こしをれにてもうたひ出て、おもひをやる外なくなむ。

○貫之がいさめ

源氏物語賢木卷に〔割註〕五十頁ウ、「〔割註〕源氏君の御方にて、三位中將掩韻のまけわざしたるところ。」曰、おほかめりしことゞも、かやうになるをりのまほならぬこと、かず〳〵にかきつくる心なきわざとか。貫之がいさめたふるゝかたにて、むつかしければとゞめつ。〔源氏の作者也〕みな此御事をほめたるすぢのみ、やまとのもからのものも作りつゞけたり」とあり。此處、源氏君のと中將のと歌二首しるして、かく書きたるは、詩歌ともに多かりしかど、貫之の心なきわざといへる事もあればかき記さずといへる也。此貫之の詞、本文何に出たるか知れざるよし、細流にいへりと、湖月鈔にあげたり。此本文見得ずとも、此ものがたりにかく書けるからは、たしかなる事いふもさら也。又式部も同心なればこそ、かくいはれたなれ。もとよりしかある事にて、猶いかばかりめでたき歌多かりけむとゆかしくおもはるゝにて、其味ひ盡ることなきなり。さるに今の世人は、うち集ひてよめるを、人のもわがのももらさじとかきつくるさへあるに、

常に讀にもたりてゆくさき〳〵來る人々に見するは、いとも〳〵あぢきなきわざならずや。しかはあれど、一うたも捨なはをしまれて、こと〳〵に書しるしもたらなも、さこそとおもはる。

○枕ことば

枕詞のこと、眞淵ぬしの冠辭考に、荷田大人は冠り辭といへりとて、枕詞とては古きみやびごとも聞えず。枕は夜の物にてかたより、冠は日のものにてもはら也云々。そもはた古へよりいはましかば、さてもあるべきを、公望が日本紀私記に、かのいすぐはし、ちはやぶるなどやうのことをば、發語と書て侍り。然れば枕詞てふ稱は、延喜、承平などの御時まではなくて、後にいひ出しなりけり。源氏の物語に云々の事を枕ことゝして書るは、古ことを語もて、今の思ひをいふ故の稱也。然冠辭は、こゝを本として、下の意をいふにあらず。たゞ歌の調べの足らはぬをとゝのへるより起て、かたへは詞を飾るものにていはれ果也。かの枕さうし、歌枕などいふを思へば、その比にいへりし也云々。といはれたれど、枕詞は只しらべの足らはぬをとゝのへ、詞を飾る爲にはあらず。その下にいへることの情をよそふるもの也。たとへば淺水のうすき心といへば、いとも〳〵淺き心と聞え、眞木柱ふとき心といへば、いとも〳〵ふとき心とおもはるゝ也。「冠辭」此事、隔花にくはしくいふ也。知と民情と詠むるものゆゑ、枕詞といふ稱したりしと思はるゝ也。いかにとなれば、まづまくらといふ名の義をいはむ。古事記傳に、物を卷て枕と爲しもの故、まくらといふなどゝ云れたる說は信がたし。古事記等の歌に、枕まくとありて、枕爲ることをまくといへり。床はしくといひ、枕はまくといふ名、その用によりていへる詞也。されば我まくもの故、まくらと名づけたる也。さて枕爲ることをまくといふは、頭より首のほどにて、枕に逢着たるやうなれば也。只その形容をいふはそのにはあらず。たとへば床はなくとも、衾はなくとも、寢らるべけれど、枕なくてはぬる事能はざるものにて、枕ありても、首と枕との喰合よからざれば、安寢ならざるものゆゑ、その喰合のよきをまくといふ也。卷くといふは、只着く、居るなどいふとは違ひて、

しかとそのものに纏着きて、そのものを力とする事にて、藤かつらなどの樹に纏着きて、其樹を力とするに等ひとしき意なり。如レ此ものゆゑ、情を示すには必枕をいへり。草枕といへば、旅のわびしき情おもはれ、妹が手枕といへば、親しき情思はる。萬葉巻二、狭岑島なる死人を見て、人麿のよめる長歌の反歌に、

　沖つ波来よる荒磯を敷たへの枕とまきてなせる君かも

とよめるも、枕といへるにて、其人の不慮に死たるをあはれとおもふ情ふかく聞ゆ。〔割註〕此つゞき、枕をいへる歌數首あり。」又同巻、夢の女に化てよめりといふ歌、

　いかにあらむ日の時にかも聲知らむ人のひざのべわれ枕かむ

といへるも、聲知れる人のものとなりて、心を安くせむと思ふ情をかむといへるもの也。又平言にも、枕を安くするといふは、物思ひなきを示すなり。城を枕に討死するといふは、城を離れ逃去る事はせぬといふ情を示す也。冠辭考に引れたる源氏に、枕ことゝしてといへるも、それを枕にしたるこゝちの情をさとしたる也。又枕さうしといへるも、歌枕といへるもみな同意也。されば思ふことをいはむとて、まづいひおこす言なれば、發語とも、序言ともいひてよろしかるべけれど、その情を深むる爲の詞なる事をさとすには、枕詞といへるがいとしたしく思はるゝなり。冠辭といひては、此味ひなかるべくなむ。さて此枕詞の用ひざま大かた四ツなり。

　其一　そのものゝあるかたちをいふ類

一霞たつ春日、一露霜の秋、一靈ちはふ神、一千早振神、一つぬさはふ岩、一天さかる鄙、一たかゆくやはやぶさ。是等只春といへるよりも、霞たち春といへば、いと〳〵長閑なる氣色に思はるゝ也。此外もみな同じ味ひと知るべし。されば此類は、其あるかたをいへるものゆゑ、枕詞といはずともあるべくおぼゆれども、霞たつ春といへば、いとも長閑に思はるれども、それは言外にて、一首の詞のうへにては、敢て霞

に用なければ、たとへば霞たつといはず、櫻さくといひてもよろしきゆゑ、枕詞といへるものなるべし。されど此類の枕詞には心得あり。たとへば日といふにかゝる枕詞いくつもあれど、「天傳ふ日笠の浦といへば、うちはれたる浦の景色おもはれ、「高光る日の御子といへば、いと尊くおもはるゝを、相換て「高光る日笠の浦、「天傳ふ日の御子といへば、二ツとも其精儀くだる也。是をあたみを失ふといへる。如ㇾ此なれば、霞たつは長閑なるかた、櫻さくはにぎはゝしくおもしろきかたに用ふべし。一首の詞のうへには用なしといへども、その一首の情によりて、枕詞にも心得ある事なり。又此類にて少し趣たがへるは、「さぬつとりきゞし、「庭つ鳥かけ、「現身の人、「さゞ波の志賀のからさきなどいへる也。是は只その在る所をいへるなれども、さぬつ鳥といへば雉くおもはれ、庭つ鳥といへばしたしくおもはれ、現身といへば、世に交りて事しげき身に思はれ、さゞ波のといへば其所の景色おもはるゝ事也。又青丹吉奈良、「麻毛吉紀人、（割註）此二ツ說さまぐ\なれども、此文字によれる義をとりて、こゝにはいふ也。」勇魚取海などいへるあり。是は霞たつ春といふに全く同じけれども、青丹よき、勇魚とるとはいはず、よし、とりといへるは、今そのわざをいふにあらず。常にある事にしていへるのみのたがひ也。

其二　他物をもてたとへていふ類

「行水のかへらぬ、「鳴る神の音、「ぬえこ鳥うらなけをれば、「鶉なすいはひもとほり、しゝじもの膝をりふせ、是等もそのことの情を深むる事、味ひて知るべし。行水のかへらぬといへば、今はいかに思ふとも、かへらぬ事と聞えて、うせにし人をかなしむ情をふかむる也。此外もみな同じ。

其三　他物の名に同音のあるを重ねていふ類

「稲莚のいなにはあらず、（割註）稲と否と同音なるゆゑ、かさねていへる也。下皆同じ。」「いかご山いかがゞ、「白菅のしられぬ、「ちゝのみの父、「はゝそばの母、是は只同音を重ねたるばかりにて、何の意もなけれど、「稲莚のいなにはあらずといへば、強て否といふにはあらずといふ情に聞え、いかご山いかゞと

いへば、いかゞと思ひ惑ふことの甚しき情に聞ゆ。又ちゝのみの父といへば、したしく大切におもふ父と聞ゆる事也。富士谷大人、枕詞は、我言はむとおもふ詞をいはずして、それにかへたるもの也といはれたり。さる事也。是みな言學せざる神國風なればなり。

其四　他物にあることゝ同言なるにていひかけたる類

「玉くしげ二上山、〔割註〕蓋を二といひかけたること皆同じ。」「梓弓春「燒太刀をとなみの關、「梓の音のつばら／＼「いめたてゝとみの岡へ、是等も「玉くしげ二上山といへば、其山の景色思はれ、「梓弓春といへば、草木も芽はる時節のさまおもはれ、「梓の音のつばら／＼といへば、いとゝつばらか也と思はるゝ事ぞかし。是にて枕詞の用ひざま四ツなり。古今集に、「音にのみきくの白露、「思ひ出るときはの山などいへるは、枕詞にあらずいひかけなり。枕詞といふものは、すべて名のみにて言なるはなし〔割註〕世に實語、虛語といひ、又は體語、用語といへるを、わが言靈の傳にては名言といへり。くはしくは傳を得てしるべし。〕其中に「霞たつ「靈ちはふなどいへる類は、たつもちはふも言なれども、上に霞、靈など名をいへり。全く言にてはなし。此類の外はみな名のみ也。故に、てにをはを入れず、直に次の句へ移る也。又てにをはを入るゝものは、百が九十九まではの也。其外にたま／＼あるは、をやにてがのみなり。古き枕詞に三ツ四ツ見ゆ。又なすじものといへる二ツあり。是は潤也。是もいと少し。

〇荊波神社

延喜式神名帳に、越中國礪波郡荊波神社をウハラノ神社とかなつけてあり。或人の考に、此かなつけ誤也。是はヤブナミノ神社とよむべし。萬葉集卷十八に、家持卿宿ニ礪波郡主帳多治比部北里之家ニ云々といふはし書ありて、

やぶなみの里に宿かり春雨にこもりつゝむと妹につげつや

とよめる、やぶなみの里といへる所に、此神社あるなるべしといへるぞ、いとよき考へなりける。荊をヤ

ブと訓む例は侍らねど、古今集に、

日の光やぶしわかねばいその上ふりにし里に花も咲けり

とよめるは、刈拂ふ事もなく荒たる所をやぶといへる也。伊勢物語に、九十九髪の女が逆かへる所に、うばらかくたちにかゝりて云々とかけるは、何もなく荒たる所を逆かへるさまにいへる也。荊は先づ刈拂ふべきものなるを拂はざるにて、荒たる由に聞ゆれば、荊をやぶと訓む事、さもあるべくたむ。

雉岡隨筆　卷之下

○春秋のさだめ

我友雀部手末いへりけるは、昔より春秋のさだめに、秋に心をよする人多かるは、それ猶春をめづる心より出ることなりといへり。徒然草にも花たちばなは名にこそおへれ。猶梅の匂ひにぞ、いにしへのことも立かへり戀しうおもひ出らるゝ。山吹の清げに、藤のおぼつかなきさましたる。すべて思ひ捨がたき事多しといへるごとく、苗代小田青みわたりて、蛙なく春の暮ばかり、物なつかしく過にしかた戀しくおもひ出らるゝ比はあらじかし。

○父母等のうた

かにかくに過にしかたの戀しきは、わが心のくせなる中にも、父いましゝ世の事おもひ出ぬ日はなし。御杖大人の弟子にてよまれしうたの中、

足引の山田のくろのくぬ木かげ鶯なきぬ雪もけなくに
春されば霞たなびきかげろふの小野の芝生にきゞす鳴くなり
飛びこゆる雁の一つらかげ見えて山さしのぼる月のさやけさ
わが戀は越のしら山しら雪のきえあへぬまに年ぞつもれる
はてはみなうきはならひを世中に何をたのみて殘るしらゆき

是等を吟じてはうち歎く事多くなむ。母は居子と申しき。よませるうたの中、

見る人もあらじとぞおもふ冬夜の楢の雪にすめる月かげ
かきくらしいたくなふりそ我せこの越ゆく山のみねのしら雪

父いまさずなりぬる後は、歌もよまれず。妻は斐子といひき。世をはやう過ぬ。書すてしほぐどもの中に、

かきゝらひふるしら雪の衣手をうち拂ひつゝ君やゆくらな

妻とひの鹿ぞ鳴くらむ伏らむとながむる山に月かたぶきぬ

人しれぬ深山に入りて鹿のごと鳴ても秋を過してしがな

おもふことなきにはあらじ秋の花夕暮ことに露のおきさるは

小夜ふかく亂るゝ髮をかきあげて名殘さびしき夢をしぞおもふ

金澤に人のものし給へし頃、つれづれなるすさみに、あづまの山のもの末の松といふを人に習ひ居けるを、たれかつげたりけむ、みちのくの末の松山まつがえのかはらぬ色をゆきてはや見むとはおもへど、しのぶ山いかならむなどあるに、

久利からの山し忍夫の山ならば忍びて通ふ道もあらまし

などあり。むかしにかよふ道もがなとこそおぼゆれ。

○蠅を憎む辭

蠅とそ猶にくきものなれ。何がしの君の晝寐の夢さまたぐるは、怠りいさむともいふべければ、とがめむやうもなしと許すさび給ひしはさるものから、簷にあてたる扇の下にさへ、そゝくり入りて、日のあたりに集へるはたへがたくこそ。吹く風やゝ寒うなりぬれば、わづかに夕日影さし入る簀の子のはしに集ひて、かしら撫、手すりをるは、さきの罪りを悔わぶるかとも見ゆれど猶にくし。羽根もよわりたれば、喰ひものゝ中に落入りたるなど。

○扇のかなめ

扇のかなめを蟹の目なりといへる説は、蟹の目釘といふものあればなり。されど永仁御即位川注の中

に、熟銅一斤、扇四十枚、蚊日料とあれば、蚊の目なるべし。

〇波に莵

篤好等をさなかりし頃、衣などに波に莵のかたつけたるがおほかりき。我友菊地之則が曰、これはかの氣多之前なる莵のかたなるべし。いにしへより古く失はれずして殘れるものならむといへり。さもあるべし。されば神代の物語を民間にも語り傳へたる事知るべし。又水といふもじの尾を、すぐに水の流にかきなし、芦などおひたるかたありき。是は芦手哥繪などの名殘りなるべし。今は絶て見えず。かゝる事までもみやびなるさまは、やう／＼にうせゆくは歎くべき事なりかし。

〇三ツわくむ考

前にいへる老てみつわくむといふ事、此頃、續世繼物語を見しかば、みつはさしたる女の杖にかゝりたる云々。といふ事あり。杖つきて出來たる女、みづ齒あることうち見に知らるべきにあらねば、齒の事にはあらざること知るべきなり。みつわくみたるといはず。さしといへるは、腰かゞみてもさすがに杖つきて立てあればなり。みつわくまむとするさまなるを、みつわさしとはいへるならむ。屈み蹲り居たるならば、みつわくみとぞいふべき。

〇さ、す、まみの辨へ

小男鹿、狭衣、狭席、早苗などいへるさは、すべて其物の出來たるまゝにて馴ざるをさといふなり。さをしかは今年生れたる鹿なり。さ衣は着馴ざるなり。さむしろは敷馴ざるなり。さ苗はいふもさら也。又性をさがといふも、生れ得たるまゝの所をいふなり。素顔、素足などいふすは、顔は紅粉を用ざる也。足は足袋を着ざる也。すは莊なきをいひ、さは生のまゝなるをいふにて、大かた同が如し。さ湯といふは、いまだ茶をも何も入れざるなり。さ夜といふは、何の事もなきをいふなり、さて又眞言、眞草、

眞木などいふまは、圓たる所なく全をいふなり。又みよし野、御手、御車、御心、御言などいふみは、うるはしく美味き味ひあるをいふなり。此さ、す、ま、みの四ツの味ひを、家にたとへてつばらにさとさむ。いはゞ建あげて未内作事せぬはさ字也。内作事もして、未入住ざるはす字也。夫住居なる所にてはま字也。子産み繁昌する所にてはみ字也。かゝる稱はたとへなれども、是は此四ツの味ひ心得やすからむために設ていふ也。如斯一音々々に意味かはるものなれば、それをよく明らめざれば、古歌をとく事はかなはざるべし。萬葉集中のうた、今おぼゆるを一ツ二ツあげて、さよ、さぬるとある意をしめさむ。巻十二に、

左夜ふけて妹を念出敷たへのまくらもそよに嘆つるかも

他國に結婚にゆきて太刀が緒もいまだ解かねば左夜ぞ明にける

此二首ともさよといへる味ひ思ひ見るべし。わきて次の歌は、ことさらに一音餘してさよといへるからは、只夜とばかりいひてはあかざるゆゑ、さよといへるなる事見るべし。巻十五に、

おもはずもまことありえむやさぬるよの夢にも妹が見えざらなくに

巻十一、

さ寢がにはたれとも寢めどおきつものなびきし君が言まつわれを

此二首左寢といへる味ひ思ひみるべし。わきて後のうたなるは、さねといはざれば、其理り聞えざるにて思ひみるべし。小衣、狭莚をよめる歌見さねば聞出ず。是も君が来ぬ夜などは、衣夜までも遠々しからず。睦々しき意味をおもはせたるものなり。されどすべてのもの、その出来る初は小きものなれば、小き事をさといへるもあり。さゝ、さゞれ石など是なり。さ衣とては、小く狭き衣をいふにあらざる事思ひ辨ふべし。さて又小車、小瀬などをといひ、小野、小路、小雨など、こといふも意味たがふ由あ

り。をはおの對たるにて、おは重く、をは輕し。大なるものは重く、小きものは輕き理り故、をとこは同が如くなれども、こは專ら小き事をいひ、をはおも〳〵しからず、手がるき事をいへるなり。を車は忍びあるきなどの手がるきさま、を廂は常にかけてある廂のさまなり。こ屋、こ路、こ雨、など、こといへるは、專らその形小きをいへるなり。

○瘧を落す

吏部王記に曰、親王御瘧病僧正魚意奉加持落。仍轉任大僧正とあり。瘧は昔より落すといへり。是はまじなひなどにて治るを、何ぞ付たるものを拂ひ落したるさまに、形容して落すといへる也。風をひくといふことも、古くよりいへり。是は風のかたより入り來るにあらず。此方が風を引入るゝなり。不養生なるをおのづから諫たることばなり。

○犬目少將

髑源抄卷卅五に曰、十日ばかり月あかゝりける夜、經信卿をむねとして云々、少將俊明などおの〳〵車に乘りて、左衞門督の家に行にけり云々。秋風樂三反、蘇合みな盡して、萬秋樂の序より左輔までありけるに、淚落さぬ人なし。此うち俊明、何事にもすべて泣ざりければ、犬目の少將といはれけるを、こよひは人にもすぐれて袖を絞るばかりになりたり。俊明ともに泣て舞ひける。とあり。淚出さぬを犬目といへるいとおかし。

○軍中相言

日本書紀天武天皇の卷に、田邊小隅といふ人、足摩侶といふ人を夜討する處に曰、畏下己卒與二足摩侶衆一難レ別。以毎レ人令レ言レ金。仍拔レ刀而毆レ之。非レ言レ金乃斬耳とあり。軍中に相言を用ゐる事、此處に見えたるが始か。

○故實を不レ知人を笑ふ

東鑑文治三年十月廿四日。頼朝公御堂供養の所に曰、上﨟、高綱著御甲、候前庭。觀者備之。以臨立著甲上、衆人笑之。爰高綱小舍人童聞此事、告高綱、高綱嘲曰、著主君御鎧之日、若有事之時、先取臨立而綱之也。如巨霊之者、未稱勇士之故實云々とあり。故實を知らずして、人を嘲じ笑ふ事、はやく頼朝公の時よりかくのごとし。

○源氏湖月鈔やどり木の巻

源氏湖月鈔やどり木の巻、九十三のひらと九十五のひらとは相錯りたるなり。相換て見るべし。

○催馬楽あやめこんたり

橘守部ぬしの催馬楽譜入文といふもの、其説、いとおもしろくめさむるこゝちす。然るに大宮の註は、猶古説どもにまどはれたり。入文に曰、

大宮のにしのこん寺にあやめこんだりさやめこんだりたりやりたんな。

○にしのこん寺に。抄曰、西の小路也。○あやめこんたり。抄曰、菖蒲刈たりといふ也。五音相通也。今案に、小路にて菖蒲を刈といはむこといかゞあらむ。もしはこみたりを音便にこんだりといへる歟。五日の料のあやめを多く持よせたるか。西の小路にしげくこみあひたるをいへるならむ。○さやめこんだり。「菖蒲のあを略きて云也。雨をさめといふに似たり。」下略。

といへり。猶ふと心づきたるは、あやめこんたりとは、漢女子來たりといふなるべし。こうなをこむといふ事、日本書紀の歌にあり。是はこうみを略してこみといへる也。みをんといふ例多し。漢土より機おる女渡り來て、其女をあやはとりといひし事、皆人知る事なり。その女をあやめといひしより、機おる女をすべてあやめといひしにもやあらむ。さやめは、さあやめの略にて同言なるべし。又おもふに、織女にはあらずして、只美人をいへるともおぼゆ。古事記に、美人を宥し女とよみ給ひし歟あり。されば文女清女にて、共に美人をいへる也ともいふべし。

○茶碗銘あやめ

このあやめにておもひ出たり。一年冬の比、ある人のもとにて抹茶をのみけるに黒き茶碗なり。主、是はあやめといふ銘の茶碗也。五月に遣ふべし。今は似合ざれども、在るに任せたりといへり。篤好いひけるは、五月の菖蒲に何ぞより所ありやと問へば、形も何もより所なしといへり。さらば菖蒲にはあらず、考ふるに、あやめもわかぬ闇などいひて、此茶碗、眞黒なれば、何のあやめもなき也。然るを却て、其眞黒なるに文章はある事なりと、眞理をさとりたるにて、かの老子が玄又玄衆妙門といへる所をもて銘したるなるべし。されば今、玄冬に遣ひたるがめでたきなりといひければ、あるじ大に悦べり。

○竹取物語みむろと

竹取物語に、かぐや姫といふ名をつくる處に曰、

此子いとおほきになりぬれば、名をばみむろといむへのあきたをよびてつけさす。秋田なよたけのかぐや姫とつけつ。

此みむろとゝいふ事聞えがたければ、田中大秀ぬしの此物語解にも地名なるべしとて、さま〴〵いはれ、戸は乃の誤か。又外に誤字あるか可レ考とかゝれたり。篤好おもふに、是はふいむひとの寫誤なるべし。翁かぐや姫を愛るのあまり、忠生をよびて名をつけさせたるなり。不をみとやうにかけるはみに似たり。呂をろとやうにかけるはひに似たるゆゑなり。

同物語に、車持御子玉の枝をもて來て、翁にそれをもとめしほどの辛苦をかたる詞に曰、

或時は波あれつゝ、海の底にも入りぬべく、或時には風につけてしらぬ國に吹よせられて、鬼のやうなるもの出來て殺さむとしき。或時にはかてつきて云々。下略。

如レ斯にて此一段に、或時にはといふ事六ツあり。大秀ぬしの解にかく云並べたるは、文選海賦に、或の字數多く重ねたる文章あり。是に據たるなるべしと、小山儀が抄にいへるをひかれたり。外に說もな

し。篤好おもふに、文選の文章の意は、いかなる意味あるか知らねども、是はさる據を索むるにもおよばず。此車持御子全く跡かたもなき事を、急に作り出ての給ふ所ゆゑ、一ツ〳〵に或時にはなどいひて、そのひまに考へ作り出ての給ふさまを、おもはせたる文章なり。如レ斯言外に情をこめて、其時のさま見るやうに書くべき事也かし。

古今集に、

　梅がえに來ゐる鶯春かけてなけどもいまだ雪はふりつゝ

此うた、隔句の歸也とて、句を一、二、四、三、五と讀かへて、梅がえに來ゐる鶯鳴けどもいまだ春かけて雪はふりつゝといふ意也、と解來れり。如レ斯句を讀かへて聞けば、よくわかる歌もあるものにて、それは情の緩急によりて、詞の前後に成りたるものなり。只たしたの都合よからざるによりて、あとさきにいへるものにはあらず。此うたは情の緩急とも見えず、詞のつゞき、いかにも隔句の歸に聞えがたし。誦じこゝろ見るに、甚てゝろよからぬ所あり。此哥ふとおもひ得たるは、春かけては春まけての書誤ならむか。万と可とよく似たれば誤りやすし。萬葉集卷九、

　梅の花ちりまがひたる岡びには鶯なくも春かたまけて

とあるなどを、おもひてよめるにはあらぬかとぞおもはるゝ。

　○時鳥の雛たる聲

ある時、筑前より歸路、但馬國の長樂寺にとまりて、夜ありけるに、時鳥の鳴けるが、常のやうにはあらで、かけたか〳〵とばかり、聲はいとひくゝて鳴きぬ。山のあるじに何とてかく鳴にやと問へば、あれは雛たるなりといへり。古今集雜部に、

　誰か里に夜かれをしてか時鳥たゞこゝにしも寢たるこゑする

といへるは、此事なりけりと知りぬ。山寺にやどりしけるかひありけり。

○百人一首水無の川のうた

百人一首は、景樹ぬしの異見にくはしく說れたれども、其中いかにぞやおぼゆる所々なきにしもあらず。今その一ツふたつをいはむ。

筑波根のみねより落るみなの川こひぞ積りて淵と成りぬる

異見に、水無(みな)の川といふは、水無き川なる事をよく辨へられ、また此大御歌、六帖にはこひぞたまりてとあるを宜かるべしとて、伊勢集に、

津の國のみつの堀江に雨ふればかぎりもしらずたまるわがこひ

といふうたをひかれたるなど、よく〳〵とき明らめられたり。然るに御國常言云とて、こひといへるは水の事なるべし。そのかみ事に用ゆる水をもひともいへば、水をこひともいひしにやとおぼゆ。泥をこひぢといふも、水中の土にて水土(こひぢ)なるべければ也といへり。げにさる事にぞ侍らん。といへるは、珍らしき說にておもしろきを、今少しの所やたがひたらむ。篤好考ふるに、こひぢといふは濃泥の事にて、此こひちを約めてこひといへるなり。水がたまりて淵と成るが常の事なるを、是は水無き川故、濃泥かたまりて淵となりぬといへるか、此御うたの趣向なり。伊勢集のたまる我こひといへるも、濃泥のたまるをいふ也。又古今集に、

あひ見ねばこひこそまされ水無川何にふかめておもひそめけむ

といへるも、水こそまさるべきに、是は水無き川なれば、濃泥こそまされといへる意也。いづれも濃泥に戀をかねたるはいふもさら也。赤染衛門家集に、おもひかけたる人の舶をおこせて、

さまかへて世をこゝろみむあすか川こひぢにえつるふな人ぞこれ

返し、

あすか川淵こそ瀬にはなるときけこひさへふなに成りにけるかな

とあり。是はかけうたにこひちにえつるとあるをうけて、返歌にこひさへといへるにて、こひちをこひといへること、是にて明か也。こひを水としては、こひぞといへるぞのてにをは無益になるべし。水積りて淵と成るは常の事なれば、ぞといふべきにあらず。濃泥が積りて淵と成りぬと常にかはりたる事をいふゆゑ、ぞのてにをはいとつよく聞ゆる也。又初學にいへる如く、岩もとゞろに落る水ならば、ぬるといふも無益に成るべし。かゝる所によく〳〵心を用ひてとくべきことなり。

○同さねかづらのうた

名にしおはゞあふ坂山のさねかづら人にしられでくるよしもがな

初學に、女のもとにゆきて相寐て、しかも人にはしられずして歸り來たなしかたもあれかしといふ也。とあるを、異見に、引出て歸り來るよしもと見えたるは、いと物遠し。こは男こそは通ふべけれ。女は來べきものならずと思へるよりの渾なるべし。とあり。さばかりの大人たちも心づき給はざりし也。是は男が女のかたへゆく事なるを、女のかたにつきて來るといひやりたる也。今の俗言にも知と斷いふなり。此百首のうちなる「今來むといひしばかりに云々。」といへるうたの今來むといふも、同じこと葉遣ひなり。

○同有馬山のうた

有馬山ゐなのさゝ原風ふけばいでそよ人をわすれやはする

異見に曰、後拾遺集戀二、かれ〳〵なる男のおぼつかなくなどいひたりけるによめるとあり。こは已が心のおくれよりかへりて、人をうたがはしげに、わざといひ出たる也。さるをうけてそよこそはあらめ、我やはへをさは忘るべきといへり。おのが心にあてゝしか疑ふにやと、立かへりても答たる意也。上句は只そよといはん序のみ。さて、いでの發語は、其もとは出のこゝろにて、さしいでさしすぐる語也。されはせまりて見くだす詞あり。さる方より轉じて、何にまれ推もとたる時の發語に用ひならし

て、只いでとばかり打出るにも、其意こもりし也。とありて、允恭紀に、壓乞戸母其蘭一莖焉とあるを引れたり。又そよといふは然也と同心する詞にて、俗にソウヨともいふとて、詞花集に、

風ふけば楢の枯葉のそよ〳〵といひあはせつゝいづち散るらむ

といへるを引けり。委き事は本書にて見べし。いで、そよの二言をうまく讀れたり。然れども一首の意を讀れたる所は、彼我のたがひあり。篤好おもふに、人をわすれやはするとは、君がわれを忘れはし給ふやといへるならむ。古説みなわれは君を忘れはせぬといふ意にとけるはたがへり。一首の意は、男よりおぼつかなくといひおこせたるは、忘れやすると疑ひおもふ意なるをうけて、そよとは然也と同心したる也。夫は君かれ〳〵にし給へば、われも君をおぼつかなく思ふなりといふ意をきかせたるにて、對ふの詞をうけてしか也。われもしかおもふ。君、われを忘れはし給ふやと、我方の言譯はせずに、打て返して對ふの手前を詰ひ問ひつめたるなり。是いでといふ語勢にて、いかに〳〵返事承りたしと、一層上へ出て對ふを壓たる也。我かたを人の疑ひおこせたるに、われは忘れぬといふ返事しては、何の味もなきならずや。却て對ふをとひつめたるにて、君、われを忘れ給はずば、われも君をわすれはせじといふ意を言外にきかせたるなり。いよ〳〵おもしろき哥也。かくきゝてこそ、いで、そよの二言もよくかなひたれ。

○人の名の下にいふ伊

人名の下にいといふこと、續日本紀の宣命に見え、萬葉集にも見えたれば、近世古體の文章を書く人、誰が名の下にもいといふ事をそへてかけり。げにハともをともいひがたく、何もいはざれば、つまりてあしき所に、いをおけば、其所、ゆるみてしらべよく聞ゆる事もあれど、いといふ其意味を考ふるに、憎み、さげしみ、いとはしく、きらはしくなどおもふがためにはいふべく、めでうつくしみ、尊み敬ふなどのためには、いふまじき事とぞおもはるゝ。すでに富士谷大人はものゝうしろへおしやる氣味なりと

いはれたり。おもへば否といふ詞、全く其意味なり。又我等の俗言あしき人を罵りてイナといへり。古意なるべし。續紀宣命にいへる所、大かた其意なり。今宣命にある所々をぬき出てしめさな。惡逆在奴久奈多夫禮麻度比奈良麻呂古麻呂等伊。また逆仁穢岐奴仲末呂伊。また和氣王謀反の事あらはれし所に、仲麻呂伊云々。逆心乎以天云々。和氣伊云々。謀逆心以天云々。また惡久奴謀安諸乎作且朕仁對弖法均伊物奏利。〔割註〕この法均の事、道鏡が讒言によりて、如此姉上の和氣王のことも、道鏡が讒言たるべしと、本居翁はいはれたり。」また征夷將軍敗軍して歸りし事詔ふ詞に、紀古佐美朝臣等伊云々。敗軍費粮弖還參來。また朕令後仁帝止立天在人伊立の後仁汝乃多未仁無禮之且不從奈賣久在牟人乎方帝乃位仁置事方不得。是等の如くいへるが本にて、それより轉りては自卑下していへるさまなるもあり。和氣王の謀反にくみしたる人々の中、道麻呂等三人罪し給ふべきを、道鏡賜りて教導むと問へる詞を、言詞の中にかける所に、此遍乃諸道能伊所聞天云々。また景雲の立たる時の詔に、是豈朕徳伊天地乃御心乎令感動末都流伊事波無止奈毛念行須〔割註〕かゝる大瑞は、朕薄徳のなす所にはあらずとの給ふなり。」また前紀に大臣禪師といふ位を授給ふ所に、佛毛經仁勅久國王伊〔割註〕佛を敬ひ給ふ御心より、御みづからのうへをかくの給ふなり。」また京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等伊負圖龜一頭獻止奏賜不云々。また陸奥國守從五位百濟王敬福伊部内少田郡仁黄金在奏且獻。此二ッは其人々の物獻るとて、自ら我名の下に伊といへるを、そのまゝとりて詔詞にあげたるなるべし。是等自ら卑下していへるさまに聞ゆ。また萬葉集卷三、志斐嫗が天皇に和奉る歌、「いなといへどかたれ〳〵と詔こそ志斐伊は奏せしひかたりといふ。是も同じ、又同集卷四、

吾背子が跡ふみもとめ追ひゆかば木の關守伊とゞめてなかも

此關守在らずばと思ふ心より、伊とはいふ也。また同卷に、高田女王、今城王に贈るといふ歌六首の中に、

　こと淸くいともないひそ一日だに君伊しなくば痛ききずぞも

とあり。此歌、代匠記にも、略解にも解しがたきよしいへり。されど試にいはゞ、此六首の中に、

　此世には人ことしげし來む世にもあはむ吾せこ今ならずとも

といへる歌あり。もしは此うた前にありて、こと淸くの歌は、其次にありたるが、次手のみだれたるにはあらぬか。〔割註〕歌の次第は委く前後せりと略解にもいへり。」然らば自問自答にて、來む世にも逢はむ今ならずともといへるを、自らとがめて、しかこと淸くないひそ。一日も君なくば、痛き疵の如くにて堪がたくおもふべしといへるなるべし。さて此君伊しなくばといへる伊の意味は、前にいへると同意にて、こと淸くいはむとすれど、いと戀しく一日も君を見ずば堪ふまじければ、さもいはれず、サテモ憎き君哉といふ意味にて、伊といふ也。愛る餘りに却て憎き奴などいふ味ひ也。かゝる詞の遣ひざま、湯津爪櫛にくはしくいへり。名の下に、いといふことおほかた如レ斯なり。然るに近頃みだりにいへるも見ゆめれば、かくだく\しくいふ也。猶考へさだめてよ。

〇萬葉集商じこり

萬葉集卷七、

　西市爾但獨出而眼不並買師絹之商自許里鴨

略解に曰、めならばずは云々、見くらぶるものゝなき也。きぬのはきぬしともよむべし。按るに、しころはしみこるにて、物に執する意なるべし。是は他心なく只ひとりに心をよするに、市にて絹を買ふに見くらぶる事もせで、はじめに目につきたるにおもひこりて、買ふといふもてたとへたるならん。とあり。まづ是はめならべずとよみ、絹しとよむべし。さて商じこりといふは、絹の事なるを、是まで見る

所の說、みな商人のことゝしたるは、詞のつゞきにもかなはず。一首の意も解しがたき、いかゞおもへるに心得がたし。商じこりとは、此絹を一度賣得ざりしかば、賣そこなひに成りて、そのゝちうれざるをいふなり。我鄕の俗言に、是をネキモノといふ。源氏若紫の卷に、わらはやみにわづらひ給ひて、よろづにまじなひ加持などせさせ給へどしるしなくて云々。しゝこらかしつる時は、うたて侍るをとくこそ心みさせ給はめ云々。といへるは、言はさま〳〵まじなひなどして、落しそこなひになる時は、いかにしても落がたきものなるを、しゝこらかしつる時は、うたてありとはいへる也。此しこらかすと全く同言也。商ひをしこらかしたる也。一首の意は、絹を數多く出させて見くらべもせず、ふと見つけたるを、其まゝ買て來しかば、それはネキモノデ有タカ、サテモ〳〵といへる也。さて是はたとへたる意、何の事とも知られねど、譬の歌とするときは、嫁しおくれていづかたよりもよはふ人なき女を、然とは知らずして、ふと一目に見て得たるを、後に悔たる意ともすべし。されど然さる事にはあらじ。深きこゝろあるなるべし。知るべからず。

○同かきなけ

同集卷九、檢稅使大伴卿筑波山へ登り給ふ時、人のよめる長歌。

衣手常陸國二並筑波乃山乎欲見君來座登熱爾汗可伎奈氣木根取嘯鳴登下略

略解に曰、氣の下伎の字を脫せり。といひて、汗かきなけきとのねとりとよまれたり。是は伎の字脫したるにはあらず。此句、六言にて汗搔投なり。俗言にアセカイナゲリナといひ、又アセナゲリステ、などいふ詞なり。かいなぐりといふとは全同言也。如二斯搔投捨るばかり汗の出るものにはあらねど、汗の多く出るをおもはせたる詞也。淚に袖しぼるといふたぐひの如し。木の根とりは、字の如く木の根にとりすがりて登る也。山の嶮しきをいふなり。

○同偶をよくする人との歌

同集卷十二、

我命之長欲家口僞乎好爲人乎執許乎

是は我命のといふを、我命しとよむべし。さて此歌の註、代匠記も、略解も、今少しあかぬこゝちす。是はよく僞りするを罪として捕へむと戯れにいへる也。執は報の誤りとして報ゆばかりならむといへる說は、とかくいふまでもなし。

○同男女の花

同集卷二十、

秋野には今こそゆかめものゝふの男女の花にほひ見よ

略解に、をとこをみなといへるは、ともに草の名にはあらず。男女打交りて、今こそゆかめといふ意也といひて、一五三四二と句を置かへて心得べしといはれたり。かくいへば一わたり聞えぬにはあらねど、他し時ゆくはいたづらごと也。今こそゆかめとつよくいへるには、うときこゝちす。篤好、試にいはゞ、ものゝふの男といふにて切りて、女の花匂ひ見にと心得べきにはあらぬか。男が女の匂ひ見にゆくといふが、此うたの趣向なるべきなり。女とは女へしのことなるはいふもさらなり。秋野の草花は多かる中に、今女へしの盛りなれば、今こそといへるならむ。

○同戀つゝあらずは

同集卷二、

かくばかり戀つゝ不有者高山の岩ねしまきて死なましものを

此うたのあらずはといへる詞、眞淵ぬしは戀々てもこふる如くならずばなりといはれ、富士谷ぬしはあるは俗にすむといふ意にて、古今集に、ちると見てあるべきものを梅花といへるは、ちると見てすますべきものをの意也。戀つゝあらずはとは戀つゝすまずばなりといはれたり。本居ぬし、久老ぬし、守部

ぬしは、あらむよりは、の意なりといはれたり。集中此歌の如くあらずはといへるが多くありて、しかいはざるにもおなじさまの歌もあるを、上の説どもを以ぶしてみれば、眞淵ぬし、富士谷ぬしの説に背ざる所あり。本居翁等の説は、いづこも〳〵とゞこほることなく、一首々々の意よく聞ゆる也。しかれども是は只、いひこゝろみてあてたるにて、此詞を解したるにはあらず。もとよりあらずは、あらむよりはとは詞違ひたれば、意味も亦違はずしてはならぬこと也。然れば一首の意、只一わたり聞えたりとて、よしといひてはありがたしと思ひわたりしに、ふとおもひ得たることあり。試にいはむ。それにつき解中見やすきために用る字を定む。其凡例でにやはのはをわといふ所は和。にどりていふ所は婆、不有者のずはを受和、受婆、又ざらばといふ所は畢良婆とかけるにて別つべし。さて集中、此てにをはの歌おほかれども、そのうち、〔割註〕あらずはといふ所は、本文の文字のまゝにてしるす。」

四　かくばかり戀つゝ不有者石木にもならましものを物もはずして
十一　かくばかり戀つゝ不有者朝に日に妹がふむらむ土ならましを
二　我妹子に戀つゝ不有者秋萩の咲て散ぬる花ならましを
四　おくれ居て戀つゝ不有者木の國の妹背の山にあらましものを
四　よ所にゐて戀つゝ不有者君が家の池に住むてふ鴨ならましを
十一　吾妹子に戀つゝ不有者かりこもの思ひみだれて死ぬべきものを
二　おくれゐて戀つゝ不有者追しかむ道のくまわにしめゆへわがせ
十二　おくれ居て戀つゝ不有者田子のうらのあまならましを玉藻かる〳〵
三　中々に人と不有者酒壺になりにてしかも酒にしみなむ
十二　中々に人と不有者桑子にもならましものを玉の緒ばかり
十二　いつまでにいかむ命ぞおほかたは戀つゝ不有者死ぬるまされり

十一 劍刀もろはのうへにゆきふれてしせかもしなむ戀つゝ不有者
十一 住江の津もり網引のうけの緒のうかれかゆかむ戀つゝ不有者
十一 白浪の來よする磯のありてにもあらましものを戀つゝ不有者
二十 家にして戀つゝ安良受波なかはけるたちになりてもいはひてしかも

此外にも猶あるべけれど、まづかくのごとし。又あらずはとはいはねど同じ意なるか。

三 しるしなき物を不念者(ヲモハズハ)ひとつきの濁れる酒をのむへくあるらし
八 ことしけき里に不住者(スマズハ)けさ鳴し鴈にたくひていなましものを
十 長き夜を君に戀つゝ不生者(イケラズハ)咲て散りにし花ならましを
十一 中々に君に不戀者(コヒズハ)ひらの浦のあまならましを玉藻かりつゝ

是等也。さてまづあらずはのはの淸濁を決むべし。〔割註〕受婆と濁音二ツつゞく事なしとて、必和といふべしといへる說もあれど、和と婆とは意味大違ひの聲なれば、婆といふべき所を和といひては、ことのこゝろ違ふ事也。たとへば花はといふを、花婆とはいはれず。散ればといふを散れ和とはいはれざるにて、別ある事を知るべし。」右にあぐる所の歌ども、家にしての一首の外、みな不有者とかければ、淸濁の所知りがたし。唯卷二十なる家にしての一首也。此卷同卷一音一字の假字書にしたり。和といふ所には波、濁音の所には婆をかけり。多かる詞ことごとく此二字のみを用たり。〔割註〕そのうち一ツ二ツ婆の所に波をかけるあり。是はかならず、誤にて女を脫したるなるべし。」其卷に右にあげたる家にして云々の歌ありて、波の字をかけるからは和といふべきに決まれり。猶又一首々々其歌の意によりて、受和どいふべきと別ある事をくはしくいはむ。

四 君か家にわれすみ坂の家道をもわれはわすれじ命不死者(イノチシナズハ)
四 はしめより長くいひつゝ不念情者(タノマズハ)かゝるおもひにあはましものを

古今曾一　片糸をこなたかなたによりかけてあはずば何を玉の緒にせむ

同無類四　いその上ふるの中みちなか〳〵に見ずば戀しと思はましやは

是等の歌に受婆といへる所は、非良婆といふ義の所なり。一首々々にいひこゝろ見て知るべし。〔割註〕受婆は受あら婆のあらを略たるなるべし。受あら婆約りて非良婆となるたり。〔初の歌ならば、命死ざらばわれは忘れじといへるこゝろなれば、必婆といふべく、和といひては聞えぬことゝなるを、よく味ふべし。然るに前にあげたる戀つゝあらずはといへるも、其不思はずは、住ずはなどにてもあら非良婆、思非良婆、住非良婆といひては、一首の意謂ざる也。

かくばかり戀つゝあらず良婆石木にもならましものを物思はずして

といひては、其情何とも聞えず。戀つゝあらぬ事ならば石木たらむと思ふ事もあるまじき也。又、

ことしげき里に住非良婆今朝鳴し鴈にたぐひていなましものを

といひては、何ぞおもしろき事を見にゆかむと思ふに、行ざるを歎く意に聞えて、何ともわからざる也。然れば前にあげたる歌どもは、婆とはいふまじく和といふべきに決れり。如此所にて此歌によりて、受和といふべきと受婆といふべきと二種あることを知るべし〔割註〕非良婆といへども、詰りつり非し在世のさまも見ゆめれば、受婆二言調音つゞきては、聞にてきゆへ、こゝにいへる二種どもに、受和といひしにもやあらむ。それはともあれ。其分の意には婆といふべきと、和といふべきとの二ツあるを辨ふべき也〔割註〕故に非良婆とあてゝ見て、聞えぬ歌となるものは、受和といひて一種別格の詞なりと心得べき也。かくひきわけて、さてその一種別格の詞いかゞ說くべきとおもふに、日本書紀允恭天皇の卷に曰、二十三年春三月甲午朔庚子。立木梨輕皇子爲太子。容姿佳麗。見者自感。同母妹輕大娘皇女亦艶妙也。太子恒念合大娘皇女。畏有罪而默之。然感情既盛。殆將至死。爰以爲。徒非死者雖有罪何得忍乎。遂竊通。乃悒懷少息。とあり。此所の非死の二字、校正本にシヌマジとかなつ

けしたるは、いかなる事にかあらむ。字のまゝにいたづらにしぬにあらずは罪ありといへども、いかで忍び得ましやと訓べし。さて此時の皇子の情を思ふべし。ほと／＼身うせまさむとし給ふにより、かくては死べし。さらばいかにせましとおぼしめぐらすに、いたづらに死より外、いかにともせむすべなければ、窮りてさらばかくていたづらに死か。いたづらに死すとするときは、罪ありといへども、皇女に合むと決斷し給ひし也。此意を以て前にあげたる歌どもを說くべし。此徒死にあらずはといへるが、かの一種別格の詞なれば也。「かくばかり戀つゝあらずば云々。」といへるは、只かる／＼しく戀つゝあらむよりはといふにはあらず。かくばかり戀つゝあるがくるしければ、いかにせましと思ひめぐらすに、いかにともせむすべなければ、窮りてさらばかくて戀つゝあるか。戀つゝあらずとするときは、岩ねを枕にして死むといへる也。外にせむかたなく思ひ窮りて、あらぬ事をおもひ見る也。石木にならむ。土にならむ。花にならむ。鶴にならむなど、しかなりもせぬをさなき事をいふには、迫り窮りてせむすべなき情より出ること葉なるをおもふべし。さてたらましものをといへるは、しかおもへどもそれもならずと、うちかへし深く歎く情をいひ殘したる也。又、

しるしなき物をおもはずは一つきの濁れる酒をのむべくあるらし

是等の歌も、窮りていへる情をおもふべし。是は大伴旅人卿、酒を讃る歌十三首の中にて、甚しき憤りありての歌と聞えたり。此中に、

かしこしとものいふよりは酒のみて醉泣するしまさりたるらし

といへる歌あり。是は世人のおのれかしこがりて、ものいふを憤りて、それよりは醉泣が益れりといへる也。是はかしこしと物いふは、迫り窮りたるにてもなければ、かろく、それよりはとよめり。かの一種別格の詞とは違ふ所を見るべし。然ればあらむよりはといふ意にきくべしといへる說は疎なること、是にて知るべきなり。今一ツいはむ。神功皇后の卷に、皇后、三韓を從はしめて還らせ給ふ時、忍熊王、師を

起して菟道にて待給へるを、武内宿禰の謀にて、王の軍を敗り、追詰て盡く斬し所に曰、忍熊王逃無ㇾ所ㇾ入。則喚二五十狹茅宿禰一而歌之曰。いざあぎいさちすくねたまきはるうちのあそがくぶつちのいたで於破循破にほとりのかづきせな。則共沈二瀬田濟一而死。とあり。此於破循破も、かの別格の詞也。(割註)此所、古事記の歌は少したがひたれども、同趣なり。おはずはのかな淤波受波とかけり。紀記ともに濁音の字にてなし。是又和といふべき證なり。此歌の意、追つめられ追ゝ窮りて、今は武内宿禰が痛手負て死より外なし。しかするかしかせずといふときは、水に入りてうせなむとよませられたる也。紀に逃無所入とあるにて、外にせむかたなく窮りしことを知るべし。此愛和といふ詞は、いつも此意をふくみたる也。此うたを或人の説には、痛手負ずはの下に、詞を入れて聞くべしとて、是程までに痛手負ずは、猶戰はむものを、此深手にてはもはやかなふべくもあらず。徒に敵の手にかゝらむよりは、水に入りて死むとの給へる也といへり。是はかの坐良婆の意にきゝたる也。婆の下に詞を入れて聞くことはあれども、それはその情の筋の詞なれば、いかほども入ていふべし。其筋たがひたる詞は、入れていふ事はならざる也。さてはいとみだりにて聞ざる事なり。しばらく此うたを坐良婆の意にしてさとさむ。假令ば痛手負坐良婆、武内宿禰が本陣へ切込で血戰して、彼が軍卒を切まくり、武内宿禰をいけどりにしてなど、痛手負ざる事にしていへる情の筋にて、勇みたけびたる詞ならば、いかほどにても入れていふべし。此深手にては、もはやかなはぬとは、痛手負たる上の詞にて、其筋違ひたるゆゑ入れていふ事はならぬなり。如ㇾ此てにをはの下へ詞を入て見るときは、いかほどいひても、其てにをはをうけてきくべきに、痛手おはざらば、此深手にては、もはやかなはぬといふべき詞ならざるにて知るべし。猶次下の條にいふ。

〇萬葉集踊婆

萬葉集卷十、

一年に七日の夜のみあふ人の戀もつきねば夜の更ゆくも
卷向の檜原もいまだ雲ゐねば子松がうれに沫雪流る

此歌どもにいへるねばを、本居翁は、ぬにの意也といはれたるは、前條と同じく、只あてゝ見てかなへる詞をあてたる也。此詞を解したるにはあらず。かくいへる歌ども、いづれもぬにてよく聞ゆれども、ぬにの意ならば、ぬにとよむべき也。それをねばとよめるは、其意たがへばなり。是はねばの下に詞を省きたるもの也と、富士谷大人はいはれたり。前のうたは、戀も盡ねばの下に、夜が更てはならぬとおもふにといふ詞を省き、次のうたは、雲ゐねばの下にさはあるまじく思ふにといふ詞を省たるなり。一首の意によりて省たる詞、さまぐ＼なるべし。さて前條にいへるばの下に省たる詞を入れて聞く事、其筋の詞はいくらも入れてきくべし。其筋ならぬ詞は、入れてきく事ならずといへるは、あの韻の聲よりかゝる婆也。前條にいへる坐良婆の良、阿韻の聲也。其外、花さかば、心つくさば、水すまばなどの類ひも、か、さ、ま阿韻なるゆゑ同じ事也。阿韻の聲は未然に居ていふ聲也。婆は物の端まで至る義理ある聲也。故に未然に在りて、いづくまでもゆく也。依て外の筋へゆく事なし。ねばはねはゑの韻の聲也。故に是は衣韻の聲よりかゝる婆にて、又一種也。衣韻の聲は現在のもの、過去になる所の聲なる故に、たとへばうてばひゞく。見ればうれし。おせばたをるゝなど、て、れ、せ衣韻の聲なる故、婆の下にいふ事、大かた一言にて事すむ也。猶其上の事をいふときは、其意もとりたる事もいはるゝ也。是は過去になる所故、行當りてもとる義理をふくむ故也。上に出したるねばの如く、其筋のこと葉を省きて、其意もとりて、思ふにたがふ所をもいへる也。ねばの外にては、同集卷九、

おくれ居て我こひをれば白雲の棚引山をけふはこゆらむ

此歌我こひをればの下に、かへりも來むかとおもふにといふ詞を省きて、白雲のたなびく山をけふかこゆらむといひて、そのゆく人のいともつれなく、いよ＼／遠ざかりなむと思ふに違ふことをいへる也。

古今集春の部に、

山さくらわが見に來れば春霞峰にも尾にも立かくしつゝ

此歌も我見に來ればの下に、さやかに見すべきことなるをといふ詞を省きて、峰にも尾にも霞が立かくして見せぬといへるにて、思ふ所にたがふをいへる也。

思ひかね妹がりゆけば冬の夜の川風寒み千鳥鳴くなり

是もはの下に、いともうらさびしくかなしきを思ふものはなくてといふ詞を省き、河風寒み千鳥鳴く也といひて、いとゞ物かなしといふ意をふくめたり。此類によめる歌多し。かく心をつけて見れば感を増すなり。如此哥の上の躰阿頼なると、衣服たるとにしたがふこと也。又見えばなどいふは、絶といふ詞、若にいへる類ひとは、詞の能たがへるによりて、見えは未然と過去を兼たり。故に別なり。かゝる事のくはしきわけは、言靈を傳へて知るべし。

○霖禁（ながめいみ）

五月雨の比、男女あふを忌こと、物語などに見え、又五月に禁忌の日ありて、是を犯せば三年のうちに死すといふこと、拾芥抄に見えたれども、是を守ること難かるべければ、今くはしく考へていはむと、心あたりの書どもとうでゝ、筆をとりたるをりしも、伴原氏より見よとておこされたるを見れば、禁忌諺といふ書なり。同志の人もありけるよと嬉しくて見れば、いとめづらしきことどもあり。されどわづか紙二ひら餘りにて、くはしくも尋ね定められず。かつ引れたる書ども、寫誤か。異本か。たがへる所々多かり。依ておのれ思ひ立たることにもあれば、本に此書にある事をも引て、おもふところをのべたるになむ。そも〳〵此禁忌に、唯婚娶を忌と、「割註」是はその契りをとげず。或は災難來るなどいふなり。」房事を忌むと、「割註」是は身の毒となりて害ありといふたり。」五月雨の比、男女あふを忌むと「割註」是は上二ツのうち、いづれともいひてなけれど、房事を忌むことゝ聞えたり。下にいへるを見るべ

し。」の三ツあり。今此三ツをあげていはむ。

嫁娶を忌事、拾芥抄下末、諸事吉凶日部、〔割註〕三十八頁オ、」嫁娶吉日のところに、

又以二陰陽不將日一爲二上吉一。

正月丙寅。丁卯。二庚子。四甲子。戊子。七壬午。十庚辰。辛卯。癸卯。十一庚辰。庚寅。十二丙寅。丁卯。庚辰。庚寅。

三五六八九月雖レ有二不將一。各在レ忌。就レ中五九月忌不レ註レ之。

如レ斯吉凶をいふは、もはら陰陽家の說にて、身體に毒になるとは違ひて、不慮の災難あるをいふなり。

源氏物語東屋卷、〔割註〕湖月鈔東屋六十一頁ウ、」に、〔割註〕浮舟君のかり住居三條の家に、」薰君入來給ひ、其夜、あひそめ給ひて、翌朝浮舟君を車にかき抱き乘せて、宇治へおはしますところに、

人めして車妻戶によせさせ給ふ。かきいだきて（浮舟君を也）のせ給ひつ。たれも（侍女）〳〵あやしうあへなき事を思ひさわぎて、九月にもありけるを、心うのわざや。いかにしつる事ぞとなげゝば、尼君（辨の尼也）もいと〳〵をしく思の外なることゞもなれど、おのづからおぼすやうあらむ。うしろめたうなおもひ給ひそ。ながつきはあすこそせちぶ（いまだ九月の節に入らぬといふ）とき〻しかと、いひなぐさむ。けふは十三日なりけり。

かゝることはすべて、其月の節より忌べきこととなれば、こゝに明日より節也といへれど、節おくれて、はや中旬にもなりぬるを忘ざるはわろきなるべし。されば此翌年三月、浮舟君入水せむとして重き病をしたるなどゝ書たるは、則此應なるさまなり。

伊勢集に、

　　人のあはぬよとありしを

聲にだに聞ての後は郭公あはぬ五月はあらじとぞおもふ

返し

きくことを長くと思ひし時鳥いむ五月をば過しやはせぬ

此はし昔、おまりことすくなにて解しがたく、歌も意を得がたけれど、試にいはゞ、或人のかたより、けふは男女あふこと忌む日なれば、世の人のあはぬ夜なりといひおこせたるにて、此日、拾芥抄にいへる五月十四日、〔割註〕此本文、末に出せり。などにてやありけむ。さればいかゞいふとて、戯にいひおこせたるなるべし。故にそれを破りて戯に、夫に聞ての後は、忌べき五月にてもあはぬことはあらじと、時鳥によせて答たる也。されば又、それをおさへて、否はさは思はず。聞くことを長くとおもひしなり。然るに忌むべき五月をさへに過しはせずやといへるなるべし。

檜垣嫗の集に、

五月はかり消息おこせる男の、なほ日比へぬるこゝちにものこしにだにと、せちにいはすれど、わかゝりし日のこゝちもせねば、つきなくておもひも離ぬれど、なほあらじに、此月たてといふについでに、

人の忌むこの月なみをたてゝこそ思はずならむこともうらみめ

右兩集に、五月をいむといへるは、嫁娶をいむ月なるをいへるなり。

房事を忌むこと、拾芥抄下末養生部、〔割註〕四十八頁ウ、〕に、

三月一日不レ得下與二婦人一同處上大凶。五月十四日陰陽不レ可二配偶一。不レ出二三年一死去云々。〔割註〕見二醫心方一有レ説云々。」或説云。五月十六日房内禁レ事。犯レ之不レ出二三年一必死。何以知レ之。新布一尺此夕懸二東墻上一。明日視レ之必有レ血切也云々。

此說、脫文あるか義通じがたし。栗原氏曰、此事は頓醫抄卷四十五〔一頁ウ〕は、五月十六日の夜行交會後汁を新布にて拭て、我屋より東の高き垣に懸て、朝日の出るにあてゝ見よ。即赤き血と成也。故に是等の日を除可レ行也。とあり。是にてよく聞えたり。精はもと血なれば、多淫なる者精汁盡て、血を出す事

あるものなりといはれき。或曰、精汁を器物に入て置き、日を經れば悉く血と成るもの也といへり。さもあるべし。五月十六日の事はあやしけれど、是もさる事なしとはいひがたかるべし。天地の氣を人身にうくる所、男女とも其機にあたれば、かゝる事もあるべし。天地はいかなる事あらむとも、測知るべからざるものなれば也。されば十六日に限りたる事にてはあるまじく、其比天地の氣、其機にあたる所あるなるべし。故に十四日とも、十六日ともいひ傳へたるならむ。さて又此說、漢土より傳へしか、然らば和漢暦法の別あり。〔割註〕漢土は正朔を用ひ、我邦は視朔を用ゆとかきけり。」又古今暦等の差あり。〔割註〕和漢ともに、昔より數度改暦あり。漢の代に、太初暦を作りしより數十度改めて、今の時憲暦に至れり。本朝にては持統天皇四年十一月奉レ勅始行二元嘉暦與一儀鳳暦一と、日本紀に見えたるより、數度改りし也。貞享元年用ゆる所の暦、天に後るゝ事二日、晦朔已に微月西に見るによりて、授時暦の法によりて暦を改む。其後又、度々改りて、今の寛政暦に至りしなり。」今我邦の暦にあてゝは、何日にあたるか甚知りがたき事也。たとへ暦の博士にとひて、はがはざる所を推極め得たりといふとも、天地の氣、年々同からざるものなれば、〔割註〕運氣論奥に、主氣と客氣とありて、年々の運氣たがふことをいはれたるにても見るべし。さて又、其運氣論奥も、猶凡の事なるべし。天地は活物なれば測り極むべからざるなり。」其日に當て、天地の氣、必其機にあたる事はあるまじき也。〔割註〕猶此五月何日といふ事には論あり。下にいふべし。」禁房說に、

物茂卿が若かりし時、手づから造れる枕の底板に、五月十五日爲二天地交一。此夜交接男女俱祟。若在二子時一犯レ之。半年双亡。見二保身要決一と自記せるを見たり。〔割註〕保身要決は、萬寳全書の中にも引用して、宋以前の書と見ゆ。」又三元參贊延壽書云。五月三箇五日、六日、七日爲二九毒日一。犯者不レ過二三年一と見ゆ。〔割註〕翠竹軒道三の永壽演に、毎年五月五日、六日、七日、十五日、十六日、十七日、廿五日、廿六日、廿七日、以上九ケ日堅可レ禁二淫事一。一段たゝりて命短くなるとある說おな

じ。玄朔法印の延壽撮要にも、此九毒日を單記して、更に夏至の日をも加へたり。さて五月は齋戒して房事を絶べしと見えたり。」

とあり。此物部氏のかゝれたる保身要訣の文、日の付所あり。下にいふべし。拾遺集卷十二戀二〔五頁オ」に、

けさうし侍りける女の、五月夏至の日なりければ、疑ひなくおもひたゆみて物いひ侍りけるに、したしきさまになりにければ、いみじくうらみわびて、後にさらにあはじといひ侍りければ、

よしのぶ

明日しらぬ我身なりとも恨おかむ此世にてのみやまじとおもへは

禁房說に、此はし書をあげて、顯昭法師の註に、夏至、冬至、歲旦には、房内をいましむる故にかくいへる也。おの〳〵前三後二をもいましたるなりと見えたり。とあり。此はし書の意は、夏至の日なりければ、禁房の日故、實事はあらじと女の思たゆみてものいひけるに、したしきさまになれりとは、實事に及しをいへる也。故にいみじく恨わびたるなり。さればよしのあそん、明日守らぬ我身とよみ給ひしは、只無常をいへるに非ず、夏至の日、禁を犯さば死すといふ本文ありてなり。女も此日禁ずべき事を知りたると、此拾遺集にゆくりなく、夏至の日とばかり書きて、其義貫通じたるにて見れば、むかしはもはら人の知りたる事にて、愼みごとをも知るべし。又是は作り出たる事かは知らねど、其禁を知りつゝも、守りがたきをもおもふことなりかし。

五月雨のころ、男女あふを忌む事、源氏物語螢卷、〔頭註〕湖月鈔螢卷三頁オ、」に、〔頭註〕兵部卿の宮、玉かつらの君を得むとて、せめきこゑ給ふところ。」

御らうの程とはいくばくならぬに、さみだれになりぬるうれへをし給ひて、

此所の註、花鳥餘情に云く、

盛明親王集九條右大臣の御四君にきこえ給ける。

わびつゝもたのむ月日はあるものをさみだれにさへなりにけるかな

信明集、

神代よりいむといふなる五月雨のこなたに人を見るよしもがな

うつぼ祭の使、さはれいかゞはすべき五月雨にもなりにけるを、左のおとゞかはらけとり給ひて、いでやさうけ給りて、久しくなりぬとて、

時鳥なく音久しくなりぬるは五月雨ながらいくよふればぞ

東宮よりあて宮に、

ためしにも人のひくべき時鳥此さみだれをいまずもあらなむ

今案、さつきはいむ月なれば、よろづをはゞかるを、さみだれになるうれへとはいふなり。

此うつぼ物語、本文にて見れば、此歌二首の中間に言葉多かるを、是は省きてかける也。さてうつぼ物語は、誤字も多かるやうにて、甚心得がたけれども、おぼろ〳〵心得らるゝをいはゞ、是は五月五日の所にて、右大將のかたへ殿上人あまた來給ひて宴ある所なり。左のおとゞも來居給ひて、我子のかねよりを聟にし給へといふさまにほのめかし給ひしかば、あるじのおとゞ、われもしかおもふこと也。しかれども忌むべき五月雨にもなりにけるを、いかにすべきとの給へれば、左のおとゞ、さやうにゆるしさまにの給ひながら、ゆるし給はで久しくなりぬとて、かく歎き申事の久しくなりぬるは、ゆるし給はぬ故ぞといふ事を、五月雨ながらいくよふればぞとよみ給へりと聞えたり。次の東宮よりの御歌も、さみだれを忌ずにあはむといふ意を、時鳥によせての給へるなるべし。源氏物語螢の卷なるも、玉かつらの君をせめ給へども、ゆるしなくて五月雨になりしかば、かくては又、五月雨の間忌べければ、かにかくに事ならずして日をふるを、うき事にの給ふをうれへとはいへる也。盛明親王のうたも、信明朝臣の歌

も、五月雨を忌む事同意なり。さて花鳥餘情の今案とある説はくはしからず。さつきをさみだれといはむこと、歌にてはさもあるべし。うつぼ物語のは、あるじのおとゞの詞、源氏物語のは、双紙地の詞なり。五月の事ならば、たゞに五月ともあるべきを、五月雨といへる詞尋味ふべし。またこゝにあげたる歌どもゝ、實に五月雨のことにして聞けば、いよ〳〵其意よく聞ゆるにてもおもへば、是は梅雨中忌むべき一ッの傳へありての事と聞えたり。さて此歌にあげたるは、みなはじめて女にあはむとするなれば、只房事を忌むが如くに聞ゆれども、其元は房事を禁よりの事なるべし。只房事を忌などは、もはら陰陽家の説なれば、何月甲子日などゝ支干をもていへるものにて、さみだれなどゝいへる事見及ず。後運氣論奥などの如く、天地を人身に受る所より出し説と聞えたり。こゝに一ッ篤好が見出たる事あり。試にいはむ。猶宰强か。たゞしてよ。萬葉集巻十六〔七貝オ〕竹取翁が長歌の中に、

上略、飛鳥飛鳥壯蚊霖禁縫爲黒沓刺佩而下略。

此霖禁といふ詞、契沖あざりの代匠記には、見安を引て霖雨男は沓作り也。沓の形打ては日にほせば長雨をいむなり。とあり。千蔭の略解には、黒革の沓也。革沓は日よりの時にぬるが、黒きなるべしと翁〔宣長〕の説なり。宣長云、ながめいみ云々聞えず。しひていはゞ、長雨の時は外のすべき業ならざる故に、家の内に居て沓をぬふをいふにや、俗にいふ雨ふりしごとゝいふ意なりといへり。とあり。篤好おもふに、始の二説は猥ごとなるべし。本居翁の説は其意を得たりといふべし。されど自らも猶決得ざりしはうへなり。霖禁を、只雨をいとひて外へ出ゆかざる意に見られたるはたがへるなるべし。それは此集中、雨障、雨乍見、〔割註〕以上巻四に見ゆ、といへり。霖禁といへるは、いにしへは大かた女のもとへ男のゆく事なりければ、五月雨の比房事の禁ありて、女のもとへゆかざるをながめいみといひしなるべし。されば家に居がちにて、つれ〳〵なるまゝにぬひし沓といへるならむ。〔割註〕此長歌にては、其沓の作りさまのいとよく手ごもりたるをおもはせたるなり。さて此ながめいみといふ詞を、此集書ける人の意を

得て、霖雨禁房と書く意にて、略して霖禁と文字を植しなるべし。禁の字をかけるにて、唯常に雨障りするとはたがひて、別に意ある事知られたり。又前に出したる歌どもに、五月雨を忌むといへるは、霖（ながあめ）を梅雨（さみだれ）といへるのみにて、直に同音なるにても同意なる事知るべし。さて又此霖禁の徒然なるさまなるは、女のもとへしげくいき通ひしものゝ、えいかで家に居がちなるさまなれば、嫁娶を忌むにはあらで、房事を忌なる事明らか也。是によりて又前に出したる歌どもに、五月雨をいむといへるは、則房事を禁なる事知るべし。彼と是と相照して相辨ふべし。此萬葉の長歌、いと古き世の調なるに、かくいへれば梅雨中禁房の事、古き世よりいひしことゝ聞えたり。〔補註〕前に出したる歌に、神代よりいむといふなる梅雨のといへる、只むかしよりといふ意にて、全く神代をさしていへるにはあらじ。神代卷等に見およばざることなり。「梅雨中房事を禁こと、いかなる理りとも知りがたけれど、試に予が考へをいはむ。五月雨の比は天地の氣結びて、萬物を産出し給ふことの盛りなる時なれば、〔補註〕梅雨中ものゝかびろは、則物の生ずる也。かびを顯微鏡にて見れば、花葉ありて草木の如くなりとぞ。又よくものゝくさるは虫を生ずるなり。」人身にも其氣をうけてあるなり。人は小天地とて、天地にひとしき理のものなれば、此時にあたりて、男女交接するときは、其感ずる事甚しきに過て毒となるべし。只一わたり腎虚などゝいふはがりのことにてはなく、天地の機と人身の機と相合ときは、いかなる甚しき事あらむとも知るべからず。恐るべき事也。愼むべし〳〵。前に出したる保身要訣の文とて、五月十五日爲二天地交一とあるも、拾芥抄に歸忌日、天火日などゝある類ひなるべければ、全く天地の結ぶ日なりと斷りたるにはあらねど、天地交と名づけたるは、必其意あるべきなれば、こゝにいへる説に思ひ合べし。十四日、十六日といへるも、夏の最中（もなか）にて、天地の結び最盛なる時をさしていへるなるべし。又九毒日といふは、初中後をさしたるにて、初と終りには又甚しき所あるものゆゑなるべし。たとへば寒の入と寒の明に、寒の甚きことあるが如し。さて拾芥抄をはじめ、五月何日とあれども、是は五月の節より何日にあ

たる日といへるなるべし。前に出したる拾芥抄嫁娶吉日の所に、正月丙寅などゝあるも、正月の節より
なり。〔頭註〕天地の氣は二十四氣に正したるものなれば也。故に閏月なきなり。さて是はともあれ。今
梅雨中とするときは、右等の日數もおほかた其中に寓るべきなり。〔頭註〕梅雨は芒月節後第一の壬日に
入りて、六月節後第一の壬日に終る暦法迄ごされども暦數の入梅、おほかた天地の氣にたがはざれど
も、實天地は活物なれば、暦とは少しの違ひあり。又國所山川の地勢によりてもたがふことゝあり。故に
我邦の俗、梅見に露見ゆれば入梅とし、栗花落、合歡花散に、梅雨の終りとするなど、其國所にて日當
をして覺居るもの也。是ぞ天地の眞暦なるべき。暦の入梅には、一日二日違たりとも、染ちもの衣服
などしめりて、俗にいふつゆけしきになれば、入梅と心得べきなり。〔頭註〕今是を諸家の說にあて
ゝ見ても、梅雨中は濕氣になりて黴となる。布などのくさる是なり。此故、内寄せざれば、濕外に發しよる
ことゝみたはず。因て梅雨を黴雨とかくことわりなるべし。萬葉に霖雨といひ、後のうたどもに梅雨を忌むと
よめゝによりてさもへば、是は拾芥抄などにいへるとは又別にして、我邦上古よりの一ツの律と見えた
り。今大平にあひて、萬の事、いにしへにかへる御世にしあれば、此暦法の制、再世に行れよと願ふことゝ
ろのあかぬまに〳〵、かくくた〴〵しく書つけたるになむ。

雅岡隨筆 畢

山崎美成大人随筆

三養雑記

全四冊

東都書房　青雲堂梓行

山崎久作、名は美成、號を北峰となんいふめる。予と居宅はなはだ近し。かつは其家職とさへ、はやくも由きかひつれは、□□のころより内外となくたはふれながらとはれにき。さるものから、市店の業にうとく、世路にあはかりしかば、文籍にかゝづらひし述作もはやく富みつゝ、武術業伎にうとからず。而立の齡より閑居をこゝろにし、於陵の風ありてきすらとこゝろ、あづさゆみ谷中のさとらふき山吹の金杉に僑居し、杜門謝客とにもあらねど、人のとひきて酒を戒するのわづらひなきをさちとし。打すゝなどいふもの具遺に擬きを、硯としすてんもはいなしとて、かくはものしつるなりけり。予もまた同病相あはれむのみならず、かきあつめし事がらのみた、ことさらに筋個に出て、童稚のさとしひらくるのみか。老故のかたがたもひらきみたらば、故智を引發するの咔引はもとよりなるべく、聞つゝ見つゝ見易等がよろこぶあまり、おもはず筆をとるにぞありける。時は天保の十と堂といふなが月廿日あまり、小野那賀伎が稚場の南軒にみづからかきつ。

三養雜記目錄

卷之一

卷之二

卷之三

卷之四

三養雜記 卷之一

山崎美成 著

神無月ばかり雨ふりたる夜半、火桶をかこみて書よみゐたりしに、木枯の窻うつ聲の淅瀝たるをりふし、こしかた行末のことゞもおもひつゞけて、

よしやあしや定めなき世のなか〳〵にぬる夜しづけくふる時雨かな

とうち詠めつゝ、おもふに境に臨み物に觸れてこそ、六塵の樂欲はいでくめり。たとひ楊州の鶴ありとも、足れりとおもはぬ人心の常なれば、命をかけて願ふとも、身を終るまで、心に任することのあるべきや。窮達は命なり。歎くべきにあらず。はた歡ぶべきにあらず。いでや世捨人にも異ならぬ、おのれなどが心には、月華のながめはさらなり。こゝろのどかに日を經んこそ願はしけれ。今茲も暮ゆく空近くなりて、金杉の里に家をうつしゝ頃、東坡が詞の三養をまなびて、足らで事たるかりそめの住かなれば、書どもは大かた、人の家にあづけたれば。今は一卷だに傍になく、机の塵も拂はで、日をふるまゝに、年もあけて、〔割註〕天保九年戊戌、」元日には、霞のたな引けしきも春めきて、日かげのどやかに、田井のながめは市にかはりて、華鳥の色音うるはしきに、何のまうけもなけれど、心ばかりはわかやぎたるこゝちぞせらるゝ。長き日の、つれ〴〵なぐさめんとて、暗記にまかせて、日ごとにおもひ出るまゝにかきつくるぞ、せめての心やりなる。

○元日にハゼをまく

近きころまで元日の朝まだきに、ハゼをまくならはしありて、ハゼ賣といふもの、あまねく來りしが、

いつしか武家にのみ、その風遺りて、町には賣求らずなりし。これはもと、伊豆の三島明神の池の鮒は、明神のつかはしめなるよし云つたへて。毎年元日、池の鮒にハゼをまきてあたふる神事あり。元日に、ハゼをまくことは、かの神事起源なるべしと、伊勢安齋の說なり。又ある人の說に、むかしは、ハゼにする料の糯米をもとめて、家々に煎り試むるに、よくハゼる年は吉、ハゼのあしき年は凶なるよしを占ふこととなりしが、後には只、ハゼを賣てまくことを、吉兆とするのみなりしといへり。按に、文選漫筆に、東入ニ吳門ニ十萬家、家々爆レ穀卜ニ年華ニ といへるは、爆孛婁の詩なり。これを併せおもへば、和漢一般の風習にて、ある人の說をよしとすべし。かく何事も年月を追ひて、便利にのみなり行ことといと多かり。春のまうけの注連繩も、家ごとに藁をもとめて造れると、後には年の市にゆきて、買調ふることにぞかたくおぼえたりしを。今は町々の辻にても、擔ひありきても賣ることになりて、居ながらもとむることになりたり。年の市も、むかしは雜器市とて、淺草寺ばかりなりしが。今は所々の寺社に多くいできたり。

○屠蘇少年より飲始む

屠蘇にかぎりて、年少のものより飲始むるよしは、荊楚歲時記に、進ニ屠蘇酒ニ飲レ酒次第從レ小起。註に、後漢董勛が言を引て、俗有ニ歲首用ニ椒酒ニ飲レ酒先ニ小者ニ 以ニ小者得レ歲先酒賀レ之。老者失レ歲。故後與レ酒 と見えたり。吾邦の古も亦しかり。內裏式に、元日賜ニ內侍ニ取レ杯盞ニ屠蘇。云々。御藥供御先服ニ少年ニ とあり。又屠蘇攷云、盧柳南小簡に、屠蘇卑幼より始むることと不通なり。元日は一歲の始め、長幼の分を正し、長者より始むべしといへるは、理さもあるべきことに聞ゆれど、考の足らざるに似たり。其よしは、屠蘇もと邪氣を辟る藥方にして、卑幼より始むるは、全く藥を用ゆる法を借たることゝ思はる。禮記に、君の藥を飲には、臣先嘗む。親の藥を飲には、子先嘗むといへり。說苑に、殷の湯王の言を載せて、藥食は卑に嘗て貴に至るといふ。これにて考るに、家內の人々

ことごとく屠蘇を飲むに、かりそめにも、薬の名なれば、先こゝろむるものは誰をか先にし、誰をか後にせん。故に卑幼をはじめとすること、至極のことはりなり。是全く聖人薬を用ゆる禮教を、かり用ゆることゝ知るべし。といへるは確論といふべし。

○萬歳

萬歳は、男踏歌の餘風なり。花鳥餘情に、正月十六日の節會をは、女踏歌といふ。舞妓すゝみいづるゆゑなり。男踏歌は十四日にあり。殿上地下の四位以下の輩、しかるべきところどころをめぐりて、さいばらをうたひ舞かなづることゝあり。これはむかし、正月十四五日に、京中の遊士、月に乘じて、あなたこなたへめぐり、うたひて舞しより事おこれり。末の代に、千秋萬歳といひて、逸興をもよほすことあるは、これらの餘風なりと見えたり。源語祕訣、世諺問答の說も、これと異なることなし。さて今來る萬歳を、江戸にては、參河萬歳とおぼえたれど、遠江、相模よりも來るなり。關西へは、尾張、大和よりいづるなり。張州府志に、無住國師所レ作樂稱二萬歳樂一、使下小奴徳若謳上レ之以爲二賀正一。至レ今春初稱二萬歳一者師之遺愛也。とあり。無住國師道跡考にいへるも、同じおもむきなり。尾張萬歳の唱歌は、無住國師の作のよしにて、今傳ふるもの五章あり。

○七種のはやし詞

正月七日に、七種の若菜をいはふことは、都鄙ともにするわざなり。六日の夜、七くさをたゝくはやし詞に、七くさなづな、たうどのとりと、にほんのとりと、わたらぬさきに、といふことは、何のわけともしらで、ならはしのまゝに、家ごとに唱ふることなり。桐火桶といふ冊子に、正月七日、七草をたゝくに、七づゝ七度かやうなれば、四十九たゝくやと、有職の人申けると計なり。これもしひて問申ければ、それまでのことはとて、笑つゝ語りたまふ。まづ七くさは七星なり。四十九たゝくは、七曜、九曜、廿八宿、五星、合せて四十九の星をまつるなり。唐土の鳥と、日本の鳥と、わたらぬ先に、七くさ薺、

手につみ入て、亢觜斗張、げに〳〵さりげなきやうにて、物の大事は侍りけりと。いよ〳〵あふがれてこそ侍りしか。と見えたり。この亢觜斗張は、廿八宿の中の四宿にて、いづれも吉方の星宿なり。〔割註〕宿曜經に見えたり。〕さて唐土の鳥といふは、證とするほどのものにはあらねど。七草冊子といふものに、須彌の南にはくが鳥といふ鳥あり。かの鳥の長生をすること、八千年なり。此鳥、春のはじめ毎に、七色の草をあつめてふくするゆゑに、長生をするなり。はくが鳥の命を、汝が親の命に轉じかへてとらせん。七色の草を集て、柳の木のばんに載て、玉椿の枝にて、正月六日の酉の時よりはじめて、此草をうつべしとあり。

○初午稻荷詣　地口

二月初午の日、稻荷詣すること。貫之集に、延喜六年月次の屏風の歌の中に、二月初午稻荷詣したる所、

獨のみ我こえなくにいなり山春のかすみの立かくすらん

また源順集に、二月初午稻荷の社にまうづる人に、

いなり山尾のへにたてるすき〳〵に行かふ人のたえぬけふかな

などあり。ふりにし世よりあることにこそ。猶諸書に見えたるを、かつ初午の日を用ゆるよしなど、すべて、賀正より追儺まで、時令のことども。予かつて、歳時要畧にくはしく記したれば、こゝにもらしつ。さて江戸にて稻荷祭には、地口行燈をつらねともすならはしなり。この地口といふは、土地の口あひといふことにて、たとへば、地張きせる、地木綿冊子、地酒などの類、いづれもこの地といへるは、江戸をさしていふ詞なり。さてその行燈にかけるを、繪地口とて、繪を專にして、まうづる人の、あゆみながら、よみてわかるをむねとするなり。豐芥藏春の小冊に、地口須天寶、鸚鵡盃、比言指南、地口春袋など。みな安永ごろの印本なり。その頃はやりしと見えたり。この地口に、くさ〳〵のわかちあ

り。天神の手にて口をおさへたる繪に、だまりの天神、〔割註〕鉛の天神。」團子を三串かけるに、團子十五、〔割註〕三五十五なり。むかしは大かた五ツざしにて五文なりしを、四當錢出來てより、多くは四ツざしになりたり。」などいふは、そのかみのさまをおもひやるべし。また繪を半もたせたるは、



又句を長くいひつゞけたるは、
精靈のまこもと、棚經の坊さま見れば、みそはぎ露がたゞ、〔割註〕女郎のまことゝ卵の四角、あれば晦日に月がでる。」君が射すがた的場で見れば、ふだん尺二を射んなさる。〔割註〕君が寝姿窓から見れば、牡丹芍藥百合の華。」またしりとり付まはしといふは、句の下の詞を、次の句の上におきて、長くくさるなり。上略 六じやの口をのがれたる、たるは道づれ世はなさけ、なさけの四郎高綱で、つなでかく繩十文字、十文字の情にわしやほれた、ほれた百までわしや九十九まで、九までなしたる中じやもの、じやもの葵の二葉山。下略、などいへるなり。これ唐山にいふ粘頭續尾の戯とおなじ趣なり。これらその類をわかたば、自ら體裁ありといふべし。すべて地口は、詞の縁のはなれぬを巧とし、初の文字の同字ならぬをよしとすといへり。かねて聞たる中にて、やゝ巧におぼゆる一二をいはゞ。

繪馬あげぐわんほどき　胡麻あげ鳫もどき
梅は見てさへ酸いとや申す　夢に見てさへよいとや申す
雪見に出たか三谷舟　一富士二鷹三茄子
年のわかいのに白髪が見える　沖のくらいに白帆が見える
玄關に席をあらためて口上をきく　林間煖レ酒燒ニ紅葉一
銅の鐔　渡部の綱

撿挍けんくわ杖がたくさん　　天上天下唯我獨尊
娘は琴より三味のこと　　鼓はもとより波の音

これらの類、猶あまたあるべし。地口と似て異なるは、語路ともぢりなり。語路といふは、自然と語勢の通ひてそれときこゆるなり。九月朔日命はをしい、〔割註〕顏は見たし命は惜し。〕おそめ久松ひろいよでせまい、〔割註〕遠州濱松ひろいよでせまい。〕この類を語路といひて、むかしはやりしころ、語路の宗匠の萬句合の會ありしとき、語路まん卯といふが秀逸たりとききけり。もぢりといふは、中の詞を上下へもたせ聞するいひかけなり。御祖師さま（蛾）あ（有）り（羅）がたかりし瓜の皮。あぶり鮮こ（子）が（焦）し（釋）や（迦）か（堅）とたる摩耶夫人。などなり。このもぢりの一體に、おくさまのお寢間へいつかそろ〳〵とはひかけてくる朝顏の華。などいふもありし。

○六鄕橋

六鄕橋を掛そめしは、いつのころにか。定かにものに見えねど、小田原記の、永祿九年武田信玄、小田原に人數少き隙をうかゞひ、おもひよらざる方より、小田原へ押寄るといふ條に。橋を燒落して、甲州勢を通さず。信玄は品川の宇多河石見守鈴木等を追散して、六鄕の橋落ければ、池上へかゝりどあり。この時、橋を燒落すことのあれば、北條氏の盛りたりし頃、掛そめしにや。その後、長く舟わたしにてありしが、六鄕新橋とて、慶長五年より近ごろの橋はかゝりしなり。その事くはしく、快運上人の六鄕橋供養記といふものに見えたり。さてこの後、橋のことの見えたるは、羅山の丙辰紀行、鵞峯の癸未紀行にあり。寛文、貞享の府中記の類には、みなこの橋あり。貞享の洪水に流亡せしが、その後、假橋にてしばらくありて、後なかく舟渡しとなりぬとぞ。

○英一蝶女送別の書

畫工の英一蝶は、世に名高き人にて、その事跡は書に記したるも、人口に傳ふるも、多くは附會の說なり。罪をかふふりしことの由は、龍溪小說附錄にしるすところ、やゝ實に近し。さて世にあまねく、畫がきつたふる女達磨といふは、一蝶がたきはじめたりとぞ。そのかみ、新吉原中近江屋の抱に、半太夫といふ遊女ありしが、後に大傳馬町の商人へ緣づきたり。その家に人々あつまりて、何くれとものがたりの序に、達磨の九年面壁のはなしをしいだしけるに、かの半太夫きゝて、九年面壁の坐禪は、何ほどのことかはある。うかれ女の身のうへこそ、紋日もの日の心づかいに、晝夜見せをはること、面壁にかはることなし。達磨は九年、われ〳〵は苦界十年なれば、達磨よりも悟道したりとて笑ひけるとぞ。このはなしを、英一蝶がきゝて、やがて半身の達磨を、傾城の顏に畫きたるが、世上にはやりて、扇、うちは、多葉粉入、柱かくしなどにかきて、女達磨といひけるとかや。市川栢筵が、その畫の讚に、そもさんか是こなさんは誰と詞書して、

九年母も粹よりいでしあまみかな

といふ句をしけるとぞ。俳人素外が手引艸に、

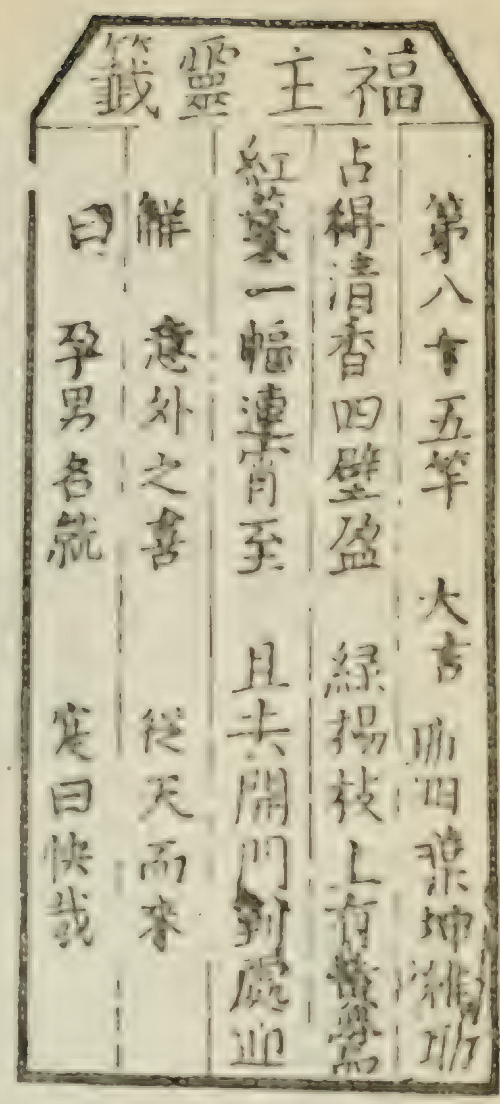
九年何苦界十年はなごろも

といふ祇空が句あり。因にしるす。

○觀音籤　關帝籤　福主靈籤

唐山には、觀音堂にもあれ。關帝廟にもあれ。その餘の神佛にいづれも籤ありて、各異なり。吾邦にはいにしへ慈覺大師の觀音籤を、將來ありしよりこのかた、いづれの神佛にも、堂社にも、たゞ觀音籤をのみ用ゆるならひとなれり。唐山には關帝廟ことに盛なるよし、五雜俎に、天下神祠。香火之盛莫レ過ニ於關壯繆ニ。而威靈感應載ニ諸傳記ニ。各耳目所ニ見聞ニ者。皆灼有ニ的據ニ非レ幻也。といへり。その廟に籤あり。關帝靈籤とて、吾邦にも信ずる人まゝあり。はやく新室手簡に、關帝籤を占こと

見えたれば、白石先生も信用したまふと見ゆ。さてこの頃、ある唐本の中より、一ひらの籤文いでたりとて、青萸堂のあるじ贈られたり。福主とあるは、福の神などか。めづらしければこゝに縮す。


福主靈籤
第八十五䇿　大吉　所四業坤湘坊
占得清香四壁盈　綠楊枝上有黃鶯
紅葉一幅連宵至　且共開門到處迎
解　意外之喜　從天而來
曰　孕男各就　寔曰快哉

○竹　帙

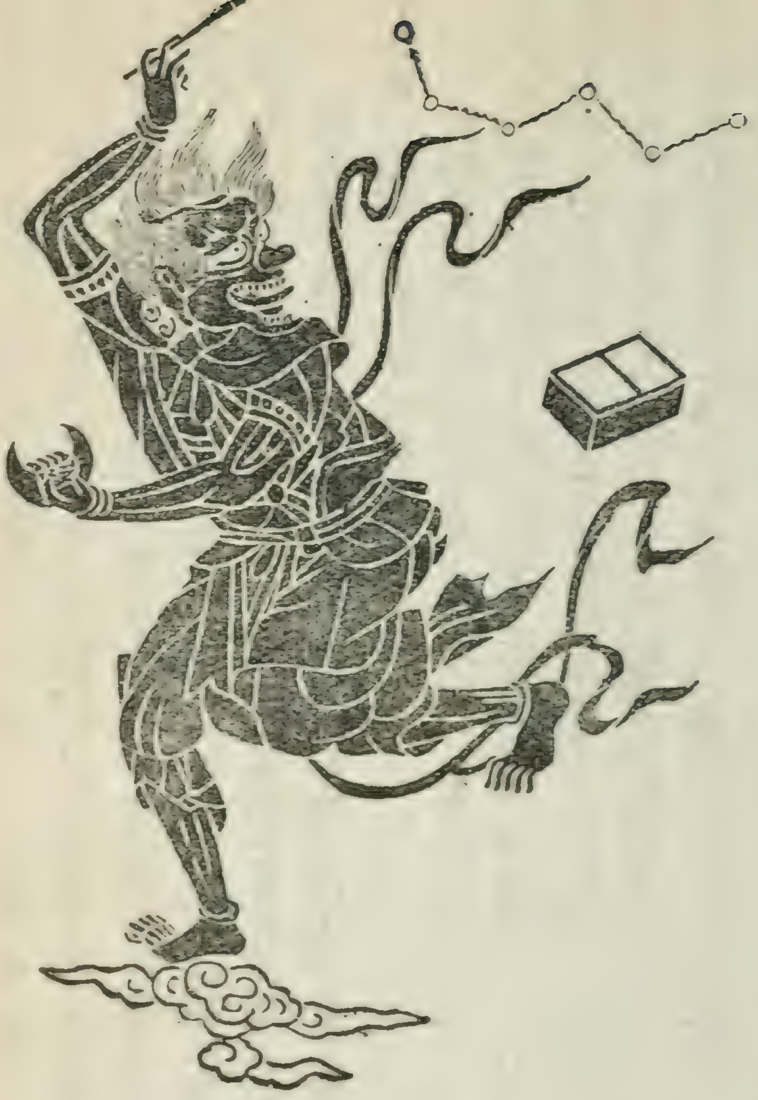
源氏物語に、御經よりはじめ、玉の軸らの表紙、むすびのかざりもとあるちすは帙簀と書て、和名抄に、竹の簀子にあみたる、ふまき経をつゝむものなりといへり。あの帙簀の古物、今もたまゝ世に遺り存するものあり。栴檀王院に蔵するもの、已に古圖類従に載たり。全形を伺ふに足れり。今舶來の唐本は、すべて木綿帙のみ多し。稀にて見れるもまゝあり。我邦にも、古代は竹帙を專ら用たりと見えて、天祿識餘に、古人書卷外必有帙藏之。如今裹袱之類。白樂天嘗以文集留廬山草堂。屢亡逸。宋眞宗命崇文院寫校、包以斑竹帙。送于寺。近見子京家、王右丞畫一卷外以斑竹帙裹之、云是宋物。如細簾、其內襲以薄繒觀。其用意可想也。今大内藏黄庭內經墨蹟、亦有蝦鬚草編簾裹之。亦是宣和物也。とあるを合もへば、吾邦の古物を見て、隋唐書帙の製おもひやるべし。

○書を手跡と云ふ　上大人

能書を手かきといふは、書を手といへばなり。漢書郊祀志の師古が註に、手謂所書手跡とあり。されば今書を學ぶを、手習といふも俗語にあらず。王充論衡に、文吏幼則筆墨手習といふこと見えた

り。吾邦にて小兒書を習ふのはじめに、いろはを習ごとく、唐土にては、上大人、丘乙己、化三千、七十士、爾小生、八九子、佳作仁、可知禮也云廿五字をならはしむるよし。猥談に見えたり。

○魁　星



新刻の書籍に、鬼形を印するは、魁星といふ星の圖なり。唐土にて、いづれのころより初れりといふことは詳ならねど、學問の試ある時は、衆人に魁して科第を取んとの吉兆に、魁星の圖をゑがけるなり。その圖は、即ち魁字の謎なり。按ずるに、倘湖樵書に、世人奉魁星賜斗圖。以爲宜科名。夫魁字乃鬼抱斗。鬼之脚右轉如賜北斗。然所謂魁星賜斗者。不過藏一魁字。以爲得魁之兆耳。とあり。又かの鬼形のもの、左に筆を把り、右に分銅を持の圖あり。これもゆゑあることにて、堯山堂外紀に、天順癸未。崑山陸文量。會試寓京邸。戯爲魁星圖。左手握筆一枝。右手握錁一錠。取必定意。文量題其上云。天門之下有鬼賜斗。癸未之魁必定入手。と見えたり。かゝる故をもて、今も吾邦にても、專ら書籍にこの圖を印することゝ

ぞおもはるゝ。さて友人慧光といふ法師の、紺紙に金泥にてゑがける、唐畫の魁星の圖をもてり、その圖、晁山堂外紀にいふところにあへるをもて、今左に載す。

○字謎

大覺禪師即心是佛の頌に云、有節不干竹。三星繞月宮。一人居日下。弗與衆人同。箇の竹冠を除けば個即の字なり。星の如く三點して、下に半月をおけば心といふ字なり。日下と書て下に一の人といふ字をおけば是の字なり。弗と人と同すれば佛の字なり。これ字謎の詩なり。四角口裏横方。十字在中央。不得作田字。道不得作甲字。これは詩にあらで字謎なり。都て圖字の謎とせり。〔割註〕予かつて、和漢の字謎、離合詩、隱語の類を集め二卷とし猜案と名づく。」古歌に、

雪ふれば木毎に華ぞ咲にけるいづれを梅とわきてをらまし

といふは、梅字をわかちて詠なり。

吹からに秋の草木のしをるればむべ山風を嵐といふらん

といふも、嵐字をわかちよめるなり。近來の頃、淨瑠璃の文句にも、百日曾我〔割註〕近松門左衛門作。」に、言しがらむから糸のとくにとかれぬ下心といへるは、戀といふ字の謎なり。江戸節夜の編笠に、山にも松のみだれ髪といふも、嵐にみだれるといふ訓あればなり。今の童謠に、松といふ字は木邊に公よきみにはなれてきがのこるといふなども、雅俗の分は自ら殊なりといへども、おもむきは絶て相似たりといふべし。

○なぞ〳〵

なぞ〳〵といふ義は、ふるきことにて。拾遺和歌集に、なぞ〳〵物語しけるところにてと端書ある、好忠の歌に、

わがことはえもいはしろのむすび松千とせをふともたれかとくべき

と見えたり。かの徒然草に、資季大納言入道とかやきこえたる人、具氏宰相中将に逢て、わぬしの問れんほどの事、なにごとなりとも答へ申さゞらんやといはれて、はか〴〵しきことはかたはしもまねび侍らねば、尋申までもなし。何となきそゞろごとをこそ問奉らめと申されて、具氏をさなきより聞ならひ侍れど、そのこゝろしらぬこと侍り。馬のきつりやうきつにのをかなかくぼれ入ぐれんだう、と申すことは、いかなる意にか侍らん。承らんと申されけるに、大納言入道はたとつまりて、まけになりで、所課いかめしくせられたりとぞいへるを。徒然草に註釈の書も多かれど、この馬のきつのなぞ〳〵を解たるものなし。南畝翁の筆記に、眞字徒然草に、馬之吉了狐之尾之中四入而連動とかきこ、吉了を秦吉了といへるはいかゞあるべき。南郭の大東世語には、馬吃糧狐丘四入九連等とかき、保己一撿挍は、馬吉狼狐丘四入九連倒なり。山海經に、犬封國に文馬あり、縞身朱鬣、名づけて吉狼といふ駿馬も、狐の丘につまづきて、ぐれんだうと倒るゝことありと云、いましめなりとかやとあり。これにて謎の字面はしらるゝものから、その意までの解に及ばず。閑田耕筆に解たるを、併せて明解といふべし。栢原瓦全が記せるものに見えたるよし。馬のきつりやうきつにのをか中くぼれいりぐれんだうといふことのわきがたきに、ものしりの大納言どのもまけになりて、負わざいかめしうせられしといふことと見ゆるが、心にうかびてかうがへ見るに、馬のきつは、馬といふ音ののくなり。りやうきつにのをかくぼれ入りとは、りとかと上しもの二文字をのこして、中の七文字をのくるを、中くぼれいりとはいひまぎらはしたるなり。ぐれんだうとは顚倒にて、のこるり、かの二文字をさかしまによみ、雁になるなぞ〳〵とはとけたり。さしもふかくいひかすめて、興ぜしむる風流なるべしといへり。かくいへばいとむづかしく聞ゆれども、今童兒の、常のたはぶれにいふなぞ〳〵に、これと仝おもむきの似たるは、厠のわきにて、狐こんと啼、それは空言よ。みゝのなきみゝづくがもんどりをうつ。これ馬のきつと同例にて、空言よにてこれまでをはぶくなり。みゝのなきみゝづくは、みゝがなければづくの二文字ばか

り存るを、もんどりをうつといふにて、倒置すれば、屑といふ謎になれるなり。

後奈良院御撰、何曾といふ書あり。群書類従にも收たり。そのなかみのなぞ〳〵は、今やうとはすこしく異なり。予かつてきゝたるに、とばたひつくりかへして七月半を、たばこぼん、雀が利を持ながら目をぬかれ、されども子をば羽の下にありを、硯ばこ。うみ中てんだうして、月なか〳〵すますを、蔦葛。あさつてはあだに參りを、たまごと解ける類、大かたこのおもむきなり。今兒戲にいへるが、中にも巧拙あり。破れ障子とかけて、冬の鶯ととく。心ははるをまつ。こはれ三味線とかけて、男の氣性ととく。心はひくにひかれぬ。などやうのことあまたあれど、鄙俚なるものゝみいと多し。

〇ゑびす紙

紙の隅の裁切のこしたるを、俗にゑびす紙といへり。そは十月には、いづくの神々も、みな出雲國へ行たまふよし、世にいひつたへて、この月を神無月といひ、出雲國にては、神在月といへるなどことわざにもいふに、惠比須講は、この月にするなれば、ゑびす神ばかりは、出雲に行たまはねば、「かみ（神・紙）のたち（立・裁）のこり」といふこゝろにて、ゑびす紙とはいふとかや。これらも謎語などの類にて、饅頭をうる見せにはね馬の看板をいだしおくは、あらうま（馬・美）といふ意。湯屋の入口に矢を用おくは、ゆい（弓射・湯入）れといふこゝろなりとぞ。今も燒芋うる家の行燈に、八里半とかけるは、その味はひくり（栗・九里）にちか（近）しといふを、十三里とかけるは、くり（栗・九里四里）よりうましといふことと、誰もしれることにとぞ。

〇實語教　童子教

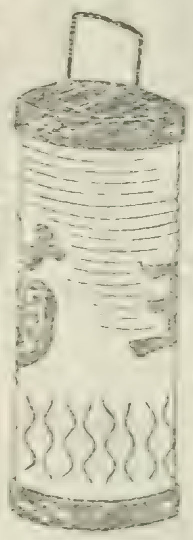
實語教、童子教の二書は、民間にて小兒のもの讀はじめにならはしむること、むかしよりの習俗なり。

實語教は弘法大師の作と、世にいひ傳ふれど、託名の書なることは、辨ずるまでもなき不文なるものなれど。また後世のものにあらず。康頼が寶物集に、玉は寶なれども、すゑの世の凡夫は、玉を寶ともしるべからず。ことにみがくやうをもしらず。弘法大師は、玉みがゝざれば光なし、ひかりなきを石瓦とす、とぞ仰られけるとあり。無住の雜談集に、ある人、實語教を講してなども見えたり。童子教は、東大寺の安然和尚の作なり。三國傳記に、安然和尚の乳母の子に小文を作り、童子教と名づけ賜たまふとあり。出法師落書といふ、永享のころの書にも、童子教朗詠などをしへけると、いふことも見えたり。

○新吉原燈籠　玉菊小傳

新吉原にて、七月燈籠をともすことは、もと玉菊といふ遊女の、追善のわざに起りて、今猶年をおひて善美を盡し盛なり。さて玉菊は、角町中萬字屋の抱にて、こゝろばえいやしからず、琴三絃をよくし、ことに河東節の淨瑠璃を好て、つねに彈けるといへり。享保十一年三月廿九日、二十五歳にて身まかりしが、その三周忌の追善とて、仲の町の茶屋の軒ごとに箱挑燈をいだしたりとぞ。その翌年より、きりこ燈籠、またはまはり燈籠など、おもひ〳〵にともしつらね、年を追て潤色し、今は華麗をきはむることゝなれるなり。されば、

この挑燈の圖靑樓雜話に見えたり



とうろうになき玉菊が來るなり

といふ句、人口に膾炙せり。この句は明和のころ、東條萬立が冊句にて、俳諧傳に出たり。

その頃十寸見蘭洲、通稱はつる㐂屋庄次郎といふ茶屋のあるじ、俳諧師岩木乾什にあつらへて、水調子といふ河東節の淨瑠璃をつくらせ、文句は蘭洲自書、表紙の繪は中村少長七三郎筆なり。竹婦人作とある、竹婦人は乾什の號なり。また袖草紙といふ冊子をも、印板にして、ちなみの人々におくれり。今もたま／＼藏する人あり。この蘭洲は、細井廣澤に書を學べりといへり。



○河東節

河東節といふ淨瑠璃は、江戸半太夫弟子の河東といふもの、享保中より一流をかたりいだして、遂に一派の祖となれり。此河東といふは、もと品川町なる天滿屋市十郎が子にて、加藤藤十郎といひ、河東はその俳名なり。紋は丸の内に三ツ引なるを略して如レ此すといへり。享保三年、半太夫と河東と、師弟の中むつましからで、別に一家の風をかたり出したるは、次の年享保四年なり。その春、松の内といふ淨瑠璃を作りたり。その文句を徴とすべし。二日は茶屋にゐの日（亥）にて、三日は客のきそはじめ、だいてねの日（子）と一たきの、かほりほのめくおくさしき、君がちぎりのうしの日（丑）や、うしとやいはんわかおもひ、いつか（五日）やみなん、中略、とらに（寅）

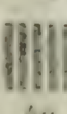
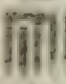
あふとて裳は露。とあるをもて、古暦によりて考るに、享保四年正月元日戌の日なり。七日までの十二支をおぼめかし、つくり入れたるものなり。さて河東節の唱歌には、有名の人の作文まゝあり。おきなが鳥といふは、つる蔦や蘭洲五十回の追善、安永六年に、山岡明阿の作なるよし。南畝翁の麓の塵に見ゆ。すがた繪といふ唱歌は、木辻の遊女の名よせにて、柳里恭の作と、自撰の獨寐といふ隨筆にいへり。また十寸見と名乘ることは、眞澄鏡のくもりなく、いさゝかもたがはずかたりつたふといふ意なるよしとぞ。又その唱歌の書は、鳰鳥集、鳰鳥萬葉集などゝ、鳰鳥をもて題するは、鳰鳥の息長河とつゞくる詞の縁によりて、かの節をかたれる息あひの、いとながきにちなみての題號なりとかや。

〇男色　かげま

男色は、もと天理にそむける邪婬にて、在家、出家の分ちなく、みないましむべし。佛說に男色を誡むること、すでに法華經、正法念經、十不善業道經、五戒相經、造像功德經、沙彌十戒儀則經、僧護經、阿含暮抄、四分律、五分律、僧祇律、有部律、十誦律など、猶五百問論、瑜伽論にも見えたれど、今は大かたをのみあぐ。かゝれば、天竺は佛在世のはるか先より、男色の盛なりしことおもひやるべし。さて唐土にも、比頑童の訓、尙書に見えてよりこのかた、その寵さかんなりしよし、陔餘叢考につまびらかにいへり。吾邦のことは、いはつゝじといふ書に、昔よりのことを大かた輯めしるしたれば、今の男色の童はもと俳優(やくしや)とおなじく、近きころまでも、その風ありしが、そをかげまとよぶこと、いかなるゆゑともおもひわかずありしに、ある時、友人筠庭に話の次でにいひ出たれば、かねて嬉遊笑覽の中にしるしおけるとて、抄書しておくられたり。かげまは、京師宮川町、大坂は道頓堀など猶ありやしらず。人倫訓蒙圖彙に、狂言役者、男子を遊女屋の女をかゝゆるごとくに抱へおきて、藝をしいれるなり。十四五歲になれば、それ〳〵に色づくり芝居へ出し、藝よく名をとれば、我門口に大筆に、誰がやどゝ名字をしるし、夜は戸口に、かけ行燈に名を書付おくれり。いまだ舞臺に出でぬはかげまといふ。他國をめぐるを飛子

といふと見えたり。心化粧といふ冊子にも、今時男子を野郎の若衆子にうりとあり。若衆子とは、歌舞伎始に、幼少にて藝の至らざるをいふとぞ。へことは薩州の方言にて、みな知音をもとめて義兄弟となるよしなり。其内か風流つれ／＼草に、野郎、かげま、いづれも大なるよし、ぬれは皆我小草あいど、武道は志田、哀なるはしんとくすみだ川、又女郎の名など付たるを、めづらしくありがたがるは、ずばのもて興ずるものなり。西鶴野土産に、花山龍之助、松風琴之丞、雪山捨之助など、みなかげまの名なり。一代男に、やらうもてあそびは、散かゝる花のもとに、鶯のねてゐるが如く、傾城になどたは、入かゝる月の前に、提燈のなき心ぞかしとなんとあり。これによりておもへば、かげまは、狂言役者のいまだ舞臺へいでず、かげにおくうちといふこゝろなるべし。吉原の遊女の引こみなどいふに、ふなどこゝろばえなりとしるべし。

○香の圖

香の圖といふもの、その道にたづさはらぬともがらは、何の故かゝる圖ありとわきまへしらぬ人もおほからず。これはもと香をきくときの圖なり。まづ常に目なれたる、源氏香のことをいはゞ、香をきくに最初より、この圖あるにあらず、五種の香を聞みたるたゞ次第をかきしるすに、自然とその圖いでくるなり。圖の作りやうは、大略左のごとし。源氏香は、香五種なり。五種の内、一の香五包、二の香五包、三の香五包、四の香五包、五の香五包、あはせて二十五包を打まじへて、いづれなりとも、その内五包とり出し、香木より一包づゝたき出す。假令ば一二三四五みなかはりたる香ときけば、如レ此圖を名桑紙に書き、一四あはせ二三五同香は如レ此書き、一三同香に二四五かはりたるときけば如レ此書き、一二同香三四同香、五ばかりかはりたるときけば如レ此書き、一三同香にて二四五同香ときけば如レ此書きなり。餘はこれになぞらへてしるべし。かくの如く、きゝたるまゝに、圖をつくれば自然と五十二の圖いでくるなり。

○朱硯

白石先生の佐久間洞岩に贈られし手簡に、朱硯には、白き石にしくはなく候とあり。これによりて予年ごろ白石の硯を得て、朱硯にせまほしくおもひしが、ある時、栗文齋の肥後の白島石の小硯を携へ來たれり。よりて購ひ得て、これを試るに、實に朱色を發すること、常の硯にまされり。一日、芳叢餘事を閲するに、朱研亦得二舊石一者方妙。或用二白端一亦可。といへり。かゝれば唐土の人、はやく已に朱研に白端を用ゆるの說あり。

○圓轉の圖

開レ口如レ咲
世上看二冷煖一。
閉レ口似レ怒
人面逐二高低一。



右圓轉の圖は、太田全齋かつて贈らるゝところなり。ある人は、古鏡の背文ならんといへり。

○地震にて晴雨を知る歌

世に地震にて晴雨を知る歌とて、

九はやまひ五七の雨に四
日でり六八なれば風とし
るべし

この九はやまひといへるは、疾病のことにはあらず。客の蟲をいへり。そのよしは唐土の地震にて、晴雨を知る訣に、日風夜雨と顯にくる時は、しらるゝよし、日〔割

註〕明六ツ晝八ツ夜四ツ。」風〔割註〕五七九。」疾〔割註〕四ツ暮六ツ夜九ツ。」雨〔割註〕九ツ夜五ツ明七ツ。」これは瀧井春海の傳來なるよし、輪池翁のはなしなりき。再おもふに、この地震の歌の時、取あやまれり。六ツ日でりならでは叶はず。そのよしは、明暮の六と晝夜の九とは、竪横にて數一なるべし。四八と五七とは二づゝにて、竪横の間をいへるなり。猫の目にて時刻を知る歌にても、併おもふべし。今日やすからん爲に、その圖をつくりて左にしるす。



猫の目にて時を知る歌、子午線、卯酉圓、寅申巳亥鶏卵、辰戌丑未側卵と、物類相感志に見えたり。

○雨の長短を知る歌

雨のながみじかを知る歌に、

子はながし丑は一日寅は半卯は一時とかねてしるべし

この順に、十二時たから數ふればしるゝなり。この歌のしらべよろしからずとて。後水尾上皇の御製に、よみ直させたまひしといひ傳ふるに、

曇りなば雨とさだめよふりふらずちら〳〵ちらと天氣なりけり

曇りなば〔割註〕長雨をいふ、子、辰、申。」ふりふらず、〔割註〕日を經ざる雨なり、丑、巳、酉。」ちら〳〵〔割註〕半日ほど、寅、午、戌。」天氣〔割註〕天氣はるゝなり。卯、未、亥。」とくゐたり、あるひは云、風を占にもよくあたれりといへり。

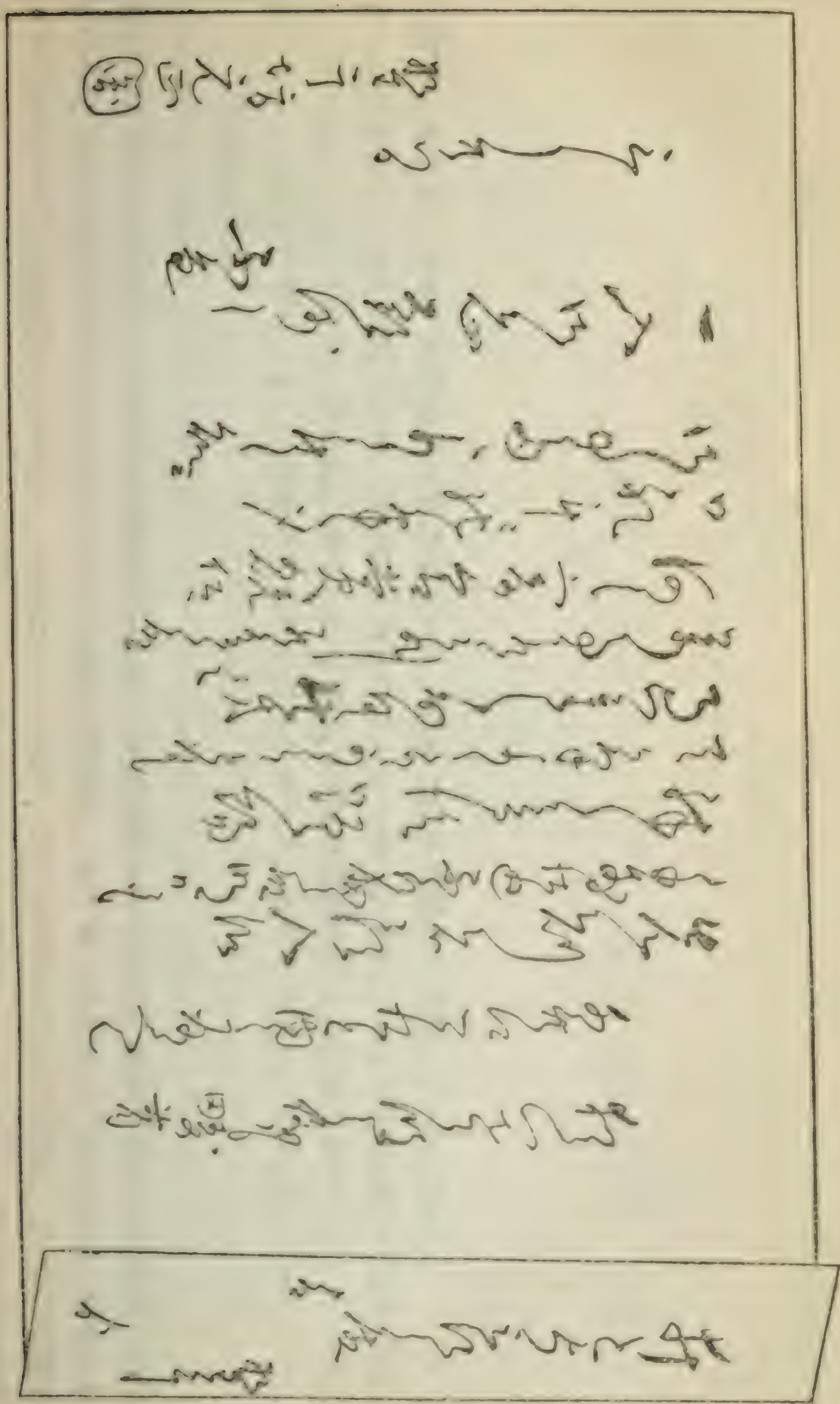
○正五九月

正五九月は、三齋月、三長月、または一切諸佛神通月三神變月などゝいひて、専ら佛事をなすべき月なり。優婆塞戒經、一字頂輪王經に出たり。法苑珠林に、提謂經を引て具に明せり。釋氏要覽に、智論を

引けども、論中に文なし。唐の高祖佛教を信じたまふゆゑに、武德二年正月甲子の詔に、自レ今正月五月九月不レ行ニ死刑一禁ニ屠殺一と、唐書に出たり。この餘風、宋の時なほ遺りて、正五九月に葷を食することを禁ずるよし、雲麓漫抄に見えたり。又正月五月九月に、杜門謝客延ニ緇流一作ニ佛事一は、唐の遺制なりとも老學菴筆記にいへり。吾邦はことさらに隋唐の制度を、そのまゝに受たるのみならず、佛法の行はるゝことも亦盛なれば、正五九月を何事にも忌て、屠殺を禁ずるなどは、彼邦の習俗より來れるなるべし。

○狐狸の書畫

予かつて、狐狸のかきしといへる書畫を、これかれ見たりしに、大かた狐は書、狸は畫なるもをかし、さて老狐幸菴が書をかきたる紀事は、藍田文集に見え、蛻菴が般若心經は既は墨帖にありて、予も藏弆せり。狸の畫ける寒山拾得の圖を、荻生氏の見せられしことあり。白雲子といふ狸の畫ける蘆鴈の圖、寫山樓文晁の藏にあり、これらの書畫は縮寫して、耽奇漫錄中に載せたれば、こゝに出さず。



一日。佐玄龍與二阿弟橘洞一遊二於戸田光賢亭一。主人語二予客一云。濃州席田郡春近村者我采邑也。有二邑長井上氏兄弟一。貞享丙寅年。井上與二次郎家有二奇事一。不レ可二枚擧一也。野干相馴、友善。一時欲レ行二于他一告二別於井上氏一。井上氏亦愛二其情一而賚二物錢於狐穴前一。野干謝レ之以レ書。其書在二光賢之家一。坐客相共見レ之筆勢文詞不レ異二于人一。或引二經文一而云。見二此文一則不レ可レ謂下有二狐疑一者上乎。光賢欲レ錄二其事一使下二佐玄龍一筆上焉。予在レ坐應二其責一而誌二其後一而已。于時元祿三年庚子之秋九月穀旦。

右に載する書翰は、野干坊正元といふ老狐の手跡なり。かの狐、つねに老僧の容になりて、井上氏のもとに時々物語にも來りしゆゑに、書翰も多くありしかど、いつとなくなくなりて、この一通のみ遺れりといへり。來由の紀事は、記者なけれど、橘洞の文なるべし。原徳齋のなか／＼の友といふ筆記中に、しるしたるを、かつて摹寫しおけり。また下野國宇都宮なる、東臺山成高寺といふに、狐のあやまり證文あり。いつの頃にかあらん。この寺の覺道といふ僧に、狐のとりつきしかば、其寺の住持、ことに丹誠をこらして祈禱しければ、彼狐、一通の證文をかきて罪を謝し、退きたりとかや。そのあやまり證文を今猶寺に傳へたりとぞ。

○鯨帶

今は裏表かはれる帶を鯨帶といへり。これはもと、黑天鵞絨に白繻子などを、合せくけたる帶、明和、安永のころ專らはやりたり。そのかみは總て白地に黑色をとり合するゆゑ、鯨帶の名は起りしなり。あるひは兩面帶又は晝夜帶などもいへりとかや。明和頃の俳書名物鑑に、兩面帶といふ題にて、

夜晝の帶もとけつゝ閨の月　　風船

といふ句あり、猶ふるくは、天和の印本題林一句に、

塵吹やあせのうらきの腰帯

といふ句あり。又延享廿歌仙の附合にも、

あすか川帯さへ今はおもてうら

なども見ゆれば、ふるくいへる名目とおもはれたり。

三養雜記 卷之二

○小歌

榮華物語玉村きくの卷に、川そひ柳風ふけば、うごくと見れど根はつよし。といふ唄ものあり。後の世のなげ節の唱歌にや丶似たり。松の葉に載する小歌の中に、琉球組といふは、永祿年中に、琉球國より三線わたりしころの組歌ゆゑに、しか名づけたるものにて、小歌のことにふるきものなり。これに次て鳥組、腰組、不祥組、飛驒組、忍組、浮世組、みな三線の組なり。この七曲を本曲といへり。琴の組はもと三線の組にならひて作りしものなり。むかしの小歌を集めたるものは、松の葉、續松の葉、松の落葉、松竹梅、大幣、紙鳶、糸竹初心集、小歌惣まくりなど、くさ〳〵あり。そのかみの曲節は、いかにありけん。今も河東節のやりおどり、長唄はねの禿の、ふみはやりたやといふ一節などは、すでに松の葉に見えたり。今うたふ節、むかしの名ごりにや。

○大盡舞

大盡舞といふ小歌は、寶永、正徳のころ幇間に名を得たる、俳優の中村吉兵衞といふもの丶作なり。この吉兵衞は、小歌の上手なるよし、吉原つれ〳〵草にも見えたり。吉原のふるき小歌の今殘りたるは、僅にこの大盡舞のみなり。されどおのがさま〳〵うたひつたへて、正本なければ文句のつゞきにこ丶ろえぬこともいと多かり。しかるを南畝翁の原富「割註」原富は原武太夫とて、三味線の名人なり。」よりつたへたりといふ、大盡舞の唱歌、麓の塵に見えたり。今うたふとは定て異同あるべし。また手は傳はらねど、吉原のふるき小歌に、

道のほとりのふたもと柳、風にふかれてどちらへなびこ、おもふとのごのかたへなびこよの、

これは、新吉原ひらけしころの歌なり。また、

かゝる山谷の草ふかけれど、君がすみかとおもへばよしや、玉の臺もおろかでござる、よその見るめもいとはぬわしじやに、おわらひやるな君のたつに。

この歌、洞房語園に見えたり。また英一蝶作の小歌に、

まつちしづんでこずゑのりこむ今戸橋、土手の相傘かたみがはりの夕しぐれ、しゆびをおもへばあはぬむかしの細布、おもふてけふもきさんした、さしいふことをきゝにさ。

○隆達節

むかし隆達といふ法師のうたひし小歌の、そのかみあまねく行はれて、唄ひつたへしを、世に隆達節といへり。糸竹初心集に載する、すげ笠ぶし、ことに人のしるところなり。

やぶれ菅笠やんや、しめ緒がきれていの、おゝえいさらにきもせず、えいさんさやあ、さんさ捨もせず。

とあり。予かつて隆達自筆の小歌一巻を蔵せり。その奥書に、文禄三年九月日、日本隆達としるして、花押あり。元禄の書目にも、隆達の小歌二巻とあれば、印本にもありと見えたり。さてそのかみ、隆達節のはやりし證は、恨之介といふ草子、〔割註〕此書のはじめに、慶長九年夏のころとあり」に、「この盃をうらみの介ひかへたれば、あやめどのありそうびんがのおん盃にて、當世はやりける、りうたつぶしとおぼしくて、ぎんじたまひけるはと見えたり。またむかし〳〵物語に、百五六十年以前、歌をうたふことはじまり、隆達といふ堺民のおどけ坊主ありしが。歌を作りうたふ。その時の歌の名を、すぐにりうたつといふ。聲のよきうへに、拍子のきゝたる坊主ゆゑ、諸人おもしろがり、これをうたはぬ者はなしとあるにても、そのころの流行おもひやるべし。この隆達が俤は、堺鑑に、高三隆達は、もと日蓮宗當津顯本寺の寺内に住す。故ありて還俗し、高三氏の家に往て藥種を商ふ。年をへて小歌の節を一流編

いだすより、世俗隆達節とて、謳ひ賞翫すとあり。又攝陽群談、闕葉萬葉記にも、この僧がこと見えたり。

〇壬生狂言

京師の壬生の地藏堂にて、毎年三月に念佛躍あり。鰐口を打て拍子をとり、その拍子にあはせて、無言にていろ〳〵の所作あり。世に壬生狂言といへり。華洛細見圖に、壬生にて念佛躍とて、躍の先にかならず猿の綱わたりをすといへり。京師の名所をしるしたる繪本に、壬生の念佛躍には、大かた猿の綱わたりをみがけり。蕉紙箱の句に、賊たらで念佛に壬生も猿はみりともいへり。その躍に、禰宜山伏、紅葉狩、餓鬼相撲、嵯峨の川渡、捕取などく、さま〳〵あり。その捕取の躍を小歌に作りて、寛政のはじめ、京攝の間にて、もはらはやりたりといふ。その歌、

さゝげぬる水にもうつるおぼろ月、かげはづかしきうしろ髮、したひよるべの常陸帶、結びとめたきこゝろねを、しらず姿のをどりの手、ちぎりおふせて古君の、うらみを淚かをけとり、うらみをくむかをけとりよ。


おけとりの狂言

右に載する樋取の圖は、壬生狂言の繪本より一節を摹寫す。

○武藏野盃　酒を戒むる隱語の盃の銘

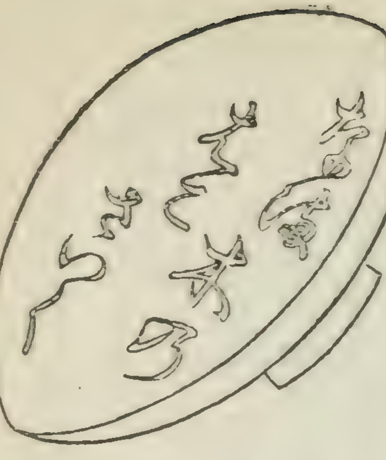
吾吟我集の石田未得の狂歌に、

盃の名にながれたる武藏野に富士をたぐへて蓬萊の臺

また、吉原伊勢物語にも、この座には上戸ありとて、大盃を出さんとす。男わびて、

むさし野をけふはな出しそ大酒につまもこもれりわれもこもれり

と見えたり。大盃をむさし野といふよしは、節用集大全に、酒盃大者曰二武藏野一也。言野見不レ盡之意也といへり。そは酒のおほくて飲つくされぬを、武藏野のさしも廣ければ、野の見盡されぬといふにいひかけしなり。又筑紫なる人のもとより、しるしおくられたる盃の銘に、



ある盃に、かくの如く書つけたるあり。こは謎のはんじものにて、永祿、天正のころ、もはら世にもてはやしける、酒をいましむる隱語にて、工人の箱を造るに、すみかねを正しくつくりたりとも、生木にてつくれば、あひ口たがふものなり。さればこの大盃にて飲ときは、心正き人にても、口のたがふことたび〳〵あるものぞかしとの、いましめなるよしいひおこせたり。

○禍泉　葉水

古人酒をいましめて、狂水と名づくることは、人の知るところにてめづらしからず。清異錄に、置二之缾中一酒也。酌二于盃一注二于腸一善惡喜怒交矣。禍福得失岐矣。倘夫性昏志亂膽脹身狂。平日不二敢爲一者爲レ之。平日不レ容レ爲者爲レ之。言騰二煙焰一事隨二穽機一。是豈聖人賢人乎。一言蔽レ之曰禍泉而已といへり。また六諭衍義に、凡人未レ吃レ酒時、就是兒惡的人也

還有這箇毒只要喝這水下肚就是天不怕地不怕大呼小叫胡行亂作一切亂行兇的事、都做將出來、所以貪酒之人是易壞事。とも見えたり。この輸奐、酒水の異名めづらしければこゝにしるしつ。酒に過失多きこと、佛家の戒行はいふもさらなり。尚書に、酒誥を載せて、只にこれを戒しむ。されどあながちに酒は飲むまじきことにはあらず。たゞ禮を酒にてなすゆゑならずや。まことに百禮是にはじまり、千失も亦これよりおこれり。只酒は醉ふべくして亂るまじきをや。

○[illegible]酌奇事

天保二年のことゝかや。讃岐國高松なる、非高屋岡藏といふものあり。生れえたる大酒なれども、常には人なみにもをさうけて對酌すれども、いざ飲まんとおもふときは、支家に牛膽を肴として、飲むほどに、その數量いくらといふをしらず事といへり。ある時、かの岡藏が檀那寺へ、日蓮宗の僧來りていふやう。われは肥後の熊本のものなるが、かねて聞えうけたまはりしに、この地に、非高屋岡藏どのといふ人、支家に生膽を肴にして、大酒せらるゝのよしきゝ及べり。いよ／＼さやうに候はゞ、願はくば我ら、その岡藏どのに逢ひて、酒の飲くらべ試みんといふに、住僧はその岡藏は、わが寺の檀家なれば、いとやすきことなりとて、やがて岡藏にいひやりければ、とりあへず來りて、かの僧に對面し、はる／＼と尋來らるゝ心底、いと悦ばしとてあいさつありて、さていふやうは、たゞ空しく對酌すべきにあらず。このわたりの酒徒を催しあつめて、ともに飲んこそ興あらめとて、こゝかしこふれけるに、凡そ五十人あまりもあつまりぬ。されはその人々には、次の間にて酒肴をまうけてもてなし、かの二人は上の間に席をしめ、支家と牛膽にて、おひ／＼に飲ほどに、やゝありて二人ながら、はや足れりとてやみぬ。その升數をはかるに、僧は四升八合とかや。次にては、人々に二三升はかりも、のみたらんとおもふに、あるひは畑をたやさし、あるは嘔吐に苦しむもあり。岡藏とかの僧は、つねにかはりしおもゝ

ちもなく、ことに周藏が家居は、一里ばかりもへだゝり、伴の妓樓は、それよりなほ十七八丁も遠かりけるが、をりふし雨ふり出たるに、二人ともに雨具をつけ、足駄をはきて、うちかたらひつゝかへりけるとぞ。

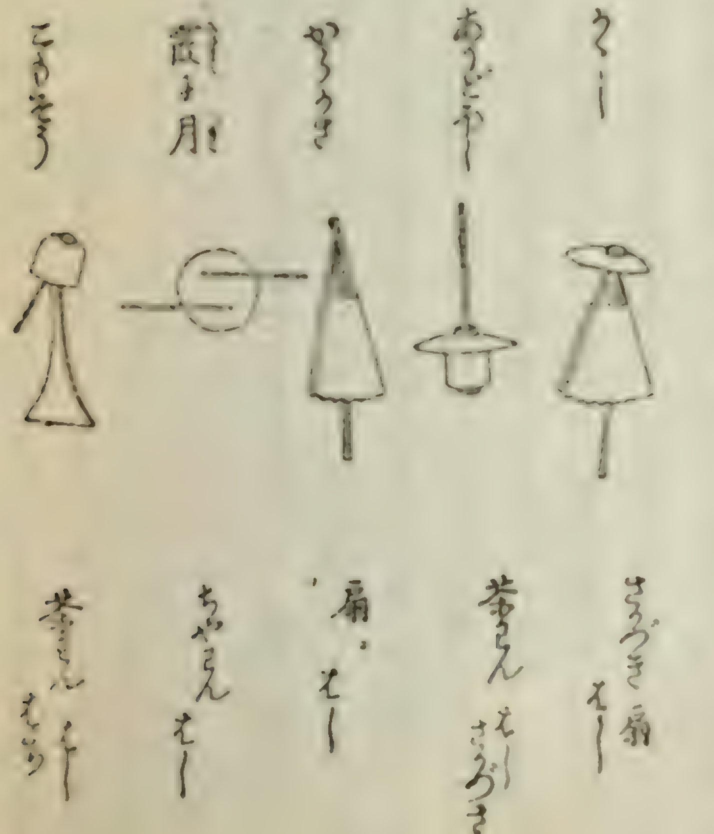
○燒酎の害

同じころきゝたるに、さる諸侯がたの馬の口とる下をのこ、すぐれて酒をこのみけるが。常の酒は醉ごゝちよろしからずとて、燒酎をのみ嗜けり。いづくにか行たりけん、かへるさの道のほどにて、ある酒店に入り、燒酎五合をもとめ、そこにてたゞ五口に飲ほし、まだことたらぬ顏つきなるを、その店に居あはせしものどもあつまり見て、まことに見ごとなり。今五合ふるまはんはいかにといふに、かのをのこよろこびて、その五合をなにの苦もなくまた五口に飲みぬ。なほかたはらの人々のいへるは、もはやそのうへはいかにといふに、あらば飲たしといへり。かゝればその人々より合ひて、五合をあたへければ、忽ち飲をはれるに、人々もあざみ興じて、世にはかゝる人もあるものかなど、いひのゝしるほどに。家あるじのきゝつけて、奥より立出でつゝ、そのうへにこそよも飲まじといふに、猶あらば飲まんといふにより、あるじ又、五合をあたへけるに、かたじけなきよし、あつく禮を述て飲ほして、われはじめて十分に燒酎を飲たることよと、よろこびつゝかへりぬ。さてわが馬屋へ歸りて、常にかはりたることもなかりしに、煙草吸ふに、忽ち口より炎いづると見えしが、あつとばかりに身うちふすぼりて、卒倒したりとかや。また南八町堀に、ひとり住のものゝこれも燒酎をすぐれて好みしが、ある夕ぐれ多く飲て、そのまゝうち臥したり。そのあした、日高くさし昇りても、かのをのこ起もいでざれば、おとづるゝに、こたへなし。よつて戸をはなし入りて見るに、をりしも冬のことなれば、火爐の傍にうつ臥し、總身黑く焦てはて居たり。あたりに煙筒、煙草入などゝりちらしつゝありしかば、これも煙草を吸ひたるものならんとぞいひし。燒酎は、燃性のものなれば、多く飲たらん後は、煙草を吸ことは必しもつゝしむべきこと

にこそ。此話は、ある官醫の、まのあたり見もし聞もしせしことなりとかや。

○酒席の遊戯

人情はいつもかはらぬものなれど、何ごとにも流行はやき世のならひにて、酒宴の席にて、興をそへる戯れ多かるに、拳をうつことのみぞ、今も絶えず專ら行はるゝことなりけり。拳は唐土にてもふるくありて、通鑑後漢の隱帝紀に見えたり。手勢令または拇陣などいへり。さて享保のころには、相撲になぞらへ拳まはしとて、手腕にまはしをかけうちけるなり。遊女玉菊、この技に巧にして、かの玉菊が紋つきたる拳まはしのこと、近世奇跡考に見えたり。さて拳にくさ〴〵の品あり。畳拳は、なほ拳ともいふべし。蟲拳、虎拳などに至りては、拳の名はおはせがたくや。おなじ酒席の戯に、予が幼年のころは、正直聖天さま獅子でまゐろ。撿挍さんやら座頭さんやらなどいふことを、醉後のあそびにせしも、今は拳より外には、大かたはするわざもなし。又それよりもむかしに、これをちよくらちよとかうもつて、といふ見立の戯あり。今も歌舞伎狂言の忠臣藏七段目の幕明にはかならずすることにて、むかしのなごりを見るべし。豐芥藏本に、安永の印本に、花似畫といふ冊子あり。その中に、おれがおもひつきの肴がある。〔割註〕とあり合ふものをとりあつめ。ちよつくらちよつとこれをかふもつて、かたしなどゝはどでごんす。〔割註〕圖は下にあり。〕とてその圖くさ〴〵あり。左に一二を載す。



これらの戯にても、そのかみのはやりおもひやるべし。

○聲色つかひ

俳優の語音をまねぶを、聲色をつかふといひ、この技をなすものを、聲色つかひといへり。今はうしろとて「雨のふる夜はひとしほゆかし」などゝはうたを唄ひて、つかひ出すことつねなり。大むかしは「請取たりやその次は、これも同く役者にて、市川海老藏でたのみます、そこらのしだしは、市川の海老藏でこととめてすぐにつかひ出し、五人とか七人とかつかひをはりて留に、短きせりふのやうなるものをいふこと定まりなり。そのいひかたは「長居はおそれありあけの」などゝいひ出して「こゝらでちよつととめ袖や、ふり袖さまへのおいとまでトホ、うやまつて申ス」といふやうなことをいへり。さて近きころまで、聲色をつかふには、扇を面にかざして、つかふものゝやうにおもひたりしが、十四五年前より、扇をかざゝずにつかふことになりたり。砂まきなどはともあれ。座席にては、むかしのごとく、面をおほふかたこそよけれ。

○女藝者

吉原の女藝者といふものは、寶暦のころ、扇屋の歌扇といふものにはじまれり。その初は、歌扇ひとりなりしが、後おひ〳〵に、外の娼家にも茶屋にもいで來て、細見のやりての前のところに「藝者誰外へも出し申し候」などゝかきたり。これよりはるか後に、大黑屋秀民といふもの、けんばんを立たり。藝者を、をどり子と肩書して、見せへも遊女と同じくならび居て、客をとりたる娼家もありき。そのまへは、藝者といふものはさらになく、遊女の中にて、三味線をひき唄もうたひしことにて、多くは新造なり。三味線のできる新造をあげよなどゝいひて、呼て彈せたることとなり。みせになみゐるときも、みな唄をうたひ、三味線をひきたるなり。これむかしよりのさまにて、中ごろよりこのならはしは、いつとなくやみたり。今もみせをはる時に、すがゝきをひくは、三味線番とて、新造の役なりといへり。伊勢

の古市、越後の新潟などは、今も遊女の中にて、唄も躍もすること、むかしの手ぶりなり。歌舞もと遊女のわざなるを、上色のものは、高上にかまへ、自は歌舞も弄せず。又は不得手なるもありしより、後にはせぬことゝなりしにもあるべし。京都も同じおもむきにて、一日千軒に、大夫、天神みづから三味線ひかざる故、禿頭女郎を呼ぶなり。又藝子といふもの外にあり。むかしはなかりしに、寶曆元未の年にはじまるとあり。また落穗には、たいこ女郎といへるものは、揚屋茶屋へよばれ、座敷の興を催すためのものなり。琴、三味線、胡弓はいふもさらなり。むかしは女舞などつとめしものなり。享保年中より藝子といふもの出來たりともあれば、江戸よりははるかにはやし。これらにならひて、吉原にてはじめしもしるべからず。江戸にも、をどり子はふるくよりありたれど、女藝者は明和のころよりありときけり。それも、もとはふり袖など着て、今よりはひときはすぐれて、品もよかりしよし。さて女藝者は古の白拍子のなごりなどの如く、おもふ人もあれど、さにあらず。もと遊女よりいでゝ、踊子の一變せしものなり。因に云。吉原にてはむかしより、二挺鼓に太鼓を兼ること、女藝者の技にて今に絶ず。さて京大坂にても、藝子の唄に太鼓などの囃子を入るゝこともあれど、その外もとより、地唄をうたふ者なくいはゆる上方唄のみなり。されば江戸の如く、下座、鳴物またはしたとも云。この鳴物に用ひたる手なし。かの上方唄には、謠曲の詞をとりたるも多ければ、猿樂の太鼓の手をならひ覺えて、その間を合するといへり。その外、大坂の新町、島の内をはじめ、諸國の船つきの湊などは、舟歌のはやしのごとく、松島ぶし、川崎おんどなどうたふまゝに、客も遊女もそのかしし拍子をとり、太鼓をうち入るゝこととならはしなり。吉原にてもこのごろは、よしこのぶし、どゝいつなどいふ小唄に、太鼓あはすることは、全く席上のにぎやかならんためのわざとはおもはるれど、誰の手よりにならひしとは、この里には、せでもありなんかし。

○とう〱たらり

猿樂の翁のうたひものゝ詞、かつて明解なし。諸古抄、增抄、法音抄、拾葉抄等の諸註釋に、すべて符を載せず。案ずるに、南留別志に、とう／＼たらりやらりろうといふことは、樂の譜なるべし。陀羅尼なりといへるは、ひがことならんといへど。樂の譜なるべしといふも亦非なり。とう／＼たらりは、都曇荅臘の字音の轉訛せしなり。吳萊題が羯鼓錄に、大聲嘈々忽放肆都曇荅臘鄒敢前。と見えて、都曇荅臘は鼓の名なり。隋書音樂志龜茲の條に、都曇鼓荅臘鼓あり。白氏六帖にも、都曇荅臘本外蕃樂。都曇似腰鼓而小。荅臘即䗶鼓也。といへり。瑜伽論の十種の聲の中にも、都曇等鼓俱行聲ともあり。

○ちりやたらり

ちりやたらりは、笛の譜なり。體源抄青海波の條に、聲歌太良利知良利々良太利良利打夕取とあり。また源氏物語に、たけぶちちり／＼たりをなどかきかへしはやりかにひきたることばなども、わりなくふるめきたり。とあるを、細流抄に、笛の音をしやうかにするなり。たけぶちちり／＼たり、唱歌なりといへり。後拾遺和歌集のうたに、

笛の音の春おもしろくきこゆるは華ちりたりと吹けばなりけり

ともよめり。近きものながら、貞德が油糟にも、

うそをつき／＼はなをこそ見れ

といふ句に、

さかりなる梅ちりたりと笛の曲

と附たるもまた、證とすべし。

○鳴るは瀧の水

なるは瀧の水といふは、古へものを祝ふことにいへるはやし詞と見えたり。拾葉抄には、當世酒宴に三國

一じやといふが如く、むかしは酒宴になるは、瀧の水をうたひしなりといへり。平家物語の額打論に、二人つと走りいで、延暦寺の額をきつておとし、さん〴〵にうち破り、うれしや水なるは瀧の水、日はてるともたえず。とうたへとはやしつゝ、南都の衆徒の中へぞ入にけるとあり。このはやし詞、源平盛衰記、義經記などにも見えたり。日はてるともたえずたうたりといふ。このたうたりは、水のたう〳〵とながるゝといふに同じ詞なり。陸士衡が歎逝賦に、水滔々而日度。註に、滔々水流貌とあり。

あげまきやどんどやひろばかりやどんどや

あげまきやどんどや、ひろばかりやどんどや。催馬樂の詞なり。賓方朝臣家集に、ある女にふみやりたるかへりごとに。あげまきをなすびでおこせたれば、

ひろばかりさかりてまろと寢ねせよそのあげまきにしるしあらせん

といふ歌も、催馬樂のことばをとりてよめるなり。

○おうさい〳〵

おうさい〳〵のおうさいは、于思の于に、發聲のおをそへていへるなり。運歩色葉集に、于思翁、申樂三番叟之詞也 とあり。卜養狂歌集に、ある人のもとへ、正月七日に行ければ、七くさの歌よめといふ、あるじをいはひて、

于思翁

うさいをうよろこびありや何あれあとの大夫に鈴突をふらしよ

といへるも證とすべし。さてこの于思といへるは、老人の鬚多きを形容したる詞にて、春秋左氏傳に出たり。宣公二年傳に、宋城、華元爲植巡功。城者謳曰、睅其目皤其腹、棄甲而復、于思于思、棄甲復來。註に、于思多鬚之貌。〔割註〕于思如字。又西才反。 と見えたり。これはかの翁の鬚の多かるは、老人の壽瑞相なりと祝したるなり。猶この翁の謠曲の詞に、あまつをとめの羽衣は、佛說探要經の石劫のことに、三鐵の羽衣の故事をとり合たりと見え、萬歲樂は平調曲の樂名なり。天下

泰平國土安穩といふ、八字連續なる熟字は華嚴經にありといへど、今經文を檢するになしといへり。千秋萬歲の語は、家語、韓非子などに見えて、本文を鈔出するまでもなければもらしつ。もと翁の輯の本說は詳ならねど、住吉の御神を表し作れるものにや。ともおもふよしあれど、ことなかければ、今こゝにいはず。遠碧軒隨筆、世事談綺などにもいさゝか說あり。

○南方海島の風俗

ある人のはなしに、伊豆七島のうち、三宅島などにては、村々に二三軒づゝのあき家ありて、造作もありて、住ふばかりにてあり。その家を地のものはかどといへり。その村々の女の經水になれるものには、みなわが家には寐ずして、かのかどに行て、夜ごとに宿すとかや。されば經水になりしをも、われはかどたなどゝいへり。朝とくかどより起いでゝ、わが家へ行、緣さきにて朝飯を食し、ひるも夕げも、同じさまなり。山畠のかせぎ、はたらきは常にかはることなし。その日に得たるものは、わが家の庭に地入れ、夜に入れば、又かどにいたりて宿するなり。また寐宿とて、きはまりたる家はなく。村中にてわかき男どもの多く入こむ家に、年ごろ十五六歲なる娘をもてるものは、わが家には寐かさずして、かの寐宿につかはし、寐さするなり。さていづくも同じ人情にて、うち氣なる娘などは、かの寐宿に行くことをいなみいへば、その親どものいへるやうは、さてもふがひなき者かな。もはや年ごろにもなりながらと、あるひはだまし、或はおどしなどして、寐宿にやれりとぞ。また姙婦のすでに產に臨みむしけづけば、庭とて近在の臺所の土間のごとき所あり。その庭へ薦を敷て產所とす。とりあげばゝなどいふことは、さらになくて、近きあたりの者來りてせわをするなり。いよ／＼しきりにむしかぶりて、はや產れんとするに及びて、家中のものども、手々に藥罐のふた、あるひは茶わん、何にても音あるものを持て、そのまはりを、かん／＼ちやん／＼とたゝき立て、高聲に、さァでろやれでろ、今出ざでヱまいと、いひつゝはやしたて。平産すれば、やれめでたしとて、庭よりうへゝあげ、すぐに平臥さするなりとぞ。程遠からぬ

伊豆の海島に、かゝる風俗もありけるよと、まことに言語にも絶えて、をかしくもあり。はたおどろかるゝばかりにこそ。

○天狗の銅印

下野國宇都宮のほとりに、東岨山靈高寺といふ精舍あり。第四世を祥貞和尚といひて、永平十一世の法嗣、文明、明應のころ、此寺に住職たり。永正八年遷化といへり。さてかの祥貞和尚の手かく技に拙からざりしが、ある時、天狗の來りていへるは、和尚の手をしばしかほど、借うけ申たきよし、達て所望なりと云。和尚こたへていふ、手をかさんことは、いと心やすき望なれど、引ぬきてもち行れんことなどは諾なひがたし。さるのぞみならば、ゆるしたまはれといひければ、天狗云、さにはあらず。たゞ借すとさへいはゞ、それにことと足れりといへば、さらば借しまゐらすべしといふに、彼天狗謝してかへりぬ。それより後、和尚の手、いつとなくしびれてのびず。さればあたりの人々、和尚を手無の祥貞とあだなしてよびたりとかや。三十日ばかりすぎて、天狗再び來りて、さいつ頃、借申したる手を、返し申よしいひて、火防の銅印一枚を贈りて歸りしとぞ。その後、和尚の手、もとの如くにのびたりといへり。祥貞和尚の書も亦、火防になるよしいへり。この二條は、外岡北海、かの地に遊歷のをりから、きゝたりとて話なり。且火防の銅印の押たるも、そのころ贈られたり。

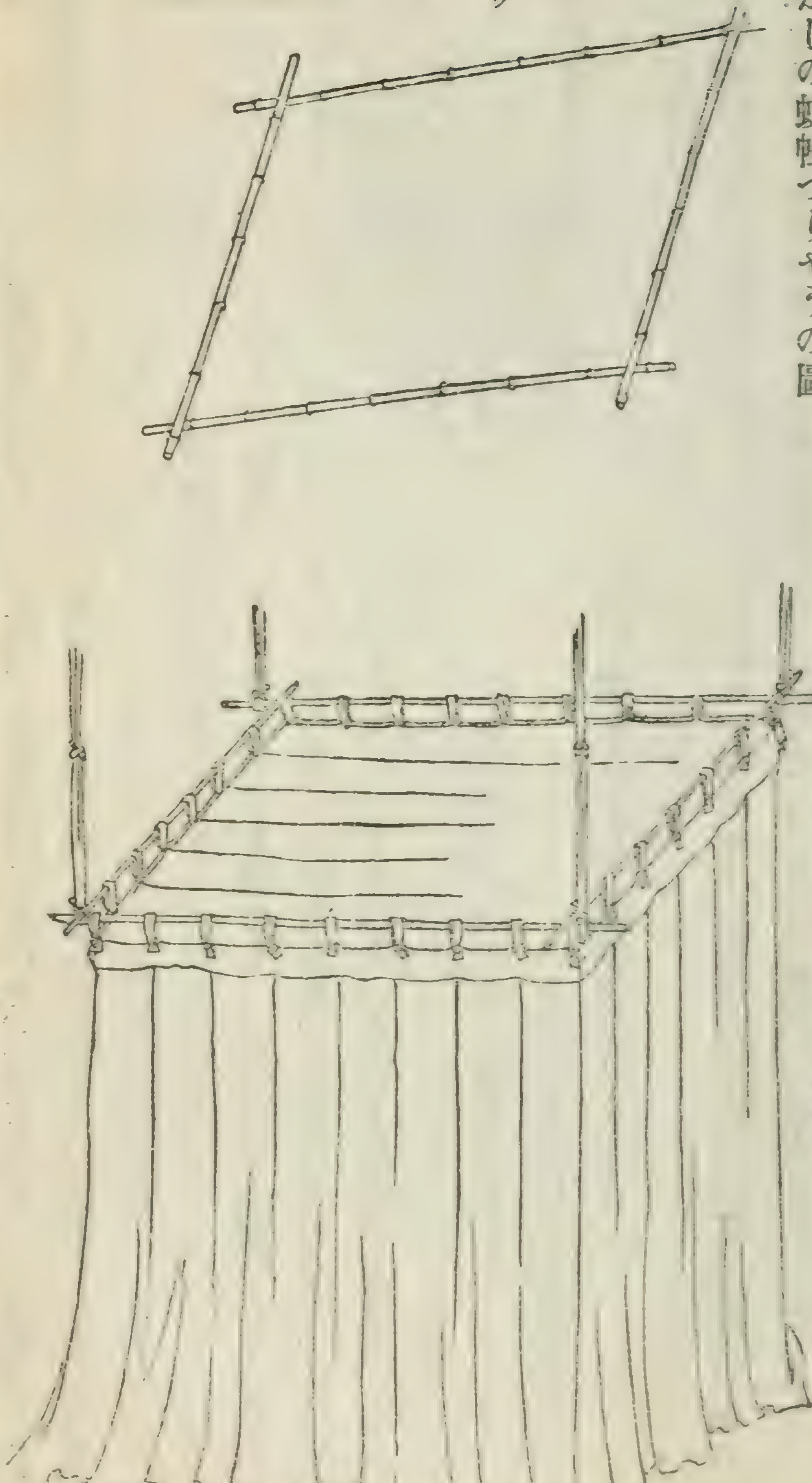


○蚊　帳

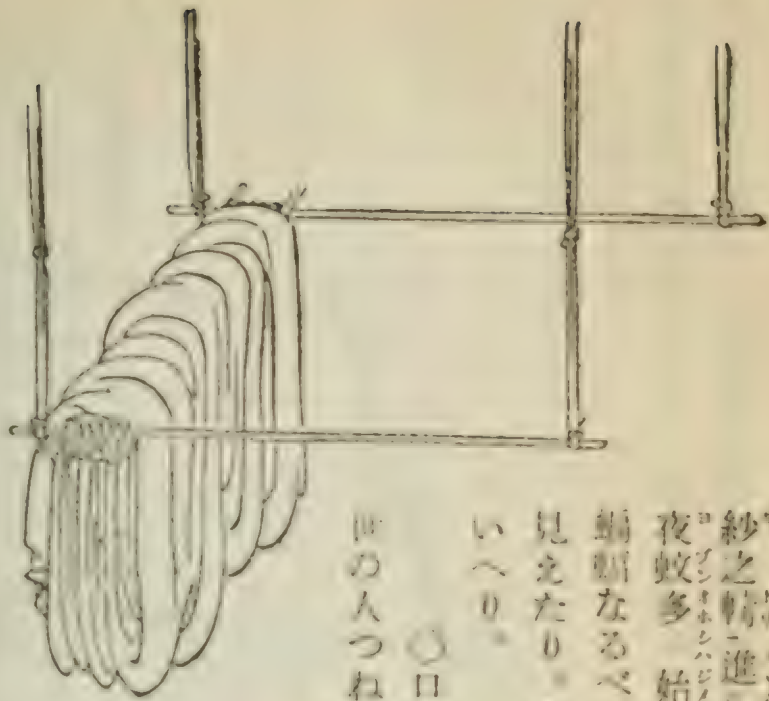
蚊帳といふもの、今は家毎になくてかなはぬ物なれど、古書には、蚊やり火をこそ和歌にもよめ。蚊屋の名は、わづかに大神宮儀式帳、延喜式に見えたり。また春日臨時祭詞に、白き蚊帳をかけたるかたをゑがけり。近くは吉田鈴鹿家記、寶德元年四月九日、花園殿より蚊帳參るとあるよし。おもふに、室町家の頃よりは、今の如く夏月は、かならず蚊帳をさぐることゝ見えたり。されど、紐にてつることはなくて、棹にてかくること、そのかみの錦家の記錄に見えたり。それも日毎にはづしたるにはあらで、吉日

をえらびてつりそめ、又吉日にをさむることなり。今も邊鄙には、棹にてつるならはしの存れる地もありとかや。棹にてつるには、布ごとに乳つきてあり。予が家なるふるき蚊帳には、みな布ごとに乳つき

むかしの蚊帳つりやうの圖



たり。されば江戸にても、棹にてのみつりしを、いつしか絕たれど、蚊帳には猶むかしのまゝに造れりと見ゆ。又云、蚊帳の染色は萠黄にかぎれることなり。金樓子に、齊桓公臥ニ於柏寢ニ云々。開ニ翠



紗之幬進蚊子焉とあり。萌黄の蚊屋の證とすべし。また入蜀記に、是夜蚊多始復設幬といふことも見えたり。又云、蚊帳に鶴を畫けるは蝙蝠なるべしといふ說、桂林漫録にあれど、鶴をゑがくこと故あることゝ見えたり。備後の舊家に、蘆に鶴を染たるもやうの蚊帳ありと、大塚宗甫いへり。

○口碑に傳ふる和歌

世の人つねに、たとへのふしにも諺にも、いひいづる和歌あり。されど多くは、何の書にいづるとも、誰人のよめるといふことのしられざるものいと多かり。今おもひ出るまゝを、こゝにしるす。

もの〻ふの矢ばせの渡ちかくとも
いそがばまはれせたの長橋

宗長が歌なるよし、醒睡笑に見えたり、

梅はとび櫻はかるゝ世の中になにとて松はつれなかるらん

この歌、源平盛衰記には、菅原の大臣、こちふかばといふ歌をよみたまひしかば、紅梅、筑紫へ飛行ければ、同御所にならびてありける、櫻の御寵にかゝらざることをうらみて、一夜が中に枯にけるを、源順が歌に、

梅はとびさくらはかれぬ菅原やふかくぞたのむ神のちかひを

とよみけるよし見えたり。この歌によりて、作りまうけしにやあらん。本居宣長は、此歌を順といふも、本末かけあはず、いよいよつたなき歌なりといへり。

ながきよのとをのねふりつみなめざめなみのりふねのおとのよきかな

この歌は、全浙兵制の附錄、日本風土記に見えて、琴譜なりといへり。

かゝるときさこそ命のをしからめかねてなき身と思しらずは

太田道灌の辭世の歌と、萬里が梅華無盡藏、及び武者物語にもいひ、世人もさおもへど誤なり。慕景集によるに、道灌が子の討死したる時によめる歌なり。

日はかすみ耳はせみなきはは落てかしらに雪のつもる年かな

渚松和歌集にあり。

下野の室のやしまに立けぶりたがこのしろにつなしやくらん

慈元抄に見えたり。

やみの夜になかぬ烏の聲きけばうまれぬさきの父ぞ戀しき

東山義政公の詠なるよし、長頭丸隨筆に見えたり。生下未分といふ冊子には、母ぞこひしきに作れり。

ものいへば父はながらのひと柱なかずは雉もうたれまじきを

續狂言記禁野の條に見ゆ。安居院聖覺が神道集にもあり。

雲はれて後のひかりとおもふなよもとより空にあり明の月

この歌を世に傳へて、弘法大師の歌といひ、または室鳩巣の大學の明德を詠る歌ともいへど、あやまりなり。佛國禪師の歌なり。集に見えたり。三國傳記に、鞍馬寺多門天の御歌のよしにもいへり。

○もとこを失ふ

金銀米穀を貸て、年月にその利息を取たつること、古より公私にあることなり。是を息といふは、蕃息の意にて、ふえまさることなり。人の子を子息といふも、ふえるかたにていふなり。されば今、関東の田舎にて、利息をやがて子といへるは、その意たがはず。世諺に、もとこを失ふといふも本と息なり。

俗に云、元利のことなり。

○うはまいとり

往古は、住吉神領の中はいふに及ばず、船路、歩路によらず、諸國の年貢の上分米を、當社へ調進することありといへり。上分米といふは、運上米といふが如し。俗に上米取といふは、これより出たる諺なり。これは口米といひて、たとへば百石つみたる船にて、壹俵を取、參俵つみたる駄荷にても、幾升取といふがごとく、その物につきて歩米をとることとなり。

○よもやまのものがたり

何くれと話をするを、よもやまのものがたりしてなどいふ。このよもやまといふ詞に、四方山の字をあつるは訛なり。書紀雄略紀に、旁眺二八維一折二衝四海一とあり。八維をやもと訓るは、八面の義なり。續紀に、八方をやおもとよめり。かゝればよもやまは、四方八維の轉なりと、通證にいへり。

○へげ猫

手足顔などあかつきよごれたるを、俗にへげ猫のやうなりといふ諺あり。今昔物語に、灰毛斑なる猫といふ詞あるによれば、肌のあかつきよごれたるが、灰毛の猫のごとくなりと云意なるべし。また、猫は寒きを嫌ふ性の獸なれば、竈の中に入て灰にまぶれ、毛のよごれたるにたとへしか。慈恩傳に、外道のことを、竈を使す猫の如しといへることも見えたり。

○窮　冬

今年あけて、去年の冬を窮冬といへり。吾妻鏡、治承五年正月十一日の條に、窮冬とあり、舊冬と書かんもあしからねど、窮冬とかけるかたきされるに似たり。

○七里けつぱい

佛說、安宅神咒經に、七里結界といふことあり。弘法大師の行狀記に、高野の山のことを云て、惡神等

は、みな我結界七里の外に出去り、また結界七里の間、地主山王ちかひて守護したまふとあり。俗にいみきらふことのあれば、七里けつぱいよせつけぬなどいふは、この七里結界といふことの、轉訛せし詞なるべし。

○せいたら畠

いらざることに世話をやきて、身力を勞することを、せいたら畠にはたらくなどゝいふ諺あり。故事因緣集に、神國に生るゝ人が、現世の神明をすてゝ、未來の佛を信仰するは、才太郎畠へ走り過ぐるといふことあり。かゝれば諺のせいたら畠は、才太郎畠の轉訛に似たりといへども、松の葉に載する、三勝心中といふ小歌の詞に、いざや最期を急がふといふて、火屋の東のさいたら畑、露かしぐれか身をしる雨か。といふ文句あるをおもへば、大坂の三昧所あたりの地名にてありや。續小夜嵐に、その上、兵粮はさいたらばたけよりつゞけ侍れば、たやすく討ことかなふまじと、いへること見えたり。この冊子は、作者しれざれど、西鶴が小夜嵐につぎて、地獄極樂を合戰に、作意せしものなれば、もしは冥府の緣によりて、荼毘所に近き地名にやともおもへり。なほ後考を俟つ。

○まごの手

痒を抓くの具を、まごの手といへり。孫の手のこゝろなどおもふ人もあれど、さにあらず。正しくは麻姑の手なり。麻姑は仙人の名にて、かの麻姑仙人が手の爪は、鳥の爪の如くなれば、背の痒きを抓くによろしと云ことあり。神仙傳に、麻姑手似ニ鳥爪一。蔡經私念ニ背痒一時得ニ此爪一搔レ之佳。方平卽知、顯ニ經背ニ曰。麻姑神人也。汝謂ニ其爪可ニ以搔一レ背痒一耶。方平去。と見えたり。されば唐杜牧之詩に、杜詩韓集愁來讀。似下倩ニ麻姑ニ癢所上レ抓。ともいへり。これは杜甫が詩、韓愈が文は、痒き所へ手のとゞくといふ諺の如く。詩文の巧なるにたとへていへるなり。運歩色葉集にも、麻姑仙人也。學ニ仙道ニ剪レ爪暇無レ之。依レ之爬レ背物名レ之。とあれば、ふるくはとなへひがめざるとおもはれたり。さ

て今の製の如く、人の手の如にては、鳥の爪といふにかなはずと思たりしに。過し癸未のはる、羅漢寺の普茶のをりから、その寺の什物に、舊高泉和尚の藏なりしといふ、唐畫の十八羅漢の畫賛の帖あり。その中、麻姑の手をもてる像あり。その製鳥爪の如し。これによりて、年ごろの疑ひとけたりき。又云、賛の詞に、木童子とあるは、麻姑の手の一名と見えたり。竹婦人の的對といふべし。

唐畫麻姑手の圖



如意は痒を掻に心のまゝにかゝるれば、如意と名くるよし、釋氏要覽に見えたり。かゝれば、如意と麻姑の手とは一物異名なり。

第五諾矩羅尊者の賛に、

善心爲ㇾ男、其室法喜。背痒孰爬。有ニ木童子一、高下適當、輕重得ㇾ宜。使ニ眞童子一、能知ニ鼓手一。

○初雪や犬の足あと梅の華

骨董集に、

初雪や犬の足跡梅の華

と云句のことをいひて、五元集に、「鷄ノ走ㇾ雪ニ竹葉」これは五山派の僧の聯句に、「犬走ㇾ雪ニ生梅華」といへる對なりといへり。予かつて、堅瓠集をよめるに、「古有ニ絶對一」云々。「雪鋪ニ滿地一、鷄犬踏成ニ竹葉梅華一」といふことあり。これ犬のあしあと梅のはなの證とすべし。

○般若の假面

世に鬼女の假面を般若といへるは、昔ある女房の繪ふかきをいましめんとて、般若坊といふ僧の、うちしなりとかや。その假面、今に傳ふといへり。

○なゝこ

刀劍の具、また帛の名にも、なゝことといふあり。今は七子とかけり。もとは金具に細點をつくるよりいでゝ、帛の織目も、かな具の細點に似たれば、やがてならひよべるなり。其紋の魚鮞に似たるをもて名づけ

たるなるべし。魚を古語にナといへば、魚子の義にて、ノをナといふは音便にて、古言にその例少からずと、裝劍奇賞にいへり。さもあるべし。因に云、ナは魚の古言にはあらず。常にはウヲとゝなへ、食料にあつるときにナといふなり。すべて、たゞにその物をさしては名をよび、用にあたりてとなへのかはれることをいはゞ、水を常にはミヅといひ、食料にはモヒといへり。主水をモンドとよむはモヒトリの約りなり。錢も體にはゼニといひ、用にあたりてアシといふは、料足の義なり。

○ひやかし　まふ

吉原へ見物のみに行くを素見といひ。俗にはひやかしといへり。これはむかし、山谷にはすきがへしの紙を製する者多く住たり。その紙漉ものゝ方言にて、紙のたねを水につけおき、そのひやくるまでに行て、廓のにぎはひを見物しけるより、出たる詞なれど、今はそのことばのもとをしる人まれなりと、松澤老泉のはなしなりき。また遠國にて、俗に茄子の枯るゝを舞といふ。加賀の邊邑に舞々をするもの多し。その地、茄子を產す。茄子のあしき年は、舞ふ者、四方にいでゝ錢穀を求む。故に茄子の枯るゝをも、やがて舞といへりと、乘穗錄に見えたり。俗語の轉訛、大むねこれの類多かり。

○四萬六千日

七月十日を、觀世音の四萬六千日と稱して。淺草寺などへは、前日より參詣のもの群集なせり。もと月毎に一日の功德日ありて、觀音欲日といへり。

正月朔日	向㆓百日㆒	二月晦日	向㆓九十日㆒
三月四日	向㆓百日㆒	四月十八日	向㆓百日㆒
五月十八日	向㆓四百日㆒	六月十八日	向㆓四百日㆒
七月十日	向㆓四萬六千日㆒	八月廿四日	向㆓四千日㆒
九月二十日	向㆓四千日㆒	十月十九日	向㆓四百日㆒

十一月七日　向二六千日一　　十二月十九日　向二四千日一

江戸鹿子に見えたり。この中、七月十日は、四萬六千日に向ふといふによりて、此日にまゐりて、人々ことさらにまうづることゝ見えたり。むかしは淺草寺の境內にて、この日、茶せんをあきなふもの多くいでたり。多くは田舍のものゝ、もとめてかへれることゝかや。寛政のころよりたえたりといへり。また明桂見せに、下製とて、附子の粉の袋を赤紙にてつらね、軒ごとにさゝぐることなりしが、これも文政のはじめに、わづかに一二軒ならでは見えざりき。今は雷よけとて、玉蜀黍を賣らうることとなれども、文化の末に初り、今にさかんなり。何事もふるき事ぶりは、新を追ひてたえぬること多かりける。

三養雜記　卷之三

〇塙撿挍小傳

塙撿挍、名は保己一、武藏秩父郡保己村の産なり。はじめ萩原宗固の門に入りて、詠歌和學に心をひそめ。皇朝の古書を集め、かつて學校を興さんとの志ありて、遂に和學講談所を建て、學生を教授す。藏中の書二萬餘卷に及べり。名山古刹に藏するところ、異書を搜りもとめ、流布の書といへども、異本あればこれを收め校刊し、名て群書類從といふ。その書六百六十餘卷、その功、三十九年をつみて集成すといへり。後生、その賜を受くるも亦少からず。猶凡續集千餘卷の奇書あつまりたり。目錄はすでに印行して世に布けり。吾邦古來より大部の書ありといへども、その右にいづるものあることなし。予かつておもふ。三國志魏の應劭の傳に、五經群書以ㇾ類相從(ゴキヤウグンシヨモテルヰアヒシタガフ)といふことあるによりて、名づけられたるもしるべからず。その著すところの書、

椒庭譜畧　　皇親譜畧　　螢蠅抄　　花咲松

校刻するものは、日本後紀、令義解、百練抄、類聚符宣抄、徒然草等數部あり。常に詠ずるところの和歌をあつめ、名づけて總隱集といふ。ある人、その書名をとふことありしに、撿挍わらひて云、深き意あるにあらず。總撿挍の隱居の集といふことなりといはれたりとぞ。又ある時、さる方にて水無月のころ暮かけて、源氏物語を講說せられゐたるに、ひとしきりの涼風吹きたるやいなや、かたはらに侍りし人の、先生しばし待たまへといひければ、撿挍は火の消たるもしらざれば、何故にかとはれけるに、ともし火の消て候へば、火ともすまで待せたまはれと答けるに、撿挍のうちゑみて、目のあるかたは不自由なるものかなと戲れいはれけるよし、かゝる滑稽もまゝありしとかや。一號を水母子といへり。こは水

母、鰕の目を借るといふ諺より出たり。水母以レ鰕爲レ目。といふことは、越絶書、寄顏、および楞嚴經にあり。なほ林下偶談、農田餘話にも説見えたり。また五月五日は、検校の誕生日なれば、或人云、五月五日に生るゝ子は、親にたゝるといふよし、昔よりいひ傳ふれど、検校の家を興し、子孫のさかへしにて、古來の俗説をやぶるに足れりといへり。因に云、五月五日に生るゝ子を忌ことゝ、史記に、孟嘗君以二五月五日一生。云々。五月子者長與レ戸齊。將レ不レ利二其父母一。とあり。索隱に、風俗通云。俗説。五月五日生子。男害レ父。女害レ母也といへり。大鏡裏書にも見え、壒嚢鈔にもしるしたれば、吾邦にてもふるきならはしと見えたり。文政四年九月十二日に卒す。行年七十六歳なり。検校もとより史學に精細、世その比を見ず。予がしたしくきける話に、淺草に山岡明阿といふ人あり。今山岡明阿の手澤の遺書を、その家につたへたり。是水、かつて宸翰の御願文一葉を藏せり。太上天皇とのみありて、御華押だになければ、いづれの帝とも定かねて、年ごろありしが、御書もうるはしくましませば、後には摹本として、人にも斷りたれば、予も一本を藏せり。誰も〳〵考へえずしてありしを、或時、輪池翁の席上にてのことなりしが、かの宸翰のことといひ出たるに、塙検校もその席にありていはれけるは、いかなる御文體にかとゝはるゝに、字に翁の座右に宸翰の摹本ありしをとりいでゝ、はじめより讀もてゆくに、やゝ半ばかりに、藐姑射之國寂居無レ動。姑射之山富壽不レ衰。といへる文にいたりて、検校は、たゞ手を打ち含笑して、わかりたりといへるにより、座中の人、いかにといふに、さればとよ。こは萩原帝の宸翰なり。そのよしは、萩原院の仙洞にておはしませし時、伏見院、猶いまだ仙洞にてましませば、伏見院を姑射と稱し、當今を延焼之閣とはしるしたまはせたるなりと、ことゞもたけに論じられたりとかや。數年人々の考へ得ざりしを、かくとみにわきまへられたるほど、此ひとつにても、強記博聞おもひやるべしと、輪池翁のはなしなりき。

○仁和寺古日

ふるき書目に、仁和寺書籍目錄といふものあり。これを仁和寺の藏書目錄と、思ふ人もあれどさにあらず。永享中、將軍家の命をうけて、外史中原氏の奉りし本朝の書目なり。その書目の仁和寺宮の文庫に在し本をもて、世に寫しつたへたるなり。されば本書奥書に、以二仁和寺宮本一書レ之普光院被レ尋之時注文。とあり。

○龜のさし櫛

新撰六帖の光俊の龜の歌に、

河の瀨にうきたる龜のさし櫛ぞ見し世ながらのしるしなりける

と見えたり。この龜のさし櫛を、今の鼈甲の櫛のことゝいふ人もあるよしなれど、さにはあらず。これは搜神記に見えたる漢靈帝の時、江夏の黃氏の母の盤中の水に浴して、黿と化りて深淵に入りて、その後を、り／＼水の面にいづるが、銀釵はなほその首にありしといふをもとに、釵を櫛にとりなしてよみたるにて、この歌をもて、鼈甲の櫛の證とするは、誤なりといへるはさもあるべし。黃氏の母の故事にあらざれば、歌の意きこえず。

○狐　矢

新撰六帖の知家の矢の歌に、

人ごゝろ頼れがたき狐矢はたゞそのまゝにまたぞおとせぬ

この狐矢といへるは、それ矢のことなり。源平盛衰記に、武者をばえ射ず、されば狐矢にこそあれといはんも本意なければ、只射よといふもの多しとあるによりておもふに、吾邦の俗に意外に出て、測るべからざる事を、狐とも天狗とも神ともいへるは、唐山にて鬼などいふにおなじく、陸奥國にて山市を狐舘、越中にて狐の森と云は、海市を經說に、乾達婆城といふによくあへり。雷斧石の漢名霹靂碪、和名きつねのまさかり、又てんぐのまさかり、山慈姑の異名、鬼燈檠、和名きつねのかみそり、などいふをあ

はせおもふべし。俗いはゞ、天狗の變、天狗倒、俗にも天狗俳諧、天狗囃子などの名目も、みな同意にて、行なのしれざるは天狗にさらはれしとも、神かくしともいへり。易に、陰陽不測之謂神。孟子に、聖而不可知之謂神。ともいひ。鬼といふも鬼神の謂なり。また史に天狗星あり、みな人意に測るべからざるの義なり。

○鍾馗に蝙蝠を畫ける圖

鍾馗はもと玄宗の夢みるところ、その事、唐逸史に見えたり。今和漢ともにその圖をつたへて、辟邪の神とす。世に鍾馗の像のかたはらに、蝙蝠をゑがけるものまゝあり。何なるわけにてゑがくといふことを、疑ふものなきにあらず。予かつておもふに、鍾馗は辟邪の神、蝙蝠をゑがくは、迎福の意にて、辟邪迎福の圖ならん。蝙蝠の蝠を音通にて福字にかへて、蝙蝠に鹿を書きて、福祿の圖とするが如き、みな慶祝の意を寓するとゝおもひゐたりしに、近ごろ清の大錢に、錢面に驅邪降福の字ありて、その背は鍾馗に蝙蝠の圖あり。予が意に暗合せり。よりてその頃、寫山翁に乞て、契小偶が圖を縮寫し、畏畢を併せしるして、新禧の贈ものとせしことあり。

○我子を稱して悴といふ

せがれといふ詞は、痩枯の略語にて、もと人を卑めのゝしる詞なり。その證は、室町殿日記に、主君にはなれまゐらせて、すでに渴命を失ひ、乞食同前のせがれどもといひ、また武邊咄にも、丹後守、犬の眼を見いだして、推参なるせがれめと罵りてかけとほるなど見えたり。今は貴賤ともに、我子を稱する詞となれるは謙辭なり。倭爾雅に、悴、俗作レ悴。今俗稱二我子一曰レ悴。蓋謂二悴者一之意。踈中華稱二我女一謂二焦萃一。といへり。やつがれといふも、倭名類聚鈔に、奴僕和名夜豆加禮とあり。日本書紀通證に、書僕悴枯槁之義謙辭也。といへり。かゝればこれももとは奴僕の稱なり。今自稱して僕ともやつがれともいふは、我子をせがれといふに同じ。

〇角兵衛獅子

越後國よりいづる獅子舞あり。世に越後獅子といひ、また角兵衛獅子ともいへり。角兵衛の名、その故をしらざりしに、或は云、武藏國氷川神社に、古き獅子頭あり。そのあたりの村々にて、獅子舞をするには、かの獅子頭をかりて舞よし、蓋し田樂の遺風などにや。その獅子頭の角に、菊の御紋ありて、御免天下一角兵衛作レ之と彫てありと云り。かゝれば、角兵衛は古代の獅子頭の名工と見えたり。さて今の角兵衛獅子の詞に、「しちやかたばち小桶でもてこい、すつてんてれつく庄助さん、なんばんくつても辛くもねへ。などいふこと、何のわけともわからぬは、定めてふるき詞をつたへたるなるべし。この銘にある、天下一といふ號は、天の下にならびなきよしの意なるべし。昔は器物にも食物にも、負ふせしことにて、信長記に、天下一どもの藝者を、そろへといふことなども見えたり。その後、いくほどもなく、天下一の號をば、禁じたまふときけば、かの獅子頭はそのかみの作にて、ふるきものなるべし。今にその號を改めざるものは、わづかに鏡の銘にのこれるを見るのみ。

〇龍鬢

疊を龍鬢といふは、龍鬚の誤なり。そは席を造る艸を、龍鬚艸といへり。その艸の生茂たるが龍の鬚に似たるより負せしなり。晉東宮舊事に、太子有二獨坐龍鬚之席一。唐書地理志に、鳳翔府土貢榛實龍鬚席。などくさ〴〵見えたれば、その誤りは、くはしく辯ずるに及ばざれど、吾邦にそのあやまり來れるも亦ふるし。雅亮裝束抄に、りうびんを二枚しきて。寛治二年記に、龍鬢筵 靑地錦緣。といふことあり。はやく已に遊仙窟に、龍鬢席に作れり。註に燈心とあれば、蘭草なることとしるべし。因云、鬚と鬢は、字形もよく似たれば、あやまりやすきこと、吾邦のみにあらず。因話錄に、下輩不レ通二義理一者使二之寫一二文字一甚誤。云々。或多誤著熒。〔割註〕熒合レ著レ火。」髭鬚。〔割註〕合レ著レ須多著レ賓。」鬢髪〔割註〕合レ著レ賓。」といへり。かゝればいづくにても、點畫の似たる文

字は誤ること多しと見えたり。

○人角

文化庚午の薬品會に人角いでたり。そは薩摩なる、伊作の地士黒田某の額に、一角を生じたり。年八十七歳。元祿三年庚午夏五月十四日終としるしありしを、人みなめづらしきことにいひあへり。案ずるに、人角は、和漢ともに往々所見あり。そのためしなきにあらず。日本紀略、寛平九年七月廿三日、陸奥國言安積郡所レ産小兒額生二一角一。また蔣著聞部に、額に角二本ありし子を産たることあり。又北窓瑣談に、寛政四年辛亥、備後國蘆田郡當村の農夫、八十餘歳にて額に一角を生じ、翌年正月十七日解脱と見え。蟬塚雜記に、漢武帝時。有二婦人額生角一。年一百十二歳。嶺表見二異人一頭有二肉角一長寸許。〔蟬註〕見二祖傳一。余亦曾見二二人一。一江南宜陽湖人。一徐州蕭興人。頭上皆有二肉角一高寸許。年亦皆九十餘。竟壽卒也。然二人皆貧苦無レ子、則亦非二吉徵一といへり。かゝれば人角は、小兒と老人とにあることゝ見えたり。再び按ずるに、日本書紀垂仁紀に、額有レ角人乘二一船一泊二于越國笥飯浦一などあるは、正しく角ともさだめかねて、古人の說もあれば、その實はいかにぞや。

○常元蟲

近江國志賀郡別保といふ里に、西念寺とて淨院あり。寺境の乾四五町ばかりの人家の墟ありて、住む人なし。たまたまこゝに居るものは、かならずその身に禍ありとかや。俗に常元やしきといふ。蒲生家の侍南蛇井源太左衞門といふもの、天正の兵亂に無頼となり。強盜して諸州に横行せり。その徒數百人ありて害をなす。年老て別保にかへり、なほ惡行を恣にせしが、人の勸によりて薙髮して常元と稱す。慶長五年、諸國の盜賊を尋ね召捕られしところ、幾年か惡行せし罪人たればとて、その宅の柿木に縛せしむる。諸人の見ごらしにし、終に斬られたり。死にのぞみてさまざま惡言を吐き、更に人の憎みをうけしが、梟首せられ後は村の庄屋藤吉に下されたり。柿の木のもとに埋みしが、數日の後、墳上にあやしき

蟲多く生ぜり。形は人を縛したるがごとく、後蝶に化て去りし。その殼、木にのこれること毎年なり。人これを常元蟲といふ。江戸にもきこえ、享保癸卯の夏、かの蟲を江戸の人々も見て、めづらかなるものにいへり。面目口鼻備り。〔割註〕口のあたり黄色なり。〔手はうしろへまはし、縛せられしが如し。足は縮めたるがごとく、段々にひだ績あり。蝶に化するときは、黒き絲を吐く。首より下手足を繋縛し、柿樹に粘して、中にくゝらるゝものに似たり、背に脫し穴ありと。鹽尻に見えたり。



この蟲を物産家にたゞすに。爾雅に出たる縊女といふ蟲にて、邦俗はおきく蟲といふものゝよし、おもふに、かの常元が墳上の樹に、たまたまさる蟲の生じたるは偶然なれど、自ら罪業の報によりて、彼が名を蟲にまで負せて、常元が惡事いひつたへて、話柄とするも因果のことわりおそるべし。

〇平家蟹　島村蟹　武文蟹

讃岐國八島の海濱に、鬼面蟹を產す。〔割註〕鬼面蟹のことは、介品に祝允明が野記を引ていへり。〕世にこれを平家蟹といへるは、壽永の戰爭に溺死の者の寃魂の化するといふことは、世にあまねく知るところなり。さてこの蟹を地によりては、島村蟹とも、武文蟹ともいへり。文祿淸談に、近年世に珍しくあやしきことにいひゝろめたり。攝州尼崎の近所の川水に、不思議の蟹住めりといふ。甲の面に人の顏、昭々とあらはれて彫入れたるが如し。その由緒を尋ぬるに、中ごろ細川武藏入道高國、〔割註〕法名道永。〕天王寺の近隣にて生害せられけるに、その家人島村彈正左衞門貴範といふもの、高國にはしり後れける。追つきて、御行へを見奉らんと急ぎけるに、この貴範を待ずして、道永敵に襲はれ、せんかたなく一壺を敵にあやしめられ、遂に見出されて討れけるとなん。この生害を貴範聞て無念におもひ、あたりの敵を縱橫無慙に追はらひ、向ふ敵二人、かいつかみて引よせ、川瀨の深みにとび入て、敵味方三人、水底に

沈みけり。その靈、化して蟹となると、云々。天王寺より尼崎へ行く道に、野里川といふあり。すなはちその川へ入といへり。島村が靈なれば、俗に島村蟹といふとあり。この事また、攝陽群談、書言字考にも見えたり。諸國里人談に、攝津國尼崎兵庫の浦に、蟹の甲、怒れる面のごとくにして、甲を着たるありさまなり。これ婆武、文樣浦五郎がために、海中に入て死す。その靈なりといへり。また東甲新談、介品にもこのことあり。すべて品物の形狀、あるひは產所によりて、附會の說あること、和漢そのためしいと多かり。

○水虎

水虎、俗に河太郎、またかつぱといふ。江戸にては川水に浴する童などの、時として、かのかつぱにひかるゝことありし。などいふをきけどいと稀にて、そのかつぱといふものを、たしかに見たるものなし。西國の所によりては、水邊などにて、常に見ることありとぞ。怪をなすも、狐狸とはおのづからことなり。正しくきける、ひとつふたつをいはゞ、畠の茄子に一つごとに、齒がた三四枚づゝのこらずつけたりしことありと。その畠のぬしよりきゝたり。仇をなすこと執念ことさらにふかくして、幾歳がたにての仇を、その人、江戸にきたりても、病惱のありしことなども聞けり。かのかつぱの寫眞とて見しは、背腹ともに龜の甲の如きものありて、手足首のやうす、鼈にいとよく似たり。世人のスッポンの年經たるものゝなれりといふもうべなり。越後國蒲崎のほとりにてのことゝかや。ある夏のころ、農家のわらはべ、家の内にあそび居けるに、友だちの童きたり、いざ河邊に行て水あみして遊んと、いざなひ行しに、かのさそひに來りし童の親の、ほどなくいり來りしかば、家あるじの云、今すこしまへ、そのかたの子息の遊びに來れりといひければ、いやとよ。せがれは風のこゝちにて、今朝より家に臥し居りぬ。いとあやしきことゝぞいひあへりとぞ。後にきけば、かつぱの童に化て、いざなひ出したるなりといへり。また上總國にも、ある家の童を、その友の童が來りて、川邊にあそばんとて、よび出しにきたりしかば、その

母のいふ。川邊に行かば、まじなひに佛壇にそなへし飯をくひて行けといひつければ、友のわらはべ、そんならいやだといひつゝはしり迯げ行きぬとぞ。これもかつぱにてやあらん。先祖まつりは厚くすべきことゝいへるとかや。

○煖酒

唐の白樂天が、題仙遊寺詩に、林間煖酒燒紅葉。といへる句、朗詠にも載せて、人のしるところなり。酒をあたゝめ飲めること、むかしよりのならはしなれど、今世のごとく、四時ともに常にあたゝめたるにはあらず。延喜式內膳司の土熬堝は、今のかん鍋にて、上古よりその器もあれど、煖酒は重陽の宴より、あたゝめて用ゆるよし、一條冬良公の御說のよし、溫古日錄に見えたり。德元の初學抄に、扇は四時ともに用ゆるものなれど、夏の季なるよし、近ごろ酒も四時ともにあたゝめ飲めど、あたゝめ酒といへば、冬の季になるなりとあり。さて酒のかんに、今燗といふ字をかけるは俗字なり。酒をあたゝむること、冷と熱との間に溫むるといふことにて、間を字音によびて、かんとはいへるなり。俗火偏に作て燗とするなり。燗は字書によれば、音闌、爛と同じ。猶その例をいはゞ、俵は俵散とて、ちることなり。今は米苞の稱としてたわらとよみ、鰹は鮦之大者とあり。今はかつをとよめるは、堅魚の二合にて、古は脯にしてのみ用ひたれば堅魚の義なり。これらの文字を、同文通考に國訓といへり。

○萬葉集　夫木鈔

鬼貫が獨言に、いにしへは名所などに、物をもてつくる句は、古歌にても古事にても、たしかなる證據なき句は、つけさせ侍らず。某いまだ二十にも充たざるころ、先師松江の翁と、梅華翁と列坐の會にいでゝ、

　ちよと見にはちかきも遠し吉野山

といふ前句に、

朧にふくべのさげてぶら〳〵

とつけ侍りければ、吉野山にふくべ、その故ありてにやと、師のとがめにあひけるに當惑して、先前句といへど、句前もとほく侍るあひだ、つくべきやうあらば、そのまゝつけよと、ひたすら申されけるほどに、空間のことをいひ出けんと、一座の人のおもふところも面目なくて、

見よしのゝ華のさかりをさねとひてひさごたづさへ諸ひとり行く

といふ古歌にすがりてつけ侍りきと、當座の作意をもて、此歌をこしらへて答ければ。めづらしく候。これは何にある歌にかと、尋られけるほどに、たしか萬葉か夫木にて見候といひければ、やがて執筆にかゝせられける云々。これらも萬葉、夫木には、世人のしらぬ歌多きゆゑに、しかいひて座上をあざむきしなるべしと見えたり。このはなしは、さもあるべきことゝおもしろくおもはれけり。近きころまでも萬葉集と夫木鈔は、世に見ぬ人も多かればにや。その集になきをいひ傳へたるもまゝあり。今そのひとつをいはゞ、

楽みは夕がほ棚の下すゞみをとこはてゝらめはふたのして

といふを萬葉集の歌とし、また、

秋なすびわさゝのかすに漬まぜて棚におくともよめにくはすな

これを夫木集に載する歌とするたぐひ、おもふべし。

○阿伽の水

佛家にて阿伽の水といふは、阿伽はすなはち水の梵語なれば、重言なりといふ人あれど、さにあらず。阿伽に三義あり。倶舍論にも、阿伽謂積集色。とも、又即空界色とも見えたり。かゝる詞の例いと多かり。これとは自らことなることとなれど、彼々の謠曲に、これはもろこしかね金山のふもとゝいへるを、重言の如くおもふ人もあれど、これはかの地に、金山と徑山とありて、いづれもきんざんといへ

ば、金山をば、かね金山といひ、徑山をばこみち徑山とゝなへて、まぎれぬためにむかしより、しかよべるとかや。これは書肆にてのり法言、かた方言とて、書名をわかちとなふると同例にて、この類、世にはいと多し。

○餘一

むかしは第一の子を太郎、つぎを次郎といひ、それより三郎、四郎と十郎まで名づけ、十一人めより餘一、餘二と次第に名くることなり。十は成數なれば、十郎よりはあまりといふ意なるべし。盛衰記に、金子十郎家忠の弟金子與一、那須十郎資隆の弟那須與一なり。餘を與に作るは假借なり。平惟茂を餘五將軍といふも、十五郎たる故なり。源義經は第八子なるを九郎判官といへるは、八郎爲朝の成行よからざれば、八郎をいみて九郎としたりとかや。曾我兄弟の、兄を十郎、弟を五郎といふも、わけあることとなり。むかしは兄弟の排行正しかるうちに、たま／＼みだれたりとおもふには、みな故あることとなり。

○和歌にて狐狸を伏せしこと

物を伏するには、そのものゝ名をきりて、歌によめるよしなり。北條氏康の城中にて夏のころ、狐の鳴きければ、氏康のよめる歌、

夏はきつねになく蟬のから衣おのれ／＼が身のうへにきよ

かゝればそのあくる日、狐多く死してありとかや。この歌、狂歌咄に見えたり。近く横田袋翁の、しる人の厩に、狸の夜ごとに來りて、馬をおどろかしけるに、神佛の護符をはり、祈禱、まじなひなど、さま／＼のわざすれども、しるしなかりけるに、

心せよ谷のやはらだぬきかはのみなれてこそは身も沈むなれ

と一首の和歌を詠じ、かの厩にはりおきけるに。その夜よりして、狸のきたること止けるといへり。この歌は、催馬樂の貫河に、ぬきかはの、せゝのやはらだ、まくらやはらかに、といへる詞にてよめりと

かや。

○岐　神

幸神とも道路衢神ともいひて、二神立ならびたる石像を、ちまたに立つること、江戸にも、近在にもまゝ見ゆれど、上野國には岐路ごとに、かならずありといへり。此像を世に、猿田彥大神と鈿女命の二神といふは、さもあるべくおもはるゝものから。扶桑略記に、天慶二年九月二日丙午。近日東西兩京大小路衢、刻レ木作レ神、相對安置云々。或供ニ香華一號曰ニ岐神一又稱ニ御靈一未レ知ニ何祥一時人奇レ之。と見えたるによりておもふに、さいの神は、この岐神の遺れるにてはあらざるやと、おもふはいかにかあらん。

○手　遊

博古圖に、漢と六朝の鳩車の圖を載て、按ニ鳩之詩一以況ニ婦道均一一故象ニ其子一以附レ之。因以爲ニ童戯一若ニ杜氏甞求レ子、所謂兒年五歲爲ニ鳩車之戯一七歲爲ニ竹馬之歡一者是也。といへり。鳩車竹馬は、童兒嬉戯の具なること、漢世既にしかり。吾邦にもつたへて習俗とす。その來ること最もふるしといふべし。羽、紙鳶、獨樂など、童兒の翫物異邦といへども同じかること多きは、人情のかはらざればなるべし。さて世の風俗にしたがひて、質朴なるが華美にうつり、鄙俗なるが雅致にかはれるなど、さまざまなるうちに、むかしは、赤木、黑木とて、金平、虎狩、桃太郞などの冊子なりしも、合卷とて詞書といひ繪組といひ、今やうの巧を盡したるは、葉が菲のあやにも、をさをさおとるまじくぞおもはるゝ。また手あそびの雀の笛は、むかしは、はりぬきの小き籠の下に笛をつけて、昆旋籠といへり。その容も名もいやしく、雀の笛はるかにまさりておぼゆ。古風の存するものは、小人形に編笠きたる遊客、盆太鼓、すたすた坊主の人形などなほ少からず。

○兩部・唯一

神道に、兩部、唯一といふ名目あり。兩部とは、佛の道の密教の胎藏界、金剛界の兩部といふことを、神の道に合せたるを、兩部習合の神道とはいへり。かの兩部をもて神道に合せたるよしなり。部の字にて意得べし。神と佛とをさして兩といふにはあらず。さてまた唯一といふは、兩部神道といふものゝあるにつきて、その兩部をまじへざるよしなり。されば神の道の唯一は、もとよりのことながら、その名は兩部神道ありての後なり。しかるに、この名を兩部にむかへたるにはあらず。天人唯一の義なりといひなせるは、いみじきひがごとなりといへり。

○楠家菊水の紋

楠正成が家紋を菊水とすること、まち／＼の說あり。系圖には、後醍醐天皇、判官をめされ御みづから菊の華一莖を、盃の中にうかべさせたまひ正成に下され、菊は千歲の功ありとのたまひしより、家の紋と定むと見えたり。この說、最も信じがたし。按ずるに、日本史本傳に、太平記を引て、至二櫻井驛一以二所レ賜菊作刀一與二子正行一。とあるによれば、系圖に菊華を賜ふといふに、よしありげにきこゆ。また井出左大臣、山吹を愛し直垂に水の流と山吹を、繡にせしを以て、子孫にいたりて楠が紋とす。菊水とおもふはあやまりなりと、いふ說もあれど、これはとるにもたらぬ妄誕なり。予かつて云、楠氏の家紋菊水なることは、明證ありて辯を待たず。已に太平記の正成が首、故鄕に歸るといへる條に、正成が形見に殘せし菊水の刀といふことあり。また志貴山に傳ふる楠家の旗に、菊水つきてあり。その圖、集古十種に見えたり。この二條にて、楠家に菊水を用ゆることの證とすべし。安齋の筆記にも、楠が家の紋は、菊の華一ありて、傍の下に流水の形あり。永正七年立雪齋が畫し、見聞諸家紋といふ書に見えたりといへり。今も猶、楠家の血統には、菊水を家紋とせり。

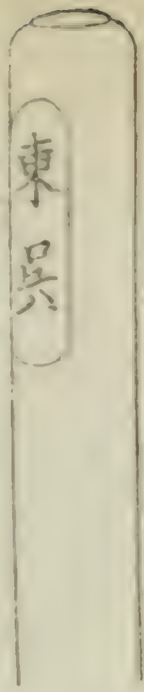
○鳥居

神社に建つる鳥居を、華表に充るは誤なり。華表は柱にて門にあらず。さて華表を鳥居にあてたるよしを

おもふに、華表柱に鶴のとまりし丁令威が故事によりて、鳥の居るよしにおもひよせて、附會せしなるべし。鳥居は□門なることゝ、鹽尻などにもくはしくいへり。もと鳥居といふは、今の鳥居の笠木の次の横木の名なり。雞栖と書るが正字なり。倭名類聚鈔門戸類に、雞栖切韻云〓。(割註)毛〓〓反。〕今之門雞栖也。辨色立成云、雞栖。〔割註〕鳥居也。〕楊氏漢語抄同。と見えたり。これにておきらかなり。證とすべし。

○東呉といふ銘ある水盤

石の水盤に、東呉と銘を彫りたるあり。その形、俗に椽子水鉢といふものゝ如く、その銘の義、なにといふことを詳にせず。



これは椽柱のこゝろなるべし。

杜詩に、門泊東呉萬里船。といふ句より出たる銘なるべし。また友人靜巖は、朝鮮征伐の時、東呉の地まで行て、そこに立てありし石を、分捕して來りしが、器物となりて纂出して、つたへたるなりといふことと、見たりやきゝたりやありしやうにおぼえたりといへり。

○長坐する時の心得

寶暦精日傳聞書に、公事之日長坐之時は、芥子餅といひて、芥子を押り、ふくさ味噌に餅を入て煮て食すれば、能く小便をたもつ。先型の指南によりて、寶暦、前々より節會等の時、かならず食候旨かたりければ、三條西三光院内府實枝公の教訓によりて、必ず食へりと、蒂山院家記に相見ゆと、定誠卿いへりとあり。これは土がたきことゝありて、長坐する時などには、心得て益あることゝなりかし。

○壁啼門やぶりの辨

樊噲の盾をわきばさみて、門を破るの圖あり。おもふに、蒙求註を讀誤りて、ゑがける圖にはあらずや。蒙求標題に、樊噲排闥とある闥は、漢の世に、禁中の門をいへる稱にて、師古は宮中小門といへり。書紀の訓にも、排レ闥(オシヒライテトビラヲ)とよめり。これは高祖の病にあたりて、戸者に詔して羣臣を入れざらしむる時に、小門の扉をおしひらき入りて諫しことあり。盾を持ながら入りたるは、鴻門の會の時にて、陣營なれば事急なりとて、おし破るほどの門はなきはずなり。この二事を、蒙求註に併せしるしたれば、これよりあやまりしなるべし。

○虎の畫法　畫家の用意

或人云、朝鮮の煙洲といへる人の畫ける虎の繪を見しに。吾邦の人のゑがけるとは、大に異なり。虎の生ける時は毛に黑みあり。朝鮮人は常に、まのあたり生ける虎を見るゆゑに、形勢眞に通れり。吾邦の人は皮を見てのみあれば、皮毛を黃色に彩色し、面は猫に似たるもの多かりといへり。これに似たる話あり。ある畫家の鯉魚をゑがけるを、魚商の見て、この鯉魚は死鯉なりといへり。そは眼中の黑眼、中央にあり。生けるときは傍らによりてありといへるとかや。これらのこと、畫家には意を用ゆべきことぞかし。たれもしりたる應擧が臥猪を畫くと、同日の談なり。韓非子に、畫工犬馬難鬼魅易(グワコウハケンバカタクキミハヤスシ)。といふことうべなり。實にこゝろえあるべきことなり。土佐家にて、楠正成の像をば、紺地の錦の直垂に、黑韋威の鎧にゑがけば、菊水の旗はなくとも、太平記の本文にかなひて、誰が見ても、楠公とはしらるゝなり。一友人の畫工、ある方より、魏の武帝の像をたのまれたりしに、半身は君臣圖像により、大かたしらるゝといへども、全身の衣裳の制度、三國志になければ、しるよしなくて、いかにゑがゝんとおもひわづらひ、予にとはれたりしが、予もその席にては、とみには定めかねて、文獻通考によりて考へたるに、三國の時は服制を改めず、後漢の制度を用ひたりとしられたれば、やがてそのよしをつげやりたるにて、その像とゝのひぬときけり。又或人の、人の需によりて、大原の雜喉寐をゑがけるに、その時節のしれざれ

ば、あしらひの景物にさしつかへたれば、わざ／＼とむらひまゐらするといへり。予云、大原の雑喉寐は、俳書の季寄にもありて、節分の夜のことなり。そのこと、大原物語といふ冊子にいでたり。後には、江文明神の拝殿に、節分の夜男女参籠して、通夜するといへり。今はそのことなきよしなりといひたれば、さらば早梅などやゑがゝんとて、よろこびてかへりぬ。専門の家は、用意のほどさこそありたきものぞかし。

○藤豆　鈴蟲松蟲

京師の人云、江戸にて隠元豆といふものを、かみがたにては藤豆といへり。そは、その形状の藤の實に似たれば、藤豆といふなりといへど、江戸にては、藤の花に似たる豆なれば、藤豆といへるにて、いづれもそのことわりあり。倭漢三才圖會に、松蟲の鳴聲を、知呂林、古呂林といひ、鈴蟲の鳴聲、如レ振レ鈴里ゝ林、里ゝ林といふとあり。尚達臨年に、知呂林と鳴を松蟲といはんこと、鈴なきに似たり。これはいつの頃よりか、流俗蟲の名を取ちがへ、松蟲を鈴蟲といひ、鈴蟲を松蟲といひならはしたるを、考へたゞさずしていへるなるべし。松蟲の音は、松風の颯々と聲きかへるにたとへたれば、ちんちろりと鳴くは鈴蟲なり。法師の鈴といふものをふる音によく似たればなり。和歌にも、松蟲の音を、松風にたぐへてよめる多し。拾遺雑百首に、

琴の音にかよふは峯の秋風をなほまつ蟲の聲やそふらん

慈鎭和尚住吉社百首に、

住よしのいがきのもとの蟲の音におのが聲にも松風ぞふく

又延喜七年、亭子院の御時、西河行幸せさせたまふ、忠岑和歌の序に、山の端に月まつ蟲うかゞひて、きんの音にあやまたせ、ある時は、野べのすゞ蟲をきゝて、谷の水音にあらがはれといふと、きんのこゑにといへる、すなはち松風によせあるなり。琴の音に峯の松風かよふらしと、よめるにてしるべし。鈴

蟲をきゝて、谷の水音にとかけるは、かすかなるこゝろなり。かれこれ證とするに堪へたりといへり。

○硯の面に文字かゝぬこと

硯の面に、文字をかゝぬものといふこと、今手習ふわらべもつねにいへることとなり。そはふるきならはしにて　源氏物語に、姫君、御硯をやをら引よせて、手習のやうにかきまぜたまふを、これにかきたまへ。硯にはかきつけざなりとて、紙たてまつりたまへば、はぢらひてかきたまふとあり。河海抄に、

見る石のおもてにものもかゝざりきふしの楊枝もつかはざりけり　菅家

硯は文珠の眼なり。この故に眼石といふ。此聲をかりて硯石とは書くなり云々。仍ておもてに、ものをかゝざるなり。菅家の御日記にも、硯の面に不レ書とありといへり。おもふに、河海抄に引ける菅家の御歌は、世にもいひ傳へたれどいと信けがたし。しかれども、硯に文字を書くまじきよし、菅公の御遺誡なることは、守覺法親王の右記に、教童指歸抄云ク。彼抄者菅三品之撰也。其條々者硯不レ可レ書ニ文字一事。云々。以レ箸不レ用ニ楊枝一事。云々。聖廟御遺誓之中有レ之。云々。とあるぞ、たしかなる據とはいふべき。弄華抄に、折ふしのいさめにやなどいへるは、本說あることをしらぬなるべし。また、見る石のおもてにものもかゝざりきといふ神詠は、聖廟御遺誓の意を、後人の讀めるを誤りつたへたるにや。そは仁徳天皇の故事を、時平公のよみたまふ、高き屋にのぼりて見れば烟たつといふ歌を、新古今和歌集に、御製として載せたる類、まゝあることとなり。

○門ふみ

莵玖波集に、

門ぶみやあるかひもなくまよふらん　源義長
身を捨人にもとの名もなし　崇世法師

この連歌が、門ぶみとあるは、今の名札のことなり。かゝれば、門に表札をいだして、尋ぬる人のしれ

やすきやうにすることも、ふるきならはしと見えたり。

○開帳

神佛を開帳して、衆人に拜さすること、二水記に、永正十四年四月十一日。法輪院虚空藏開帳之間。爲ニ參詣ニ一とあり。開帳といふ名もふるきことなり。また、開帳は大かた、三十三年に一たびすることのやうになれることゝ、いつの頃より始まれるにか、增鏡、藤のもとには、不動尊とのふぜうは、伊豆國より生身の明王のみのかさうち着て、さしあゆみておはしたりき。その後、實録にとめて、三十三年に一度いださるとぞうけたまはると云こと見えたり。かゝればいとふるきよりのならはしにや。唐山にも似たることとあり。資治通鑑に、唐憲宗元和十三年十二月。功德使上言。鳳翔法門寺塔。有ニ佛指骨一。相傳三十年一開。開則歲豐人安とあり。

○太田道灌の歌

小道といへども、必ず見るべきものありとはうべなり。

いそがずばぬれまじものを旅人のあとよりはるゝ野路の村雨

といへるは、道灌の歌にて人口に膾炙すれど、ぬれまじものまにてはとゝのはず。ある日、淺山權現齋助鎭といふ淨瑠璃を讀たるに、京極内匠が、おきくをかへり討にする條に、をりもはぬ俄雨ふると、日和になるか一時、いそがずばぬれざらましを旅人のあとよりはるゝ野路の村雨、太田道灌よく讀んだよとつぶやきながら、あたりを見まはし、といふにこゝろづきておもへば、ぬれざらましとあるうた、世人のいひつたへたるよりは、詞とゝのへりとおもひて、猶京傳を聞するに、勝元朝臣短冊不ニ成ニ功といふ、言葉の作りし詞など、消息のはしに書付て、このこゝろばえを聞たまひしかばと端書ありて。いそがずばぬれざらましに作れり。いつのほどよりか、世にはあやまりつたへけん。

○淺草觀音堂の繪馬

淺草寺に古き繪馬あり。俗につたへいふ。此繪は狩野古法眼元信の畫くところなりといへり。往年この繪馬、毎夜板をはなれいでゝ、草を食ひたりとも、また再板江戸砂子に、狩野玉楽が畫なるべしともあり。或人の考に、此等の說みな誤なり。伊勢安齋云、驪黃物色といふ馬の書は、狩野主馬尙信の畫くところなり。その書の作者、駿馬の骨相ならびに毛色を口授して、ゑがゝしむるに、尙信、はじめて駿馬の畫法を得たりとよろこびて、駿馬の額をゑがきて、淺草觀音の堂に懸たり。その繪馬、俗にその馬、板をはなれて草を食にいでたりといふもの、是なりといへり。又ある人の說に、かの繪馬の緣に、寛永十九壬午年十二月十九日炎燒之時、武州江戸之住、木村市兵衛出之と記してあり。今は文字もうすくなりて明ならず。按に、尙信は慶長八年癸卯の生にて、慶安二年己丑三月四日、四十七歳にて歿す。寛永十九年、觀音堂炎燒の時は、尙信四十歳にて存命なり。當時在世の人の畫なれども、その畫のすぐれたるを賞し、且俗に奇怪の話說をも、いひつたふる額なれば、ことさらに取出したるものならんといへり。この二說にて、尙信が畫といふを正しとすべきことなれど、寛政元己酉年、觀音堂修復のをりに　かの繪馬をしたしく見るに、筆者あり、左の如し。

昨想筆と落款あり。かゝれば尙信が筆ともおもはれずと見えたり。

○めでたくかしく

今女文には、かならず終にめでたくかしくとかけること、定まれることとなり。いつの頃よりしか書けることにか。されどめでたくといふ詞を、消息にいへることは、源氏物語總角の卷などにも見えたれば、ふるきことゝなり。かしくといふは、むかしの假名文に、あなかしことゝいへる、　しこと同語にて、俗文の恐ながらなどいふがごとく、男の手紙に、恐惶とかけるに同じ意なり。めでたくかしくといふ詞は、一休ばなしに、正月とて都の町に松立わたし、注連繩かざりして祝ふをりから、され頭いだきありきたまへるを、或人の見て、こはいかにと申ければ、返しごとに、

にくげなきこのされ頭あなかしこめでたくかしここれよりはなし

とあり。この歌、正しく一休和尚の詠ならば、この詞のふるき證とすべし。

○茶おけ

俗言の轉訛はこゝろづかで、そのまゝに唱へ來ること多し。口取の菓子を、茶おけといふは、茶うけの訛なり。甘きものをくひて後茶を飲ば、その味ことによろしければ、茶のうけに食ふよしの名なり。能の狂言の詞には、茶うけといへり。壺隨筆に、茶うけの口をきよめといふも見えたり。發ぬりの手傳を、さいとりといふは、指鳥にて、鳥をさす容に似たればなり。さいとりさしといふは重言なり。また庖丁刀を庖丁といひ、熨斗鮑をのしとのみいふも略言なり。ふるくも、杉原紙を杉原とばかりいひしこと、海人藻芥、康富記にも見えたり。常に田樂、鴫燒はたれもいふことなれど、正しくは、豆腐の田樂、茄子の鴫燒といふべきなり。鴈もどき、蒲燒、みな同じ例にて、略言のまゝいひなれて、人々、その意を得ることなり。

○俳諧百韻の始め

むかし伊勢の守武、山崎宗鑑、俳諧を弄てより。玄旨法印、貞德翁に至りても、只十句、二十句のいひ捨にて、定りたる會席もなかりしに、寛永六年十一月下旬、貞德翁の門人西武といふもの、京都寺町妙滿寺に於て、始めて會席をまうけ、連歌の式にならひ、床に聖像をかけ、香華を供じ、文臺をかまへて、百韻滿尾す。これ俳諧會席の濫觴なり。其前八句、

つみ綿かぬり桶なりの庭の雪　松永貞德
火ばちめされよ宴の衣手　山本西武
天人や寒をこらへかねぬらん　野々口親重
滿水淸きまつの岩がね　滿寺日如

いづくとも泊さだめぬ獵師船　末吉道節
月いでゝしる山の方角　本正寺日能
竿なりに羽うちかはす鴈の聲　雞冠井令德
糊つけきぬたゆふべころ〳〵　馬淵宗畔

執筆は須賀庄三郎といふものなり。西武は三條梅忠の町に住て、綿商賣せし故に、發句にあいさつありしにや、後に貞德翁の秘書、ことゞ〳〵く西武へ讓られしは、西武、亭主にて始て俳諧の會席を催したるゆゑなるべしといへり。

○めりやす

今行はるゝ長唄といふうたひものは、むかしはなきものにて、小歌松の葉などに、端歌のながきを、長歌といへども、その頃よりうたひ來れるにはあらず。今の長唄は、富士田吉次、〔割註〕後に楓江と云。〕荻江露友などの名人いでゝより、ことさらに世におこなはるゝことゝおもはれたり。今は文句の短きものをめりやすといへど、そのかみは、すべてめりやすとゝなへたりと見えて、予がもてる、寶曆の正本にて、文の長きも短きもすべ集て、女里家壽嬰年緩と題せし冊子あり。さてめりやすといふ名義、つまびらかならず。歌舞伎事始に、一部の內、毎事樂屋にして三味線をならす。是をめりやすといふ。甲陽軍鑑にもいでたる、めりやすきといふことを下略して、これを名づくるといへり。これによれば、樂屋にて引ける三絃をいへるがもとにて、それにあはせうたふよしにて、やがて歌をもめりやすとはいへるなるべし。或人の說には、手おひにめりやすと名づくるものあり。一名は莫大小と云。そは手のふときほそきによらず、いづれにもほどよしといふことゝぞ。めりやすの唄は、淨瑠璃長歌の所作とことかはりて、俳優のしうちにより、長くも短くもうたへば、かの手おひの、めりやすの大小となく、心のまゝにかなふといふ意にて、名づけたりといへるはいかにぞや。

○木牛

一友人の兵家云。孔明が木牛、流馬を賞に木にて造れる、牛馬の自らあゆみたりとおもふは、ひがことなり。明の兪龍德が兵衙といふ書に、孔明が木牛は、獨輪車の別名とあり。おもふに兩輪にては、間道小徑の運送しがたければ、獨輪の車にて、人力を助くるが爲なり。そのとゞまれる時、倒れざるやうに、四脚あれば、木牛とは名づけたるなるべしといへり。古人の名をおほすること、その形と用とによりて名づくること多し。樂府に、客從遠方來、遺我雙鯉魚とあるは、書翰のことなり。丹鉛錄に、古人尺素結爲鯉魚之形、即緘也といへり。南宋建康の圖も、異志に、僕葦蘆以爲船。爾雅に、庶人乘桴。註に、小筏曰桴とあり。また詩に、一葦杭之ともあれば、蘆葦の材なるより、誤るにはあらぬかといふ說もあり。唐詩御覽また酒池肉林。あるひは、霞のところも雨のあし、歸木も躁る止みつ時。などいふもみな形容の言にして、文字と詞に拘泥して、あやまり解すべからず。

○三國一の醴

韻會に、說文云。醴一宿孰也。又醴甜酒也とあり。甜酒はあまざけなり。一宿に熟すれば、一夜酒ともいへり。按に、神代卷に、木華開耶姫に皇孫幸之則一夜有身といひ、醸天甜酒嘗之。といふことと見えたり。さて富士神社は、祭神木華開耶姫なれば、一夜に孕ぬといふを、一宿醴によそへ、三國一、またしら酒、などゝ富士山にちなみある名をつけ、かつ木華は梅をいへば、やがて梅鉢の紋をもつくるなり。これ醴うる見せに　　なるがき、三國一しら酒醴としるし。梅ばちとよびて賣ありくの緣なり。

三養雜記　卷之四

○頼朝卿放ちたまふ鶴

鎌倉由比が濱にて、頼朝卿の鶴を放ちたまふこと、世にあまねくいひ傳ふれど、吾妻鏡をはじめ、正しき記録にかつて見えたるものなし。予が管見にては、本朝食鑑に、源二品之放鶴亦皆在六百年來往于駿遠之田澤。偶觀之者謂翼間有金札記年號支干云。また南向亭茶話、丸山の條に、古老の物語に、元祿年中、この所の田畑へ鶴飛きたり、數日留り居申候こと度々なり。その鶴の足に、金の小札あり。頼朝卿の被放候鶴のよしに候。このゆゑに、所の民に被仰付、鶴の留りをり候内は、番小屋をかけ、晝夜守り續し由散。今に至り鶴場と呼候よしと見えたり。これらのこと、もしは後人の俗説によりて、附會したることにやともおもはれて、其實はいかにかあらんと疑をりしに、過し頃、頼惟柔の此鶴を詠ずる詩を、石田醒齋がもとにて見たり。彥根侯嘗射一鶴、足有金牌。認其年紀、源右大將所放。侯視而感悼瘞之湖北某邱。有鶴塔。余聞此事、爲作長句。江州刺史田獵鶴。鶴繫金牌在左脚。題曰、建久某々年。刺史視之忽悵愕。爲營北壙刻誌銘云々。この詩によりて年來の疑ひ一時にとけたり。世人のいひつたへたるも、故なきにはあらず。〔割註〕頼朝卿眞蹟の日記とて、影鈔本を藏する人あり。その中に、放鶴のこと見えたり。その日記は、近頃、ある人の作りし僞書なり。〕

○書を傳ふる鴈

鴈の足に、帛書を係る蘇武が故事は、漢書に見えて、世人の口實とすることなり。それと似たる、鴈頸に書を繫ぐ、善友太子の佛説は、大方便佛報恩經に出たり。これらみな、唐山、印度のことといひ、かつ

故事因緣のはなしにて、實事にはあらず。さてその事、實にしてたえてよく似たるは、籾井日記に、爰にまた世に不思議の候。景次 黒井次郎、判官殿源義經に從ひて、島渡りすとおぼえて候。ある時に鴈金雌雄、黒井の里に來りて、八幡の社に遊て舞うたれ、體も勞れては見えて候。立ちぬることなく候ゆゑ、社人あやしみてこれを見るに、鳥線を卷きて候。これを捕へて見るに、飛去ることなし。その線解て見候へば、不思議の札文字のすわりて候。讀めば順ば須知の子孫、義によりて家を起すべし。さあらんに於ては、我は神人となりて是を守護すべし。文治五八景次とありて候。又片羽の方は、故郷忘れ難けれども、命は義に依て輕し。文字枝葉につゞる心底盡し難し。景次、文治五八の五印とある心を、極字に彫付てありて候。禰宜、不思議におもひ、攝州の多田院殿に達して、仰に任せて、須知小太郎景元へ達す。小太郎は二の木札にほりつけたる心を、至極に達し。大きによろこびて是を秘し、さては判官殿は未だ世にわたらせて、景次も生てあるぞよと、獨ゑみして、禰宜にもいはず。是を景次、高舘殿にて最後の時にも云て候には、弓取の道はかくこそとて涙をながす。景元、かの鴈金の鳥はといひければ、いかう勞にて候を、餌を飼ひ水にうたせて置候といふに依て、それこれへと、景元乞受ていたはるに、二鳥いたはり強くして、餘日を過ておちてけり。いかやうこの線つきて候、結び物を見れば、朽よぢたるところの候は、五印とある時は、數は五鳳にてうたれておとして候か。又は別の鳥にも付てあるか。神變奇特と感涙をながす。又鳥はよく物いふなり。人は却て道をしらぬにて候と見えたり。鴈の玉章など歌にもよめど、かく三國にわたりて、鴈の書をつたふることのあるは奇といふべし。

○がん〳〵みつ口

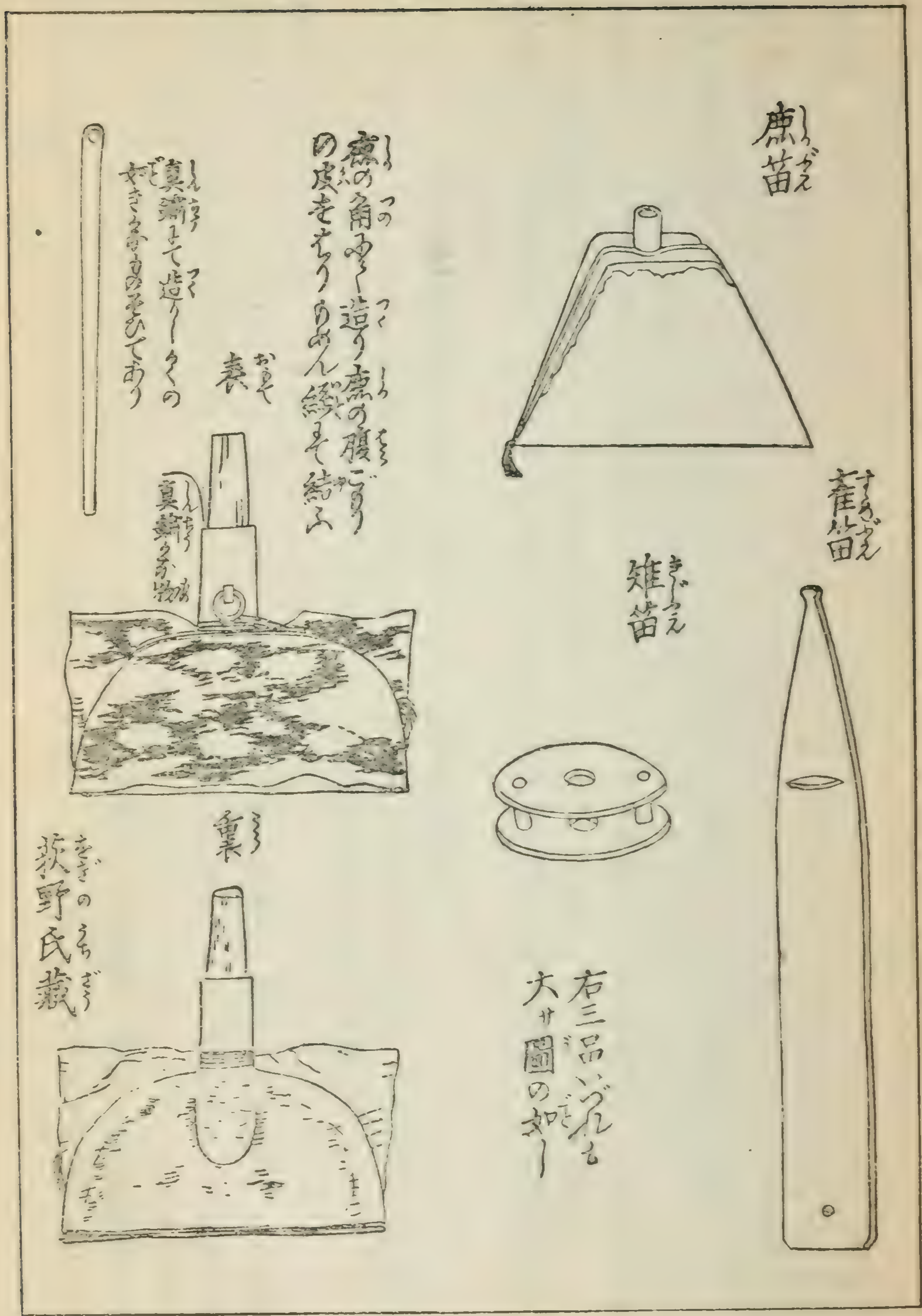
童子の口ずさみに。鴈々みつくち、あとの鴈が先になつたら、こうがひとらしよ、といへることあり。筑紫がたにても、もはらいふことゝぞ。その詞のわけは、鴈々みつくちとは、鴈々見盡せといふことなり。遙に飛行くを見つくすといふ意なり。さて鴈といふ鳥は、おのが子を先へたてゝ、親鳥はそのあとより飛

行くものなれば、親鳥、先へ立つならば、子を奪ひ取るゝであらふといふこゝろにて、こうがひは子をうばひをいひ訛れるなるべく、とらしよは、とらりよの轉訛なりと、鍋田晶山いへり。筑紫がたにての唱も、事はおたじけれど、となへはいさゝか異なれば、そのなまりのまゝをたにしるす。がん/\しッちやうがんしッちやう、あとのがんなさきになれ、さきのがんなあとになれ、ゆみのをれたやのをれた、はやういたてみづかけろ。

○鳥獸の語

劉氏鴻書に、解獸語者介葛盧左傳、解鳥語者公冶長衛波傳、侯瑾字子瑜燉煌、又廣漢陽翁仲解馬語論衡、李南亦解鳥語抱朴子、詹何得牛鳴知牛黑而白在角韓非子、廷尉沈僧照聽南山彪嘯云。國有邊事因選人丁梁典、と見えたり。猶鳥獸の語を解することは、東谷贅言に、介葛盧識牛鳴。陰子春識鳥音。尸鄉祝鷄翁。養鷄數百群、各命之名。呼之則應。また唐闕史に、公冶長通鳥語。介葛盧辨牛鳴。著在格言、固非妄矣。感通初。有渤海僧薩多羅者。寓於西明精舍。云能通鳥獸之言。往々聞烏鵲燕雀啅噪、則說休咎及閭巷間事、如門擊者。とあれど、その實はいかにかあらん。清絢云、人、鳥獸の語に通ぜず、鳥獸、人の語に通ぜず。鳥獸の語もその類とし聞かば、定てわけあるべしといふ人あり。理はさもあるべし。されどその實は悉くしからず。田文が客の雞鳴をまなびて、秦關ひらけ危難を免かる既に徴とすべし。市町にて童どもあつまりて、犬を喚ぶに、あるひはその毛色をもてす。あるひは人名をもてす。あるひはさま/\の異名をもてす。聲をきゝ知りて走りきたる。予が舅氏のつかはれし小豎、後園にて百舌をおとす。囮の頭をとらへて、ひたとふれども鳴ず。かの小豎、百舌の鳴聲をまねて、キヽと鳴き、かたへに隱る。かの聲を聞しより、喬樹の上にありし百舌の、囮を見つけて飛來り、はごにつく。先年、京師にて鴉のまねせし乞食あり。一度鳴けば、多の

鷄群り集る。これらを見れば、彼猿の話にわけなきことしるべし。駒といへば馬止り。止といへば行く。馬は耳の獸といひて、昔よりめでたきものにすれども、何ぞその不文なるやと、孔雀樓筆記に見えたり。この説、げにさることゝおもふよしは、今、狩人の鹿にもあれ雉にもあれ。その鳴音を笛もてまなぶは、同じ類とおもひて、よりきたるものとぞ。はやくつれ〴〵草に、女のはけるあしだにて、作れる笛には、秋の鹿かならずよるといひ傳へ侍るといへり。この女のあしだにて造れる笛の事、いかなる故事かありけん。たゞふるき詩にいひつたへたることゝぞおもはるゝ。或云、三河國安部山の人、都に登り名ある遊女のはける屐をとりて歸り、笛に造りて阿部山に入り、是を吹くに、鹿の多くよること、常のあしだにて作る笛よりも、まさりてしるしありといふ説もあれど、とはつれ〴〵草の文によりて、まうけたることにやともおもはれて、おぼつかなし。そはともあれ。ふるくよりの狩人の、鹿をとらんとおもふ時は、笛にて鹿の鳴音をまなぶときは、自より來るといへり。予かつて、上總國なるしる人にあつらへて鹿笛を得たり。その製、鹿角にても、又は木にても造り、鹿の腹ごもりの皮をはりて、吹かんとおもふ時は、水に浸し張たる皮を潤し、左右の手の指にて、皮をときつゝ吹けば、さながら鹿の鳴をなすこと、眞に逼れり。その形はかくの如し。古代の馬の燒印に、鹿笛といふもこの形なり。吾邦のみならず、唐山、印度にも笛にて鹿をとることあり。太平廣記に、江陵掾進士江材射レ鹿之事、以二陶河鳥骨一爲レ管、以二鹿心上脂膜一作レ簧。吹作二鹿聲一。有二大號小號之異一。或作二麋鹿聲一、則麋鹿畢至。爲二獵者一所レ謂人得二鏃矢一而斃レ之とあり。また心境觀經にも、心如二野鹿一逐二假聲一など見えたり。鳥をも笛にてよすること、雀笛は常に目なれてめづらしからず。越後にて蓮笛あり。


鹿笛
雉笛
雀笛
右三品いづれも大サ圖の如し
鹿の角にて造り鹿の腹ごもりの皮をもちりめん緞にて結ふ
表
真鍮のかな物
真鍮にて造りしくの如きものをひてあり
裏
荻野氏藏

○鶯替の神事

筑紫の太宰府にて、毎年正月七日の夜、酉の刻ごろより鶯替の神事あり。今は世にあまねくしることなれども、むかしはさることありと、しる人まれなり。貝原益軒の筑前續風土記及び天滿宮故實などに見えたれど、くはしくはしるさず。太宰府略記に、參詣の老幼うちつどひ來て、木にて作りたる鶯の鳥を調へ、相たがひに袖にかくし、うそかへんと響りて、雙方より取かへることなりとあり。予かの地の鶯をふたつまでとりよせもてり。近ごろ文政二年、大坂の天滿天神にて、宰府にならひて、この神事をはじめて執行せしとき、大坂にてのはやり唄に、

こゝろづくしの神さんが、うそをまことに替さんす、ほんにうそかへおゝうれし。

といふ小歌をうたひしに、ことの外もてはやせしよしきけり。さて江戸にても、その次の年(割註)文政三年。より、本庄龜井戸天滿宮にても、毎年正月廿五日に鶯替あり。

○十六島のり

出雲國よりいづる海苔に、ウツフルヒノリといふあり。文字にては十六島と書けり。讀耕齋文集に、十六島藻・紫菜・甘苔・鶴あり。名義の釋も見ゆれど、くはしからず。案ずるに、懷橘談に、十六島を俗にうつぶるひ島といふ。十六權現影向の地なりとて、水底に氣味よろしき海藻あり。三瓶山に雪降りて、この浦へかげうつる時に、この海藻を採ればよろしと語る。世これをうつふるひのりといふ。古記に、北浦の雜物を註すといへど、うつふるひといふのりなし。此郡の海にある所雜物は、海藻、海松、紫菜、凝海草とあるは、紫菜の類にや。予按に、かの水底の海苔をとりて、露うちふるひ〳〵日にほしおけば、うちふるひのりと云ふべきを、だみたる聲にてうつふるひといひ、十六善神島ののりと、文字に書ては、言葉なが〳〵しき故に、善神を略して、彼俗言のうつふるひと云を、そのまゝ文字によみならはしたるものと見えたりといへば、人みな點頭ぬといへり。これにて名義いとあきらけし。

○好文木

梅を好文木といふことは、軒端梅の謠曲にありて、人の知ることとなれども、唐土の書には、たえてみえざることとなり。臥雲日件錄にも見えたれば、ふるく故事とすることゝおもはれたり。さてその來所は、謠古抄に、好文木。晉起居注云。哀帝讀レ書則四時隨レ之開レ華。故好文木と云なり。また東見記に、梅云ニ好文木一故事在ニ晉起居注一。晉武好レ文則梅開。廢レ學則梅不レ開云々とあり。武帝、哀帝いづれか是なりや。說郛などにも、起居注はくさ〴〵收めたれど、好文木の事は見えず。

○瓢簞の字義

俗にひさごを瓢簞といへり。瓢はひさごなることといふまでもなけれど、簞は竹のくみ籠にて、瓢とは、自ら別物なり。かゝれば世にひさごを、瓢簞とよぶはひがことなり。されど、その來たることも亦ふるし。運歩色葉集に、瓢簞の熟字あり。室町殿日記に、功德水を汲み瓢簞に入れ、などいふことのみえたれば。天文のころより、已にいへることゝぞおもはるゝ。今熟字のよつて起るよしをおもふに、橘直幹の文に、瓢簞屢空　草滋ニ顏淵之巷一藜藿深鎖　雨濕ニ原憲之樞一といふ句、朗詠にも載せたれば、人口に膾炙してあまねくしれる一聯なり。おもふに、この句の常にとなへなれて、やがて瓢簞を、ひさごの名に熟字のまゝに、いひならへるとおもはれたり。もと瓢簞は、一簞食一瓢飲よりいでたる文字にて、唐土にては、簞瓢とつゞけたることはまゝ見えたり。

○瓢の種類

瓢にくさ〴〵の種類あり。その水に浮べること泡の如く、また漂ふがごとくなれば、匏とも瓢ともいへり。

瓠子似て圓く大きく縣瓠の
あるもの壺といふ



匏の頭大きくて柄の長きものを懸瓠と云



本草に苦匏あり國語に苦瓠といふ
綱目に苦壺盧と名くる其の味苦き如
一詩に苦葉といふもの是なり
和名ニガフクベといふ

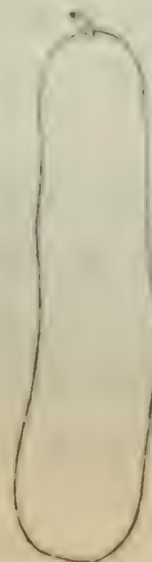


和名フクベ

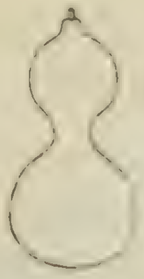


それ長き越瓜の如く首尾一の
ごとくく大なるもの是を瓠と云
和名ユフカホ

小なるく細腰のもの是を蒲盧
とも葫蘆ともいふ亦瓢なり



同じく小ちうて至て小なるを
藥壺盧といふ





これを俗に
センナリといふ

俗に云
ヘウタン

○藕絲

藕絲といふは、白き絲を賞美したる名にて、實の蓮藕の絲にはあらず。藕絲の字、杜詩にも見えたり。剪燈新話の採蓮曲詞に、張ニ蓮葉ヲ兮爲レ蓋。緝ニ藕絲ヲ兮爲レ衣とある註に、藕蓮根。放翁詩。細腰美人藕絲裳。言ニ白紵之精細ヲ也といへり。これによりておもふに、吾邦大和の當麻寺縁起に、中將姫の蓮の絲もて曼荼羅を織りたるといふを、世にはまことの蓮よりとりたる絲とおもへど、將門記に、蓮糸結ニ十善之蔓ヲ また、運歩色葉集に、藕絲袈裟などもあれば、藕絲を誂りつたへしにはあらぬか。實の藕絲は、水氣乾けば粉碎となりて、機織の用に充つべきものにあらず。

○七なんがそゝ毛

本朝國語に、伊豆國箱根權現の什物の中に、悉難が摘毛あり。これ何ものといふことをしらず。又下總國豐田郡石下村東弘寺の什物の中にも、七難の摘毛といふものあり。いろ五色にして、長さ四丈有餘、いまだ何物の毛なることをしらず。相傳ふ。江州竹生島、信州戸隱山にもまたこれあり。以て什物とす。往古異婦あり。七難と名く。その人の陰毛なり。けだし塵塚物語に、竹生島七難の毛を載すと見えたり。むかしは長き物のたとへなどに引いでゝ、いひけることゝ見えて、尤草紙の長きものゝしなにも、七なんがそゝ毛とあり。物産家には、山婆毛といふものなるよしいへど、その實はいかにぞや。扶桑畧記に、治安三年入道前 大相國詣ニ紀伊國云々。御本尊寺ニ開ニ寶倉ヲ令レ覽ン中。有ニ此和子陰毛ノ註に、宛如レ蔓不レ知ニ寸尺ヲとあり。この毛も、かの七難がそゝ毛の類ならん。

○桃栗三年柿八年

諺に、桃栗三年柿八年、柚は九年になりかゝるといふは。もと果樹を殖るの訣なり。爲憲の口遊に。桃三栗四柑六橘七柚八謂ニ之菓子ノ類ヲ。今 按 桃樹栽 後三 年 結レ子。他 准レ之可レ知とあり。この口遊といふ書は、天祿元年の自序あれば、その來ることふるしといふべし。埤雅に、桃三李四梅子十二。桃 生

三歲放レ華、果早二於梅李一といへり。また曲洧舊聞にも、菓子易レ生者莫レ如レ桃。而結レ實遲者莫レ如レ橘。諺云。頭有二三毛一好レ種レ桃。立踰レ膝好レ種レ橘。蓋言三桃可レ待橘不レ可レ待とあり。和漢同轍といふべし。

○羊羹　求肥

枕苑日渉に、羊肝糖以二紅豆白糖一成レ劑。牛皮糖以二糯粉糖一蒸爲レ餻といへり。菓子の羊羹、求肥は、羊肝牛皮と書こそ正字なれ。羊の肝、牛の皮に似たるより、もと負せし名なるべけれども、吾邦の俗、獸肉をば不潔のものにおもふゆゑ、はやくより、よき文字に書き改めしものとおもはる。さて羊羹の名より百合羹、やへなり羹などゝいふ名のいできけるは、轉訛といふべし。求肥も、つねには求肥飴といへるを、信濃あたりにては、求肥餅とよべり。そは遠國にては、所によりて飴屋と竹細工する者は、市町に居らしめず。宿はづれに住しまむる掟なるよし、よりて飴といふ名をいみて、求肥餅とはいふといへり。これにつきておもひ出たるは、松風といふ菓子は、おもてには罌粟をふり、うらには何もなきとて、うらさびしといふこゝろにて、松風といふ名はつけしとかや。いと風流なる名なり。さるをおもてうらに、罌粟をふりて、兩面松風と名づけたるはいと拙し。また田舍おこしといふは、田舍めきて、その類の質朴なるよしの名にて、鄙びたるをかへりて風流にせしものなるを、それにならひて、在鄕おこしと名づけたるはきこえず。田舍は田井中なるよしなれば、常の詞にも、田舍へゆくとはいふべし。在鄕は在鄕ものとはいへど、在鄕へゆくといひては義をなさゞるがごとく。こゝにて製するを、在鄕とはいふまじきなり。かゝるとまでも物名をつくるは、名義のかなふやうに、こゝろすべきことにこそ。

○月待　日待　代待

辨才天を、己巳に祭を巳待といひ。鷲大明神に十一月酉日にまうづるを、酉待といひ。責は月待、日待、

庚申待、廿六夜待などの待は、俟の義にあらず。まちはまつりの約語にして、祭祀の義なり。安齋漫筆に、月待、日待の待は祭なり。ツリの反チとなるにてあきらかなり。子待は子祭、巳待は巳祭なりといへり。さて淨瑠璃節の文句に、月まち、日まち、代まちといふことあり。この代まちも、月まち、日まちの例にて、代祭といふことにて、代參、代垢離などの意なり。むかしは、今の代神樂のごとく、町々を勸進に來りしなり。されば二見眞砂といふ、伊勢音頭のうたひものをあつめたるものゝ中に、代待といふ音頭あり。その文句に、

町々をすゝめて通る代まちは、おいそがしさの身にかはる、先三日月の代まちは、弓鎌のなり鉋屑、ゑびすのまつる鉤にかけ奉る立願は、おの〳〵士農工商の末繁昌のきねんする。

とあるにてもおもふべし。紫一本にも、山伏は錫杖ふつて、代待、代參とよべばなど見ゆ。人倫訓蒙圖彙にも、庚申代待あり。いづれも代まちは祈念する人に代りて、祭よしの稱なり。代神樂といふものも、もと右にいへる代待の類にて、神樂を奏すべき人にかはりて、奏するよしがもとなり。獅子舞は、田樂などのこゝろにや。されば今も一萬度の祓をば、かならずもつならひなり。大神樂とかくはあたらず、代字を用ゆべし。

○太々神樂

太々神樂といふことは、いつのほどよりか始まりけん。都鄙をいはず、おしなべて太々講といふこと、さかんに行はるれど、もと太々神樂は、既にもいへる代神樂におなじこゝろばえにて、かの講中の人々にかはりて、神樂を奏するからに、代神樂なるべきを、なほひときはなみならず執行ふよしにて、重ねて太々とたゝえていへる稱なれど、かつてわからぬことなり。又一萬度の祓とて、幣帛を講中へ配るに、その串をいるゝ箱を、やがて御はらひとゝなふるもをかしかるに、もと祓といふことは、今さらいふべきにもあらねど、二季の大祓は公事にて、中臣氏の司るをもて、その祓を、世に中臣祓ともいへり。しかるをか

の佛家によむ、經の卷數にならひてとなふるは、いとも心得ぬわざなり。大般若の理趣分、かつは眞言陀羅尼を、千度も一萬度もよむを、ことさらに功德あることにいひ、その讀たる數を記したる札を、卷數と唱へて施主へおくることとなり。今の大般若經などの札といふものは、この卷數のなごりにて、その札がたふときにあらねど、卷數しるしたるものゆゑ、それをやがて尊信することとなり。この卷數に傚ひて、千度・萬度の祓などゝて、幣串を祭主へ配ることゝはおもはれたり。いといやしくきたなし。

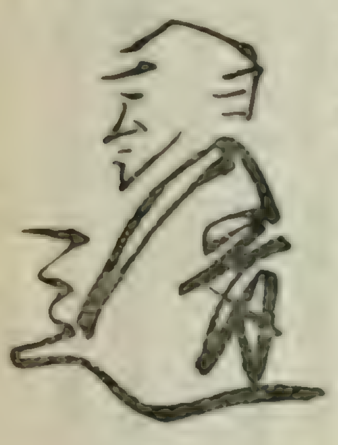
○へまむしよ入道

奇蹟者に、わらはべの戯にゑがく(へまむしよ)入道ふるきにや、山の井に實月のかげをゑによく似たる哉とおもひあはせて、

輪に似たるかほや(へまむしよ)よはの月　　雛屋立圃

右正保のころの吟なるよしいへり。されどこの(へまむしよ)は、いとふるくよりいへることとならんとおぼし。そのゆゑは、青蓮院に(へまむしよ)入道の、四百年以前の物あり。その筆者しれず。惜むべしと、遠碧軒随筆に見えたり。またある雜記に、業平大納言目畫目錄のうつしとて、

世の中をらくに
　へまむしよ入道
あればあるまゝ
　なけりやそのまん



など見えたれば、後世のものともさだめがたし。

○鞘　畫

鞘畫といふもの、むかしはやりしことのあれど。今はさることありとも、しらぬ人もあり。よりて左にその圖說をあはせ載す。



埶苑日涉に、池北偶談曰。西洋所レ製玻瓈等器多ニ奇巧一。曾見ニ其所レ畫人物一。視レ之初不レ辨ニ頭目手足一。以レ鏡照レ之。即眉目宛然姣好。鏡銳而長如ニ卓筆之形一云々。熙按。今西洋畫。有ニ初不レ辨ニ何狀一。以ニ光瑩刀鞘一照レ之。即人物鳥獸宛然如レ生者。俗謂ニ之鞘畫一。此王士禛所謂以レ鏡照レ之者也。と見えたり。

○古池の句

嵐亭俳話に、芭蕉の、

古池やかはづ飛びこむ水のおと

といふ句は、吳融が齋宅詩に、放魚池涸蛙爭聚といふより案をもとめられしもしらず。此蒼句に、不ニ獨凄涼眼前事一。咸陽一火便成レ原と作れり。燒あとの深川に、ふたゝび住したろの吟なれば、此感ありしかともおもはるゝなりといへるは、さもあるべく、おもしろくおもはれたり。

○琴唄しらまゆみの考

しらま弓のまゆみのそるべきはそらさいで、八十の翁が、戀に腰をそらいたといへる琴の唱歌を、むかしより人みな、志賀寺の上人の、京極の御息所をみそめて、戀奉りしことを、つくりまうけしことゝのみおもへど、かの上人の故事には、弓によりたることかつてなし。もと琴唄は、一節の中に、これかれとりあはせ、しかとしたる旨趣なきこと多かれば、おもふに、しらまゆみのまゆみのそるといひ續けたるは、義經記に、實方中將の、あだちの野邊のしらまゆみ、おしはりすべきしかたにかけ、なれぬほどは、何れをそれんなれての後は、そるぞくるしきとながめけん。あだちの野邊を見て過ぎといへることとあり。この詞をとれるなるべし。さてこの實方の故事は、後拾遺和歌集に、かたらひはべりける人のもとに、みちの國より、弓をつかはすとてよみはべりける。藤原實方朝臣、

みのくのあだちのまゆみきみにこそおもひためたることはかたらめ

とあり。次に八十の翁が、戀に腰をそらいたといふは、志賀寺の上人のことを、おぼめかして作意せしものとぞおもはるゝ。再び按ずるに。貞徳が淀河に、琴の唱歌であそぶ夏の日、といふ句の自註に、琴のしやうかに、からだせんの地藏が、こひに腰をそらいたといふことあり。といふことと見えたり。かゝれば、むかし琴の唄に、これらの小歌ありしを、今の組歌をつくりしころ、物語ぶみの詞にとり合せ、つくれるものなるべしとおもはる。

○からだせんの地藏

からだせんの地藏といふこと、そのかみは、ことわざにもいひけると見えたり。東海道名所記に、ばけ地藏のことをいひて、地藏ぼさつ、神通をうしなひ、くびをきられて、からだせんばかりはのこりたまふともあり。からだせんは、佉羅陀山とかきて、地藏菩薩の淨土なり。延命地藏經、地藏十輪經等に見えたり。慧琳音義に、佉羅帝耶山。梵語山名也。或譯爲ニ驢林山一。十寶山之一山也。といへり。

○雷公連鼓を負ふの圖

雷公を畫けるに、連鼓をおふのかたを圖すること、王充論衡に見えたるは、世人のしるところなり。しかるに觀世音菩薩の眷屬に、風伯、雷公あり。金剛阿毘婆倶經に、雷の連鼓を負へること見えたり。圖像抄などにも亦、連鼓をおふ圖あり。おもふに、論衡に俗說といへるは、もと佛說に出たりといふことをしらざるか。さて連鼓を負へる圖は、法華經の普門品に、雲雷鼓掣電の文によりて、その聲の響を形容したるにやとおもはるゝはいかゞあるべき。佛家には、猶ふかき意もあるべくや。再びおもふに、連古遺文の古篆に、雷字を◎◎かくの如くに作るは、何となく連鼓のかたちに、よしありとおもはる。その窮理說には、氣海觀瀾に、夫雷鳴即越列吉的爾之迸炸而與ニ礮聲一同ニ其音一。與レ雲反。轉斯閒ニ破々一。云もの、理に於て聞然なし。因云、佩文齋詠物詩選に、山上に雷を聞くの詩あり。宋蘇軾云。唐道人言。天日山上俯視レ雷而每ニ大雷電一但聞ニ雲中如ニ嬰兒聲一。また、願豐堂漫書に、夏日晦蒼與レ客登ニ顧

見山下白雲彌漫若大海然、而山頂赤日了無纖翳、俯視雲烟暴起、或丈餘或尺許、亦無所間斷、異之、從者以爲雨作也、及下山村館人云、適有驟雨挾雷電數百已過矣、向所見烟中突起者、蓋雷也、凡從下聞之則雷、自上聞之則否、所謂山頭只作嬰兒啼者是已、と見えたり。富士山をはじめ諸高山、いづれも此趣に異なることなし。文章の妙、よくその見聞のさまを、うつし得たりといふべし。

○守宮の辨

ゐもり、やもり、二蟲の名實を、あやまり聞けるに、これへて云。昔より守宮をゐもりに充ること的當ならず。漢書顏師古注に、守宮蟲名也、術家云、以器養之、食以丹砂、滿七斤、擣治萬杵、以點女人體、終身不滅、若有房中之事、則滅矣、言可以防閑淫逸、故謂之守宮也、とあるによれば、今のやもりに充つべし。その證は、守宮、一名蠍虎、また壁虎、蝘蜓ともいへり。陶弘景云、蝘蜓喜緣籬壁間、以朱飼之、滿三斤、殺乾末以塗女人身、有交接事便脫、不爾如赤誌、故名守宮、とあり。この喜緣籬壁間といふにて、ゐもりにはあらで、今いふやもりなることと、辨を待ずしてしらる。さてやもりといふ名は、守宮の字によりて、みやもりの略語かともおもへど、さにはあらで、家を守といふこと常なれば、家に住よしにて、家守の義なるべし。ゐもりは、漢名ふるくは守宮にあつれど誤りなり。近來物産家に、龍盤魚に充れど、物理小識に云ふ、龍蟠山乳洞有金沙龍盤魚、皆四足、脩尾丹腹、狀如守宮、といふによるに、その名と實とあたれりやいなやをしらず。ゐもりといふ訓は、井守の義なり。井に住の意なり。井とは田に灌す流をいふ。今いふ用水なり。常には溝とも渠ともいへど、田にまかするにかぎりて井とはいへり。その流をせくを井堰といひ、井にうつを井杭といふ。田舍をゐなかといふも、田井に住なよしにて、みな井よりいへる名なり。今は掘れる井のみ、人の目なれたれば、用水を井といふことをめづらしくおもふめれど、井守はもと、井田よ

り出たる象形なり。書紀なる神代卷の、天眞名井をはじめ、萬葉集の、あさか山影さへ見ゆる山の井ともいひ、また落たぎつはしり井の水など、ながるゝよしによめるなどあるにてもおもふべし。

○木乃伊

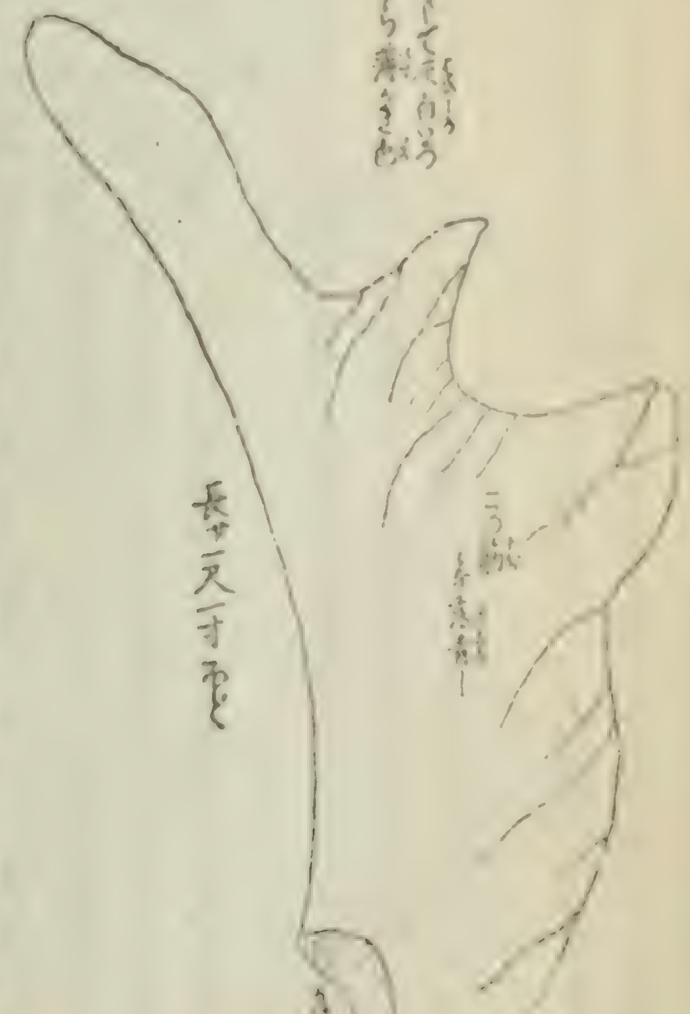
ミイラといふ蠻藥、一名蜜人ともいへり。この藥名、人口に膾炙して、諺にも、みいら採りのみいらになるといふことあり。ミイラは、木乃伊と書けり。輟耕錄に見えたり。綱目にも出たり。しかれども、實はその性のしられぬもの故に、くさ〴〵の說あり。楢林雜話に、木乃伊、木名ミュウミヤアといふ（國の名）「イタリヤ」、「ハルシヤ」などより出る。これはバルサモといふ藥を、人の屍の腹の內につめおくときは、何年を歷ても、その容、朽腐することなし。先祖の形容をながく存せんとするものは、かくの如くして棺に入れて、その屍を貯ふ。これを多くあづかりおく寺の如き館舍あり。その中に、印記を見出し易くす。その中にも、子孫たえて入用なきは、屍を其館主、山野に埋藏す。後これを掘出すもの、木乃伊なりといへり。おもふに、かのバルサモの藥氣、屍の總身に、いく年となくしみわたりたる功能あるなるべし。

○異　骨

上野國安中宿の南なる、黑岩村といふところの遍照寺といふ寺あり。寬政年間、そこより異骨を掘いでたり。その頃、江戶へ持いでゝ、あまねく人に見せて名を問ふに、曾てしるものなかりしが、幸に阿蘭陀人の來りあはせたりしに、かの異骨を見せたりしかば、こは漢韃爾干といふ獸の角なるよしいへりと、金子竹香のはなしなり。

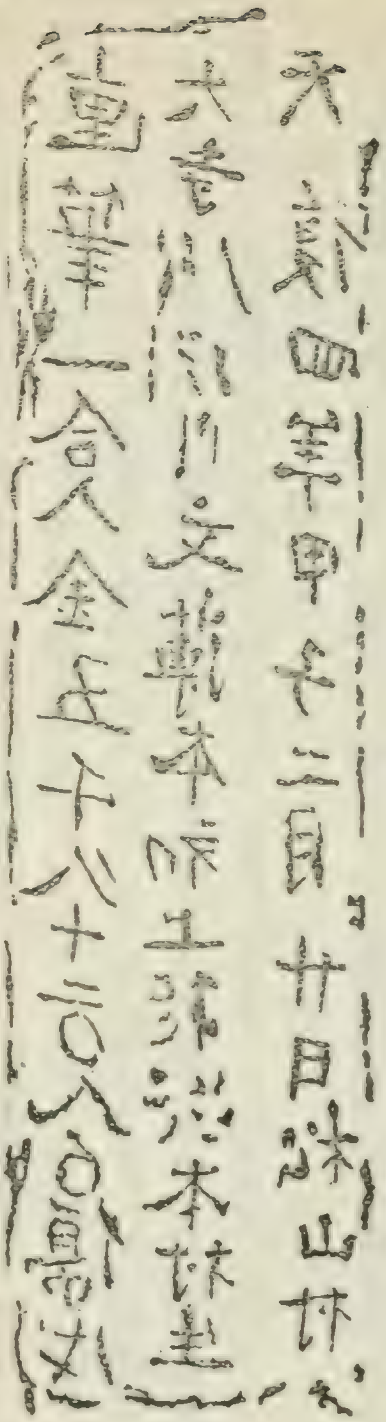
かの漢韃爾干といへる獸は。北海の狄地にのみ住めりとぞ。さる獸の角の、上野國の山中にあらんこと疑なきにあらず。この話は、六とせばかりの先き、幸手宿に遊しころきゝたることなり。さて過しころ不忍辨天の境內にて、藥品會ありし時、青山にて井戶を掘りたるとき、ひとつの奇石をほり出たりとて、携へきたる人あり。予も手にとりて、まのあたりしたしく見しに、枯骨とは見ゆるものゝ、その品なに

ともなふべからず。その席にてある人の象齒ならんといへど、青山あたりより、さるものを掘出づべくもあらねば、それとも定かねて過したりしが。その後、一友人のいへるは、西洋人の長崎より江戸へ來る路のほどにて、播磨の海濱にて、つきそひたる人の、奇しき石を拾ひ得て、かの西洋人に、こは何といふ石ぞと問しに、とかうのいらへはせで、その石はわれにあたへよと、しきりに乞てやまざれば、さらば石を贈りまゐらするほどに、性質をつまびらかに辨じきかせたまはれかしと、かたく約してあたへぬるほどに、西洋人のいふやう、これは象齒なり。あがれる世には、いづくの國にても、象も犀も住しなれど、風土の變化によりて、今はなき地もあるなり。我邦には今なしとて、上古より決してなしとはいひがたきことなり。此地にも象のすみたればこそ、象齒はあるなりとて、ためしを引き、ことわりを盡してものがたりぬとぞ。これによりておもへば、上野國の獸角、青山の象齒も疑ふべきにあらず。もとより、おなじ天地の間に生きとしいける禽獸なれば、我國にのみ限りてすめるものとも定めがたし。吾邦の上古は、往けんもはかり知べからず。又齒の本を疑ふもことわりなきにあらず。近きに就て遠きを識り、今に處して古を知るは、ものの學びのちからにこそあれと、古人のいひけんは確言ならずや。



○天復の古鐘

過し文化十二年の春、西遊せしころ、豐前國宇佐八幡宮にて古鐘を見たり。そは御供所といふところの軒にかけて、つねに用ゆる半鐘なり。その製は、またく尾上の鐘、遂の太平鐘と同じく、たゞかたち小なるのみ。銘識あれど左文にて、ことに漫滅して讀べからずといへども、天復四年甲子とあるをもて、即ち一本を榻して歸れり。按に、天復は唐の昭宗の年號にて、我延喜四年にあたれり。實に希世の古物にして、珍重すべきものなり。遠境僻地は好古の者も、いまだ捜り得ざるも往々なきにあらず。狩谷掖齋は、朝鮮鐘なるべしといへり。



○多賀城碑の里數　靺鞨國

多賀城碑に、里數を記したる中に、常陸國を去こと四百里とあるは、三百里ならでは路程にあはざるものから、たゞしく碑文にあれば、いかにともわきまへがたく、また靺鞨を去ること三千里とある靺鞨は、朝鮮よりはるかに奥地にて、今の滿洲の地方なり。朝鮮は北に鴨綠江を隔て、其境、おのづから別なり。唐書に、高麗地。西北度ニ遼水ー。與ニ營州ー接。北靺鞨有ニ馬訾水ー。出ニ靺鞨之白山ー。色若ニ鴨頭ー。號ニ鴨綠江ー。特以爲レ塹と見えたり。史を案ずるに、吾邦へ往來すること絕えず。此國の人多く、佐渡、出

羽、能登のあたり。または蝦夷地へ著岸のこと、おさ／＼見えたれば、北國より、直に海洋をわたりて往來せしこと疑ふべからず。むかしは、その國の舶、つねに北國より來りしをもて、多賀城碑に、宮城郡西と書たることさもあるべし。さてこの碑を、寛文のころ、その國の太守、索りもとめられて、多くの人夫をかけて掘いでたるよしは、世にあまねく知ることなれども、猶それよりはるか先に、文明のころ、ひとたび多賀城の碑をほりいでゝ、やがて埋みたるよし、文翰消覧に見えたれば、その話を古老のいひ傳などしたるによりて、太守もつのりもとめられしにとぞ。およそ地中には、いかなるものゝ埋もれおらんもはかるべからず。近來、河内國より石川年足朝臣の墓誌いで、大和國宇陀郡八瀧村より、文禰麻呂の墓版を掘いでたり。千餘年を經て、野人のために掘りあたるゝといへども、墓誌あればこそ、みだりにせられざることを得たれ。かゝれば貴人の葬埋には、かならず墓誌あるべきこと、いはれなきにあらず。唐土にて、明の萬曆のはじめ、洛陽縣の舊城より、曹全碑をほり出でたるとおなじおもむきにて、土中より金石に掘いづること多しといへども、かく古代の徴となるものはいと希になん。

○銅鐸

今もたま／＼には掘いづることとある、阿育王の寶鐸といふ銅器あり。その事の見えたるは、扶桑略記に、天智天皇七年正月十七日、於近江國志賀郡崇福寺、始令平地、掘出奇異寶鐸一口、高五尺五寸。また續日本紀に、和銅六年七月丁卯、大和國宇太郡よりも掘いで、三代實錄に、貞觀二年八月辛卯三河國渥美郡村松山中にても掘出たるよし見えたり。近くも、三河國御油の驛より掘り出たること、塵尻に載せ、寛政四年三河國谷口村よりも掘いでたること、閑田耕筆に記し。文政八年、伊勢國壹志郡下川口村の東、風呂谷よりも掘り出たりと聞けり。予も一口を藏弆せり。されど、かねて目擊するものゝ中にては、高山樓の藏品、もつとも奇絶とす。猶諸家に藏すること少からず。その圖說の考證したる書もあれど、石山寺緣起の繪に、寶鐸を掘り出たる圖を載せざれば、こゝに摹出す。



右の繪けるもの、上古より掘り出るところの銅鐸と形狀ことなり。おもふに、畫工の眞物を見ずして、その名によりてゑがけるものか。はたさる形のもの掘りいでたりやしらず。

○七福神

七福神といふは、もと狩野家にて、ふるく七福神遊戯の圖を繪きしよりおこりて、今は世人のあまねく繪きて、もてあそべることゝはなれりとぞ。ある時、寫山樓にてこのことといひ出て、七福神の圖は、いづれのころより見えたるにかとゝひしに、狩野松榮のゑがけるよりふるきものを見ずと先生いへり。さてこの七神に同異あり。摩訶阿羅耶の七福神傳には、辨才天と吉祥天とありて、壽老人なく。書言字考には、吉祥天に壽老人もなくて、猩々を加へたり。吉祥天在りて壽老人を省しはさもあるべし。そは壽老人と福祿壽は、同じ老人星なればなり。猩々に替へたるをおもふに、猩々の謠曲の詞に、われをまつるものならば、富貴の身となさんとあるより、福神の中へはくはへ入れたるにや。ふるく福の神といふは、大黑天のみをいへり。そのひとつをいはゞ、能狂言の福の神も大黑天なり。さて七福といふ數は、仁王經の文に、七難即滅七福即生とあるによるなるべし。猶考證のくはしきは、莚響雜記にいへり。

○庚申の三猿　心猿　西遊記

庚申塚とて、見ざる聞かざる言はざるの三猿を、石もて彫みたるを、道の傍に立てたり。その彌猴のかたちは、もと天台大師の三大部の中、止觀の空假中の三諦を、不見、不聽、不言に比したまふことあり。それを猿に表して、傳教大師、三の猿に刻みたまへりとかや。この傳教大師の作の猿のありしなり。今の粟田口

のは、新きものなりと遠碧軒隨筆に見えたり。しかれども、山州名跡志に、金藏寺に、俗にお猿堂といふにある三猿の像は、傳教大師の作にて、はじめ他所に安置す。ゆゑありてこのところに移せりといへり。かゝれば此金藏寺なる三猿は、傳教大師の作と見えたり。又ある人は、慈惠大師、山王七猿の和歌にもとづきて三猿をつくり、庚申に附會せしにはあらぬにやといへり。

つく〴〵とうき世の中をおもふにはましらざるこそまさるなりけれ

見ざゝこはいはでもきかざるものをうきよの中にまじるならひは

つれもなくいとはざるこそまさるなれ定なき世を夢と見ながら

何ごとも見ればこそげにむづかしや見ざるにまさることはあらじな

きけばこそのぞみもおこれ腹もたてきかざるぞげにまさるなりける

心にはなにはのことをおもふとも人のあしきをいはざるぞよし

見ず聞かず言はざる三つの猿よりも思はざるこそまさるなりけれ

この七猿の歌により、つくりきうけしといふもことわりなきにあらず。ことに末なる一首は、そのさゝ三猿をよみたり。おもふに、傳教大師の三猿の像、慈惠大師の七猿の歌など、いづれも心猿に意を寓したるものにはあらぬか。古歌にも、

心こそこゝろをはかるこゝろなれ心にこゝろ心ゆるすな

などもよみて、心を野猿の逸躍に比喩することうべなり。心地觀經に、心如猿猴遊五欲樹不暫住とあり。西遊記の一書も、赤心猿をおもとし、玄奘三藏の西域に行けるさまを、西域記慈恩傳などにもとづきて、つくりし話說とぞいはるゝ。その說るところをおもふに、慈恩傳に、雖於西國已未暇安心。令斷昏亂之門。澄心定水。調情猿之逸躁。繫意馬之奔馳。といふ文もあり。これ西遊記の據りて起るところなるべしと、かつておもひたりしに、五雜俎に、西遊記曼衍虛誕。

而其縱横變化以レ猿爲ニ心之神一以レ猪爲ニ意之馳一。其始之放縱上天下地莫ニ能禁制一。而歸ニ於緊箍一咒一能使下ニ心猿一馴伏至レ死靡上レ他。蓋亦求ニ放心一之喩非ニ浪作一也といへるは。至當の論にて、具眼小說を見るといふべし。

○行基菩薩の遺誡

砂石集に、行基菩薩の遺誡の文を載せて云。世にしたがへば望あるに似たり。俗にそむけば狂人のごとし。あなう世の中とあるは、實に格言なりと見えたり。又閑日の談にはあらねど、風來山人が放屁論に、世間のために骨ををれば、世上で山師とそゝれども、鼠とる猫は爪をかくす。我よりおとなしく、人物くさき面なやつが、かへつて山師はいくらもあり。人は藝をもつて山の足代とし。我は山に似たるをもて、藝の助けとすといへるも。また憤慨の意なきにしもあらず。はやく既に太史公も、天道は是耶非耶といひたれば、古より心あらん者は、あらはにこそ詞にいださね。世のありさまをばいかにかおもふらん。古歌に、

ありはてぬ命待つまのほどばかり憂きことしげくおもはずもがな

天保十一年三月、山崎美成、三養居の南軒にしるす。

三養雜記 大尾

清風瑣言

清風瑣言序

夫天地之生品物也。形氣相合。味生其中。而物之味之淡。莫淡於水焉。淡之於氣也爲清。故物之性。莫清於水焉。淡能受五味。故淹爾則甜。梅則酸。薑之辛。荼蓼之苦。無入而不變其味。然而水性則亡矣。唯茶之於味。以氣爲神。其神至清。惟茶能知水。水能知茶。茶品不高。水失其性。水性不靈。茶失其氣。故曰茶者水之神。水者茶之體。凡天壤之間。氣味之相合。莫若茶與水焉。然而茶非煎者。不能發其神。余嘗謂茶精若爲賢。煎者爲聖。何者。茶以氣爲神。味非末也。若煎者。則所銜在味。其神則藏矣。故水中著魄。茶中著香精。精發其眞。水之與茶相得。特以其清耳矣。而茶有眞香。有純香。有浮香。有間香。水有甘者。有洌者。有輕者。有重者。譬之猶人性之萬不同。故人之好之。非其性至清。則不得會其眞趣。而國之曰然矣。若乃陟首陽而采薇。吟楚澤以佩蘭者。窮而顯其清者也。洗耳味瓢者。高而鳴其清者也。此二者皆不得其自然。未若彼倣白雲于茅嶺。映南山于東籬。或枕石谷口。或臥遊五嶽。安而樂其清者也。乃至瞞吹龜阜。漉巾方山者。僞而清其名耳矣。唯其樂者。而後可以會其眞趣矣。

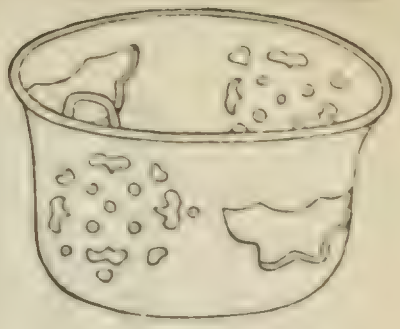
可以適之自然矣。今之所謂茶人者。大率竊吹濫巾之徒。而不揀茶之旗槍。不辨水之陰陽。不問湯之老嫩。柴汝官哥建吉之窰。張成揚茂剔紅。方信川螺鈿。種々難得之物。競傾產以供夸具。不亦可咲之甚乎。嗚乎。自非其人與物氣味相投。猶之茶與水。烏得會其眞趣。而樂其淸乎哉。無腸翁浪華人也。博洽彊識。於國書訓詁典故之學。考覈綦精到。且妙於國風詩。然而性耿介峭直。泊然自安。是以世或罕知焉。歲癸丑。來遊京師。寓華頂之麓。與余居喚呼可相通。是以旦夕款晤乎一堂。頗審其爲人。所居筆研之外。茶具數事而已。蓋其好茶也。因其性之自然。亦猶茶之於水焉。間者。著淸風瑣言。使余題其首。余以爲此直游戲之一端。而不足以盡其爲人。然而會其眞趣。以樂其淸者。可以想見。則亦有足以窺其爲人者。乃序以諗讀茲編者。

寬政六年七月己丑

樗亭源之熙　撰

印　印

和州法隆寺所藏古銅風爐圖

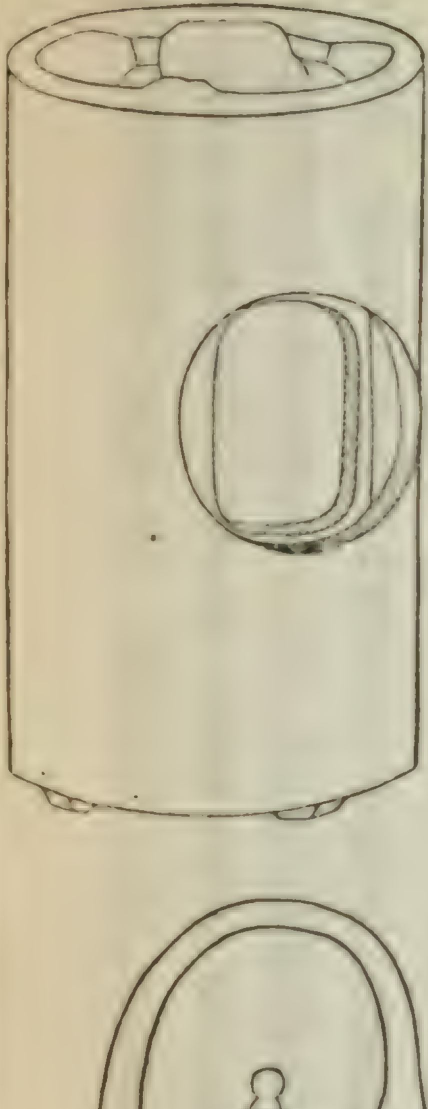




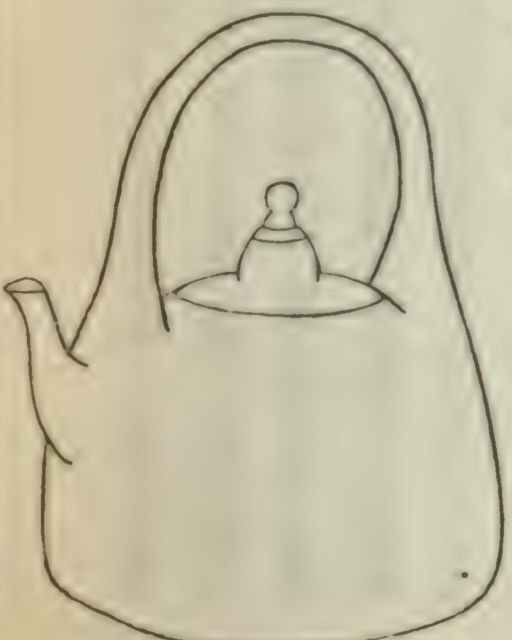
眞音偶瑣火灶圖
即本邦秋田所製風爐畧近似之



唐製風爐圖一云涼爐



茶壺圖見眞音堂瑣




賣茶翁所蔵唐製
茶瓶圖
今蔵在蕪葭堂
南蠻製茶瓶圖
鵠居珍玩
盌
鍾
甌

清風瑣言目次

清風瑣言 巻之上

上田秋成著

○東渡

茶の御國に來りしは、嵯峨天皇の御代や始なりけん。弘仁六年四月、近江の志賀の崇福寺に行幸の次に、梵釋寺に鸞輿を停められし時、大僧正永忠手自御茶を煎て奉りしと云事見え、同六月に、畿內、近江、丹波、播磨等の國々に、茶子を種させ給し事、共に日本紀略に出たり。又經國集に、太上天皇海公の歸レ山を送ると云御製に、道俗相分經二數年一。今秋晤語亦良緣。香茶酌罷日云暮。稽首傷レ離望二雲烟一と見えし。此海公は誰者を知ざれども、此集は景雲より天長までの詩賦を、令レ撰たまへば、太上は即嵯峨の御上なり。此天皇の弘仁六年は、唐の憲宗の元和十年に當りて、陸羽を去事少に十餘年可なり。其後宇多天皇御落飾の日、醍醐天皇仁和寺へ御幸有て、御茶の饗宴有しと云事、花鳥餘情若菜に見えたれど、按ずるに、日本紀略には、昌泰二年十月、上皇御落飾受戒共に、東寺にてと見え、同三年正月、天皇朝覲、此日菅右相を始て、陪從の人々に、詩賦を奉しめ給事見えたり。野廚無レ酒。巖谷有レ茶。麈尾之下。遂不レ言レ家。と云詩、菅家文草に見えしは、此日の御作にや。否ずや。又高倉院の承安五年七月、〔割註〕八月改元、安元。」鳥羽上皇の六十の御賀の內議に、萬事を康和の例に准ぜらるべきの下に、煎レ茶具を鳥羽の寶庫に尋めさせしかど。已に紛失の由にて、仁和寺の圓堂に藏められしを取出さ

せ給し事、玉海抄に見ゆ。是ぞ宇多上皇の御遺物なるべし。然ども種藝培養事は早くに絶たりけん。後鳥羽院の建久二年に、建仁寺の榮西。宋より歸朝の日、茶子を齎來りて、筑前の國背振山と云に植られ、且皇都にも齎來りて、栂尾の明惠に遺らる。明惠、是を吾山に植られしより、永く世に廣まりぬ。〔補註〕榮西茶子五粒を收ておくられし壺、今猶高山寺に祕なと云り。」茶者故、山林の土の飲食にて有しを、一旦貴賤となりて後は、附會の文飾に取用ひしかば、榮西明惠とに求め來られしなり。湯や茶や。其饗式は、宋の德輝の百丈清規と云書に委しく見えたり。明惠又宇治に分栽られてより、宇治の園民、每レ春に新茶を高山寺に擎來りて、明惠の舊堂に供ふと云り。今猶續りや否や。後世栂尾を茶山と稱せしも此來由なり。〔補註〕鶴巢集に、潛淵和尚與二相國尚一遊二栂尾一詩に、機軍米 文想 行到二茶山一睡眼開云々。茶山は江西廣信府北に在。陸羽の遺跡也。又白茶山と云は、浙江溫州の永嘉縣に在とぞ。」

○致古

茶の字本は荼也。中唐の頃より、艸を省き用ふと、日知錄に出せり。〔補註〕即陸羽の頃也。」上古荼と云者三種有。其中に苦荼と云者今の茶也と云り。毛詩に、誰謂荼苦。其甘如薺。又董荼如飴等の語は、此苦荼を煮などすれば、甘味生ずる故なり。爾雅に、檟は苦荼也と云。郭璞が註に、樹小如梔子。冬生葉。可煮作羹飲。今呼早取爲茶。晩取爲茗。或曰荈。〔補註〕食物本草曰、蜀人名之苦荼と云り。揚雄方言には、蜀西南人。謂茶曰蔎と云。本草には、一名選。一名游冬と云り。其餘の二種は秋冬に堪ぬ蕪穢の草にて、食品に非ず。荼の字。从艸从余は。上古苦菜とも呼て、烹り煮る食菜なりし故なり。一說に、古其味不宜。故茶字不立とも云り。是を茶飲とする事は、日知錄に、本草衍義を引て、晉溫嶠上表。貢茶千斤。茗三百斤。是知自秦人取蜀而後。始有茗飲之事。

と云は、秦の惠王の時を指なるべし。然ども漢代には、少に司馬相如、揚雄等茶に名あれども。其精細なる事は聞えず。丹丘子黄山君等。服レ之換レ骨輕レ身と云も、漢代の話なり。三國の時、吳の韋曜茶を好みて、孫皓是に茶荈以代レ酒賜ひし事見ゆ。然ば魏晉の頃より、漸行はれし事知るべし。晉の王濛、人至れば先茶を飲しむ。士大夫是を苦とし、彼家に行を、今日有ニ水厄一と云しとぞ。劉琨、張載遠、祖納、謝安、桓溫、左思の徒、茶飲に名ある事諸書に見えたり。唐の玄宗の天寶中茶仙陸羽〔割註〕字鴻漸、一名疾、字季疵、號東岡。〕世に出、肅宗代宗の間朝野に交りて、茶經三篇を著し、烹點の法則を立て、器を製し、水味を論ぜしかば。天下の人茶飲の清雅を知り、あまねく翫ぶ事と成ぬ。次で常伯熊、盧同、劉禹錫等出て、益行はれ、宋に到て盛也。丁謂、蔡襄、大小の龍團の製出ては、官園、私園大に開け、殆民に摧レ茶の苦困有とも聞ゆ。茶の美稱、世々の文人の爲に少からず。換骨香、瑞草魁、代酒從事、清風使、白泥、赤郎、縷金耐重兒、酪蒼頭、晚甘侯、水豹囊、草大蟲、冷面草、清人樹、玉蟬膏、吉祥蕋等、又鷹爪、雀舌、麥顆、紫筍等は、揀レ芽の稱なり。又乳妖、花乳等は其色味を貴めるなり。是等猶擧盡すべからず。亦品題に於ては、地名製造に因きて、官私の園氏の稱呼、廣大にして記すに堪ず。且しるすとも御國にては、無益の勸戒なればおきぬべし。

○稟性

茶の功奏、諸書に取レ出、悉く擧盡しがたし。本草に、味苦甘。微寒。無レ毒。治ニ瘻瘡一。利ニ小便一。去ニ痰熱一。止レ渴。令ニ人少レ睡。下レ氣。消レ食。明レ目等は常に試し所也。林洪の山家淸供に、茶即藥也。煎服。則去レ滯。而化レ食。以レ湯點レ之。則反滯レ膈而損ニ脾胃一。蘇東坡の茶說に、除レ煩。去レ膩。世固不レ可ニ以無レ茶。然暗中損レ人。殆爲レ不レ少。昔人云。白茗飲盛後。人多患レ氣。不レ患レ黃。

雖損益相半。而消渇助睡。益不償損也といへり。然ども人の性天に禀て、各自異也。陽支者は常に清涼を以て養ひ、陰勝者は温暖を以て補ふ事、醫師の活手段也。又常食の物は、脾胃に慣て其害を見ず。榮西の喫茶養生記に、茶を飲て一夜眠らぬも、明日身不苦と云り。是酒徒の宿酔といづれ。但唐の綦毋旻が伐茶飲序に、釋滯消壅。一日之利暫佳。瘠氣耗精。終身之害斯大。獲益則歸功茶力。貽患則不謂茶災と云如きは、茶を嫌む人の僻言にてこそあれ。牛肉良藥も度に過れば害有。好みて量に過さは御喉の所宜、損益の論も暫く云べからず。陳元精の茶譜に、茶之有性、猶人之有性、人性有善。茶性有清と云は、茶の清雅を賞る語にて、茶の性質に拘也。人性におきて善惡の議論々と止ず。酒は忌むに過ぎ、好むに失つとこそ思ゆれ。

○天　時

茶を製するに氣候の遅速有。清明穀雨の前後を時とし、一旗二鎗を節とする説多し。宇治の園畝は晩春孟夏の間、新芽漸葉となり、光澤郁々しきを候として摘と云り。天下の園畝是に效ふや否や。西土にも岭山の茶は此時に摘。其地稍寒氣高しきが故なり。宇治の地勢必寒きによりてにもあらず。實に此時宜しき乎。宋の徽宗の大觀茶論に云。茶鎗乃芽之萌者。木性酸。鎗過長則初甘重而終微濇と云は、晩取の品降れる證也。前園にても上供の茶は、清明穀雨の前後に製する事、各記録に、三月某日と記すに明らか也。但別儀以下の品は、晩春以後の製なるか。其早晩の功は、山僧逸人自ら園畝を開きて、蒸焙を試むる人知べし。喫茶養生記に、唐の德宗の貞元九年春初税茶と云下に、詳して、立春の後に製して奉れと見え、又文宗の大和七年正月にも、呉蜀貢新茶。皆冬中作法製と云り。茶に早春芽客等の名有は此謂也。榮西云、宋朝頃、元三の中、内裏の後苑に茶畝を開き、下士數十人を其中に徘徊

せしめ、高聲に雜言を呼はらしむれば、次の日新芽二三分許萌せるを、銀鑷子を以て摘とり製す。其茶一匕の直千貫と云り。御國には冬製のみならず、鷲峯社前等の製あるを聞す。

○製　造

茶に蒸焙の製あり。鐺炒日曬の製有。焙茶は上品、炒茶是に次、日曬は下品也。宇治信樂は蒸焙を尊らとす。他邦の茶種々なるべし。但九州、四國の製は炒茶のみと聞ゆ。焙茶は烹るに宜しく、炒茶は淹煎に宜し。〔割註〕淹又泡に作る。いはゆる出し茶なり。〕焙炒共に葉は青色を貴む。紫黑の茶、久しく貯ふれば黑闇に變ず。焦過の茶、味有とも清香なし。又熟製ならねば、青色なりとも、草木の氣有て甘香なし。日曬の茶も、清の劉源長の茶史に、茶宜以日曬者。青翠香潔。勝以火炒。又云。火乾者以氣熱止。日乾者以柔止。又云。日曬必有日氣。用青布蓋之可絶と見えたれど、御國の曬乾なるは、必日氣ありて下品のみ。

○地　靈

茶者宇治の本鄕を最地とし、大鳳寺、木幡是に次ぐ、官園、外園、蒸焙の製尤精妙也。小倉、寺内、池尾、田原鄕の村里、共に園畝を開きて盛なり。宇治は定に御國の建溪北苑なり。且又其山骨を按ては碾磑を造り出す。此石他山に出さず。此地の土石かくまで茶に因緣ある事、靈奇と謂べし。

○品　解

上製の品題少からず。初後の昔視ひは三絶なり。祖母昔、いはひの白、しろ昔、若森、檮栗、いのむかし、一の白、花の白、鴈がね、鱗形、初鷹爪、丸の白、安屋の森、一等の名、家々に競ひ出す。又埋藏の茶、別儀上ぞゝりよりして品第少からず。

煎品は、折鷹、白折、鴈がね等、上製の餘材也と見ゆ。葉茶有、筒茶有、葉くき相半する有。其莖は尖のみなれば、氣味共に薄し。喜撰は、〔頭註〕山岳の名、其山下なる池の尾村に出すなり。」朝日山の上に産せり。〔割註〕朝日は七園の一名なり。」なし葉は下品なり。〔頭註〕里人の言に、上製の稱をアヲと稱し、頭稱をなしと呼とぞ。ナシムシの略言歟。蒸製精しからざるの名稱なるべし。其、餘品題號多かり。

〇其異

西土にては、白色の茶を貴む。我國にてはいまだ見ざる品なり。大觀茶論に、異種なる事見ゆ。與常茶不同。其條敷闡、其葉瑩薄、崖林之間偶然生出。蓋非人力所可致。有者不過四五家、生者不過一二株、所造止於二三銙而已。芽英不多。尤難蒸焙、湯火一失、則已變而爲常品。須製造精微、運度得宜。則表裏昭徹、如玉之在璞。它無與倫也と云にて。其大略はしらる。宇治人云。新芽萌發となりて、淺翠なる者間生出づ。是を網にも候あり。甚稀しければ絶品となれり。〔頭註〕俗これを人參と呼。おもふに、西土の白茶、こゝには錢花田なるものと、氣味相近き也。園の大小、土地の厚薄にて、物の性不同事常理なるべし。況や海外を隔たる國とは、事物同じからざるべきものぞ。

又新芽まれ／＼白色の者生ずれども、それは却而香味共にあしく、間ふれば必ず苦味を出する故に、悉く摘去と云り。是は西土にて、白合皆戴と云者にて、白茶に非ず。試茶錄、品茶要錄等に委しく云り。白合の形は、鷹爪之牙。有兩小葉抱而生者也。盗葉、乃新芽之初生而白者也とぞ。是等色雖白なれども、味苦澁に堪ずと云り。宇治人云、ふところ茶とて摘去もの有と、是白合の事なるべし。或人云、茶に眼の白、白雪等の名有は、直に青色の意にて、白馬をあをうまと呼と反對の言なりと、又ある人は、

茶杯に黒盌を貴むは、盌中の湧花の鮮白を試る用にて、別に白色の茶有に非ずと云り。いづれも所攷なき説どもなり。正しく大觀茶論に、奇珍の異稈なるを擧げたる以て知るべし。

○品目

近江の信樂、茶品殊に多し。山中の村民、園畝を開きて、蒸焙を事とす。煎種の絶品、此地天下第一なり。山明、一森の名のみあまねく聞ゆ。〔割註〕山吹は本宇治の品目なり。今も猶かの地に出す。」萬代、霜花、湖水、花橘、〔割註〕政所と云郷に出す。信樂の山賊なりとぞ。」等の種、皆絶品也。其餘の品題多く聞ゆるは、園民漫に題するものに似たり。又京師の鬻戸等、私に品第を設けて、名と物と、戸々にたがふも有べし。沽酒家の、醇薄辛甘を隨稱して、戸々に品題を稱ふるに同じ。又昔の一森は今の山吹にて、品第一階を進ましむとも云り。大觀茶論に、相稱相爭。互爲ニ剝竊一。參錯無レ據。不レ知ニ茶之美惡一。在ニ于製造之巧拙一而已。豈園地之虛名一所ニ能増減一哉。培人之茶、固有下前優而後劣者。昔負而今勝者上。是亦園地不レ常也と云を見れば、はやくより此厄有しをしらる。唯々市に求る人、茶は眞の面目にあふ事難し。

洛北妙心寺の花園、近江の永源寺の越溪、土山の曙、〔割註〕永雲寺製。」美濃の虎溪、〔割註〕永保寺製。」播磨の仙蠰、〔割註〕栗賀生蓮寺製。」山僧の手製。利の爲ならざるは佳品也。それを名として、郷民の出せるは品降れり。

栂尾、高雄の產。昔は上製の種ありし也。深瀨茶など聞えしも有しを、今は佳品なしと云り。諸國の名產甚多し。伊勢の河上、伊賀の服部、大和の室生、紀の高野、尾張の內津、美濃の養老、駿河の蘆久保。西にては肥前のうれし野上首なるべし。肥後の鹿子尾、筑前の鶯、其餘柳川相樂等きこゆ。

多くは鑵炒製にて、味醇く、清韻乏し。又唐茶とて、商舶の持來れる者は、近年佳品なし。武彝、松蘿、龍井、蘭茶等の名あれども、眞物にあらざるべし。其他は丹波の草山、香泉寺。播磨の鹿谷、日向茶の類は、常食の品にて、文雅の友にあらず。

○入雜

茶に、諸花の美香有ものを用ふる製有。蓮花茶は、日未レ出時に、半含の美を撥きて、茶を蕋中に充しめ、麻皮を以て困縛り、一夜宿せしめ、次早花を採て茶葉を傾出し、建紙包に收め、焙爐に焙すべし。木犀、梅花、梔子、薔薇、蘭、蕙、木香の類は、半開半放の香美全き者を采り、茶の多少を量りて和するなり。花多きは茶韻なし。花少きは美香なし。茶三停、花一停、磁壷に收むるには、茶一層花一層づゝ、壷の充るにいたりて、紙又箬葉を以て、かたく口を封じ、別鍋に湯を沸らせ、壷を取て鍋中に座せしめ、重湯に煮て、〔割註〕いはゆる湯煎しなり。〕取出し、冷るを待て焙爐に焙し收むるなり。但木犀花は枝蔕を去、塵垢蟲蟻を除び去べし。茶譜に、石榴山梔、茉莉等の花を摘て、茶に和す。椿、柿、尤奇也。白鹿山中草木の花葉皆可ニ以和一也と見え。李時珍の食物本草に、今人采ニ樝櫧、山礬、烏樟諸葉一皆可ニ以代一ㇾ飲也と云は。常食の品を云にて、清雅の友にあらぬなり。總て是等の類は、一時の興のみ。品茶要録に、物固不ㇾ可ニ以容一ㇾ僞。況昔羹之物。尤不可也。故茶有ㇾ入ニ它草一者と。建人號爲ニ入雜一と云り。唐宋の製に、龍腦の香を加へし事有。是茶の眞香を奪つ者にて、花蕊を用ふるに劣れり。依て今はこの製絶ぬ。

○煎法

蘇子瞻の詩、佳茗似ニ佳人一と云句有。予云、茶者高貴の人に應接するが如し。茶鐺共に、法を濫れば、

其悔かへるべからず。煎法、蒸焙の茶は烹るに宜しく、炒茶は淹煎に宜し。法則、先湯の茶を烹べきを
候ひて、茶を急に瓶に投れ、即手に火爐を去て、盆上に置、一霎時熟するを待て飲べし。熟味の候は、
瓶中の茶葉の沈めるを節とす。淹茶は、別罐に湯を沸せて、茶瓶を沃盆の上に居て、茶を先瓶に投、
瓶の外面より熱湯を沃ぎ、溫氣を内に通ぜしめて後、瓶中に湯を汲入る也。杓を高く舉れば湯躍りて、
茶韻を闕す。熟味を待事、法上に同じ。又烹るに臨みて、茶葉を洗ふ法あり。其茶に塵垢有を去爲也。
別に瓦盆を儲て、〔割註〕是を滌蘸と名づく。」新汲の水に一洗し、竹匙を以て瓶に移し、而後湯を汲入る
也。沃盥の圖、茶經に出たり。但上製の品は不レ可レ洗。洗へば清韻を脱す。鎗炒の茶は氣味共に濃く、
洗ふて宜し。又淹茶の捷法有。先瓶中に茶を投、一杓の溫湯を汲入て、茶葉を洗ひ、即瓶の嘴より去
て、更に熱湯を汲み、熟候を待也。一二巡にして湯を次も可也。唯瓶を盡して、復烹るには及ず。茶譜
の投レ茶法に、茶を先にし、湯を後にするを下投と云。湯を半汲て、茶を投、復び汲を中投と云、湯を
先に、茶を後にするを、上投と云。春秋は中投、夏は上投、冬は下投宜しと云り。是精細の法也。然ど
も淹煎は、〔割註〕即下投なり。」茶葉の沈む事遲し。烹る上投に劣れる證也。茶疏に云、一壺の茶。〔割
註〕壺は即瓶の屬なり。」只堪二再巡一。初巡鮮美。再巡甘醇。三巡意欲レ盡矣とぞ。多く不レ可レ飲。暗中
の害あるべし。盧同の茶歌に、一椀喉吻潤。二椀破二孤悶一。三椀搜二枯腸一。唯有二文字五千卷一と云は、茶
飲の節に適ひたる也。四椀に及て、發二輕汗一。平生不平の事、盡向二毛孔一發と云ぞ。漸醉夢の境に入
し者よ。五椀肌骨淸。六椀通二仙靈一といひ、七椀にいたり、喫不レ得也。唯覺二兩腋習々淸風生一。蓬
萊山在二何處一等の語は、大醉の妄言にして、五千卷隻字も、胸臆に記すべからぬをしられて、酒仙の道
路に倒るゝと異なる事なし。予前年、浪華の喫茶家にて、點茶三椀を貪り、即時に立て一里の行程を歸

る。此日中冬下旬、郊外の晩景風寒烈しく、往来の人皆苦吟して走る。予一人北風を面に浴すれども、更に飢寒を思はず。却て軽汗を發し、薄暮觴盞に歸りぬ。是暫く茶仙の醉境に入し者也。平生渇を患ひて湯瓶の癖あれど、いまだ其害を覺らず。盆畔中の頑有べし。又茶録に、茶を品する者、一人得レ神。二人得レ趣。三人得レ味。七八人是名二施茶一と見ゆるをもおもへ。客主の清雅多敵にあらず。衆多にあらぬ事を。

○分　量

茶の分量。烹るは、水一合に茶五分を爲とす。濃きを好む者は是に増べし。仙茶は量を不レ可レ過。又淹茶は大方に湯を入故に、量を増も宜し。但茶品によりて斟酌有べきなり、色味共に濃きに過る者清韻なし。

○煮　點

茶經をはじめ、唐宋の茶書を按ずるに。本は烹點二製の分なく、或は烹、或は點じて並びしものとこそ思ゆれ。頃日點茶盛の上品を烹て試みに、色香鮮美、味甘重にして、清韻高き事、煎茶の絶品と云とも相讓すべからず。世人唯點茶中下の品を烹ては、必煎品に非ずとす。素本は烹點の分製なかりしを、後世中下の碾製出てより、別に二用となれる者也。今も邊土の風俗に、茶粥を作に烹、或は茶碗をたどし、茶て茶筅を用て點服す。是を滋茶とも、ふれ茶とも云は、上世の遺風なるべし。麗藻類が宋朝雑に、古人遺茶多作レ餅。令細末、而烹レ之。唐詩に、宴飲踏二竹蔵茶臼一と云事見えたり。茶經に、擇二斫扇緘一などに因れば、葉蘂摘閒へて製せしを、宋にいたりて漸々に精しくなりたる者と思はるゝ也。又懐ふに、唐の千金方に、煮散方とて、粗散の劑麁を、帛に包み、熱湯に漬して服用せし事見ゆ。其も亦唐宋

の始に、粗散なるは、此法に等しき者かとも思はるゝを以て、試みに散茶を先瓶に投、湯を後に注て淹煎し、しばらく澄を待て飲に、茶色青黄、氣清、香味輕甘にして、又一種の趣あり。唐宋の詩に、煎レ茶と題して、碾磑の語の見ゆるは、若此法の如きかと、二三友と竊にかたりあふ事も有けり。但點茶の製は蒸焙熟せるにぞ、烹ては味香甘重に、氣薄し。清香におきては、煎種の絶品勝れり。煎種は聖人也彼は賢人也。

○茗　戰

茗戰鬪茶の遊戯、宋の代の文人盛に玩べり。勝敗の氣、必俗情を惹べし。點茶家に茶歌舞妓と呼も、清雅ならぬ名目なるにておもふべし。烹點共に氣味の感精妙に至らざれば、客に不慧の敗をとらしむ。君子の遊びにあらざるべし。

○湯　候

湯は、甘泉清流を擇び、法を以て煮るべし。茶經に、老湯三沸の法を立つ。其候、始は、茶瓶茶壺いづれにても、先微々の音を出す。蟹眼、魚眼、散布等の序次有。中間には、四邊泉の涌か如く、珠を連ぬるに似、終は騰レ波鼓レ浪。こゝにいたりて水の性消。是茶を煮べき節也。是を過れば湯の性却て鈍く、茶韻不レ與。茶譜には、其音を聽て候ふべし。初振、驟の三音過て。無レ聲にいたり茶を煮ると見えたり。蘇廙の十六湯品に、湯者茶之司命也。湯濫りなれば、上品の茶も凡種となれると云り。

清風瑣言卷之下

○辨水

熊明遇の茶記に、茶を烹るは、水の功十の六に有と云り。毛文錫の茶譜には、茶者水之神。水者茶之體。非真水莫顕其神。非精茶曷窺其體と云り。茶經に、山水上。江水次之。井水又次也。山水は石池、乳泉の湧溢ると、山川の湍流なるを宜しとす。瀑布、湍流は氣烈しくて不可飲。飲者必頭疾に病あらしむとぞ。江水は中流の人氣遠なきを汲べし。井者汲事多きを宜しと云り。是大戴の論也。山水にも石池乳泉にして涌あふれざるは、陰氣を含ひて、色鮮明ならず。或は淺瀬に、或は傾瀉に、或者崖間樹蔭なるは、常に毒蟲なども住て潔からず。水味輕甘たりとも、佳品とせず。江河長流は、汚穢流るれども、蕩々として其氣の停る所なく。味は甘重にて、只無毒也。但烹て茶に青色を出さず。山泉に劣る所也。井水は汲事多くとも、泥土、或は海潮の信ある地者。水味斥鹵附臭、飲食の品にあらず。予頃京師の客舍に、茶を烹て試るに、故是丘山の地なりといへども、千歳以來繁昌の所、且巷陌闤闠の稠密に、汚穢滲漏して、土臭となる乎。飲食佳品の水は香なるやうにおぼゆ。只物に觸て其本色を出し、腐爛の氣を驅るは。山嵐寒冽の功のみ。一條通より上は、尤清冽にて、茶を烹れば青黄鮮明なれども、甘香は冽氣に雜るゝに似たり。又洛東の井は山下の滴瀝にて、土臭なき事能はず。茶趣興がたし。又市中所々に名水と聞えたる、柳の水、さめが井、清和井、あがた井、杜鵑井等は、たま〳〵地中の水脈にあひ

て、活動あるもの、土臭なく冽氣寒からず。旱天にも涸る事なく、茶を煎て尤佳品なるを、是亦猥に汲事を宥されず。自ら渟潦の厄あり。只々清流こそ食品の上首なれ。高野川、加茂の下上の泉川、西河も嵐山をかぎりて上は、急湍激流、烹るべからず。宇治の橋本尤絶品なり。下流も人氣遠く、塵垢をとゞめざるは、いづれも食品の水也。浪華は大江の中流、三大橋の以東を上首とす。枝派の水は、塵穢泥臭、いづれも汲て煎るに不レ堪。あふ坂、有栖等の乳泉、涌あぶれて潔し。是も亦山下滴溜の弊にや、茶に青色なし。市中郊外の井、悉く斥鹵泥腥、絶て食品なし。こゝに予が寓居の地、市陌を去事北に一里可。長柄川を南にし、大江東に流れて、柴島、山口、淡路荘等の地、井水清潔にして、しかも寒冽ならず。甘味有て土臭なく、大凡江河中流の品に似たり。茶を烹て甘香、たゞ／＼青色なきを恨とす。予又私説あり。山川石池乳泉といへども、天の陽光を承ざるかぎりは、陰氣を蓄ふて寒冽なる故に、茶を烹て色は美なれども、香味は劣るべし。水は陽光を承て調和せられ、甘味もこゝに生ずる乎。江河塵穢なき事能はずとも、無毒にして甘味有は、活動陽光の和を得たるなり。水の性ひたすら澄を力む。塵穢汚泥も是を採る事能はず。市陌に横たはれる流水も、夜の丑寅の間に汲めば、清泉に異ならずと云も、此謂也。井は地下に沈潜して陰氣を蓄ふも、たま／＼汲事多きに和せられて、陰毒消し、土臭衰へ、食品ともなれるなり。茶譜に云、作レ屋覆レ泉。不二唯殺風景一。亦且陽氣不レ入。能致二陰損一。戒レ之戒レ之と有は。予が說に符合する事歡ぶべし。但日南に向ふとも、瀑布は山居の珠簾錦幕、耳目に供ふるのみと云り。江河長流甘からざるは少也。流るとも渠溝の水は、魚鼈の腥氣あらずば、泥糞の鹹臭を免さず。茶を煮るは水擇ばずば不レ可レ有。水えらばざれば、茶に色香味の三絶なし。是を美ならしむるは、水源遠か

らず、流も緩きを佳品とす。惇甘、甘重の水、再び三沸の法を以て熱味なる。惟色香味の三絶を全くする水は、天下にまれなるべし、甘泉清洌茶の三絶に和するとも、是を死活ならしむるは、煮る人の巧拙に有。能々意を用ふべき者也。予京攝の間に老て、他方の水味を試みず、虚しく井蛙の談をなすのみ。讀人擇びて取べし。又諸書に雨水を上品とす。熊明遇云、無泉則用天水と。此說清泉に劣るとす。又云。秋雨爲上。梅雨次之と。毛文錫は、梅雨其味甘和。乃長養萬物之水と云り。五雜組に、閩人苦山泉難得。多用雨水。其味不及山泉。而清過之。然自淮而北雨水苦黑。不堪烹茶と云り。古人の說に。暴雨は塵土を含んで清潔ならずと云り。試るに、暴雨ならずとも、市中の雨水は必塵垢浮沫の厄あり。潰て烹れば、香味わるけれども、色は美ならず。東坡は、梅雨降れば、器を多く庭中に置て、是を貯へりとぞ。只溝渠の水は不可食。又雪水は五穀之精。丸宜茶飲と云說あり。丁謂の煎茶の詩に、痛惜藏書僮。堅留待雪天と云は、文雅の事のみ。雪水不能白とあれば、雨水には劣るべし。泥塞水性惡重陰とあるを見れば、多飲べからず。文子の說に、水之道。上天爲雨露。下地爲江河。均一水也と云へば、雨水と江水の品相似たるも宜也けり。又甘泉香泉の名有は、若草木の傍に生ずる物に應てしかりや。茶譜に、山上有靈木。而茎根皆。皆損其甘泉。甚者能釀毒液と云說有。又山木固欲其秀而蔭。若叢惡則傷泉。今雖未能使瓦草其花。而宜潔其上。而蓧竹香菌自不可少と云る、彼是を思ひあはさるゝ也けり。茶は香草香莉を忌めば、雪有者は汲べからず。古人の言に、眞源は無味。眞水は無香と云說もあれば、甘香共に、物に應て生ずと云んも又理ありとせん乎。又茶經に、茶の產地の水に烹れば、佳ならぬ者なしと、是自然の理也。たま〳〵好數の品、京攝の水に異ならず。武部に來て宜しと聞。又人のかたれるに、貴家の人、折鹽を煎て、東方を拜し、甘香の要を訓す

とぞ。茶の水に合ふは、音律の物に和して、韻聲を興さしむと同じく、天然の善縁、常理を以て不レ可レ論。又水を貯ふは、瓦罌に勝る者なし。是を陰庭に居て、蓋を去、紗帛を以て覆ひ、星露の氣を承べし。水の英靈不レ散と云り。又煮泉小品に、移レ水取二石子一置二瓶中一。既可三以養二其味一。又可二以澄一レ水と見え、鍾伯敬の水品論にも、小石冷泉留二早味一と云、又大瓮收二藏梅雨一。下二放鵝子石數十塊一。經年不レ壞と云り。又黄山谷の詩に、錫谷寒泉橢石俱と云も是也。［補註］橢は形長狹なるを云ふ」又擇二水中潔淨白石一。帶レ泉煮レ之。尤妙也と云り。此石の類。青灣茶話に、河内の枚方の驛の上坂川と云河原に有と云り。此頃山僧雲水の路次、近江の石部の宿より、住者少許に加へて、小石一枚を俱に封裹して餉來る。是茶の產地の石と俱に煎るべき風流、甚興有事におぼえし。又水を養する法有。常品の水を瓦罐に沸せて、屋上、或は庭砌に架を造り、瓦罐を其上に置、蓋を去、一夜星露を承しむれば、上品の水となれる事、試みし所也。此事知新錄に見えたり。又一法、羅卒賦役を用て、水の英靈を取、是に星露を承しむれば、上品となる也。喫茶家、清泉に遠きは一大厄なり。東坡は、常に玉女河の水を愛し、符を齎せて汲しめ、且此流を枕に爲ざる事を歎息せしとぞ。又山居の人は、筧を造りて水を引、永二之寄有一。貯レ之以二淨缸一と見えたり。制レ木取レ泉遠と云は是也。又水は輕きを上首とのみ云も大統の論也。山水は渟潦の品も輕し。江水は茶に宜しきも、鹹苦羶臭の井より重きが有。茶譜に、山頂泉清而輕。山下泉清而重と見え、鍾伯敬も、源泉必重、而泉之佳者重と云へば、一槩なるべからず。只々水は石に出るもの佳也と云へば、山泉漫流の品にこゆる者なし。文子の、水之性清。沙石穢レ之と云說のいぶかしきなり。水品の論猶多かり。試みざるは不レ言。水擇ばざれば湯の功なし、湯は寔に茶の司命也。克々擇びて煮べき者也。

○選器

茶瓶は小器を要むべし。湯候ひやすく、且客を迎へて、再三煎るの興あり。只前煎の宿氣を去らざれば、茶の色香なし。新湯の水に、乾々滌ひて再烹るべし。常に一煎して宿氣なからしむれば、客來たりて、怱卒の効有、怠るべからず。黄金、銀、錫の製造有。高貴の玩器、不レ試は不レ害。分限に應じて玩弄すべし。磁器の功用尤佳なり。西土より渡せるは、形狀の文藻のみならず、用を專らと造りたれば宜し。古渡の物得がたし。淹煎の器、今も多く來たる。古代の物に比ぶれば、麁品にて、愛玩する者なし。古器を得んと欲する者、効用の旨にて、點茶家の、骨董癖を檢索する議にあらず。古渡の茶瓶、たまく得たらば、京師の名工に模さしめ、破壞の厄に備ふべし。

湯罐、黄金、白銀の製は措て論ぜず、錫、鐵、銅、鍮、瓦、數品の中に、瓦罐の効勝れたり。銅、鐵、鍮の腥臭。茶に敵す。錫は淺く害なし。新古を論ぜず鐵罐を用ふる事、點茶家の弊也。鐵罐の湯、熱爛すれば、古製といへども、腥氣爛れ出て、茶味を害す。茶譜に、湯用レ嫩。而不レ用レ老と見え。茶疏に過レ時老湯不レ堪レ用といへり。茶點共に害は同じ。試みよ。終日煮過せし湯を以て面を洗ふに、其皮膚を剌す者は鐵氣也。且甘味とおぼゆるも即鉎氣のみ。瓦罐も泥氣有は湯宜しからず。只新古美醜を論ぜず。湯の宜しきをえらぶべし。又茶家に、湯銚と云有。釜の小而有レ柄有レ流者と云り。和名抄に、辨色立成云、銚子、和名佐之奈閇と云るは、都良香の銚子の銘に、多煮茶茗。飲來如何。和調備肉。散レ悶除レ病と有を以て、當時は湯銚に茶を煮たる事をしらる。又和名鈔の同條に、鐎溫器也。三足有レ柄と云も、銚の屬なるべし。是等も茶具に用ひし乎しらず。

茶盞、或者茶杯とも云。是も小器を宜しとす。西土明世の製造、白磁なる者宜し。茶史に、盞以二雪白一爲レ上と見ゆ。或は椀と云、鍾と云、甌と云。其形少かの異有のみ。白磁を貴むは、茶の青黄候ひやすきを以てなり。點茶家黑椀を貴むは、漚花の白色を試ん爲也。茶盞用ふる時、潔滌を專らと力むべし。茶略に、山僧迎レ客瀹レ茶時。斜將二濕絹一向二茶碗內一再三提拭。此謂得二茶中三昧一者と見ゆ。茶養には、茶具滌畢覆二竹架一。俟二其自乾一爲レ佳。其拭巾只宜レ拭二外面一。切忌レ拭レ內。蓋布帨雖レ潔。一經二人手一。極易レ作レ氣。縱器不レ乾亦無レ害と云り。共に深切の說也。諸書に、盞と云、杯と云、椀と云。御國には上古より椀と云しと思ゆ。大和物語に、良岑宗貞、五條わたりに雨やどりしたる家にて、あした菘を蒸ものと云物にして、ちやうわんに盛て出せしを、興有事に、後まで忘れかねつると云事見ゆ。〔割註〕茶椀をちやうわんと、ただらかにとなふる類、そのかみの詞づかひなり。これをある人長椀と解しはいぶかしき事也。」火爐、風爐、共に西出の製造也。効用を專らに造りたり。こゝに造れるも、かしこに象れるは宜し。

茶具の圖、茶經に十二具を出し、附錄に七具を見はす。遵生八牋に、十六具の目見ゆ。烹點共に今は長物と思しきもあれば、擇びて取べし。必備ふべき具、

火爐　風爐　苦節君〔割註〕茶經に圖あり。風爐を覆ふ具。」　湯罐　茶瓶　茶壺〔割註〕茶瓶と同用の者。」　水注　水杓　分茶盒　茶罌　茶匙〔割註〕竹或は瓢、或は銅器。」　茶盞

飛閣　沃盆　水曹〔割註〕茶葉を洗ふ器。」　受汚　納汚　鳥府　降紅　團風　焙爐

小物は悉く器局に收むべし。竹篭を以て製するを都籃と稱す。總て器物は分限に應じ、有に任すべし。豪富の家には、珍奇を搜索めて。奢靡の情を恣にす。山林の士は、新麁を嫌はず、効用清潔を專らと

擇ぶべし。

○收　貯

茶を貯ふるは、錫壺に勝る者なし。瓦壺は次也。いづれも古製にあらざれば効用少し。一度他の物を收し器は不レ可レ用。香剤の器殊に忌べし。茶略に云、予嘗遊二白雲洞一、其住僧爲レ予言曰、瓦罐所レ貯之茶、經レ年則霉有レ濕、若用二錫罐一貯レ之、雖二十年一而氣味不レ改と云り。然るに頃日或高貴の家に、庫内より年紀百餘年、封緘固密の茶壺を採出たり。開封して試るに、茶葉青色乾燥、唯一二年の者に異ならず。但香味におきては、舊廢の物也とぞ。是を以て見れば、瓦壺の錫に勝ると云べし。按ずるに、錫、瓦の優劣にはあらで、器の新古、製造の工拙に係るなるべし。唯茶盒子も共に同じかるべし。唯々古製の貴むべき者此説に明らか也。所レ居陰濕を忌み、煙薫を可レ避。雨中黄霧の日、封を開くべからず。盒子に分取て後も、克々封固すべし。壺中茶減ずれば、其虚洞に濕氣隨て侵入、茶韻を害す。棚架の上に、茶壺の口を將て、下に朝て旋べし。濕氣入がたし。又茶壺を稻灰に埋め置法有。大桶に、先茶壺を收め、上下四面より灰を以て擁む。茶を分取出、復せずば、灰入て茶を害すべし。西土には若葉を以て、茶壺の口を包む。若よく濕氣を透さず。又建城と呼て、竹篋を二重に造り、其間に若葉を塡入たる者あり。〔割註〕國茶經の附錄に出す。」予是を見て疑む。思ふに、是恐くは久藏の用に堪べからず。唯盒子の屬と云べき者也。

○久　藏

茶を貯ふるに、久藏の品は、今年の新茶を相半にして、再び封密すべし。茶、霖雨、梅天には、壺中に

在ても濕を感ず。映晴を待て、急に焙爐に乾すべし。焙爐の火は溫かるべし。是を久火と云。火勢猛なれば、葉焦れて茶韻を脫す、烹るに臨みて炙るも同法也。茶と火の間凡一尺を去べし。茶史に、焙レ茶法見ゆ。夏至後三日、焙一次、秋分後三日、焙一次、一陽後三日、又焙レ之、連二山中一共五焙。直至レ交レ新。色香味如レ一と云り。茶貫總て焙の候法ありとぞ。然れども古人の說に、茶濕らざれば不レ可二焙炙一。其度に香味を失ふと云り。又建紙包に貯ふべからず。紙に水中に作しもの故に、濕を吸く害有と云り。此戒め茗溪詩話に見えたり。茶史に云、近人以二燒紅炭一薰二殺紙裹一。入二瓶內一。然後入レ茶。極妙。以二紙裹一續灰一塊亦妙と見えたり。

龍鳳團の茶は、久藏の爲に製せし者なるべし。其製はやく彼土にも絕しかば、今いかなりとも知まじきを。蠻甌志に見ゆるは、茶の品、莫レ貴二于龍鳳團一。凡八餅重一斤、小龍團、凡二十餅重一斤、其價金二兩と云るにて、其大さは知べし。製も亦茶史に、宋人造レ茶有レ二。一曰レ片。一曰レ散。片則蒸造二成片一者。散則蒸而硏二合諸香一。以爲レ餅。所謂大小龍團也。と云にしらる。然ども其用ふる法は未レ詳。茶錄の歐陽永叔の後序に見れば、茶爲二物之至精一。而小團又其精者。錄レ序。所謂龍茶者是也。蓋自二君謨始造一、而歲貢。仁宗尤所二珍惜一。雖二輔相之臣一。未二嘗輒賜一。惟南郊大禮致齋之夕。中書樞密院各四人共賜二一餅一。宮人翦レ金爲二龍鳳花章一。貼二其上一。兩府八座。分割以歸。不二敢碾試一。宰相家藏以爲レ寶。時有二佳客一。出而傳玩爾と見ゆる。此不二敢碾試一と云語と、茶史に所レ言と合せ見れば、粗意得らるゝ也。是を朱氏談綺と云書には、古は唐山にも抹茶を用ひたり。鳳團龍團とて、龍鳳の形に造りかため、用ふる時は、少切て點しなりと云は當れりや否や。蒸て硏と云、不二敢碾試一と云製の、切て即點服せらるゝ者とも思えず。殊に亦其形を龍鳳に造かためし者と云は僞也。龍鳳花章は、金を截剪みて、團子の上に

貼たるにて、形は團餅なる事明白なるをや。又茶史に、茶團、茶片、雖レ出ニ古製一、然者出ニ碾磨一殊失ニ眞味一とも云へば、一度碾磨して、餅に造りし者なれば、茶の色香味共に劣るべき事知るべし。只久藏を用とするにて、茶餅は賞玩の品にあらざるべし。彼當時、金易レ得。而龍餅不レ易レ得の語有者、仁宗珍惜の世の言なるべし。今はなつかしからざる所とこそおぼゆれ。

○取　火

火は炭を良材とす。櫟炭も硬氣燄にて宜し。焔氣猛烈なるを活火と云、又武火と云。麩炭は湯の氣鈍く、茶に色香不レ與。茶略に、松竹凍の薪を炭の上に用しむ。松竹の性甚氣烈しといへども、烟熏湯に入則は、茶に害有り。炭にとしき地、止事を得べからねども、克々意を用ふべし。火を候ふ事肆なれば、湯の効なし。侍童了鑒の任にあらず。躬親つとむべし。

○附　餘

客に對する儀式、茶竈の結構、點茶家法則備れり。古老の人に學べし。但守レ株刻レ舟の弊有て、進退活用ならぬ者間ゆ。是に繋るは拙なり。是を惡むは野也。克々意を用ふべし。陸樹聲の茶竈の記に、居赤水岡居、轍ニ小寮于嘯軒埤垣之西一。中設ニ茶竈一。凡瓢汲罌注、濯拂之具咸、庀。擇ニ一人稍通ニ茗事一者ニ主レ之。一人佐ニ炊汲一。客到則茶烟隱々起と云如きは。點茶家今も専らとする所也。盧同が七碗歌に、柴門反關無ニ俗客一。紗帽籠レ頭自煎吃と云が如きは、文雅なき人の候ひがたき境なり。宋の趙行恕、倪雲林が清致を慕ひて訪に、主客座定りて、童子茶を供す、行恕連りに啜る。雲林憮然曰、子は王孫たる故に、此好品をすゝむ、風味を不レ知は俗子なりと云しとぞ。茶略の得趣篇に、飲レ茶貴ニ茶中之趣一。若

不レ得二其趣一。而信レ口哺啜上。與レ嚼レ蠟何異。雖レ然趣固不レ易レ知。知レ趣亦不レ易。遠行口乾。大鍾劇飮、者不レ知也。酒闌肺焦。疾呼僻レ渴者不レ知也。飯後嗽レ口。横呑直飮者不レ知也。非水濃煎。鐵器慢煎者不レ知也。必也。山牕凉雨。對レ客清談時知レ之。躡レ屐登レ山。扣レ絃泛レ棹時知レ之。竹樓待レ月、草榻迎レ風時知レ之。梅花樹下讀二離騷一時知レ之。楊柳池邊聽二黃鸝一時知レ之。知二其趣一者。淺斟細嚼。覺二清風透二五中一。自レ下而上。能使二兩頰微紅一。冬月溫氣不レ散。周身和暖。如レ飮二醇醪上。亦令二人醉一。然第語大略。至二于箇中微妙一是在レ得レ趣者自知レ之。若レ涉二語言一便落二第二義一。と云にいたりては、茶の眞面目と云べし。蔡君謨蘇子瞻等、老ては飮事なく、只日々に煎て玩ぶのみと聞ゆるは、陶淵明の無絃の琴のためしに、其趣を知る人々也。陸樹聲の云る茶寮は、〔割註〕茶のよきほどゝいふなるべし。」凉臺、淨室、曲几、明窓、僧寮、道院、松風、竹月、晏坐、行吟、淸談、把卷、又茶侶は〔割註〕茶に良友なるを云。」翰卿、墨客、緇衣、羽士、逸老、散人或軒冕中超二軼世味一者と云屬は、俗士の續ひがたき境也。又歐陽永叔の詩に、京師三月嘗二新茶一。人情好先務取レ勝と云何は、俗人の情、茶にあらずして、名を先とすゝを刺れる也。況や今世の人、玩器の眞贋優劣の間に在を何とか云ん。然ば襲武者、點茶宗古老の法則を意底に蓄へて、且自己の分限に應じつゝ遊樂すべし。只禮節闕べからず。雖レ然武門には、喫茶往來の茶會の壯觀なる。僧家には、百丈淸規の大饗の威儀なる例は、山林の士の與るべきにあらず。惟々茶は文雅養性の技事而已。

清風瑣言遺事

日吉社記云、傳教大師入唐之時、茶子將來云々。傳教は、桓武天皇延暦廿三年、遣唐使に屬て渡り、同廿四年に歸朝せらる。傳ニ天台法ヲ而歸、獻ニ經論佛像一と見えたり。茶子將來は、小事にて記されぬなるべし。然ば弘仁六年には十餘年前の事也。嵯峨天皇に梵釋寺にて進め奉りしは、此故もて、叡府の種產なりとも云べし。親都行丸の日吉社密記云、每歳卯月末日。二宮八王子十禪寺三宮。以ニ淨水ニ煮レ茶奉ニ調進一。非ニ古法ニ云々。

類聚國史、帝王部弘仁六年六月。令ニ畿内並近江丹波播磨等殖ニ茶。每年獻レ之。

權紀行成日記云、長德元年十月十日。出納爲政遣レ茶。所レ請者。今年料。遣ニ進御茶料物文一然れば茶の製造、此頃は猶有しと見ゆ。

茶園は、大内裏の時、主殿寮の東に有しと、拾芥抄に見ゆ。或云、今考るに、一條大宮の西南なるべき歟。以上東渡

五雜俎云、客中若遇レ無ニ甘泉一走ニ處一。但以ニ苦水ニ煮レ之。數沸後。澄ニ至レ冷。去ニ其泥滓ニ。復煮レ之。即甘矣。此亦古人補炭之法也と見えたり。されど試るに、其香臭はまがたし。只澄を宗の術にて、茶和をあやまつも有べし。又云、人生復ニ籠柵ニ。衣ニ氈毳ニ。皆可レ耐。惟無ニ水烹レ茶殊不レ可レ耐。無ニ山水一即江水。無ニ

雨水ニ即河水。但無ニ苦鹹ニ即不レ失ニ正味ニ矣。これ既に云ふ知新錄の制と相似たり。彼は星露を稟るといふぞ勝れる也。たゞ苦鹹を云て香臭をいはざるは、いづれも精微ならず。苦鹹は味也、香臭は氣也。味は制を俟て易るべし。氣は去べからぬは、羅牟毘伎を以て英靈を取るにさとるべし。辨水

清風瑣言終

津の國の蘆の八重ぶき、朝なきな、すゝたれまさる眞柴の烟よ。老が寢まどひぐさなろものから、あかでのみ、春の木の芽をつみて煮て、心も秋の水とこそ澄め。すむはこれが醉ごゝちぞとは、むべもむかしの人のいへりける。ほれ〳〵と花のまへに暮れば、すゞろなき山がつに、あざあらるゝよ。そもよくとりなせば、花前にこそ、濃きうすきも、大ぞらなれなどいへる人も有けり。あはれ〳〵、おのが友の遊は、春の木のもとのやすらひにも、この小貝に、波を脆てやがて打入たらむいろ香の、おき〳〵かれに奪はれむものかも。

□　□

むの草紙

よろこびながきとしのころとよ。これかれあつまりて、清少納言が、まくらさうしをまねびてかきたる物あり。その名を犬枕といへるなり。此二枕は、あしびきのやまとうたのむつのたねをあらはし、すゑの世の人のためしとなるべき事をねがひ、言葉すなほに、しなたくみ有てこゝろ妙なり。右のさき〴〵にかきもらしぬる、ことそぎてかたはらいたき事ども、とりあつめ、此狂言となせる物ならし。しかるに今はた、しきたへのまくらといふなをかたどらん事は、神慮もおそろし。さはありといへ共、おもかげのいきゝかかよふなるをとて、枕とよむもじの、一方を残して、尤のさうしと名付侍りぬ。

尤の草紙目次

上之巻

下之巻

尤の草紙　上之巻

著者未詳

一　ながき物のしな〴〵

一それ漢朝のいにしへ長き事のためしには、堯舜の御代七百年、周の御代八百年、前漢、後漢四百年、我朝にては、神代のむかし、すべて八十三萬六千八百餘歳とかや。今人皇の御代と成ても、みもすそ河の流ながく、百王萬歳の御代ぞかし。おとに聞ても長き物は、かの天竺の石の橋。日本に、宇治橋、勢田の橋、回廊の長きはいつく島、三十三間、鎌倉の建長寺廊下、通天橋、天橋立、みほがさき　海士のたく繩、高なはや、靑鷺のくび、鶴のあし、山鳥の尾に、鴫のはし、ゑんかうが手に、ざうのはな、うさぎのみゝに、うしのした、神馬の尾かみ、神子の袖、上﨟のかもじ　七なんがそゝの毛、むくつけ男のひげ、ゐぞがはな毛、文字あまりの歌、催馬樂歌、長歌、短歌、源氏若菜の上下、公家の酒盛、連歌席、上手のうつ碁、下手の談義、しんどくの般若六百卷、正木のかづら、靑づゝら、靑柳の糸、藤の花ぶさ、永き日をよめる歌に、

さくらさくとを山どりのしだりをのなが〳〵し日もあかぬ色かな

又、秋の夜のながきをよめる、

あしびきの山鳥のをのしだりをのなが〳〵し夜をひとりかもねん

又、すまのなが雨、それよりながきは五月の雨、

五月雨のふる屋の軒のつれ〴〵といつをかぎりのながめなるらん

北州の千年今此御代、
長生殿裏春秋富　不老門前日月遅

二　みじかき物のしな〲

一すそのまくつぎ、袖ぶくりん、かははりはをり、よの袴、戸田の小太刀に、長柄のみ、しやう〲のうたひ、さる舞、上手の談義、いとまの状、七龍の四そく、ねこのつら、ましこのはしに、うづらのを、つくりのとつて、ちやぼのあし、夏の夜、冬の日、ふゆうのいのち、電光、朝露、石火、人間五十年はゆめまぼろし。

三　たかきもの丶しな〲

一ぼんてん、たうり天、下界においては、ふじのたけ、あさまのたけにたつけふり、高間のみねのしら雲、示なくも御門の御位、もろこしにては、秦の始皇のかんやうきう、しんのしやうわうのつくられし九層臺、日本にては、雲ゐにかゞやくたかき屋、されば、延喜の御製にも、

たかき屋にのぼりて見ればけぶり立つ民のかまどはにぎはひにけり

東寺の塔のれりんより、ひゑの山や、あたご山、杉の箱の天狗のはな、しなこそかはれ。高きものは、虚堂のぼくせき、大灯や、貫之が歌書、定家の色紙、頓阿、堯孝、つねよりの、たんざくを今もてはやす。扨あらかねの土の物、まつぼ、分林かたつきに、丸つぼ、なすび、しりぶくら、又、花いれは、かぶらなし、鶴の一こゑ、せいしとう、扨わきさしやたちかたな、吉光、正宗、國俊や、かの行平にしくはなし。後藤のめぬき、しら猪のうつぼ、ひでりの年のこめのねと、いんすもたかき金なり。山伏のふくほらの貝、かれうびんがのこゑたて丶わらはべのうたひ、ばんじき、黄鐘、上無調、扨ははなげのあぐるけいせい。

四　ひくき物の品々

一なぎなたぼこ、一寸ぼうし、五位六位のくらゐ、ひゞかぬさじき、おちえん、くつぬぎ、谷の下庵、おんみつのだんがう、いちこつのぢこゑ、しのびねのむつごと。

犬かみのとこの山なるいざや川いざとこたへて我名もらすな

熊野なるをとなし川にわたさばやさゝやきのはししのび〳〵に

五　ひろき物のしな〴〵

一大海、大空、むさし野、千帖敷、孝謙天皇の□□、大君の御心、[illegible]隆が胸、あはうのはな、はんにやのめんの口、大海の茶入の口、のとがまのくら、鵜のゝど、くまのまたぐら、かり衣の袖、大嫌衣、はびろがしはに、ばせをのは、三重韻には、支胎の韻、下平に、陽唐、庾耕清、大唐は四百餘州とかや。日本にも奥州は五十四郡なり。釋尊御せつぽうの時大衆八萬四千の會座、みな人毎のこと草にいふ、おふぢのづきん孫のきて、おやのくつはくいたいけさよ。

六　せばき物のしな〴〵

すばりのしり附うゐあな、かぎのあな、しやくはちの穴附火吹竹のあな、竹の筒にて天をのぞく、非のうちの鮭、蚊やりたくいゑ、たゝぬ風呂、一疊半のすきや、手島むしろ、とふのすがごも、たびのひぼ、たゝみのへり、屛風のへり、かけをの風體一文字、庭のやり水附みぞ川、ねずみど附ろぢ口のくゞり、はりの見みず、とをいのやのはね、くすりつゝみがみ附はくがみ、かたぎぬをよるの物、しはきん人の心中、のりあひのふね、ひとつばし、山田のあぜ、をのゝほそみち、けふの細布、〔割註〕糸のほそきにはあらず。はゞせばき事なり。〔〕にしきゞはたてながらこそくちにけれけふのほそぬのむねあはしとや

七　きれいなる物の品々

一路地に水うちたる、あを竹のぬれえん、上手のいろりのうち附ふろ、なまかべ、青ひばのかり屋、あ

たらしきたゝみ、風呂あがり、庭に青石しきたる、築の山水、ぬぐひいた、若葉のはの白き、をんなの身のしろき、犬はくさら耐びいどろ、いくつきても白小袖、うるしくさきわん、木具かわらけ、れうりなます、こほりざたう、水菓、すいせん、ほしいひ、もしあらばむよこの人、けんじんのこゝろ、池のはちす。

はちす葉のにごりにしまぬ心もてなどかは露を玉とあざむく

八　むさき物のしな〲

一掃地せぬ庭、ふるだゝみ、はたごやのめし、はげたるわんおしき、しるかけいひのわけ、くひこぼしたるあがりぜん、かさでのきうじ、わか衆のはがすみ、かたびらのしみもの、はなくそ、目くそ、つまくそ、まづしうしてへつらふ人、何よりもきたなきはこひの道。

戀といふそのみなかみをたづぬればはりくそあなのふたつなりけり

九　うるはしき物のしな〲

一わか衆右筆、俗人文字有、連歌の宗匠、詩歌の達者、をなごのうたよみ、はしかきじんじやうにしたる文、君達に家後のうしろみ、女のそばのびくに、兒のそばの出家、口上のよき使者、太刀折紙の儀式、よめ入の夜の請取わたし。すいしやうのじゆず、かゝりのまり、やかたへ入に鷹のかひこふところ耐馬のゆあらひする、心すなほにことばたどしき人、心うちつけてあいぎやうづけるわか衆をんな。

十　うるさき物のしな〲

一すいきやう人、年より女房、あふひの巻に、源内侍といへる女、賀茂のまつりのかへさに、車のうちよりあふぎを、げんじの君へ奉りけり。ひらいて御らんじければ、あふぎのつまに、

はかなしや人のかざせるあふひゆへ神のしるしのけふをまちける

五十にあまる女なれどもうたよくよみて、ことをひきけるにや。源氏御心まどひて、かりそめにちぎり

給ひしを、けさうじて、たわぶれけり。げんじ心うるさくおぼして、八十氏人のさかへしありけるを、はづかしくやおもひけん。へびつかひ、犬のつるみたる、てんかん、くつら、くさり物のにほひ、ふるきさかなのれうり、こすいかたぎの人、ものこひづかひ、いか物ぐひする人、ねぢけ人、

ならさかやこの手がしはのふたおもてとにもかくにもねぢけ人哉

むかし、むさしなるをとこ、京なる女のもとへ、きこゆればはづかし。きこえねばくるしとかきて、上がきに、むさしあぶみとかきておこせてのち、をともせずなりにければ京より女、

むさしあぶみさすがにかけてたのむにはとはぬもつらしとふもうるさし

十一　うれしき物のしな〲

一おやのあはするつま、女のさいはひありてきに入はうれし。とをきゆかりにまれにあふはうれし。人のきて子をほむるは嬉し。いくたびもをのこ子むまれたるはうれし。うゐ孫やす〲とむまれたるは嬉し。我ひとりにかぞう給は別てうれし。まんさくなるとしの知行はうれし。ふりよにほりいだししたるはうれし。かねをひろひたるはうれし。くじに取かちたるはうれし。たのもしのふだつきあてたるはうれし。諸勝負にかちたるはうれし。諸藝しすましたるはうれし。鷹をはじめてとりかひたるは嬉し、宿願のかへりまうしはうれし。うへ木の花はじめてさきたるは嬉し。よろづねらひ物にあたりたるはうれし。絶(たえ)しふるさとのつてきゝは嬉し。學匠に文字の不審附師匠に大事を問は嬉し。待えてあふ夜はうれし。

うれしさをむかしは袖につゝみけりこよひは身にもあまりぬる哉

十二　かなしき物のしな〲

一まつ夜のさはり有はかなし。夜ふかく別はかなし。

感レ時花濺レ涙。(かんじてはときにはなもなみだをそゝぎ)恨レ別鳥驚レ心。(うらみてはわかれをとりもおどろかすこゝろを)

あり明のつれなくみえしわかれよりあかつきばかりうき物はなし

何となく秋のゆふべはかなし。

さびしさにやどをたち出ながむればいづくもおなじ秋のゆふぐれ

しかのね、むしのね、きけばかなし。

おく山にもみぢふみわけなく鹿のこゑきくときぞ秋はかなしき

きり〴〵す夜さむに秋のなるまゝによはるか聲の遠ざかりゆく

司のめしにもれぬるはかなし。

契りおきしさせもが露をいのちにてあはれことしの秋もいぬめり

親におくれ、子を先達はかなし

すゑの露もとのしづくや世の中のおくれさきだつためし成らん

何よりもつたなきは、すりきりてかなし。

貧家親知少。　賤身故人外。

又古き連歌に、

こゝろのほかの身をいかゞせん

ゆかりにもおちぶれぬればうとまれて

飯の客の有に肴のなきはかなし、さむきもかなし。あつきもかなし。ひもじきは殊かなし。蘇武が十九年の間、一足をきられておちぼをひろひし悲しさ。又法勝寺の修行、俊寛僧都、鬼界島に一人残されしかなしさ。王昭君が胡國へうつされし悲しさ。又上陽人が十六にてうち参りして、楊貴妃にねたまれ、六十に成るまで、玄宗にもあはで、昭陽宮にこめられしかなしさ。かたみは見るたびに悲し。

かたみこそ今はあだなれ是なくばわするゝ隙もあらまし物を

光源氏おぼろげならぬ御契りゆへ、御年廿五の秋つかた、おもはずも、津の國すまのうらへうつろひ給ひしかなしさ。又玉かづらの君、肥後の監におそはれて、しのびて都へのぼり給ひしを、はやふねにのせ奉り、ひゞきのなだもなだらかに過ぬ。海賊の船にやあらん。ちいさき舟のとぶやうにてくるなどいふ物あり。海ぞくのひたふるよりも、かのおそろしき人の、をひくるやと思ふかなしさ。女院、心づくしよりかへりまし〳〵て、大原のやまざとにおはしまし〻悲しさ。又一宮の御息所松浦が船にとらはれて浪にたゞよひ船にうきてあはのむしまに、年月を送り給ひし悲しさ。いづれをいづれといへばさるなり。

一呉越のみだれは三年三月、秦の代のみだれは四十年、我朝にては、源家平治のみだれ、又平家壽永のみだれ、

十三　みだれたる物のしな〴〵

みだる〻もみだすも人のとがならずときいたりぬと見ゆるよの中

天ぐのなげざん、かさがしら、佛の御いましめをやぶるは、飲酒のみだれ、笛太鼓のおもしろきは猩々の亂、さはらばおちぬべき萩の露のみだれ、ひろはゞきえなんとする玉ざ〻のあられのみだれ、春風にもまる〻は柳の糸の亂、秋風にもまる〻は萩す〻きの亂、殿にもまる〻は女のねくたれがみのみだれ、みちのくのしのぶのみだれ、限しられず。

十四　しづかなる物のしな〴〵

一元日の朝、歌の會、連歌の席、定家のはやし、亂拍子ふむ間、ごとうのひかりすご〴〵として、みや人のしはぶくこゑ、夜學の灯、

たづねくる友もうらめしひとりゐてちぎりさはらずたのむゆふべを

さむき夜に霜をき〻て心をすます、九年面壁座禪床、弘法大師入定にて二尊三會の曉をまつてしん〴〵とあるおくのゐん、あかつきあか水をむすぶをこなひ、下樋の水のをと苔に聞へて閑也、名ばかりは義

經のおもひ人しづかとかや。

江南野水碧レ於レ天。　中有二白鷗一閑似レ我。

十五　はやき物の品々

一だん〳〵に三千世かいをめぐるいだてん非捷疾鬼、神なりののるといふ龍のこま、周のぼくわうの八ひつの駒、項羽のめされしぼううんすい、ひまゆく駒、ひつじのあゆみ、

けふもはや午のかひこそ吹つなれひつじのあゆみちかづきにけり　赤染衛門

みつばのそや、ほかけ船、曲水のさかづき、石はしる水、くだりざか、下り船、のべ足のまり、兵法人のさそく、鼠にねこ、したどに物いふ人、光陰矢のごとし。よめがしうとになるぞ程なき。

十六　をそき物のしな〳〵

一日待の夜のあくる、廿三夜の月待、中まちのよの鷄のこゑ、人をまつまのひとりね、

なげきつゝひとりぬる夜のあくるまはいかに久しき物とかはしる

春の日の暮る、秋の夜の明る、老のあゆみ、上りざか、のぼりぶね、牛の歩道、ひきがへるの一さん、みろくの出世、御所の御成はすは〳〵中とき、能因法師が旅行、

都をば霞とゝもにたちしかど秋風ぞふくしら川の關

十七　しづめる物のしな〳〵

一おどりのおんど、しどまのかね、ひやし異見、警固の下知、大事の談合、逸地のたいち、海底にしづめるはまんとが玉、又難波堀江の玉がしは、

難波江の藻にうづもるゝ玉がしはあらはれてだに人をこひばや

西海、四海に身をしづめしは、小宰相の局、又いかりをかづきてしづむもあり、弓と弓とをとりくみて二人つれてしづむもあり。中にも哀をとゞめしは八歳にておはしまする安徳天皇を二位の尼いだき奉り

て、船ばたにのぞみ給へば、汝は心得たりとて、びやうの御のいとけなき御手を合て、御十念からしやうにとなへおはしまし、是をかぎりの御製にて、

　いまぞしるみもすそ川のながれにはなみの底にも都ありとは

とよみ給ひて、千尋のそこにしづみ給ふ。いと哀れふかき事共なり。又津の國、いく田のさとに女ありけり。おなじ國にさゝだおとこといふあり。又和泉の國にちぬのますらといふ男ありけり。この女を二人してわがものにせんとあらそふ。女心さだめがたくて、あの川にうきたりける水鳥をい給へ。あたりたらんかたへしたがふべしといふ。さらばとていけるに、二人の矢つぼ同じさまに、ひとつかもにあたりけり。女せんかたなくて、

　玉くしげ二人が中に身はひとつむすぶおもひをいかゞさだめむ

と一首のうたをよみて、此いく田川に身をなげ、むなしくなる。二人のおとこもつゞいて身をなげゝり。三人しづめるしがひをとりあげて、ひとつ土中につきこめたり。もとめ塚とて、いく田の小野に今にありけるとぞ。

　いふならくならくのそこに入ぬればせつりもしゆたも替らざりけり

　十八　うかぶもの〳〵しな〴〵

一名にしおふうき草、水に瓜、水に瓢、

　如二水上瓠芦子一。一着即飄。

つみあさき人、

　一子出家九族生レ天。

詩歌に作有人の句はやきこゝろ、大水にとちのから、朝しほにつりぶね、雨の後のうろくづ、水鳥、俄なる大名の一類、うれしきにも、つらきにもうかぶはなみだ、川ながれの死人、

ものゝふのやたけごゝろのひとすじに身を捨てゝこそうかぶ瀬もあれ

十九　おもき物のしな〴〵

一君子、

君子不重則不威と云々。

仁の道、仁はをもしと也、金、石、しうのおん、

めぐみある主を命がみてのちの事神も佛も第二第三

尤おもきは父母のおん、ためしのかぶとぞそく、鎧、袖、古軍干、年貢俵、商人のかひ通荷、下手の謡、上手のくすし、しめり葉うすに、新のをし、おつぼねののり物、ふせう物のたちゐ、笠の雪、

笠重呉天雪

二十　かろきものゝしな〴〵

一蒔がら、灯心、つみわた、かみぎぬ、ぬかだはら、くもまひ、鰭とんぼうのとぶ、さしぼのひばりをせむる、はづむ駒、女の下知、まめなる物のたちゐ、上手の謡、下戸のうけたるさかづき、ほだしなき桑門、若きへかゝる仁、から船のあし、ひようたん。

瓢箪屢空草滋顔淵之巷

廿一　ふかき物の品々

一物いはぬ人、分別有人、碩學の老僧、千尋の海、夏山、沼川、くれなゐの色、雪道、

三越路の雪のしるしにさほさしてふかき契りぞすゑはみじかき

くつろぶぬあら置、古みの刀、歎物語、詩歌何沙汰、観世大夫が女舞、ふかき契りには、

楊貴妃歸唐帝思李夫人去漢皇情

ひよくれんりのかたらひ、反魂香をたくけぶり。又在原の業平はいとむつましき女にたはふれて、

秋の夜の千夜を一よになぞらへて八十夜しねばやあく時のあらん

返し、

秋の夜の千夜を一よになせりともことは殘りて鳥やなきなん

又光源氏、まだ中將にものし侍りける比、六條わたりの、御忍びありきの誰がれに、ほの〲みへし花の夕がほの草枕、小家がちなるとなりに、みたけさうしのけはひして、南無たうらいたうし見ろく佛と唱ける遠山ぶしのこゑを聞て、

うばそくがをこなふみちをしるべにてこん世もふかき契りたへすな

廿二　淺きものゝしな〲

一猿の智惠、狩場のきじの草がくれ、女のこゝろ、

いでゝ行は心かろしといひやせむ世のありさまを人はしらねば

分別なき人、かた事いふ人、ことばおほきゝ、無學の僧、あらみの刀、水ざうすい、すいせん鉢、ちやつ、くりばち、一夜づけの香の物、からなし、冬枯の野山、ひでりの川瀨、山の井、

あさか山かげさへみゆる山の井のあさくは人をおもふものかは

廿三　大切成物のしな〲

一なさけぶかき主君、命をかろんずる臣下、しよきやう、ていゐいがためし、師弟、親子、兄弟、夫婦の中、女子あまたの中に一人の男子、知音の若衆、譜代の家人、外樣にても勇者、名物の道具、どうおちのかたな、手にあふたるむま、手にあふたる弓、鶴取の鷹、鷺取の鷂、白茶、ぶだう酒、早咲の椿、けんぷの梨、かたみの文、師匠の印可、古今傳授の人、知音ならずとも物の名人は誰も大切におもふべき也。

廿四　稀成物のしな〲

一むかし清見原の天皇と申奉りしは天武の御事也、大友の王子におそはれ給ひて、吉野山へまどひおちおはしまして、しばらく、ひなの皇居にうつろひ給ぬ。八月十五夜くまなき月に、琴を引給へば、五人の天乙女あまくだりて舞をまひけると也。是豐のあかりの五節の舞の例とかや。その時御門の御製に、

　　をとめ子が乙女さびすもから玉の玉手にまきてをとめさびすも

又むかしするがの國三保の松原のうちに宇士濱といふ所あり。天人下りて舞かなでし事あり、あづまあそびするが舞のはじめ也。又昔からはしの中將とて古來無双の美男の公家あり、あまさへ笛の上手たり。天道につうじて、ぼんてんのあるじ、むこにとり給はんとの勅使あまくだりぬ。今の京五條てんしの宮これ也。節分の日あまねく、まうづる宮なり。いづれも天人のあまくだる事、稀なるためしぞかし。

　　君が代はあまの羽衣まれにきてなつともつきぬ岩ほならなん

猶も稀なるは、もろこしある山寺に、講經する僧あり。一人の叟來て聽聞す。僧のいはく、汝いづくのものぞと問ふ。叟答て申さく、我はこれ此山下の潭にすむ龍神なり。今年ひでりたりければ、隙を得て、貴き御法を聽聞するといふ。僧のいはく、さらば雨をふらして、民のこゝろをやすめてたべといふ。やすき程の事なれども、江湖を上帝より封じて、水をもちゆる事心のまゝにならずといふ。僧のいはく、此硯をもちひても、その行術成てんやと問ふ。叟則ち硯の水をのみて飛去。其夕雷電おびたゞしくて、あかつきにをよび大雨しきり也。夜明て見れば、雨のふる跡ことごとく墨の色也。又稀なる事には、荀令君至人家三日留席香し。燕大將に同じ。又稀成は、西王母がその桃とかや。

　　三千年になるてふ桃のことしより花さく春にあふぞうれしき

前代未聞ふしぎなる事は、聖武天皇の后、光明皇后、崩御の御跡を、帝ふかくかなしみおはしまして、ぼゐてんに、きせいし奉り給へば、ゐなきわう、あはれみて、こたび娑婆へ送りかへしゝためし有と也。又笙の岩屋の日藏上人頓死して、閻魔王宮へゆき、地獄をみて、延喜帝にあひ奉り、これも二たび

蘇生しけるとぞ。人生七十古來稀也といへ共八十九十百年に餘るも有。七夕の契りは年に一夜の夢のたゞちとかや。それよりもまれなる契りは、玄宗又秦始皇の后は三千人とかや。凡一年の日數は三百六十日なれば一夜づゝの御契りにてもまれなる契りぞかし。

あだなりと名にこそたてれさくら花年にまれなる人もまちけり

しはきものゝ人を振舞もまれなるべし。

廿五　たのもしき物の品じな

一越王勾踐呉國へとらはれ給ひけるを、種々のちりやくをめぐらし、終に呉王をほろぼし、會稽のはぢを雪がせ奉る范蠡、主の御前にてかげごとのなき人、りちぎなる知音、勇者の臣下、名物の道具、人に不知持たる、上手のくすし、代つぎの子のきよらなる、鎌倉右大臣實朝卿の時、門の柱によみ人しらず。

山はさけ海はあせなん世なりとも君に二こゝろわれあらめやは

かさぎの城にて楠が勅答、佛神の奇瑞、されば觀世音の御歌に、

たゞたのめしめぢがはらのさしも草われ世の中にあらんかぎりは

廿六　にくき物のしなじな

一かたき筋の者、後妻、まゝ子、ぬすびと、鷹につく鳥、物をかぶる鼠、花をちらす鳥、さいゑんをついやすきり虫、書物をさすしみ、主の前を通るにこしをかゞめぬりよぐわいもの、口答する家人、すねごといふ座頭、見物のまへにせいの高き人、いそぐにさはがぬわたし守、附馬追、閑のかくい、たうのろく山、野間のうつみの長田、讒者の梶原、さし出者、役者付に違亂之藝者、名人がほして物をしらざる人、はい、

蒼蠅々々嗟ニ爾之爲ヲ生。　古文眞寶

廿七　をしきものゝしなじな

一金銀、命をおしむはめづらしからず。盛の花を風のちらすはおし。誰もおしむは三月盡、

三月正當三十日、風光別我苦吟身、共君今夜不須眠、未到曉鐘猶是春。

おしめども春のかぎりのけふの日のゆふぐれにさへ成にけるかな

秋は又名高き月にめでゝ、

明ば又秋のなかばもすぎぬべしこよひの月のおしきのみかた

物の上手、名人の老はつるもおし。あかぬ別の名残はおし。

あひ見ての後のこゝろにくらぶればむかしは物をおもはざりけり

火にやけ、水におぼれて書物のうするもおし。うつくしきちご、喝食の落髪はおし。所野巻風のうたひをへたのはやすはおし。かすそふまりのくれすぐるはおし。

廿八　あきはつる物の品々

一老女のしたふ、また健在のとぢた古巾着にまとひて、けさうして侍りければ、

百とせに一とせたらぬつくもがみわれやこふらし面影にみゆ

宿にたおやすゝ、嫁となりつゝ、さいさい川をいふちゐん、嫁のおしうのわたくし御用、仲人のさいそく使、ひでりの年にさへ三日とふれば雨、ねずみのあるゝ、蚊、はいゝとさりきやとゞん、ふだんさうめん汁、たかのゝ御鷹、はれ馬、へたのひまうほ去、夜づめの奉公、をそきれんがの執筆、仕りの矢とり、冬田の猪狩、

山田もるそうづの身こそかなしけれあきはてぬれぼとふ人もなし

かれる田におふるひつぢの目に出ぬは世をいまさらにあきはてぬるか

廿九　あそぶ物のしなじな

一まづ青陽のあしたには、門々におさる松竹や、子日の松にひきそふる、七草つみて、鶯生には、誰見

ぬ島のよもぎもち、あやめにいはふかざり粽、三伏の夜も過ぎ行けば、けふ七夕の祭とて、かぢの葉にかくやまとうた、水かけ草や、蓮の葉に、ぼんには鯖をつゝみいひ、八朔の日は禮儀とて、青侍のより合て、なをる座敷の青だゝみ、青竹をかくぬれえんに、せいひもうせん敷ひろげ、ならびゐぬれば振舞に、いだす膳部はなに〳〵ぞ。ろくせうのゑのあしうちに、せいしつのわん、あをぎごき、せいじのさらに、あゆなます、藍よりあをき、たでずをかけ、青まめせうがもりこぼし、青鷺の汁に、あをひばり、青じとゝまでやきそへて、青鯖のすいり、ねぎな汁、あをな、青のり、青たしや、色々のくわしを取出て、長井が青茶むく〳〵と、たてゝいだすをのみながら、おかしくらせば程もなく、重陽の日は菊酒にさゝの葉色の新酒をまぜ、のめばかんろもかくやらむと、うたひまふこそ目出度けれ。

三十　きなる物の品じな

一紀の貫之のながれとや。きの黄門はわうだんの病に氣がおとろへ、粟のぐごさへすゝまねば、き僧正のするかとよ。黄袈裟きごろもちやく〳〵しつゝ、きたうは様々有けれども、さらにげんきに、あらざれば、木下の喜齋といへるくすしをよび、黄耆、黄連、黄芩、大黄、地黄、ほりう、うわう、黄栢、しわう、牛黄圓、色々様々あたふれども、其しるしだに、さらになく、終にきなるいづみへ、おもむきけるこそいたはしけれ。

卅一　あかき物のしな〴〵

一まうそ〳〵赤事こそ、ならさきのきもんかくに、妙覺寺の二王門、百萬遍の御影堂、はまのかねのを、赤づらの明王、天火、いなづま、朱すりばう、いなり殿の狐火、祇園殿の犬子、山王の鳥居、猿がしりは眞赤な、早川主馬のふんどし、すわうか、紅梅か、ひざや、ひじゆす、ひぢりめんに、ひどんす、肥後殿のひつしき、渡邊殿のきんちやく、彈正殿のもちやり、小野木殿のかわらばな、あい殿の御門、ゆふげいのこしざし、朱ざや、朱具足、からのかしら、猩々皮、高雄のもみぢに、だんの山の岩つ

ゝじ、けしの花に、けいとうげ、御所柿に、ざくろのみ、はりの木のきりかぶ、鹽引のきり口、鱒のさしみ、いりゑび、赤がひ、赤がに、赤にしにがざみのあしをかうにもり　佛じやうぼうの口びる、お宗永のほうさき、朱屋のかゝの口べに、茶屋のかゝのまへだれ、よしやすのづきん、とうきのまくら、べにざら、朱わん、朱おしき、ちやつか、づすか、朱つぼ、朱がらかさ、玉のはなか、しゆぜんじ、裂はそゝのまんなか、ゑいやまん中。

これは一とせ、じゆらくの城の時分、京わらはべの小うたなり。

卅二　しろき物のしな〴〵

一春はまづさく、梅、さくら、しら玉椿、しらふぢに、夏は、卯花、夕がほのはなのさかりや。こひめ瓜。秋は、月かげ、しら萩や、大はくの菊、露の玉。冬は、初雪、夕霜や、椎の落葉に、しらふの鷹。

雪しろやましろうけかい爪しろにあをしろほしろ舌もしろ鷺

しら〴〵としらける夜の月影にゆきふみわけて梅の花おる

深田の鷺や、谷の兎、綾の小袖にねりかづき、法印のはかま、わたぼうし、加賀の奉書、たかのうら、いせおしろい、きらゝ、石灰、或俳諧の發句に、

雪や今朝山をいれたるしろ袋

卅三　くろき物のしな〴〵

一黒澤九郎兵衞といふ人、くらまうでの、初とらの一てんは、まだやみの夜に、からす丸通をたち出る、くろ毛の駒に、くろくらをかせ、らつこのかわのくらおほひ、くまのかわのうをりに、ちやのしりがひ、こくひのきつつけ、力がわ、ろふ色ぬりのあぶみをかけさせて、かちんの手づなよりかけて、其身の出立もくすみたり。はだにはらんや、ごろ〴〵に、しゆちん、くろけん、ちやう、せてん、むりやうの小袖かさねきて、らしやのはをりに、ちやまるのはかま、しゆすのきやはんに、こんのたび、黒さや

まきの太刀をはき、行けば程なく、くらま寺、黒龍院におちつきて、毘沙門堂へぞ參りける。護摩堂を見ればすゝけつゝ、不動のかほはくろ坊が、にらみけるようたがはれ、下向道におもむけば、八瀬や、大原のくろ木うり、所につきたる、くらまずみ、道もなきほどに出ければ、若黨、郎從、のきぬ小袖、なべずみのやうによごれつゝ、はう〳〵京へぞかへりける。

卅四　むらさきの物のしな〳〵

一春日野のわかむらさき、三河の澤のかきつばた、田籠(たご)の浦藤、つぼすみれ、むらさきつゝじ、もくれんげ、夏にもなれば、樗さく、紫竹のわか竹よの間にも、はや秋風の音信(おとづれ)て、小野のむら萩、起臥に、誰ぬぎかけしふぢばかま、位山の菊の花、ふるき詠のことばにも、

　さきまさるくらゐの山のきくの花こきむらさきに色ぞうつろふ

紫の雲の林にきて見れば、紫衣きた僧の、紫檀の机によりかゝり、紫硯のふたをあけ、すみすりすましかゝれたる、掛字のひようぐは何々ぞ。紫綾のそうのへり、紫地の錦の一文字、紫糸のたくぼくなり。扨床わきをみてあれば、童(かぶろ)一人ありけるが、紫がのこの小袖きて、うす紫のくゝしおび、紫たびをはきにけり。紫のふくさに茶わんのせ、御茶を、細々(さい〳〵)はこばるゝ、其名をいかにと問ければ、何となりとも、鰯(いわし)とこそは申されたり。これもむらさきのうちなるべきか。

卅五　まつものゝ品々

一はつ春よりまつ物は、花、鶯、

　あらたまの年たちかへるあしたよりまたるゝ物は鶯のこゑ

　春きてもつれなき花の冬ごもりまたじとおもへば嶺のしら雪

ほとゝぎすを待、

　いかにせん來ぬ夜あまたの郭公またじと思へばむら雨の空

人を待、

まつよひに更行かねの聲きけばあかぬわかれの鳥は物かは

日待、月待、申待、十七夜は立待、十八夜はゐ待、十九はふし待、廿日ねまち、夏はすゞしき風をまつ、秋は、いなばもそよとのかりしほをまつ。冬はまだきより門々に松を立て、春をまつ。ますら男は、笛を吹て、鹿のよるをまつ。ふるさと人は、旅よりかへるをまつ。

山上有レ山歸不レ得。湘江暮雨鷓鴣飛。蕪菁亦是王孫草。莫レ送二春香一入二客衣一。

はたごやには、飯を焼て、往人の旅人を待、鷹をうつ人は、秋の山にとやをきりて、あみをはり、ゐたかをふり、うはの空とぶ鷹をまつ。氷室守は、三冬の雪を太谷にあつめて夏をまつ。八瀬大原のすみやきは、竈をふすべて冬をまつ、谷の柚木は雨をまつ。曲水になみゐる歌人は、ながれにうかぶ盃をまつ。東山、西山の花もみぢの比は、都人をまつ。

小倉山みねのもみぢ葉こゝろあらばいまひとたびの行幸またなん

ねずみ戸には、太鼓をたゝいて見物の人をまつ。よめ入には待上﨟を置て、こしの入をまつ。昔河内の國、高安の里に、女ありけり。大和人を待て、

君があたり見つゝおふらん伊駒山雲なかくしそ雨はふるとも

卅六　のぼる物の品々

一　とをきまりはのべて蹴る。汁の味噌のときはゆにてのぶる。そくひは水にてのぶる。大事の病も、くすりを以て、いのちをのぶる。わかなをつみては、賀のいはひをして、年をのぶる。子日の松を引ては、千とせをのぶる。わか水をくみては、老のしはをのぶる。小袖をぬいては、はりめのしはを、ひのしを以てのぶる。きぬのいとといへば、わたをのぶる。もめんをおるには、くるまを以て、きわたをのぶる。雨のふるには、たびたつ事をのぶるなり。松風の巻に、源氏、大井の里へ、おもむき給ひし時、む

らさきのうへ、叉斧のえやくだし給ひけんと、仰られしは、いつもかつらのゐんより御かへり、のび〳〵なりと、おぼし侍る成べし。

世間甲子須臾事。逢着仙人莫看碁。

志賀寺の上人、御手ばかりといふ事は、むかし京極のみやす所を、上人こひ給ひけるに、御車のうちより、御手を出させ給ひければ、上人御手をとりて、

はつ春の初ねのけふの玉はゝ木手にとるからにゆらぐ玉のを

文字のつよき人は、もんごんを色々にかきのぶる。へたのうたひは、拍子にはづれて、のぶるものなり。のふを見てはおもしろさに、氣をのぶる。さけをしゐては、きやくの歸る事をのぶるなり。へをさしてとらかわをひかへては、鷹のはをのぶるなり。

片しきにむすほゝるともへをさゝんこゝろもしらぬつみのわかたり

かけあしの馬には、手綱をのぶる。風をうけては、とをいのやをのぶる。利錢をしては、かねをのぶる。利そくをなしては、しやくせんのもとをのぶる。百姓の、未進をしては、年貢をのぶる。田畠にさほをあてゝけんちをしては、知行の高をのぶる。くずねをねりては、弓づるにのぶる。よきもちをはしにさせば、五寸のぶるとなり。尺くわくの身をちゞめるも、のびんがためなり。謡のおんぎよくにも、かろくよせてうたはゞ、其次は、のべてうたはんと心得べし。閏の有年は、三十日をのぶるなり。高座のうへにては、だんぎをのぶる。花の木のもとには、酒のむしろをのぶるなり。ねがへりしてはあしをのぶる成べし。

卅七　ふとき物の品々

一大こく柱、門柱、尾張大根、八幡牛蒡、花筒の竹、ゆけいのほうわう、鯨のたけり、馬の物、爲朝の弓、辨慶が棒、石引の綱や、疊の糸、わろき地頭の納めます、武士の心、天王寺の石鳥居、ほていの腹

や、こいすねに、あきうどのこゝろは大佛のはらよりもふとしといへり。

卅八　ほそき物の品々

一人まつねやのともし火、さしもかためぬつきどの口、三か月の影、から糸や、青柳の糸、はすの糸、さゝがにの糸、ありのこしや、がきのくび、まじまそうめん、しゆろのひげ、下手の笛のね、霜がれのむしのね、一休のかな、つらゆきが歌書、はたごやのます、津田のほり江のみほつくし、

五月雨はつたのほそ江の身をつくしみえぬもふかきしるし成けり

卅九　とをる物のしな〱

一何にてもすける道、名作の錐、ふり商の商人、むら時雨、すきまの風、せうをやぶりて通るは猪、祭りとをるは、獅子、田楽、ねんりき岩をとをす。

とらと見ている矢の石に立なれば

けぶりは上へとをり、水は下へとをる。辨慶はくわんじん帳をよみて、とがしがたちをとをる。あだめく物は、前渡りしてとをる。かりがねは峯を越てとをる。たうばりはきぬ小袖をとをす。きりはふくろをとをす、大橋長蔵は、三十三間堂を、二千八百四十七矢をとをす。

四十　かへるものゝ品々

一年たちかへる朝には、十代の松をいはひ、水口まつりて田をかへす。ころしもかりはきたにかへる。なごりをしたひてよむうたに、

春かすみたつを見すてゝ行かりは花なきさとにすみやならへる

花はねに、鳥はふるすにかへる。山がらは籠の内にてもかへる、とかへる鷹にもしな〱あり。かたがへり、もろ歸り、もろかたがへり、山がへり、二山歸りのさはひめや、たがへる鷹のおもがへり。

はし鷹のとかへるみねのしゐしばのうらじろなるは霜やをくらん

引にかへるは荒木の弓、ほんなうの犬は門に歸る。虎は子をおもひて、千里を歸る。すばり若衆は、ねさめに歸る。思ふ人を宿に置ては心いられに立歸る。

　たちわかれいなばの山の峯におふる松としきかばいまかへりこん

昔男あづまへ行けるに、伊勢や、おはりの、海づらに立浪を見て、

　いとゞしく過にしかたのこひしきにうら山しくもかへる浪かな

又あだ人のよめる、

　おもふそのあたりはみまくほしければゆきてはかへり歸りてはゆく

朱買臣は、錦をきて、故鄕に歸る。秦を去て山にかくれしは、東園公、綺里季、夏黃公、角里先生、此四老人も、二たび帝都に歸る。行平中納言はすま。又源氏は二とせ立ぬれば、明石より歸り給ふ。ある人さすらひて、文月十四日に、配所にてよめる、

　中々になき玉ならばふるさとにかへらん物をけふの夕暮

とよみければ、あはれにおぼしめして、御ゆるされをかうぶりて、故鄕へ歸りけるとぞ。

尤の草紙　下之巻

一　ひく物のしな〲

一小うたにのせては、さみせんをひく。平家に合せて、びわを引。哥をすしては、琴を引。

きりの木の琴になるべきためしにはすゝきの山をひきわたる哉

都の牛は、車をひく。たけづきんにて、御茶を引。膳をだしては、さいしんをひく。ひきざいにひく、鹽引や、酒も過れば、引出物、ひろぶたにのせて、小袖をひく。客より座には、馬を引。あたごまゐりに、袖を引。神のまへには、しめをひく。佛のまへには、施行を引、珠數ひく。木地ひく。ろくろ引。木をひく。石ひく。ふねをひく。めを引。弓ひく。膝をひく、くびゝき、つなびき、なるこひき、釣するあまは、糸をひく。かた田のうらには、網をひく。

こゝろひくかひこそなけれあふ事はかたゞのうらのあみのうけなは

又仲哀天皇、異國たいぢの御ために、ゑちぜんのくに、つるかの津より、御ふねにめされける時、御酒宴ありしに、殿上人、かんだちめ、小うたをうたひ、御酒をすゝめけるとぞ。

春の野のこまかけちらす中にもゑいさらゑいとあみをひく

此小うたの事、氣比宮の、緣起にみえたり。則氣比大明神は、仲哀天皇にておはします也。杣人は、板を引。のこぎりにては、くしをひく。かさをはりては、油をひく。物見の幕には、まくをひく。みすのうちには、几帳をひく。春は子日の、松をひく。夏はのきふく、あやめを引。秋は牛ひく、ほしあひの空、冬はさむさに、風を引。鷹のゝともには、犬をひく。老たる人は、てをぞひく。むかしの事は、れいにひくのみ。

二　さす物のしな〴〵

一出入日影(いでいる)は、山にさす。月のでしほは、うらにさす。わたし守は、ふねにさほさす。ゑさしは小鳥をさす。ますらをは　ともしさす。ものゝふは、のぼりさす。かたなわきざしは、こしにさす。舞のあふぎは左右へさす。されば、しやうがのうたに、

さすやうでさゝぬは人まつよひのからきと
さゝぬやうでさすは又おもふが中のさかづき

腫物(しゆもつ)、しやくじゆは、はりをさす。血をとる馬にもはりをさす。賤の女は、たびをさす。わらやをふくにも、針をさす。屋ねのもりをば、いたでさす。雨のふるには、かさをさす、梅花をおりては、かうべにさす。さくらをおりては、花びんにさす。ともし火のほそきには、あぶらをさす。魚鳥のしるべは、さかしほをさす。竹のくしには、でんがくをさす。目のかすむには、くすりをさす。うたひのほんには、しやうをさす。執筆のやくには、さしあひをさす。櫛のえだは、つゝみにさす。かみには、つげのをぐしをさす。

芦の屋のなだのしほやきいとまなみつげのをぐしもさゝずきにけり

三　物のかしらの品々

一天神七代の頭は、國とこだちの尊なり、地神五代の頭は、天照大神、人王の頭は、神武天皇、男女夫婦の初は、伊弉諾尊、人間の頭は、大王、女の頭は、きさき、公家頭は、太政大臣、武家頭は、將軍、儒者頭は、老子、孔子、佛法頭は、釋迦如來、歌の頭は、素盞烏尊、出雲の國にいまして、稲田姫と御ちぎりまし〳〵て、

八雲たついづも八へがきつまごめに八へがきつくるそのやへがきを

此うたより、三十一字のことの葉とは、なれりけり。又連歌の初は、伊弉諾、伊弉冊尊、はじめて、み

とのまぐはい、ありし時、伊弉諾尊、

あなうれしにへやうましをとめにあひぬ

といひかけ給ふに、伊弉冊尊、

あなうれしにへやうましおとこにあひぬ

と付給ふを、女神、男神の、つぎうたとて、連歌の初にとる也。天台の頭は、梶井殿、青蓮院、眞言の頭は、御室御所、妙法院、山伏の頭は、聖護院、若王寺、馬の頭は、觀音、牛の頭は、牛頭天皇、くすしの頭は、てんやくのかみ、氏の頭は、源、平、藤、橘、兵法の頭は、張良、一年の頭は、元三、花の頭は、梅、月の頭は、八月十五日、座頭の頭は、檢校、舞の頭は、則大頭、ゑちぜんのかうわか、猿樂の頭は、くわんぜ、こんばる、こんがう、ほうしやう、謠の頭は、色々あり。本の頭は、上略、中略、下略、七ツ頭、八ツ頭、二ツ頭、三ツ頭、此外、頭の數つくしがたし、ゑぼしの頭、あか頭、くろ頭、地論頭、くみ頭、日用頭、龍頭、魚の中にも、かながしら、小鳥の中にも、かしらだか、いわしの頭、いもがしら、ちゞみがしら、かさがしら、さいづちがしら、げほうがしら、くゐの頭、すみがしら、十二支干頭は、甲子、鱗、羽、裸、毛、甲の頭の事、鱗の頭は、龍、羽の頭は、鳳凰、裸の頭は、人、毛の頭は、麒麟、甲の頭は、龜、或時、一休和尚の狂歌に、

人は武士はしらはひの木うをは鯛小袖はこうばい花はみよし野

四　もちひらるゝ物の品々

一主上、關白、將軍、これはあがめてもなをあきたらず、御朱印、所司代、庄屋、出頭人、勇者のほまれ有人、ゆうそくの人、上手のくすし、何にても一藝達者、夏は扇に、秋は川、奈良諸白に、宇治のしろ茶、沈香の中には、伽羅、藥の中には、人參、香の中には、鷹の鳥、鳥なき里のかはほり、大名のひとり子、またも御座有よ、天滿の門跡、

五　めぐるものゝしな〴〵

一二六時中天路をめぐるは、日月、北辰は其所にゐて、しうせいはめぐる。日にむかふてめぐるは、あふひの花、雲につれてめぐるは、むら時雨。ひとりめぐるは、水車、或連歌の前句に、

あぢきなやたゞまはしても見ん

附句　戀ゆへに我身はやせてみへの帶

又　又みどり子のなきがかたみの風車

田づらをめぐるは、山水、三界をめぐるは、會家僧、國をめぐるは、六十六部、大慈大悲の觀音堂に、三十三番の札を打にめぐるは、順禮、するがの二郎清重が、もつてめぐる廻文、連歌にめぐるは、一順、座敷をめぐるは、盃、町をめぐるは、番太郎、門々をめぐるは、はちひらき、大名をめぐるは、千少、山めぐりするは、山らば、まはせばめぐる、りんざう、くむたびにめぐるは、ろくろつるべ、たゝけばめぐる、ぶせうごま、賤の女のまわせばめぐる、糸の、わく車、三千世界を一旦にめぐるは、韋駄天、六十二年にゆるりとめぐるは、暦、ほどなくめぐるは、おやの周忌、或發句に、

めぐりきぬ世のうき秋の七車

六　まふ物の品々

一くもまひ、しゝまひ、神子の舞、幸若、猿樂、白拍子、てくゞつ、でこのぼ、猿廻、すみにかゞむは鼠舞、雲井にまふは、鵯、すたか、又は千年の鶴も舞ふ、畠にまふは、なすびの木、かきほにまふは、かたつぶり、花前に蝶まふふん〳〵たり。出家の舞は、大衆舞、茶々にまふは、老萊子、酒盛にまふは、じゆんのまひ、ひだるきときは月もまひぬ。

ひだるさにかしらつゞみのうちぬれば人もはやさぬめこそまひけれ

七　すぐなる物の品々

一簾の中のよもぎはためざるにすぐなり。

人はたゞともによるべき事ぞかしあさの中なるよもぎ見るにも

なをすぐなる物は、杉の立木、擬は青竹、

色かへずたゞすぐなるをこゝろに
竹はまかれる枝だにもなし

是を世のすがたともがなくれ竹のすぐなる物の色もかはらず

正直の二字、みどり子の心、聖人の心、治れる世の掟、

其身直、雖不令而行。其政正、不令而從。

板倉の山田につめるいねを見ておさまれる世の程をしる哉

ひだのたくみがうつすみなは、なよく代官、所司代のひはん、さいとりざほ、やりのえ、つくりみち、橋のゆきげた。

八　まがれる物のしな〴〵

一三ケ月の影、虹のかけはし、馬のくらぼね、牛のはなづら、きびのいり物、さうのはた、大工のかねや、くらのかぎ、ひ物屋の仕事、なでのつる、おたかじやくしに、つむの程、帆のおりべい、千鳥がけ、九折の道、しやうがのゆび、むかし天下の、政道たゞしからざるに、一條の辻に、七ツの宗を、札に書て、立たるらくがきあり、此心は、上よこしまなるによりて、下又ゆがめりといふ義なり、老人のこし。

九　やはらかなる物の品々

としふればわがくろかみもしら川のみつわくむまでおいにけるかな

一なく〳〵の小袖、わた子、公家の[illegible]、ぼくにの出家、やんごとなきわかしゆの心、同女の心、餅はだ、老人の交、けなき物のはなし、むしの巣、ゆたてめし、おとこ瓜、きうらいたうふ、鬼神の心をもぞ

はらぐるは歌の道なり。

十　こはき物のしな〴〵

一たふの手ぬぐひ、なまもみなるかみぎぬ、のりのつきすぎたるせんたく物、狂人のきたる座敷、理非をしらぬ人、たゝりますといふ神のまへ、かみなり、地震、山伏のいのり、くちなは、蛇のすなといふふち、いためがわ、なまにへなるいりこ、ゆですぎたるたこ、名さへこはいひ、虎、狼、讒者、古歌に、

世の中はとらおふかみも何ならず人のくちこそなをさがなけれ

十一　まことなる物の品々

一君子の一言、神は正直のかうべにやどり給ふ。

こゝろだにまことの道にかなひなばいのらずとても神やまもらむ

もゝをつき、ゆびをきり、つめをはなし、なみだにせきあへぬは、しんじつの戀慕なるべし、こよみにあらはす、日そく、月そく、四季てんぺん。

いつはりのなき世なりけり神無月たがまことよりしぐれそめけむ

生者必滅の世の有様、徐君、季札といふ二人の人あり。あさからぬ、ちゐんなりけり。或時、季札が劍を所望しけるに、やくそくして、他國へ使にゆき、ほどへて歸りけり。さて徐君をとへば、死たりといふ。季札やがて、除君の塚のもとへゆき、右のやくそくしけるけんを、三ツにをりて手向けるとなり、これみなまことのみちなるべし。此心を或詩に作れり。

請君早解腰間劍。莫レ掛ニ秋風墓樹寒一。

十二　いつはる物のしな〴〵

一むかしよりいひならはせるなかう人のそら事、はぐらうのさた、ばくちうち、物うるにすあひといふ物、あまのぬれぎぬ、此いはれは、むかしちくぜんの國に或人むすめ一人もちけるが、けいぼの中のた

くみにはあまのぬれぎぬをかりとりて、むすめのあしたたちたりける、ふしどに是をぬぎきせてをく。あま人きたりて、我衣をとらせ給ひて侍るといふ。さもあらけなきあま衣の、ひとへになき名をいひ付たり。ちゝ是を聞き、則盗人の事なれば世の聞えみぐるしとて、むすめをやがてころしけり。其後かのちゝがゆめにみえつゝ、なく〳〵一首のうたを讀けり、

　　ぬぎきするそのたばかりのぬれごろもながきなみだのならひなりけり

又僞のあらはれてはづかしからんは、かぐや姫に送りし玉のえだ。又もろこしに、趙璧といふ玉は卞和が夜光の玉なり。此玉を秦の始皇より、趙王へ城十五にかへんといつはりて此玉をとれり。趙王の臣下に、藺相如といへる者、僞りて又此玉をとりかへす。相如始皇へ行て、かの玉にきずあり。其所ををしへ申さんといふ。則玉を取出して相如に見せ給へば、玉をとりて始皇の御そばへちか〳〵とより、始皇取すくめて、我國へ送り給へといかりければ、せんかたなくて玉共にをくりかへされけるとぞ。又使の人の僞りしは、かの土佐正尊がそら起請、又つくしあし屋の里人そせうありて、在京十ヶ年にあまりぬ。ふる里ゆかしくて文をこま〳〵と書てやる。其ふみの中にいろ〳〵のきぬ小袖をやるよしかきて、其物は、えとゝのへずして、文ばかりやりけり。妻女めづらしくうちながめて、みるにかきたてたる物は一色もなかりけるに、はらをばたてずして、一首の歌をよみけり。

　　こゝろざしあるかたよりのいつはりはよのまことよりうれしかりけり

鳥の名にもうそ、刀にさへそらざや、俳諧の發句に、

　　あきなひがたかきそらねの郭公

佐々木の四郎高綱、頼朝より、いけずきを給りしを、梶原とがめしに僞りて無事にとをりし事、又宇治川の先陣にも、佐々木僞りし事、平家物語にみえたり。

十三　わらふ物のしな〳〵

一左繩、みゝづくに小鳥、物狂に子供のあつまり、狂言、上手のはなし、なまじゐの事をとりかゝりてえしとげざる事、天狗がくさびらにゑひたる、名にめでゝわらひぜうの面、とりはづしてのおなら、北野の二童子、よろこび遊のざしき、祭にわたる壹ツ物、光源氏より衣をくばり給へるに、すゑつむ花よりの歌のたび毎に、から衣といへる、五もじばかり讀給へば、源氏の君わらひ給ひて、

から衣又から衣からごろもかへすがへすもから衣かな

晉の惠遠法師、廬山へ引籠り侍りける時、こけいの橋をわたりて、二たび此橋を出まじきとの禁足の願を立侍りける。惠遠法師のしたしき友に、とうゑんめい、りくしゆせい、といへる二人の友、酒をもたせて、かのろざんへ尋ゆきけり。めづらしくや有けん。日終かたりなぐさみて、たがひにしゐつしゐられつさけをくみすぐして、扨二人の友かへりければ、名殘をおしみ侍りて、送り出て、かの禁足の願をばうち忘れて、はるかに橋をこえ過しけるに、二人の人さて禁足はといへば、おんほつし手をうちてわらひ侍りければ、二人の人もふしよろびてわらひけり。これを三笑のともとぞいひつたへ侍りける。

十四　くすみたる物のしなじな

一不動のかほ、おや子の中の物がたり、下戸のざしき、としより衆の參會、しんの茶の手前、ちやの小袖、かちんのかみしも、うれへのざしき、しぶがきくふたる口もと、仁王の狂言、ひようたんから駒はいでねども身をまんじてくすむ人もあり。

十五　ものいはぬ物の品々

一ふかきちゐんも、すこしのふしに物いはぬ事、世のならひなり。ひとつはちすの、えんとならんと、二世をかねたるいもとせの中も、ねたむ心をしこめて、ひたやごもる時も有。詩の言葉にも、たうり物いはず春幾暮と有。又いかなれば、漢皇は、李夫人のすがたを、甘泉殿のかべに似、繪にうつして、明暮むかひおはしまして、ものいはず、わらはず人をしうさつすと、かなしみ給ひしためし有。又

僧正遍昭、いまだ良峯の宗貞にて、好色ならびなかりければ、是を帝の心みんとにや。后のまねをして、山吹色の御衣を引かづきて、御簾のうちにわたらせ給ふを、宗貞是をけさうし奉る、あへて御かへり事なし。其時、

山吹の花いろごろもぬしやたれとへどこたへずくちなしにして

物いはぬはまだいはけなき新枕、又光源氏中だちのしるべに任て、よもぎふのみやへよるのみかよひ給ひて、御ちぎり浅からず、むつましく物をいひかけ給へども、御いらへましまさねば、

こゝろにはしたゆく水のわきかへりいはでおもふぞいふにまされる

いくそたびきみがしゞまにまけぬらん物ないひそといはぬたのみに

いはぬをもいふにまさるとしりながらをしこめたるはくるしかりけり

又夕霧の巻にかきたりける、無言太子の事、佛説に曰、天竺に大王ましく\/き、其太子十三年物いひ給はず。父帝かなしみ給ひて、羅漢にたづね給へば、羅漢の曰、前生に、飢たる烏蛤をくはへて、食せんとするにかなはず。童子是をみて曰、石のうへにおとし侍らば、やぶるべき物をとをしへける、からすをしへのごとく、たかく飛あがり、石上におとしてうちわりこれをあさる。其むくひにより悪道におちてのち、太子に生れ給ふ。無言太子是なり。又都粟田口に、一しんだうといへる宮あり。中尊は、いは猿とて口をふたぎて有。わきだちは、み猿、きか猿なり。傳教大師の御作なり。されば歌にも、

何事もみざるいはざるきかざるはたゞほとけにはまさるなりけり

公事ざたに、かゝづらふもの、此お猿をむかへて我いゑにをき、對決の場へ出ければ、かならず其公事かちに成るよしいひつたへ侍りぬ。

十六　なのる物の品々

一二三番のかち相撲、合戦の軍兵、折紙の事は申に及ばず。年頭、八朔以下の禮儀にも、太刀折紙の奏者

を以て、名のるはつねのならひなり。むかし天智天皇、筑前國かるかやの御所は、ばうしきらずさいてんけづらで、丸木を以てたてたる、皇居なればとて、木丸殿と申奉る。秋の田の露にしほれ、かやが軒ばの月を御覽じけるころなれば、御用心まし〳〵て、新關をかまへ、往還の人をなのらせてとをし給ひける。御門の御製にも、

あさくらや木の丸どのに我をればなのりをしつゝ行はたが子ぞ

又毛利千句に、

つらきわかれと引とめし袖　昌叱
名のらずば誰かは又もとがめまじ　同
みちのゆくゑはあすかゐのやど　紹巴

此句は花のえんのまきに、御遊すぎて、光源氏月にうかれて、こうき殿の、三の戸口に、何となく、たゝずみおはしけるに、おぼろ月夜にしく物はなしと、うちずして出給ふを、源氏の君、やをら、立よりて、御袖をひかへ名のりし給へば、いかでかきこゆべき。かくてはおもひやみなんとはおぼされじと、引とめ給ひて、御ちぎりあさからず。あふぎをとりかはして、わかれ給ひし面影なり。又みちの行ゑの句は、さ衣の大將あすか井の君、うづまさに、こもり給へるに、仁和寺の、いぎしといへる法師、めのとゝ心あはせて、ぬすみ行くを、大將二條へんにて、見つけ給ひて、とがめ給へるを、君をば車に置て、にげゝるを御らんじて、いづかたへゆく人ぞ。名のり給へ。をくりとゞけんとの給へば、二條ほりかは、鼓遣燒へんへとありしなり。さて其まゝ契り給ひて、御懐姫ありしを、又めのとつくしに任にくだる。大將殿の家來、道成といひ合してつくしへ下るを、虫明の迫門にて、船より身をなげ給へるに、長門守歸京の船中へ、おちしをつれて都へのぼり、ときはの里にて、御たんじやうありけり。さ衣の御むすめ、あすか井にやどりはのことばより、あすか井の君とは申とかや。郭公の名乘とよみたる歌、

まちかねてくらぶの山のたそがれにほのかになのるほとゝぎすかな　藤原爲忠
たちかへりたかとへばかはほとゝぎすをのが名をのみなのるなるらむ　元方
山風のふはの關守とはねどもこゝろと名のるほとゝぎすかな　光俊朝臣
朝くらやとはねに名のるほとゝぎす木の丸どのゝ名にたてしとや　前參議親澄卿

ある發句に、

郭公名のるはふじのたかねかな

十七　かしましき物の品々

一女のあつまりてちや物がたり、手をうちすぎたる、つゞみたいこ、かぢやのとなり、やくわんや、あぶらしめぎのをと、からうすのをと、行うすひくをと、車のとゞろくをと、かみなりのをと、百姓のやねふく、まつりの場、谷川、あらいそ、てつぼうのをと、いぬのほゆるこゑ、あふ夜の鳥、わかれのかね、轡虫、

をとにきくくらまの山のくつわなししばしばしひかへて法のこゑきけ

十八　しゆしやうなる物の品々

一御八講の儀式、老僧の談義、稱名のこゑ、

笙哥遥聞孤雲上。聖衆來迎落日前。

となふれば佛もわれもなかりけり南無阿彌陀佛のこゑばかりして

高野山、つねのともし火、しきみのたく香、ごまだうのけぶり、紫雲たなびき花のふる空、うたの講師、行幸の管絃、むかし安養の尼、伊勢へまうでゝ、御前をふしおがみてよめる、

何事のおはしますかはしらねどもかたじけなさになみだこぼるゝ

十九　めづらしき物の品々

一いくとし越ても元三の儀式、鶯の初音、子規の一聲、

きくたびにめづらしければ郭公いつも初音のこゝちこそすれ

ゆきやらで山路くらしつほとゝぎす今ひとこゑのきかまほしさに

宇治よりくばるかぎちや、すたか、あがけ、とやお、しろふがはり、十三尾、いちにてしかへたる駒、いこく人、いつみてもわかしゆのふみ、新枕、うゐ子、まれのゆかりにあふ、きゝおよびたるげいのふ、時ならぬ雪、

ときしらぬ山はふじのねいつとてかかのこまだらに雪のふるらん

玄宗皇帝、楊貴妃寵愛のあまりに、内裏のそのに瓜をつくらせ、二月の比もちひられしもめづらしきためしなり。

内園分二得溫湯水一。二月中旬已進レ瓜。

又めづらしきは、橘諸兄卿、とこよの國よりたちばなをとりてかへりし事、

たち花は實さへ花さへその葉さへ霜はをくともましときはの木

廿　おもしろき物の品々

一神代のむかし日神天岩戸にたてこもり給ひしかば、とこやみの世となりぬ。八百萬神、岩戸のまへにてかぐらをそうし給へば、其時すこし戸をひらき給ひぬれば、人のおもてしろ〳〵と見え侍りければ、日神の御こゑにて、おもしろやとの給ひしより、おもしろき事を面白とは申とかや。月花のおもしろき事いへばさらなり。上手の能、附諸藝、初雪の朝數奇、附廻りずみ、廻ばな、夏は、川せうよう、秋はもみぢの木のもとに、車をとゞめてすぎがてなり。

停レ車坐愛楓林晩。霜葉紅レ於二二月花一。

冬はたくひのまにて、いり物などして、手づから、見づから、しやくしをとり、さながらこたつにより

ふして、まくらをそばだてゝ、簾をまけば香爐峯の雪など、うちずし、こゝろあひのともと、物がたりするもおもしろし。あひてによりて、ごしやうぎもおもしろし。鵜鷹そのほか一さいのせつしやうはなほおもしろし。讀學のかうしやくもおもしろし。おもふやうに、作事をするもおもしろし。あし毛馬はかしらもしろしおもしろし。

廿一　まよふものゝしな〴〵

一人のおやは子ゆへにまよふ。古歌に、

人のおやの心はやみにあらねども子をおもふみちにまよひぬる哉

れんぼの道、よくの道、夜みち、雪みち、ひろ野のみち、おくなをふかき太山の道、しのゝめの川きりふかきふねのみち、心きたなきさとりのみち、めくらの杖うしなひしみち、されはさとりのまへの是非はぜひ共に是なり。迷のまへの是非は是非共に非なり。

廿二　あだなる物の品々

一世間はによむけんほうやうによろやくによてんくわいらいはうとう、

ゆめの世にまぼろしの身のむまれきてなにをうつゝとさだむべきかは

風のまへの灯、日かげまつまの朝がほ、飛花落葉、

世の中はいちのかりやのたとしばしひとりのこらぬゆふぐれの空

むかしあだくらべせしをとこ、をんなの歌、

鳥の子を十づゝとをはかさぬともおもはぬ人をおもふ物かは

といへりければ、

朝露はきえのこりてもありぬべしたれか此世をたのみはつべき

又をとこ返し、

吹風にこぞのさくらはちらすともあなたのみかた人のこゝろは

又女かへし、

行水にかずかくよりもはかなきはおもはぬ人をおもふなりけり

又をとこ、

ゆく水とすぐるよはひとちる花といづれまでてふことのなからむ

廿三　のぼるものゝ品々

一春はあがためし、秋はつかさめし、いなかよりの調物、龍門の鯉、衣川の鮭、古歌に、

きのふたちけふきて見れば衣川すそのほころびさけのぼるなり

又候哉こずゑの花を手折る人、春の野のひばり、秋の木のみをもとむるさる、だんぎの高座、二階座敷、心づくしの玉かづら、かつらき、高間、大峯をわけ〳〵て入山ぶし、淺間まうで、富士まうで、めでたくのぼるはくらゐ山、

すべらぎの位の山の小松ばらことしや千代のはじめ成らん

くらゐ山はなをまつこそ久しけれはるの都にとしはへしかば

こむらさきたなびく雲をしるべにてくらゐの山のみねをたづねん

廿四　くだる物の品々

あづまへくだるは馬の上、つくしへくだるは、ふねのうへ、峰のつま木やさわらびを、とりてくだるは谷の庵、五月雨の雲はこりしきてふもとにくだる時もあり。秋の梁瀬の鮎うなぎはひとむら雨のにごり水にさそはれ下る時しも有。笛琴の音にぜうじつゝ、天人くだりしためしもあり。雲路を渡るかりがねの、平沙に下る比もあり。谷にきりをく、宮柱、水のながれにうきしづみ、ひかねどくだる事も有。巴豆、大黄や、牽牛子は、いづれも下る藥ぞかし。

廿五　とぶ物のしな〴〵

一もろこし秦の始皇をたばかり、けいかしんふやうといふ者、えんのさしづ井はんゑきが、かうべをもちて、二人参内して、始皇へちかづき奉りて、御門をいだきとり、すでにさしころし奉らんとせし處に、くはやうふじんと申す后の、琴の音に聞とれて、すこしゆだんをせし處に、みかど御衣の袖を引きつて、七尺の屏風をとび越え給ひて、御つゝがもましまさぬなり。又我朝だんのうらの船軍に、能登守教經、源氏の大將よしつねをめにかけ、しきりにたゝかひ、すでにあやうくみえし處に、よしつねかなはじとやおぼしけん、三丈ばかりも隔てたる、兵船にとびうつり給ひけり。教經ちからなくいまはかくよとおもひきり、安藝の太郎、次郎といへる兄弟のものを、兩のわきにさしはさみて、海へとびいり侍りぬ。又紀州熊野の權現は、御すいでんの御なげきに、をとなし里に移給ふ。跡よりちけんひちり、とびきたり、聖の宮とぞ申なり。又つくしへ、菅相丞のさすらひおはせし時、御別をしたひて飛梅、御跡よりやがて老松といへり。ぬけてとぶは音のみ、とんでひに入はなつむし、あふみ竹生島のは鵲とび、あふみ井島のさほとび、はしりとび、一そくとび、目にも見えずとぶのはのみ、目に見えてとぶは人玉。

たまは見つぬしはたれともしらねどもむすびぞとむるしたかへのつま

又とぶとりのうたに、

くれぬめりねぐらもとめてとぶ鳥のあすかの寺のいりあひのかね

又あかりしやうじといふ題にて、

いにしへのいぬきがかひしすゞめの子とびあがりしやうじとおもひき

廿六　あぶなき物の品々

一いけのはたのわらはべ、かみなり、ぢしん、おほかぜ、あらなみにのる舟、くせ馬の一さん、馬のうへのゐ眠、丸木の一橋、かたそばの細みち、こいゑにおほびたく、少人のげいのふ、老人のかろわざ、く

ひく\もふぐ汁、めづらしき草びらのれうり、かりそめにも傷寒病、理をもちながらもくじのさた、しうのかげごと、虎のおをふみ、わにの口をのがれ、うす氷のうへをふむ、それよりもあぶなきは、人の妻をぬすむ。

さなきだにおもきがうへのさよ衣我つまならぬつまなかさねそ

廿七　おさるゝ物のしなぐ\

一ひはもとより理におさる。理は法度におさるゝ、法度も時のけんにおさる。けんは天道におさるゝ。むかし熊野のおく、十津川の里にかり人有。ある時かりに出けるに、ふしぎの事ありて、くちなわの、きじをとりてふくしけり。又其くちなわをしゝのきたりてふくす。かり人、これを見て、ゆみとやをつがひ、はなたんとしけるが、まてしばし、此しゝをころさん事はいとやすし。われを又いかなる物が、かくころさん、としあんして、わが屋にかへらんとす。其山のふもとにて、よきふんべつ哉。てうへく\におさるゝ物をと、大木のうへよりいひけり。もししゝをころさば、なんぢを又けころさんと、てんぐいへると也。それより此かり人、獵をやめて、しゆぎやうじやとなりぬ。十津川のおく、旃陀羅法師是なり。惟喬の御位は、惟仁におさる。六きうの顔色は、楊貴妃におさる。祇王は佛におさる。女のはらは男におさる。せんべいは竹のつゝにおさる。うどんはめんぼうにおさる。そくいひはへらにおさる。腫物はすぐすりにおさる。外樣者は出頭人におさる。一さいの藝のふは上手におさる。貴賤群集の見物は人におさる。千石、萬石つむふねもろにおさるゝ。

廿八　とらるゝ物の品々

一鳥は鷹にとらる。又犬ほねおつて鷹にとらるゝ。鼠はねこにとらる。狸はいぬにとらる。笛による鹿は獵師にとらる。年貢は地頭にとらる。百姓の子は人質にとらる、首は勇者にとらる。笠は風にとらる、くろふねはいぎりすにとらる。商人のかち荷は山だちにとらる。馬の血ははくらくにとらる。早苗

は五月男女にとらる。藥代は醫師にとらる。提子はしやくにとらる。わらはべの川水あびては蛔にとらる。かつせんにまけてはくにをとらる。ごたちにびじんあればをとこをとらる。ばくちにまけては女をとらる。やくびやうの神にてもかたきはとらるといへり。

廿九　あらはるゝ物のしな〴〵

一下萌のわか草は雪間にあらはるゝ。紅は園生にうへてもかくれなし。

三山木のそのこずゑとも見えざりしさくらは花にあらはれにけり

海にます神も、

西の海あをきがはらの浪まよりあらはれいでしすみよしの神

かのへさるの夜の盜人は、かならずあらはるゝ也。粉骨細身に心をくだきて、何事も精を入ば、終にはあらはれずといふ事なし。是則陰德陽報なるべし。

やしゆたらか福地のそのに種まきてあはんかならずうゐの都に、

しのぶる中も、終にはあらはるゝ事也。業平、二條の后へかよひ侍りけるも、世にかくれなし。光源氏、かゞやく日のみやときこえし、藤つぼへ御心の有し事も、終にはかくれなし。又柏木の衛門の督、女三の宮へちぎりし事、又匂ふ兵部卿の宮、うき船の君に忍びて契りあはせし、宇治の里にて、

としふともかはらんものかたちばなの小島がさきにちぎる心は

かへし、

立花の小島は色もかはらじをこのうきふねによるべしられぬ

みなこれつゐにあらはれぬめり。

伊勢のうみあこぎが浦に引あみもたびかさなればあらはれにけり

服衣を墨に染るにも、うすくこくそめわけて、そのゆかりのとをきちかきをあらはす也。此心をふるき

連歌に、

おもひに何のいろをわくらむ
うすくこくそむるもおなじ藤衣

罪人のつみとがの輕重(かろきおもき)は、ぢやうはりの鏡のおもてにあらはる。實盛がびんひげを、墨にそめしは、池水にてあらいてあらはる。又あらいてあらはれしは、むかし、大やけに御歌合の有けるに、水邊の草といふ題にて、をの〳〵よめり。

まかなくに何をたねとてうき草のなみのうね〳〵おひしげるらん

と小町がよみて、宵(よひ)にことに合せて、たか〳〵とずしけるを、大伴の黑主が立聞て、此うたを萬葉集の中へかきくわへて、翌日御歌合の時、是は古歌なりと黑主がいひければ。小町かほうちあかめて、はづかしくおもひ、いづれの集にありけるぞと問ければ、件の書たる本をさし出す。小町、是を見て、文字のすみつきあやしく侍れば、御前にてあらいてみんといふ。さらばとて、はんざうに水を入て出したりければ。小町則ちさうしをあらいてみれば、新筆のすみはおちて、古筆のもじは殘れり。黑主がいかばかりうたはか丶で、はぢをかくなるべし。さけをのめばいろにあらはる。人にほるればめもとにてあらはる。

しのぶれどいろに出にけりわがこひは物やおもふと人のとふまで

狐のばけたるは、はなをふすべてあらはる。きじうづらの床は、火をかけてあらはす。無學僧は、もじざうだんにてあらはる。物のけは、げんざのいのりにてあらはる。地神四代ほ丶でみの尊は、たつの都へおはしまして、とよ玉ひめと契り給ひ、うのはふきあはせずのみことをうみ給ふ。とよ玉ひめ、常にこそうつくしくもつくりなせ、りんざんのいたみに、蛇身のすがたあらはれければ、はづかしくやありけん。其まゝ海中へいりて、二たびまみえずと也。又紀州道成寺の、つきがねをばおろして、山伏をかくしけるも、終にあらはれぬめり。いまさるがくの能にして、あれみよ。蛇體はあらはれたりとうたふ

なり。

三十　あらきもの ゝ しな〴〵

一あらき物は、野分の風、いそうつ浪、よこぎる雨、まどうつあられ、あら人神に、あらゑびす、べんけいが軍物がたり、曾我時宗がぎやうぎ、すまうとり、まき出しの駒、うちおろしの鷹、今焼の道具、大づゝみ打の手のかわ、あかゞりすねさめはだ、おつとにもまるゝ女のはないき、ておひじし、せめ馬のいき、松の木のかわ、名は大あらきの杜。

大あらきのもりのした草おひぬればこまもすさめずかる人もなし
大あらきのもりの木のまをもりかねて人だのめなる秋の夜の月
おほあらきの森のもみぢはちりはてゝ下草かるゝ冬は来にけり

卅一　さびしき物の品々

一山でらの雨中、

蘭省花時錦帳下。　廬山雨夜草庵中。

山寺の春のゆふぐれきてみればいりあひのかねに花ぞちりける
山里はふゆぞさびしさまさりける人めも草もかれぬと思へば

かけひの水のをと、日ぐらしのこゑ、猿のこゑ、斧の音。

伐木丁々山更幽。

ひとりね、花のちる跡、都にうつしほがまの跡、

いつもきく物とや人のおもふらんこぬゆふぐれの松かぜの聲
花ちればとふ人もなしあし引の山もさびしく残る春かな
君まさでけぶりたえにししほがまのうらさびしくもなりまさる哉

卅二　身にしむ物の品々

一秋風、いとゞしく身にしむ物は、老が身に寒風、新島守に沖つしほ風、たき物のけぶり、はげしくしむはたんばん、なまうをにしほ、さしみにす、すきはらの酒、かたなのさび、知音のおもひよりてのいけん、からき世にすむ。

かくばかりへがたくみゆる世の中にうら山しくもすめる月かな

卅三　はづかしき物の品々

一むこもよめもまだいわけなき時の祝言、おや子きやうだいの中にてかの物がたり、人中にてとりはづしてのおならは誰もはづかし。僞の顯もはづかし。

なき名こそ人にはいひてかくさまし心のとはゞいかゞこたへん

すいきやうしけるものは、ゑひさめてはづかし。いとけなき時、おやのいさめをきかで、いたづらにおひたちぬる者は、老てはづかし。やごとなき人の御中へ、おとろへたるものゝ、みざほにいろもかはらぬ、あかつきたる、きなれ衣をちやくして出るは、いとはづかし。夕霧の君と、雲井のかり　いとけなくおはせし比、御おばの大みやのもとに、二人まし／＼けるが、たがひにさくしりおよすけて、いつとなくまろびあひ給ひけるを、めのと夕霧を、六位すぐせといひおとしめ、しかりしかば、おさな心にもいかにはづかしくや思ひ給ひけん。

あげまきやひろばかりへだてゝねしかどもころびあひにけるまろびあひにける

もろこしに、王羅といへるものゝ處へ、客の來りけるに、めづらしき初瓜を出したるに、客しづ心なく、瓜のかわをあつくむきて食し侍りぬ。さてそのかわを、地にすてければ、王羅、きやくの目を忍びて、此かわをとりてくう。客、これを見て、はづかしくおもひけるとぞ。昔、つの國難波の里に、いとむつまじき夫婦のものあり。かくてあさゆふのけぶり、絶々に、おとろへはてんよりはとて、二人が中

を引わかれて出にけり。程經て女、身をとみてふるさとへ歸りきにければ、男たゞ一めみて、をのがすがたの、びろうなるをいとはづかしくやおもひけん。むばらからたちの中へはいかくれにけり。

　あしからじよからじとてぞわかれにきいとゞ難波のうらはすみうき

もろこしに、ちんがうといふ者、みんきはくといふものあり。則ちとなりなり。民紀伯よるひそかに、陳囂が地をぬすみて、かきをひろげてわがちにたす。陳囂、是をみて、民紀伯が見ざりしまに、わが地を一丈計入て、伯にあたへければ、大きにはづかしくおもひけるとぞ。其國の太守、聞府君これを聞て、陳囂がきをかんじて、その里の名をあらためて、義里と名付侍りぬ。葛城のよるの契りといふ事、えんのうばそく、久米路の橋をわたし給ひし時、かつらぎの神、みめわろくまし〳〵てければ、よるのみ出て岩橋をかけ侍りぬ。ひるははづかしくてまみえ給はず。

　いわはしのよるのちぎりもたえぬべしあくるわびしきかつらぎの神

名ははづかしのもり、

　いゑの風ふかぬ物ゆへはづかしのもりのことの葉ちらしはてぬる

　卅四　みぐるしき物の品々

一まづしうしてへつらう人、ひいきのものゝけか、おちこぼれたるやかた、さむさうにしてすゝばなたらす人、ひげにいひつぶの付たる、おなじく爪のさね、鼻毛のながき、かたなわきざしのさやのはげたる、ばうずのかみのながき、ざたうのそうめんくう、出家の女房とものがたりするも見ぐるし。

　卅五　きびのよき物のしな〳〵

一おやのかたきをうちたる、さまふにかちてなのる、とりかひて歸る鷹野、ひつぱりてゆく地道の馬、たちぶろへ入りたるもきびはよし。ためしものにだうのおちたる刀、こいちやのみたる口中、臺所のまな板の音、ひもじかる時くうめし、あつきじぶん水あびたる、又旅の門出に天氣のよき、じゆん風にほを

あげたる船、新宅へうつりたる、よきゆめ見たるもきびはよきなり。

卅六　つよき物のしな〴〵

一項羽威をふるひ給へば、山をぬく力ありと云り。はんくわい、いかれば髪甲のはちをつらぬく。又鎮西の八郎爲朝の弓力は、八丈島にておきなる船腹をいわりて、兵船一艘しづめり。又能登守教經の弓勢は、大國までもかくれなし。鬼には鬼神がつかふるとかや。義經のひざもとさらず、むさし坊辨慶。又和田軍にもんををしやぶりしは、朝比奈の義秀。かれにまされる、曾我の五郎時宗。又かれをくみふせしは御所の五郎丸。またのがちからわざ、さなだの與市が乘たるむま、車をひく牛の力、木曾殿の巴がうでさき、由井の濱にて、人つぶてうちたる畠山六郎、いのちもしらぬかやの木ばしら、へいさくにつよきはくりの木ばしら、ぬれえんをかゝばわらびなわ。しなのゝしろぞ、たんごつむぎ、かわつゞら、しつくい、はんだ、むぎうるし、まむしのしやうね、うなぎのせい、かやせといへばかけもどる、ゐのしゝなどにしくはなし。

卅七　まるき物の品々

一日輪、月輪、車の輪、九輪、禪家には一圓そう、天台には圓頓者、うちわにそふるけさのくわん、神には茅輪、丸四天、童女のひたい、かゞみの餅、ゑんざや、まりに、さかづきや、さては中よき一もんのまじはり。

まろくてもなをまろかれやわがこゝろかどのあるには物のさはるに

丸はたからの玉ぞかし。干珠滿珠の二つ玉、卞和が夜光の玉、面向不背の玉、貝の玉、牛の玉、鐵炮の玉、露の玉、あられのしら玉、おもひの玉、眞如の玉や、衣の玉、大こくのもつは、如意寶珠、子供のもつはぎちやうの玉、ざたうのもたぬはまなこ玉、女のもたぬはへのこ玉なり。

卅八　にたる物の品々

一弟子は師道ににたり。弟は兄ににたり。俤かくのごとく書いておもかげとよむも、かやうの心か。子はおやににたる事めづらしからず。

子はおやにゝるなる物とおもはれてこひしき時はかゞみをぞ見る

物まねをよくにせて、さいわいになりたるためしには、かのもろこしの孟嘗君、秦都を去て歸國をいそぎけるに、函谷の關におちきたる、あとよりてきちかづけるに、此關法にて曉、鷄鳴を聞てせきの戸をひらく。夜ふかければひらかず。いかゞせんとわづらふ處に、下座の者に、よく鷄のこゑをにするものあり。かれに一こゑときをつくらせしかば、關の鷄みななきける。關守戸をひらきて、とをしけるとぞ。此心を歌に、

夜をこめて鳥のそらねははかるともよにあふさかの關はゆるさじ

或連歌に、

いれんいれじの戸さしくるしも

その人とまなびなしたる聲はして

此句は、うき舟のまきに、薫大將のうき舟の君を、宇治の里にかくしをき給ひしを、にほふ兵部卿の宮ほのきゝ給ひ、薫は禁中御とのゐの隙に、内記といへるものにあないさせて、かの宇治の里へ、さ夜ふけがたに、宮おはしましたり。そう門よりは、え入り給はで、かきをやぶりてしのび入、しんでんのもやの軒ちかくたどりよりて、いよすのかゝれる隙より、内をのぞき給へば、よひにはおりぬふわざして、をのがじゝみなおふとのごもりぬ。宮つまどをたゝき給へば、うすより右近といへる女、たぞととがめしに、薫の御こゑによくにせて、こわづくり給へば、大將の御歸りと心得て、とをあけぬめり。うちへ入給ひて、夜の事おもひやるべし。よしは薫ににたり。

物の名もところによりてかはりけりなにはのあしはいせのはまおぎ

花あやめはかきつばたに似たり。芍薬はぼたんに似たり。水仙花はにんにくに似たり。あんずはむめににたり。あてはひの木に似たり。海棠はさくらににたり。せいねいはにんじんに似たり。雪は鵜毛に似たり。鵄は鷹に似たり。狼は犬に似たり。かはほりは鳥に似たり。鹿は馬に似たり。かをさして馬といふ事は、秦始皇死て、李斯、趙高といふ二人の臣下有、始皇死する時、長子扶蘇に位をゆづるのよし、狀を書いて李斯に給ふ。李斯此狀をばかくして、扶蘇をばうつべきよし、御遺言なりとて、兵をさしつかはす。扶蘇あらそはずして自害しぬ。扶蘇は器用ありける間、かくのごとくしけり。胡亥とて二番めの御子の、幼少なるを用ゆ。これを二世といふ。李斯は趙高共に大臣として、秦國の政をつかさどらんとせし處に、趙高、又李斯をほろぼさんとおもひて、李斯叛逆の心有よし、二世王に讒しけり。しかる間、李斯もほろぼさる。趙高いまはおもひ事もなくて、我威勢のほどを見ん爲なり。これは鹿なり、馬にてはなしとしれども、皆ゐせいにおそれて、鹿をさして馬といひける。拾遺集雜下に、能宣に車のかもをこひにつかはして侍りけるに、侍らずといひて侍りければ、

かをさして馬といふ人ありければかもをもをしとおもふ成べし　藤原仲文

かへし、

なしといへばおしむかもとやおもふらんしかや馬ともいふべかるらん

已、已、巳、樂、樂、樂、慕、募、暮、墓、墓。

卅九　名所俳諧の發句しな〴〵

一春　うば竹の枝でとしこせ老の坂

やり梅のながえやつゞくみこし岡

ならづけはかすがまつりの用意哉

夏　ときは木のおちばもねるやひばり山

ほたるとぶ夜やくらまのひうちいし

きつね火はいなりまつりのかゞり哉

めい月はをばすて山の名たてかな

秋

さびあゆやくれなゐくゞるたつた川

露をこまけあげてゆくゝやまりこ宿（じゅく）

冬

すゝだなやたるひにひえてせきがはら

松風に霰ひらめくやすまのうら

けぶりにもすゝけずしろしふじのたけ

四十　目出度物のしな〱

一よめ入むことり、げんぶくやわたましの能、初婦人に、元三のせち、いきみ玉、ながえのてうしのてふ花がた、正月のかゞみ、松かざり、廿日は具足のしろぎとかや。御産安穏、かみをき、はかまぎ、女のもぎ、子そんはんじやうのうばおふな、うけ振舞に、鶴かめや、松と竹とに、やちよの椿、萬歳々々萬々歳。

よろづ世とみかさの山によばふなるあめのしたこそたのしかるらし

此尤草紙は、或人つれ〲の餘りに、硯にむかひ、筆にまかせて書集めける。其心、あまれりやたらずや。然るを忝くも、無品親王御覧有て、事たらざるをくはへ、よろしきをたすけ、腹に味ひて、筆の究とらせ給ふとぞ。

寛永甲戌六月吉日書舍中野氏道伴刊行

尤の草紙終

近世事物考

近世奇跡考序

攙演傳奇之書。或朗々讀、或談人々話。皆可以導愚發蒙。奇々怖々可驚可愕之事。皆可以洞心寤目。其蘊暢快適可以資談柄、可以祛長夜之惡魔、消千秋之熱血矣。其醒人之功亦爲不少矣。雖然傳奇之體、以不過其原、不據其故、臆撰百般。是偽調而。爲述作之巧。故現造化未生之人於三千界裏、抽亘古未有之事於億萬刧間。奇聞創見。巧辭麗詞、以驚青天白日之世界。其說話。浸漬去巷婦女之耳目、論文士君子之骨髓。竟使古人傳事眞淺深、漫不傳其實失其信焉。其謬世之害亦爲不少矣。醒老人、長於戲文。怕作謾悲無情之詞、寫人間無邊之情、片言隻辭、使讀者腸斷而不止。嘗以其使知名於世。而老人就其無根之傳奇、而考其有據之事跡、遠攬往時之實、近辨俗說之妄、輙甄錄爲五卷、名曰古今奇跡考云。一日携酒訪余村居。余時會客行酒。老人不辭飲。在席末、探懷出一小冊子。進謂余曰、幸假先生一言以增價焉。余已沽醉。乃笑而諾之。其夜客已散。將就眠。則晴月尙射窗。社酒猶傳香。因挑燈側枕。繙老人書、仰臥讀之。

初翻二三四葉一。順流讀過。則捜二奇跡一尋二幽蹤一。而漸至二佳境一者。如二武陵樵源歩々着二勝地一矣。讀至二其半一。則行間字裏。破二支離傳會之浮説一者。如三入レ洞出レ洞而遊二於別世界一矣。讀至二其末一。則聞レ所レ未レ聞。見レ所レ未レ見者。如三耆老相會說二魏晉以上之事一矣。其博稽細捜。使三二百年間偉事美談之湮沒埋晦者。洗雪拭擦然再表二白於今日一焉。又其傍拾二古人之遺書一。考二往昔之風俗時變一而證レ之。其奇怪爽朗醒二士君子之眼一者。非下前日戯文構レ僞取レ媚之類上也。其資レ讀解レ頤之功亦不レ得レ不レ多矣。不レ覺全編讀畢而掩レ卷。則村鐘報レ曙。遂興補二明窓一手自酌二卯酒三杯一。攬レ筆而書レ之。

曆紀文化元年甲子五月龍生日

關東醉翁鵬齋撰

二百年來都會地。　太平時節喜吾生。
粟華不異江南俗。　又是人間遊樂域。

一枝

凡例

○古を好る人、その代を考て、ふるきことゝやゝあきらかになり、千歳の物すら、時ありて今あらはるゝもあれど、近き世の考は、かへりて疎にして實を失ふ事すくなからず。偶口碑に傳ふるも、虚妄のみぞおほかる。後の世には又、今をいにしへとしてしたはむ人もあるべきものをと、ふとおもひよりしより、物を秘笈に索、事を珍書に探、舊蹟にいたり、古墳をたづね、ふかく思を致して、其實を得ことあれば、やがてかきつけたる反故、古葛籠にみちぬ。そのうち俗耳にちかき事、いくばくを撰出して、遂に剞劂をわづらはしむ。

○たとひ片言雙辭といへども、たゞしき據を得ざればいはず。奇を好にすぎて、あらぬ虚譚を述、考へ疎にして口碑の誤を傳ふる說とおなじく見ることなかれ。しかにはあれど、予が考のあたらざるもおほからめ。そは後賢を俟てあきらかにせむのみ。

○凡正史といへども、おほむねを記せるものは、こまやかなることを見たにには便すくなし。源氏物語はそらごとの書なれど、其代の事を考るには、たれも引もちうるごとく、淺井了意、井原西鶴等がたはれ書、鱗形屋立圃、菱川師宣等がされ繪のたぐひも、その代のおもむきをもておけるは、いにしへをまのあたり見るごとき事ありて、證とすべき事おほかり。そのゆゑに俗書といへども、實とおぼしきはとりもちゐぬ。引もちうる書名の下に、上木の年號をしるすは、それ／＼の時代をしらしむべきためなり。

○おもひ得たる時、いそがはしくかきつけたる稿本のまゝ上木しぬれば、ついでもさだめずいふことと前

後し、且かさなれるもあるべし。覧者あやしむことなかれ。もとより予に近きをむねとすれば、耳なれざる雅文、目なれざる雅字をもちゐず。識者のためにはわらはれむことこそおほからめ。

○證とすべき古書あれば、原本をすきうつしにして、露ばかりもたがへずあらはせり。古圖なきは其代のおもむきを考へて、あらたに畫しむ。古圖と新畫とは、畫風を以てわかち見るべし。古圖はすべて予が自畫なり。覧者あやまりて、予が筆のつたなきを畫者におふする事なかれ。

○此書すべて、よしなしごとをかきつけたるものにはあれど、今にありて百歳のいにしへを見、昔の質素をおもひて、費をはぶかむには、すこしくもちうる所なきにしもあらじ。もし後の世に、今をいにしへとしてしたふ人あらば、いさゝかかうがへの便あらむ歟。

文化紀元甲子春三月

江戸　醒々齋　誌

近世奇跡考目録

巻之一

巻之二

巻之五

以上　通計七十一條

近世奇跡考　巻之一

江戸　山東軒主人　著

〔一〕懸想文賣

淺井了意が〔曾呂里狂歌咄〕〔割註〕寛文十二年板本。〕曰、往當正月元日のあしたより十五日まで、年毎に懸想文とて賣けり。其出立は、赤き布衣に袴のそばたかくとり、猶それより前には、烏帽子を着せりとかや。中ごろは編笠をかぶり、覆面して、都の町々を賣けり。是を買人あれば、ほそき疊紙の中に、洗米二三粒入たるを、懸想文となづけて渡す。一錢より百錢まで、代は人の心にまかす。扨その祝言は買ける人、あるひは夫婦のかたらひの事、或は商賣の事、又は物かく事、その外何にても、のぞむ事を、さま〴〵めでたくいひつゞけて打とほる。いとおもしろく、賣ける詞、やさしうきこえしを、時世のありさまにおしうつされ、今はみな絶けるにや。此ごろのわかき人はしりたるもなし。是は祇園の犬神人〔ツルメ

懸想文賣の圖　詞花堂藏本

寛文十二年印本曾呂里狂歌咄古圖ヲ模出ス

元祿六年板本俳諧糸屑に、懸想文賣の事をしるす狂歌咄の説とおなじければ、こゝにもらしつ。




天和年間
上野花見圖



ソ」なりや。又は桂の里より出る男にや。その出る所を知らず云々。〔割注〕按るに、懸想文とはいへど、女文のさまにかけるものにはあらず。紙符を懸想文となづけて、いまだ嫁せざる女の、良縁をいのりしものならめ。已に寛文の頃たえたる事、本文以て證とすべし。○俳諧の季よせに入しは、寛文三年印本〔増山の井〕に見ゆるがはじめなり。その以前に見る事なし。

〔一二〕上野の花見

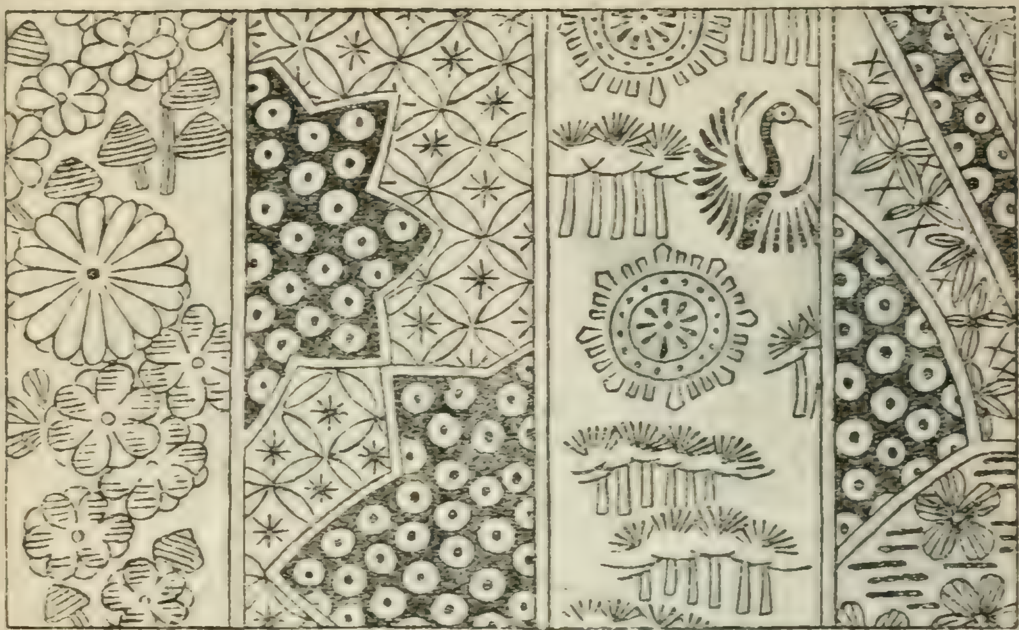
〔紫一本〕に云、東叡山黒門より、仁王門までの並木の櫻の下に、花見茶なし。秋山のうち清水のうしろに、幕はしらかして見る人おほし。幕のおほき時は三百餘あり。すくなき時は二百あまり有。此外につれだちたる女房の上着の小袖、男の羽おりを、辨當からげたる細引にとほして、櫻の木にゆひつけこ、かりの幕にして、毛氈花むしろしきて酒のむなり。鳴物はならず。小唄、淨瑠璃、踊、仕舞はとがむる事なし。本町通り町を始、有徳なるも、さもなきも、町かたにて女房、娘、正月の小袖と云は仕立ず。花見小袖とて成ほど手をこめ、結構にだてなる物ずきにしたるを着て出るなり。花よりなほ見事なり。花の頃は空くもりて、おほかた晝過より雨ふる。しかれども傘をもさゝず。よき小袖をすきとぬらしてかへるを、遊山にも又手がらにもするなりと云々。〔割注〕此文、天和中のありさまを、まのあたり見るがごとし。」○其頃の婦女の小袖は、結構といへども紵紬をかぎりとす。今より見れば甚だ質素なるものなり。

〔一三〕縫箔の小袖

昔の婦女は、縫箔の小袖を晴服とす。京六條に傾城町ありし時、寛永の頃迄では、遊女も地なし縫箔の小袖、へり箔の小袖を着たるが、島原にうつりしより、縫箔とひつたの鹿子を禁ぜられしよし、箕山が

○縫箔（ぬひはく）

木村太朝藏



地紫リンズ。縫糸青黄赤。鶴リンボウ菊スベテ箔

○摺箔（すりはく）

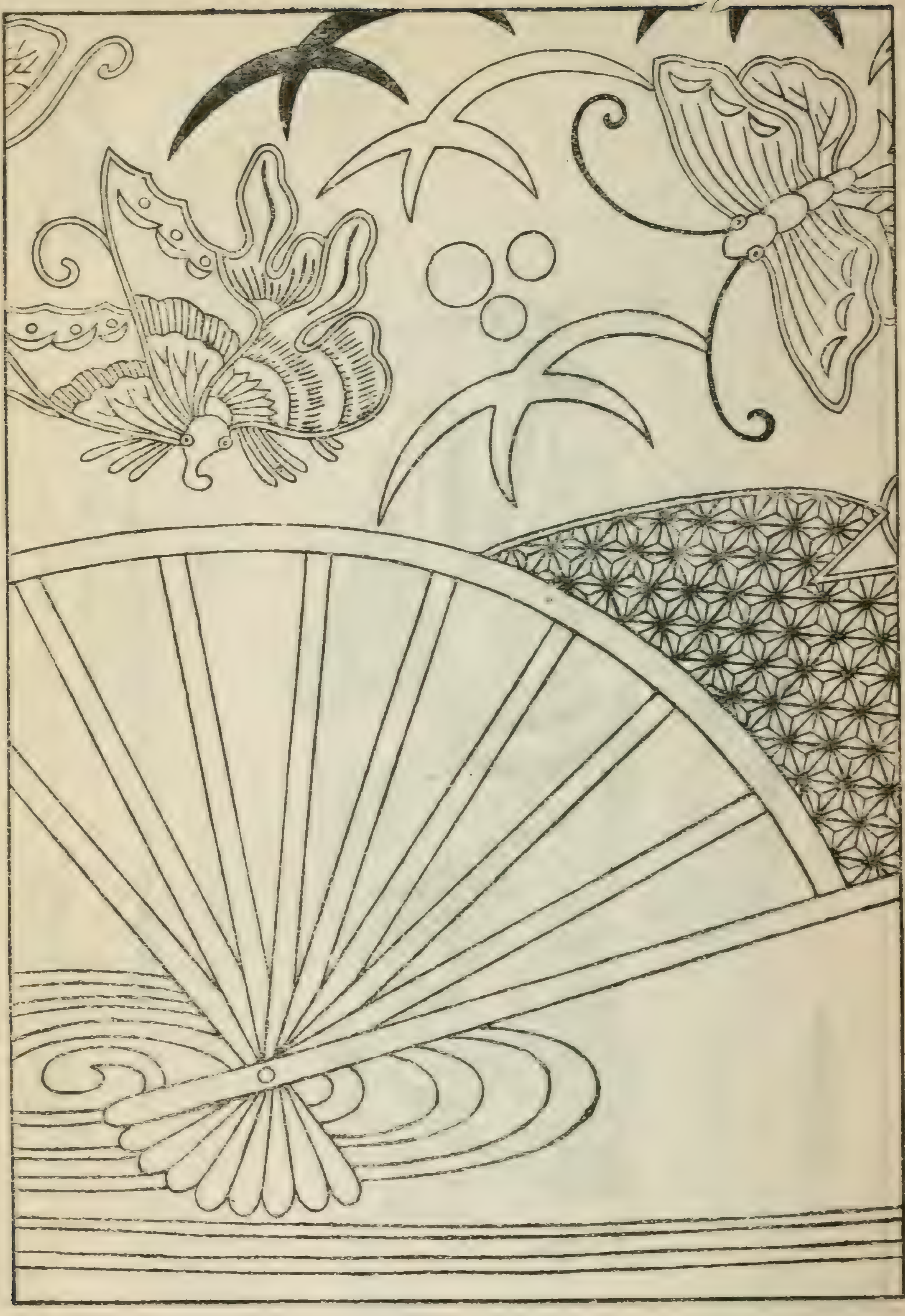
或云箔綫印キンノ種類

山東藏



地白茶繻。地鉄金銀箔


○縫箔 ぬひはく
○地茶リンズ
○扇紺浅黄白萌黄桃色
等ノ色糸ヲ以テ縫
○本金摺箔
木村氏所蔵




六尺袖圖
貞享四年印本女用訓蒙圖彙に此圖
貞享の頃の婦女の

〔大鑑〕〔割註〕延寶中寫本。〕に見ゆ。好事の者、懸物のかざりなどに用て、今に殘れるを見るに、紺に麁略なる縫をして、ところ〴〵摺箔をしたるものなり。今地白地黒など云もの、其遺製歟。いつの頃にか、金糸の繡いできて縫箔はやみ、唯縫箔屋と云名のみ殘れり。〔割註〕古代といへども、縫箔はなみ〳〵の者の、着すことあたはざる衣服なり。しかれどもおほくは紺の地にて、縫も甚だ麁略なり。これ等を見ても、昔の質素をおもふべし。〕

〔四〕六尺袖

延寶、天和のころ迄は、一尺五寸を大ふり袖と云。たんだふれ〳〵六尺袖をとうたひしは、其頃のことゝぞ。〔割註〕一尺五寸四ツ合て六尺袖なり。〕春臺の〔獨語〕に、すべての男女の衣服、むかしは極て質素なり。男子も女子も、十四五迄は長き袖を着たるに、昔はくじら尺の一尺七八寸を、極りとせしに、貞享の頃より二尺ばかりになり、夫よりやうやく長くなりて、近き頃は二尺四五寸になりぬ云々。○一蝶が四季繪跋に、髮のつとゑりをこえず、ふり袖大路をすらずと書しも、延寶、天和の頃と、享保の頃と大に風俗のかはりたることをいへるなりかし。

〔五〕氣儘頭巾

〔獨語〕に、江戸の婦女外にいづるに、昔は氣儘とて、くろき紺にて頭面をつゝみ、目ばかりをあらはしけるが、其後、綿にて頭面をつゝみしは、我廿あまり寶永の頃までしかなりき云々。案るに、今江戸に、お高祖頭巾と云もの、氣まゝ頭巾の遺製ならん。

〔五元集〕目ばかりを氣儘頭巾の浮世哉　　其角

〔六〕淺草海苔

其角が〔焦尾琴〕〔割註〕元祿十四年板。」に、

上略石原の椎のしげしとだに、人目まれなる境には、小家そむき／＼たてこめて、いさゝ川すぢを濠したる皆この流に入。

其引　所の産を寄て　　　　其　角

行水や何にとゞまる海苔の味

雨雲や簀に干海苔の片明り　　　　文　士

〔割註〕案るに、右前文に石原の椎とかけるは、本所石原御の木やしきといふあたりなるべし。浅草名物の干海苔、むかしは浅草川にてこれを取り、そこにて製したるよし云ひ傳れども、いつの頃までしかありしや詳ならず。右の二句を考れば、元祿の頃まで、浅草にて製したるとおぼし。海苔をあきなふ商家中島屋某にとひしに、浅草川にてとりしは、はるかに遠き事とき〻しが、品川よりなま海苔をとりよせて、浅草にて製したるは、ちかき事なり。極品の海苔は廿年ばかりさきまでも、浅草にてすきしとかたりき。

〔七〕〔八〇七〕夜入道

わらはべのたはふれにゑがく、へまなし夜入道ふるき事にや。

皆月の影をゑによく似たる歳と思ひ合て

〔山の井〕猶に似たるかほや〔八〇八〕夜半の月　　　　雛　屋　立　圃

此句正保の頃の吟なり。

〔八〕女歌舞妓かつらぎ太夫

〔そゞろ物語〕に、見しは今よし原町〔割註〕大門通りに有し時代。〕にて、來る三月五日かつらぎ太夫かぶきをどりありと、日本橋に高札をたつる。江戸に名を得し女かぶきおほしといへども、中にもかつらぎ太夫は、世に越みめかたちやさしく、容顏美麗なりければ、此歌舞妓をこそ見めと、老若貴賤ぐんじゆ見物す云々。同時中橋に、いく島丹後守といふ女歌舞妓ありけるよし、同書に見ゆ。〔割註〕予が骨董集にくはしくしるせり。〕右そゞろ物語は、寛永十八年の板本なり。〔杏園藏本〕

〔九〕左り甚五郎家譜

佛殿、山門等の彫物、古雅なるは來由正しからざるも、みだりに左り甚五郎が作なりといひて、名譽高しといへども、いづれの時代、いづれの所の人と云事詳に知る人なし。予其譜を得て、始て時代を知る。左の如し。

左　甚　五　郎〔割註〕伏見人、寛永十一甲戌年四月廿八日卒、四十一歳。〕

左　宗　心〔割註〕元祿十五壬午年三月十五日卒、七十一歳。〕

左　勝　政〔割註〕京今出川寺町住、享保十二丁未年五月十三日卒。〕

以下略

〔割註〕元祿三年板〔人倫訓蒙圖彙〕に、天正の頃左りと號する名人あり云々。龜文翁云、左甚五郎は關東には不レ來。播州明石に住けるとぞ。

〔十〕高砂屋の看板

日本橋室町一丁目商家の軒の上に、高砂尉と姥の古き木偶あり。左り甚五郎が作と云傳ふ。案るに、原是高砂屋清左衛門といふ、菓子屋の看板なり。其菓子屋は貞享板の〔江戸鹿子〕にものりたる舊家にて、

寳曆の頃迄はこゝに住しが、他所へ轉宅せし時、彼木偶に靈ありて、不思議の事どもおほく、此地を去ることをきらふによりて、せんすべなくこゝに殘しおきぬ。今は不用のものなれども、其靈あることをおそれて、とりのけずとぞ。させるものにもあらねど、一百餘年をへたる古物、度々の火災をのがれて、今に殘れるはめづらし。

〔十二〕三谷馬駄賃附

むかし三谷通の若人等は、白馬、白鞘の刀、白革の袴、白くゝりの袖べりなど、すべて白きを以て風流の事とす。寛文二年板〔小歌惣まくり〕と云本に、馬に乘りて三谷へ通ひし、駄賃附あり。左の如し

所々より吉原迄駄賃附の事

一日本ばしより大門まで　　並みだちん貳百もん

馬奴二人こむろぶしうたふ。かざり白馬駄賃三百四十八文。

一飯田町より大門まで　　なみだちん貳百もん

まご二人こむろぶしうたふ。錺白馬駄賃三百四十八文。

一淺草見附より大門迄　　なみだちん百三十二文

馬子二人こむろぶしうたふ。かざり白馬だちん二百四十八文。

是白馬を好みし證なり。又明曆の頃の小歌に、春の日のいとゆふわけて御たをるはたれ〳〵ぞ。しろき馬にめしたるとのごよと、うたひけるよし、白馬驕不行。章臺折楊柳。と云、唐詩の句をやはらげたる歌なるべし。又白くゝりの袖べりを好みし證あり。〔五元集〕に、

袖裏や茄よりげに白くゝり　　其角

今の世、歌舞妓狂言、六方丹前の奴僕に扮するに、白き半ゑり、白き袖口、白裏、白き帯など用るは、わづかに古風の殘れるならし。

〔十二〕土手馬

淺草寺境内に、馬道と云名の殘れるは、三谷馬の通路なるゆゑなり。

〔五元集〕朝嵐馬の目でゆく頭巾哉　　其角

〔同〕　土手の馬くはん(觀音)をむげに菜つみ哉　　同

右の句に、土手馬といへるも、三谷馬の事なり。今日本堤に立て、船か／＼とよばふ船人を、土手馬といひ、嫖客につきて揚錢とりに行く日雇の者を、付馬と云も、むかしの遺言なり。

〔十三〕山中平九郎鬼女の話

普く世にかたる話なれども、くはしからず。傳へていふ。山中平九郎一時、我家の二階に上りて鏡にむかひ、狂言怨靈の顏をさま／＼に工夫し、とやせんかくやすべきと、眼をよせ口をひらき、心に學ばせて、しばらくおもひをこらし、自然とおのれも、おそろしきばかりの仕かたを工夫し、かくてこそよけれと、鏡を手にとりて、おぼえず立上り、怨靈の身ぶりをする折しも、其妻、何の心もなく二階に上り、おもひがけず、其ありさまを見て、こはやのうとさけびつゝ、のけざまにたふれて死入りぬ。家内の者その音におどろきて、二階にあつまり、氣付藥などあたへ、とかくしてやうやくいきかへりぬ。平九郎思ひけるは、我藝精身に入りて、我妻すらかくのごとし。いはんや他の見物をやと、大によろこび、則其工夫を以て狂言せしに、果して見物群集せしとぞ。〔江戸著聞集〕といふ書に、妻戀隅田川と云ふ狂言、彼妻か絶入せし時の工夫のよしをかけるは非なり。それより以前の事のよし、いづれの狂言にや。詳な


山中平九郎
扮二怨靈一圖
温風至
佐文山



らず。案るに、平九郎は實悪古今の名人、俳名を仙家と云、元祿中を盛に經て、享保九辰年五月十五日歿す。谷中常在寺〔日蓮宗〕に葬る。法名を冷山院壽仙と云。〔割註〕予が骨董集に、平九郎が肖像をあらはせり。」

〔十四〕成瀬川土左衞門

享保九年午六月、深川八幡社地の相撲の番附を見しに、成瀬川土左衞門〔奥州産〕前頭のはじめにあり。案るに、江戸の方言に、溺死の者を土左衞門と云は、成瀬川肥大の者ゆゑに、水死して渾身ふとりたるを、土左衞門の如しと戯いひしが、つひに方言となりしと云り。八百屋お七の狂言に、土左衞門傳吉と云あるも、成瀬川が名をかり用たるものとぞ。〔割註〕以上友人照義の說なり。」

〔十五〕丸山筒花入

丸山權太左衞門は、享保のすゑ、仙臺より出たる相撲取なり。身のたけ六尺五寸、重サ四十三貫目、色黑中肥なり。手形を押たるを見るに、八寸餘あり。〔割註〕予が骨董集に、圖をあらはす。」〔相撲今昔物語〕〔杏園藏本〕云、大坂天滿川崎吉田氏の先祖、丸山をまねきて、力量を試しに、竈竹にすべき大竹のありけるを、とりてねぢわりぬ。吉田大に驚き、誠に希有の大力なり。此竹、我家の珍器とすべしとて、ねぢたる竹の上下をたち、風流を盡して花入とし、丸山筒と銘し、今に傳へて藏しけるとぞ。一年長崎の相撲に下り、彼地にて身まかりぬ。同所浩臺寺と云禪寺に葬る。長崎の入口、日見峠と云道のかたはらに墓あり。法名丸山良雄信士。〔割註〕丸山皆て、いたゞきに、丸き瘤ありて、山のごとくなりしゆゑに、丸山といふ。墓碑のかしらを其かたちにつくり、瘤のごとき石をおけるよしをきゝぬ。」

蓼太撰〔蓮華會集〕

一つかみいざまゐらせん年の豆　丸山權太左衛門

〔十六〕相撲櫛

元祿の頃を盛りに經たる、兩國梶之助と云相撲取、櫛をさし始しより、其頃前髮ある相撲取、櫛をさす事はやりて、鬼勝象之助面に白粉をぬり、二枚櫛をさしけるよし〔相撲大全〕に見ゆ。何のゆゑにしかせしと云に、其頃前つけと云ふ手をとる事はやりけるが、彼等、それをつたなき事とし、其手をとらざる證とて、櫛をさしけるとぞ。

つひの世は土山櫛を相撲取　沾徳

此句〔文蓬萊〕に見ゆ。鬼勝が身まかりしをいたみし句となん。〇兩國梶之助〔割註〕因幡、丈ケ六尺一寸五分、重サ四十貫目。」〇鬼勝象之助〔割註〕紀伊、丈ケ七尺三寸、重サ四十二貫目。」

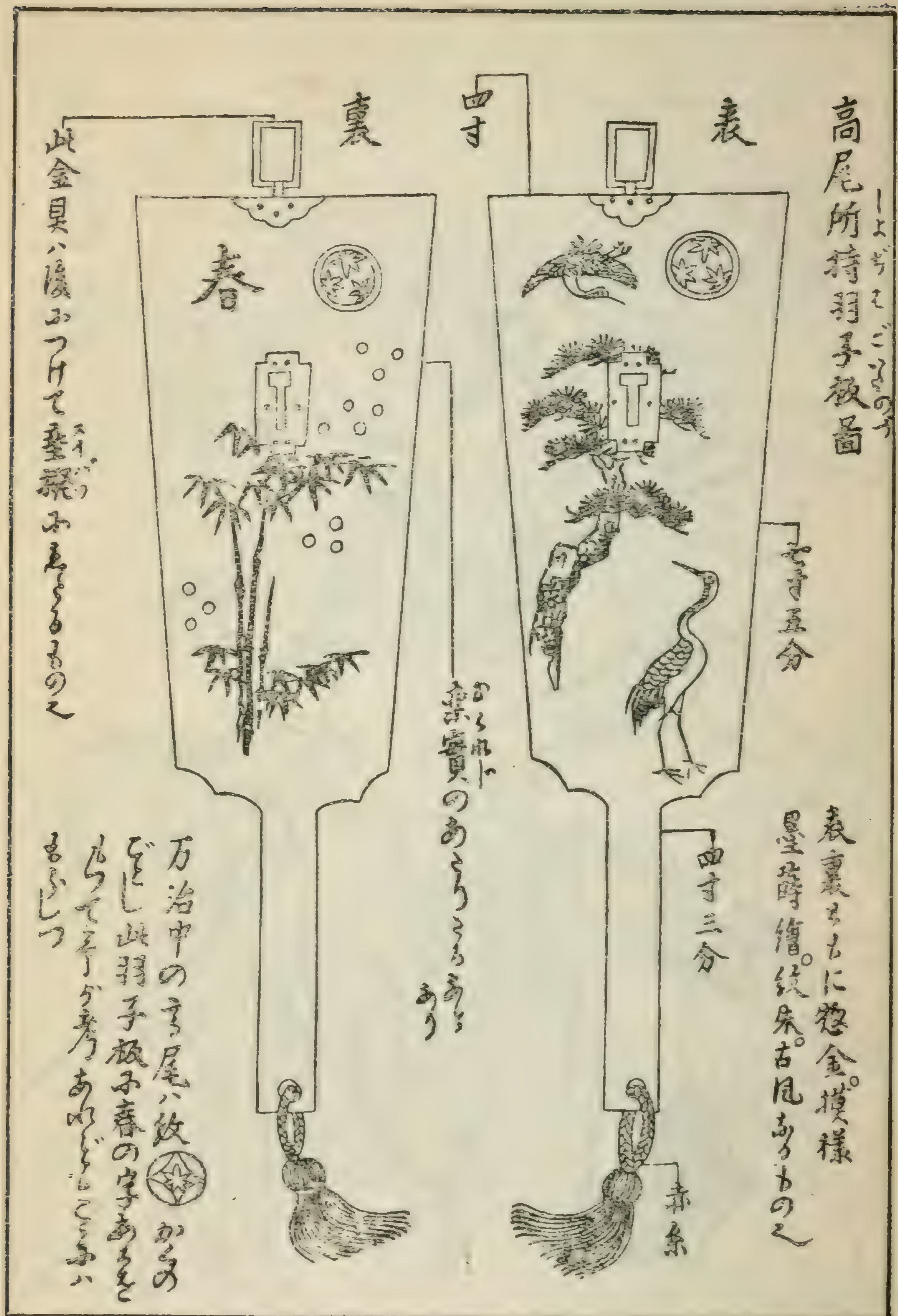
〔十七〕土手の道哲幷高尾

〔吉原戀の道引〕〔延寶六年板本〕堤のかたはらに、いとかすかなる菴あり。是をいかにとゝふに、さりし明暦の頃より、道哲といひし道心者、世をむづかしくや思ひけん。所もおほきに、こゝに菴をなん結びて住しが、二六時中鉦の聲たえせず。ねぶつかすかに聞えて、いかなるも哀をもよほさぬはなし云々。〔紫の一本〕〔天和三年寫本〕に、日本堤のきはに、道鐵が寺あり。あるものゝ本に、淋しきを道鐵が鉦の聲とあり。今はやる百作ぶしの小歌に、「そつちでうて道鐵と唱も此寺なり云々。〔事跡合考〕〔割註〕延享三寫本杏園藏本。」に、今戸橋〔割註〕新鳥越ばしか。」の南、木戸ぎは西方寺と云ふ寺の前、少シ土高き所空地にて、十間計りの長さ、幅は二間ばかりもあらん所、昔つみんどを刑せられたる所なり。その時道哲と云道心者、彼罪人佛果得脫の爲に、晝夜念佛したりしが、滅後此西方寺に葬りしゆゑに、道哲の唱あ

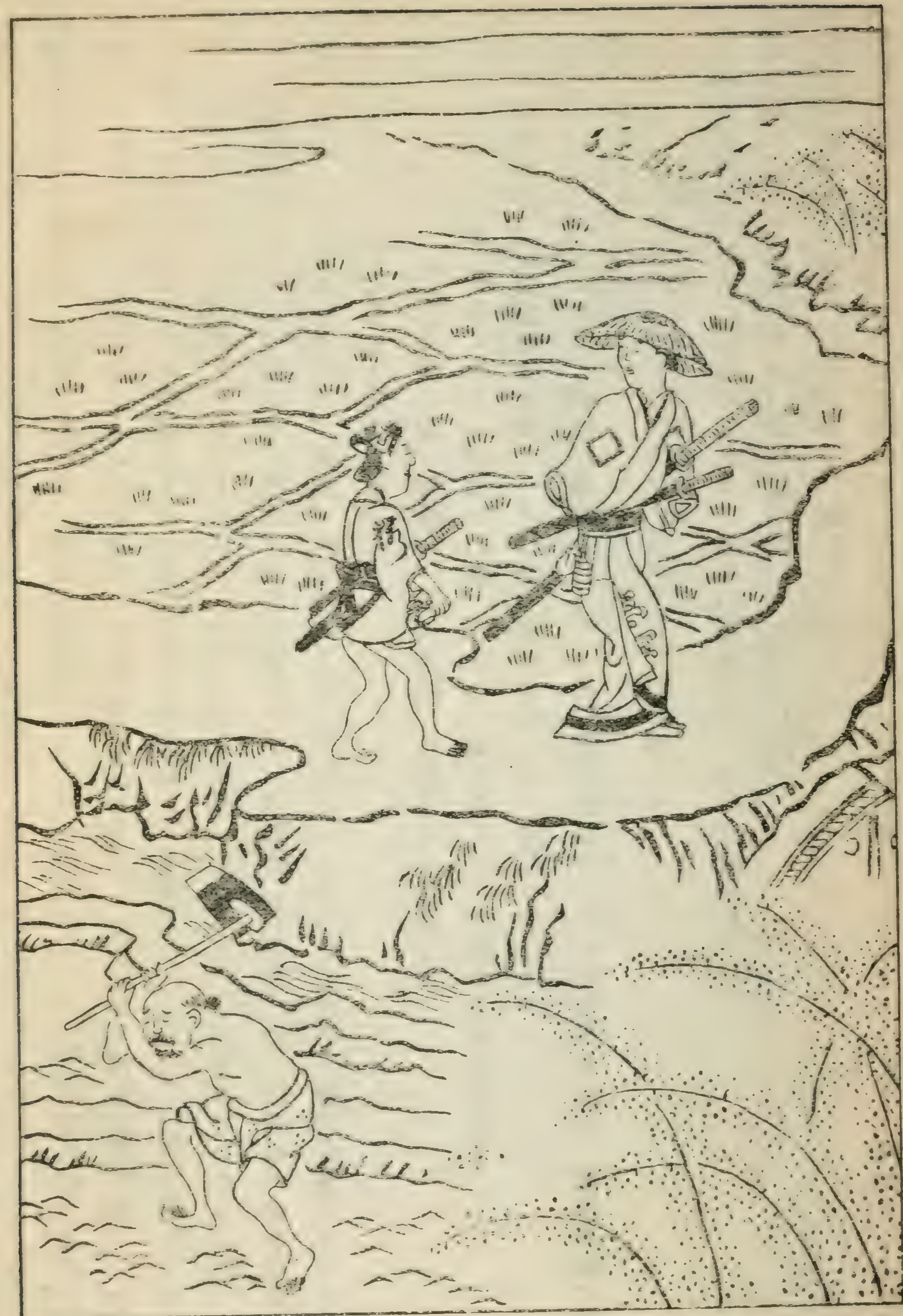
道哲墓之圖

惣高四尺余




高尾所持羽子板圖
表
四寸
裏
春
七寸五分
四寸三分
赤糸


土手道哲菴圖
どてのみちてつあんのづ
延寶六年板
菱川繪本ノ
圖ヲ摸ス



り云々。〔清涼記〕に、弘願山専称院西方寺は、開山念誉上人なり。道誉道哲は住職にあらず。常念仏発起の願主道心者なり。徳ある僧にて、世人當寺開山のやうに云来れり云々。〔割註〕案るに、道哲在俗の時、三浦屋の高尾が私夫なりと云は妄説なり。〔事跡合考〕の説のごとく、罪人得脱抜苦の為、定念仏し、こゝに吉原のうつらざる以前より住し道心者なる事疑なし。土佐ぶし〔三世二河白道〕と云に、高尾道哲が教化によりて、成仏したるよしを作りしより、虚妄を傳へしならん。予西方寺にいたりてたづぬるに、道哲萬治三年十二月廿五日、高尾と同日に寂すと云。されど〔戀の道引〕に、道哲庵の圖を出せるを見、〔葉の一本〕の文を考れば、延寶、天和の頃まで、ながらへしやうに思はる。道哲が墓の年月を記さゞるゆゑに、詳ならぬと見えたり。」

〇汗かきの彌陀。〔割註〕立像三尺、安阿彌作、道哲持佛、今西方寺本尊是なり。」

〇道哲之墓。〔割註〕同寺にあり。道哲の石像、定念佛の姿をきざむ。法號年月等しるさず。」

〇高尾漕掛地藏。〔割註〕銅佛立像、一寸八分、高尾守袋へ入し佛なり。同寺にあり。」

〇同墓。〔割註〕同寺にあり。碑面に地藏をほる。上に紅葉の歌あり。右に轉譽妙身信女。萬治三庚子年十二月廿五日。左りに、

寒風にもろくもくつる紅葉哉

とあり。墓のうしろに紅葉の木あり。高尾の紅葉と云。今のは若木なり。」

〇同位牌。〔割註〕同寺にあり。法名前の如し。惣高二尺餘。」

〇同所持羽子板。〔割註〕同寺にあり。圖をあらはす。」

〔割註〕〇聞云、同所三谷町春慶院にも、高尾の墓あり。法名嗣性はおなじといへども、死せる年と日は

おなじからず。萬治二己亥年十二月五日とあり。いづれか是ならん。」

〔十八〕小唄八兵衛

貞享の頃、淺草田町に住し三味線の師なり。小唄の上手なるによりて、しか名づくるとぞ。〔洞房語園〕〔元文三年印本〕に云、小唄八兵衛が娘、穢多と不義して出奔せしを、八兵衛腹立して久離したり。其時並木壽見齋が狂歌に、

ぬすまるゝ娘が中は海老尾かはにかゝつた小唄八兵衛

○案るに、壽見齋は吉原角町に住す。其角門人にて、俳名を不曲といふ。

〔五元集〕八兵衛やなかざなるまい虎が雨　　其角

此句も、小唄八兵衛が事となん。

近世奇跡考 巻之二

〔一〕佐文山の戯書

佐々木氏、名は襲、字は淵龍、文山と號し、墨花堂と稱す。俗稱百助、玄龍の弟なり。西の窪に住す。志、風流に厚く、兄玄龍とゝもに、書を以て名高し。ゆゑに都鄙神社佛閣の扁額、皆書を文山にもとむ。性甚だ酒を好み、醉裏筆をふるへば殊に絶妙なり。世に醉龍の後身と云。榎本其角は玄龍に書を學ぶ。ゆゑに文山としたしく、酒友の交りふかし。一日文山、富家の主人、〔割註〕一說に紀文と云。」およびて其角と花街に遊び、酒たけなはなる時、揚屋の主人、文山が書名高きを知りて、春山櫻花を畫ける屏風を出して賛辭を乞。文山筆をとりて、此所小便無用と書す。主人これを見て頗る不興の色あり。其角筆をとり、これにつきて花の山と書。つひに俳諧の一句となる。

此所小便無用花の山

主人大に喜び、つひに家寶とす。其頃あづま童の口さかなきが、此所小便無用佐文山とたはぶれいひけるとぞ。此事、世に傳へて風流の話柄とす。文山享保十年乙巳五月七日病て歿す。享年七十七。芝增上寺塔中淨蓮院に葬る。

〔二〕紀文傳

紀伊國屋文左衛門は、材木問屋を家業として、世にきこえし豪富なり。性淸氣にして、常に花街雜劇に遊びて、任俠をことゝし、千金をなげうちて快しとす。故に時の人紀文大盡と稱して、嫖名一時に高

し。寶永の頃までは、本八町堀三丁目すべて一町、紀文が居宅なり。毎日定りて、疊さし七人づゝ來りて疊をさす。こは客をむかふる度に、あたらしき疊をしきかへたるゆゑとぞ。此一事をもつて、その豪富なるを知るべし。其頃紀文が家に出入せし疊屋の子孫、今猶本八町堀二丁目にありて、此事をかたりき。又一日揚屋町泉屋半四郎がもとにて、舛に小粒金を入て蒔あたへしと云傳ふ。正德の頃、家おとろへ、剃髪して、深川八幡一の鳥居の邊に住しが、享保十九年四月廿四日、其隱宅において身まかりぬ。深川靈巖寺塔中淨等院に葬る。法名を歸性融相と云。

紀文、俳諧を晉子其角に學び、千山と稱す。〔割註〕紀文、其角、敬雨等としたしかりし證、左にあらはす。」

千山宅とし忌に

〔五元集〕割すぞや八乙女神樂男より　其角

病起　千山より菊を得て

〔同〕大母衣のうしろを押や瓶の菊　同

千山亭新宅雪舟の繪に

〔同〕隅に巣を驚こそねらへ五月雨　同

千山亭にて

〔朽葉集〕とりかへす老の眼や土用干　敬雨

悼紀文亡父

〔同〕手あぶりやかたちにやどる膝のうへ　同


紀文追儺の圖



「紀文は一代の富家なりとおもふ人おほし。已に父あり。父、紀州熊野より江戸にいでゝ、一代にとみけるとぞ。

その女僕

〔菊のちり〕三徳の揩も御無事で裏の菊　千山

〔昔非時〕に、其角一周忌に、紀文が手向の句あり。

黒方や年は經れども朧月　同

〔類柑子〕に、風流をたてぬきの衆花を惜むとかきて、左の句あり。〔割註〕是も其角を追悼の句なり。」

今もいま錦繡の人よぶこ鳥　同

〔割註〕紀文が事につきては、くさ〴〵の奇説あれども、人口に傳ふるのみ。たしかなる證もなければ、こゝにもらしつ。〔後は昔物語〕に、寛延の頃、俳諧師存義、小網町より深川八幡一の鳥居の北側にうつり住む。其家は紀文が衰へて後、住ける家なり云々。めづらしき話なれば記しおきつ。

〔三〕宗珉一輪牡丹目貫

宗珉橫谷氏、名は友常、遯庵と號す。俗稱次兵衛、檜物町に住す。一輪牡丹の目貫と云は、世に一具の名物なり。傳へて云、寶永の頃、紀文、宗珉に牡丹の目貫をのぞみ、手附金十兩をおくる。三年過るにいまだほらず。紀文待侘て、しきりに催促せしが、其仕方、宗珉が意にかなはずとて、手附金をもどしぬ。其後、やゝ過てほり上がりたるを、其頃、紀文とならびたる富家某にあたふ。某、金五十兩を以て謝物とす。宗珉、それより生涯一輪牡丹をほらず。ゆゑに世に一品の名物になりしとぞ。宗珉、享保十八年夏身まかりぬ。〔割註〕彼の目貫、某氏の秘藏なるを、友人戸張氏、直に一看して、露ばかりもたがへず、うつしたる圖を乞もとめて、下にあらはす。

惣金





宗珉作

ほりつけ、かくのごとくうらにあり。

〔四〕久米平内石像の考

淺草寺の境内に、久米平内の石像と云ものあり。何人の像と云事詳ならず。〔瀨田問答〕に云、氏は久米にあらず。兵藤平内兵衛と云。其妻は久米氏なり。ゆゑに世に誤て久米平内と云歟。菩提寺は駒込鰻縄手海藏寺〔大智山〕と云禪寺なり。其寺に靑き生石の夫婦同會の墓碑あり。

兵藤氏　無關一素居士　　久米氏　松室瑩壽大姉

右の法名ならびてほり付あり。此碑、平内兵衛存生の時建置しを、死後に死せる年月をほり入れざれば、其年月詳ならざる所、淺草寺、平内兵衛石像の、かり家のうしろに、又同會の墓碑ありて年月をしるす。

上ニ佛像アリ　無關一素居士　天和四癸亥年六月六日
　　　　　　　松室瑩壽大姉　貞享二乙丑年十二月十三日

〔割註〕案に、癸亥は天和三年にあたる。これも平内兵衛存生の時建おきたるを、後に年月をほり入れたる時の誤ならめ。」

かくのごとくなれば、死せる年月はあきらかなりといへども、いづれの家に仕へし武士と云事、諸說みな異にして詳ならず。浪人して赤坂に住とも云、淺草寺後門の外、金剛院に借地して住ともいへり。



右近源左衛門舞圖（まひのづ）　古画ヲ模ス


元禄六年印本
四場居百人一首ニ
此畵アリ模出ス
上ニ狂哥アリ畧
薩洲藩藏本

強勇の者にて、鈴木九太夫入道正三〔割註〕石平道人と云。因果物語、二人びくにの作者。」の門人となり、仁王坐禪の法を修行す。彼石像は其かたちなりしとぞ。

〔五〕右近人形

〔巳往物語〕〔寫本〕に、「昔、右近源左衞門と云ふ若者、京都より下り、三味線引一人、地うたひ一人にて、藝する時、今のかづらなど云ものなく、黄いろのふくさものに、ほそき糸を付け、額にかぶりて月代をかくす。面體精麗の若者なれば、女のごとくに見ゆる。扨藝は海道下り、山崎下りなど云道行の歌を、地うたひにうたはせ、それを小舞にして舞ふ。又は業平餅を買玉ふ所を獨狂言に舞ふ。諸人おもしろがりて見物す。此源左衞門、黄なるふくさものかぶりたる體を、人形に木にても作り、紙にて張ぬきにも作りて、おびたゞしく賣る云々。〔割註〕案るに、寛文二年、市村座にて、源左衞門海道下りの狂言をす。其唱歌子が骨董集に詳なり。」

〔六〕小兵衞人形

江戸に名高く聞えし、坊主小兵衞と云俳優は、延寶、天和、貞享の頃を、盛に經たる道外形なり。かしら糸鬢にて、かりそめに見れば、坊主のごとくなればしかいふめり。同時に坊主百兵衞、坊主段九、小坊主などいふ俳優あり。皆小兵衞をまねびたり。其頃小兵衞が姿を、五月の兜人形に作りはじめて、これを小兵衞人形といふ。其後段十郎、小太夫などをも、兜人形に作りしとぞ。〔割註〕以上元祿六年板本、〔四場居百人一首〕に見ゆ。其角が小兵衞人形の句、左の如し。

〔五元集〕　此友や年をかくさず白鬚二毛の身をわすれて、隣どの太郎どのなりけりとのゝしれば、

今の人形の風俗、ことさらに小兵衞などいふ人形はなし。

我むかし坊主太夫や花菖　其角

〔五元集〕　坊主小兵衞道心して、人々、小兵衞坊主と申ければ、

坊主小兵衞小兵衞坊主とかへり花　同

〔割註〕案るに、小兵衞長き羽おりを好みて着たり。其頃の小唄に、ぼんさまの長羽おり、このゑいつべしにはりひぢしやと、うたひしよし、寫本〔洞房語園〕に見ゆ。二朱判吉兵衞が、大盡舞に小兵衞の坊さまの長羽おりと作りしも是なり。〔本朝文鑑〕に、支考が狂名を、坊主仁平といひしも、小兵衞になずらへたる名なり。いづれ世にめでられたる者とおぼふ。

〔七〕羽生村累の古跡

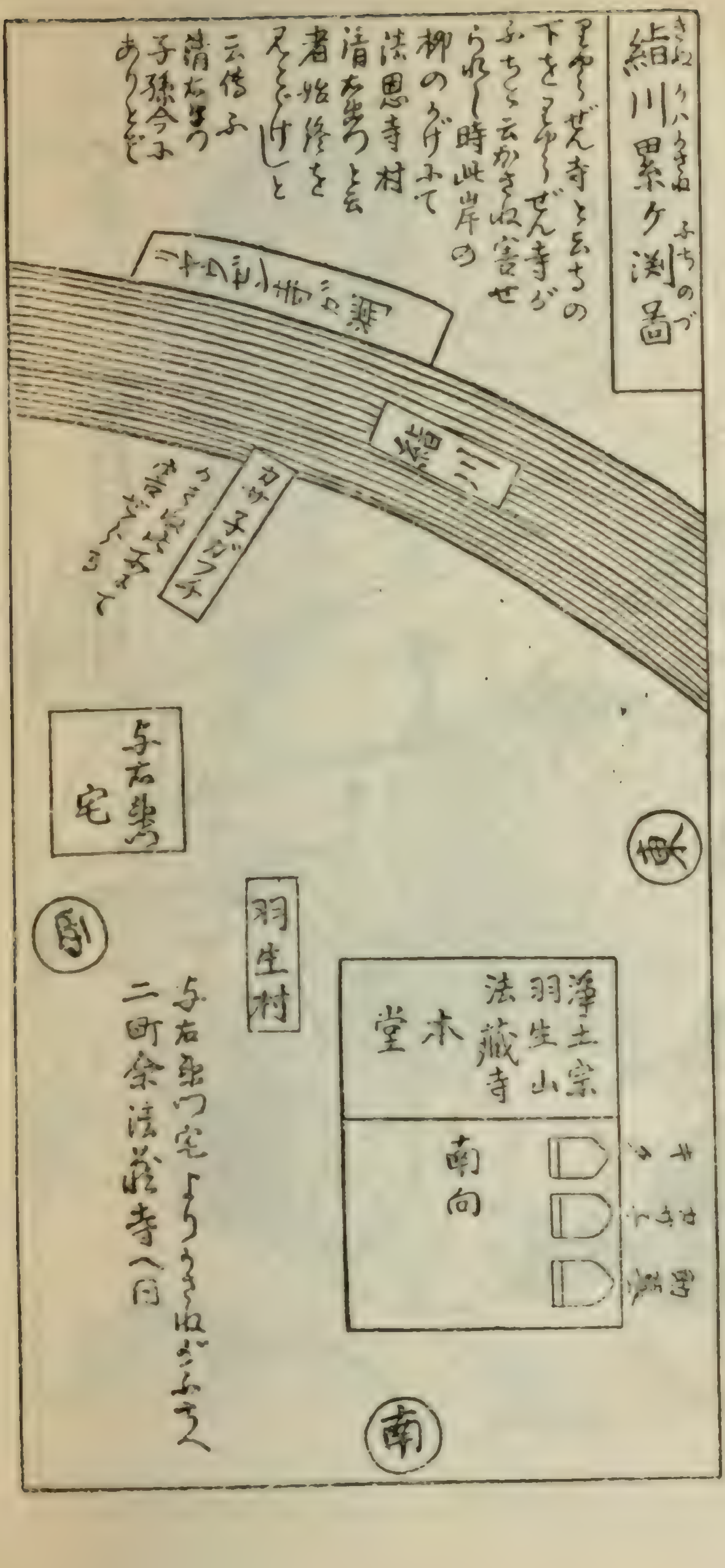
下總國岡田郡羽生村百姓與右衞門妻かさね、正保四年亥八月十一日、夫與右衞門が爲に、絹川において殺害せらる。其所を今にかさねが淵と云。與右衞門、後妻をむかふる事五人、みなかさねが爲にとり殺さる。六人めの妻、娘きくをうむ。きく十三の年、寛文十一年亥八月中旬、その母も又とり殺さる。翌寛文十二年子正月四日より、累が怨靈又きくにつきて苦しめけるを、同年三月十日、尊き教化にあひて、かさね成佛し、きく一命をたすかりし事、〔死靈解說物語〕〔割註〕元祿三年板本。〕〔新著聞集〕〔寛延二年板本〕等にしるして、人みなしれる事なれば、くはしくしるすにおよばず。案るに、與右衞門堀越氏なり。かさね、實名るいと云。累の字かさぬと訓ずるゆゑに、しかはよびけるならめ。法藏寺の過去帳に、俗名るいとあるを以て證とすべき歟。〔割註〕〔〕芭蕉が〔奥の細道〕に、下野の那須野にて、ちいさきものふたり、馬の跡をしたひてはしる。ひとりは小姫にて、名をかさねといふ。聞なれぬ名のやさしかりければとかきて、曾良が句に、


累怨靈圖
かさねおんりやうのづ



かさねとは八重なでし子の名なるべし

とあり。これも累のいふ名を訓にてよびしならめ。かさねといふを、聞きなれぬ名のやさしとおもへるは、元祿の頃は、羽生村のかさねが事、さまで世に聞えざりしにや。與右衛門後に剃髪して西入と云。延寶四年六月廿三日死す。其子孫、今もなほ羽生村にありて、代々堀越與右衛門と名乘る。當代にて西入與右衛門より五六代相續すと聞ぬ。きくは長壽にて、享保十五年戌五月三日、七十二歳にて身まかり



ぬ。同村羽生山法藏寺は、與右衛門代々の菩提寺なり。累、助、きく三人の墓あり。累、助、成佛得脱の繪曼陀羅あり。明顯瑞祥錄と云ふ古書二巻あり。かさね等が事跡を錄す。

法藏寺過去帳の寫

理屋松貞信女〔割註〕俗名るい、行年三十五。正保四丁亥年八月十一日。初法名香譽妙林。」

單到眞入童子〔割註〕俗名、助、三歳、寛文十二壬子四月十九日、此年號は助、得脱の年なり。實は慶長十七壬子年四月十九日死。」

榮譽不生妙槃信女〔割註〕俗名きく。行年七十二。享保十五庚戌五月三日。」

以上

〔八〕歌比丘尼

〔殘口之記〕に、歌比丘尼、むかしは、脇挾し文匣に巻物入て、地獄の繪說し、血の池のけがれをいませ、不産女の哀を泣する業をし、年籠の戻りに、烏牛王配りて、熊野權現の事觸めきたりしが、いつのほどよりか、かくし白粉薄紅つけて、付鬢帽子に帶はゞ廣く成し云々。下畧。〔東海道名所記〕〔割註〕萬治中板本。」云、比丘尼ども一二人いで來て、歌をうたふ。頌歌は聞もわけられず。丹前とかやいふふしなりとて、たゞあゝ〳〵と長たらしくひきづりたるばかりなり。次に柴垣〔割註〕明暦中はやり小歌。」とやらん。もとは山の手の奴どもの踊歌なるを、比丘尼簓にのせてうたふ。みどりの眉ほそく、薄化粧し、歯は雪よりもしろく、くろき帽子にて頭をあぢにつゝむ云々。下畧。かゝれば熊野比丘尼の風、萬治の頃はや變りたり。〔割註〕〇〔紫の一本〕に、めつた町に、永玄、お姫、お松、長傳などいふ名とりの比丘尼ありしよしをしるす。是天和中の事なり。めつた町は神田多町の古名なり。此歌びくにといふも



熊野比丘尼繪說圖


享保十三年印本
天満宮
琴松

の、今はたえて名のみ殘れり。」

〔九〕安樂菴 落語

安樂菴策傳は、おとしばなしの上手なり。元和九年、七十の年〔醒睡笑〕といふ笑話本八冊をつくる。〔割註〕萬治元年上木せり。〕此人、茶道において名高しといへども、おとしばなしの上手なる事を知る人まれなり。世に稱する所の、安樂菴の智は、此人より出ぬ。

〔十〕露の五郎兵衛辻話

支考が〔本朝文鑑〕に、露の五郎兵衛辻談義の說といふ文をのせて云。此者は洛陽に名を知られて、洛陽の佛事祭禮に、彼が芝居を張ざる事なし。世に云ふ辻ばなしの元祖なり云々。延寶、天和の時代なり。祇園眞葛が原、或は北野に出しといふ、露がはなしといふ草紙五冊あり。

延寶五年板本〔かくれ笠〕に、

尼かゝが耳におちくる初嵐　　重高
眞葛の露や貫におくらん　　似船

〔割註〕案るに、此句、尼かゝが耳におちくるといふを、露の五郎兵衛が、辻ばなしにとりなして、連歌師が、露といふ字を貫におきしといふ事を、ふくませたり。〔類柑子〕にも、命にかゝる五郎兵衛の露といふ句あり。其頃名高きを知るべし。上方のひやうたんかしく、江戸の志道軒とおなじたぐひなり。」

〔十一〕鹿野武左衛門仕形話

元祿の頃江戸に、座敷仕形ばなしといふ事おこなはる。長谷川町の鹿野武左衛門といふ者上手なり。鹿の卷筆と云ふ笑話本五冊をあらはす。横山町三丁目、休慶、中橋、伽羅小左衛門、同所、伽羅四郎齋など

みな其事に名あり。貞享四年板〔江戸鹿子〕、元祿二年板〔江戸圖鑑〕に見ゆ。

〔十二〕大津繪の考

大津繪、或は追分繪といふ。いづれの時代よりかき始しにや。詳ならず。元祿三年板〔東海道繪圖〕に、大津大谷の邊、佛繪いろ〳〵ありとしるす。又芭蕉の句に、

大津繪の筆のはじめは何佛

かゝれば、元祿の頃は、佛繪をもつぱらにかきしとおぼし。〔本朝俗諺志〕に、飛州の山中に、毛坊主といふ者あり。俗體にて、常には農業木樵し、人死すれば、導師となりて、これを葬す。本尊は大津繪の十三佛なり云々。世に傳へて、浮世又平がかきはじむといへども、たしかなる證なし。案るに、浮世又兵衛は、越前の產、本姓は荒木、母の姓岩佐を冒。よく時世の人物を畫によりて、時の人浮世又兵衛と稱す。〔割註〕世にいはゆる浮世繪は、こゝにおこる歟。」又平といふは誤りなり。享保四年〔傾城反魂香〕といふ淨瑠璃に、土佐の末弟、浮世又平重おきといふ者、大津に住て繪をかきたるよしをつくれるより、妄說を傳ふる歟。或は別に大津又平といふ者ありて、かき始む。享保の頃まで其子孫ありしと云。予がをさむる、ふるき大津繪に、八十八歲又平久吉とかきて花押あり。前の說のごとく、大津に又平といふ者ありしを、浮世又兵衛が事にして、かの淨瑠璃につくりしより、虛說を傳へしならん。さはいへ、支考が〔本朝文鑑〕に、浮世又兵衛は大津繪の元祖といふ。〔文鑑〕は享保三年の板にて、彼淨瑠璃より、一年まへなれば、其前より云傳へし事かもしれず。とまれかくまれ。〔好古日錄〕にしるす。又兵衛が傳を見るに、大津にて賣畫をかきし事、あるべしともおぼえず。予又兵衛が正筆をさめて、其畫風を見るに、大津繪をかくべき風にあらず。古代の大津繪を考るに、古土佐の風味わづかに殘れるやうに


元禄四年狂言本
四季御所櫻二の巻ニ
京


同書三の巻ニ
此図あり

おもはる。〔割註〕貞享四年印本〔風流旅日記〕に、大津追分伏見の道なり。中略。奴やり持のいきほひのない繪をうるが大谷云々、かゝれば貞享の頃、已に奴のやり持ちたる繪ありしとおぼし。〕

〔十三〕辰之助鎗踊猫の狂言幷肖像

水木辰之助は、元祿中、諸人にめでられし歌舞妓の女形なり。元祿四年、京四條より初て江戸に下り、市村竹之丞座、顔見世に、四季御所櫻と云、四番つゞきの狂言を興行す。是を辰之助が土産狂言と云。辰之助はる姫の役、第二番目に鎗をどりの所作、第三番目にから猫の所作をせしに、江戸中こぞりて賞美し、此狂言を見ざるをはぢとせしよし、〔割註〕○猫の所作の意趣は、はる姫のやくにて、戀したふ男、我實の兄なることしれて、夫婦と成がたきをかなしむ折ふし、兄弟のねこの戀するを見てうらやみ、つひに我身ねことなりて、胡蝶にくるふ狂言なり。これを辰之助がねこの狂言とて、むかし人の、のち〱までもかたりぐさにせしとぞ。

〔焦尾琴〕猫戀句合、

疑戀

花の夢胡蝶に似たり辰之助　　其角

寄舞妓戀

戀種の猫の狂言あけにけり　　堤亭

〔五元集〕

辰之助に申つかはす

煤掃や諸人がまねる鎗をどり　　其角

〔割註〕これら其頃の句なるべし。その節の狂言本〔新板四季御所櫻〕といふ書四冊あり。珍書といふべ


元禄十三年板本野郎評林ニ
此圖アリ是スナハチ
辰之助ガ肖像ナリ
木村太朝氏蔵本
水木辰之助

し。其内、舘をどりと猫の所作の圖を、そのまゝにすきうつしにして下にあらはす。○鬘にひもをつくる事、辰之助よりはじまるよし、〔歌舞妓事始〕に見ゆ。○元祿十三年市村座において、辰之助七變化の所作をして大當りせしよし、是れ七變化のはじめなり。

近世奇跡考 巻之三

〔一〕古畫相撲の圖

下にあらはす相撲の古圖は、時代詳ならず。書者門明といふ人、又詳ならず。後の畫鑒を俟のみ。〔相撲大全〕を案るに、山州千柒寺八幡宮再建に付、正保二年六月、下鴨會式の内、十日が間興行す。是れ京都勸進相撲のおこりなり。江戸は寛永元年、明石志賀之助寄相撲と名づけ、四谷鹽町にて晴天六日興行す。是はじめなり。大坂は元祿五年、袋屋伊右衛門と云者、南堀江高木屋橋筋立花通りにて、始て興行す。下の古圖かこひなく、見物の意にまかすをもつて見れば、予は神事相撲ならんとおもへり。〔割註〕寛永中江戸彌宜町にて、度々勸進相撲ありし事、寛永二十年印本〔あづま物語〕、同年印本〔吾妻めぐり〕等に見ゆ。」

〔二〕牛若木偶の衣裳

家翁曰、操芝居牛若の人形、歌舞妓芝居牛若に扮する衣裳など、鳥居、玉垣、三本杉の模様を付けされば、牛若と見えず。今にならはしとなれど、其本據を知る人まれなり。昔土佐の芝居は、人形を以て能を舞せ、其間に淨瑠璃をかたりけるが、〔割註〕寛永二十年板〔あづま物語〕、同年板〔吾妻めぐり〕を考るに、禰宜町に土佐が能ありしことを記す。」其頃、牛若の人形に、かの模様をつけし。これ幸若のうたひもの、烏帽子折といふものゝ文にもとづきて、付けたる模様のよし、予がをさなかりし時、八十餘の老人のかたるをきゝしと、家翁、椿壽齋信明〔割註〕寛文十一年歿、享年七十八。」存生の日ものがたりき。家翁



古畫相撲圖　縮圖




右絃の上左右に此図あり一紙に
をさめあへざるを以て別にあらはす
合せみるべし
絃の上右
絃の上左



は享保七年の生なれば、かの八十餘の老人といへるは、寛永中の事をも近くきゝたる人なるべし。これ等の物語も、せめてのかたみとおもへば、かきつけおきつ。しかるに頃日、かの烏帽子折の印本を得て見るに、牛若のいでたちをいふ所に、左のごとくあり。

着たるひたゝれは、からきぬをもつて、地をば山鳩いろに、はけさつとはいて、十八五しきのいとをもつて、ものゝ上手が、ぬひものを、ありくとぬふて候。まづゆんでのひもつけには、井垣、鳥居、社壇をぬひ、めてのひもつけには、たけくらべに、杉を三本ぬふて云々。下略。

〔割註〕かゝれば家翁がいへるにたがはず。右の文によりてつけたるもやうなる事あきらけし。かばかりのものも、昔のものずきには必ずよりどころあり。かりそめに見すごしがたし。」

〔三〕淺草並木の櫻井淺草寺船形の手水鉢

寛永二十年印本〔吾妻めぐり〕といふ草紙二冊あり。〔杏園藏本〕淺草の並木に櫻ありし事、淺草寺に船のかたちの手水鉢ありし事をしるす。いにしへをおもふべき事なれば、抄出して左にあらはす。

〔吾妻めぐり〕下の卷に、

めぐり〳〵て淺草の、こまかた堂はこれかとよ。お庭ゑはやくつきにけり。並木の花はかづ咲て、木ずゑに光りうつりまし、かたちをかげのあらそふは、連理の枝か。相生の松かと、これをうたがはれ、よしの丶峰の作とても、これにはいかでまさるべき。中略。御堂になれば手水鉢、ちからおよはぬ大石を、船のかたちにつくりなす。中略。きみやうちやうらい觀世音、二世安樂ときせいして、うちの見つけをながむれば、獅子に牡丹に、竹に虎、梁にゑんかう、水に犀、鹿に紅葉と鶴龜二ッ、君のよはひをちとせまで、久しかれとぞ、彫遊ぶ云々。下略。

〔割註〕か丶れば、寛永の頃までは、駒かた堂より、今の並木町の邊、すべて淺草寺の境内にて、櫻の並木ありしとおぼし。又觀音堂回祿以前の莊嚴見るべし。〕

〔同書〕上卷に、

ゆくへいかにとしらつゆの、はずゑになすまあさ草を、うちこえゆけばほどもなく、むさしの江戸につきにけり云々。下略。

〔割註〕かくのごとくあれば、寛永の頃までは、淺草は江戸のうちには、入らざりしにや。寛永二十年より、文化元年にいたりて、一百六十二年におよぶ。〕

〔四〕吉彌結の帶

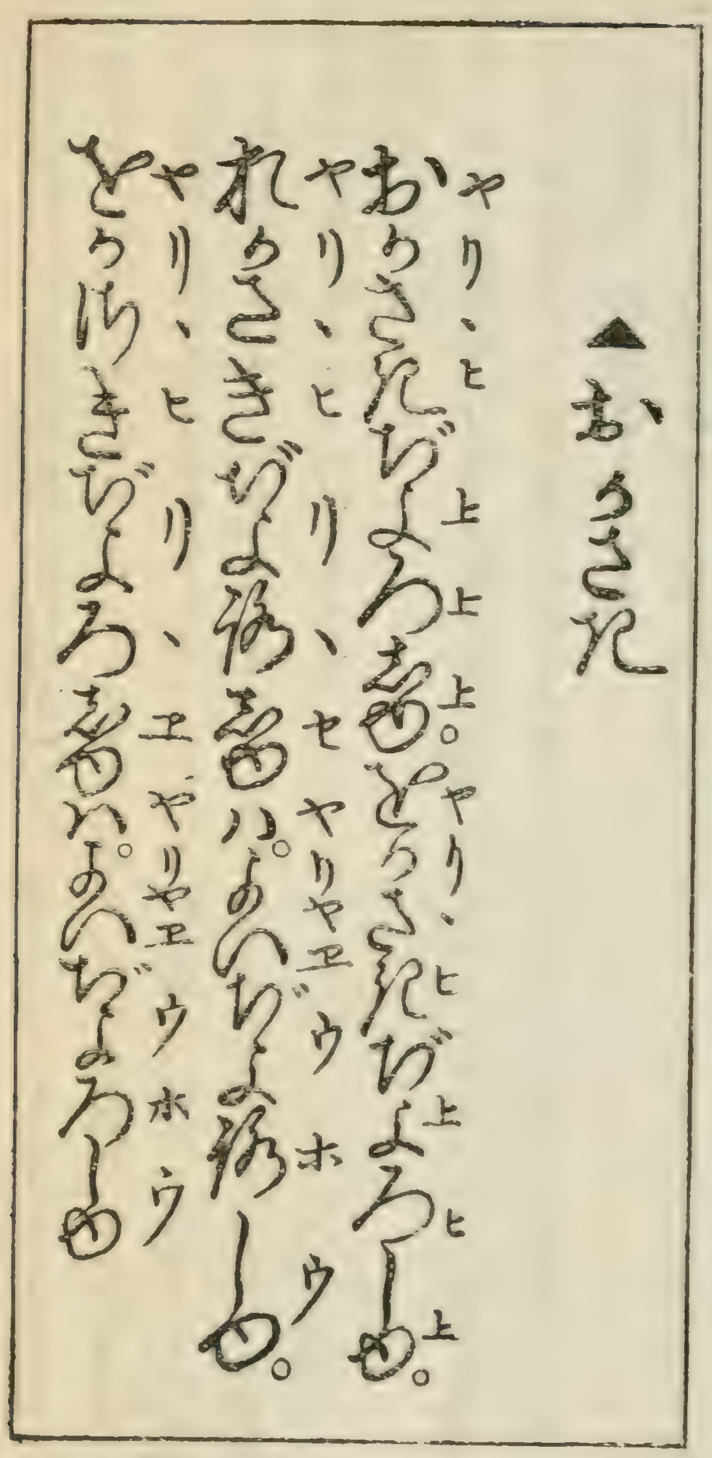
延寶の頃、上村吉彌といふ歌舞妓女形の結めし帶のむすびを、吉彌むすびとて、〔頭書〕㊥世 吉彌枚如

〽此。」都部なべてはやりぬ。延寶九年印本〔都風俗鑑〕に云、〔杏園藏本〕帶のむすびは、吉彌むすびとて、唐犬の耳たれたるごとく、二ツむすびの兩はしを、だらりとさぐるなり。帶屋どもは心得、尺長きをこしらへ、吉彌結はこれ〳〵と、値段ひときは高し云々。〔割註〕是にてそのむすびやうもしれたり。」

〔割註〕〔〕元祿四年印本〔染下地〕と云書に、鉛の賣買高う成りしは、吉彌むすびの帶のはしにいるゝゆゑとや云々。かの唐犬の耳のごとくたれたるはしに、なまりを入れしにや。」

〔五〕岡崎女郎衆

をか崎女郎衆といふ小唄は、寛文より元祿の頃へかけて、一節切にも三絃にも合せて、もつぱらうたひ

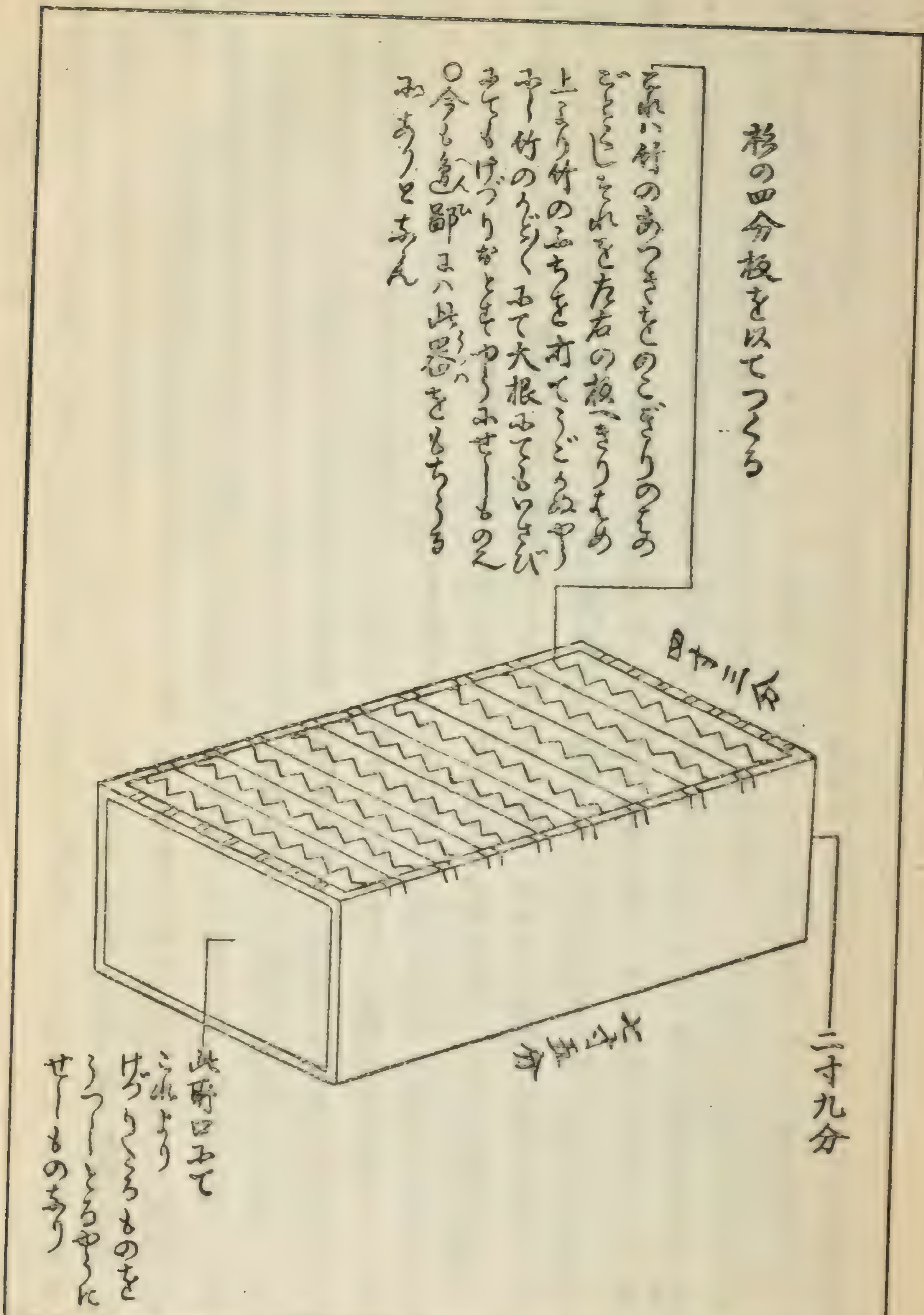


たる小唄なり。元祿十二年印本〔紙鳶〕と云一節切の書に、譜をつけてしるすを、すきうつしにして、左にあらはす。又寛永廿一年印本〔あふむ新つれ〴〵〕〔蜀山翁蔵本〕と云ふ草紙に、をかさきをどりと云ふ小唄を、つくし琴に合せて、ひきたるよしをしるす。これによれば寛永の頃よりはやりし小唄歟。むかしあまたありける小唄のうちに、これのみ一百六十餘年の今に遺りてうたふはめづらし。〔割註〕此小唄につきては、別に考へあれども、こゝにはもらしつ。」

〔六〕古代山葵摺の圖

古梭軒記に云、武州葛飾郡青戸村は、青砥左衛門藤綱の第宅ありし所といふ。〔割註〕往古は青砥村といひしを、かきやすきをもつて、後に青戸にあらためしといふ。」此村の農人茂右衛門と云者の家に、藤綱がもちゐしと云傳ふる、山葵おろしといふ。

上にあらはす圖のごとき古器を蔵せり。見る所不調法の物にて、今の世の人、誰かかゝる不便なる物をもちうべき。昔人の老實なる風氣を察し見るべし。藤綱がもちゐしと云。實否は知らされども、何にまれ目なれざる珍らしき器といふべし云々。又云、むかしの料理に、さゝかき膾といふありて、今もいひ目には、大根をへぎて、さゝかき膾をつくる。彼器その大根をおろすには、しからん歟。或人云、藤武鑑に　かくのごとき紋あるを、山葵おろしと稱す。彼器の紋より云いだせしならんといふ。左もあらん歟云々。


杉の四分板を以てつくる
二寸九分
此所口にて
こゝより
けづりくるものを
うつしとるやうに
せしものなり

〔七〕榎本其角の傳

寛文元辛丑年七月十七日生る。榎本は母方の姓と云。本姓は竹下〔割註〕一ニ竹内ト云。其爪菴ノ説也。」父を東順と云。江州堅田の人、始め醫を以て某侯に仕へ、辭して後、隱者となる。曾て和歌、連歌、俳諧をたしむ。〔割註〕由良八郎左衛門正春を師とす。」元祿六年八月廿八日歿す。享年七十二。〔割註〕芭蕉菴其傳を作る。」母は貞享四年四月八日歿す。其角幼年の時、神田お玉か池にすみ、幼名を源助、〔割註〕一ニ源蔵ト云、又其爪菴ノ説ナリ。」といひしとぞ。〔割註〕征羅翁説なり。」延寶のはじめ、桃青が門に入て、俳諧を學びしよし〔五元集〕に見ゆ。〔割註〕十四五歳の時にあたれり。」〔延寶二十歌仙〕〔田舍の句合〕等に、螺舍あるひは螺子とあり、初名なるべし。〔割註〕一雙たがかけの昔に、螺舍其角とあれば、後には號にももちゐし歟。」〔つゞきの原〕に、麒角ともかけり。〔江戸鹿子〕〔江戸圖鑑〕等に龜鶴とあるは誤ならん。晉其角と稱せしは、〔易經〕に、晉其角とあるにもとづけり。寶晉齋は、米元章が硯に鐫たる文字なり。其硯を得て、寶晉の二字、寶井晉子と云に、よくかなへりとて、佐玄龍に扁額をかゝしめし、壁にかけ、則寶晉齋と號せしよし〔五元集〕に見ゆ。幼年より儒を寛齋先生に學び、醫を草刈某に學び、醫道の名を順哲と云。〔割註〕其爪菴説ナリ。」詩を大顚和尚に學ぶ、書は玄龍に學て後、一家の風をなし〔頭書〕其角ノ書、始メ玄龍ニ學ビ、中ゴロ米元章ニヨリ、後ニ日蓮ニヨル。」畫は一蝶に學びぬ。曾ててれふれ町〔俗名堀江町〕米屋を商ふ家のうらにすみて、狂而堂と號す。貞享の頃、嵐雪〔割註〕此時服部彦兵衞。」破笠〔割註〕此時小川平助ト云。」等、其角と同居せしよし、〔破笠日記〕および古梧叟日記〔老のたのしみ〕寫本等に見ゆ。〔江戸鹿子〕〔江戸圖鑑〕等に、其角が住所堀江町とあるは、則てれふれ町の事なり。幼年より此所に住みしとおぼし。元祿三年板〔いつを昔〕に居をうつしてとかきて、

鼠にもやがてなじまん冬籠

とあれば、元祿三年の冬、てれふれ町より、いづくへか轉宅せしなり。〔五元集〕に、神明町に居をしめてとかきて、

行合の松もかたそぎかざり竹

とあるを考るに、てれふれ町より、神明町へ轉宅して、あくる春の句ならん。〔皮籠摺〕に、六月廿日居を轉じて、竹三竿をうゑつけたるに、頻にほころびたる聲ありてとかきて、句あるは、元祿十一年の事なり。しかれば、元祿十一年六月廿日、神明町を、又轉宅せしならん。〔同書〕午寂が句のはしがきに、晉子南港にうつり、竹を植て有竹居と號すとあり。南港とあれば、神明町を轉宅せしも、芝邊のやうにおもはる。元祿十一年十二月十日、池魚の災にあひて、家をうしなひたるよし、〔焦尾琴〕の序にあるは、かの南港に居住の時なるべし。〔割註〕〔焦尾琴〕の跋を見るに、此頃已に妻子あり。」〔五元集〕に、類燒の頃、邊鄙の居を問て、一樽に鷄卵をおくる人にとかきて、句あれば、彼芝邊に類燒の後、しばらく邊鄙に住しとおぼし。邊鄙といふは、いづれの所にや。つまびらかならす。〔和漢文操〕に、其角が號、雷柱子とあり。〔うら若葉〕〔類柑子〕等を見れば、渉川ともいへり。又狂雷堂、六藏菴、善哉菴、文合菴〔割註〕元祿十年歳旦帳ニアリ。」等の諸號あり。畫名を螽子といひしは、折にふれての戲號なるべし。元祿のするゑ、茅場町藥師堂の邊に住ぬ。〔割註〕〔類柑子〕に、草菴の記あり。」そのちかきあたり、植木店といふ所に、徂徠先生の家あり。其角が口すさみに、〔割註〕徂徠翁、その頃蘐園と號す。蘐は萱とおなじ。是茅場町に居住の證なり。」

梅が香や隣は荻生惣右衛門

此句、いづれの集にも見えざれども、もつぱら人口に膾炙せり。實否はしらず。寶永四年丁亥二月晦日歿す。享年四十七。二本榎上行寺に葬る。法名喜覺居士、又深川森下町長慶寺に墓碑あり。其角病床に盡し、無眼の達磨に紙をうづむと、〔類柑子〕に見ゆ。〔同書〕白櫻が其角をいたむ句のはしがきに、此所に年ひさしく住なれぬれば、鍵の渡守も、袖をひたすとあれば、茅場町に住し時、身まかりたる事あきらけし。寶永四年二月廿三日、春暁閑爐に坐るの吟とて、

鶯の暁寒しきり〳〵す

として、病にふし、わづかに七日を過て、身まかりけるよし、〔類柑子〕青流が文に見ゆ。是れ其角一生の口すさびのかぎりとなん。〔木綿文集〕に、辭世と云は非なり。

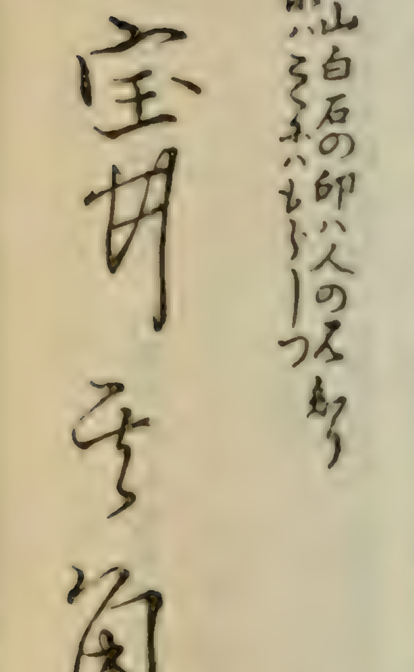
▲其角著書目録

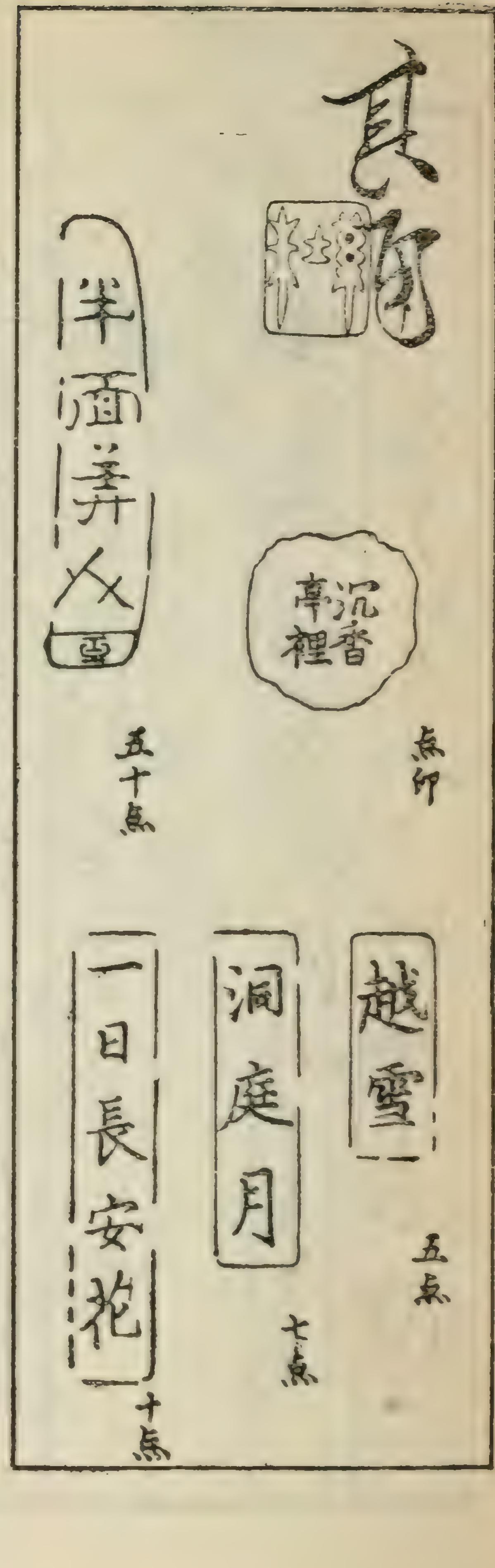
田舎句合〔一、延寶八〕　みなし栗〔二、天和三〕　蠹集〔一、貞享元〕　新山家〔一、同二〕　續みなし栗〔二、同四〕　花つみ〔二、元祿三〕　いつを昔〔一、同年〕　雑談集〔二、同四〕　萩の露〔一、同六〕　枯尾花〔同七〕　句兄弟〔三、同年〕　若葉合〔一、同九〕　末若葉〔一、同十〕　錦繍段〔同年〕　三上吟〔同十三〕　焦尾琴〔三、同十四〕　たれか家〔一、時代不詳〕　新二百韻〔一〕　類柑子〔三、遺稿、寶永四〕　五元集〔四同上、延享四〕　新三百韻〔一〕　以上二十一部

▲其角印譜　清山白石の印ハ人の不知なれハこゝにしるしつ



叩両端





右點印傳系（其角——秋色　女　菊后亭　湖十

〔割註〕木者菴の寛政壬丑年六世雪窓湖十ヨリ其爪菴ニ附屬ス。」

〔五元集〕

點印半面美人の字を彫て、琴形の中に備たるを、はじめて冠里公の

万句の御巻に押弘め侍るとて、

春の月琴に物書はじめ哉

〔割註〕案るに、秋色追善の集〔雨三聲〕一冊を見るに、元祿十五年の春、半面美人の印を新刻して、賀會の一集成る。かの琴に物書の句を發句として、二十五吟の百韻をつらぬ。集冊の名を、月の鶴とよびけるよし、其後廿四年を過ぎて、秋色尼より、初代湖十に讓りけるとぞ。

○其角正筆自記の切レ二葉京書画房主人蔵せるその文左のごとし

△毛引ある紙ニ書ス

七月十七日出生ノ記ト見ユ

寛文丑　一とせもいつとなくしのひゆくもをかしう寛文元年

七月十七日　母霊夢

人目おいてるとえてらわくばの

離しら隠れ室かあくるれ

七夜晩　同

住吉の松を秋風吹まゝに

新うらにみる沖津浪

初年ヨリ堀江町ニ居住ノ証トスベシ

十歳入学　大圓寺

十四歳　於堀江町　本草綱目写

從諸　主治　發明

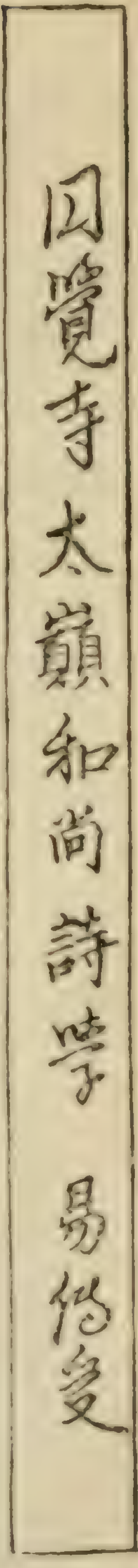
十五歳　内經素本　易經素本写

五郎兵衛需之伊勢物語書之

右表紙出来本　殿へ献之

右之屏風落款して刀　一中語話

十六歳



〔割註〕其角か事につきては、此餘くさ〴〵の説話あるべし。只九牛が一毛をしるして、後の明鑒をまつのみ。」

〔八〕其角雨乞の句考

其角牛島にて、雨乞する者にかはりて、

〔五元集〕夕立や田をみめぐりの神ならば

とせしは、いづれの日にや。詳ならざるによりて、予三圍の社主につきてたづねしに、元祿六年六月廿八日の事とぞ。然則其角三十三歲の時なり。一說に、南茅場町、岡船問屋某、俳名を白雲〔其角門人〕といふ人にいざなはれ、船あそびに出て、此事ありしとぞ。案るに、能因法師雨乞の歌に、〔金葉〕

銀河なはしろ水にせきくだせ天くだります神ならば神

此歌にもとづきたる句なり。〔五元集〕に、翌日雨ふるとあるを以て、須臾にふりしと云說を、日ごろいぶかりおもひけるに、元祿六年に生れたる隱士〔峯一堂之記〕〔割註〕詞花堂藏寫本。」を見るに、左のごとき文あり。

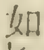
晋其角。癸年與門人同船而遊隅田川。今茲天下旱魃而。田而無水。門人等乞雨乞之句。晋辭不止。故作句。須臾雨降。世人感其俳德云々。

此記露ばかりも、いつはりがましき事をかきたるものにあらず。於レ此おもへば、元祿中の人、すでに此事を傳へて、風流の話柄としたるを、擧一堂しるしおきたるならじ。雨の降しはいづれの日にもあれ。世こぞりて此事を語り傳ふるは、其角がほまれといふべし。〔割註〕かの句はもと、ユタカといふ折句なり。ひそかに豐作の意を以て祝したらんと、著作堂主人いへり。」

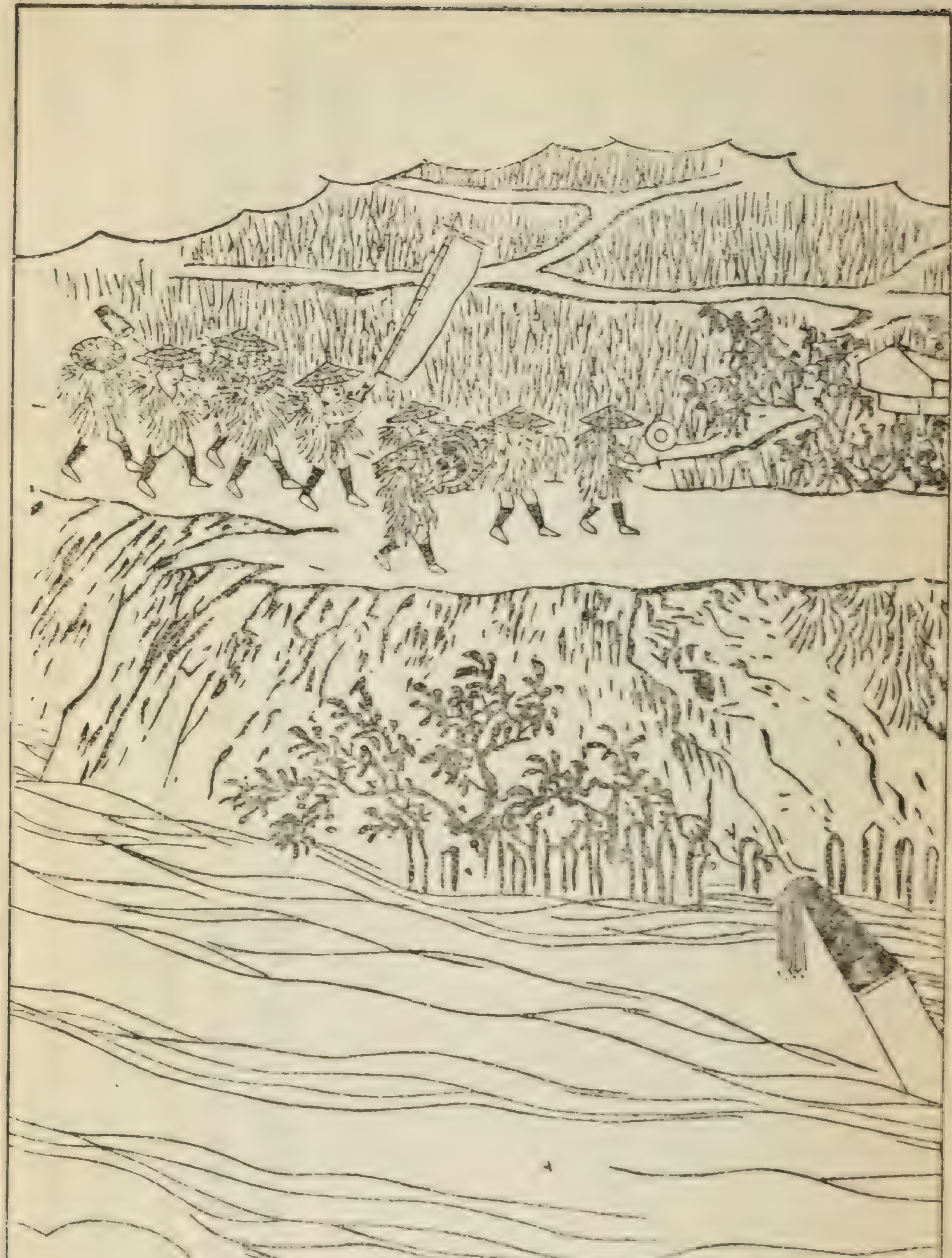
〔九〕金龍山奈良茶の飯

〔西鶴置土産〕〔割註〕元祿六年板本。」にいふ、近き頃金龍山〔聖天町〕の茶屋に、一人五分ヅヽの奈良茶を仕出しけるに、器物の綺麗さ、色々とゝのへ、さりとはすゑ〳〵の者の勝手のよき事なり。中々上がたにもかゝる自由なし云々。〔事跡合考〕に云、明暦大火の後、淺草金龍山〔待乳山〕門前の茶店に、始て茶飯、豆腐汁、煮染、煮豆等をとゝのへて、奈良茶と名づけて出せしを、江戸中はし〳〵よりも、金龍山の奈良茶くひにゆかんとて、ことの外めづらしき事に興じけり。それよりおひ〳〵さま〳〵の美膳店出來しより、いつしか彼の聖天の山下の奈良茶衰微におよびたり云々。〔割註〕案るに、これ江戸にならちやめしを賣るはじめなるべし。」

〔十〕芝神明千木櫃の考

江戸芝神明の祭禮、毎年九月あり。曲物の小櫃、鮓、土生姜を賣る。これを生姜市といへり。彼小櫃を土人ちぎびつと云。木を薄くへぎて、飯櫃形に曲げたるに、丹と綠青をもつて、ふ如レ此藤の花の綺あり。此ちぎびつの說、さま〳〵ありといへども、みな妄說なり。案るに、〔風俗文選〕吾仲が飯鮓の銘に云、飯鮓はいづれの時よりもてはやしけむ。此六條の名物にはいへりけり。今はおほやけの奉りものにかぞふれば、下ざまの人は日を限りても待るべし。まして卯の花の咲ころは、此ものゝけしきも淸からん


其角於牛島覩雨乞圖



に藤の花の咲く時に、それが節をあはせたらん。いかなる人の深き心か侍りけん。是にて二季草の名も、世の人はいふべし。器物は杉の香もてつけたる折に入れて、此花をかざしにも、又は文など付けてやるべし。かくこと〴〵しきやうなれど、すべて上みさまのもてあそびものなり。下略。〔割註〕かくのごとくあれば、彼ちぎびつは、もと餅をいるゝ器にて、藤の花を畫くは、かざしの意なる事あきらけし。生姜をうるも、餅にそへてくらふものなればなるべし。ちぎびつと云ふ名は、もと社の千木の餘木にてつくりしゆゑに、しかはいひけるとぞ。再ビ案ずるに、飯餅は京六條の人家にて製す。飯餅に藤の花をそふる流例、黒川氏〔雍州府志〕巻之六土産門にも見えし。」

近世奇跡考 巻之四

〔一〕夢市郎兵衞、明石志賀之助の事

市郎兵衞は强氣の男達、志賀之助は大力の相撲取にて、ともに寛永中をさかりにへたる者なり。おなじ時、仁王仁太夫といふ者あり。凡人ならぬ大力にて、其力はかり知りがたし。其頃、京都の相撲に、志賀之助と仁太夫兩人をめさる。志賀之助、兼て市郎兵衞と友たるゆゑ、其相撲の後見をたのみ、連れだちて京に上る。東の大關は仁王仁太夫、西の大關は明石志賀之助なり。已に其日にいたり、兩人土俵のうちにすゝむ時、市郎兵衞、志賀之助に對していはく、今日は倆一代のはれの勝負なり。もしまけなば、すぐに倆を殺し、我は腹きりて死ぬべし。よく〳〵心得べしといふ。さて行事、團扇をとりければ、兩人たちむかひ、しばし位を見合て、やと一聲さけび、たがひに組みてもみあふに、市郎兵衞はしばらくも、目をはなさずしてつけまはる。時に仁太夫力やまさりけん。志賀之助を引むすび、つとさしあげてなぐると見ゆ。見物の諸人、手にあせをにぎり、あはやとおもふ所に、志賀之助早業の達人なれば、空中にてひるがへり、おちざまに仁太夫が胸を蹴て、土俵のまん中にうちたふす。これより志賀之助、日の下相撲開山と名告る事をゆるさる。しかるに、仁太夫かたの惡輩等、これを意恨におもひ、志賀之助を打殺さんとはかるよし、市郎兵衞聞きつけて、志賀之助をばしのびやかに江戸に下らせ、おのれは黑繻子の羽織の背に、明石志賀之助と金糸を以て大文字にぬはせたるを着し、熊谷笠をまぶかにきて、長き刀をくわんの木におび、唯獨京都を發足す。仁太夫がたの者等、此ありさまを見て氣おくれし、手をむなしくと




夢の市郎兵衛
悪輩を懲図

どまりけるとぞ。市郎兵衛、老後頭をそりて、相州田村の邊に隱遁しけるが、兄放駒の四郎兵衛身まかりしと聞き、今は世におもひ殘す事なしとて、佛間にこもり居て食をたち、念佛のみとなへて死しけるとなん。〔古今俠客傳〕に見えたり。

〔二〕秋色櫻井短冊

秋色は、小網町菓子屋のむすめ、幼名を秋といふ。十三歳の時、上野の花見にまかりて、清水觀音堂の邊、井の端にありし、大般若といふ櫻を見て、

井のはたの櫻あぶなし酒の醉

と口ずさみぬ。しかりしより後、その櫻を秋色櫻といひけるよし、沾涼が記に見ゆ。彼櫻老木にて、六十年ばかり以前はありしとぞ。案るに、お秋、貞享の頃、其角の門人となり、秋色といふ。後に俳諧の判者となり、菊后亭と號す。つひに其角の點印を附屬す。〔いつを昔〕に中習とてかきて、

蜆とり早苗にならふ女哉

といふ句あり。是秋色、其角に入門の時の句なるよし、〔夢中雜夜話〕に見えたり。

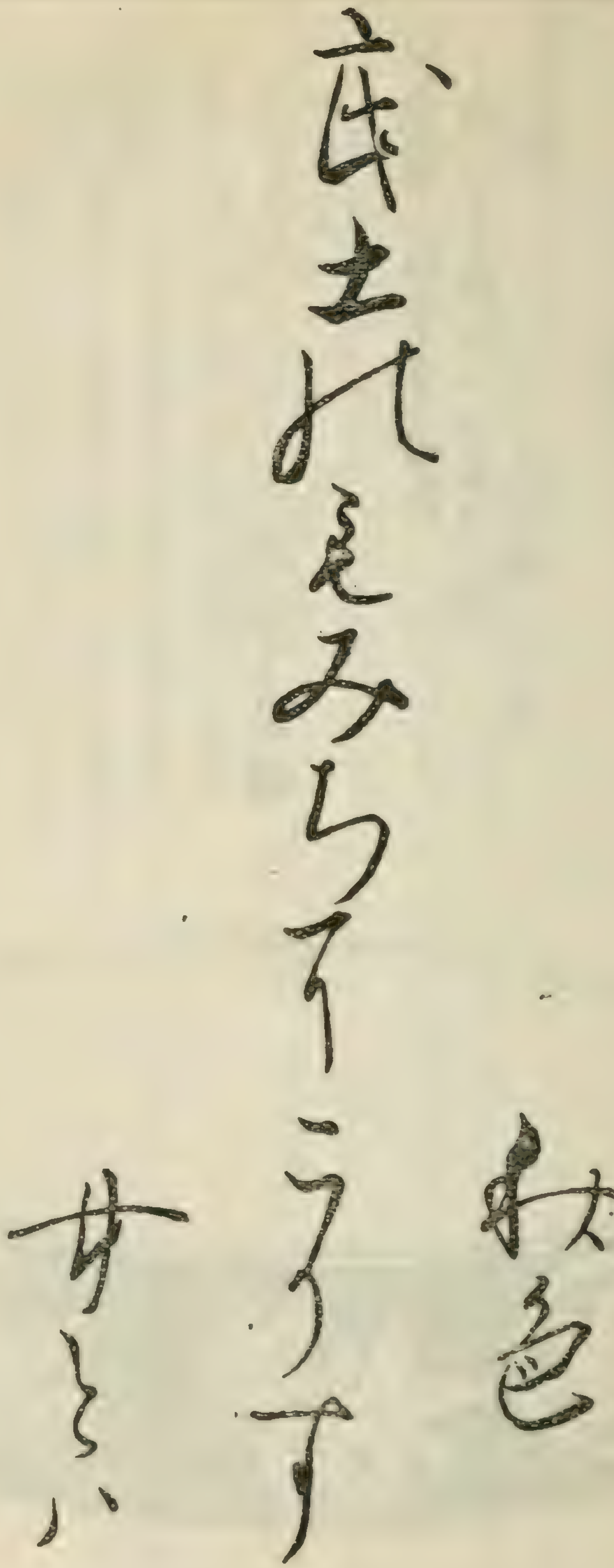
○再案に、秋色は、寒玉〔割註〕俗稱詳ならず。」といふ者の妻となり、男女あまたの子をうめり。一男俳號を林鳥と云。二男俳號を紫蔦と云、ともに俗稱詳ならず。孫女を富といへり。

秋色、享保十年乙巳四月十九日申刻身まかりぬ。

辭世　見し夢もさめても色のかきつばた　秋色

以上秋色追善の句集〔雨三聲〕といふ書に見ゆ。その書、其瓜菴主人藏せり。

秋色短冊（しうしきたんざく）　秋色の墨跡なをおほかれど、こゝにめづらしく
書画房の秘蔵短冊の句を左に摸出す。



右ハ秋色とき々方にめされける時の口すさみのよし、秀吟なれば、
ワきとし人の賞美せし句也。

三 高尾所蔵鬢水入圖

○此器ハ今より三十とせばかりさき吉原の駿河屋魚躍といふ者、方圓菴得器におくりあたへしを、おのづから某君の手にまゐりしよし。某君予が古きものを好めることをきゝ給ひ、恵みし給ひて古書画古器など見せしめ給ふついで、此器をも見せ給ひ、かゝる小器さへ、後の世に傳へて人の[illegible]、[illegible]尾がほまれといふべし。魚躍ハ烟花清談の作者也。

○表蠟色紅葉金蒔絵
紋は青貝内朱ふち金ぞうげ
口長さ[illegible]三寸四分横二寸二分





〔四〕元祖團十郎傳幷肖像

江戸の俳優初代市川團十郎は、堀越重藏といふ者の子なり。慶安四年辛卯、江戸に生る。重藏は下總國成田の產、〔割註〕或云、佐倉幡谷村の產、役者大全に云ふ市川村。」なり。江戸にうつり住。曾て任俠を好み、幡隨院長兵衞、唐犬十右衞門等と友たり。團十郎生れて七夜にあたる日、唐犬十右衞門、彼が幼名を海老藏となづけたるよし、〔割註〕今の白猿ものがたりぬ。」初名を段十郎とよび、後に團十郎に更む。曾て俳諧を好み、舊德翁才麿の門人となり、俳號を才牛といふ。延寶のはじめ、和泉太夫金平人形のはたらきを見て、荒事といふことをおもひつきたるよし、〔割註〕〔俠客傳〕に見ゆ。」延寶三年五月、木挽町山村座、凱歌合曾我といふ狂言に、曾我五郎の役を始てつとむ。〔割註〕時に年二十五才。」延寶八年不破伴左衞門の役を始てつとむ。〔割註〕時に年三十才。」衣裳の模樣、雲に稻妻のものずきは、

稻妻のはしまで見たり不破の關

といふ句にもとづきたるよし、〔江戸著聞集〕に見ゆ。貞享元年、鳴神上人の役を始てつとむ。〔割註〕時に年三十四。」鳴神を墮落さする女の名を、雲の絕間となづけしは、團十郎おもひつきたるよし、これ等を以て其才の秀でたるをはかり知るべし。元祿七年ィニ六年、京に上り、同十年江戸に下れり。

〔割註〕○貞享五年役者評判記〔野郎立役二町弓〕といふ書に、左のごとくあり。○此ころのひやうばん記は、おほく半紙本なり。位付なし。元祿の末横切本となり、位付あり。」

▲市川團十郎　　住所ふきや町がし

此市川と申すは、三千世界にならびなき、好色第一のぬれ男にて、御器量ならぶものなし。丹前の出立ことに見事なり。せりふ天下道具なり。およそ此人ほど出世なさるゝ藝者、又とあるまじ。實事、惡

人、その外何事をいたされても、おろかなるはなし。ことに學文の達者にて、仕組の妙を知らぬものなし。當世丹前役者の元祖、お江戸においてかたをならぶるものあらじ。威勢天が下にかゞやき、おそらくは末代の役者の鏡ともなるべき人なり。すゑ〴〵なほもはやり玉はん。歌に、

　　市川の流れの水もいさぎよく悟りすました藝者成

予おもふに、末代の役者の鏡ともなるべきと、貞享の頃よりかきおきしは、役者の未來記ともいふべし。

○貞享年中印本〈舞曲扇林〉、

▲江戸狂言作者

○玉井權八　○南瓜與惣兵衛　○宮崎傳吉　○市川團十郎

かくのごとく、作者のうちにもかぞへぬ。案ずるに、貞享、元祿中の狂言、團十郎の作おほし。

○〈江戸眞砂〉に云、〈寛延中寫本なり〉

元祿年、勘三郎座にて、團十郎荒園の役、切り狂言に、鍾馗大臣に成て、大當りせしが、その姿をゑがき、鍾馗大臣團十郎とよびて、ちまたを賣ありく。おのれ七八才の頃、めづらしく、五文ヅツに買ぬ。それよりやゝ外の役者繪はやりいでぬ云々。

○團十郎、元祿十七年〈改元寶永〉二月十九日死。享年五十四。芝三緣山中常照院に葬る。法名門譽入室覺栄。

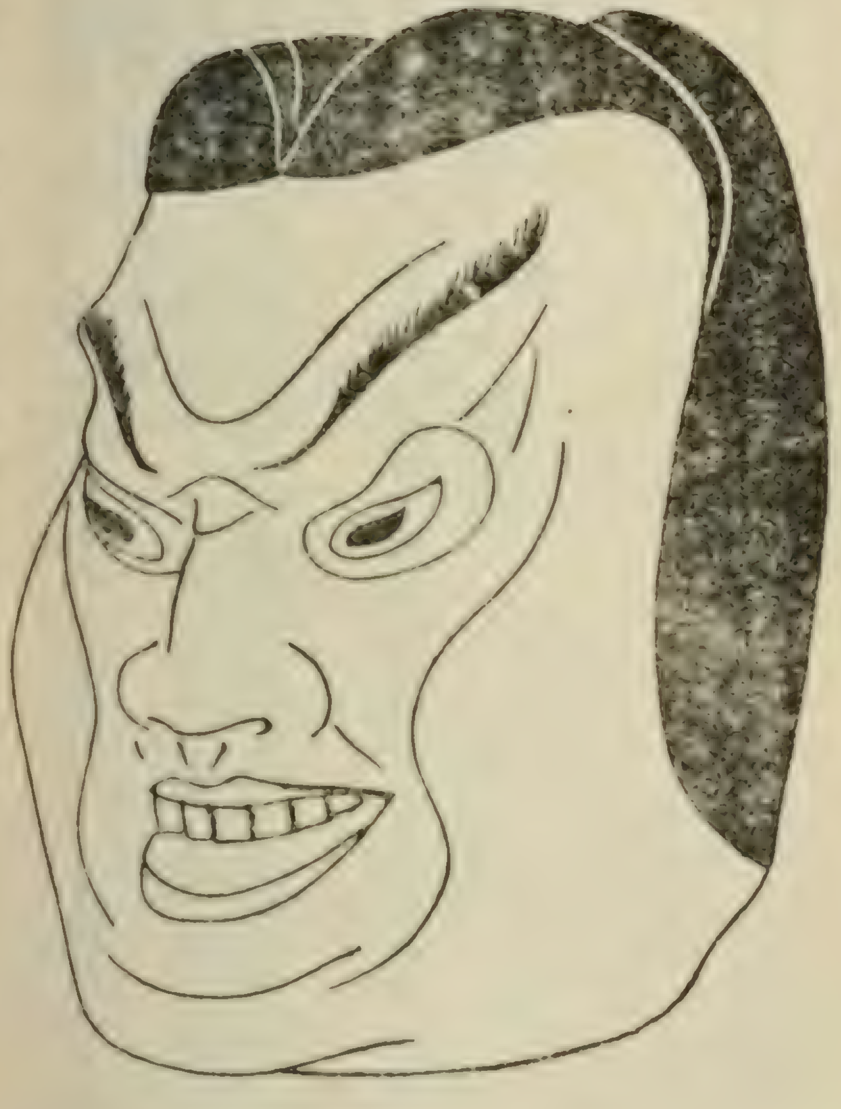
○楓塘館藏本に、寶永二年印本〈寶永忠信物語〉と云ふ草紙五册あり。これ團十郎一周忌追善の書なり。その書に云、

市村竹之丞芝居、八島壇の浦の仕組、忠信四番續の狂言に、團十郎、次信の役をつとむるうち、二月十九日五十四才にて身まかる。幼名を舛之助といひしよし見えぬ。然則星合十二段といふ狂言の時死せしと云ふ說は非歟。

○元祖團十郎實子、二代團十郎栢莚が傳は、あまねく人のしれる事なれば、こゝにはもらしつ。今已に名跡七代におよぶは、誠是俳優の名家と云べし。

元祖團十郎似顔面形盃

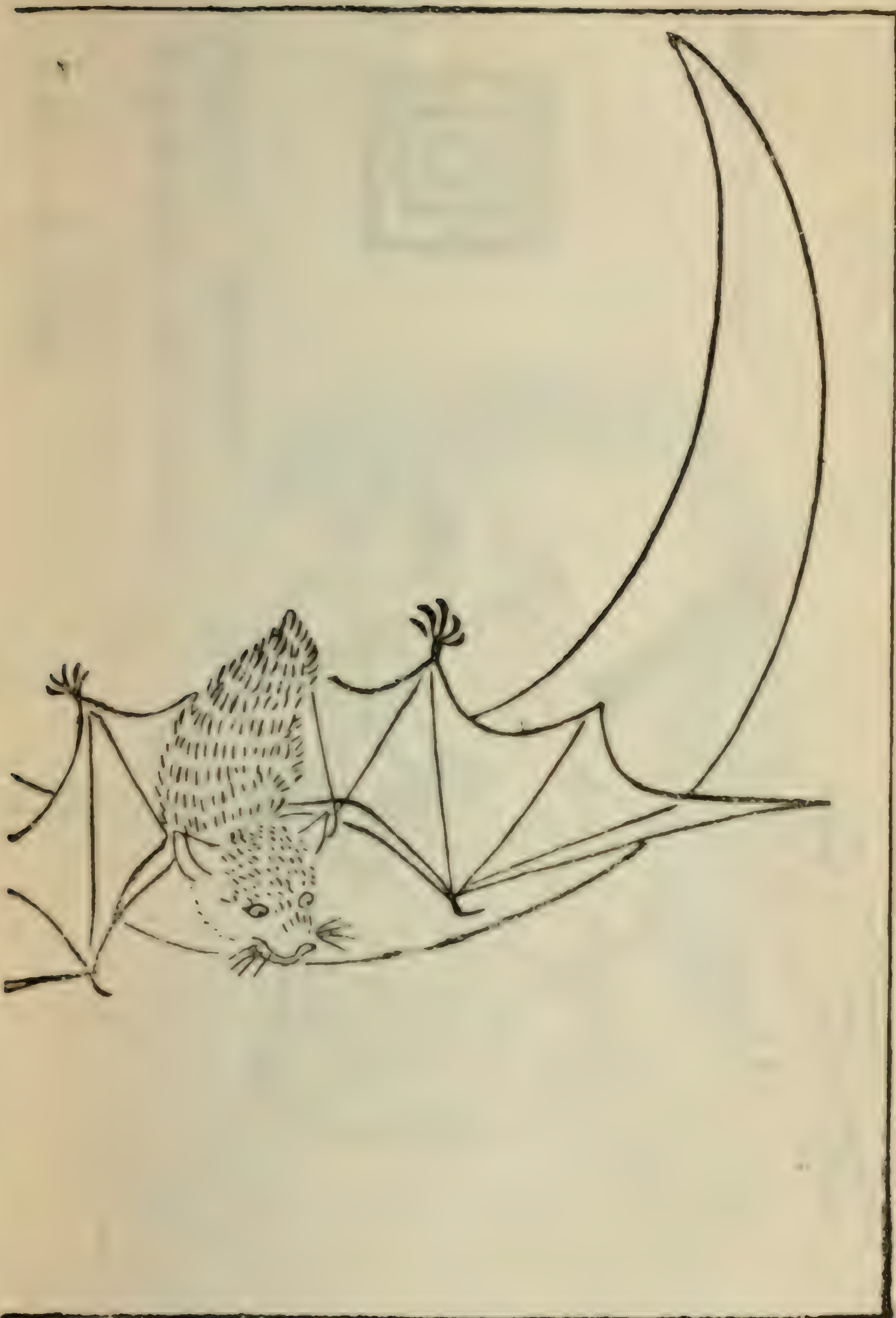
○赤がわらにて大さ
圖のごとし
うらの方にて
陽とのむやうに
きざみものあり
○面ハ白くぬりて
朱のくまどり
あり
○眼中ハ金泥
玉眼入
○うらの方ハ
黒ぬりなり

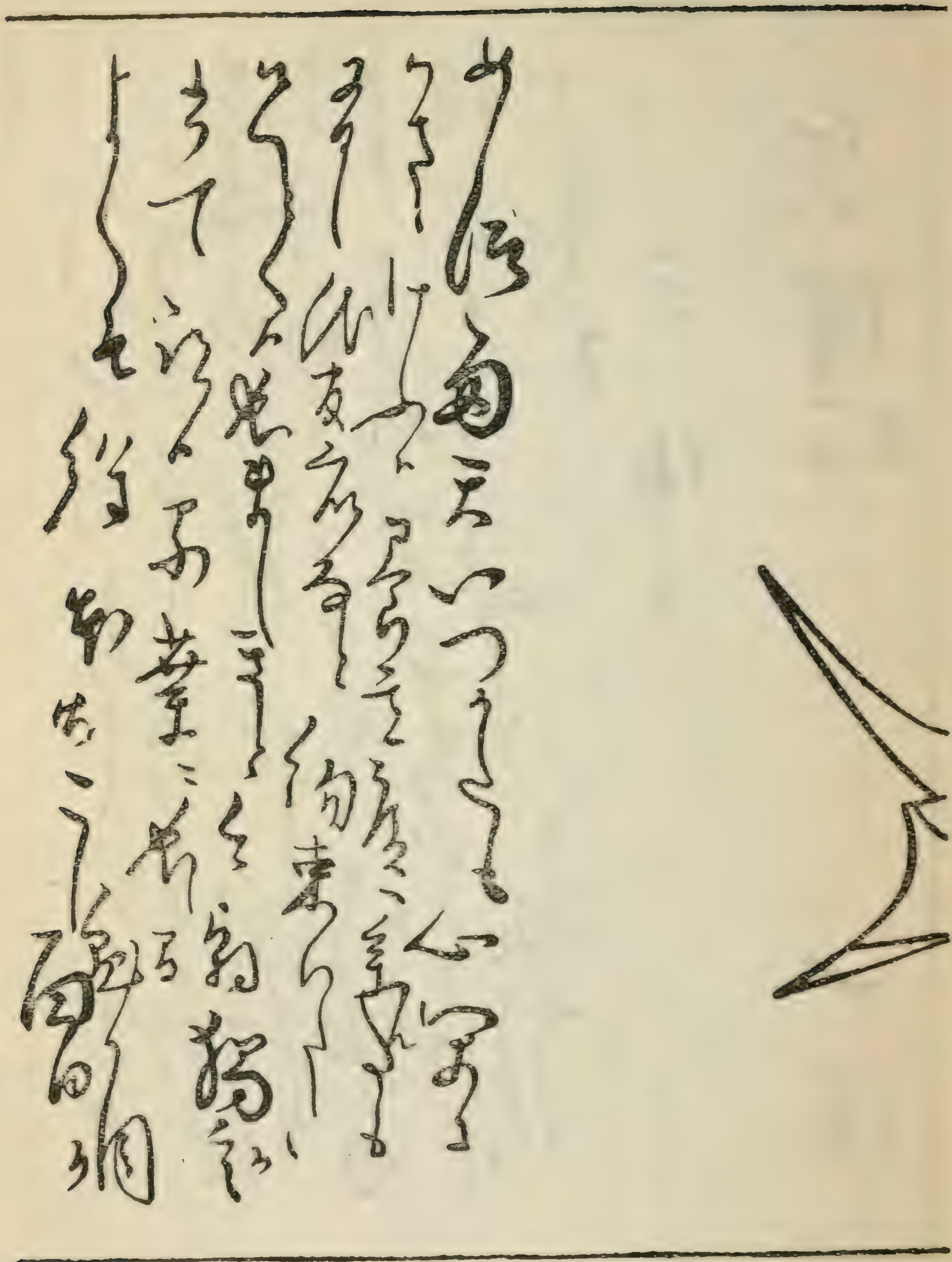


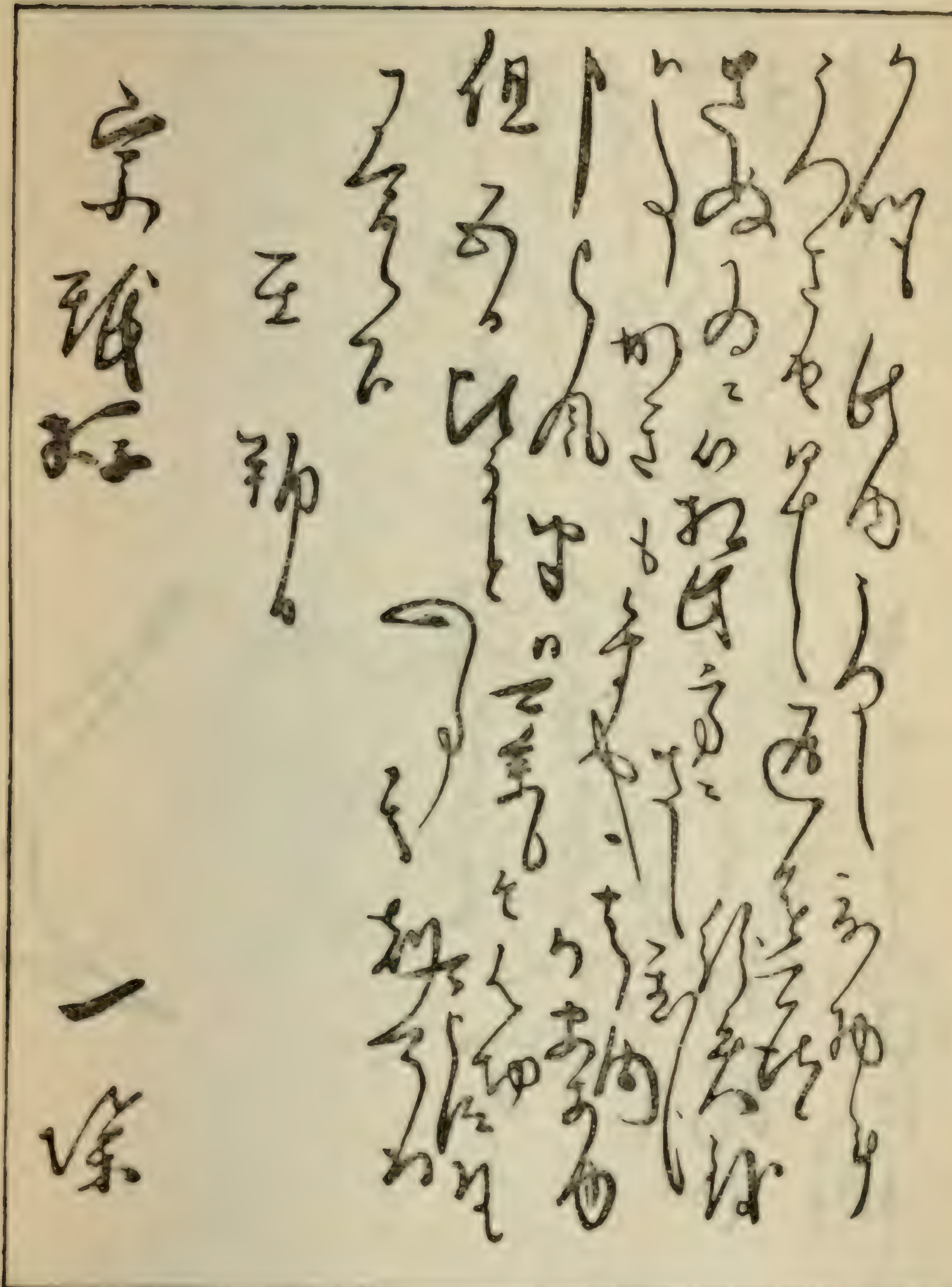
これハやんごとなき方のもとめ玉ふものにして友人
蕙斎主人うつさせ来てみせし面形のつくり
よきものとみえてげに殊勝の古物なり


元祖團十郎肖像
薩洲樓藏本元祿六年板本
四場居百人一首ニ此圖アリ
上ニ狂歌アリ畧之
市川團十郎

〔五〕一蝠贈二宗珉一文







右書中かはほりの圖は、ほりもの、下繪なり。横谷宗珉、曾て一蝶が下繪をもつてほりものとしたる事、人の知る所なり。一蝶が手紙、世におほしといへども、是等はことに珍とすべし。もとより嵩谷翁の鑑定をへて、正筆のものなり。

〔六〕淺草六地藏石燈籠

淺草花川戸の町口に、古代の石燈籠一基あり。火袋に六地藏を刻す。竿石に文字あれども、磨滅して讀がたし。わづかに十月二十二日兵衛と云ふ八字、おぼろげに見ゆ。〔江戸砂子增補〕に、鎌田兵衛政淸寄立の銘ありしよし云傳ふとしるせり。〔紫の一本〕に、近衛院の御宇、左馬頭義朝、觀音〔淺草寺〕の飛うつり玉ふ。榎を以て、觀音の像をつくり立て玉ふ。今に內陣にあり。臺座に、鎌田兵衛政淸奉行とかきつけあり云々。此說によれば、彼の燈籠も、其節鎌田が寄立せしもの歟。燈籠の銘磨滅したれば、推量の說のみにて、決定しがたしといへども、古物とは見ゆるものなり。ことに六地藏をたうとみしは古き事にて、伏見の六地藏は、少納言信西の建立なり。城南竹田北向不動院の六地藏をほりたる石に、曆應の年號あるもあるよし、此たぐひなほおほかるべし。昔は石灯籠を一基たてたるなり。今の世のごとく、堂前の左右に、兩基たつるは、いにしへなき事なり。洛北鞍馬の堂前、尾張熱田の社前、南禪寺の大石燈籠、みな一基なり。彼六地藏の燈籠一基あるも、又古き證なり。彼是考ふるに、古物なる事うたがひなし。〔事跡合考〕に、淺草の土人ども語つたへて云、昔は霞ケ關および平川町の方より、觀音門前馬次にて、みな旅宿町なり。今存在の六地藏石灯籠、往古よりの馬駕籠の立場なり云々。たま／＼市中にかゝる古物の残れるはめづらし。圖を下にあらはす。○再案に、彼地の古老に問に、ちかごろ回祿以後、年號磨滅す。其以前は、應安元年と云ふ文字、かすかに見えしと云。然則、鎌田が寄進と云は妄

浅草六地蔵石燈籠

笠石火袋并ニ火袋の臺石まて一石を以て
つくる竿石と沓石のミ別石之奇巧といふべし



說なり。應安は後光嚴帝の年號なり。應安元年より文化元年にいたりて、四百三十七年におよべり。○山の宿に嘉暦四年の古碑もあれば、應安の時代さもあるべし。

〔七〕淺草楊枝店の始原

寛永の頃は、店をかまへず。ちいさき長櫃やうのものゝうへに、茶筅と楊枝をならべおきて賣りけるよし、其頃の者十餘人、今に楊枝をあきなひて櫃親といふ。〔或云役店、〕これ櫃の上にて物を賣りたる證の、今に殘れるなり。今觀音堂におきて、追儺をおこなふ時、鬼に扮するは、彼の櫃親等のつとむる古例なりとぞ。〔割註〕以上淺草菴主人、彼ひつおやのうち、古老のものゝ說なりとてものがたりき、〔〕案るに、むかしはたて茶をのみもちゐたれば、茶筅をかふ人、今よりもおほかりつらん。これ寛永元年より文化元年にいたり、一百八十一年のむかしがたりぞかし。

〔八〕白炭の忠知

〔滑稽太平記〕を閲に、神野忠知は、江戸の人なり。俗稱長三郎、後に長左衛門と改む。承應の頃、井坂春清〔立圃門人〕に俳諧を學ぶ。

白炭ややかぬむかしの雪の枝

此句より白炭と云ふ名をおひぬ。

其角が〔雜談集〕に、白炭と聞えし忠知が、

霜月やあるはなき身の影法師

と辭世して腹切ける。いかにせまりたる浮世には成けん。哀なりとあれは、をはりをよくせざりしにや。

〔九〕三浦高尾の考

寛永二十年印本〔吾妻物語〕(割註)元吉原細見記。を見るに、元吉原の時代、高尾といふ妓女四人あり。江戸町善右衛門内高尾、同町甚左衛門内高尾、京町若三郎内高尾、同町九郎右衛門内高尾、以上、みなはし女郎にて、もとより三浦の高尾にあらず。その以前の高尾といふ名妓あらば、四人まではし女郎の名によぶべしともおぼえず。三浦の初代高尾は、寛永の後いできたる事あきらけし。今杏圃先生の高尾考にもとづき、古書を參考して、年序をさだめ、好事家の考訂をまつのみ。

初代高尾 〇元吉原の時代、引據なきによりて、つまびらかならず。

二代高尾 〇數代のうち、すぐれて名妓のきこえ高し。これを萬治高尾といふ。貞享板〔江戸鹿子〕の說を用て、二代とさだむ。萬治三年十二月廿五日死。或云、萬治二年十二月五日死。

三代高尾 〇〔袖かゞみ〕に、高尾を評して、いまだ年わかとはいひながら、さきの二代高尾におとれりとある以て、三代とさだむ。〔袖かゞみ〕に、年號なきをもつて、時代つまびらかならずといへども、延寶四年板本〔しづめ石〕に、高尾ありて、今はとしたけ玉ひてとあれば、此高尾、寛文のすゑを、さかりにへたるべし。天和三年の寫本〔梁の一もと〕に、高尾、小紫、今はなしとあれば、天和の頃は、中絶なるべし。

四代高尾 〇元祿四年板本〔龍そろひ〕に、高尾あり。元祿七年板本〔草ずり引〕に、いつぞや、わづらひより、ふるさとへおかへりのよしとしるしあれば、此高尾、元祿五六兩年の間に、出廓せしなるべし。

五代高尾 〇元祿十二年春出廓のよし、〔元正間記〕に見えたり。

六代高尾 〇寶永六年板本〔大黒舞〕に、六代の高尾とあり。證とすべし。寶永七年春夜、一

枚摺細見〔大鑑〕に高尾あり。

七代高尾　○引據なきによりてつまびらかならず。

八代高尾　○正德三年板本〔亦逢染〕に、高尾あり。〔丸かゞみ〕に、正德五年高尾いできしとあれば、此高尾、正德四年出廓なるべし。

九代高尾　○享保五年板本〔丸鏡〕に、奥州がかぶろ、しのぶといへるが、正德五年太夫となる。これ元祖より九代目の高尾なるよし、たしかにしるしあり。證とすべし。○寶永六年板本に、六代の高尾ありて、〔丸鏡〕に、九代の高尾、正德五年いできしとあれば、わづか五年ほどの間に、七代、八代と、高尾二代ありし事いぶかし。二代ともに、はやく出廓せしにや。

十代高尾　○享保十三年板本〔細見の圖〕幷に〔雨巴卮言〕一本ともに、高尾あり。享保十五年板本〔雨巴卮言〕に、高尾なし。此高尾、享保十三、十四兩年の間に出廓なるべし。○九代高尾と同人のやうにおぼゆれども、九代高尾、正德五年に太夫となり、享保十三年まで、年數十四年なれば、同人とさだめがたし。○享保十五年より、同十八年までの〔細見記〕をならべみるに、高尾なし。此間四年中絶なり。

十一代高尾　○享保十九年〔細見記〕三本あり。二本に高尾なし。一本〔金盛鏡〕といふに、高尾ありて、あげまきがかぶろ、しづや、當年十月九日、太夫となりたるよしをしるす。又享保二十年板本〔志家位名見〕といふにも、あげまきがかぶろ、しづや高尾になりたるよしをしるす。しかればすなはち、此高尾、享保十九年十月九日、太夫となり。わづかに六年を過て、寛保元年六月四日出廓す。其身うけ證文を、今に藏せる人あり。○此後の〔細見記〕をならばせ見るに、高尾な




高尾
揚屋入圖

し。十一代にてたえたる事あきらけし。〇寶暦五年細見〔入相の花〕に、三浦屋ありて、同七年細見〔花たちばな〕に、三浦なし。寶暦六年家たえたり。

〔十〕萬治高尾出生の地

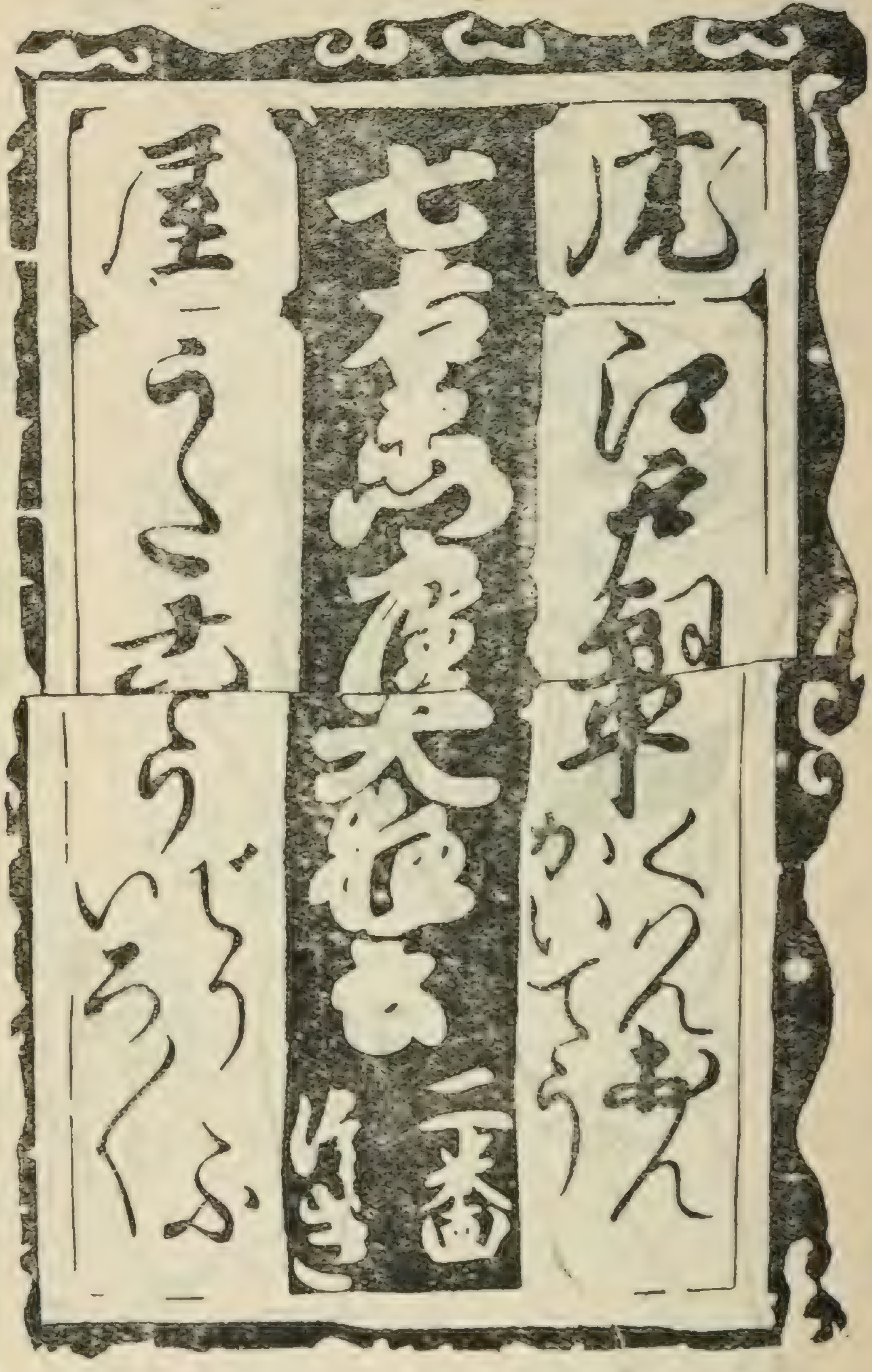
萬治年間の名妓高尾は、下野國下鹽原鹽釜村〔割註〕江戸を去る事およそ四十里。〕の産なり。父を長助と云。〔割註〕子孫今にありとぞ。〕高尾、萬治中、江戸にて身まかりし時、かたみの物あまた故郷におくるといへども、みな失ひて、今はちりばかりの物もとゞめず。只高尾みづから筆をそめて、伊勢、源氏、つれ〴〵のたぐひを、抄書せし一軸のみ残れり。これは彼在世の時、故郷におくるものにて、まことの手跡にうたがひなく、彼がおもかげを今見るごとくおぼゆるものとぞ。〔割註〕以上鹽原にすめる湯盛といふ人にとひてしるしつ。〕〇筆のついでにしるす。おなじ頃、高尾とさかりをあらそひし、三浦の薄雲は、信州は埴科郡鼠宿の産なり。予が骨董集にくはしくしるせり。」

〔十一〕薩摩小平太

〔事蹟合考〕に云、紀州の人小平太と云者、〔割註〕堺町薩摩座ノ始祖。〕江戸に下り、中橋の廣小路、いまだ葭原なる所に、芝居を立、人形をまはせて、諸人に見す。是寛永年中の事なり。其頃小平太が人形、こな土偶なりしが、通四丁目に、京都より下りて、江戸中に唯一人渡世しける人形師、鶴屋と云し者ありしに申付て、不レ焼木偶人にしたり。もとより小平太紙の鼻を用ひしと云々。其頃の質素を見るべし。

〔十二〕虎屋七右衛門芝居

昔淺草寺境内に、虎屋七右衛門と云ふ歌舞妓芝居ありしよし、そのころの狂言、をどり小唄、せりふをかきたるふるき板木を、松壽軒主人得て、硯箱につくれり。年號なきによりて、時代つまびらかならず。案るに、貞享四年淺草觀音開帳あり。そのころのもの歟。その板木を摺うつして左にあらはす。すゑに小唄、せりふ、或は狂言の繪などあれど、板磨滅して分明ならず。よりて略しぬ。



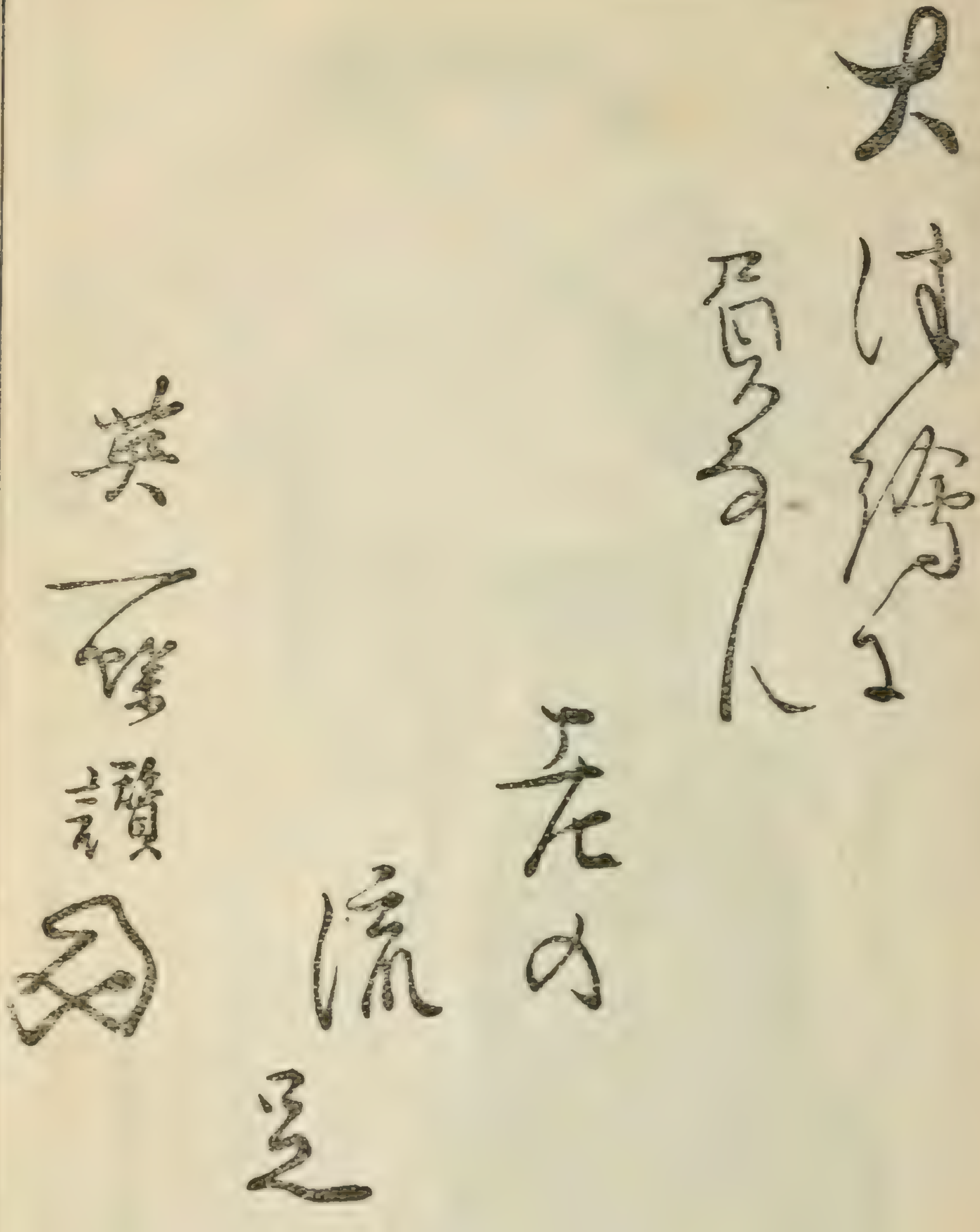
松蘿館所蔵



(十三)英一蝶大津繪讃 縮圖

山東軒斯藏

右繪の上にたの如く賛辭あり





七七〇

〔十五〕大高子葉の烟管筒

下に圖をあらはす烟管筒は、大高源五、常におぶる所の物なり。京師にありし時、みづから俳諧の句をかきつけて、小野寺氏の僕久右衛門と云者にあたふ。久右衛門後に金粉を以て、これを修飾しけるよし、京四條室町河津氏、これを得て秘藏しけるを、予が好古の癖あるをきゝて、これをゆづらる。別に傳系の書ありといへどもこゝには略しつ。

案るに、大高氏、俳諧を、水間沾徳の門に學びて秀吟おほし。沾徳が〔文蓬莱〕、其角が〔焦尾琴〕〔類柑子〕等に、其句あまた見ゆ。沾徳、初號を沾葉といふ。ゆゑに大高氏の俳名を子葉といへり。富森春帆、神崎竹平等おなじ門人なり。

〔十六〕深見十左衛門傳

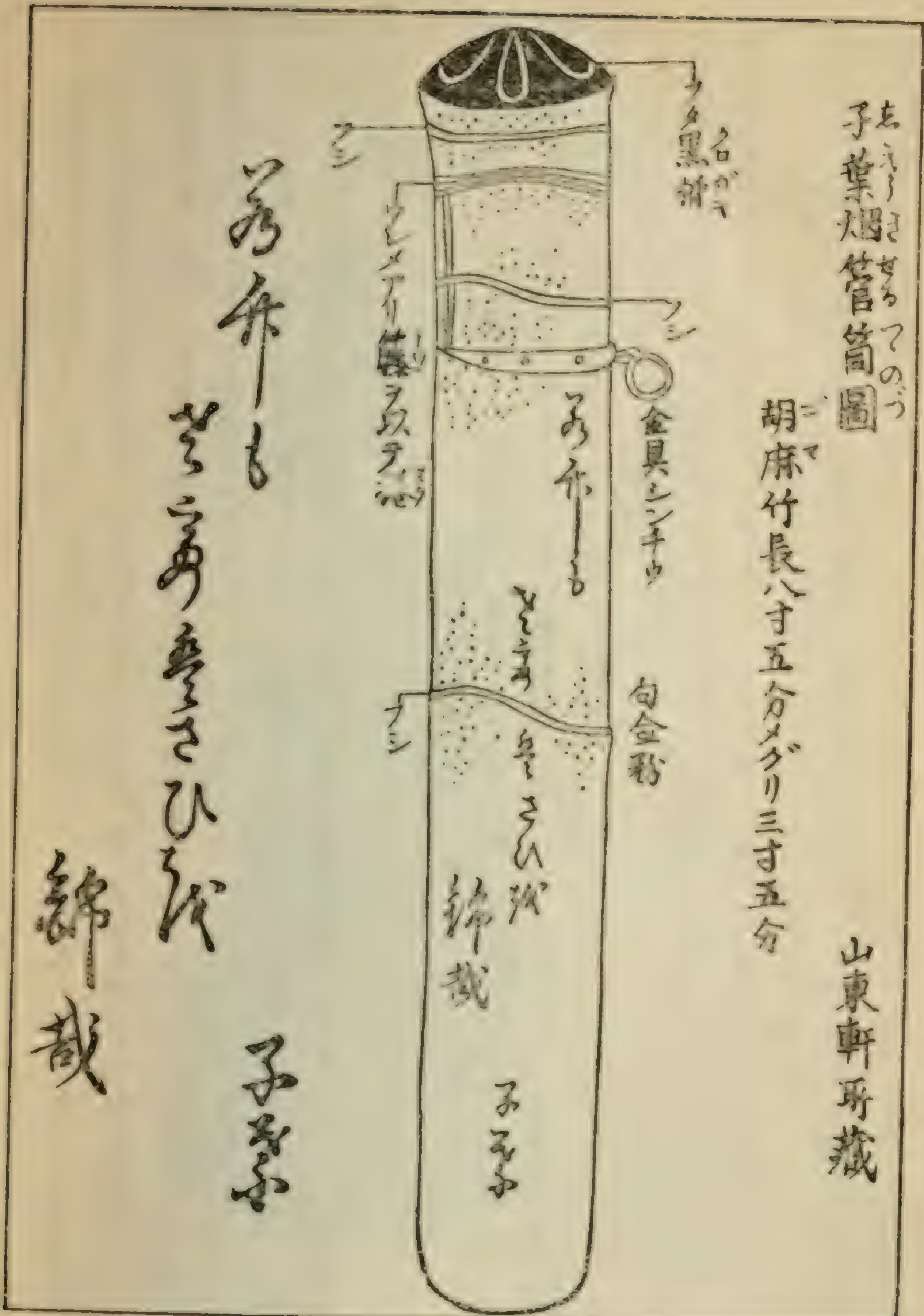
深見十左衛門、本姓は深溝、名は貞國と云。寛文の頃、江戸に六方男達といふものあまたありし、其徒のかしらなり。强をくじき弱をたすけ、人の危急を見て、すくはずといふ事なし。曾て俳諧をたしみ、延寶年中、難波の梅翁宗因江戸に下りし頃、其門に學ぶ。一時の句に、

名月や來て見よかしの額際

身のたけひくき男なりしが、額はひろくぬきあげたれば、此句あり。其頃の小唄に、額のきはの前から見えぬを來て見よかしのヱと。うたひけるよし、天和の頃、ゆゑありて謫せられし、翌年春の句に、

梅なれや花橘はかゞねども

此句、吉兆となり、廿八年を過て、寶永中歸鄕す。老年におよびても、二尺四五寸の朱鞘の大脇差をはなさず。形容年より若く見えて、氣力壯年の者に增りしとぞ。つひに剃髪して自休と稱し、菩提所本鄕片


子葉烟管筒圖
胡麻竹長八寸五分メグリ三寸五分
山東軒所藏
フシ
フシ
フシ
金具シンチウ

町龍光寺のうちに菴をつくりて住ぬ。享保十五年三月十八日歿。享年九十歳。龍光寺に墓碑あり。一應院心溪自休菴主墓としるす。傳へて云、十左衛門若かりし時、人と打あひ、むかふ齒を三枚かきけるが、金を以て入齒をつくり入れしとぞ。〔割註〕以上〔古今俠客傳〕〔洞房語園〕の說に、予か考へをくはへてかきつけつ、髭の意休、實は此人の事なり。」

近世奇跡考 巻之五

(一)英一蝶の傳

諸書にのする所誤すくなからず。且もらせる事おほし。案るに、一蝶、承應元年攝州に生る。父を多賀伯庵と云ふ。某侯の侍醫なり。一蝶、寛文六年十五歳の時江戸に下り、狩野安信を師とす。姓は藤原、多賀氏、名は信香、一に安雄、幼名を猪三郎と云ふ。後に次右衛門といひけるよし、「寧海雑談」に見ゆ。或云、助之進、剃髪して朝湖と稱す。翠簑翁、牛丸、暁雲堂、狩草堂、一蜂閑人、〔割註〕後門人にゆづる。「二閑鷗人、隣樵庵、翠藻軒、北窓翁等の諸號あり。書を佐玄龍に學びて、後一家の風をかきて書名あり。俳諧を芭蕉に學び、其角、嵐雪等と交りふかし。俳號を暁雲、又和央「洞房語園」と云。一蝶と稱し、北窓翁と號し、深川長慶町に住ぬ。「人物志」享保九年甲辰正月十三日病て歿せり。享年七十三。二本榎承教寺〔日蓮宗〕塔中顕乘院に葬る。法名英受院一蝶日意。

辭世　まぎらかすうき世の業の色どりもありとや月の薄墨の空

門人英一橘、陶宗。

〇英一蝶——一舟　名信勝、號中意斎、俗稱彌三郎。明和五年正月廿七日歿。

男二世
——一蜂　名信勝、俗稱長八。
次男
——一蜩　俗稱百松、又與内、一説ニ號ニ孤雲。

嵐雪〔その袋〕花に來てあはせばおりの盛哉　　曉雲

同　　朝寐して櫻にとまれ四日の雛　　同

　　戸塚にて

〔溫故集〕　此みぎりひだり鎌倉すゞ堅魚　　同

此餘畫讃の文或は句あまたあり。記しつくすべからず。

○深川靈巖寺の後、海邊新田に、宜雲寺といふ禪院あり。一蝶歸鄕して後、しばらく此寺に止みけるよし、寺中の繪障子のたぐひ、すべて一蝶が筆なり。ゆゑに、世人一蝶寺と云。其繪、ちかごろの回祿にほろびしとぞ。○一蝶の母剃髮して妙壽と云。一蝶謫居にある間、友人横谷宗珉の家にやしなふ。一蝶歸鄕して後、六年をへて、正德四年三月晦日歿せり。

〔二〕朝妻船の讃の考

朝妻船讃　隆達がやぶれ菅笠、しめ緒のかつらながく傳りぬ。是から見ればあふみのや。あだしあだ波、よせてはかへる浪、朝妻船の淺ましや。嗚呼またの日は、たれに契りをかはして、色を、枕はづかし、僞がちなる我とこの山、よし夫とても世の中。　北窓翁一蝶畫讃□◯

〔割註〕右の文、世にうつし傳ふる所、あやまりおほし。今柳塘館所藏の正筆を以てうつし出す。

一蝶若かりし時、友なる人都よりのつとにとて、也足軒通勝卿、船中妓女といふ題にて、

　このねぬる朝妻舟のあさからぬ契をたれにまたかはすらん

とみづから極したる短冊を、得させしをよろこびて、祕藏せしが、ある年、近江の彥根にいたり、こゝかしこ名所見めぐりけるうちに、朝妻〔割註〕近江國坂田郡。〕の古跡に目とゞまり、通勝卿の詠歌をおもひ

いだして、懐舊のあまり、やがて、かの朝妻舟のかたをゑがき、且朝妻舟といふ小唄をつくりけるとなん。其句か何に、

棹には鼓もうたず歌もなし

〔五元集〕にあり。おもふに、是も一蝶が繪の讚なるべし。その後、某侯のみまへに陪して、市川檢校〔神田なべ町〕がいとに合せて、一蝶みづからこれをうたひけるとかや。かの朝妻舟の繪につきては、あらぬことどもを云ひ傳ふるといへども、もとよりのそら言なり。人の見知りたる、繪のうちに、くゞつ女の烏帽子水干着たるかたをば、一蝶、晩年にかきたり。始は只、小舟のうちに烏帽子つゞみなど、とりちらしたるさまをかきけるとぞ。〔同上〕以上、一蝶がながれをくむ某の翁、その師某のかたりつたへたることゝて、みづから筆記せる說なり。此說あきらかにして、且據したりといへども、これにつきていさゝかながらかうがへを下にあらはす。〔○案るに、通勝卿の歌にもとづきしのみにあらず。〕

〔六百番歌合〕　寄遊女戀　　後京極攝政

誰となくよせてはかへる浪枕うきたる舟の影もとゞめず

〔新續題林〕羇下　岸頭傀儡　　實陰卿

あだ浪の枕さだめぬ河ぎしに誰とまれとたまつ陰の宿

是等の歌にも、おもひよりたらん。且筑摩山は、近江の名所にて、おほく床によせて歌によむ。ゆゑにいつはりがちなる、我とこの山とはかきたらん。元祿の頃までは、隆達ぶし行はりたれば、一蝶、聲よくてこれをうたひ、且小唄の文をも、あまたつくれる中に、朝妻舟、しのゝめ〔洞話〕一名かやつり草。」などいふは、ことにはやりて、其頃のたはれを等、もつぱらうたひし小唄なり。そのゆゑに、元祿十六年印

本〔松の葉〕といふ音曲本に、朝妻舟の文を、端歌の部にのせて四段あり。其文左のごとし。

あさづまふね

あだしあだなみ、よせてはかへるなみ、あさづまふねのあさましや。あらまたいつは、たれにちぎりをかはして、いろを、まくらはづかし、いつはりがちなるわがとこの山、よしそれとてもよの中。

おなじく

うきねつらさの、まつちの山の風、ゆふこえくれてさゝをぶね、あらさだめなや。とこのうら波、友なきちどり〳〵、たえぬおもひに月日をおくるも、あだ人心、よしあふまでのうつりが。

おなじく

あだしあだなる身はうきまくら、ならばぬほどのとこのつゆ、あらいくたびか。そでにあまれるなみだのいろを、あらたもとのいろを、みねのもみぢば、ひとりこがれて、まくらのなみだ、あはれと人のとへかし。

右の文を案るに、隆達が小唄の調にならひてかけるものなり。右の小唄、世におこなはれたるゆゑに、はじめの一段をかきて、繪をそへたるならん。一蝶自作の四季繪の跋といふものに、「若かりし時あだしあだ波のよるべにまよひ、時雨朝がへりのまばゆきを、いとはざるころほひ」とかけるも、かの小唄をうたひつゝ、あそびがもとに通ひし、若ざかりをおもひいでゝの文なるべし。〔割註〕〇はしがきは繪をそへたる時、別につゞりたるものとおぼえて、寛文十二年印本〔糸竹初心集〕にのせたる小唄に、

▲すげ笠ぶし

やぶれすげがさ、やんや、しめをかきれていの、おゝおい、さらにきもせず、ゑいさんさ、やあさんさ、すてもせず。

又くあるは、隆達ぶしの小うたなり。寛文のころ、一味線にも一節切にも合せて、もつぱらにうたふ。かのはしがきに、〇隆達がやぶれすげ笠しめをのかつら、ながく伸りぬと、かきたるは、右のすげがさぶしの長くつたはりたることをいへるなり。すげ笠は、あふみのを赤なるによりて、これから見れば、あふみのやとはつゞけたらん。りうたつは慶長のころ、泉州堺に住みし小唄の名人なり。其後、予が骨董集につまびらかなり。一蝶作の小唄は、おほく花都といふ作人、ふしを付けたり。しの、めといふ小唄も、〔絵の鑑〕に、武州花都作とあり。これふし付けをせし事なり。文を作りたるにあらず。再案に、〔焦尾琴〕に、あさづま船に鼓を入て月を見侍る女の、水干に扇かざしたる画にもかきて、

おもふ事なげふしはたれ月見船　　　其角

〔割註〕これらも一蝶が絵の賛なるべし。

〔三〕蕉翁の讃の考

近習〔割註〕イ＝往事夢に似たり。さめたるまた、うつゝにあらず、或日。鎌倉其角と共に、深川なる芭蕉庵に遊ぶ。夕に帰る途中の吟、

たがかけのたがたがかけて帰るらん

蝶子此句にはづんで

身をうすのめとやもひきる世に

栄枯うつりかはり、芭蕉もやぶれ、鎌倉もくだけたるに、我のみ残る深川の、今日おもへば、はからざ

る世や。以上。

〔割註〕案るに、貞享中、一十多賀朝湖といひて、呉服町一丁目新道に居住、年三十五六才、其角てれふれ町に居住、年廿六七才の頃、兩人芭蕉菴にいたりて、かへるさの口ずさみなりと、〔夢中菴夜話〕に見えたり。ばせをもやぶれ、蝶舍もくだけたるに、我のみのこる深川と、かきたるは、一蝶晩年、深川長堀町に居住の時、懐舊のこゝろをのべたるならん。〇右讃に六十九翁一蝶とかきたるあり。これ享保五年にあたれり。」

〔四〕助六狂言の考

諸説皆虚妄なり。延享中板本「栢莚一代記」を見るに、正徳三年四月、木挽町山村座において、栢莚〔割註〕二代目團十郎。」はじめて此狂言をす。時に年廿六。花屋形愛護櫻と云。狂言の二番目に、江戸半太夫淨瑠璃にて、白酒賣新兵衛、實は荒木左衛門に扮する者、いくしま某、田畑之助、後に花川戸助六に扮する者、市川團十郎、傾城總角に扮する者、玉澤林彌なり。これ津打半右衛門がつくれる狂言なり。此前、上み方に、萬屋助六傾城總角二代紙子と云ふ淨瑠璃あり。正徳中、三浦屋の總角、名妓のきこえ高かりしゆゑに、かの淨瑠璃にもとづきて作れるなり。狂言中に、紙子の事あるは、二代紙子といふを、ほのめかせたる、作者の意趣とおぼし。扨花川戸〔割註〕貞享江戸繪圖舟川戸とあり。古名鑑」の助六といふは、淺草三谷の侠者にて、さしてことなる所行もなき者なれども、これもかの萬屋助六と同名なるをもつて、三浦の總角に對して、其名をかりもちひたるものゝよし、彼三谷の助六身まかりし後、同所日照山易行院と云、淨土宗の寺に葬けるよし、〔割註〕易行院は、もと北馬道のかたはら、やぶの内と云所にあり。其頃のことゝぞ。窺文翁の説なり。」髭の意休が事は、〔洞房語園〕の髭盡しの文に、髭の達人は、


正徳三年始て助六の狂言をせし時の絵本を
近藤助五郎清春が筆
男達助六


あげまき
ひげのいきう

もろこしに關羽、日本に朝比奈、宗祇、女郎買に無休あり。十あり云々。髭の無体と云は、元禄中の幇間なり。十と云は、深見十左衛門自休が事なるべし。此人髭おほきくぬきて、頬髭あり。髭の十ともいひけめ。名は髭の無体を翻用し、仕業は深見十左衛門入道自休が事をとり用ひ、合して以て、髭の意休とはしたるならめ。又「江戸鹿子」を見るに、北八町堀椿屋清左衛門と云者、朝顔といふ煎餅を賣る。其頃の名品なるゆゑに、朝顔せん平といふ名は、まうけたるなり。其後、正徳六年正月、堺町中村座において、式例和曾我の二番目に、梢蓮ふたゝびかの狂言をす。これを和助六と云、助六の揚作、八ツハ鮫鞘、一ツ印籠、みな其頃流行の物なり。明暦、寛文の頃の歌舞妓狂言の古圖を見るに、若衆形の惣領などに、すべて紫のはちまきをす。「江戸鹿子」に云、むかしは美童に、綾羅を身にまとはせ、紫のきれをはちまきにして、いろ／＼の藝をなす云々。助六がはちまきも其遺風なるべし。〔補註〕かゝるよしなしごとを、ふかくたづぬるも、人わらひなることにはあれど、わらはべのかたりぐさに、しるしおきつ。」

（五）十寸見河東の像

本姓は伊藤、十寸見堂と號す。ゆゑに以て氏とす。俗河部屋右衛門と稱するゆゑに、河東と云。江戸品川町の豪家なり。志世利にかゝはらず、酒をたしみ遊蕩し、つひに家を破りて、半太夫藍雲の門に、淨瑠璃曲を學び、つひに一家をなして、出藍のほまれ高し。享保十年乙巳七月二十日病を以て歿す。享年四十二。築地本願寺塔中成勝寺に葬る。棺を送りて寺にいたる者、千を以てかぞふ。門人夕丈を養ひて家をつがしむ。二代の美をなして、家聲をおとさず。其なかれ、今にたえずして河東節と稱し、江戸の名物とす。牛島長命寺にも、河東代々の墓あり。元祖の法名清西とあり。以上。成勝寺の墓碑の

文に、予が考へをくはへてしるす。

〔袖かゞみ〕といふ淨瑠璃本のおくに、

引よせて腰より下の柳哉　河東

江戸淨瑠璃太夫始祖

○薩摩淨雲―正保の頃の人○次郎右衛門入道―門人 長門太夫―門人 肥前太夫―延寶の頃の人〔元大坂町住〕肥前ぶしの祖

―門人 半太夫―貞享元祿中人 幼名半之丞 堺町あやつり芝居座元 剃髪して坂本梁雲と云 甚左衛門町に住―門人 河東―夕丈門人養子

―河丈

〔六〕竹婦人の傳

享保の頃、淺草竹門に住し、俳諧師岩本乾什、河東としたしく交り、河東節の文をあまたつくれり。竹婦人作とあるは、皆乾什が文なり。

○縮蓬萊　○浮む瀬〔割註〕奈良茂が爲につくれるとぞ。」○いの字扇〔割註〕享保十九年訥子が爲に作る。」○江の島　○禿萬歳　○有馬筆　○水調子〔玉菊追善〕○花がたみ〔河東追善〕

此餘、なほあるべし。

乾什は、貴志沾洲の門人にて、初名を呉丈といふ。千歳兒とも號す。寶暦九年二月十七日歿す。淺草寺境內、人丸社の前に、辭世の句をしるしたる碑あり。

辭世　雪解や八十年のつくりもの

〔七〕萬字屋玉菊の傳

吉原の盆灯籠は、角町中萬字屋勘兵衛がもとの名妓玉菊よりおこれる事にて、めづらしからざれば、更にいふべくもあらず。玉菊、正徳中、七月のはじめ、身まかるよしを傳ふるは妄説なり。享保十三年印本〔袖草紙〕〔割註〕玉菊追善句集。」といふものを案るに、享保十一年三月廿九日身まかりぬ。光感寺といふに葬るよし、たづね見るに、しかとしれがたし。始て灯籠をともせしも、享保元年といふは妄説なり。玉菊死せし享保十一年七月、新盆の節、新盆を祭るため、中の町俵屋虎文、揚屋町松屋八兵衛等、發起せし事なり。ゆゑに七月死せしとおもふ人おほし。竹婦人玉菊追善の淨瑠璃水調子を作りしは、享保十三年三回忌の時なり。ゆゑに二をわり三をわり年をへてといふ文あり。玉菊曾て河東節の三絃をよくひきしゆゑに、十寸見蘭洲〔割註〕江戸町二丁目つるつたや庄二郎。」もよほしにて、かの淨瑠璃を作らしむ。おなじ時、乾什かの袖草紙をあらはす。玉菊、日ごろ大酒を好み、つひに酒にやぶられ、廿五才にて死せしといふ。かの句集に、酒の事をいひたる句おほければ、さもあるべし。水調子の文に、その醉ざめの夢の世に、とかけるもそのゆゑなり、烝としげみ、しのぶといふ。諸のいへに摘の葉をいるゝ事、玉菊がはじむといふ。これらの事は水調子の文を證とすべし。

〔八〕玉菊拳まはし

享保中、酒を好む者、拳相撲といふことをして、もつぱらはやりけるが、玉菊、その事を上手にせしよし、新吉原小田原屋某、玉菊が手におほひし拳まはしといふものを、今にをさむ。甲かけと云ふものゝごとく黒天鵞絨にてつくり、金糸にてかくのごとき紋をぬひたり。是かの拳相撲にもちゐたる手おほひなりとぞ。


俠者
朧の喜三郎

〔九〕腕の喜三郎

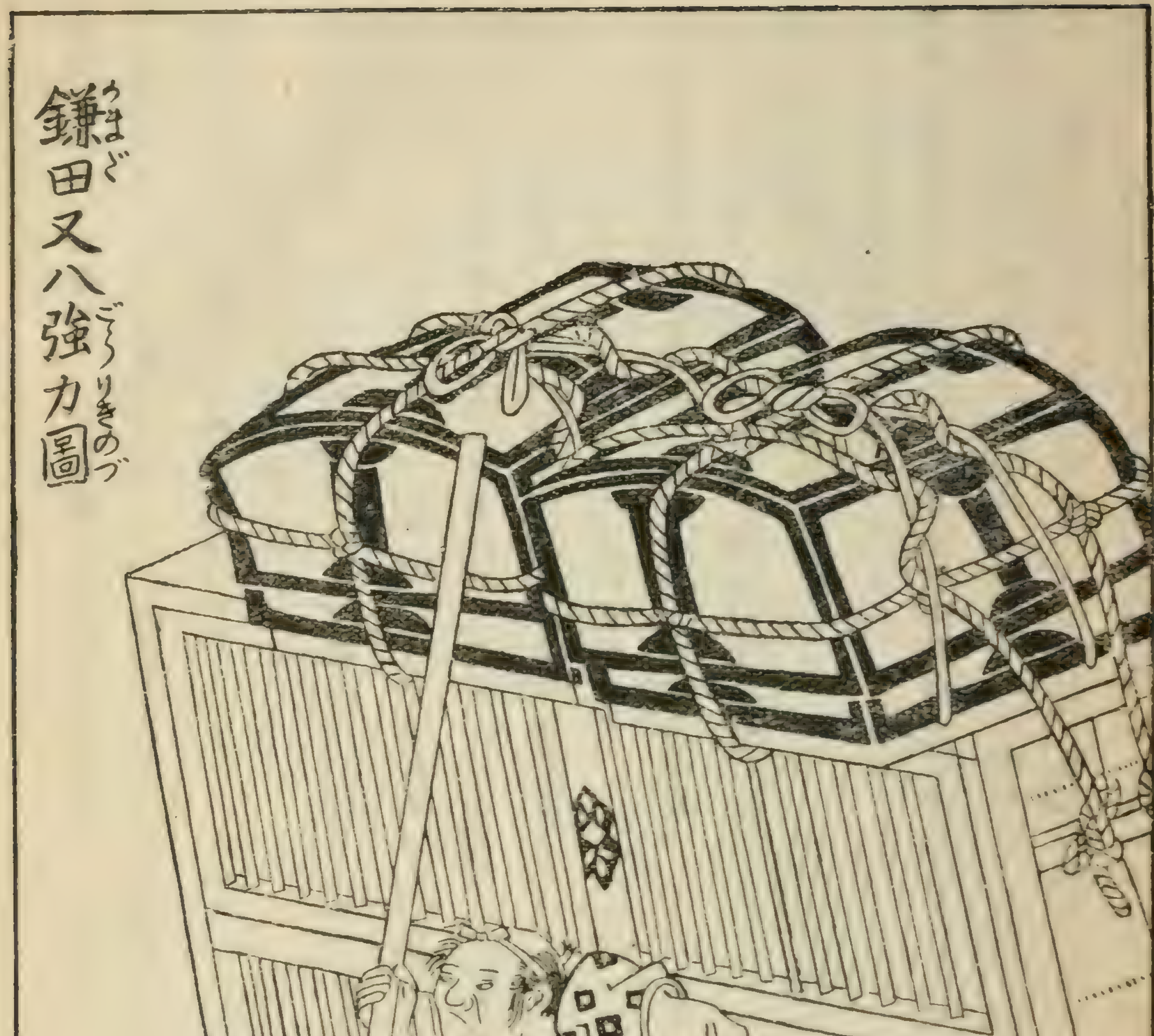
晉子其角云、中古野出の喜三郎と云者、片腕をきられ、骨に皮引かゝりて、見ぐるしかりしを、鋸にて肱のほどより引きりて捨たり。桑門となりて、片枝と號すと、〔五元集〕鍋合の卷に見ゆ。案るに、寛文中の俠者、腕の喜三郎といひしは、是ならん。

〔十〕鎌田又八

伊勢松坂の産にて、江戸本町に住し町人、鎌田又八と云者、世に希有の大力なり。〔新著聞集〕〔割註〕寛延二年板本。〕にいふ、鎌田又八江戸にありし時、幅一間に、よく〳〵三尺の戸棚をこしらへ、ふとき結綱と、一握ある樫の棒をそへおきしが、明暦三年の回祿の時、くだんの戸棚に、諸るいをかざりにつめ、着物いれし葛籠二ツうへにゆひつけ、連尺にてせおひ、樫の棒をつき、道のさまたげになるものあれば、左右へ投やりつゝ、群集をおしわけ、車長持のうへをふみ越て、淺草にのがれ去よしをしるせり。此一事を以て、強力のほどおしてはかるべし。〔割註〕淺草觀音佛殿の柱に、又八がおよびの影と云傳ふるくぼかなる所あり。實は柱に、ものゝあたりて、自然にくぼみたるものなるべけれど、又八が大力のきこえ高きゆゑに、ふといひ出したる、ふるき傳へとおぼし。

〔十一〕加賀千代尼の傳

千代は、加賀松任の驛〔割註〕金澤ヨリ諸ノ方ヘ四里去。〕福増屋六兵衞といふ者の女なり。いとけなき時より、風雅の志あり。一時俳諧の句をせしを、父母聞て、さばかりの志あらばとて、行脚の俳人〔割註〕一説支考門人廬元坊ト云。〕を家にとゞめて學ばせけり。扨十八歳の頃、金澤の福岡某が家に嫁す。其後夫身まかりければ松任にかへり、父の家にありて、ます〳〵俳諧をたしみ、廿三歳の時京にのぼ


鎌田又八強力圖

り、勢州にいたりて、梨林舎乙由の門人となれり。廿七歲の時再び上京す。其後、頭をそりて素園といふ。容貌美にして言語少く、常に閑寂を好む。書も又よくす。松任は京へゆきゝの要路なれば、日毎に諸國の旅客に交り、もとむるに應じて、書畫をあたへけるゆゑに、其名、海内にきこえけるとなん。安永四年九月八日寂す。享年七十四。辭世、

月も見て我は此世をかしく哉

金澤專光寺〔一向宗〕に葬る。又松任聖興寺に碑を立て、辭世の句を刻む。以上。千代尼の一族、松任驛村井屋小十郎ものがたりき。〔割註〕〇千代秀吟おほし。朝がほはつるべとりの句、起きて見つ寐て見つの句、百なりの句のたぐひ、人口にあれば、こゝにはもらしつ。〇一説に、千代、北越の奥僻邑に俳を學ぶと云。予このごろ、俳門の雄たる浪花主人にまみえとひしに、其說にたがはずといひき。〇又一書に、

ほとゝぎす〳〵とてあけにけり

といふを、千代が初學の句なりといふは誤ならん。

ほとゝぎす〳〵とて寐入けり

といふ、伊勢の涼菟が名句あり。

〔十二〕大橋柳町の考

慶長の頃までは、江戶の傾城町處さだまらず。所々にありしうち、麴町八丁目、鎌倉川岸、大橋のうち柳町にあり。大橋は今の常盤橋の古名なり。柳町は今の道三川岸の邊なりと云。是背山の說なり。案るに、〔事跡合考〕に云、今の京橋具足町の東、蓼沼の潮入を築立て、傾城町とす。其地取丸くし、一方口にして、南の片側をすみ町、北の片側を柳町と名づけ、中・北の通りを、中の町と名づく云々。是、奇

説なり。此説によれば、慶長の頃の傾城町は、京橋の柳町也。今の京橋の北具足町につゞきて、柳町、すみ町あり。兩町背を合せたる町なり。［割註］すみ町は、町のすみなるゆゑに、しかいふ事、今は炭町とかく。私に竹町と云。竹屋おほし。」享保五年寫本の［洞房語園］に、吉原の角町は、京橋角町の傾城屋ども、此町にうつり住しゆゑに、しか名づくとあれば、京橋に傾城町ありし事あきらけし。具足町、柳町の間の通りを、すべて今に中通りと云も、昔中の町といひし名残也。道のほとりのふたもと柳、風にふかれてどちらへなびこと、小唄にうたひ、町の入口に大樹の柳二株ありしと云、舊跡は、京橋の柳町なり。大橋柳町と一口にいひ傳へぬれど、大橋［割註］今常盤橋ト云。」と柳町［京橋ノ北］とは、別所なる事知るべし。其後元和年中、今云大門通りに、一廓をひらき、［割註］元吉原の事なり。」麹町、鎌倉川岸、大橋、柳町角町の者ども、すべて一所にあつまりけるうち、柳町の者は、江戸町二丁目にうつる。ゆゑに此町を本柳町ともいふ。角町の者のうつりしは、其儘角町と名づけたるよし、これも寫本［洞房語園］の説なり。［割註］江戸町二丁目を本柳丁とかきたる沽券、今にありと、又［洞房語園］に見ゆ。［同］内に云、角町仕立股引といふは、もと京橋の角町にて、仕立はじめしゆゑに、しかいふ。近き頃まで、此邊に股引屋、軒をならべてありぬ。」

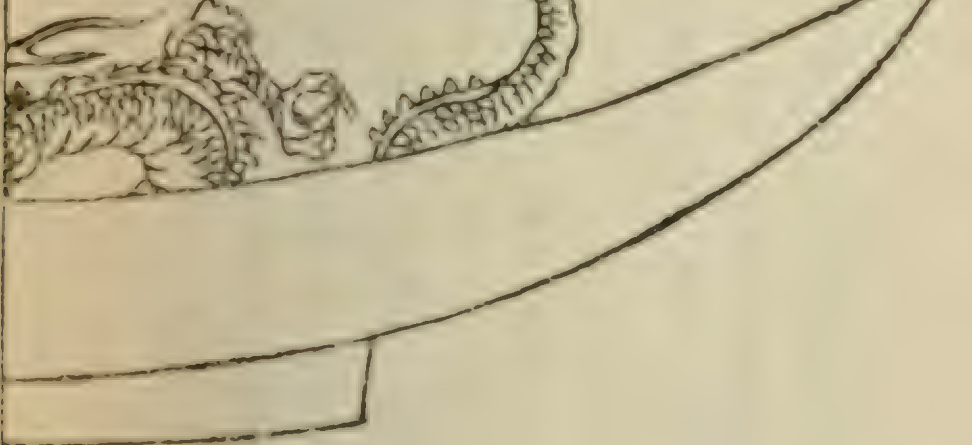
［十三］地黄坊樽次酒戰

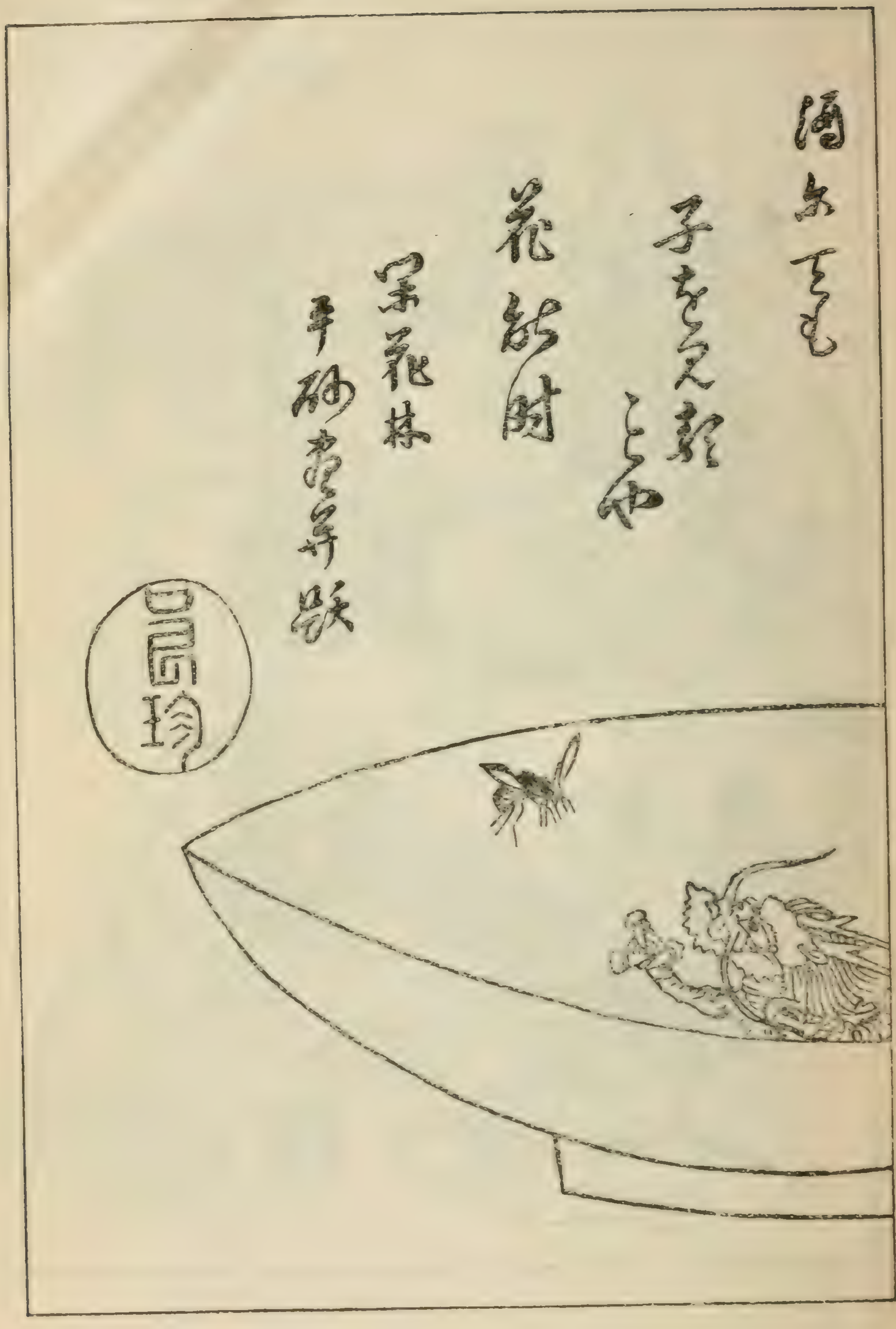
慶安の頃、江戸大塚に、地黄坊樽次と云人あり。［割註］實名茨木春朔、某侯の侍醫なり。」古今希有の大酒にて、酒友門人甚だおほく、其頃名高き人なり。又狂歌をよみぬ。［割註］或云、蒔繪が筆に居住のよし。」小石川柳町祥雲寺に、樽次の石碑あり。正面に、不動の像をきざみ、右りに酒徳院醉翁樽枕居士とあり。左りに辭世二首あり。

蜂龍盃圖

予いへる大師川原にある
盃をみしは東に友人木村太朝子もて
平砂が縁をうつしてくらふ
あふいは後の上に賛詞
あり左の如し

大塚乃大酒官城貫切積次
二子屋の中に次郎兵衛太郎
よめよくはめもとて家に伝ふ
深蜂龍といへる盃を沙深と
日記






酒戰の圖
ぢんてう


たるつぐ

みな人の道こそかはれ死出の山打越見ればおなじふもと路

南無三ぼうあまたの樽を呑ほして身はあき樽にかへるふるさと

墓石に、延寳八庚申正月八日とあり。「清涼祕」に、樽次の遺骨を葬りしは谷中三崎妙林寺なり。樽次、實の法名は信善院日宗と云。祥雲寺の碑は、酒門の高弟菅任口と云者建しとぞ。

「」おなじ頃、武州大師川原に、大蛇丸底深と云ふ富賈あり。樽次におとらざる大酒にて、酒友門人おほく名高き人なり。其子孫今に榮ふ。

「續さるみの」大師川原に遊びて樽次と云ふものゝ孫に逢て

その蔓や西瓜上戸の花の種　　清　圃

「頭書」續猿みのに、樽次とあるは、底深とあやまりたがへたる歟。」

「」又おなじ頃、鎌倉にて地黄坊常赤と云者あり。もとは眞言宗の僧なりしが、還俗し樽次に醫を學びて業とす。樽次、底深につゞきたる大酒なり。「割註」洞房語園に、江戸吉原の醫師縣升見と云者、淺茅が原心月菴にて、大師川原茨木と酒戰勝劣なしと記せるは、此坊が事なるべし。」

「」酒戰「割註」慶安の頃、大におこなはる。樽次、底深兩大將となり、敵味方とわかれ、あまた酒兵をあつめ、大盃をもつて酒量をたゝかはしめて、勝劣をわかつたはぶれなり。これは大唐日域古今の座など いふ法令あるよし、水鳥記に見ゆ。」

「」蜂龍盃「割註」これ酒戰に用ひたる七合入の大盃なり。蜂と龍と蟹の蒔繪あり。させのまふ肴をはさむといふこゝろとぞ。底深子孫大師川原の某氏今に藏す。」

「」水上記「割註」二卷あり。樽次の自作。底深と酒合戰の戯書なり。原本大師川原にあり。世に流布の印

本二本あり。一本は寛文二年京板。一本は江戸板。上木の年號なし。ともに繪入のかながき本なり。」

〔十四〕鹿藏猿次郎

貞享中の印本〔舞曲扇林〕〔割註〕二冊河原崎權之助作。」と云ふ草紙に、六方とは佐渡島歌舞妓の時、名護屋山左が下人に鹿藏、猿次郎とて兩人あり。山左常に六條傾城町に行かよふ時供しけるが、鹿藏は生れづき奴にて、座敷に出てもあらけなき事をいひて興あり。猿次郎は自然とをかしき男ぶりにて、ものいひたるさま、笑をもよふせり。佐渡島歌舞妓の時、〔割註〕〔羅山文集〕を考るに、慶長十九年。」三左、彼兩人を役者なして、佐渡島にかしたるなり。奴を鹿藏つとめけるより、鹿方と云。六方も六法も誤りにや。猿次郎は今の道戯なり。これは狂言のせりふに、私は今日の猿馬鹿でござるといひて笑せけり。後に猿若といひかへけるなり。かの鹿方は多門庄左衞門〔延寶の頃〕より、奴の風俗よくなりて、袴を着し、供奴つれていたしけるより、鹿方あらたまりけり。これより前は紺のだいなしにて、髭をかけ、すあしにていたしけるなり。〔割註〕案に、坊主小兵衞等、もつぱらこれをしたり。今奴丹前と云、この遺風歟。」猿次郎より後に猿若とあらためしは、猿若三作、江戸にては中村大勘三郎彥作なり云々。以上。〔割註〕鹿方、猿馬鹿の說は信じがたしといへども、鹿藏、猿次郎の事奇說なれば、こゝにかきつけおきつ。」

〔雍州府志〕云、其稱猿若者。三左衞門所每赴之娼家。奴隷男有猿者。性魯鈍而。不通人情。三左衞門常玩之。至今有狂言。猿若是皆所假爲猿若者也云々。〔割註〕右にいふ三左衞門は、すなはち名ごや三左衞門なり。此說、前の〔舞曲扇林〕の說に似たり。〔雍州府志〕は、天和中の書なり。いづれふるき傳へとおぼし。」

近世奇跡考 終

昭和參年七月十日印刷
昭和參年七月十五日發行

不許複製

日本隨筆大成第二期第三回

編纂者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎

東京市本鄕區森川町一番地
發行兼印刷者　櫻井庄吉

發行所
東京市本鄕區森川町一番地
日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京二六七〇〇番
電話小石川三、〇二二番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稻田鶴卷町　國際美術社



